

# 規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和 6 年 5 月 31 日  
規制改革推進会議



# 1 はじめに

規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画等に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

## (フォローアップ対象)

- ①規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定) .....P6
- ②規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)等 .....P37
- ③規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定) .....P72
- ④規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) .....P91
- ⑤規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定) .....P100
- ⑥規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定) .....P103
- ⑦規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定) .....P107
- ⑧規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定) .....P110
- ⑨規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)等 .....P111
- ⑩規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) .....P111
- ⑪規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定) .....P112

※②～⑪については、令和4年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項についてフォローアップを実施。

## 2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)】計115件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し		1			
個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション分野>	7		25		
個別分野の取組<人への投資分野>	11	1	12		
個別分野の取組<医療・介護・感染症対策分野>	10		19		
個別分野の取組<地域産業活性化分野>	3		6		2
個別分野の取組<共通課題対策分野>	2		16		
合計	33	2	78		2

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し					
(1) 7項目のアナログ規制等の見直し		1			
小計		1			

個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1) スタートアップを促進する規制・制度見直し	1		6		
(2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し			3		
(3) AI活用を推進する規制改革	1				
(4) 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進	1				
(5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革			1		
(6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備			1		
(7) 生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化			1		
(8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通			2		
(9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し			1		
(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への資金支払実現			1		
(11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方			1		
(12) Society 5.0の実現に向けた電波制度改革	1				
(13) 放送に関する制度の見直し			2		
(14) デジタル時代における著作権制度の在り方			1		
(15) 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進			1		
(16) 無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化			1		
(17) ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定			1		
(18) Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大	1				

個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(19) LPSの事業内容の拡大			1		
(20) 外国人エンジニアの就労円滑化	1				
(21) 一般送配電網以外における高速PLCの使用範囲の拡大	1				
(22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設			1		
小計	7		25		

個別分野の取組<人への投資分野>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進			1		
(2) 労働時間制度の見直し			1		
(3) 副業・兼業の活用促進	1				
(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し		1			
(5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化			1		
(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し	1				
(7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進			1		
(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」	4		1		
(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革	2		3		
(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し			1		
(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援			1		
(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備	1				
(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革	1				
(14) 企業主導型保育事業の規制改革	1				
(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施			1		
(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3～5歳のみの保育)			1		
小計	11	1	12		

個別分野の取組<医療・介護・感染症対策分野>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1) デジタルヘルスの推進①ーデータの利活用基盤の整備ー			3		
(2) デジタルヘルスの推進②ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー	1		5		
(3) 医療関係職種間のタスク・シフト/シェア等	1		4		
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化	3		3		
(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討			1		
(6) 救急救命処置の範囲の拡大			1		
(7) 救急救命処置の先行的な実証			1		
(8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化	1				
(9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い	1				
(10) 外国人の医療アクセスの改善			1		
(11) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化	1				
(12) 障害者支援のための規制改革の推進	1				
(13) ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例	1				
小計	10		19		

個別分野の取組<地域産業活性化分野>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等			1		
(2) 卸売市場の活性化に向けた取組			1		
(3) 農協改革の着実な推進					1
(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施			1		
(5) eMAFF 地図の積極活用	1				
(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	1				
(7) 畜舎に関する規制の見直し					1
(8) 適切な水産資源管理の推進			1		
(9) 改正漁業法の制度運用(漁業権の免許)			1		
(10) 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化	1				
(11) 農地の適切な利用を促進するための施策			1		
小計	3		6		2

個別分野の取組<共通課題対策分野>	措置済	未措置	検討中	未検討	—
(1) 行政手続に関する見直し	1		11		
(2) 司法手続に関する見直し			2		
(3) 民間手続等に関する見直し	1		3		
小計	2		16		

【規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)等】計93件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し		7	8		
デジタル分野以外の横断的な取組	4		2		
個別分野の取組<スタートアップ・イノベーション>	6		9		
個別分野の取組<デジタル基盤>	4	1	3		
個別分野の取組<人への投資>	9		7		
個別分野の取組<医療・介護・感染症対策>	5	4	7		
個別分野の取組<地域産業活性化>	8		8		1
合計	36	12	44		1

【規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)】計44件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
デジタルガバメントの推進	1		4		
デジタル時代に向けた規制の見直し	6		7		
成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	12		5		3
雇用・教育等	1		4		
その他横断的課題	1				
合計	21		20		3

【規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)】計32件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
成長戦略分野	2		2		
雇用人づくり分野	1		3		
投資等分野	4		3		
医療介護分野	4		6		
農林水産分野	4		1		2
合計	15		15		2

【規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)】計10件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	1				1
水産分野					1
医療・介護分野	2		1		
保育・雇用分野	1				
投資等分野	2		1		
合計	6		2		2

【規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)】計17件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林分野	4				
水産分野			1		
保育・雇用分野	1				
投資等分野	7		3		
その他重要課題	1				
合計	13		4		

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)】計18件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
人材分野			1		
投資等分野	14		3		
合計	14		4		

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)】計2件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農業分野	1				
投資促進等分野			1		
合計	1		1		

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)等】計2件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
投資促進等分野			1		
地域活性化分野					1
合計			1		1

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)】計6件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野	1				
創業・IT分野	2				
農業分野	3				
合計	6				

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)】計1件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
エネルギー・環境分野			1		
合計			1		

※ 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースに関連する実施事項については、現在実施計画に掲載された経緯や、その手続面等の妥当性を含めた調査が内閣府において行われていることから、当該調査の終了を待ち、当該調査結果を踏まえ、改めてフォローアップを行います。

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローアップの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローアップの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの)

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	
								規制改革推進会議評価	措置状況
規制改革実施計画(令和5年6月18日開議決定)									
デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し									
(1) 7項目のアナログ規制等の見直し									
令和5年6月16日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し	1	7項目のアナログ規制等の見直し 「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政分科会決定)による見直しと併せて7項目のアナログ規制(監視規制、実地監査規制、定指検査・点検規制、委託・委任規制、面談検査規制、対価講習規制及び住訪検査・縦覧規制)及び「ロボット・ドローン等の記録媒体を指定する規制等」について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置(令和6年1月まで目途)	内閣府 内閣府 警察庁 公正取引委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 ことば家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政分科会と連携し、7項目のアナログ規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政分科会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた規制6364条項のうち281条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを実施する。	未措置	継続F
個別分野の取組									
<スタートアップ・イノベーション分野>									
(1) スタートアップを促進する規制・制度見直し									
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	1	海外起業家の外国人起業家としての認定を容易にする「外国人起業家としての認定を容易にする」(令和5年6月16日閣議決定)の施行 a 法務省、経済産業省及び内閣府(地方創生推進事務局)は、外国人による創業活動を支援する外国人起業家としての認定を容易にする「外国人起業家としての認定を容易にする」(令和5年6月16日閣議決定)の施行 b 法務省は、国家戦略特別区域外国人起業家活動促進事業を活用し、入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業として、自治体が発行するワーキングスペース等を最大1年間認められる特例(「ワーキングスペースの特例」といふ。)について、外国人起業家活動促進事業においても活用可能とすることを、全国展開に関して、引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。 c 法務省は、大学施設・企業施設等を、ワーキングスペース等の特例の対象施設とする「ワーキングスペース」に含めることについて、引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得るとともに、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。 d 法務省は、国家戦略特別区域外国人起業家活動促進事業及び外国人起業家活動促進事業等を活用する外国人起業家が、当該事業のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に変更等する際、申請に係る事業規模として求められる要件について、当該外国人起業家の会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額とその他の資本金等の合計を基に入国管理及び帰国認定法第5条第1項第2号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)「経営・管理」の項第2号に該当するかどうか判断できるように、必要な条件の在り方も含めて検討する。 e 法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱いについて」(平成30年1月出入国管理庁で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するオンライン・イベント施設に入室する機会において活用可能な事業規模に関する特例)に関して、実際に同特例を活用する上で必要な情報を地方公共団体等に提供できるように検討し、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。 f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人起業家活動促進事業及び外国人起業家活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、本年2月に金融機関に対して要請したところ、その実効性を確保するために定期的にフォローアップを行う。	a 措置済み b 引き続き検討を進め、令和5年度中期に結論、結論を得次第速やかに措置 c 引き続き検討を進め、令和5年度中に結論、結論を得次第速やかに措置 d 令和5年度検討開始 e 令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 f 継続して措置	a 法務省 経済産業省 内閣府 b~e 法務省 f 金融庁 財務省	a 実施時期に記載のとおり措置済 b、c 具体的な措置内容等について検討を進め、当該事業と外国人起業家活動促進事業を一体化することで、国家戦略特別区域に限らず全国で要件の給予を可能とするとともに、複数の制度の併用手続きを行うことなく、在留資格「経営・管理」における事業所確保要件及び事業規模要件を給予する期間を最長2年間に延長することとした。 d 令和5年12月の国家戦略特別区域会議提出資料及び規制改革推進に関する中間答申における記載も踏まえ、令和6年3月、在留資格「経営・管理」における事業規模要件について、有償新株予約権が活用しうることとし、入管庁HPで公表。 e 地方公共団体が起業支援を行う場合における「経営・管理」の事業規模要件の取扱いの明確化について検討を進めた。 f 令和5年2月7日、「外国人起業家活動促進事業等を活用する外国人起業家への金融サービス提供について」(金監管第28号)を発出し、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人起業家活動促進事業及び外国人起業家活動促進事業等を活用する外国人起業家が所定の要件を満たす場合には、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、金融機関に要請した。要請文発出後、金融機関等からの照会対応や、業界との意見交換会における論点提起により、制度の周知を図るとともに、地方公共団体等に対しアラングを行い、制度周知の状況把握を行った。 また、令和6年3月に、外国人口座開設対応の状況を把握するため、国家戦略特別区域外国人起業家活動促進事業及び外国人起業家活動促進事業を活用している地方公共団体にアンケートを発出した。	a 措置済 b、c 法令改正等の所要の措置を令和6年中に行う。 d 措置済 e 令和6年措置 f アンケート結果及び内容を踏まえ、令和6年半を目途に金融機関や地方公共団体等に対するフィードバックを行う。	検討中	継続F
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	2	外国人起業家活動促進事業の全国展開 外国人による創業活動を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合には、在留資格「経営・管理」の基準である「事業所の確保」等を6か月後までに満たす見込みがあれば入国を可能とする特例(外国人起業家活動促進事業)の全国展開に関して、具体的な措置内容等について速やかに検討を開始し、令和5年度中を目途に結論を得る。	令和5年度中 目録に結論	内閣府 法務省	具体的な措置内容等について検討を進め、当該事業と外国人起業家活動促進事業を一体化することで、国家戦略特別区域に限らず全国で要件の給予を可能とするとともに、複数の制度の併用手続きを行うことなく、在留資格「経営・管理」における事業所確保要件及び事業規模要件を給予する期間を最長2年間に延長することとした。	法令改正等の所要の措置を令和6年中に行う。	検討中	継続F



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	3	スタートアップの新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	a 経済産業省及び内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局(CSTI))は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップ等による新技術・新製品・新サービスの開発を促進するべく、中小企業技術革新制度(SBIR)における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持つJ-Startup 選定企業等との間でも可能とするなどについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度中の活用に向け、所要の措置を講ずる。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。 b 経済産業省及び内閣府(CSTI)は、官公庁におけるスタートアップからの調達の特に見込まれる分野についての検証を行うとともに、政府調達においてスタートアップが提供可能な新技術及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関する調査を行い、各府省等に情報提供を行う。 c 経済産業省及び内閣府(CSTI)は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技術を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級より上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、引き続き必要な検証・検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。 d 経済産業省は、スタートアップの業態等に応じた政府調達促進の目標設定や支援について、引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。	a.令和5年度措置 b.措置済み c.引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得る d.引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	a.c.経済産業省・内閣府 財務省 b.経済産業省 d.経済産業省	a 高度な新技術を持つJ-Startup 選定企業等との間で、技術提案公募からの随意契約を可能とする措置について、関係省庁と調整中。 b 各府省における新中小企業との官公需契約に関する調査を令和4年度に実施し、スタートアップが提供し得るものと思われる契約分野について検証。また、スタートアップに対して公共調達に関するニーズ調査を実施。また、その結果を基に、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関して、各府省等に情報提供を行った。 c 高度な新技術を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級より上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備については、3/28付けで技術力ある中小企業等の入札参加機会の拡大について(改訂版「公共事業を除く」)の電子化推進庁連合協議幹事会決定)を改訂し施行。具体的には、以下であった入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者についても、新たに上位の等級への入札を認めることとした。 ①主たる官民ファンド(官民ファンドの活用推進に関する関係協議会幹事会における検証対象)の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者 ②特定の国立研究開発法人の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者 ③国立研究開発法人日本医療研究開発機構又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が認定したベンチャーキャピタル等の出資先事業者 ④J-Startup地域版選定事業者 スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、各府省の総合評価落札方式による一般競争入札において、例えば1,000万円以下などの特定の役務・物資に関する一般競争入札に限り、スタートアップを対象とした一般競争入札とすることを推奨した。 d J-Startup Impactの選定やインバクトソリューションの運営等を通じて、インバクトスタートアップをはじめとした業態等を通じた政府調達促進の支援について検討を行った。	a 引き続き関係省庁と調整の上、結論を得次第、速やかに措置する。 b スタートアップに対する公共調達に関するニーズ調査について、令和6年度も実施予定。 c 引き続き制度の周知広報に努める。スタートアップ育成のための公共調達の活用促進策として、2023年度に引き続き、機動的なスタートアップの新技術による社会・行政課題の効率的な解決と公共調達を活用したスタートアップの育成を目指したツタイベント「マッチングピッチ」を開催予定。 d 引き続きスタートアップの業態等に応じた政府調達促進の目標設定や支援について検討を行う。	検討中	継続F
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	4	個別資産担保制度の創設・整備	金融庁及び法務省は、資金調達手段の充実がスタートアップや事業の成長及び促進における喫緊の課題であることを認識し、融資における新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証(事業成長担保)について、資金需要を取り込み、活用しやすい制度設計となるよう、相互に積極的な連携して早急に検討を進め、関連法案の早期の国会提出等、必要な措置を行う。 なお、事業性に着目した担保制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。	引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得る	金融庁 法務省	2022年11月、「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方」に関するワーキング・グループを設置し、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の実現に向け、検討を行い、2023年2月、報告を取りまとめた。 2023年12月、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」において、同担保制度の創設等内容をとり、事業性融資推進法案(仮称)を令和6年通常国会に提出することを目指すこと等が閣議決定された。 2024年3月、上記ワーキング・グループ報告書や基本方針の内容を踏まえ、同担保制度(企業価値担保)の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律案」を国会に提出した。 また、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備について、参考となる海外実務の調査研究や金融業界との意見交換を進めた。	左記法律案の早期成立に向けて、国会審議等に適切に対応する。	措置済	継続F
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	5	起業家の負担軽減	法務省は、令和4年度に実施された定款認証に係る公益業務に関する実態を把握するための調査について、その結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面首での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずるとともに、定款認証に係るサービスの改善や利用者の満足度向上にもつなげる。	評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については令和6年度	法務省	令和5年10月に立ち上げた法務省の有識者検討会(構成員:経済界、学術、専門資格者等。規制改革推進会議関係者を含む。)において、令和5年10月から12月までに計5回の会議を開催して、定款認証制度の必要性・見直しに関する総合的・多角的な検討を、テーマを制限することなく広く進め、その議論を踏まえた取りまとめを令和6年1月に公表した。 併せて、デジタル行政改革の中間取りまとめ(令和5年12月)や規制改革推進会議の中間答申(令和5年12月)も踏まえ、モデル定款や面首確認に関連して、運用上の改善措置を速やかに実施した。	有識者会議の取りまとめにおいて示された考え方を踏まえ、実務的検討を進めていくため、令和6年度に次期の実務者検討会を開催することとしている。	検討中	継続F
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	6	新事業活動の活用促進	経済産業省は、グリーンゾーン解消制度は、産業競争力強化の観点から、新事業活動を実施しようとする事業者が規制の適用の有無及び解釈を明確化し、委縮せずチャレンジできるための制度であることに基づき、新事業活動後押しであるよう、同制度の活用を奨励することのないよう管理しつつ、既存事業者に対する同制度の適用及び回答による前次的な影響への対応について検討を行い、内閣府との連携も含め、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得る	内閣府 経済産業省	令和5年6月6日に規制改革関係府省庁連絡会議を開催したほか、幹事会を必要に応じて開催し、内閣府及び経済産業省が連携を図り、対応の検討を進めた。 令和5年12月12日に開催した規制改革推進会議 第3回 スタートアップ・投資ワーキング・グループにおいて、グリーンゾーン解消制度の運用改善等について説明を行った。WGでの議論等を踏まえ、更なる運用改善に向けて検討を進めている。	引き続き、グリーンゾーン解消制度の運用改善を図るため、更なる対応策を検討する。	検討中	継続F
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	7	規制改革関連制度の連携の強化	規制改革関係府省は、規制改革関連制度の利用者の利便性向上のため、更なる連携の強化を検討するとともに、これらの制度に係る手続の迅速化を図るため、必要に応じて、規制所管府省庁の対応状況を整理し、定期的に公表を行うなど、統一的な進捗管理を行う。	令和5年度措置	内閣府 内閣府 デジタル庁 経済産業省	令和5年6月6日に規制改革関係府省庁連絡会議を開催したほか、幹事会を必要に応じて開催し、関係府省庁間の連携を図っている。 内閣府(新しい資本主義実現本部事務局)、内閣府(規制改革推進室、地方創生推進事務局)及び経済産業省は、令和5年12月12日に開催した規制改革推進会議 第3回 スタートアップ・投資ワーキング・グループにおいて、各規制改革関連制度の取組状況等について説明を行った。WGでの議論等を踏まえ、規制改革関連制度の連携強化に向けて検討を進めている。	引き続き、関係府省庁で連携し、規制改革関連制度の利用者の利便性向上を図るため、更なる連携の強化を検討する。	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置済	評価区分	措置状況	評価区分
<b>(2) インベーションによる新規品・新サービスの創出と安全の確保と両立を図る規制・制度整理</b>											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	8	モビリティ	<p>国土交通省は、特定空域での飛行行為にリスクを低減し、物質輸送を目的とする無操縦者航空機について、そのような形態、条件及び目的に合わせた規制となるよう、無操縦者航空機の新規導入と推進及び新たな基準の策定を進めているところ、さらに、機体性能と運用条件を考慮したスペースでの耐空性基準の設定を含む、運用の柔軟化等の必要な対応を速やかに検討し、結論を得る。</p> <p>国土交通省は、無操縦者航空機の実証実験を目的とする事業者の予見可能性を高め、事業者の技術開発に向けた「第1項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等」に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の周知を行う。</p> <p>国土交通省は、新たな空のモビリティの社会実装を世界に先立ちリードしていく観点から、空の移動革命に向けた官民協議会において、事業者や自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向けた、安全性確保を前提としつつ、耐空性基準の考え方、審査の迅速化・費用削減に資する設計の効率化、将来的なマルチステータス化に当たっての考慮事項等、イノベーションの促進に資する無操縦者航空機に関する課題整理について、速やかに検討する。同時に、今後の革新的技術による様々な特性・性能を持つ新たな空のモビリティサービスの速やかな社会実装を実現するために、今後の機体開発の動向も踏まえながら、制度全体の在り方を見直しつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っている。</p>	令和5年度 国土交通省	<p>機体性能と運用条件を考慮したスペースでの耐空性基準について、個別に事業者と調整、検討を行い、令和5年6月に結論を得た。</p> <p>各事例について事業者に対してプッシュ型の周知を行うこととしているが、試験飛行に係る事例については、航空局が主催する試験飛行の実績を掲載した。また、認証取得等に役立つ事例については、空の移動革命に向けた官民協議会の下に設置した機体の安全基準WGで議論中。</p> <p>空の移動革命に向けた官民協議会の下に設置した事業制度SGの中で、無操縦者航空機を使用した荷物輸送等に係る実証実験の実施やサービスの提供等を検討・計画している事業者・自治体等関係者からヒアリングを行い、無操縦者者の技能要件や運搬機種のための適宜に係る要件について無操縦者航空機の環境整備に係る課題を抽出した。さらに、抽出された課題について、同協議会の機体の安全基準WG、運航安全基準WG、操縦者の技能証明WG、事業制度SG、離着陸WGにおいて具体的な検討を行っている。</p>	措置済	継続F	<p>試験飛行に係る事例については定期的に変更を行っている。また、認証取得等に役立つ事例については空の移動革命に向けた官民協議会で結論を得次第、業界関係者へ周知予定。</p> <p>各会議体で結論を得次第制度整備を行うとともに、ロードマップの見直しについても順次検討を行う。</p>		
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	9	建設DX新市場創出	<p>国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面に於いて、その適切な判断に資するための文書を作成し、十分に周知する。</p> <p>国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者が十分なやりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置に資するものとする。</p> <p>国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て推進する。その際、以下の点に留意する。</p> <p>① 建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方に関する課題について、普及・活用を促進する観点で、論点を整理すること。</p> <p>② スタートアップを含む事業者等検討会の構成員とするこも含めて検討し、事業者、指定性能評価機関、地方自治体等の当事者から広く意見を聴取した上で、新しい材料・技術の実態に即した内容となるよう報告書等の取りまとめに反映すること。</p> <p>③ 建築基準法第20条について、いわゆる「一般認定」の運用・基準等を文書で明らかにし利用者の予見可能性を確保し、周知すること。また、建設用3Dプリンター等の新技術で使用する材料については、工場だけでなく、建築現場で材料を製造する方法も認められるよう、現場の実態を踏まえて、検討すること。</p> <p>④ 指定性能評価機関による評価については、デジタル技術の著しい進展を踏まえて、審査項目、審査基準、期間、費用及び手続についても必要を見直しを行うとともに、新しい材料・技術に迅速かつ的確に対応するための能力の向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。</p> <p>⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。</p> <p>⑥ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するとともに透明性を確保すること。</p>	令和5年度 国土交通省	<p>措置済み</p> <p>令和5年度 国土交通省</p>	<p>建築基準法第20条の一般認定において、大臣認定までの流れや認定に必要な項目等について利用者向けのパンフレットを作成し公表した。また、建設現場で材料を製造する建設用3Dプリンターの材料についても検討し、対応方針を取りまとめた。</p> <p>新材料等を用いる場合の取扱いや問い合わせ先を掲載したパンフレットを作成し周知した。【令和6年3月】</p> <p>デジタル時代における建築に係る規制の在り方につき、令和5年7月に検討会を設置し、機動的で柔軟な規制となるよう議論し、対応方針案について結論を得た。結論を踏まえ速やかに検討を行い必要な措置を講じる。</p> <p>建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方に関する課題について、利用促進の観点で、材料面、施工面、検査面等から論点を整理し対応方針を検討した。</p> <p>スタートアップを含む事業者及び有識者を検討会の構成員として検討会を設置し、建設用3Dプリンターの利用促進に係る規制の在り方について、性能評価機関、事業者等から意見を聴取し、意見を踏まえた対応方針案について結論を得た。さらにパブリックコメントにより、広く意見募集を行っていること【※令和6年3月29日～4月28日】。</p> <p>建築基準法第20条の一般認定において、大臣認定までの流れや認定に必要な項目等について利用者向けのパンフレットを作成し公表した。また、建設現場で材料を製造する建設用3Dプリンターの材料についても論点を整理し、対応方針を取りまとめた。</p> <p>3Dプリンターを利用した建築物の在り方に関する有識者委員会を設置、検討し、建築基準法第20条の大臣認定(以下「法第20条認定」という。)の際の指定性能評価機関による評価に係る審査の期間、費用、手続き等の合理化に資する対応方針として、以下の結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の一部を3Dプリンターを用いて造形する場合の法第20条認定の合理化(通常部分では確認申請手続きによる。)</li> <li>材料等の長期的特性が全て明らかでない場合でも、モニタリング等の措置を条件に法第20条認定を可能化し新材料等の審査が適切に行われるよう、必要な審査体制の確保について周知する。</li> <li>デジタル時代における規制の在り方について、建設用3Dプリンターに対する議論を踏まえて、材料・部材の性能及び品質確認の審査プロセスの柔軟化や新技術実装促進のための法第20条認定の運用改善等の対応方針案について結論を得た。</li> <li>オープンイノベーションに資するよう、検討会で整理した規制の在り方に関する論点及び対応方針案について結論を得た。パブリックコメントにより広く意見募集を行うとともに、最終報告書の公表を行う。</li> </ul>	措置済	継続F	<p>検討年度に結論を踏まえて、小規模建築物を対象とした仕様規定の創設、法第20条認定の運用改善等について、令和6年度に検証実験、検討等を行い、令和7年度に仕様規定を予定。</p>	
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	10	カーボンニュートラル	<p>国土交通省は、環境配慮型コンクリート等の新しい材料・技術の出現も踏まえて、指定性能評価機関による評価に関し、審査項目、期間、費用、手続及び新しい材料・技術への対応等を含め、各種見直しを実施し、結論を得る。その後、継続的に指定性能評価機関への監督及び指導を行い、イノベーション促進に資する迅速かつ的確な評価が行われるよう、適切な運用を行う。</p> <p>国土交通省は、環境配慮型コンクリートの利用促進に向けて、機動的で柔軟な規制となるよう各種規制の見直しを行う。規制の見直しに当たっては、検討会を設置して議論し、結論を得て推進する。その際、以下の点に留意する。</p> <p>① イノベーション促進を念頭に、新たな仕様規定策定の必要性を検討すること。</p> <p>② 国内外の事業者や学識経験者等から、幅広く意見を聴取すること。報告書等の取りまとめについては、取組した意見を踏まえ、新しい材料・技術の実態に即した内容とする。</p> <p>③ スタートアップ等の新規参入者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実等について、相談窓口の設置も含めて措置すること。</p> <p>④ 国内外での研究・開発状況の積極的な把握を進め、環境配慮型コンクリートの「指定建築材料」への適用を検討すること。また、今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、新たな認定制度の創出等、規制の在り方そのものについても検討すること。</p> <p>⑤ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するとともに透明性を確保すること。</p>	令和5年度 国土交通省	<p>環境配慮型コンクリートを利用した建築物の在り方に関する有識者委員会を設置、検討し、建築基準法第20条の大臣認定(以下「法第20条認定」という。)の際の指定性能評価機関による評価に係る審査の期間、費用、手続き等の合理化に資する対応方針として、以下の結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の一部を環境配慮型コンクリートを用いた鉄筋コンクリート造の法第20条認定の合理化(通常部分では確認申請手続きによる。)</li> <li>材料等の長期的特性が全て明らかでない場合でも、モニタリング等の措置を条件に法第20条認定を可能化し新材料等の審査が適切に行われるよう、必要な審査体制の確保について周知する。</li> </ul> <p>環境配慮型コンクリートの利用促進に係る規制の在り方につき、令和5年8月に検討会を設置し、機動的で柔軟な規制となるよう議論し、対応方針案について結論を得た。結論を踏まえ、速やかに検討を行い必要な措置を講じる。</p> <p>従来のコンクリートと同等の材料や類似の材料について分類した上で、基準への位置づけを検討し、対応方針を検討した。</p> <p>学識経験者及び事業者を含めた検討会を設置し、環境配慮型コンクリートの利用促進に向けた規制の在り方について意見を聴取し、意見を踏まえた対応方針案について結論を得た。さらにパブリックコメントにより広く意見募集を行っていること【※令和6年3月29日～4月28日】。</p> <p>新材料等を用いる場合の取扱いや問い合わせ先を掲載したパンフレットを作成し周知した。【令和6年3月】</p> <p>環境配慮型コンクリートの開発状況について事業者に意見を聴取し、指定建築材料として扱える材料等の分類方針について整理した。</p> <p>環境配慮型コンクリートにおける議論を踏まえて、材料・部材の性能及び品質確認の審査プロセスの柔軟化や新技術実装促進のための法第20条認定の運用改善等の対応方針案について結論を得た。</p> <p>オープンイノベーションに資するよう、検討会で整理した規制の在り方に関する論点及び対応方針案について結論を得た。パブリックコメントにより広く意見募集を行うとともに、最終報告書の公表を行う。</p>	措置済	継続F	<p>検討会を得た結論を踏まえて、建築基準法第20条及び第37条の大臣認定の運用改善について、令和6年度に取組むの明確化等を行う予定。</p>		
<b>(3) AI活用を推進する規制改革</b>											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	11	契約書の自動化	<p>法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有効性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動化・サービスの提供と弁護士(昭和24年法律第205号)第72条本文との関係について、予見可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係るガイドラインの作成・公表を行う。</p>	令和5年度 上期 措置済	法務省	<p>AI等を用いた契約書の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービスの提供と弁護士法第72条との関係について、AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法72条との関係についてと題するガイドラインを作成し、令和5年5月に法務省HPで公表した。</p>	措置済	解決	<p>措置済</p>	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
				(4) 女性活躍推進のための旧姓姓用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進								
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション・イノベーション	12	女性活躍推進のための旧姓姓用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進	<p>a. デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、マイナンバーカードに旧姓併記ができること、旧姓併記が可能なマイナンバーカードの活用を促進する通知を、各府県及び地方公共団体宛てに発信し、各府県から所管法人宛てに同様の通知を発信するよう依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き告知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。</p> <p>b. デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるよう、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応する。各府、地方公共団体及び各所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き告知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。</p> <p>c. デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記率について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上も含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつつ、検討を行う。</p>	令和5年6月	a,b: デジタル庁、総務省、内閣府 c: デジタル庁、総務省	<p>a. デジタル庁、総務省及び内閣府は、マイナンバーカードに旧姓併記ができること、旧姓併記が可能なマイナンバーカードの活用を促進する通知を、各府県及び地方公共団体宛てに発信した(令和6年2月1日付け事務連絡)。</p> <p>また、上記各府県宛ての事務連絡には、各府県から各所管法人宛てに同様の周知等を依頼している。</p> <p>民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き告知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する周知を行った。</p> <p>b. デジタル庁、総務省及び内閣府は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるよう、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応する。各府、地方公共団体及び関係事業者等に対して依頼する事務連絡を発生した(令和6年2月1日付け事務連絡(段階的の事務連絡と同じもの))。</p> <p>また、上記各府県宛ての事務連絡には、各府県から各所管法人宛てに同様の周知等を依頼している。</p> <p>あわせて、ホームページ等において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き告知した。</p> <p>加えて、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を上記事務連絡に盛り込んでいる。</p> <p>c. マイナンバーカードの券面については、デジタル庁における「次期個人番号カードタスクフォース」において、有識者の意見を踏まえながら検討を行ってきたところであり、令和6年3月に最終とりまとめが行われた。</p>	<p>a. 民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等において、住民票に旧姓を併記した場合には、マイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き告知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する周知を行う。</p> <p>b. ホームページ等において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き告知する。</p> <p>c. 「次期個人番号カードタスクフォース」の最終とりまとめの内容を踏まえ、次期マイナンバーカードの具体的な仕様の検討等を行っていく。</p>	措置済	解決		
				(5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改善								
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	13	自動車整備士人材の多様化に向けた改善	<p>a. 国土交通省は、自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、取組にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。</p> <p>b. 国土交通省は、大学卒業生の自動車整備士資格取得を後押しするため、一級自動車整備士養成課程入学に相当する一定の要件を満たした卒業生に自動車整備士養成施設の一級自動車整備士養成課程への入学を認めるとして、自動車整備士養成施設や事業者等の関係者の意見を聴取した上で、必要な条件の在り方も含め検討を開始する。</p> <p>c. 国土交通省は、自動車整備士について、多様な人材の更なる確保を進めるために必要な就労環境の改善を図る観点から、全部証事業場の約8割を占める従業員10人以下の事業場を含め、自動車整備業界の生産性を向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付くような施策について自動車整備業界の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループで取りまとめたところ。今後、同ワーキング・グループにおいて、その実行状況についてデータに基づきフォローアップする。あわせて、フォローアップ結果を踏まえ、必要に応じて施策の改善を検討する。</p>	令和5年度 検討開始、結論を得次第速やかに措置 b: 令和5年度 検討開始 c: (前段) 令和5年度検討開始	国土交通省	<p>a. 自動車整備士養成施設における学科教育にかかわるオンライン授業ガイドラインによる効果、かつ適切な授業を実現するため、他業種の事例を基に自動車整備士養成施設における導入方法を検討し実施している。</p> <p>b. 一級自動車整備士養成課程の入学条件 業界団体と連携し必要な要件等について検討を進める予定。</p> <p>c. 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループのフォローアップ 今後、当該収集したデータの分析結果を踏まえ、フォローアップを開始する予定。</p> <p>d. 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループのフォローアップ 業界団体と連携の上、フォローアップするにあたり必要となるデータの収集・分析を実施している。</p>	<p>a. 自動車整備士養成施設における学科教育にかかわるオンライン授業ガイドラインによる効果、かつ適切な授業を実現するため、他業種の事例を基に自動車整備士養成施設における導入方法を検討し実施している。</p> <p>b. 一級自動車整備士養成課程の入学条件 業界団体と連携し必要な要件等について検討を進める予定。</p> <p>c. 自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループのフォローアップ 今後、当該収集したデータの分析結果を踏まえ、フォローアップを開始する予定。</p>	検討中	継続F		
				(6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備								
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	14	企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備	<p>a. 金融庁は、報酬として交付する金融商品取引法(RS)に附随商品取引法(昭和23年法律第25号)の開示規制を緩和する金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の12第1号に基づくパナソニック制度について、交付対象者の死亡によって課税制限が解除されるものであっても、同制度の要件を充足することを明確化する等、同制度の活用促進について検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。</p> <p>b. 金融庁は、株式報酬が、中長期的な企業価値向上に資するものと認められ、健全な企業家精神の発現に資するインセンティブとして、コーポレートガバナンス強化の一環となること。また、企業における優秀な人材の確保といった人事戦略に有用であることと認められ、株式報酬は企業内の者に発行することが想定されることも踏まえ、開示規制における投資家保護の趣旨に鑑み、株式報酬の種類等に応じた開示規制の在り方を検討する。</p> <p>c. 法務省及び経済産業省は、いわゆるストックオプションの実現に向け、株主総会から取締役会への委任内容について、新株予約権の権利行使の価額や権利行使期間等も定めることができるよう会社法上の措置を講ずる。また、新株予約権の発行に係る募集事項の決定の委任について、株主総会から取締役会への委任決議の有効期限が現行は「1年以内」となっているところ、この契約を撤回することを検討する。</p>	a: 令和5年6月 検討開始 b,c: 令和5年度 検討開始	a,b: 金融庁 c: 法務省 経済産業省	<p>a. 令和5年12/28に「企業内容等開示ガイドライン」を改正し、同日から適用開始。 令和6年3月下旬に商事法務への寄稿済み。</p> <p>b. 金融商品取引法市場制度WG・資産運用F報告書(令和5年12月公表)にて、RSU等の事後交付型株式報酬に係る開示規制を明確化するともに、事後交付型株式報酬について、ストックオプション及びRSと同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出を認める特例を設けることを提言。</p> <p>c. スタートアップの人材確保の円滑化のため、ストックオプションの発行に当たって決定する事項について、株主総会から取締役会に委任できる期間・期間を拡大する会社法の特例を規定した産業競争力強化法の改正案について、令和6年度通常国会へ法案を提出。</p>	<p>a. 開示ガイドライン改正の周知広報を予定。</p> <p>b. RSU等の事後交付型株式報酬に係る開示規制については、令和6年度中に明確化する予定。 また、事後交付型株式報酬に関する特例の新設等に係る金融商品取引法施行令等の改正に向けて、関係者へのヒアリングを通じて実務上の論点を検討中。</p> <p>c. 第213回通常国会で改正法案成立、公布後3月以内の施行を目指す。</p>	検討中	継続F		
				(7) 生産性向上に企業が取り組むやすい環境整備のための産物及び創物の製造登録の合理化								
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	15	生産性向上に企業が取り組むやすい環境整備のための産物及び創物の製造登録の合理化	<p>a. 厚生労働省は、産物及び創物製造登録(令和25年法律第303号)が求める、産物又は創物に指定した物品が販売又は授与の目的で製造する場合に事業者が当該事業者を管轄する都道府県庁長官に提出する登録に際し、包括的に産物又は創物に指定している有機シアン化合物等について、実際の登録事務を行っている自治体や、関連する企業・業界団体へのヒアリング等の実施調査を行うとともに、まずは有機シアン化合物の適切な管理の観点から、品目登録の合理化案を令和5年度早期に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置する。</p>	令和5年度早期 に検討を開始 結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	<p>有機シアン化合物については、化学名の登録を求めず、類別のみの登録を認めることとし、省令様式について所要の改正作業を行っている。</p>	<p>左記の省令改正について、令和6年3月4日から4月2日までの期間でパブリックコメントを実施しており、4月下旬を目途に公布・同年10月に施行予定。</p>	検討中	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(8) インバウンショ											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	16	イノベーションや地域の課題に配慮したスマートフォン配達・交通	<p>a 国土交通省は、スマートフォン配達における担い手不足や輸送能力不足の解消、効率性向上を図る観点から、貨物軽自動車運送事業に使用できる軽貨物車に限られている運用について、軽貨物車の使用を可能とする検討に着手し、結論を待次第、速やかに必要な措置を講ずる。また、軽貨物車に配慮する観点から、積載可能な貨物の重量の見直し等を求める意見があることも踏まえ、各種データを用いた客観的な分析・検証を行うこと、安全性の確保を前提に対策を検討し、結論を待次第、速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>b 国土交通省は、一定の過疎地域を対象に認められている、貨物バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の許可の取得により貨物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、令和4年度に行った具体的なニーズ等の調査を踏まえ、全国で実施可能となることの結果を速やかに得て、必要な措置を講ずる。また、制度推進後、新規事業者の参入が妨げられることのない仕組みとなるようモニタリングを行い、その結果に基づいて施策効果検証のためのKGI・KPIを設定し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対応について」(平成15年2月14日自動車交通動向貨物特殊運送。以下本項において「通達」という。)に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認めるとして、輸送の安全性確保等を前提に、令和4年度に実施した現行運送の運用状況(事故や法令違反の状況等)のモニタリング結果等を踏まえ、事業者のニーズに柔軟に対応するため、事業者の選択により一定の日数を繁忙期として選択可能にする等の必要な措置について検討し、結論を待次第、速やかに得て、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 国土交通省は、事業者の余力や新規参入促進の観点から、貨物軽自動車事業用ナンバープレートへの転送や手続のデジタル実現といった、各種手続の簡便化・合理化につき、関係事業者・団体等と連携しつつ速やかに検討を開始し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a,b (前段) 国土交通省</p> <p>a (前段) 通達発出済み(「貨物軽自動車運送事業における軽貨物車の使用について」(令和4年10月24日付国土交通省第99号・国土第95号・国土第166号))。</p> <p>a (後段) 必要な施策について検討中。</p> <p>b (前段) 通達発出済み(「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(令和5年5月30日付国土交通省第23号・国土第151号・国土第23号))。</p> <p>b (後段) 制度の運用状況についてモニタリング・検証を実施。</p> <p>c 自家用自動車の有償運送の許可の対象となる期間について、現在、繁忙期が1年のうち指定された4期間に固定されているところ、通年での任意の期間を選択可能とするため、令和6年2月27日から3月27日まで現行運送の改正に向けたAPIフロントを完成し、結果等を踏まえ、速達(「スマートフォン配達等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」(令和6年3月29日付国土交通省第86号))を発出。</p> <p>d 貨物軽自動車運送事業の申請手続については、令和7年中のオンライン化に向けて、関係者と協議を行いながら、具体的なオンライン申請の形式・方法等を検討。事業用ナンバープレートの各種手続きについても、簡便化・合理化、オンライン化の早期実現に向け、関係事業者・団体等と協議の場を持ち、必要な措置について検討を行っている。</p>	<p>a,b (前段) 措置済</p> <p>a (後段) 必要な施策について引き続き検討を行っている。</p> <p>b (後段) 制度の運用状況について引き続きモニタリング・検証を実施。</p> <p>c 令和7年1月1日施行予定。</p> <p>d 引き続き関係事業者・団体等と協議の場を持ち、必要な措置についての検討を行う。</p>	検討中	継続F			
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	17	DXを促すための向上	<p>a 国土交通省は、ソフトウェアの導入に当たり、ソフトウェアの規格実定に必要となる事項について、たたくターンプラットフォーム等を通じて得られる情報・費用面における課題を克服する。その際、利用者が運賃を受取るに当たって十分な正確性を確保することを前提としつつ、ソフトウェアの導入を通じたタクシー事業者全体のDX化の進展といった、事業者・利用者双方の利便性向上につながるよう検討を加速させ、将来的な国際整合を見据えつつ、ソフトウェアの規格を決定し、措置する。</p> <p>b 国土交通省は、自動運送制御の制度について、制度導入後の月のモニタリング期間の結果等を踏まえ、利用者の利便性を確保しつつ、検討を引続き進め、その際、公共交通機関に求められる安当性に配慮するとともに、当該制度が潜在需要を掘り起こす新たな選択になるよう、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ、利用者の予見可能性及び密結に応じた柔軟な運賃変動の仕組みが確保されるよう制度の改善を行う。</p>	<p>a 引き続き検討中</p> <p>b 令和5年度検討・結論</p> <p>c 令和5年度検討・結論</p>	<p>a ソフトウェアとして購入すべき必要な基本仕様の検討を進めるべく、メーカー開発企業や配車アプリ企業等の関係者にてイメージリクエストや、電子化・ソフトウェアのJIS実定に当たり、トンネルや高低差のある場所におけるGPS(衛星位置システム)の誤差や、電子地図の更新頻度の問題等、当初の想定以上に課題が判明し、引き続き議論すべきとの結論を得た。</p> <p>b 令和5年7月1日「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」(国土交通省第63号の3)を施行した。</p>	<p>a 令和6年度においても、ソフトウェアの規格が技術中立的なものとなるよう留意しつつ、ソフトウェアの機能要件や性能要件を検討し、標準的な認定基準の策定に着手する。</p> <p>b 措置済</p>	検討中	継続F		
(9) インバウンショ											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	18	DXを促すための向上	<p>a 総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法について、無線LAN等の欧米基準試験データの活用に関する検討を実施し、結論を速やかに得て、必要な措置を講ずる。あわせて、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等を活用するに当たり、登録証明期間ごとの差異が生じないよう、品質を担保するための基準、確認すべき項目及び具体的な確認のポイント等を「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」としてまとめ、当該試験データ等を活用するメーカー等及び審査を行う登録証明機関に周知を行い、その適切な運用を促すとともに、スタートアップ事業者等が初めて認証の申込みを行う者を含むメーカー等向けに、基準認証制度全体の仕組みや手続を分かりやすく説明する「基準認証制度マニュアル」についても、広く活用されるよう周知を行う。</p> <p>b 総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直し、「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周知の措置の実態及び効果について、措置から2年経過後を目途に調査を行い、その結果を踏まえて課題を検証する。</p>	<p>a 令和5年度検討・結論</p> <p>b 令和7年度検討・結論</p>	<p>a,b 無線LAN等の欧米基準試験データの活用による認証の効率化に資するよう、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験方法の項目の削除を含む見直しを行い、令和5年11月8日に制度整備を実施した。また、欧米基準試験データの活用を促進するため、同データの活用にあたっての統一の指針を示す、登録証明機関向けのガイドラインを作成し、同年11月30日に公表するとともに、基準認証制度全体の仕組みや手続を分かりやすく説明する基準認証制度マニュアルを作成し、同年3月31日に公表し国内外の登録証明機関やメーカー等に周知を行っている。</p>	<p>a,b 2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直し、「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周知の措置の実態及び効果について、措置から2年経過後を目途に調査を行い、その結果を踏まえて課題を検証する。</p>	検討中	継続F		
(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への資金支払実現											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	19	労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への資金支払実現	<p>a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への資金支払を行う場合の制度について、令和4年中でできた方向性を踏襲し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への資金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を踏まえて策定された制度について、制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b 令和7年度検討・結論</p>	<p>a 使用者が、労働者の同意を得た場合に、厚生労働大臣が指定した資金移動業者への資金支払いを可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第158号)」について、令和4年11月28日に公布、同年4月1日に施行された。</p> <p>b)について、令和5年12月26日中間報告の内容を踏まえ、以下を実施。</p> <p>b-1 令和6年1月に資金のデジタル払いに係るHPに「6. 審査状況」を追加し、指定申請があった資金移動業者数の統計及び審査の事業者数を公表した。</p> <p>b-2 指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間の検討を行っている。</p> <p>b-3 資金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点でその非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリング項目の検討を行っている。</p>	<p>a 措置済</p> <p>b-1 継続済</p> <p>b-2 引き続き、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間の検討を行う。</p> <p>b-3 資金移動業者の指定後、制度の適切な運用に資する観点から、関係者と具体的なモニタリング項目について、検討や調整を行う。</p>	検討中	継続F		
(11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の余利リテラシー向上の観点から見える情報提供の在り方											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	20	金融商品取引における分かりやすく、国民の余利リテラシー向上の観点から見える情報提供の在り方	<p>a 金融庁は、金融商品取引における顧客への情報提供について、情報提供の迅速化、情報アクセスの取りやすさを実現し、また、単なる書面交付や形式的説明にとどまらない、より分かりやすい説明や充実した情報提供を行う形でのデジタルツールを活用することは、顧客本位の業務運営の徹底や国民の金融リテラシー向上の観点において有用となる可能性があることを踏まえ、金融審議会が検討を続ける。審議会においては、国内外の最新デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従前からの顧客への情報提供のデジタル化や、事業者の手法の工夫による顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置等業務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、準備作業が整い次第、法案提出等、必要な措置を行う。</p>	措置済	金融庁	<p>デジタルツールを活用した顧客への情報提供のあり方等について、金融審議会市場制度ワーキング・グループ及び同ワーキング・グループ下の顧客本位タスクフォースにおいて検討が行われ、令和4年12月に金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース 中間報告」を公表。当該中間報告における提言を踏まえ、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等に係る規定の整備等の措置を講ずる(金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年11月29日法律第79号)が令和5年11月20日に成立、同年29日に公布された。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律(令和5年11月29日法律第79号)の施行に向けて、必要な政府令の整備等について検討を進める。</p>	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
				(12) Society 5.0の実現に向けた電波制度改革							
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	21	総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会において、令和4年11月に取りまとめた、我が国における電波オークション等をめぐる新たな割当方式についての方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保した具体的な制度設計やスケジュールについて検討し、令和5年度上期までに結論を得る。	令和5年度上期 結論	総務省	令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の5Gへの割当ての中心となる3rd波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それと資する新たな割当方式としての条件付オークションの制度設計について検討を行い、令和5年7月に報告書を取りまとめた。	措置済	措置済	継続F		
				(13) 放送に関する制度の見直し							
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	22	デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会における放送ネットワークイン代におけるフリの将来像についての議論を踏まえて令和4年7月に取りまとめた。放送事業者が放送ネットワークイン代に依存するコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力するための方策について、特にローカル局にとっても採り得る経営の選択肢となるよう、その具体化に向けた取組を推進する。具体的には、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」の実現に向けて、「共同利用型モデル」によるハード余剰を削減した柔軟な参入制度を推進し、制度の運用に向けた取組を進める。 ②小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ、必要となるコストの試算など、制度面・運用面を含めた更なる検討を進め、結論を得る。 b 総務省は、令和4年7月に取りまとめた内容を踏まえて、放送法(昭和25年法律第132号)等の関係法令について、デジタル時代に適した放送の在り方を表現するための制度見直しを推進する。具体的には、放送事業者のマスメディア集中排他原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化に向けた制度整備を推進するほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。 ① マスメディア集中排他原則の見直しに関しては、同原則が目指す多様性、多源性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に依存する規制(認定放送持株会社制度による)に關する。既存の放送対象地域等の特別に限り、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて必要な総務省の改正を行う。 ② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化については、希望する放送事業者において、放送番組の同一化が可能となるよう制度を創設する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようPOC Aサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報の発信を適切に評価するための定量的な指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。 ③ コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質の向上を図るため、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営環境の策定の促進(しょうよう)も含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度見直しの状況を踏まえて、検討する。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増加していることを踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づき行う免許や業務の認定等の審査の機会において、放送事業者の経営の持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進める。 c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びインターネット配信による方策を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、必要措置を講ずる。NHKについては、インターネット時代において公共放送が担うべき役割や、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討を進め、結論を得る。また、ローカル局の番組がインターネット上においてもより幅広く視聴されるよう、地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放送コンテンツの制作・流通の促進について検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期 結論	総務省	a ① 法案提出については、措置済み。運用については令和5年度検討・措置。 ② 令和6年度結論 b: (前段) ①、②前段措置済み。(後段) ①、②以外、 ③ 令和5年結論、結論後速やかに措置。 措置後も継続的にフォローアップ c 令和5年度結論、結論時に期限を定めて措置 a ① デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の第1次取りまとめを踏まえた必要な制度整備として、複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同利用することを可能とする「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を第211回通常国会に提出した(令和5年5月成立)。 また、地上基幹放送の中継局の共同利用等による放送ネットワークの効率化に向けた検討を推進するため、令和5年12月に、一般社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会及び総務省により構成される「中継局共同利用推進全国協議会」を発足させた。 a ② 令和4年2月から、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、技術実証も実施しつつ、ブロードバンド等による代替可能性について検討を進めているところ。 b 前段 ① マスメディア集中排他原則について、令和5年3月に省令を改正し、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するとともに、放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局(コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分)までの兼営・支配を可能とする緩和を行った。 b ② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とする、特定放送番組同一化認定制度の創設に内容を含む「放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)」を本年4月1日から施行することとしている。これに伴い、特定放送番組同一化を行う場合において基幹放送事業者に求める地域性確保措置の明示として、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえたPOCAサイクル(不断の見直し体制)が確保されることと、それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること等を規定するための、放送法関係審査基準(総務省訓令)等の改正手続を進めているところ。 b 後段 ①、②以外、③ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会において、令和5年10月に第2次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、コーポレートガバナンスの強化等について、「各放送事業者が積極的に果たすべき社会的役割を明らかにするとともに、そのために必要な財務・体制を自主的に開示することを通じて、その存在の基盤である地域社会の理解を得つつ、経営基盤の強化を図り、社会的な付託に応えていることが期待される」「放送事業者の自主性・自律性に十分配慮した上で、放送事業者の使命・役割やその持続可能性を確保するために必要な取組内容を整理することが期待される。本検討会においても規制改革実施計画等を踏まえた検討を継続する」とされている。 c 総務省において、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」を開催し、取りまとめ(令和5年10月18日公表)において、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツの「アクセシビリティ」及びその「実用性」が確保できる環境を整備すべき」とされた(同検討会「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」においても同様の取りまとめが行われた。)ことを受け、放送事業者・メーカー等による検討体制を令和5年11月に設置した。 また、総務省において、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 公共放送ワーキンググループ」を開催し、第1次取りまとめ(令和5年10月18日公表)及び第2次取りまとめ(令和5年2月28日公表)において、NHKが放送の二元体制の中核の下で、インターネットを通じて放送番組視聴者に提供するという役割を果たすべく、原則として全ての放送のインターネット配信を必須業務化することが適当との結論が出された。これを受け、総務省において放送法の改正作業を行い、閣議決定(令和6年3月1日)を経て放送法の一部を改正する法律案を国会へ提出した。	a ① 措置済 a ② 令和6年度の結論に向けて、引き続き必要な検討を行う。 b 前段、① 措置済(後段) ①、②以外、③ 第2次取りまとめを踏まえて検討を継続する。 ②前段) 措置済 ②後段) 左記の放送法関係審査基準等については、令和6年4月1日に施行。 c 仮想的なプラットフォームについては、令和6年度を目途に、視聴者の受容性や有効性を検証する予定。「放送法の一部を改正する法律案」については、今後国会で成立した場合は、改正法の公布日から1年半以内に行方を予定しており、施行に向けて必要な準備を行う。	検討中	継続F		
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	23	総務省及び厚生労働省は、放送受信料の障害者免除手続について地方自治体において障害者に対し世帯情報等の開示に係る同意書を求める手続が存在し、障害者・地方自治体・NHKの負担となっている現状を踏まえ、個人情報保護委員会からの助言を受けて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)の趣旨に照準しつつ、手続の早期デジタル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。その際、個人情報保護委員会は、令和3年改正個人情報保護法が令和5年4月に全面施行されたことを踏まえ、総務省と厚生労働省の取組に協力する。	令和5年度検討中、結論後速やかに措置	総務省 厚生労働省 個人情報保護委員会	放送受信料の障害者免除手続について、障害者・地方自治体・NHKの負担軽減及び個人情報保護の観点から、適切な方策の実現に向けて実施可能な方策を関係者間で検討を進めているところ。	引き続き、手続の早期デジタル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた方策を検討する。	検討中	継続F		



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(17) メイカックプログラミング等による駐車料金の設定											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	27	ダイナミック料金設定	大規模イベント開催時、自家消費での来場者の行動変容を促し、イベント会場周辺の渋滞・混雑緩和を図るため、エリア別、時間帯別、イベント来場者・非来場者の別により駐車料金に差を設けることは、都道府県知事等又は道路管理者が、駐車場法(昭和32年法律第106号)又は道路法(昭和27年法律第180号)における「不当な差別的取扱」に当たらないと判断できる合理的な理由があれば、現行制度下で対応可能であることを踏まえ、令和5年中に具体的なスキームを提案主体において検討するとともに、調査における「不当な差別的取扱」等の解釈について、国土交通省から提案主体に対し適切に助言等を行う。	令和5年中措置	内閣府 国土交通省	提案主体において、内閣府地方創生推進事務局で実施する「充實的サービスの開発・構築や充實的サービス実装のためのデータ連携等に関する調査事業」を活用する等により、渋滞緩和に資する駐車料金のパターン等の調査を実施した。	提案主体において引き続き必要な調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、具体的なスキームを検討する。また、提案主体からの相談があった場合、国交省は適切に助言等を実施する。	検討中		継続F
(18) Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大											
令和5年6月18日	スタートアップ・イノベーション	28	Wi-Fi HaLow活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大	900MHz帯におけるWi-Fi HaLowの迅速な技術開発や製品化等を推進するため、デジタル田園健康特区に指定された加賀市内で令和4年度に提案主体が実施した調査の結果を踏まえ、他の無線通信の影響を受けずにWi-Fi HaLowを活用することが可能な周波数等について検討を進め、特定実験試験局制度の対象とする告示改正を令和5年度中を目途に措置する。	令和5年度中を目途に措置	内閣府 総務省	Wi-Fi HaLowの迅速な技術開発や製品化等を推進するため、特定実験試験局制度の対象として、加賀市内において900MHz帯でWi-Fi HaLowを活用することを可能とする告示について、2023年12月に措置した。		措置済		解決
(19) LPSの事業内容の拡大											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	29	LPSの事業内容の拡大	投資事業有限責任組合(LPS)の事業内容に、暗号資産(仮想通貨)の取得・保有を位置付けることについて、令和5年度中を目途に結論を得べく検討を行い、その結果を踏まえ、令和6年度中に必要な措置を講ずる。	令和5年度中を目途に検討、令和6年度中に措置	内閣府 経済産業省	投資事業有限責任組合(LPS)の取得及び保有が可能な資産への暗号資産の追加等の所要の措置を行うべく、令和6年通常国会へ法案を提出。	第213回通常国会で改正法案成立、公布後1年以内の施行を目指す。	検討中		継続F
(20) 外国人エンジニアの就労円滑化											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	30	外国人エンジニアの就労円滑化	外国人エンジニアの就労促進を図るため、地方公共団体による受入企業の認定等を要件として在留外国人の格別認定申請書の審査期間を短縮することについて、令和5年度早期に所要の措置を講ずる。	令和5年度早期に措置	内閣府 法務省	国家戦略特別区域において、関係自治体が企業の経営の安定性等を確認するとともに各種支援を実施することにより、認定企業に就労予定の外国人エンジニアについて、審査の迅速化及び期間の明確化を図る特例を令和5年10月に措置した。		措置済		解決
(21) 一般送配電線以外における高速PLCの使用範囲の拡大											
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	31	一般送配電線以外における高速PLCの使用範囲の拡大	「一般送配電事業者以外が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において電線以外に設置される分電盤から負荷側の電力線」において、一般の個別許可を受けることにより、広帯域電力線における高速通信設備を設置できるようにするため、一般送配電事業者に係る電力系統の電氣的特性等と同一と見なせる電力系統の範囲等について検討し、所要の措置を講ずる。また、これと合わせて、型式の指定制を受けた設備を設置できる範囲の拡大の可否等について、他の無線局への影響等を確認し、令和5年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。 ※高速PLC(Power Line Communication)設備(広帯域電力線搬送通信設備):電力線に通信信号を乗せ、高周波帯域(2~30MHz)で、高速通信を可能とする設備。	令和5年度中措置	内閣府 総務省	令和5年12月7日に省令改正を行い、高速PLCの利用範囲拡大を行った。		措置済		解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
(2) 水準適宜に関する新たな技術の審査制度の創設										
令和5年6月16日	スタートアップ・イノベーション	32	工業等に関する新たな技術の審査制度の創設	工業の社会実装に向けて、現行の技術基準で求める技術以外について審査を可能とする大臣特認制の創設に向け、制度設計を検討し、令和5年度中に所要の措置を講ずる。	令和5年度中に措置	内閣府 経済産業省	第28回及び第29回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会(令和5年3月14日、令和6年2月7日開催)を開催し、ガス事業法に基づくガス工物の技術上の基準を定める省令において規定する一部の仕様規定について、ガス事業者から大臣特認制の申請があった場合、経済産業大臣がガス工物に係る保安に支障のおそれがないと審査により認めた場合に限り、当該事業者に特認を与える制度を創設すること、及び当該審査のためワーキンググループを設置することについて了承された。 省令改正に必要なパブリックコメントを8月28日まで実施し、パブリックコメントを踏まえ、省令改正を準備中。	改正省令を公布、施行する。	検討中	継続F
<人への投資分野>										
(1) 外国人材の受け入れ・活躍の促進										
令和5年6月16日	人への投資	1	外国人材の受け入れ・活躍の促進	a 法務省は、深刻化する人手不足に対応するため、技能実習の対象職種・分野も含め、各業界からの要望を踏まえた所管省庁の検討結果を受け、制度を所管する省庁とともに、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加について検討する。特に「特定技能2号」については、「特定技能1号」の在留者の状況も踏まえ、速やかに検討を進め、具体的な措置を講ずる。 b 法務省は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第19号)及び同法施行規則(昭和56年法律省令第54号)に定める特定技能所屬期間による定期届出に関し、届出頻度、届出書類の参考様式及び提出書類の合理化・適正化等の観点から、特定技能所屬期間の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直しについて検討を行い、必要な措置を講ずる。 c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、これまでの規制改革における議論を踏まえ、手続が簡素で合理的なものとなるよう検討する。 d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 e 法務省及び文部科学省は、専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、一定の要件を満たし、文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、大学等の卒業生と同等に、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことについて検討を行い、必要な措置を講ずる。また、特定活動4号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者(高度専門士に限る。)などを大学卒業生と同等のものとして、新たに対象に加えることについても検討を行い、必要な措置を講ずる。	(前段)令和5年度検討開始 a,b:法務省 c,d:法務省 e:法務省 文部科学省 (後段)令和5年上期検討、措置 d:令和5年度検討、措置 e:令和5年上期検討、措置	厚生労働省 a 特定技能2号の対象分野追加については、令和5年6月の閣議にて特定技能1号の12(当)の特定産業分野のうち、介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受け入れを可能とすることが決定され、省令・省告示の改正・施行(令和5年8月二十一日)後、本取決を開始した。 b 特定技能所屬期間による定期届出に係る手続簡素化については、令和5年3月から、「受け入れ・活動状況に関する届出」の提出と併せて、届出の受付け状況の把握が容易になるようシステムを改訂した。 c 令和5年4月1日付けで技能実習制度運用要領等を改正し、技能実習計画の認定申請に関する添付書類について、 ・技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員について、これまで、健康保険証などの常勤性を確認する書類を求めていたが、不要とした。 ・技能実習責任者等について、これまで履歴書に関する様式と就任の承諾書・誓約書に関する様式の2つの書類の作成を求めていたが、これを統合し、重複する記載の削除を行った。 など、全5種類あった必要書類46種類に削減する見直しを行った。 また、更新の簡素化に向け、技能実習計画の認定申請書自体について、技能実習生の氏名や国籍等の情報以外の技能実習計画の内容が全く同一の申請については、別途技能実習生一覧を添付し、一部の様式を省略する方向で検討中。 d 技能実習計画等の申請手続等をオンライン化すべく、外国人技能実習機構データベースシステムの改修に向け、オンライン化の手法やシステムの設計及び仕様等について外国人技能実習機構との協議に着手し、技能実習制度の見直しを踏まえ、検討を進めているところ。 e 在留資格「特定活動(告示第46号)」については、令和6年2月29日に告示別表を改正し、文部科学大臣が認定した専修学校専門課程の学科を修了し、高度専門士の称号を付与されるなど、大学卒業生と同等と認められる者を対象に加えた。 また、同日に在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係るガイドラインを改正し、専修学校専門課程を修了した者のうち、文部科学大臣が認定した専修学校専門課程の学科を修了した者については、当該在留資格を決定する際、その専修科目を修了したかどうかを業務との関連性について、柔軟に判断することとした。 文部科学省では、「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規定」(文部科学省告示第五十三号)に基づき、上記措置の対象となる専修学校専門課程の学科について、同年3月に初回の認定を行った。	a 今後は、関係省庁と連携して、技能試験等の準備等を行う。 b 定期届出の頻度の改善等の実施については、技能実習制度及び特定技能制度の見直しとの関係で、制度の適正化と合理化の双方の観点から慎重な検討を要する。 他方で、今後の簡素化として、 ・定期届出の簡明資料として提出される添付書類の簡素化 ・電子届出システムを利用している特定技能所屬機関に対する在留申請時の提出書類の省略を実施すること等を予定しており、所要の手続(特定技能外国人受け入れに関する運用要領)の改正を経て、令和6年4月を目途に運用を開始する見込み。 c 現在検討中の技能実習計画の認定申請書の簡素化について、技能実習制度の見直しを踏まえつつ速やかに結論を得るとともに、省令改正など所定の手続を進め、必要な措置を講ずる。 d 技能実習計画等の申請手続等のオンライン化に向けて、技能実習制度の見直しを踏まえ、引き続き必要な措置を講じていく。 e 措置済	検討中	継続F	
(2) 労働時間制度の見直し										
令和5年6月16日	人への投資	2	労働時間制度の見直し	厚生労働省は、数量労働制について、労働政策審議会での議論の結果に基づき、同制度がその趣旨に沿って労務双方にとって有益な制度として活用されるよう、必要な措置を講ずるとともに、年次給付体系の導入推進を含め、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)で導入又は改正された制度について、同法の施行5年後に、施行状況等を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、今後、施行状況等を把握した上で、検討する。	(前段)措置済 a:令和5年度以降検討開始 b:令和5年度以降検討開始	厚生労働省 (前段) 数量労働制について、令和4年7月に取りまとめられた「これからの労働時間制度に関する検討会」の報告書に基づき、同年9月から労働政策審議会労働条件分科会において、同制がその趣旨に沿って労務双方にとって有益な制度として活用されるよう議論を行い、同年12月に「数量労働制の適正化等の観点から、専門業務型数量労働制への本人同意の導入等を行うこととする」今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について報告書を取りまとめられた。当該報告書に基づき、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)等についての改正省令等を令和5年3月に公布した。令和6年4月からの施行に向けて、パンフレットを作成・配布する等、改正内容について周知を行った。 (後段) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)附則第12条第1項及び第3項において、働き方改革関連法による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)等について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているところ。今後の労働基準関係法制について、包括的かつ長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第12条に基づく労働基準法の見直しについて、具体的な検討を行うこととを旨として、令和6年1月に「労働基準関係法制研究会」を立ち上げ、労働法及び経済の学識者を参集して議論を開始した。	(前段) 措置済 (後段) 引き続き、「労働基準関係法制研究会」において、施行状況等を踏まえながら、労働基準関係法制のあり方について具体的な検討を進めたい。	検討中	継続F	
(3) 副業・業業の活用促進										
令和5年6月16日	人への投資	3	副業・業業の活用促進	a 厚生労働省は、副業・業業における労働時間管理の方法として、「副業・業業の促進に関するガイドライン」に、「原則的な労働時間管理の方法」及び「簡便な労働時間管理の方法」(以下「管理モデル」という。)を示しているが、これらについて、使用者が、実際に労働時間管理を行うに当たって具体的な想定されるケースにどのように対応すれば良いかわかりやすくなるよう、随時必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、副業・業業を認めている企業等における労働時間管理などの運用実態を踏まえ、「副業・業業の促進に関するガイドライン」に示された管理モデルの、実際の企業等における取組事例を収集・周知し、副業・業業がより行いやすくなるよう環境整備を進める。	令和4年度から継続的に措置済み	厚生労働省 a 副業・業業時の労働時間管理について、労働時間適算や簡便な労働時間の管理の方法(管理モデル)の解説を作成し、令和5年3月に厚生労働省のホームページに公表した。 b 経済団体の協力を得ながら、副業・業業に取り組む企業1社に対してピアリングを実施し、令和5年3月にその結果を事例集として厚生労働省のホームページに公表した。	引き続き、「副業・業業の促進に関するガイドライン」、労働時間適算や簡便な労働時間の管理の方法(管理モデル)の解説、副業・業業に取り組む企業の事例集等の周知を行う。	措置済	継続F	
(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し										
令和5年6月16日	人への投資	4	企業に求められる雇用関係手続の見直し	a 厚生労働省は、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とし、これを、本社を管轄する労働基準監督署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付(送付)するなどにより処理することが可能となるよう、システム改修の長期的な内容について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、雇用保険手続手続について、企業が本社等で集中的な処理を行う場合に、公共職業安定所への届出について、より効率的な処理が行えるよう、システム改修が必要な措置を速やかに講ずる。	令和5年度上期検討、継続措置済み b:速やかに措置	厚生労働省 a 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とするため、令和6年度中にシステム改修を行うことについて検討を行い、システム改修内容について結論を得た。 b 雇用保険手続手続を行う企業の利便性向上のための措置として、令和5年度に検討を行い、令和8年度システム改訂において、申請時のエラーチェック機能を導入し、対応することとした。	a 時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とするため、令和6年度中にシステム改修を、令和6年度中に行うことと予定している。 b 引き続き、令和8年度システム改訂に向けて調整を進める。	未措置	継続F	



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分			
<b>(5) 在宅勤務手当(割増賃金の基礎となる賃金)に除外される場合の明確化</b>												
令和5年6月16日	人への投資	5		厚生労働省は、在宅勤務する労働者に賃金から支給される、いわゆる在宅勤務手当について、割増賃金の算定基礎から除外することがある場合を明確化するため、在宅勤務手当のうちどのようなものであれば、合理的・客観的に計算された実賃を併償するもの等として、割増賃金の算定基礎から除外することが可能であるかについて検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度稼働開始、締結を待次第速やかに措置	厚生労働省	令和5年度においては、いわゆる在宅勤務手当のうちどのようなものであれば、合理的・客観的に計算された実賃を併償するもの等として、割増賃金の算定基礎から除外することが可能であるかについて検討し、その結果を速達として出すべく関係者との調整を進めている。	検討中	継続F			
<b>(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し</b>												
令和5年6月16日	人への投資	6		a 厚生労働省は、女性の活躍推進企業データベース、国立支援のひらば、職場情報総合サイト(しよくばら)について、企業による更なる情報公表を促すため、これらの利用者像や利用実態等を把握し、その結果を企業等に周知するなど必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、労働者がより適切な職業選択を行うため、また、企業にとっては円滑な人材確保を図るため、企業に公表を推奨すべき情報等について検討し、開示の項目や方法を整理した職場情報の開示に関するガイドライン(仮称)を策定するなど、必要な措置を講ずる。	a 令和5年度稼働開始、締結を待次第速やかに措置 b 令和5年度措置	厚生労働省	a 女性の活躍推進企業データベース、国立支援のひらばは月別アクセス数等の利用実態を把握し、サイト上で公表し、令和5年度の改修により、「職場情報総合サイト」の利用状況に関して、「職場情報の詳細ページ」の閲覧件数を「職場情報総合サイト」に掲載した。 b 企業等が採用活動を行う上で参考となるよう、労働関係法令等における開示・提供項目等の整理及び求職者等が求める情報を開示するほか、職場情報を提供するに当たっての一般的な課題や対応策を示す「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」を策定した。	a,b 措置済	解決			
<b>(7) 多様な正社員(限定正社員)の活用促進</b>												
令和5年6月16日	人への投資	7		a 厚生労働省は、有期雇用労働者の無期転換及び企業における「多様な正社員」制度の活用を促進するため、労働契約法(平成19年法律第128号)第3条第2項の規定に関し、「多様な正社員」を含む正社員(限定正社員)の間にしても就業の実態に応じて処遇等の均衡を考慮すべきことについて使用者に対し周知するのと併し、労働者に対し無期転換後の労働条件を明示する場合には、就業の実態に応じて均衡を考慮した働き方について、経営労働者に説明が行われるよう、必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、企業による「多様な正社員」制度の導入の参考となるよう、「多様な正社員」制度を活用している企業の事例について実態調査を行い、勤務地や職種等が限定された正社員の処遇等を含めた情報提供の充実を図る。 c 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者のキャリア・アップを促進するため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成55年法律第76号)の施行状況について実態調査を行った上で、必要な措置を講ずる。 d 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、職業訓練や学び・学び直し(個)の支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。 e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するため、パートタイム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定正社員等多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。 f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資するため、現在行っている労働関係法令に関する教育の取組に加え、特に中学生・高校生・大学生等に対して、「多様な働き方」や、その前線での労務法の基本的な考え方に係る情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。	a.(前段)令和5年度上期措置(後段)措置済み b.d.e: 令和5年度措置 c.f: 令和5年度検討、締結を待次第速やかに措置	厚生労働省	a 労働契約法施行通達を改正し、労働契約法第3条第2項における考慮すべき均衡とは、異なる雇用形態間の均衡も含める旨を周知するとともに、労働条件明示事項の改正を周知するパンフレットにおいて、同項は全ての労働契約に適用される旨を周知を行った。 b 令和5年度「多様な正社員」制度等に係る実態調査を実施するとともに、「多様な正社員」制度を導入している企業の事例を収集し多様な働き方の実現に資するべく、周知を行った。 c パート・有期雇用労働者法施行後の状況に関する調査を実施。 d パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するために、キャリア形成・学び直し支援センターにおいて、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供した。 e 多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するべく、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図るため、「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」等を新規開発し、令和6年1月より提供開始した。 f 労働法に関する基礎知識を分かりやすく解説したテキスト「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」に「多様な正社員」制度に係る記載を追加すると、多様な働き方の情報提供を行うこととなる。	a 措置済 b 引き続き、「多様な正社員」制度に係る事例を周知する。 c 令和5年度に行った調査結果等を踏まえ、働き方改革関連法の施行後5年見直しの検討規定に基づき、順次、見直しの検討を進めていく予定。 d 引き続き、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、キャリア形成・リスクリテラシー推進事業を実施し、各ハローワークに相談コーナーを設置することで、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する予定。 e 引き続き、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するべく、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図るため、令和5年度に新規開発した「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」等の受講動員を行うなど普及促進に努める予定。 f 「多様な正社員」について記載された「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」が令和6年4月以降にHPに掲載される予定。	検討中	継続F		
<b>(8) 教育・イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」</b>												
令和5年6月16日	人への投資	8		a 大学設置基準等の見直し(教育課程等)に係る特別制度について、多くの大学が同制度を活用することで、大学における創業工夫や試み種目が促され、イノベーションの創出が盛んとなるようにするため、数値目標等を設定した上で、大学等に、同制度の積極的な利用を働きかける。あわせて、令和4年度末時点の特別制度の申請件数(3件)に鑑み、中央教育審議会大学分科会教育課程等特別制度調査委員会において、特別制度の申請が少なくなっている要因を分析した上で、より多くの大学に利用されるよう特別制度の在り方や運用の見直しについて改めて検討する。また、各大学が特別制度の申請を行いやすくする観点から、審査及び認定の状況を分かりやすい形で整理し、公表する。 b 文部科学省は、特別の申請・審査の状況や認定後の当該大学の教育・研究及び経営の状況を調査・分析した上で、各申請要件の妥当性を検討するとともに、規制緩和の内容を、新設の大学でも活用できるようにすることや、事後チェックの仕組みを強化しつつ、事前の認定ではなく届出制にすることで、制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	a,b 令和5年度以降継続的に措置 c 令和4年度稼働開始、締結済み	文部科学省	a,b 現在は特別制度を申請した大学に対し、申請内容の確認を審査・面談等を通じて、審査を行っている。令和4年度末時点の申請件数や運用の流れ等については、解説動画や外部講演、取材等を通じて、積極的に広報を行い、各大学へ制度利用を促している。 なお、令和5年度からは一定の申請受付期間を設ける形式から、随時受け付ける形式へと申請方法を改定したことや、新しく審査申請スケジュールのイメージ、意向調査結果の概要を解説動画とともに資料を公表している。向上させる取組を順次実施することで、大学の負担軽減や学生等の利便性向上に向け必要な措置を講じている。また、大学における教育内容等の改定状況について継続的な調査を実施し、調査結果を整理して公表している。令和5年度実施の調査においては、各大学における教育内容の分析・改善の促進に向け、本調査の結果を分析し、やがてのアンケートとして公表するため、各大学から提出された本調査の回答データをとりまとめているところ。さらに、各大学が公表した情報について分析や解説を行うよう促すため、教学マネジメント指針の周知を行ったほか、こうした取組を実施する大学等を補助金の区分において評価している。	a,b 現在、申請内容を審査中であることから、認定後の調査・分析はできていないが、認定を出した後、特別認定大学のアンケートに毎年提出される実施状況報告書を踏まえて、各申請要件の妥当性など、制度の在り方も含めた必要な見直し等を検討する予定である。また、引き続き、積極的に広報を行い、各大学へ制度利用を促している。	検討中	継続F		
令和5年6月16日	人への投資	9		a 文部科学省は、各大学に関する情報を、ステークホルダーからの意見等を聴取しつつ、「オープンデータ基本指針」(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「官民データ活用推進戦略会議決定」)等をもとに「オープンデータ」として公開し、大学等が、大学の教育や経営に関する比較可能な取組を推進し、これをモニタリングしたり、大学入学希望者へ情報提供したりすること促進するための方策を検討し、実施状況を踏まえ必要な措置を講ずる。あわせて、各大学が、公表した情報について分析や解説を行うよう促すため、分析や解説の好事例やガイドラインを示すなど、具体的な方法を各大学に示すとともに、こうした取組を行う大学へのインセンティブを設けることについて検討し、必要な措置を講ずる。 b 文部科学省は、大学・ポートレートについて、その運用を主導するとともに、縦横型・線形並びに大学間及び時系列間で比較可能性を確保したものとす。また、各種申請や調査等の情報の活用について、その可能性を踏まえた上で、各大学の負担軽減や学生等の利便性向上に向け必要な措置を講ずる。 c 文部科学省は、学生・保護者を含む学校法人・学校等のステークホルダーの判断に資するよう、企業等の例も参考に、経営情報の公開の在り方について検討する。 d 文部科学省は、文部科学省のホームページで、各認証評価機関による認証評価から明らかとなった各大学の「長所」を取りまとめ、認証評価結果とともに毎年度一覧化して公開する。 e 文部科学省は、学生による学修成果や大学による教育成果に関する情報(特に成果画像)及びこれらに関する情報について調査分析を行うとともに、その結果を、関係機関が認証評価や各大学における教育研究及び経営に関するモニタリングなどの調査分析(メタ評価)に活用するなど、アウトラムを重視した事後チェック機能の強化のための、必要な措置を講ずる。	a,b,e: 令和5年度措置 c 令和4年度稼働開始、締結済み	文部科学省	a 文部科学省も参画する「大学・ポートレート運営会議」において、情報の受け手であるステークホルダーが適正かつ適切な大学・ポートレートから情報を取得できるよう検討を行い、国立公立と私立で異なる記載となっていた認証評価結果の記載事項を統一するとともに、認証評価結果の参照先リンクの取付方法を統一するなど、大学間での比較可能性を向上させる取組を順次実施することで、大学の負担軽減や学生等の利便性向上に向け必要な措置を講じた。 c 学校法人が自らの創意工夫により、学生・保護者を含む学校法人・学校等のステークホルダーの判断に資するよう財務情報等を公開することを促進するため、財務情報、事業報告書、統合報告書のインターネット上における公表の好事例について、令和5年度学校法人の運営等に関する協議会及び学校法人監事研修会ホームページで紹介した。 d 実施時期に記載のとおり措置済 e 大学における教育内容等の改定状況について調査を実施し、学修成果の把握状況や公表を行った教育研究活動等の情報について分析を行いその結果を公表した。また、認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、学修成果の把握や評価に関することを追加する省令改正を行い、事後チェック機能を強化した。	a,b,d,e 措置済 c 引き続き、学校法人の運営等に関する協議会等での好事例の紹介等を通じ、学生・保護者を含む学校法人・学校等のステークホルダーの判断に資するよう情報公開の対応について、学校法人への周知結果を報告する。	措置済	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
令和5年6月16日	人への投資	10	認証評価	<p>a 文部科学省は、認証評価の妥当性について、調査分析(メタ評価)を主導するとともに、認証評価の方法や結果の活用について、海外の事例も含めて調査・検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 文部科学省は、認証評価において、よりアウトカムを重視した評価がなされるよう、認証評価機関による評価の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 文部科学省は、大学における教育研究及び経営に関する事後評価について、各大学に対し、学生により良い学習機会を与える場となることを意図した改革を積極的に促すことができるよう、評価の効率化や客観性の確保等の観点も踏まえ、その妥当性を検証するなどの取組を実施する。</p>	<p>a,c 令和5年度措置</p> <p>b 令和4年度検討開始、継続を複数年度やかに措置</p>	文部科学省	<p>a 中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会において、認証評価機関の自己点検に関する書面審査を行うとともに、ヒアリングを行った。</p> <p>また、認証評価機関連絡協議会においても、評価に関する諸外国の動向等、各種研究とその成果の共有を行った。</p> <p>b 認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、学修成果の把握や評価に関することを追加する省令改正を行い、事後チェック機能を強化した。</p> <p>c 認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない事項として、学修成果の把握や評価に関することを追加する省令改正を行い、事後チェック機能を強化した。</p> <p>また、評価項目や評価手法の簡素化について、文部科学省と認証評価機関連絡協議会において、認証評価制度の改善・充実の方向性に関し、実際の運用に当たっての課題・問題点等を整理し、意見交換を行った。それらの議論を踏まえて、令和5年度中に法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化について認証評価機関に対して通知を発送した。</p> <p>加えて、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会において、認証評価機関の自己点検に関する書面審査を行うとともに、ヒアリングを行うなど客観性の確保に関しても実施した。</p>	a~c 措置済	措置済	継続F
令和5年6月16日	人への投資	11	連携・統合	<p>文部科学省は、連携・統合及び縮小・撤退について、これらに関する現行の制度等が、各大学の再建や撤退等の判断や取組を後押しするものとして実効的に機能しているか、また、連携・統合や縮小・撤退の促進に資する適切なプロセスが設計されているか、以下の点を踏まえ、必要な調査研究を行うとともに、連携・統合及び縮小・撤退の促進に資するプロセスの包括的な見直しに向け検討する。</p> <p>① 私立大学への支援の在り方を踏まえて連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けたインセンティブの設計を含む経営者の行動変容を促すための措置の検討</p> <p>② 今後の経営困難校がどれだけ生じるか、また、再建・撤退の際に最低限必要な残余財産額がどれだけかなどの将来の経営に関するシミュレーションの実施</p> <p>③ 早期に健全化するべき大学を特定するための経営判断指標及び基準値の設定</p> <p>④ 大学に対するデューデリジェンスの在り方</p> <p>⑤ 再建・撤退に関する判断基準の整備</p> <p>⑥ 大学の再建・撤退のための支援機関や機能、スキームの整備</p>	令和5年度検討、令和6年度以降に措置	文部科学省	<p>令和6年度予算において他の大学との連携や募集停止といった定員規模の適正化などの経営判断の支援を行う方策を実施することにより、定員規模適正化に係る経営者の行動変容を促すとともに、デュー・デリジェンスの重要性について「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」(発行元:日本私立学校振興・共済事業団)に記載を適正にしたほか、大学の再建・撤退を含む今後の経営判断に関するデータ提供等のため、「7WU」(女子支援)の基盤として、各種データや知見・ノウハウをフル活用するためのシステム構築などを推進することとした。</p> <p>また、学校法人に対する経営指導の対象法人を遡るに際し、資金ショートリスクに関するシミュレーションを活用したほか、学校法人の過去の財務状況分析を踏まえ従来から実施している学校法人への経営指導の在り方や基準となる指標について充実・強化する観点で見直しを実施した。経営改善の実績が上がらない場合には設置校の廃止等も含めた必要と考えられる経営上の判断について求めることとしている。</p>	令和6年度予算要求事項について、着実に実施していく。 <p>また、令和5年度に行った学校法人への経営指導に関する各種の見直しを踏まえ、令和6年度以降の経営指導を実施していく。</p>	措置済	継続F
令和5年6月16日	人への投資	12	高等教育	<p>a 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制について定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上で課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握を行う。</p> <p>b 文部科学省は、各都道府県に設置されている私立学校審議会に、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進や、学校教育の質の向上につながる実態把握及び審査事項の在り方について、平成18年の私立学校法(昭和44年法律第270号)改正の際の議論等を踏まえて留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知する。</p> <p>c 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実に係ることにつき、過度な事前の規制・制度にすぎないかかわない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要方策について検討する。</p> <p>d 文部科学省は、都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行う。</p>	a~c 令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	<p>a 令和5年6月~7月、都道府県私立学校主幹部課を対象として、都道府県における私立学校の新たな設置認可及び収容定員増加に係る運用や公私間の定員調整に係る協議の状況等について、調査を実施し、実態把握を行った。</p> <p>都道府県における私立学校の新たな設置認可及び収容定員増加に係る運用については、令和5年10月、都道府県私立学校主幹部課を対象とした会議において、調査結果を公表し、「都道府県において、私立学校の新たな設置認可について抑制的な運用を行う場合、その必要性について十分な検討を行うことが適切であり、パブリックコメントの実施など適切なプロセスを確保することが重要」と指摘した。</p> <p>また、公私立学校間の協議の状況等については、公正取引委員会とも連携しつつ、実態把握を行うとともに、調査結果をとりまとめ、令和5年12月に公表・周知した(※)。</p> <p>b 令和5年6月~8月、都道府県私立学校主幹部課を対象として、委員構成や情報公開等、私立学校審議会の運営の現状について、調査を行った。そのうえで、私立学校審議会については、各都道府県の私立学校審議会の委員に占められる学識経験者の具体例をお示しするとともに、情報公開については、文部科学省が設置する大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における議事要旨の公開例等をまとも、令和5年12月、調査結果を公表・周知した(※)。</p> <p>c 令和5年6月~7月、都道府県私立学校主幹部課を対象として、各都道府県における、公私間の定員調整に係る協議の状況や、私立学校の新たな設置認可及び収容定員増加に係る運用、私立学校審議会の運営の現状等について、調査を行った。令和5年12月、これらの調査結果について、文部科学省のHPで公表するとともに、各都道府県に引き続き適切に対応するよう周知した(※)。</p> <p>d 令和5年10月、都道府県私立学校主幹部課を対象とした会議において、都道府県における私立高等学校の設置や学則変更の審査に関し、学校関係者から相談がある場合には文部科学省において適切に対応する旨を周知し、各都道府県所轄の学校法人に対しても伝達するよう依頼した。引き続き、学校関係者からの相談があった場合、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行っていく。</p>	a~d 措置済	措置済	継続F
(9) 初等中等教育における課外給食と教育イノベーションの両立による教育システムの改革										
令和5年6月16日	人への投資	13	教育現場の実態や課題の効率的かつ確率的把握	<p>a 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会を通じた調査について、調査結果が市区町村教育委員会や学校現場の実態を的確に反映したものであるよう、調査目的の明確化や項目の精選等を適し、調査の適切な実施に努める。</p> <p>b 文部科学省は、学校現場に対する調査について、調査を実施する主体によって調査手法が異なることにより、学校現場の負担になっていることや調査結果の共有・横断的な分析が困難となっていることを踏まえ、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」の、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会の調査への活用可能性について検討する。</p> <p>c 文部科学省は、各種調査の実施に当たっては、教育現場の負担軽減の観点から、教育委員会に対する調査内容の精選や、様式等の工夫、調査の実施時期の統一等による複数調査の一元化の呼びかけ等を通して、調査総数の減少や効率的な調査の実施を図る。</p>	a~c 令和5年度以降継続的に措置	文部科学省	<p>a 教育委員会等を通じた調査について、調査の適切な実施のため、オンラインシステムの導入や調査項目の精選、問い合わせ対応の改善を図った。</p> <p>b 「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」の、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会の調査への活用可能性について検討するために、都道府県がEduSurveyを活用する実証事業を令和6年度に実施するための準備を行った。</p> <p>c 教育現場の負担軽減のため、学校宛ての調査について、調査のオンライン化や項目の精選等を実施。令和5年12月には教育委員会に対し調査回答の負担軽減等を含む留意事項を付した他、毎年実施している調査数等の公表を継続実施。</p>	a 引き続き調査項目の精選や問い合わせ対応の改善等を通じ、調査の明確化や適切な実施に努める。 <p>b 令和6年度に都道府県がEduSurveyを活用する実証事業を行い、その結果を踏まえ、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会がEduSurveyを活用するための具体的方策について検討を行う。</p> <p>c 引き続きオンライン化や項目精選等、負担軽減の取組を推進する。</p>	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	規制改革推進会議評価	
							これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)
							措置状況	評価区分
令和5年6月16日	人への投資	14	情報技術の活用等	<p>a 文部科学省は、新しい教育イノベーションの事例創出につなげるため、教育現場の創業者工夫により、個々の児童生徒の状況に応じた学びが一層実現されるよう、現行制度の課題等について中央教育審議会等で検討し、一定の結論を得る。</p> <p>b 文部科学省は、情報教育やプログラミング教育を始めとした教育コンテンツについて、国立教育政策研究所や独立行政法人教員支援機構、各大学、NHK等と連携し、教員が授業で活用できるコンテンツの質・量の充実を図るとともに、関係者が利用しやすい公開方法について検討する。</p> <p>c 文部科学省は、遠隔教育特例制度について、中央教育審議会等において、現行制度の課題等の整理を行う。</p> <p>d 文部科学省は、令和3年度から5年度にかけて実施している「地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業」における実証の検証結果等を踏まえ、遠隔教育の受信側教員の配置要件の緩和について検討する。</p>	<p>a.e. 令和5年度検討開始 b.d. 令和5年度措置</p> <p>文部科学省</p>	<p>a 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、子供たちの学びと向き合う時間を確保するために学校における働き方改革、教師に優れた人材を確保するための教師を取り巻く環境整備等について議論を行い、令和5年12月に取りまとめられた中間案において、状況に応じて、学校現場において意思決定を促した教育活動の展開できる環境整備を進めていくことが必要であることが提案された。</p> <p>b 情報教育やプログラミング教育を始めとした教育コンテンツについて、国立教育政策研究所や独立行政法人教員支援機構、各大学、NHK等と連携し、以下の取組を新たにを行い、教員が授業で活用できるコンテンツの質・量の充実を図り、関係者が利用しやすい形で公開した。</p> <p>・令和4年度補正予算「教員研修高度化推進支援事業」において、大学等が情報教育やプログラミング教育に関するオンデマンド研修を開発するのを補助し、令和6年4月から、教育委員会や大学等が提供する研修を一元的に収集・整理・提供する機能を備えた「全国教員研修プラットフォーム」に掲載される予定。</p> <p>・高等学校情報科に関する特設ページや、中学校技術分野のホームページにおいて、情報教育・プログラミング教育に関して、授業で活用できる動画等のコンテンツを公開・発信している。また、NHK for school に協力し、国立教育政策研究所教育課程調査官が制作委員として監修の、NHK高校講座「情報1」が放送されてより、生徒の予習・復習・自学自習等にも幅広く活用できる動画教材を提供・充実させる取組を行った。なお、情報モラル教育に関しては、情報モラルポータルサイトにおいて、教員が指導する際に役立つ各種学習コンテンツ・啓発資料を発信している。</p> <p>c 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、遠隔教育特例制度も含めた義務教育における遠隔教育の在り方について検討し、令和5年12月に中間案を取りまとめた。また、中間案を踏まえ、遠隔教育特例制度の見直しを行った。</p> <p>d 令和3年度から5年度にかけて実施した「地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業」における実証の検証結果等を踏まえ、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行うとする場合について、多様な科目の開設など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ受信側の教壇における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障が無いと考えられる場合においては、一定の要件の下、教員に代えて、学習指導員や学習助手、事務職員等を配置可能とするための要件を強化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知を実施。</p>	<p>a 中間案において提案された内容について、関係する審議会等に報告し、各審議会等における専門的な検討に参考とする。</p> <p>b 引き続き、令和5年度補正予算「教員研修高度化推進支援事業」においても、大学等が情報教育やプログラミング教育に関するオンデマンド研修を開発するのを補助する。</p> <p>c 引き続き、左記ホームページの充実を図る。</p> <p>d 引き続き、関係団体の周知を図っていく。</p>	<p>参考済</p> <p>継続F</p>
令和5年6月16日	人への投資	15	教育に関する政策の充実	<p>a 文部科学省は、教育の成果や進歩の効果をアウトカムベースでの把握のほか、b及びcの実施について、教育分野が他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境などの要因が影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることに鑑み、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及びひ生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の業績等）についても可能な限り情報を収集・分析・評価・検証していくことが求められることから、国立教育政策研究所とも連携し、客観的・科学的に教育政策の企画立案（EBPM）の推進を長期的な視点で戦略的に進めていくため、その実施の在り方について検討する。</p> <p>b 文部科学省は、高等学校について、教室で対面型の授業で学ぶ全日制・定時制の生徒と、オンデマンド型コンテンツ等で学習する遠隔制の生徒との間の教育効果等を把握するため、それぞれが生徒の実態の把握等について検討する。特に、情報教育を始め、新たな教育課題に関する知識を持つ教員の不足と地域差が生じる中においても、生徒の多様な学習ニーズに応えられるよう、遠隔授業やオンデマンド型コンテンツ等も取り入れた教育の推進方策について、既存の制度にとらわれず、検討する。</p> <p>c 文部科学省は、教員に係る各種要素や、多様な入職プロセスにより入職した教員の学校現場での教育効果について実証的な研究に着手する。</p>	<p>a.e.c. 令和5年度以降継続的に措置</p> <p>文部科学省</p>	<p>a 文部科学省において、既存のEBPMマニュアルを活用するとともに、令和5年12月には実務的な観点からのEBPM研修を実施しているほか、大規模なパネル調査に基づいた指標の開発を進めている。国立教育政策研究所においても、国や自治体の政策・実証・大規模アンケート調査・研究結果・取組事例を共有するプラットフォームを構築している。</p> <p>b 全日・定時制の生徒と遠隔制の生徒の実態把握等について、令和6年度から3年間の「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の取組を通じて、遠隔授業等によって生徒の多様な学習ニーズに応える学校間連携等のネットワーク構築に取り組むとともに、遠隔授業等の効果検証を進めるため、準備を行い、事業公募を行った。</p> <p>c 「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」において、民間企業等の多様なルートにより学校現場に入職している教育委員会等と連携し、当該教員の有する資質・能力を研究するとともに、学校現場での効果検証を行うメニューを令和6年度予算に計上した。</p>	<p>a 引き続き指標の開発やデータ収集・周知の促進を始め、EBPMの強化に努める。</p> <p>b 令和6年度から3年間の「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の取組を通じて、遠隔授業等によって生徒の多様な学習ニーズに応える学校間連携等のネットワーク構築に取り組むとともに、遠隔授業等の効果検証を進める。</p> <p>c 「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の成果を広く発信し、全国的に展開する事業で、多様な入職プロセスにより入職した教員を学校現場に迎え入れるよう促す。</p>	<p>検討中</p> <p>継続F</p>
令和5年6月16日	人への投資	16	教育政策の展開と活用の拡大	<p>a 文部科学省は、好事例の現場への展開・浸透の重要性に鑑み、実施する各特例制度について、各に関する学校設置者や各学校等が情報にアクセスしやすい環境を整備するため、特例制度の概要や実施状況等について取りまとめたウェブサイトを作成する。</p> <p>b 文部科学省は、高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業（令和4年度補正予算委託事業）において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会とが協働を促進し、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエコシステム確立を進めていることの実効性を踏まえて、ICT活用や学校における働き方改革といった教育現場における社会課題解決に向けた取組を実施する。</p> <p>c 文部科学省は、教員業務支援員として小学校・中学校の学校現場で大学生等の活用を図ることが、教師の魅力向上の観点からも有益である可能性があることに鑑み、教育委員会や地域の学校と大学等との連携について検討する。</p> <p>d 文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会における教員不足への対応を支援しつつ、優れた外部人材を学校現場で採用できるよう、大学・民間企業等との連携などによる多様な入職プロセスの事例を把握・積極展開し、新たな事例の創出を促すことに加え、教員採用選考試験の早期化や複数回実施の促進、全国各地の教師業務情報を一覧できるサイトの開設、特別免許状等の活用を推進する。</p> <p>e 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会による教員確保について、市区町村教育委員会や学校現場の実態に基づいて柔軟に人事配が行われるよう、それらの実態や課題を把握する。また、遠隔授業の活用や近隣自治体間での協力など、全国の市区町村教育委員会や学校の創業者工夫により、効果的・効率的な教育を行うことが可能な場合は、現行制度よりも一層柔軟に学級編制や教員配置ができる仕組みについて検討する。</p> <p>f 文部科学省は、教育の目標・方法・評価の一体化が重要であり、かつ、学習指導要領という目標が定められていることに鑑み、また、教育資源の現状を踏まえ、CBT(Computer Based Testing)システムであるMEXOCBT(メクビット)の更なる活用促進について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a.e.f. 令和5年度以降継続的に措置 b.d.e. 令和5年度措置</p> <p>文部科学省</p>	<p>a 研究開発学校制度、教育課程特例制度及び授業時数特例制度、学びの多様な学校（いわゆる不登校特例校）、遠隔教育特例制度について、制度の概要や実施状況等についてホームページにおいて周知した。</p> <p>b 高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会が協議会を設置し、特別免許状交付のための仕組みの構築及び免許法認定講習の実施等、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエコシステム確立に向け取組を進めることにより、学校現場の指導体制の充実を図った。こうした取組によって、外部人材の更なる活用が促進されることから、働き方改革にも資するものと考えられている。</p> <p>c 教員業務支援員の想定人材の例として、教師志望の学生をはじめとする大学生等幅広い人材を新たに明確化し、文科省HPにて幅広く周知。</p> <p>d 教師不足への対応については、令和5年度補正予算において、全国の教育委員会が大学・民間企業等と連携・協働しつつ、教師人材の発掘する取組を強化するための支援事業を計上した。</p> <p>e 教員採用選考試験の早期化については、令和5年5月に教員採用選考試験の早期化・複数回実施等の改善の方向性を提示し、令和6年度においては、第一次選考の日程について、6月16日を一つの目安として示すとともに、複数回実施についても、各教育委員会において、秋・冬選考の追加実施も含め、地域の事情に応じた積極的な検討・対応が行われるよう促した。</p> <p>f 教師が自習学生・社会人への情報発信を支援するため、文部科学省において令和5年9月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教員業務支援員」サイトを開設し、広く関係者へ活用を促した。</p> <p>・多様な専門性を有する外部人材が特別免許状の活用等により円滑に学校教育に参画することを促進するため、令和5年度学校教育における外部人材活用事業において、アーテミス人材や博士指導者といった外部人材が学校教育に参画する実証事業を実施するとともに、アスリートから教師として学校現場に参画した者に関する事例集等を作成した。</p> <p>e 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、遠隔教育特例制度も含めた義務教育における遠隔教育の在り方について検討し、令和5年12月に中間案を取りまとめた。また、中間案を踏まえ、遠隔教育特例制度の見直しを行った。</p> <p>f 文部科学省CBTシステム(MEXOCBT:メクビット)について、令和5年度全国学力・学習状況調査の中学校英語「話す」こと調査で活用したほか、令和6年度全国学力・学習状況調査や地方自治体での活用促進を見え、利便性向上のための開発や問題の拡充等を行った。現在、約4万問の問題が掲載されており、約2.7万校、児童生徒等約850万人の登録を実現した。</p>	<p>a ホームページにおける周知を継続して実施する。なお、遠隔教育特例制度については、令和6年度より、文部科学大臣による指定を不要とし、特例制度ではなくなるもの、継続して遠隔教育の制度の概要等については周知を行う。</p> <p>b 左記事業の成果も踏まえつつ、引き続き、高等学校情報科の指導体制の充実に向けた取組を通じて、学校におけるICT活用や働き方改革等を推進していく。</p> <p>c 引き続き教員業務支援員への大学生等の活用に向けて周知を行う。</p> <p>d 令和5年度補正予算の成果を広く発信し、全国的な展開を図るとともに、他業種との人材確保状況の両面も鑑み、教員採用選考試験の要する1か月程度の前倒しに向け、各教育委員会や大学に要請する。</p> <p>e 教育人材総合支援ポータルサイトを定期的にアップデートし、各教育委員会の採用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を行う。</p> <p>f 令和5年度学校教育における外部人材活用事業の事業成果について、文部科学省ホームページへの掲載や通知等により、関係団体や教育委員会向けに幅広く周知を行う。当該事業の委託団体を通じて、業界関係団体への継続的な周知を行う。</p> <p>e 遠隔教育特例制度の改正について、教育委員会等に対して行政説明等を通じて周知を行う。</p> <p>f これまでの実施状況を踏まえつつ、地方自治体での更なる活用促進に向け、好事例の広報・周知等を行う。</p>	<p>検討中</p> <p>継続F</p>

開催決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和6年3月31日時点)	(令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
令和5年6月16日	人への投資	17	的確な詳細や情報、適切な教育システム	<p>文部科学省は、教員から児童・生徒に教育を施すといった教育システムに児童・生徒を適合させるといふ考えより、児童・生徒の主体的な学習者としての成長を支える教育システムを全てのことに適用できるという考え方が重要であるとの指摘を踏まえ、多様性と包摂性を重視した教育の実現について、中央教育審議会義務教育の在り方ワーキンググループで検討し、一定の結論を得る。</p> <p>文部科学省は、教員の負担軽減及び教育の質の向上を図る観点から、教員の持つべき役割を詳細に整理し、適切な役割分担について、①～④について、中央教育審議会等で検討する。</p> <p>① 教員等が担うべき業務を的確に整理するため、以下の取組を進めること。</p> <p>・各都道府県・指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会の中で、働き方改革の進展に差がある現状に鑑み、改善の指示や優良事例の模範的取組を進めるとともに、</p> <p>・学校における教員の勤務や、教育委員会による制度運営について、BPR(Business Process Reengineering)の手法等も踏まえ、詳細に実態や課題の把握を行うこと。</p> <p>・「学校・教師が担う業務に係る3分類」における14項目について、より実態に沿った形で業務を把握・分析し、役割分担の適正化を図ること。</p> <p>② 教員の負担軽減のため、以下の取組を進めること。</p> <p>・これまでの教員勤務の実態に関する調査において、教員の授業時間が一貫して増加していることに加え、効果的・効率的な授業の実現に関する調査も実施し、教員一人当たりの授業に係る負担の軽減を効果的に図ること。</p> <p>・授業や学習指導、生徒指導等の教員が本来担うべき業務に集中することのできる環境を構築するため、教員免許を持たない者が行える業務の明確化などにより、これまで教員が担ってきた業務を支援スタッフなど教員以外の者が担えるようにすること。</p> <p>③ 外部人材の活用促進のため、以下の取組を進めること。</p> <p>・学校や地域における外部人材の積極的な配置の考え方を示すことについて検討すること。その際、異業種・異業態の活用について、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会等との連携を図ること。</p> <p>・多様な教職員のキャリアパス形成に資するため、人材の確保・育成・活躍が十分に行われるための、必要な措置を講ずること。</p> <p>④ 学校組織マネジメントの強化のため、以下の取組を進めること。</p> <p>・民間企業等のマネジメント経験者によるサポート、先進中学校のマネジメント手法の共有など学校組織マネジメントの向上のための具体策や、既に「行われている校長の資質明確化の取組も踏まえ、学校組織マネジメントの策定が重要な要素との指摘も踏まえ、校長等による学校マネジメント力の向上に資する更なる取組を検討すること。</p>	<p>a 令和5年度12月に「義務教育の在り方に関するワーキンググループ中間まとめ」を取りまとめ、公教育として必要な共通性を担保しつつ、一人一人の良さを徹底的に伸ばすことに対応できる学校教育の実現に向けて、IoTを有効に活用しながら個別最適な学びや協働的な学びの一体的な充実に向けた取組を進めていくことや子供たちが学びを生かしながら主体的に学ぶよう、多様性を担保する柔軟な教育課程の編成・実施を進めるための方策の検討が重要であることを提言していた。</p> <p>b 「令和5年度中期」位置</p> <p>b① 中央教育審議会の高師の確保特別部会による緊急提言等を踏まえ、「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、それぞれの主体がその権限と責任に応じて役割を果たすことができるよう、各主体の具体的な役割の役割を整理し、「対応策の例」や自治体の取組等も都道府県教育委員会等に通知した(令和5年9月9日付)。</p> <p>その後、教育委員会を対象に取組の進捗状況の調査を行い、令和5年12月27日に、留意事項及び緊急提言等を踏まえ、各教育委員会等に具体的な取組事例を通知し、更なる取組を促進した。併せて、学校における働き方改革の推進に関する調査研究において、学校における働き方改革の推進に向けて、その実態や課題の把握を丁寧に行いつづけて支援を実施する形での調査研究を実施中。</p> <p>b② 教員の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるように、教師をサポートする教員業務支援員の全ての小・中学校に配置するための必要な経費を、令和6年度予算案に盛り込んでいる。また、令和5年度12月には、学校現場において、教員業務支援との一層の協働を通じた働き方改革を強力に推進すべく引き寄せをし、公表した。</p> <p>b③ 骨太方針2023を踏まえ、令和6年度予算案には教員業務支援員を全ての小・中学校に配置するための予算を盛り込んでいる。各学校における教師の勤務実態や児童生徒数等を踏まえ、各教育委員会において柔軟な配置が可能である。</p> <p>・独立行政法人教員業務支援機構等において、社会人等が円滑に入学に資する研修活動の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。さらに、教員資格認定試験については、令和6年度実施の教員資格認定試験から、平成16年度から休止していた高校校情報(情報)教員資格認定試験を再開するとともに、小学校教員資格認定試験について、他校種の普通免許状を有し、3年間の学校等での勤務経験を有する者に対し、一部試験科目免除を実施することとなった。</p> <p>b④ 令和4年8月31日に「公立の小学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正され、校長に求められる資質を明記するとともに、各教育委員会において教員とは別の指標を定めることが示された。</p>	<p>a 中間まとめにおいて提言された内容について、関係する審議会等に報告し、各審議会等における専門的な検討の参考とする。</p> <p>b① 教育委員会等が業務の役割分担・適正化を進めることができるよう、引き続き周知し、取組を促進。</p> <p>b② 手引等が学校現場において効果的に活用できるよう、引き続き周知し、取組を促進。</p> <p>b③ 教員業務支援員が学校現場において活用されるよう、引き続き周知し、取組を促進。</p> <p>・各教育委員会における多面的な教員採用選考や、社会人等の円滑な入学に資する研修の実施を一層促進するとともに、特別免許状の活用促進等の検討を進める。また、令和6年度実施の教員資格認定試験から、平成16年度から休止していた高校校情報(情報)教員資格認定試験を再開するとともに、小学校教員資格認定試験について、他校種の普通免許状を有し、3年間の学校等での勤務経験を有する者に対し、一部試験科目免除を実施する。</p> <p>b④ 校長のマネジメント方向向上に資する取組の一環として、令和4年度より、大学・民間の知見を活用した「学校管理職研修の充実に向けた先進的プログラム形成事業」を複数の自治体の協力を得て実施している。今後当該事業を通じて、全国の教育委員会における管理職研修の高度化に資するモデルを開発する予定。</p>	措置済	継続		
				(10)「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し						
令和5年6月16日	人への投資	18	「常勤保育士」(「常勤保育士」)	<p>ことども家庭庁は、保育士の勤務形態の多様化への対応及び保育士確保の円滑化(潜在保育士の活用)を図るため、保育所等の配置基準や施設給付費の交付要件に関する「常勤保育士」及び「短時間保育士」の定義を明確化し、必要に応じて見直しを行うことについて、必要に応じて見直しを行うこと。また、明確化された常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義を踏まえた運用が行われていない都道府県等があった場合、再度定義を周知するなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>(前段)措置済み、(後段)令和5年度は継続的に措置</p>	<p>令和5年4月に「保育所における常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義について」(令和5年4月21日ことども家庭庁府局長通知)を发出し、最低基準における定数の常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義を明確化した。</p>	<p>都道府県等に対しては、適切に周知を行いつつ、今後の運用状況を引き続き注視している。</p>	検討中	継続	
				(11)里帰り出産を行う妊産婦の支援						
令和5年6月16日	人への投資	19	妊産婦に対する支援、自治体へ	<p>a ことども家庭庁は、妊産婦から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスへのアクセスが可能な「伴走型相談支援」について、自治体の取組と連携を踏まえつつ、継続的な実施に向けた制度を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、妊産婦の産後の自身の負担軽減を図る観点から、自治体へ「出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関と自治体が必要に応じて連携して必要な取組を推進するための措置を講ずる。また、令和4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把握するための「リスクアセスメント」の周知を図るとともに、効果的な活用方法等について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b ことども家庭庁は、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行い、必要な行政支援が行われるようするための環境整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ことども家庭庁は、自治体が、支援の対象となる妊産婦を把握し、支援を実施するとともに、利用者の利便性向上等の観点から、出産・子育て支援交付金業務におけるデジタル技術の活用や、伴走型相談支援における面談等の相談記録・出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務をマイナンバーを活用した情報連携を可能な事務として位置付けるため、関係法令の改正の要否の検討を含め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)に盛り込まれた自治体での情報連携を活用できる仕組みの構築を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、里帰り出産をする妊産婦に対して、自治体や医療機関との間の情報連携の在り方についても検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a,c 令和5年度6月以降、令和6年度以降</p> <p>b 令和5年度上期措置</p>	<p>a,b,c ことども家庭庁、デジタル庁</p>	<p>【ことども家庭庁】</p> <p>a 令和4年度から創設した「出産・子育て応援交付金」については、制度化し恒久化を図るために、子ども子育て支援法の一部を改正する法律案第213回国会に提出した。産前産後検査において、母体の身体機能の回復や精神状態等の把握を行い、産後の初期段階における母子に対する支援を実施。さらに、令和5年度補正予算において、妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県及び中核病院を中心となって関係機関とのネットワーク構築を構築するための国庫補助を新たに実施し、医療機関と自治体が連携することによる切れ目のない支援体制の構築を推進。</p> <p>令和4年度に作成した「リスクアセスメント」について、令和5年度に发出した「ことども家庭センターガイドライン」にて、その効果的な活用方法を含め周知を図った。</p> <p>b 「里帰り出産をする妊産婦への支援について(依頼)」(令和5年9月14日ことども家庭庁府局子育て保護課事務連絡)にて、住民票所在地の市区町村と里帰り先の市区町村との連携、医療機関等との情報連携について自治体へ依頼をし、里帰り出産をする妊産婦に対して切れ目のない支援が提供されるよう依頼。</p> <p>c 【ことども家庭庁・デジタル庁】</p> <p>(伴走型相談支援)</p> <p>令和5年度に洗い出しを行った自治体間における共有すべき項目を元に、令和6年度に、情報連携基盤(PMH)を活用した自治体連携システムの整備を含め、まずは健康管理システムの構築に項目に必要な項目の追加を行った。(里帰り出産)</p> <p>里帰り出産をする妊産婦に係る情報連携については、自治体と医療機関、妊産婦の間で母子保健情報を共有するための情報連携基盤(PMH)の活用を含め、令和6年度の実証事業において、引き続き検討を行う。</p>	措置済	継続	
				(12)家事支援が個人の人材の更なる活躍に向けた環境整備						
令和5年6月16日	人への投資	20	家事支援が個人の人材の更なる活躍に向けた環境整備	<p>国家戦略特区家事支援外国人入国入業に関する取組の提供に係る調査報告書に基づいては、法人等の代理人による契約を含むことを始めとした家事支援人材の更なる活躍に向けた環境整備、必要となる調査結果を踏まえ、必要に応じて制度改正について、令和5年度中を目途に必要な措置を講ずる。</p>	<p>令和5年度中に</p>	<p>内閣府、法務省、経済産業省、厚生労働省</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限によって一時的に外国人人材の受け入れができず、今後、サービスの中核を担い、後輩の指導やサポートができる人材が大幅に不足することを踏まえ、入国制限前に入国し、指導的役割を担う人材の家事支援活動に従事可能な期間を5年から8年への延長することによって、令和5年10月に措置した。また、家事支援人材の更なる活躍に向けた環境整備のため、法人等の代理人を介して家事支援サービスを提供する企業と利用世帯が契約することを可能とする制度改正について、令和5年12月に措置した。</p>	措置済	解決	
				(13)海外大学卒業外国人留学生の就労支援に係る規制改革						
令和5年6月16日	人への投資	21	海外大学卒業外国人留学生	<p>日本政府は、日本語学校の留学生に対して、より「学修」を推進する「優良留学生」であれば、適正校の選定年度にかかわらず、卒業後の継続就職活動のための在留資格「特定活動」への変更を可能とすることについて、令和5年度中に結論を得る。</p>	<p>令和5年度中に結論を得る。</p>	<p>内閣府、法務省</p>	<p>日本語学校の留学生が、卒業後の就職活動継続のための在留資格「特定活動」への要件を在籍校が3年連続在籍管理が適切であることから、「直近1年の在籍管理適正であること」に緩和することについて、国家戦略特別区域の特例制度として令和6年3月に措置した。</p>	措置済	解決	
				(14)企業主導型保育事業の規制改革						
令和5年6月16日	人への投資	22	企業主導型保育事業	<p>企業主導型保育事業における従業員等の在り方について、本事業の趣旨を踏まえつつ、事業主側に出金を負担する事業主団体との協働を行い、その上で令和5年度中に具体的な検討を行う。</p>	<p>令和5年度中に検討</p>	<p>内閣府、ことども家庭庁</p>	<p>令和5年8月7日及び令和6年1月29日に事業主団体と協議を行い、令和6年3月13日の国家戦略特区ワーキンググループにおいて企業主導型保育事業の改善案を提示した。</p>	<p>ワーキンググループに提示された改善案を令和6年度に措置する。</p>	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
<p>(15) 「地域限定保育士の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施」</p> <p>【地域限定保育士の創設】 産後1から3年間は事業実施地域でのみ有効な地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に向けて、令和5年度中詳細な制度の検討を行う。</p>										
令和5年6月16日	人への投資	23			令和5年度中に検討	内閣府 こども家庭庁	幼児期までのこどもの育ちや発達における保育士資格等に関する専門委員会において、地域限定保育士の資格を特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ適用する資格として児童福祉法上に位置づけるとなどを含めた改正の方向性について取りまとめがなされた。	早期に国会に法案を提出できるよう、必要な調整を進めていく。	検討中	継続中
<p>(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大(3～5歳のみの保育)</p> <p>【小規模認可保育所】 原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を可能とする特例の全国展開について、次の児童福祉法改正の期に在り方の検討を行う。</p>										
令和5年6月16日	人への投資	24			次の児童福祉法改正の期に在り方を検討	内閣府 こども家庭庁	小規模保育事業における3歳以上児の受け入れについては、令和5年、子ども子育て支援等分科会において有識者、関係事業者等において議論を行い、当初分科会における小学校への接続に配慮すること等の意見を踏まえながら、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることを法制化及び制度の運用に関する検討を進めるとの取りまとめがなされた(令和5年12月21日こども家庭審議会子ども子育て支援等分科会における議論の整理について)。	早期に国会に法案を提出できるよう、必要な調整を進めていく。	検討中	継続中
<p>&lt;医療・介護・感染症対策分野&gt;</p> <p>(1) デジタルヘルスの推進の①データの利活用基盤の整備</p>										
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	1			令和5年度以降に推進	個人情報保護委員会 厚生労働省	<p>【個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑦</li> <li>① 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第10条において、政府は、この法律の施行後3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報保護法を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を踏まえ、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている(いわゆる3年ごと見直し)。</li> <li>② 当該規定に基づく検討として、令和5年11月15日に開催された第261回個人情報保護委員会において、いわゆる3年ごと見直しに係る「検討の方向性」を提示し、その後、個人情報保護委員会において関係団体及び地方公共団体からのアヒンクを行った。また、これらのヒアリング結果等を踏まえ、令和6年2月21日に開催された第273回個人情報保護委員会において、いわゆる3年ごと見直しに係る「検討項目」を提示した。「検討項目」の中には、「データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方」として、「本人同意を要しない公益に資するデータ利活用等の在り方」が含まれている。さらに、厚生労働省が開催する「健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」にオブザーバーとして参加し、医療等情報の二次利用の更なる促進のための今後の検討の方向性に関し、同会議の議論の方向性や資料の記載内容等に対し助言を行った。</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑦</li> <li>医療等情報の二次利用について、令和5年11月に「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」を設置し、厚生労働大臣が保有する公的DBについて、匿名化情報だけでなく、より研究利用の価値の高い匿名化情報を利用・提供する場合の法的論点</li> <li>・様々な公的DB等を一体的に利用することでできる情報連携基盤の整備の方向性に関する論点</li> <li>・全国医療情報プラットフォームにおいて共有される電子カルテ情報の二次利用のあり方等について、検討を開始した。令和6年3月18日に開催された第4回ワーキンググループにおいて、「これまでの議論の振り返り」と今後の検討の方向性」を提示した。加えて、</li> <li>・データの標準化・信頼性確保</li> <li>・情報連携基盤におけるセキュリティ要件等の技術的事項等については、令和6年2月に、専門家からなる「医療等情報の二次利用に関する技術作業班」を設置し、検討を開始した。</li> </ul> <p>引き続き、ワーキンググループにおいて議論を進める。</p>	検討中	継続中	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	2	NDBの利活用等	厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))に基づくNDBに収録されたデータ(以下「NDBデータ」という。))の大学、民間事業者等の研究者その他の利用者(以下本項において「研究者等」という。))への提供(高齢者医療確保法第16条の2)等の迅速化及び円滑化を図り、医療サービスの向上を図る。以下の措置を図る。 a 厚生労働省は、NDBデータの利活用を行う者に対して、NDBデータの項目及びその構造等の理解を助け、NDBデータを効率的に解析し得るよう、そのサンプルデータを公開する。 b 厚生労働省は、NDBデータの利活用を行う者が探索・試行的にデータ解析することを可能とするため、トライアルデータセット(NDBの各年1月、4月、7月及び10月分から無作為に数%程度抽出する等の処理をしたもの)を、以下同じ。)又は特別抽出(研究者等が提出した抽出条件に従ってNDBデータをNDBから抽出することをいう。))の承認を受け当該研究者等に提供されたデータに対する医療・介護データ等解析基盤(HIC: Healthcare Intelligence Cloud)を通じてリモートアクセス(国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを確保したまま調査票情報等を格納するシステム)にアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。以下同じ。))による解析を可能とする。なお、トライアルデータセットの利用申請に関する審査については、匿名医療情報等の提供に関する専門委員会(以下「専門委員会」という。))における審査項目を減らすなど、審査を簡略化するものとする。 c 厚生労働省は、解析用に処理したNDBデータ(ブラックリスト方式で個人特定の可能性がある項目を匿名化する等の処理をしたもの)に対するリモートアクセスを、以下の点に留意しつつ可能とする。あわせて、専門委員会による審査の効率化等を行い、利用申請から申請者が実際にデータの利活用を開始し得るまでに要する期間について、平均で390日を要する現状から、原則7日(研究者等側の都合に要した期間は除く。)とする。また、現状の申請件数を踏まえ、当面1回を設けるが、今後申請件数が増えれば複数回設定する。 ・特定の商品又は従務の広告又は宣伝を目的とする利用、承認された利用目的以外の利用、特定の個人を識別する目的での利用その他の不適切利用をオンラインで監視可能な解析環境を構築すること。なお、研究者等がNDBデータを利用する場合を含め研究を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意する。 ・研究者等による、厚生労働省等に対するリモートアクセスの申請手続等をオンラインで行うことを可能とする。 ・研究者等が希望する場合には、NDBデータの専門家等が抽出条件のアドバイスを行う等の支援体制を構築するとともに構築されたデータを整備するなど解析環境を整備すること。 d 厚生労働省は、NDBデータの利用の要件として高齢者医療確保法第16条の2に定める「相当の公益性を有すると認められる業務」について、特定の商品等の広告・宣伝を除く、医薬品や医療機器の創出又は改善に関する調査、研究又は開発(製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。))に利用可能であることを明確化する。 e 厚生労働省は、NDBデータの利活用に関して、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」(令和2年10月厚生労働省)において利用を行った研究者等に対して「他の研究や政策利用等を阻害するよな特許の取得を禁止する」とされていることについて、当該記載は特許法(昭和34年法律第121号)第32条の不特許事項と同様の趣意であり、NDBデータの利活用による研究を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることが可能であることを明確化する。 f 厚生労働省は、学食証への接種手続が進行している場合など一定の場合は利用期間の延長が可能であることを明確化する。あわせて、利用期間の延長手続によって延長可能な期間が運用上1年以下となっている現状に対し、必要に応じて2年以上の延長が認められることを明確化する。 g 厚生労働省は、NDBオープンデータ(診療行為、処方箋、健診項目等)について、全国レベルで集計を行った集計表をいう。))について、個人情報保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、①各セルにおける患者数の該当数値が0である場合にも公表データにマスクングを行っている現状について、当該セルの該当数値が0であることを明らかにすることによって、他のセルにおいて10未満の患者数であることが必然的に明らかとなるケースを自動的に判別するプログラム開発を行うことによって、マスクングの範囲を減らす運用を実施し、あわせて、②各セルにおける医療機関等の施設数が3未満となる場合についてマスクングを行っている現状について、マスクングを行わないことを基本に検討し、結論を得る。 h 厚生労働省は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))が行う、提供申出者の指定した抽出条件及び集計条件に従ってレセプトデータを抽出し、一定の集計処理を加え集計表の形式で提供する情報提供サービスにおいて、医療機関の施設数が3未満となる場合にマスクングを行っている現状について、個人情報保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、マスクングを行わないことを基本に支払基金と連携しながら検討し、結論を得る。	厚生労働省 a 令和5年上期措置 b,d~f: 令和5年秋措置 c: 令和5年秋措置 g: ①令和5年度措置、②令和5年度検討・結論 h: 令和5年度検討・結論	a 令和5年6月に、厚生労働省のホームページにおいて、NDBを本格利用する前のデータ構造の理解を助けるものとしてサンプルデータの掲載を行った。 b 令和5年11月から、医療・介護データ解析基盤(HIC)の運用を開始し、クラウド上で、トライアルデータセットや特別抽出されたデータを解析可能な環境を整備した。また、同年10月にガイドラインを改正し、トライアルデータセットについては、抽出条件等の事項について審査を行わないこととした。 c 厚生労働省において、個人特定の可能性がある項目のマスク等の処理を予め行った探索的解析用データセットを作成し、令和5年度からは、研究者等が、HIC上でリモートアクセスを行い、探索的解析等を実施できる環境を整備する。その際、HICには不適切利用等の監視機能を実装するとともに、二次利用ポータルに、申請手続や、専門家への質疑応答などが可能なアドバイザープラットフォームの機能を集約する。あわせて、探索的解析用データセットについては、オンラインでの簡易な書類審査を行うこととし、申請から原則7日以内でデータ利用可能なフローを整備する。上記の方針について、社会保険審査会医療保険部において議論を行い、令和6年3月に検討の方向性について了承を得た。 d 令和5年10月にガイドラインを改正し、製薬企業をはじめとする民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発などに利用可能であることを明記した。 e 令和5年10月にガイドラインを改正し、特許法第32条に規定する公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許の取得は可能であることを明記した。 f 令和5年10月にガイドラインを改正し、解析の終了後であっても、学食証への接種手続が進行している場合を含む、具体的な公表見込みがある場合には、変更届出書を提出することで、専門委員会での審査なく、2年以上継続的に利用期間を延長することが可能であることを明確化した。 g 令和5年度のオープンデータの公表から、該当数値が0であるセルについて、10未満の数値をマスクする処理の対象から外すなどの対応を行うとともに、医療機関等の施設数が3未満となるセルのマスクングを撤廃する方針について、社会保険審査会医療保険部において議論を行い、令和6年3月に了承を得た。 h NDBにおける第三者提供のマスクングのルールの見直しにあわせ、原則として、医療機関等又は保険者の属性情報による集計数が、3未満となる場合でもマスクングは行わないことを基本とするが、公表される研究の成果物において、関係する情報に照らすこと、特定の個人を識別することができる場合は、マスクングを行う運用方針とした。	a, b, d~h 措置済 c 令和6年秋から左記の内容を実施できるよう、実務的な調整を行う予定。	検討中	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	3	公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保	総務省及び統計所管府省庁(大規模な統計調査を行う独立行政法人等を含む。以下同じ。)は、学術研究の発展及びEBCPMの推進を図る観点から、統計法(平成19年法律第93号)に基づく基幹統計及び一般統計等(以下「公的統計」という。)の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者(以下「研究者」という。)への提供(統計法第33条及び第33条の2、以下「二次的利用」という。)を迅速化し、及び円滑化する。必要リソース確保の上、以下の措置を講ずる。具体的な統計法に当たっては、統計年度措置、総務省が所管する統計等(以下「公的統計」という。)の調査票情報の提供に必要となるリソースを確保するため、個人情報等の適切な保護を確保する必要があることと留意する。 a 総務省は、統計所管府省庁がその所管する公的統計の調査票情報を、光ディスクを利用して二次的利用に係る場合に必要となる審査を簡便化し、及び効率的に実施し、審査の簡便化及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手する。その際、以下の点を踏まえるものとする。 ・利用申出の様式の統一に当たっては、申出に係る変数が多数の場合には、いわゆる「塗り統計」作業(毎年度の調査票に係るデータレプリカの中で、研究者等が申出に係る変数に色付けする作業をいう。)等に要する研究者等の手間・負担を軽減するため、研究者等が作成する統計表(統計表)の分析出力表(論文等)において結果的に公表されない可能性があるものを含む。)以下「統計表等」という。)のイメージを示しつつ、令和0年度から0年度までの△△統計調査中の××を除く全ての変数といった簡易な指定方法も取り得ることを明確化すること。 ・統計所管府省庁が「公益性」(統計法第33条及び第33条の2)を審査するに当たって、競争的調査費(科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金等)その他実質に要する費用を府省庁(所管する独立行政法人を含む。)が公表の方法により補助する調査研究又は府省庁(所管する独立行政法人を含む。)の委託による調査研究については、統計所管府省庁においてはその旨の外形的な確認のみを行うものであり、具体的な研究内容に踏み込んで公益性の有無に関する判断を行うものではないことを明確化すること。 ・提供対象となる変数が「必要最小限」であり、不要と考えられるものが含まれていないこと(「調査票情報の提供に関するガイドライン」(平成20年12月24日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)第2の3(3)ウ)に関する統計所管府省庁の審査については、研究内容には立ち入らず、客観的・外形的に判断するものであることを明確化すること。また、個別の審査に当たって、研究者等が研究開始前の時点で予定している統計表等を統計所管府省庁に提出し、当該統計表等に記載される変数(以下「利用予定変数」という。)の全て、当該研究者等が当該調査を行うための利用予定変数のいずれかに代えて用いる可能性があるとする変数の全て及び制御変数として用いる変数の全てを提供することを明確化する方向で検討すること。 ・研究・論文作成等に必要となるプライバシー保護は研究者等が適切に実施することとし、統計所管府省庁の審査においては、①研究者等が作成する統計表等において、個人等の識別・特定が回避されることを論文等における秘匿措置の内容の疎明などの手段によって確認するとともに、②提供・閲覧される調査票情報自体の管理について、プライバシー保護のための適切な管理等において研究者等が行われることを初回利用時の管理状況等の確認に基づく資格認定、暫時的徴収その他の手段によって確認するものがあることを明かにすること。 ・光ディスクによる調査票情報の提供に代えてオンラインストレージによるデータの送信その他のオンライン上で提供を研究者等が選択可能とすることを検討すること。 b 統計所管府省庁は、aの措置の実施その他の方策により、統計所管府省庁が利用申出から調査票情報の提供までに要する期間(以下「審査期間」という。)を、令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中に(総務省を除く統計所管府省庁が所管する統計等について、過去の二次的利用件数が少ないなど特段の事情がある統計に限り令和7年度中に)平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間以内とするものとし、総務省はその遵守状況を適切に把握する。また、この過程において、総務省が所管する統計については、その審査期間を、令和6年6月末までに当該統計に関する申出件数半数の半数について、また、令和6年12月末までに当該統計に関する申出件数半数の全てについて、遅くとも4週間以内とするものとする。統計所管府省庁における審査期間の短縮に当たっては、二次的利用ニーズを踏まえ、優先順位を付けて審査期間の短縮を図るものとする。 c 総務省は、公的統計の調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元化の相談窓口を設置し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行うとともに、必要に応じて、統計所管府省庁に対して、個別の出出に対する処理状況の把握、迅速化の要請、技術的助言その他必要な措置を講ずる。あわせて、総務省は二次的利用に関する統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理し、また、その審査を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言等を行うこととし、所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。 d 総務省は、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、研究者等による公的統計の調査票情報に対するリモートアクセスを早期に可能とすることとし、その技術的課題を整理するための実証実験を令和5年7月末までに開始し、相当数の総務省所管統計について令和5年度中にリモートアクセスを開始する。また、統計所管府省庁は、令和7年度末までに公的統計の全てについてリモートアクセスによる調査票情報の提供を可能とする。なお、総務省は、リモートアクセスを検討し実施するに当たって、事務の効率化の観点から、リモートアクセスのサーバーやデータベースをオンサイト施設と連携して運用することと併せて検討する。 e 総務省は、統計所管府省庁ごとに二次的利用に関する審査を行っている現状に対し、審査の標準化及び効率化を徹底する観点から、二次的利用を光ディスクの提供による場合、リモートアクセスによる場合のいずれについても、省庁横断的な審査体制の一元化を検討し、結論を得る。 f 総務省は、研究者等の二次的利用円滑化等のため、公的統計に関するメタデータ(調査年ごとの公的統計の利用可能な変数一覧及びその変数の定義等)の整理を加速するとともに、公的統計に関する全てのデータの機械可読性を推進するためのリソースの確保を含む工程表を作成する。あわせて、全ての公的統計の調査票情報のリモートアクセスによる提供に関する工程表を作成する。 g 総務省は、複数の統計における調査票情報を回帰等とに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、回帰等を行なう方策について検討し、結論を得る。 h 総務省は、地方公共団体に対し、その作成する公的統計(以下「地方公共団体作成統計」という。)の内滑な二次的利用を図るため、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じ、同様の対応について要望するとともに、地方公共団体の求めに応じて、地方公共団体作成統計をリモートアクセスの対象とすることを検討する。	a.令和5年度上期措置 b.(平均1か月以内)での提供(統計法第33条及び第33条の2、以下「二次的利用」という。)を迅速化し、及び円滑化する。必要リソース確保の上、以下の措置を講ずる。具体的な統計法に当たっては、統計年度措置、総務省が所管する統計等(以下「公的統計」という。)の調査票情報の提供に必要となるリソースを確保するため、個人情報等の適切な保護を確保する必要があることと留意する。 a 総務省は、統計所管府省庁がその所管する公的統計の調査票情報を、光ディスクを利用して二次的利用に係る場合に必要となる審査を簡便化し、及び効率的に実施し、審査の簡便化及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手する。その際、以下の点を踏まえるものとする。 ・利用申出の様式の統一に当たっては、申出に係る変数が多数の場合には、いわゆる「塗り統計」作業(毎年度の調査票に係るデータレプリカの中で、研究者等が申出に係る変数に色付けする作業をいう。)等に要する研究者等の手間・負担を軽減するため、研究者等が作成する統計表(統計表)の分析出力表(論文等)において結果的に公表されない可能性があるものを含む。)以下「統計表等」という。)のイメージを示しつつ、令和0年度から0年度までの△△統計調査中の××を除く全ての変数といった簡易な指定方法も取り得ることを明確化すること。 ・統計所管府省庁が「公益性」(統計法第33条及び第33条の2)を審査するに当たって、競争的調査費(科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金等)その他実質に要する費用を府省庁(所管する独立行政法人を含む。)が公表の方法により補助する調査研究又は府省庁(所管する独立行政法人を含む。)の委託による調査研究については、統計所管府省庁においてはその旨の外形的な確認のみを行うものであり、具体的な研究内容に踏み込んで公益性の有無に関する判断を行うものではないことを明確化すること。 ・提供対象となる変数が「必要最小限」であり、不要と考えられるものが含まれていないこと(「調査票情報の提供に関するガイドライン」(平成20年12月24日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)第2の3(3)ウ)に関する統計所管府省庁の審査については、研究内容には立ち入らず、客観的・外形的に判断するものであることを明確化すること。また、個別の審査に当たって、研究者等が研究開始前の時点で予定している統計表等を統計所管府省庁に提出し、当該統計表等に記載される変数(以下「利用予定変数」という。)の全て、当該研究者等が当該調査を行うための利用予定変数のいずれかに代えて用いる可能性があるとする変数の全て及び制御変数として用いる変数の全てを提供することを明確化する方向で検討すること。 ・研究・論文作成等に必要となるプライバシー保護は研究者等が適切に実施することとし、統計所管府省庁の審査においては、①研究者等が作成する統計表等において、個人等の識別・特定が回避されることを論文等における秘匿措置の内容の疎明などの手段によって確認するとともに、②提供・閲覧される調査票情報自体の管理について、プライバシー保護のための適切な管理等において研究者等が行われることを初回利用時の管理状況等の確認に基づく資格認定、暫時的徴収その他の手段によって確認するものがあることを明かにすること。 ・光ディスクによる調査票情報の提供に代えてオンラインストレージによるデータの送信その他のオンライン上で提供を研究者等が選択可能とすることを検討すること。 b 統計所管府省庁は、aの措置の実施その他の方策により、統計所管府省庁が利用申出から調査票情報の提供までに要する期間(以下「審査期間」という。)を、令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中に(総務省を除く統計所管府省庁が所管する統計等について、過去の二次的利用件数が少ないなど特段の事情がある統計に限り令和7年度中に)平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間以内とするものとし、総務省はその遵守状況を適切に把握する。また、この過程において、総務省が所管する統計については、その審査期間を、令和6年6月末までに当該統計に関する申出件数半数の半数について、また、令和6年12月末までに当該統計に関する申出件数半数の全てについて、遅くとも4週間以内とするものとする。統計所管府省庁における審査期間の短縮に当たっては、二次的利用ニーズを踏まえ、優先順位を付けて審査期間の短縮を図るものとする。 c 総務省は、公的統計の調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元化の相談窓口を設置し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行うとともに、必要に応じて、統計所管府省庁に対して、個別の出出に対する処理状況の把握、迅速化の要請、技術的助言その他必要な措置を講ずる。あわせて、総務省は二次的利用に関する統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理し、また、その審査を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言等を行うこととし、所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。 d 総務省は、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、研究者等による公的統計の調査票情報に対するリモートアクセスを早期に可能とすることとし、その技術的課題を整理するための実証実験を令和5年7月末までに開始し、相当数の総務省所管統計について令和5年度中にリモートアクセスを開始する。また、統計所管府省庁は、令和7年度末までに公的統計の全てについてリモートアクセスによる調査票情報の提供を可能とする。なお、総務省は、リモートアクセスを検討し実施するに当たって、事務の効率化の観点から、リモートアクセスのサーバーやデータベースをオンサイト施設と連携して運用することと併せて検討する。 e 総務省は、統計所管府省庁ごとに二次的利用に関する審査を行っている現状に対し、審査の標準化及び効率化を徹底する観点から、二次的利用を光ディスクの提供による場合、リモートアクセスによる場合のいずれについても、省庁横断的な審査体制の一元化を検討し、結論を得る。 f 総務省は、研究者等の二次的利用円滑化等のため、公的統計に関するメタデータ(調査年ごとの公的統計の利用可能な変数一覧及びその変数の定義等)の整理を加速するとともに、公的統計に関する全てのデータの機械可読性を推進するためのリソースの確保を含む工程表を作成する。あわせて、全ての公的統計の調査票情報のリモートアクセスによる提供に関する工程表を作成する。 g 総務省は、複数の統計における調査票情報を回帰等とに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、回帰等を行なう方策について検討し、結論を得る。 h 総務省は、地方公共団体に対し、その作成する公的統計(以下「地方公共団体作成統計」という。)の内滑な二次的利用を図るため、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じ、同様の対応について要望するとともに、地方公共団体の求めに応じて、地方公共団体作成統計をリモートアクセスの対象とすることを検討する。	a. e. a. h 措置済 b. 調査票情報の提供に係る事務のデジタル化の推進等に取り組み。 c.(前段) 措置済 c.(後段) 令和6年度上期に概要の公表を予定している。 d 令和6年度中予定のシステムの運用開始に当たっては、リモートアクセスのサーバーやデータベースをオンサイト施設と連携することを予定している。	検討中	継続分			
(2) デジタルヘルスの推進②ー デジタル技術を活用した健康調査、重症化防止ー											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	4	遠所介護	厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けられることができる場所について明らかに事業所や公民館等、身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化	令和5年措置	厚生労働省	令和6年1月16日に通知「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するG&Aの改訂について」(医政総発0116第1号厚生労働省医政局総務課長通知)及び「特例的に医師が専任しないオンライン診療のための診療所の開設について」(医政総発0116第2号厚生労働省医政局総務課長通知)を发出。	オンライン診療その他の遠隔医療の適正かつ幅広い普及に資することを目的として策定した「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」に基づき、国民・患者向けの啓発資料の作成、医療機関が導入時に参考とできるような事例集、手引集、チェックリストの作成を行い、令和6年5月に都道府県及び関係団体へ周知を行った。引き続きオンライン診療の普及に取り組んでまいりたい。	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	5	要指導医薬品について	厚生労働省は、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題(令和4年度に検討し結論を得たもの)を踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けて、対象範囲及び実施要件を検討し、方向性について結論を得る。その上で、当該結論を踏まえた所要の措置を講ずる。その際、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しを横断的に進められていることを踏まえるものとする。	令和5年度検討・結論、結論を得次第可能な措置	厚生労働省	令和5年2月～12月に、「医薬品の販売制度に関する検討会」において要指導医薬品のオンライン服薬指導のあり方等について検討し、令和6年1月にとりまとめを公表した。	措置済	検討中		
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	6	プログラム医療機器の開発・市場投入の促進	<p>SaMD(Software as a Medical Device: プログラム医療機器、医療機器プログラム(医療機器のうちプログラムであるものをいう。又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。))は、我が国における医療水準の引上げや医師の働き方改革を推進し、地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けられることを可能とするなどの観点から、また、我が国経済の成長戦略の観点から、その社会実装が極めて重要な課題である。</p> <p>規制改革推進会議では令和元年度から本件の議論を行っており、今後、数年間のうちに、SaMDの上市及び上市後の機能向上が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう、その開発・市場投入の促進を進めるため、以下の措置を講ずるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の所要の体制強化を図る。</p> <p>a 厚生労働省は、SaMDはソフトウェアであり、その物理的性質上、人体に対する侵襲性が低いことが一般的である一方で、早期の臨床投入により性能の向上が加速する場合があること、ライフサイクルが他の医療機器よりも相対的に短いことといった特性を有するため、SaMDの臨床現場における使用を早期に可能とする必要があることを踏まえ、SaMDに関する二段階承認制度を導入する方向(SaMD)に付した通知を新たに発出することにより対応することにより対応すること。その検討に当たっては、第一段階の承認については、非臨床試験で評価できる場合や探索的臨床試験が必要である場合の整理、標榜可能な臨床的意義の範囲など、SaMDの使用目的や機能等の違いに応じた検討を行う。なお、第二段階の承認に当たっては、治験による場合のほか、リアルワールドデータを活用して有効性の確認を行い得ることとする。</p> <p>b 厚生労働省は、SaMDの承認後の追加学習や新たな有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に悪影響をもたらすことを目指し、①令和4年度のPMDAの科学委員会における検討において、データを恣意的に操作できない等の一定の条件下で、アップデート時を含む評価データの再利用を認めることについて結論を得たことを踏まえ、具体的な認定事例を含め、データの評価方法及び評価データの再利用に関する留意点を総論書に取りまとめ公表するとともに、②変更計画確認手続制度(DATEN)の効果向上を向上させる観点から、必要な変更計画書について、様式の具体的な記載及び医療機器の開発経験の乏しいスタートアップなどのニーズを踏まえたQ&amp;Aを充実させる。</p> <p>c aの取組その他の取組によって、変更計画確認手続制度における変更計画の確認申請から確認完了に係る審査の標準的処理期間を新たに設定すること、その際、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)における医療機器の各類型に該当した申請区分ごとの一部変更承認申請に係る標準的業務処理期間(4か月から6か月)より短い期間で設定する一方で、具体的な方策を検討し、結論を得る。</p> <p>d 厚生労働省は、SaMDのライフサイクルの短縮性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられること、革新的SaMDの開発を可能とする観点から、SaMDについては保険外併用療養費制度の活用も含めた新たな仕組みを設ける方向で、保険適用の在り方を検討する。</p> <p>・第一段階の承認後、事業者の選択に基づき保険外併用療養費制度の活用等を可能とすることにより、保険診療において使用できるとし、臨床現場で活用されながら第二段階の承認に向けた迅速なデータ収集を可能にする。</p> <p>・臨床現場での一定期間の使用実績を踏まえ、償還価格の柔軟な見直しを行う。</p> <p>e 厚生労働省は、上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるというSaMDの特性を踏まえ、保険点数を決定した後であっても、事業者の任意の時点における申込みに基づき、一定期間内の申請により当該保険点数の再評価を複数回実施することを可能とする一方で、現行のチャレンジ申請制度に関する特例の創設等を含め、検討する。なお、申請に対する厚生労働省の審査は、事業者のアップデートの意思に即した頻度で開催可能とする一方で、厚生労働省における所要の体制整備を含め、検討する。</p> <p>f SaMDの保険対象期間が経過した後継続的に患者が当該製品を利用する場合や希少疾患を対象とする製品で製造販売の承認を少数の症例で取得している製品を利用する場合など、保険外併用療養費制度を活用して、患者が当該製品を利用するケースがある。このため、厚生労働省は、SaMDを使用する患者が可能な限りその希望する医療機関において保険外併用療養費制度等を円滑に利用できる環境を整備するため、現行制度について、具体的な事例も踏まえつつ、望ましい在り方を検討する。その際、事業者が将来的に保険収載を目指す場合であっても利用可能な制度の在り方を検討するとともに、事業者がニーズに応じた迅速な対象追加が可能となる観点で検討を行う。また、可能な限り、患者が受診する医療機関で制度利用が可能となるよう、開発事業者と医療機関が円滑に連携できる仕組みとすることに留意する。</p> <p>g SaMDのうち医家向け医療機器に該当するものについては、医療関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する広告規制(行政指導)が課せられる一方で、医療機器に該当しない機器については当該規制は課せられず、「悪質な偽装を懸念する状態にある」との指摘がある。これを踏まえ、厚生労働省は、良質なSaMDの適切なアクセスを円滑化する観点から、一般人が利用することが想定されるSaMDについて、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方やそれを踏まえた広告規制の要否について、検討を行う。</p> <p>h SaMDは、他の医療機器の開発と異なり、スタートアップなどがごく少数で開発・生産を行う内々の実情がある一方で、我が国では、医療機器の製造に当たり責任が必要となる国内品質管理業務責任者(以下「品質」という。)の要件を満たす人材に限られ、特に、ソフトウェア開発に関する知見を有する者は更に限られるとの指摘がある。このため、厚生労働省は、スタートアップ等によるSaMDの開発及び生産を円滑化する観点から、品質の資格要件の一つである3年以上の品質管理業務等の職務経験について、講習の受講等により代替することを目指す方向で検討し、結論を得る。なお、当該検討に当たっては、SaMDについては、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成26年厚生労働省令第87号)における経過措置として、平成26年から平成29年までの間、厚生労働大臣の登録を受けた者が講習を受講した者は、3年以上の品質管理業務等に従事した者とみなすこととされていることを踏まえることとする。</p> <p>i 厚生労働省は、遠隔医療のうち、看護師が医師の指示・監督の下、相談者と情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言をテレサービスについて、看護師が回答し得る範囲を明確化する。その際、適切な円滑なサービス提供が可能となるよう、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省令)において遠隔健康医療相談(医師以外)で実施が可能とされている「一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨」には、年齢、性別、BMIといった相談者の各種属性や発症時期、痛みの程度を踏まえ、一般的に可能性があると考えられる要因(通常は複数の要因)について情報提供を行うこと(受診の要否を含む。)が含まれることを明確化する方向で検討する。</p>	<p>a「プログラム医療機器の特性を踏まえた承認制度の運用改善検討事業」において、プログラム医療機器の特性を踏まえた二段階承認に係る取扱いに関し、アカデミアや産業界を含めて議論し、「プログラム医療機器の特性を踏まえた適切な迅速な承認及び開発のためのガイドランスの公表について」(令和5年5月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課事務連絡)を公表した。</p> <p>b① PMDA科学委員会において、「AIを活用したプログラム医療機器に関する報告書」を取りまとめ、公表した(令和5年8月28日)。</p> <p>b② 産業界と調整し、「プログラム医療機器の変更計画の確認申請に関する申請書及び添付資料の記載事例について」と及び「医療機器、人工知能関連技術を活用した医療機器、プログラム医療機器の変更計画の確認申請に関する質疑応答集(Q&amp;A)について」(令和5年12月22日付け厚生労働省医薬局医療機器審査管理課事務連絡)を発生した。</p> <p>c SaMDの変更計画確認手続制度における変更計画の確認申請から確認完了に係る審査の標準的業務処理期間を、承認申請前前所定の相談を受けたものについて令和6年度より新たに申請区分「改良医療機器(臨床なし)」で5か月、申請区分「非改良医療機器」で3か月とすることとした。</p> <p>d 令和6年度診療報酬改定において、インバウンドの促進の観点から、第1段階承認を取得したSaMDや、チャレンジ申請中のSaMDについて、保険診療の中で使用し迅速なデータ収集が可能となるよう、保険外併用療養費制度の見直しを行った。</p> <p>e プログラム医療機器がアップデート等により性能向上した場合に再度保険適用希望書を提出し評価を受けられるよう、保険適用手続きに関する規定の見直しを行った。</p> <p>f 令和6年度診療報酬改定において、保険適用期間が終了した後患者の選択によりプログラム医療機器を診療の一環として使用する場合について、選定療養として使用が可能となるよう制度の見直しを行った。</p> <p>g 医家向け医療機器の広告規制の在り方について、業界団体と連携し検討を行い、医家向けのSaMDのうち、医師の指示等に基づき患者自身が使用するプログラム医療機器(発作時心臓活動記録装置用プログラム、高血圧治療補助プログラム、禁煙治療補助システム)について、品目別に適正広告に係るガイドラインを作成し上場一般向けへの広告を可能とした。</p> <p>h 令和5年度の厚生労働省科学研究費において、SaMD品質の資格要件の一つである3年以上の品質管理業務等の職務経験の考え方について、アカデミア・業界団体・行政で検討し、結論を得た。具体的には、クラスIIのSaMDを取り扱うとする製品の品質については、小規模事業者に該当する場合には、品質管理業務に係る研修を受講しかつ外資の品質管理業務に係る研修者アドバイザーとして設定することを前提に、職務経験として認められる範囲について、品質管理業務のみならず、ソフトウェアに関する業務経験も含まれることとした。</p> <p>i 令和5年11月に、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に改訂し、遠隔健康医療相談について、看護師が回答し得る範囲や、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省令)において遠隔健康医療相談(医師以外)で実施が可能とされている「一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨」として可能な具体例を示す等した。</p>	措置済	a~g: 措置済 h 引き続き、当該制度の運用開始に向け、品質管理業務に係る研修の提供体制の構築等の制度の詳細化を図る。	継続中	継続F		





開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
(3) 医療提供体制のタスクシフトシナリオ										
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	10	在宅医療	③ 厚生労働省は、地域で主たる責任を持って在宅医療者に対する診療に当たる「在宅医療支援診療所」を設ける診療所からの往診について、診療所から半径16kmを超える往診が当該診療所からの往診を必要とする「絶対的合理的理由」がある場合に認められているところ。現実には、16km以内で医療機関が存在している、やむを得ない事情で当該医療機関の医師が適切に往診できず、医療アクセスが困難な地域における患者の医療ニーズが満たされない等の理由があることを踏まえ、地域の在宅医療の提供状況に応じ、16kmを超える往診が可能な「絶対的合理的理由」について、更なる整理・指針を検討する。加えて、診療所の管理者の常勤要件について、新たに管理医師を配置した上で診療所を開設することが困難であるとの指摘があることを踏まえ、地域の在宅医療の提供状況に鑑み、医療提供体制が不足していると都道府県が認める場合には、他の診療所の管理者がへき地や医師少数地域等の診療所の管理者を兼務可能であることの変更の整理・周知を検討する。	令和5年度上期 検討・結論	厚生労働省	診療所の管理者が他の診療所を管理することについては、令和5年12月27日に「複数の診療所の管理について」(厚生労働省医政局総務課事務連絡)を发出。 令和5年12月28日、往診や訪問診療の依頼を受けた半径16kmの外の保険医療機関の医師による往診等が可能な場合について明確化する事務連絡を发出済み。	措置済	解決	
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	11	在宅領域など地域医療における医師・看護師のタスクシフト	a 厚生労働省は、高い知識や技術を持つ看護師が在宅領域など地域医療において、多くは慢性疾患を持つ患者の生活に立脚した健康管理や予防に、その能力や専門性を発揮できる環境を整備し、患者、医師の負担を軽減するための以下の措置を講ずる。 ① 厚生労働省は、在宅医療において、患者に対し適切な医療が行われることを確保する観点から、看護師が医師の包括的指示を受けて行う在宅業務を明確化するため、現場のニーズを踏まえ、包括的指示の例を示す。包括的指示の作成するに当たっては、在宅医療者の現状状況に於いて看護師と看護師の適切な連携の下に、既に提供されている薬剤の検査、処置(採尿技術等)の実施を妨げることがないよう留意するものとする。 ② 在宅医療など地域医療の現場において、医師高齢者に対する生活評価(入浴等)、認知機能評価、生活習慣病患者に対する指導等については、看護師等が実施可能な行為の範囲が不明確であり、結果として医師に過度な負担がある。医師、看護師の双方にとって負担となっているとの指摘があることを踏まえ、適切な連携の下に円滑に対応されている具体例を示す。なお、具体例の提示に当たっては、状態変化等を踏まえた必要時の医師への報告や相談を妨げることなく、また、当該具体例以外を看護師間でやりとりしてはならないと認識しないよう確保するものとする。 b 厚生労働省は、現行の特定行為研修修了者の活躍の場が大病院に偏しているとの指摘を踏まえ、特に、地域医療(地域小規模医療機関での外来看護や訪問看護など)で活躍可能な特定行為研修修了者の養成を促進し、医師不足が顕著な地域を始めとする各地でのケアの質を維持するため、以下の措置を講ずる。 ① 現行の特定行為研修の受講に要する時間と費用は、一般の看護師や医療機関にとっては負担が重く、普及は現実的ではないとの課題報告が示された。特定行為研修の時間数は、現在対象となっている特定行為を実施するための実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力を身につけるために必要な内容であるが、看護師によっては既にこうした能力を備えている場合もことから、その全部又は一部を、国の関与の下、講義履修などのプログラムを評価のみならず、現場におけるアウトカム評価で代替することと可能とし、より多くの看護師が積極的に受講可能なものとする。あわせて、アウトカム評価が困難な部分については、短期集中型ではなく、看護師の日常業務の空き時間での長期にわたる研修を可能とし、あわせて、オンライン研修の活用を進める。 ② 業務上、特定行為の実施に必要な手順書が医師から必ずしも円滑に発行されない実態を踏まえ、関係団体の協力を得ながら医師に対し、手順書の提供促進のための周知・広報を図る。また、手順書を発行する医師の負担を軽減するため、医師が簡単に作成できる様式例の検討や看護師の数量をより拡大するなど、現在の標準的な手順書例を改定する。 ③ 特定行為(診療の補助)について、その運用状況と地域医療におけるニーズを現場の医師及び看護師等から把握し、特定行為の拡充について検討する。 c 厚生労働省は、上記各措置を円滑に実施しつつ、①地域の在宅患者に対して最適なタイミングが必要な医療が提供できないため患者が不利益を被る具体的状況や②そのような具体的状況において医師、看護師が実際に果たしている役割や課題を令和6年度及び7年度に調査し、更なる医師、看護師間でのタスクシフトを推進するための措置について検討する。その際、限定された範囲で診療行為の一部を実施可能な国家資格である「ナース・プラクティショナー」制度を導入する要項に対して様々な指摘があったことを適切に踏まえるものとする。上記検討の間にあっては、へき地へき地等において特區制度を活用した検証の提案があった場合は、その結果も踏まえて所要の対応を行う。	a 令和5年度措置 b ①②令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度措置 ③(前段)令和5年度措置、③(後段)令和6年度検討開始、令和7年度結論 c (前段)令和6年度及び令和7年度措置、(中段)令和7年度結論、(後段)令和7年度までの措置	厚生労働省	a)①② 令和5年度看護師職員確保対策特別事業において「在宅医療患者の病状変化に対応における訪問看護ステーション好事例集作成事業」において好事例集を作成しており、その周知を行うところ。 b ①前段については、「保健師助産師看護士法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年9月17日付医政発0317号厚生労働省医政局長通知)のなかで、区分科別について、指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を手順書により行うための能力を有していると認める看護師について、その一部を免除することができること」と記載している。 後段のオンライン研修の推進については、令和5年度予算案「特定行為研修の組織定着化支援事業」において、オンライン研修の活用をすすめている。 ②令和5年度厚生労働科学特別研究事業「看護師の特定行為に係る手順書の実態調査研究」において、標準的な手順書例集の改訂について検討を行っている。 ③前段については、令和5年度厚生労働科学特別研究事業「看護職及び特定行為研修修了者による医療行為の実施把握・評価のための調査研究」において、医療に関する現場の医師や看護師等からのニーズを調査している。後段については、今後、医道審議会保健師助産師看護士分科会看護師特定行為・研修部会で議論する。 c 規制改革実施計画に記載のとおり、令和5年度厚生労働科学研究において調査を開始している。	a)①② 措置済 b ①措置済 ②令和6年度厚生労働科学特別研究事業「看護師の特定行為に係る手順書の実態調査研究」において、標準的な手順書例集を改訂する予定。 ③(前段)措置済 (後段)今後、医道審議会保健師助産師看護士分科会看護師特定行為・研修部会を検討を行う。 c 令和6年度も引き続き、厚生労働科学研究において調査を実施予定。	検討中	継続F
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	12	在宅医療における薬剤の提供	在宅患者への薬物治療の提供については、訪問看護師が訪問した際に患者が薬剤を入手できないなど、患者の症状変化に対する迅速な薬物治療を受けられない場合があるとの声がある。これについては、夜間・休日などを中心に、薬剤の投与に必要な医師の指示が得られない、指示が得られたとしても処方箋が円滑に発行されない、処方箋が発行されたとしても薬局の営業時間外であり薬剤を入手できないなど様々な要因によるものとの意見がある。このような背景の下、訪問看護ステーションに必要最低限の薬剤を配置し夜間・休日などの患者の急変に対応したいとの提案があり、これに対して、医師、薬剤師、看護師が連携し、緊急時に対応可能な体制を構築すること、医師があらかじめ処方し、当該医師自ら又は薬剤師が調剤した薬剤を患者宅等に保管しておくこと、OTC医薬品を使用することや地域において24時間対応可能な薬局を確保すること等が対応できるものではないとの意見があった。これを踏まえ、在宅医療の実施状況については地域により異なること、地域の多職種連携の重要性なども考慮し、在宅患者に必要薬剤(薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。)を入手できないことがないよう、次の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、医師から特定の患者に対する診療について包括的指示を受けた看護師(当該包括的指示に特定の薬剤の投与が含まれる場合に限る。)が夜間・休日を含め必要時に、医師に連絡がつかない事例や、在宅で看護師の同席の下で患者に対してオンライン診療(O to P with N)を行う場合など看護師が医師と別の場所において、かつ、医師が医療機関外で処方箋を円滑に発行できない事例が存在するとの指摘を踏まえ、在宅患者が適切に必要な薬剤を円滑に入手可能とする観点から、具体的にどのような地域とどの程度の頻度でどのような課題があるかについて現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、必要な対応を検討する。 b 厚生労働省は、在宅患者への薬物治療の提供の実態について、24時間対応を行うこと等を要件とする地域連携薬局の認定等を取扱している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地域の薬局において、夜間・休日を含む24時間対応が可能となるよう、輪番制の導入や自らの対応薬局の公表等を実施するとともに、その実施状況に応じて、その是正等を図ることの方策も含め、必要に応じて対応を検討する。 c bi) についても24時間対応が可能な薬局が存在しない地域については、必要に応じて、薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題を把握するための調査を行った上で、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて必要な対応を検討する。	a 令和5年度検討開始、令和6年度結論 b 令和5年度検討・結論 c 令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度中に結論	厚生労働省	a 規制改革実施計画に記載のとおり、令和5年度厚生労働科学研究において検討を開始している。 b 厚生労働省において、有識者による検討会(薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会)を開催し、薬局における夜間・休日対応について検討を実施し、地域における薬剤師等を中心とした連携体制構築と周知・広報について一定の結論を得た。また、在宅医療における個別の状況について厚生労働科学研究による調査を実施したところであり、現在、調査結果の集計を実施しているところ。 c 厚生労働省において、有識者による検討会(薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会)を開催し、議論を開始したところ。また、在宅医療における個別の状況について厚生労働科学研究による調査を実施したところであり、調査結果の集計中。	a 規制改革実施計画に記載のとおり、厚生労働科学研究において検討を行い、令和6年度までに結論を得る予定。 b 措置済 c 引き続き薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会において議論する予定。	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	13	在宅患者	地域における訪問看護師が適時に患者宅を訪問できないことにより、在宅の患者が点滴交換・汚染・褥瘡(じくそう)の発生を円滑に受けられない事例が存在するとの指摘があることに対して、薬剤師による当該事例への対応について提案があったことを踏まえ、次の措置を講ずる。 厚生労働省は、①具体的にどのような地域・どの程度の頻度でどのような課題があるか、②なぜ訪問看護連携が実現しないのかを訪問先でしかたを明らかにし、③訪問看護に関する障壁の発生可能性が現実的などの程度あるか、④について現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、当該事例への効果的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。	令和5年度検討開始、令和6年度検討・結論を得次第	厚生労働省	規制改革実施計画に記載のとおり、令和5年度厚生労働科学研究において検討を開始している。	規制改革実施計画に記載のとおり、厚生労働科学研究において検討を行い、令和6年度までに結論を得る予定。	検討中	継続F
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	14	薬剤師の地域における対人業務の強化(対業務の効率化)	厚生労働省は、調剤業務の一部外部委託(薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調剤業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託し実施することという。以下同じ。)の際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準や委託先への監督体制などの技術的詳細を令和4年度に検討し結論を得たことを踏まえ、調剤業務の一部外部委託を行うと可能とするための法令改正を含む制度整備を安全確保を前提に早期に行うことを検討する。	令和5年度検討・結論	厚生労働省	調剤業務の一部外部委託について、厚生労働科学研究において、令和4年度に整理した一色化業務を外部委託する際の患者の安全の確保や、適切な業務のために必要な留意点等について検証を行い、必要な見直しを実施した。	左記の研究の内容も踏まえつつ、調剤業務の一部外部委託の制度整備に必要な対応について、厚生科学審議会医薬品医療機器審議会において検討を実施。	検討中	継続F
(4)働き方の変化への対応・運営の合理化										
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	15	介護サービスにおける人員配置基準の見直し	a 厚生労働省は、介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置基準について、経営能力を持つ人材には限りがあることを踏まえつつ、様々な介護サービスを行う複数の事業所を効率的に運営し、かつ、運営の生産性向上や職員の負担の軽減を図る観点から、同一の管理者が複数の介護サービス事業所を管理し得る範囲の見直しについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見を聴き、結論を得る。その際、少なくとも次の事項の検討を含むものとする。 ・主として管理業務を行う管理者について、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)において、管理業務に支障がない認められる場合に「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に兼任することができる」とされていることも踏まえ、サービス種別にかかわらず、例えば、同一・隣接又は近接の敷地に所在する複数の事業所について、管理者が業務可能な範囲の見直し等を検討する。 b 厚生労働省は、介護サービスの人員配置基準に係る地方公共団体による独自ルールの有無・内容を整理し、公表することについて検討する。	a 令和5年度検討・結論 b 令和5年度措置	厚生労働省	a 令和5年12月19日、社会保障審議会介護給付費分科会において、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」が取りまとめられ、管理者が業務を兼任する場合は同一敷地内であっても複数事業所・施設等を業務可能な旨や、小規模多機能型居宅介護における管理者の業務可能なサービス類型を限定しない旨などが示された。令和6年1月25日に関係省令が公布され、4月より施行予定。 b 令和5年9月8日 社会保障審議会介護給付費分科会(第223回)資料2 p.17-21において、介護サービスの人員配置基準に係る地方公共団体による独自ルールの有無・内容等の整理・公表を行った。	措置済	解決	
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	16	障害福祉サービス等事業者及び児童福祉サービス等事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者(以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」といふ)が、障害者総合支援法及び児童福祉法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。)の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡便化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。	a 令和5年度措置 b (前段)令和5年度措置、(中段)令和5年度検討・結論、(後段)令和5年度措置 c (前段)可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度に結論を得る予定。 d (中段)令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめ、令和6年度中に作成する標準様式等の普及状況等踏まえ、標準様式等の利用の基本原則化について検討を行う旨を示した。 e (後段)標準様式等については、前述のとおり、現在、検討委員会の委員による最終確認中。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果について公表を行う予定。	a 令和5年度措置 b (前段)令和5年度措置、(中段)令和5年度検討・結論、(後段)令和5年度措置 c (前段)可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度に結論を得る予定。 d (中段)令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめ、令和6年度中に作成する標準様式等の普及状況等踏まえ、標準様式等の利用の基本原則化について検討を行う旨を示した。 e (後段)標準様式等については、前述のとおり、現在、検討委員会の委員による最終確認中。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果について公表を行う予定。	a 令和5年4月上旬の公表を予定。 b (前段) 令和6年4月上旬の通知を予定。 c (中段) 本年2月に障害福祉サービス等報酬改定検討チームに取りまとめた「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を踏まえ、今後、令和6年度当初より標準様式の普及を進め、申請届出のためのシステム導入時までに標準様式等の利用の基本原則化と障害者総合支援法施行規則等に規定する。 d (前段) 令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。 e (後段) 令和6年4月上旬の通知を予定。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果について公表を行う予定。	検討中	継続F		
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	16	障害福祉サービス等事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者(以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」といふ)が、障害者総合支援法及び児童福祉法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。)の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡便化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。	a 令和5年度措置 b (前段)令和5年度措置、(中段)令和5年度検討・結論、(後段)令和5年度措置 c (前段)可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度に結論を得る予定。 d (中段)令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめ、令和6年度中に作成する標準様式等の普及状況等踏まえ、標準様式等の利用の基本原則化について検討を行う旨を示した。 e (後段)標準様式等については、前述のとおり、現在、検討委員会の委員による最終確認中。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果について公表を行う予定。	a 令和5年度措置 b (前段)令和5年度措置、(中段)令和5年度検討・結論、(後段)令和5年度措置 c (前段)可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度に結論を得る予定。 d (中段)令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめ、令和6年度中に作成する標準様式等の普及状況等踏まえ、標準様式等の利用の基本原則化について検討を行う旨を示した。 e (後段)標準様式等については、前述のとおり、現在、検討委員会の委員による最終確認中。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果について公表を行う予定。	a 令和5年4月上旬の公表を予定。 b (前段) 令和6年4月上旬の通知を予定。 c (中段) 本年2月に障害福祉サービス等報酬改定検討チームに取りまとめた「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を踏まえ、今後、令和6年度当初より標準様式の普及を進め、申請届出のためのシステム導入時までに標準様式等の利用の基本原則化と障害者総合支援法施行規則等に規定する。 d (前段) 令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。 e (後段) 令和6年4月上旬の通知を予定。 f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果について公表を行う予定。	検討中	継続F		

開議決定日	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	17	報酬制度	今後、我が国においては、高齢者の医療・介護需要が増加する一方、生産年齢人口は、地域によっても濃淡がありつつも全体として減少することが予想されること、育児・介護などを背景にフルタイムでの勤務が困難な労働者が増加していること、また、「非常勤あるいは兼任でも医療・看護・介護の質には問題が生じていない」、「場合によっては、地域の中で、人材の確保を効かせた働き方がある」とも思っていることとの指摘があることに加え、厚生労働省は、診療報酬改定及び介護報酬改定に当たって、常勤又は専任の有資格者の配置要件等について、賃金に反映されることと併せて、医療及び介護従事者の柔軟な働き方の支援の観点から、必要な検討を行う。あわせて、医療及び介護分野において、サービスの質の確保を前提としつつ、センサー等のロボット等の導入を通じた生産性向上が促されるよう、必要な措置を検討する。	令和5年度措置	厚生労働省	令和5年12月19日、社会保障審議会介護給付費分科会において、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」が取りまとめられ、常勤又は専任の有資格者の配置要件等について、賃金が担保された介護が提供されることを前提に、介護従事者の柔軟な働き方の支援の観点から、通所介護、地域密着型通所介護における個別機能別加算について、評価の見直しを行う等の対応が示された。あわせて、サービスの質の確保を前提としつつ、センサー等のロボット等の導入を通じた生産性向上が促されるよう、介護施設等における見守り機器等の導入に伴う要件の見直しを行うこととされた。令和6年1月22日、社会保障審議会介護給付費分科会が当該内容が了承された。関係省の告示は3月15日に告示され、4月に適用される。令和6年度診療報酬改定において、感染対策向上加算、緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料及び介護ヘルパルス患者ケア加算のチームの構成員の専従業務に、介護老人保健施設等からの求めに応じてその専門性に基づく助金が充てられることを明確化する等を行った。	措置済	解決		
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	18	医療・介護	厚生労働省は、医療・介護（高齢者のみならず、障害者等）に対するものを含む。以下本欄において同様。及び保育分野（以下「3分野」という。）における人手不足を背景に、3分野の求人者において、職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に支払う紹介手数料に対する負担感が強く、また、一部の3分野の事業者において短期間で報酬が多いとの指摘があることに加え、「医療・介護・保育分野」における適正な有料職業紹介事業者の認定制度の創設、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集のための行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者、労働者供給事業者、労働者提供事業者、労働者の募集のための者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）の改正によるいわゆるお祝い金の撤廃、都道府県労働局への「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の設置、ハローワークにおける3分野のための人材確保対策コーナーの拡充などを実施してきたものの、依然として3分野の求人不足は深刻であり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆるお祝い金などに関する問題も引き続き指摘されていることを踏まえ、次の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者において、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金額を提供することを禁止する指針の規定や紹介事業者がその紹介により就職した者の期間の定めのない労働契約を締結した者に際し、これに2年間の報酬の転換を禁止するといった指針の遵守が徹底されるよう、3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知し、3分野の求人者からの相談を積極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹介事業者への集約的指導監督を実施する。なお、その際、紹介事業者による指針違反の具体的な状況を求人者が把握することは困難であること等を踏まえ、指導監督を行うとともに、集約的指導監督に当たっては、紹介事業者の紹介先求人者等に対する調査を含め、より効果的な調査手法を活用することとする。 b 厚生労働省は、aの集約的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じた措置を検討する。 c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選択する際の参考となるよう、3分野を扱う紹介事業者により就職した者の報酬や紹介手数料に関する統計データを適切に活用することにより、実勢手数料の平均値及び3分野並びに職種別報酬について、地域（紹介事業者数に同じ）、都道府県又はより広域のエリア）ごと及び職種ごとに、毎年度公表する方向で詳細を検討し、結果を得る。 厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で公開されている紹介事業者ごとの報酬状況について、「判明せず（ナ）」欄に多数を占めており、報酬の正確な状況が明らかでない紹介事業者が存在することを踏まえ、当該欄に計した人数が相当程度多い紹介事業者に対して、追跡調査を徹底させるとともに、これら報酬データの公表期間を、現行の2年から5年へ延長する。 d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業者を選択できるよう、「医療・介護・保育」分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、更なる改善を図るため、3分野の求人者のニーズを踏まえ、6か月以内の報酬の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等について検討し、結果等に基づいて必要な措置を講ずる。 e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力を進める。また、業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。 ハローワークが求職者支援のみならず求人者に対する支援機能をこれまで以上に発揮するとともに、介護施設等の合理的な選択を可能とするため、ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。	a 令和5年度措置 b 令和6年度検討 c 令和5年度措置 d 令和5年度措置 e 令和5年度措置	厚生労働省	a 都道府県・市町村、事業者団体、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等を通じ、「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の一層の周知を実施している。また、3分野に係る職業紹介実績がある有料職業紹介事業者に対する集約的指導監督を実施しており、実施に当たり、必要に応じた措置を検討することとしている。 b 集約的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じた措置を検討することとしている。 c 医療・介護・保育分野の紹介手数料の平均値・分布、報酬率について、地域・職種ごとのデータを令和5年11月に公表した。 報酬の正確な状況が明らかでない職業紹介事業者に対して追跡調査を徹底させるとともに、令和5年10月に報酬者の掲載期間を適宜2年分かつ5年分へ延長した。 d 医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度の認定基準に、6ヶ月以内の報酬に対する返戻金制度を有することを追加する見直しを行った。 e ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、関係機関と連携した労働者が定着しない個々の理由に着目した事業者に対する充足支援や、求職者に対する担当者制によるきめやかなマッチング支援を実施した。また、都道府県労働局等において、業界団体等と連携した人材確保等のイベントを積極的に開催し、求人・求職者のハローワークのオンライン利用を促進するための周知を積極的に実施している。 f 引き続き、ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表する。	a 措置済 b 集中 c 引き続き、医療・介護・保育分野の紹介手数料の平均値・分布、報酬率については地域・職種ごとのデータを毎年度公表する。 d 改正基準の円滑な施行及びそのために必要な周知を図っている。 e 引き続き、ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、事業者に対する充足支援及び求職者に対するきめやかなマッチング支援を実施している。また、都道府県労働局等において、業界団体と連携した人材確保等のイベントを積極的に開催し、求人・求職者のハローワークのオンライン利用を促進するための周知を積極的に実施している。 f 引き続き、ハローワークごとの職種別就職実績を毎年度公表する。	検討中	継続F	
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	19	法定健康診断項目の合理化	a 厚生労働省は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき労働者の健康の保持増進のための措置として事業者が労働者に対して行うこととされている定期健康診断（以下「事業主健診」という。）について、各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と併せて就業上の措置を行った際のデータ等に基づき検討の場を設け、検査項目（検査頻度を除く）及び検査手法について所要の検討を行い、結果を得る。 b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づき実施する就業上の措置及び保健指導（以下「事後措置」という。）について、小規模の事業場を中心にその実施が低減であるとの指摘があることに加え、産業医の選任義務のない小規模事業場等の事業者による健診の結果を踏まえた適切な事後措置の推進のため、異常発見者については、医師等から意見を聴取し当該意見を踏まえて就業上の措置を講ずること又は保健指導の実施に努める必要があることを周知徹底する。	a 令和5年度検討開始、令和6年度検討 b 令和5年度上期措置	厚生労働省	a 労働安全衛生法に基づき一般健康診断項目の見直しについては、令和5年12月に検討会を立ち上げ、これまで第1回検討会（12月5日）、第2回検討会（令和6年1月25日）を開催した。 b 令和5年9月を実施期間とする「職場の健康診断実施強化月間」や、10月1日から7日までを本週間とする「全国労働衛生週間」と及びそれらに先立つ9月の準備期間等の機会を捉え、小規模事業場を含む全ての事業場に対し、労働安全衛生法に基づき一般健康診断及び事後措置の実施の徹底を周知した。	a 令和6年度中 b 措置済	検討中	継続F	
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	20	新型コロナウイルス検査可能	自宅でも、新型コロナウイルスに加え季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）も同時に検査可能な抗原検査キット（以下「コンキット」という。）の利用促進を推進することにより、通常の風邪とインフルエンザを患者において区別すること、発熱外来への来訪者にも必要な方に限定することを適宜インフルエンザ、必要な患者に対する迅速適切な受診を確保することが期待できると考えられるため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、高齢者は一般的に重症化リスクが高いと考えられることに加え、地域の発熱患者に検査可能な抗原検査キットが不足しているおそれがある場合に備えて、特別支援者チーム等の高齢者施設において、入居者が自ら、若しくは、施設等の看護職員が鼻拭き検体を採取・検査して、新型コロナウイルス検査キットの同時検査可能コンキットに利用できるようにするための措置を直ちに実施する。 b 厚生労働省は、年末年始、年明けの営業期などに発熱外来の負担増大が予測されることを踏まえ、コンキットのOTC化について早急に検討を行う。	措置済み	厚生労働省	a 新型コロナウイルス対策として都道府県において、高齢者施設を含む施設の従事者等に対する集中的検査を実施してきた。厚生労働省でも高齢者施設等での集中的検査に使用できるよう国内で買戻した検査キットを新型コロナウイルス検査キット特別措置法に基づき都道府県を通じて無償配布を行い、高齢者施設等での感染対策を行った。また、国内で検査キットの不足が生じないよう、インフルエンザの同時検査可能なコンキットを含む検査キットについて、製造メーカーに対して増産を要請を行うなどの措置を講じた。 b 季節性インフルエンザとの同時流行を想定し、厚生労働省感染症対策アドバイザーチームにおいて、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの両病原体を同時に検査できる抗原性検査キットについて、医療現場への供給を前提にOTC化に向けて具体的に検討を進める方向性について議論がなされた。これを受けて、令和4年11月28日に救急医療機器・体外診断薬部において一般検査薬としての要件や販売時に説明すべき事項等を示したガイドライン案について審議・了承され、翌日付でガイドラインが発表された。また、ガイドラインの策定と並行して、一般用検査薬としてのリスク区分について関係審議会を審議を行い、令和4年12月2日、第一類医薬品として指定された。製薬企業からの承認申請を受け、12月5日に第一類医薬品の検査キットが承認され、店舗販売業者での薬剤師による販売及びインターネットでの販売が可能となった。令和6年3月31日までに計4社の一般用検査薬が承認されている。	a, b 措置済	措置済	解決	
⑨ オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	21	オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討	安心しやすくなる見込みを有する観点から、小児かかりつけ医について、時間外におけるオンライン診療による地域外の医師とも連携した対応を行う場合の時間外対応加算の在り方について、令和6年度診療報酬改定に向けて検討する。	令和6年度診療報酬改定に向けて検討	内閣府 厚生労働省	令和6年度診療報酬改定において、時間外対応加算に係る評価を新設するとともに、小児かかりつけ診療料の要件を見直し、時間外における地域外の医師とも連携した電話対応等を行う場合も評価することとした。	定記の「電話対応等」については、ビデオ通話による対応を含むことを令和6年4月中に明確化する。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(6) 救急救命処置の範囲の拡大											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	22	救急救命処置の範囲の拡大	救急救命処置の範囲の拡大について、令和5年3月に行われた救急医療の現場における医療関係者との在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえ、当該検討会のWGとして医師の指示の下に救急救命士が実施する救急救命処置を協議する場を同年夏に設置し、エコー検査を含む新しい処置の要望・提案について、安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の観点から検討を行い、検討の結果を踏まえ速やかに必要な措置を講ずる。	令和5年度に協議する場を設け、検討の結果を踏まえ速やかに措置	内閣府 厚生労働省	救急救命士が実施する救急救命処置を協議する場として、令和5年8月25日に第1回救急医療の現場における医療関係者との在り方に関する検討会WGを開催した。国家戦略特区において救急救命士がエコー検査を実施することについて、令和5年度に計4回WGを開催し、安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の観点から検討を進め、令和6年3月にWGにおける令和5年度の議論のとりまとめを行った。	救急医療の現場における医療関係者の在り方に関する検討会WGにおける令和5年度の議論のとりまとめを踏まえ、規制改革実施計画(令和5年6月16日開議決定)における「必要な措置」の一環として、国家戦略特区における実証研究に依る研究デザインに精緻化等の取り組みを進める。	検討中	継続F	
(7) 救急救命処置の先行的な実証											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	23	救急救命処置の先行的な実証	救急救命処置の範囲の拡大に際し、救急救命処置検討委員会での全面的な実施に更なる検討を要すると判断された処置(カテゴリーII)のうち、心臓停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化について、搬送途上においてより迅速な処置につながる医師の具体的な指示の受け方、救急救命士の講習プログラム等と併し、令和5年度の厚生労働科学研究において整理・検討を行った。アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射に併し、令和5年度の厚生労働科学研究において観察研究を実施するとともに、令和5年度の内閣府の調査事業(特区制度を活用した救急救命処置の先行的な実証に必要となる体制等を整備の上、速やかに措置	令和5年度中を目途に整理・検討を行い、その結果を踏まえ、実証に必要な体制等を整備の上、速やかに措置	内閣府 厚生労働省	救急救命処置検討委員会での全面的な実施に更なる検討を要すると判断された処置(カテゴリーII)のうち、心臓停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化については、搬送途上においてより迅速な処置につながる医師の具体的な指示の受け方、救急救命士の講習プログラム等と併し、令和5年度の厚生労働科学研究において整理・検討を行った。アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射に併し、令和5年度の厚生労働科学研究において観察研究を実施するとともに、令和5年度の内閣府の調査事業(特区制度を活用した救急救命処置の先行的な実証に必要となる体制等を整備の上、速やかに措置	心臓停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化について、引き続き検討を行う。アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射について、令和5年度の観察研究及び実証に向けたプロトコル等に関する検討や令和5年度に実施したMC協議会等の運営要件を踏まえ、救急医療の現場における医療関係者の在り方に関する検討会WGにおいて実証の可否に関する議論を行う。	検討中	継続F	
(8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	24	妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化	令和5年度早期に、妊産婦患者の産後の血糖管理について、在宅妊産婦患者指導管理2が算定されることを周知するとともに、妊産婦患者の産後12週以降に実施する検査について、医学的に適切な情報収集及び検討を踏まえ、診療報酬算定の可否に係る解釈を明確化する通知を发出する。	令和5年度早期措置	内閣府 厚生労働省	患者に対し、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合、産後12週以内に行う血糖管理は在宅妊産婦患者指導管理2の算定が可能であること、また、産後12週以降の検査についても、血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、診療報酬の算定が可能であることを明確化した疑義解釈通知を令和5年8月に发出した。	措置済	解決		
(9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱い											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	25	情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱い	令和5年4月に行われた情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえ、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱いについて措置するため、「情報信託機能の認定に係る指針」を同年夏に改定する。	令和5年度措置	内閣府 総務省	情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報情報の取扱いについて措置するため、「情報信託機能の認定に係る指針」を2023年7月に改定した。	措置済	解決		
(10) 外国人の医療アクセスの改善											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	28	外国人の医療アクセスの改善	外国人の医療アクセスについての課題を整理し、令和5年度中に必要な措置を講ずるとともに、これらに併し、令和4年に実施した「地方創生のための制度改善-規制改革に関するアイデア募集」において多くの外国人の医療アクセスの改善に必要な解決策の検討に着手する。	令和5年度中に一部措置	内閣府 厚生労働省	外国人の医療アクセスの改善については、実態調査に基づき課題を整理し、当該課題の解消に向けて外国人患者受入れ環境の整備を推進している。令和5年度においては、医療機関における多言語対応を充実させるため、多言語による外国向け診療申込書等について6言語追加した。	引き続き、二国間協定に基づき外国医師による公的医療保険の取扱いも含め、外国人の医療アクセスの改善に向けて必要な取組を検討する。	検討中	継続F	
(11) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	27	障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化	障害者総合支援法には、介護給付費等の支給申請をしていない障害者等が、緊急その他やむを得ない理由により、介護給付費等の支給決定前に障害福祉サービスを利用した場合の費用を、支給決定後に当該特例介護給付費等の範囲内で支給する特例介護給付費等の仕組みがある。その支給方法は市町村から障害者等に対して直接支払うこととしているが、市町村、事業者及び障害者等の三者の合意の下であれば、市町村から事業者に対して支払う、いわゆる代理受領を行うことも差し支えないことを明確化するための措置を令和5年度中に講ずる。	令和5年度中に措置	内閣府 厚生労働省	「介護給付費に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(令和6年3月29日付付こども家庭庁・厚生労働省事務連絡)で、特例介護給付費等の支給方法について、委任状等による市町村、事業者及び障害者等の三者の合意の下であれば、市町村から事業者に対して支払う、いわゆる代理受領を行うことも差し支えないことを明確化した。	措置済	解決		
(12) 障害者支援のための規制改革の推進											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	28	障害者支援のための規制改革の推進	「公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備」、障害者総合支援法に基づく特例給付の支給方法の明確化(注)、障害者支援を念頭に置いた規制の特例措置について実証に取組を進めるとともに、令和4年に実施した「地方創生のための制度改善-規制改革に関するアイデア募集」において多くの主体から寄せられた障害者関連の規制改革事項について、提案内容の具体化を図り、実現可能な項目から早急に必要措置を講ずる。	実現可能な項目から早急に措置	内閣府	公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備の問題点を明確化し、投票所の取扱い事項を新たに解釈、移動期日前投票所の告示事項の取扱いを明確化し、令和5年度内閣府調査事業において、地域の実情に即した移動期日前投票所の実証事業を実施した。障害者総合支援法に基づく特例給付の支給方法についても、保険対象者の費用負担軽減の観点も込み、委任状等による市町村、事業者及び障害者等の三者の合意の下であれば、市町村から事業者に対して支払う、いわゆる代理受領を行うことも差し支えないことを明確化した。	措置済/引き続き措置	継続F		
(13) ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例											
令和5年6月16日	医療・介護・感染症	29	ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例	ユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合に、共同生活室に隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい入居形態を有するものとして、条例において定めることとする特例を制定し、令和5年度中にその結果を踏まえ検討を進め、所要の措置を講ずる。	令和5年度中に措置	内閣府 厚生労働省	介護現場の生産性向上の取組により、介護サービスの質の向上や職員の負担軽減等を図る観点から、国家戦略特別区域における実証実験の結果も踏まえ、隣接する2つのユニットで介護ロボット等を共同で利用する場合において、入居者等の処遇に配慮した上で、ユニットを兼ねない構造の可動式の壁を、職員や職員移動時、レジャーセッションの共同実施時等に一時的に開放する運用としても差し支えないこととする「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」(令和6年3月15日)により示した。	措置済	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<p align="center"><b>&lt;地域産業活性化分野&gt;</b></p> <p align="center"><b>(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等</b></p>											
令和5年6月16日	地域産業活性化	1	共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	<p>共済事業は、不祥事等の発生・再発防止に向けて、改正後の監督指針が適正に運用されるよう、全国共済農業協同組合連合会(以下「全共連」といふ。)や各農業協同組合(以下「農協」といふ。)が実施している総点検運動とともに、毎年度実施している定期的な検査等を通じて、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行うとともに、民間生命保険会社やかほん生命の取組を参考に、全共連や各農協の共済事業において、不適正な営業推進を助長しないよう、全共連からの奨励金やその相違となる従業員の実績についての規定の在り方を含めた適切な報酬付の仕組みづくりなど、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るとともに、農協における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促すための方法を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合(農協を除く。)が実施する共済事業について、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、不適正な営業推進が無いかなどのリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、各協同組合における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、上記点検の結果を踏まえ、行政等として適切な監督を行うため、必要に応じて、監督指針の見直しを含めた、監督の実効性を向上させる取組について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年度措置	<p>a. 農林水産省 b. 厚生労働省 農林水産省 農林水産省 国土交通省</p>	<p>【農林水産省】 a. 監督指針の趣旨を改めて周知・徹底するため、全共連において、共済事業を行うすべての農協(令和6年6月半島地震被災を除く。)の役員等を対象に研修会を実施(令和5年11月～令和6年2月)するとともに、不必要な共済契約を継続しないための周知チラシを配布(令和5年11月、令和6年2月の2回)した。 ・指導期間「アンプ」(令和5年9～12月)、四半期ごとの総点検「アンプ」(令和5年10月、令和6年1月)、全共連役員からの総点検通知に関するヒアリング(令和6年1月)等を実施し、共済事業を行うすべての農協において取り組んでいることを確認した。 ・全共連に対し、金融庁が策定した顧客本位の業務運営に関する原則を参考に、農協において、組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針(以下「FD取組方針」といふ。)の策定・公表するよう促し、金融庁の金融事業者リストへの掲載を希望する農協(5農協)において、共済事業に係るFD取組方針を策定し、各農協のホームページで公表した。 ・全共連において、不適正な営業推進を助長しない短期間で過度に高い奨励金の支払いを見込む奨励金の設定を不可とするなどの見直しを検討し、当該見直しを令和6年4月から実施することを決定した。 ・推進目標が課せられている推進担当者(生計一にしない者を含む。)を共済契約者と生命共済契約者について、その新契約実施を奨励の支出対象から除外するなどの見直しを検討し、当該見直しを令和6年4月から実施することを決定した。</p> <p>【厚生労働省】 a. 厚生労働省(消費生活協同組合) b. 共済事業を実施する消費生活協同組合を対象に、不適正な営業推進が無いかなどのリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促した。ヒアリングや定期的な報告の機会を通じて、不適正な営業推進等のリスクがないことを確認し、顧客本位の業務運営に積極的に取り組むよう促した。</p> <p>【農林水産省】 a. 日本食品衛生共済協同組合については、ヒアリングを通じて、共済の営業専門担当の職員を置いていないことや、契約件数に関するルマが存在していないことを確認した。また、組合の会合等の機会を通じて、監督指針の適切な取扱いに努めるよう周知を促した。 ・国際人材育成共済協同組合については、ヒアリングや定期的な報告の機会を通じて、不適正な営業推進等のリスクがないことを確認し、顧客本位の業務運営に積極的に取り組むよう促した。 ・全国米穀販売事業共済協同組合が実施する共済事業について、定期的な検査等において、不適正な営業推進等のリスクがないことを改めて確認し、引き続き、顧客本位の業務運営に取り組むよう促した。 ・全国共済水産物協同組合連合会への「アンプ」を速く、リスク検査を行うとともに、顧客本位の業務運営に取り組むよう促した。リスク点検の結果からは、不適正な営業推進が行われる可能性は低いものと考えられるが、より行政等として監督の実効性を高めるためにも、他業態の取組や監督指針も参考に監督指針の見直しを行った。</p> <p>【経済産業省】 a. 経済産業省が所管する中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行う協同組合に対しては、定期的な検査やヒアリング等の機会を活用して、共済契約者は原則として組合員である中小事業者であって組合役員自身が共済契約者とならないことや、組合役員等に対する営業ルマの設定がないこと等の観点から不適正な営業推進が行われるリスクが高いことを改めて確認し、また、各協同組合において顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促した。監督の実効性の向上を図るとともに、定期的な検査やヒアリング等の機会に加え日常的な監督においても、顧客本位の業務運営の取組の取組を意図して監督することとした。</p> <p>【国土交通省】 a. 共済事業を実施する協同組合について、不適正な営業推進が無いかなどのリスクを点検するとともに、顧客本位の業務運営の取組に取り組むよう促した。</p>	<p>【農林水産省】 a. 今後とも、監督指針の趣旨を周知・徹底していく。 ・今後とも、ヒアリング等の機会を通じて総点検運動に係るモニタリングを実施していく。 ・今後とも、農協におけるFD取組方針の策定・公表を促す。 ・奨励金の見直しを令和6年4月から実施する。 ・推進目標が課せられている推進担当者による契約の見直しを令和6年4月から実施する。</p> <p>【厚生労働省】 a. 今後とも定期的な報告等の機会を通じて、適切な運営がされているか監督に取り組んでいく。</p> <p>【農林水産省】 a. 日本食品衛生共済協同組合については、引き続き、監督指針の趣旨を周知・徹底していく。 ・国際人材育成共済協同組合については、引き続き、定期的な報告等の機会を通じて、適切な監督を行っている。 ・全国米穀販売事業共済協同組合については、引き続き、定期的な検査等の実施を通じて、適切な監督に努めていく。 ・全国共済水産物協同組合連合会については、措置済</p> <p>【経済産業省】 a. 引き続き、経済産業省が所管する中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行う協同組合に対して、顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促して参りたい。</p> <p>【国土交通省】 a. 措置済</p>	検討中	継続F	
<p align="center"><b>(2) 卸売市場の活性化に向けた取組</b></p>											
令和5年6月16日	地域産業活性化	2	卸売市場の活性化に向けた取組	<p>a. 農林水産省は、気候変動による漁獲量の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地市場それぞれの卸売市場(中央卸売市場及び地方卸売市場をいう。以下「卸売市場」といふ。)が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b. 農林水産省は、新規参入時、既存事業者の推薦や同意を求めるとが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公平な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開閉者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開閉者からの報告内容(卸売市場の実務的なルールを含む。)を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開閉者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。</p> <p>c. 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>d. 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないよう新規参入等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。</p>	令和5年度措置	<p>a,d: 農林水産省 b,c: 農林水産省 e: 公正取引委員会 農林水産省</p>	<p>a. 規模の小さい産地市場では価格形成力が弱いこと等が課題となっていることから、産地市場の活性化に向けて、市場機能の集約・効率化を推進し、水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図るとともに、デジタル水産物戦略拠点整備推進事業やデジタル水産物戦略拠点事業による支援を講ずる。 また、業務の効率化のほか、「物流2024年問題」の課題等に対応するための取組に対する支援を講ずる。</p> <p>b. 新規参入ルール等の見直しに向けた改善等の検討状況を確認する。</p> <p>c. 小売業者、仲卸業者等に対し、ガイドラインについて説明会を実施し、周知徹底を図る。</p> <p>d. 措置済</p>	<p>a. 令和5年度措置 b. 令和5年度措置 c. 令和5年度措置 d. 令和5年度措置 e. 令和5年度措置</p>	<p>a. 引き続き市場機能の集約・効率化を推進し、水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図るとともに、デジタル水産物戦略拠点整備推進事業やデジタル水産物戦略拠点事業による支援を講ずる。 また、業務の効率化のほか、「物流2024年問題」の課題等に対応するための取組に対する支援を講ずる。</p> <p>b. 新規参入ルール等の見直しに向けた改善等の検討状況を確認する。</p> <p>c. 小売業者、仲卸業者等に対し、ガイドラインについて説明会を実施し、周知徹底を図る。</p> <p>d. 措置済</p>	検討中	継続F
<p align="center"><b>(3) 農協改革の着実な推進</b></p>											
令和5年6月16日	地域産業活性化	3	農協改革の着実な推進	<p>農林水産省は、令和3年6月の「規制改革実施計画」に基づき、農協及びJAバンクの自己改革実施スケジュールにおいて、農協及びJAバンクが自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえ、好事例の模範開も含めて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。</p>	令和5年度以降継続的に措置	農林水産省	<p>経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化及びオンライン・デジタル技術の活用の観点から事例を収集し、それぞれ好事例となる取組を行っている農協・中央会から取組を紹介する都道府県農協指導担当者向け研修会(令和5年2月9日、WEB方式)を開催するなど、必要に応じて農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。</p>	<p>引き続き自己改革の取組を自律的に深化・発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえ、好事例を収集するとともに、その展開も含め助言及び指導・監督する。</p>	継続F	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和6年3月31日時点)	(令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス監査等の構築・実施										
令和5年度 地域産業活性化 月性 日	4	農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス監査等の構築・実施	農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス監査等の構築・実施	農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス監査等の構築・実施	令和5年度措置	a:農林水産省 b:農林水産省 厚生労働省	a (一社)全国農業協同組合中央会(以下「全中」という。)と数次の打合せを実施し、令和5年7月13日に全中のHPに、系統内で発生した不祥事件の第三者委員会に委員長として数多く携わってきた外部の弁護士と提携している事務所に業務委託していること、通報受付後の対応の流れ等を明記するなど心理的安全性に十分配慮していることを内容とする全国コンプライアンスに関する情報が掲載された。 b 「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経農第8374号。以下「総合的な監督指針」という。))を令和6年3月29日に改正し(同年4月1日施行)、外部公益通報窓口及び内部統制システムの有効性の向上に係る指導・監督上の主な着眼点等について明記した。 c 9～12月に実施した指導機関等ヒアリングにおいて、各都道府県域の内部統制システムに関する現状を確認するとともに、内部統制システムの実効性向上の必要性について説明した。 d 厚生労働省と連携し、指針内容の周知、労働関連法規の法令遵守やハラスメント防止・働き方改革に関する事業が行うべきことを内容とする説明会を、農協の役員・管理職等を対象として、令和6年1月16日、18日の計2回、WEB方式で開催した。 e 人的資本投資の促進により組合の健全で持続性のある経営を確保する観点から、総合的な監督指針を令和6年3月29日に改正し(同年4月1日施行)、職員の確保・育成に係る指導・監督上の主な着眼点等について明記した。	a 例年9～12月に実施する指導機関等ヒアリングにおいて、各都道府県域が考える内部統制システムに関する課題及び課題解決に向けた取組について意見交換することにより、内部統制システムの有効性の向上に向けた取組を促す。 b 例年9～12月に実施する指導機関等ヒアリングにおいて、取組状況を確認することにより、労働関連法規の法令遵守等の取組を促す。 c 例年9～12月に実施する指導機関等ヒアリングにおいて、総合的な監督指針に基づき、職員の確保・育成状況を確認しつつ、他の都道府県と比較可能なデータで示すことで人的資本投資を促す。	検討中	継続F
(5) eMAFF 地図の積極活用										
令和5年度 地域産業活性化 月性 日	5	eMAFF 地図の積極活用	農林水産省は、農地の表示方法をポイント表示からエリア表示(ポリゴン表示)へ改良する。	eMAFF 地図の積極活用	令和5年度措置	農林水産省	a 実施時期欄に記載のとおり措置済 b 農林水産省地理情報共有管理システム(eMAFF地図)と他システムとの連携機能を実装する事業を実施した。	a, b 措置済	措置済	解決
(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施										
令和5年度 地域産業活性化 月性 日	6	国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	農林水産省は、生産向上と品質の安定化などの国産小麦の競争力強化及び国産小麦の需要拡大に資するため、農産物検査に関して、生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うとともに、品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組みづくりを含めた、必要な措置を講ずる。	国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	令和5年度措置	農林水産省	農林水産省は、小麦の生産者と需要者にヒアリングを行い、国産小麦の競争力強化及び需要拡大に向けた取組の取りまとめを行った。その結果、品質及び数量の安定化等への対応が必要とされていることから、各産地で実施している品質向上取組事例について、生産者団体と需要者が参加する民間流通麦地方連絡協議会において周知した。また、主要品種及び需要が拡大している品種の品種特性を踏まえた検査時の留意点について、農林水産省ホームページにおいて情報提供を開始した。	措置済	措置済	解決
(7) 畜舎に関する規制の見直し										
令和5年度 地域産業活性化 月性 日	7	畜舎に関する規制の見直し	農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。)の考案方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度(以下「新制度」という。)における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する畜庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等(以下「畜産業用倉庫等」という。)を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。	畜舎に関する規制の見直し	a, b 措置済み c:令和5年度措置 d:継続的に措置	a:農林水産省 国土交通省 b:総務省 c:農林水産省 国土交通省 総務省	a 令和4年4月1日の施行当初より、畜産業用倉庫を畜舎特例法の対象に追加する方向で検討を行い、同年7～10月にかけて事業者や専門家に「畜舎等」に更なる対象を追加すること等について意見を聴取した。これを踏まえ、畜産業用倉庫に加え、畜産業用車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等を追加し、畜産業用倉庫等の防火に係る基準等を建築基準法(昭和25年法律第201号)の基準よりも緩和する「農林水産業関係畜舎等の建築等及び利用の特例」に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第3号。以下「畜舎等」の建築等及び利用の特例)に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第1号。以下「共済省令」)及び「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件(令和5年農林水産省令「国土交通省令第1号。以下「共済省令」を令和5年1月31日に公布し、同年4月1日に施行するとともに、「畜舎等の建築等及び利用の特例」に関する法律の施行について(技術的助言)」(3畜産第1470-1号、国住指第1460-2号、国住指第196-2号)を改正し、同年3月8日に通知した。改正内容については農林水産省HPに公表し情報提供を行うとともに、令和5年3月に都道府県、関係事業者等に対してそれぞれ説明会を実施した。 b 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽等(以下「畜産業用倉庫等」という。)における消防設備等の特別基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防設備等の特別基準のあり方に関する検討部会」において検討を行った。当該検討部会での議論の内容を踏まえ、畜舎等に係る消防設備等の特別基準の対象となる施設に畜産業用倉庫等を追加すること等を内容とする消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)等の改正を令和5年5月に公布・施行した。 c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会とアンケート調査を行った。その結果、「飼卵を保管するための集卵施設」(以下「集卵施設」という。)を対象施設に加えてほしいとの要望を得た。対象施設については、単省令第1号(第1号)において、畜舎に付随する飼料、肥料、肥料又は農業用機械その他の畜産経営に必要なものを保管するために使用する施設(以下「畜産業用倉庫」という。)を規定している。畜産業用倉庫については、共済省令第83条第8号において、防火基準の緩和規定の適用を受ける場合の利用基準として、共済省令で指定する物資(以下「畜産業用物資」という。)以外のものを保管しないこととしており、「飼卵」が畜産業用物資に指定されており、防火基準が緩和されていた。このため、農林水産省は国土交通省と連携して、令和5年3月13日に、共済省令を改正し、畜産業用物資に「飼卵その他の畜産物又はその加工品」を追加し、防火基準の緩和規定の適用を畜舎、畜産業用倉庫、飼卵その他の畜産物又はその加工品を保管できるようにした。改正内容については令和6年3月に、農林水産省HPにも公表するとともに、都道府県等に対して通知した。 d 総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、消防法令においても特別基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資として「飼卵その他の畜産物又はその加工品」を追加するため、畜舎等に係る基準の特例の細目(令和4年消防庁告示第2号)の改正を令和6年2月に公布・施行した。	a, c 認定畜舎等の監督を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。また、令和6年度も引き続き事業者等より一意見を聴取する等により必要な対応の検討を行う。 b リーフレットを活用し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に対し、特別基準の内容の周知を図る。	継続F	





開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(1) 農地の適切な利用を促進するための施策											
令和5年6月16日	地域産業活性化	11	農地の適切な利用を促進するための施策	令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、令和7年度の本格的な利用を促進するために地域計画の作成等を推進する。	令和5～6年度措置	内閣府 農林水産省	市町村における地域計画策定を後押しする観点から、令和5年度予算において地域計画の策定に向けた都道府県・市町村・農業委員会の取組を支援するとともに、策定方法をまとめた手引きの作成・周知、先行事例の紹介や取組の中心主体との意見交換を行う全国会議の定期開催等を実施した。	定取組により、引き続き、地域計画の策定を推進する。	検討中	継続F	
<共通課題対策分野>											
(1) 行政手続に関する見直し											
ローカルルールに関する手続											
令和5年6月16日	共有課題対策	1	ローカルルールの見直し	各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。		全府省	【内閣府】 「規制改革・行政改革ホットライン(総割り110番)」等に寄せられた個別のローカルルールに関する要望に関して、規制所管府省等に対するアライング等を実施。 【公正取引委員会】 取組み等なし 【警察庁】 「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」を踏まえ、既存の制度におけるローカルルール見直しの必要性の有無を適時点検するとともに、新施策等において不適切なローカルルールが発生しないよう検討を行っている。 【個人情報保護委員会】 取組み等なし 【金融庁】 取組み等なし 【子ども家庭庁】 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」の回答と同様の取組を実施。 【消費者庁】 取組み等なし 【デジタル庁】 取組み等なし 【復興庁】 該当がないため取組みなし 【総務省】 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「消防の設備等に関する基準の公開・統一」「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化」及び「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。 【法務省】 取組み等なし 【外務省】 取組み等なし 【財務省】 取組み等なし 【文部科学省】 取組み等なし 【厚生労働省】 介護分野については令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」に関する令和6年度フォローアップにおける回答の取組を実施。 【農林水産省】 各行政手続について、必要に応じて書式・様式を統一することで、国民や事業者の負担軽減を図った。 【経済産業省】 取組み等なし 【国土交通省】 規制改革推進会議WGでの議論や中間答申の内容も踏まえ、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた検討を進めた。また、光ファイバの占用について、R6.1～2に実態調査を行い、一部の地方自治体において独自様式による申請が確認された。R6.3に、河川、道路(電線共同溝を除く)及び電線共同溝についてそれぞれの統一様式を使用するよう文書を出した。 【環境省】 取組み等なし 【原子力規制庁】 取組み等なし 【宮内庁】 当庁は行政手続を所管していない。 【防衛省】 取組み等なし	【内閣府】 引き続き、「規制改革・行政改革ホットライン(総割り110番)」等に寄せられた個別のローカルルールに関する要望に関して、規制所管府省等に対するアライング等を実施予定。 【公正取引委員会】 取組み等なし 【警察庁】 「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」を踏まえ、ローカルルール見直しに係る取組を推進する。 【個人情報保護委員会】 取組み等なし 【金融庁】 取組み等なし 【子ども家庭庁】 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」の回答と同様の取組を実施。 【消費者庁】 取組み等なし 【デジタル庁】 取組み等なし 【復興庁】 取組み等なし 【総務省】 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「消防の設備等に関する基準の公開・統一」「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化」及び「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。 【法務省】 取組み等なし 【外務省】 取組み等なし 【財務省】 取組み等なし 【文部科学省】 取組み等なし 【厚生労働省】 介護分野については令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」に関する令和6年度フォローアップにおける回答の取組を実施。 【農林水産省】 引き続き、各行政手続について、書式・様式の統一や情報提供などを必要に応じて行うことで、国民や事業者の負担軽減を図る。 【経済産業省】 取組み等なし 【国土交通省】 デジタル庁及び総務省と連携しつつ、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けて所要の取組を進める。また、河川、道路(電線共同溝を除く)及び電線共同溝それぞれの様式の統一化に向けて取組を進める。 【環境省】 取組み等なし 【原子力規制庁】 原子力規制委員会が所管する法令に係る手続については、全て国が直轄で対応していることから、ローカルルールが発生する可能性は低い。 【宮内庁】 取組み等なし 【防衛省】 取組み等なし	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和6年3月31日時点)	(令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
令和5年6月16日	共有課題対策	2	保育所入所特就労証明書作成等手続の負担軽減	<p>a こと家庭庁は、就労証明書の様式が全ての地方公共団体において統一されていない、いわゆる「ローカルルール」の存在が、就労証明書を作成する雇用主にとっての大きな負担となっていることを踏まえ、国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とすべく、法令上において関係機関との調整を図る。</p> <p>b 本通知を行うに当たっては、雇用主の人事・労務管理システムから就労証明書の出力を可能とする民間システムの開発を進める観点から、様式を統一し、要件を確定することが重要であることに十分留意すること。また、標準的な様式の普及が実質的に進むよう、継続的な調査及び地方公共団体との意見交換を実施すること。</p> <p>c こと家庭庁は、就労証明書に係る押印の取扱いについて、令和2年7月の「規制改革実施計画」に基づいた対応が行われているが、地方公共団体に対して実態調査を行う。当該調査を踏まえ、押印を継続して求めている地方公共団体に対しては、cの対応を行う方針も示しつつ、速やかな押印廃止の徹底を引き続き求めることとする。</p> <p>d こと家庭庁及びデジタル庁は、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者（以下「申請者」という。）及び雇用主の利便性を向上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できることが可能となるようシステムを構築する。その際は、申請者が提出する申請書と、雇用主が提出する就労証明書の対応関係を地方公共団体において判別できるように、判別を支援するプログラムを地方公共団体に配布するなど、保育事務を担う地方公共団体にも受け入れられるよう、業務フローに十分留意して進める。</p> <p>e 雇用主の事務負担軽減のためには、上記によるデジタル完結がいずれの地方公共団体でも実施されていることが必要となるため、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる。</p> <p>f こと家庭庁及びデジタル庁は、更なる事務処理上の利便性向上のため、雇用主が、就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。</p>	<p>a: (前段) 令和6年度保育所入所申請に関する調査を行うこと。</p> <p>b: (後段) 継続的措置</p> <p>c: 速やかに措置</p> <p>d: 令和6年度保育所入所申請に関する調査を行うこと。</p> <p>e: 速やかに措置</p>	<p>a: (前段) 令和6年度保育所入所申請に関する調査を行うこと。</p> <p>b: (後段) 継続的措置</p> <p>c: 速やかに措置</p> <p>d: 令和6年度保育所入所申請に関する調査を行うこと。</p> <p>e: 速やかに措置</p>	<p>【こと家庭庁】</p> <p>a 標準的な様式の活用実態調査を継続して実施する。また、令和7年入所申請に向けて、標準的な様式の追加項目の精査・標準化を行う。</p> <p>b 押印省略の実態調査を継続的に行うとともに、結果を公表し押印廃止を進める。</p> <p>c d 「保活フットストップ」の実現に向けて、保育所入所に必要な手続全体について、原則オンライン化が実現できるよう検討しており、就労証明書の提出についても原則オンライン化が実現できるよう、効率的な就労証明情報の管理などについて引き続き検討していく。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>c こと家庭庁と連携して、自治体への申請データの連携機能の提供など必要な対応を実施する。</p> <p>d 同上</p>	検討中	継続F	
令和5年6月16日	共有課題対策	3	消防の設備等に関する基準の公開統一	<p>a 消防庁は、消防法第10条第4項及び第17条第1項に基づき法令で定める技術基準並びに同法第9条の4第2項及び第17条第2項に基づき消防材料条例で定める技術基準に関して、地方公共団体における行政手続法（平成5年法律第88号）上の行政指導指針に相当するもの策定及び公表状況等を調査し、その結果を踏まえ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく公表を行うとともに、公表状況に応じて、必要な情報の公表を促し、合理的な理由がない公表の差の解消に向けて適宜フォローアップを行う。</p> <p>b 消防庁は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第12号において、流出防止の措置として、「その直下の地盤面の周囲に高さ10.5メートル以上の圍い」の他に、側溝等を認めている地方公共団体があることを踏まえ、側溝等による代替措置について、その要件を検討し、現在規定していない同等以上の効果がある認められる政令等による規定措置として規定するために省令改正等必要な措置を講ずる。</p> <p>c 消防庁は、消防庁が公表している「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日自消防手続第73号消防庁長官）第31条の4に規定している「液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること」について、地方公共団体ごとに基準に係る適用の差異の是正のため、消防法第71号（令和2年3月17日消防庁危険物保安委員会）にて、当該有効な措置として「タンク周囲に、タンクの最大容量以上の量を収める容量の圍い」を設けることとを地方公共団体に対して通知したものの、その容量について依然として地方公共団体ごとの差異が見られるため、容量の解釈についての通知や各種会議等様々な機会を通して、地方公共団体に対して改めて周知する等必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 調査は令和5年度上期に完了し、フォローアップは令和5年度上期に完了し、引き続き行うこと。</p> <p>b: 令和5年度上期に完了し、引き続き行うこと。</p> <p>c: 令和5年度上期に完了し、引き続き行うこと。</p>	<p>a 令和5年7月1日時点における、消防法第10条第4項及び第17条第1項に基づき法令で定める技術基準並びに同法第9条の4第2項及び第17条第2項に基づき消防材料条例で定める技術基準に関して、地方公共団体における行政手続法（平成5年法律第88号）上の行政指導指針に相当するもの策定及び公表状況等を調査し、その結果を踏まえ、令和5年9月27日付で、原則として令和5年度中の公表を促すこと等を内容とした助言通知を発送した。また、各種協議等の機会を利用して、消防本部に対して、上記の行政指導指針に相当するものを令和5年度中にインターネット上で公表するよう促すとともに、令和6年2月1日時点における、フォローアップ調査を実施した。</p> <p>b 「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」において検討し、令和6年3月7日に開催した同検討会（第3回）において所要の結論を得た。</p> <p>c 「特定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例（例）の運用について」（令和5年6月9日事務連絡）を発送し、火災予防条例（例）第31条の4第2項第10号に規定する「流出防止措置として危険物のタンクの周囲に設ける圍いの容量」の解釈については、「タンクの最大容量以上の量を収めることができる」と旨を示しているところ、「タンクの最大容量以上の量」とは、当該タンクの最大容量の100%の容量をもって足りるものであることを改めて周知した。</p>	<p>a 左記の行政指導指針に相当するものをインターネット上で公表するよう、消防本部に対してフォローアップを継続する。</p> <p>b 速やかに省令改正を行う予定。</p> <p>c 措置済</p>	検討中	継続F	
令和5年6月16日	共有課題対策	4	地方公共団体の調達の電子化	<p>a 総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手続について、形式的に書面、押印の電子化を図るのではなく、機械可読な形式で電子化を図ることやフットスクリューを実現することにより、地方公共団体の事業者等が利便性を向上すべきとの見解があることを踏まえ、当該手続の標準化等について、地方公共団体における当該手続のデジタル化の状況や国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共団体民間事業者等からの意見を聞きながら、今後の取組の方向性に係る検討を速やかにし、一定の結論を得る。また、総務省は、地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、地方公共団体の公共調達に係る書面、押印の取扱いについて、令和4年12月に取りまとめた「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求めることとする。</p>	<p>a: (前段) 令和5年中に今後の取組の方向性をとりまとめる。(後段) 継続的に措置</p> <p>b: 速やかに措置</p>	<p>a, b 「新たな社会経済情勢に対応するための地方財務会計制度に関する研究会」において、令和5年12月に、調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性について、報告書を取りまとめた。また、地方公共団体の財政担当者が所属する全国都道府県財政長・市町村担当課長合同会議において、令和5年10月に取りまとめた入札参加資格審査申請に係る標準項目等について積極的な活用を図ること及び入札参加資格審査申請システムへの反映に取り組みすること・同申請書を含む調達関連手続において、書面や押印を求めている場合にはその見直しに取り組みことを要請するなど、規制改革実施計画に基づき必要な働きかけを行った。</p>	<p>a 今後、総務省・地方公共団体が構成する検討会において、報告書で示された調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性について、具体的検討を進めていく。</p> <p>b 措置済</p>	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和5年6月16日	共有課題対策	5	患者等の負担の軽減のため、公費負担制度等に伴う見直し【再掲】	<p>a こと家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の負担の軽減を行うこととするため、公費負担制度等及び地方単独医療費助成に係る患者等の資格情報について、患者や医療機関等がマイナンバーカードより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに準備する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた取組を実施する。その上で、法律上の責務がある公費負担制度等について、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とする。地方単独医療費助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするためのシステム構築その他の調整を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。</p> <p>b こと家庭庁及び厚生労働省は、aの対応を踏まえつつ、公費負担制度等に関する審査支払機関等について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。</p>	<p>a (前段) 令和5年度措置、システム構築 b (前段) 令和5年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p>	<p>a こと家庭庁、デジタル庁、厚生労働省</p>	<p>a 令和5年度においては、全国展開に先駆けた先行実施事業として、希望する自治体・医療機関等を公募し、同年9月末に16自治体・87医療機関等を選定した。公費負担制度等の情報連携基盤となるPublic Medical Hub(PMH)の開発を行うとともに、医療費助成領域(公費負担制度、地方単独医療費助成)については、令和6年3月下旬から順次自治体・医療機関等において実証事業を開始した。予防接種・母子保健領域については、品質確保の観点から、令和6年6月中旬まで全国展開を予定している。また、地方単独医療費助成も含めた医療費助成について、厚生労働省、デジタル庁、こと家庭庁等の関係者庁長官の事務連絡(※)により、令和6年8月から積極的オンライン資格確認に参加するよう要請するとともに、自治体向け説明会(12/28)においても、積極的な参加要請を行った。令和6年度には、全国展開に向けて、医療費助成領域における参加自治体の拡大を先行実施事業を優先して実施するとしており、令和6年12月から、自治体・医療機関等、システム運用事業者等へのPMHの仕様や令和6年度先行実施の概要についての説明会を順次行ったが実施した上で、令和6年3月に自治体公募を開始したところ。</p> <p>これらの取組に必要な財源として、令和6年度補正予算において、自治体システムや医療機関・調剤システム等の改修に要する費用への支援(最大で約40自治体、約5万医療機関・薬局を想定)やPMHシステムの改修に係る予算計上するとともに、令和6年度当初予算においてPMHシステムの運用保守に必要な予算計上した。</p> <p>※「公費負担制度及び地方公共団体の医療費助成事業に係る情報連携のオンライン化、現物給付化に係る実証調査及びシステム整備について(依頼)」(令和5年12月5日付け事務連絡)</p> <p>b 地方公共団体の区域の内外を問わず地方単独医療費助成の現物給付化を進めるため、「公費負担制度及び地方公共団体の医療費助成事業に係る資格確認のオンライン化、現物給付化に係る実証調査及びシステム整備について(依頼)」(令和5年12月5日付け厚生労働省、デジタル庁、こと家庭庁、文部科学省、環境省連名事務連絡)を発送し、12月12日と12月23日に2度の全国説明会を開催して、原則全ての各都道府県、自治体の実施する地方単独医療費助成の受給者数等の実証調査を実施するとともに、地方単独医療費助成の助成内容等を収録した地庫公表マスタの原案を各自治体の協力を得ながら国庫へ作成した。併せて、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行った。これらの調査結果をもとに、デジタル庁、総務省、厚生労働省、こと家庭庁等の関係者庁長官と連携し、各地方単独医療費助成に横断を通して、地庫公表マスタや現物給付化の区域、給付の内容等の共通化・標準化の状況を分析した結果、こと家庭庁(乳幼児医療費を含む)助成事業を優先することとし、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費助成については、こと家庭庁(後援医療費を含む)助成事業の対応状況まで後に対応していくことと優先順位付けを行った。また、公費負担制度等を収録した国庫マスタと地方単独医療費助成事業を収録した地庫公表マスタは、国が初めて一元的に作成したものであり、厚生労働省のホームページに掲載して公表した。</p> <p>予防接種に関しては、予防接種事務のデジタル化により、償還払いによる一時的な重複接種の窓口負担をなくすほか、地方公共団体と医療機関等の事務手続負担を軽減するため、地方公共団体の審査支払事務を国民健康保険関係事務に委託することを実現したシステムの構築に取り組んだ。具体的には、各地方公共団体と全ての医療機関の間の連携に係る委託契約を全国単位でまとめて締結する集合契約に関するシステムは業務要件定義を完了し、その他の連携記録の管理等に関するシステムは令和6年夏を目途に要件定義を完了できるよう検討を進めた。</p>	<p>a 令和6年度4月上旬の公表を予定。</p> <p>b (前段) 令和6年4月上旬の告知を予定。</p> <p>c (前段) 本年2月に障害福祉サービス等報酬改定検討チームに取り組み、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要を踏まえ、今後、令和6年度当初より標準料式の普及を進め、申請届出のためのシステム導入時までに標準料式等の使用の基本原則を障害者総合支援法施行規則等に規定する。</p> <p>d (前段) 令和6年に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。</p> <p>e (後段) 令和6年4月上旬の告知を予定。</p> <p>d 左記内容を実施できるよう、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。</p> <p>e 令和6年4月上旬の公表を予定。</p> <p>f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果として公表を行う予定。</p>	<p>検討中</p> <p>継続中</p>			
令和5年6月16日	共有課題対策	6	障害福祉分野における手続負担の軽減【再掲】	<p>a こと家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る要望に地方公共団体に対する要望随時提出できる専用の窓口を設ける。当該窓口については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立な学識経験者の三者のコンラースの役割を担い、よく構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。</p> <p>b こと家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び標準料請求関連文書について、標準料式等を作成する。その際、当該標準料式等については、押印又は署名は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めないことという要請するとともに、先行して標準料式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。</p> <p>c その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準料式等を用いて手続等を行うこととするための所定の法上の措置を講ずる方向で検討する。</p> <p>d 地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・交付書類を使用することを妨げない。</p> <p>e こと家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡便に行うこととする観点から、bの標準料式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体間の共通化を完了することとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこと家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。</p> <p>f なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こと家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの(電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォーム)への入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所定の措置を講ずる。</p> <p>g こと家庭庁及び厚生労働省は、bの標準料式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこと家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。</p> <p>e こと家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請・届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。</p> <p>f こと家庭庁及び厚生労働省は、bの標準料式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。</p>	<p>a e (前段) 令和5年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p> <p>b (前段) 令和5年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p> <p>c (前段) 令和5年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p> <p>d 可能なり速やかに検討</p> <p>e (前段) 令和6年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p> <p>f (前段) 令和6年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p> <p>g (前段) 令和6年度末検査、(後段) 令和6年度末検査</p>	<p>a こと家庭庁、デジタル庁、厚生労働省</p>	<p>a 障害福祉サービス等事業者が地方公共団体に対して行う手続の簡素化等に係る要望については、随時、国や地方公共団体への要望を提出できるよう、令和6年1月に受付フォームを開発の上、「障害福祉現場における事業者要望専用窓口の開設の告知」について(令和6年1月18日付け事務連絡)等の発信により周知を行った。</p> <p>(専ら窓口の掲載)https://forms.gio/VozYH9dR2wU7</p> <p>令和5年度に提出のあった要望について、本年2月に開催した「障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究検討委員会(事業者、地方公共団体関係者及び学識経験者の3者で構成)」以下「検討委員会」とい)で手続改善等の対応を検討した上で、公表予定。現在、検討委員会の委員による最終確認中。</p> <p>b (前段) 障害福祉サービス等事業者が地方公共団体に対して提出する指定申請関連書類についての標準料式等については、検討委員会の議論等を踏まえて作成した「障害福祉分野における手続負担の軽減について」(事務連絡)により周知を行い、地方公共団体における活用を促す予定。なお、当該標準料式等については、押印又は署名を求めない予定。現在、検討委員会の委員による最終確認中。</p> <p>c 一方で、押印の取扱いについては、上述の事務連絡において、全ての指定申請料式等について押印又は署名を求めないことないよう求めているところ。</p> <p>b (前段) 令和6年2月の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめ、令和6年度当初に作成する標準料式等の普及の状況等を踏まえ、標準料式等の使用の基本原則について検討を行う旨を示した。</p> <p>c (前段) 令和6年2月の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を取りまとめ、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する旨を示した。</p> <p>d (後段) 標準料式等については、前述のとおり、年度内に作成し、地方公共団体に対して活用を促した。また、上述の事務連絡において、システムを整備するまでの当面の間は、障害福祉サービス等事業者が行う申請・届出について、電子メールその他対面が不要となり書類負担軽減に資する方法により行うことも可能とするよう周知予定。現在、検討委員会の委員による最終確認中。</p> <p>e 「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」にあたり、指定において同一法人が複数の障害福祉サービス等事業所を営んでいる場合の変更申請等をワンストップで行えるよう検討を開始した。</p> <p>g 令和5年度における手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況等については、「障害福祉分野における手続負担の軽減のための調査について」(令和6年1月18日付け事務連絡)において調査した結果を公表し、周知を行う予定。現在、検討委員会の委員による最終確認中。</p> <p>f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査の実施を決定した。</p>	<p>a 令和6年4月上旬の公表を予定。</p> <p>b (前段) 令和6年4月上旬の告知を予定。</p> <p>c (前段) 本年2月に障害福祉サービス等報酬改定検討チームに取り組み、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要を踏まえ、今後、令和6年度当初より標準料式の普及を進め、申請届出のためのシステム導入時までに標準料式等の使用の基本原則を障害者総合支援法施行規則等に規定する。</p> <p>d (前段) 令和6年に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。</p> <p>e (後段) 令和6年4月上旬の告知を予定。</p> <p>d 左記内容を実施できるよう、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」において、「電子的に申請・届出を可能とするためのシステム」に必要な機能の検討を行う。</p> <p>e 令和6年4月上旬の公表を予定。</p> <p>f 地方公共団体における独自ルールについては、令和6年度に厚生労働省の事業「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究」による調査を行い、結果として公表を行う予定。</p>	<p>検討中</p> <p>継続中</p>			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
<p>iiその他の手続</p>												
令和5年6月16日	共有課題対策	7	失業認定のオンライン化	<p>厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、4週間に一度全員一律に公共職業安定所への来所を求める原則的な取扱いを、デジタル技術の活用により見直す。</p> <p>具体的には、令和5年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施する。</p> <p>・公共職業安定所への出席が欠きな負担となっている者について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、難病患者、長期後援者、子育て中の者等についても、オンライン面談による失業認定を可能とする。</p> <p>・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続のみによる失業認定を可能とする。</p> <p>厚生労働省は、aiに託載の取組について、特にオンラインでの手続のみによる失業認定に係る効果検証を踏まえ、海外国の実態も参考しつつ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、令和6年6月を目途に結論を得る。</p>	令和5年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う	厚生労働省	<p>a 既に実施しているオンライン面談による失業認定について、試行実施中の市町村取次の対象者に加え、令和5年7月から大規模労働局9労働局(東京、大阪、名古屋、福岡、北海道、宮城、新潟、広島、香川)において、</p> <p>・難病患者、長期後援者、子育て中の者等について、オンライン面談による失業認定を可能とする。</p> <p>・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続のみによる失業認定を可能とする。</p> <p>試行実施している。</p> <p>b 令和6年3月14日第194回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、イギリス、アメリカ等の諸外国の例を紹介した上で、aiに託載の取組についての実施状況の報告を行い、試行実施によって明らかになった課題の解消や対象者の在り方等について議論を行った。</p>	措置済	<p>b デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定のオンラインの在り方について、引き続き、労働政策審議会が議論を行う。</p>	検討中	継続F	
令和5年6月16日	共有課題対策	8	子育てに関する各種申請業務の負担軽減	<p>a 厚生労働省は、出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請において出生日及び出産予定日の確認のために添付が求められる母子健康手帳の写しについて、出産予定日については、母子保健法(昭和40年法律第141号)による妊婦届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、又は地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁と連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。</p> <p>b 厚生労働省は、育児休業の「パパママ育児プラス」に係る申請において別途育児休業を取得している配偶者との家族関係を確認するために添付が求められる住民票の写しの添付省略に向け、関係府庁と連携し、厚労省システムとの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、出産手当金支給申請において出生の事実、出生日、出産予定日、出生児取等の確認のために添付が求められる医師による証明について、出産予定日については、妊婦届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、又は地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁と連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、マイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、被扶養者(異動)届において被保険者と被扶養者の身分確認のために添付が求められる場合がある戸籍簿の場合、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。</p> <p>e 厚生労働省は、身分関係等を認定するための情報を保険者又は事業主が取得しておらず、公的証明書の取得が困難でない場合において、健康保険組合に係る被扶養者(異動)届に添付が求められる場合がある住民票の写しにおいて、既にマイナンバー法に基づく情報連携により取得可能な情報については、健康保険組合に対して当該方法により把握するように周知すると、住民票の写しの添付省略に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>f 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例申出書において申請者と子の身分の確認のために添付が求められる場合がある戸籍簿について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。</p> <p>g 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例の対象者について、必要な手続が適切にされるよう、育児休業期間中における厚生年金保険料の免除申請の対象者に制度の周知を行う等の方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>h デジタル庁は、厚生労働省が実施する実施事項a-cにおいて、厚生労働省と連携してマイナンバー法関係法令の改正等必要な措置を講ずる。</p>	<p>a,c,d: 令和5年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う</p> <p>b,d,f: 令和6年3月以降措置</p> <p>e,h: 可能なものから順次措置</p>	<p>a 出産予定日を確認するために申請書への添付を求めている母子健康手帳の写しについては、添付省略を可能とするため、公共職業安定所がマイナンバー法に基づく情報連携により母子保健法による妊婦届出に関する情報を照会することとし、所要の法令改正を行う方針を決定した。</p> <p>また、出生日や配偶者間の育児の事実を確認するために、公共職業安定所が住民基本台帳法に基づく「本人確認情報の提供を受ける」と及びマイナンバー法に基づく情報連携により「住民基本台帳法第七案第四号に規定する事項」を照会することとし、所要の法令改正を行う方針を決定した。</p> <p>b 両親と子の配偶関係を確認するために申請書への添付を求めている住民票の写しについては、添付省略を可能とするため、公共職業安定所が住民基本台帳法に基づく「本人確認情報の提供を受ける」と、マイナンバー法に基づく情報連携により「住民基本台帳法第七案第四号に規定する事項」を照会することとし、所要の法令改正を行う方針を決定した。</p> <p>c 出産予定日の情報については、地方公共団体によりその管理状況が異なることから、地方公共団体における対応状況等を踏まえ、出産手当金の支給申請に際し、出産予定日に関する医師又は助産師の意見書の省略が可能か、現在検討を行っている。</p> <p>また、出生日については現行法令上、書類の添付を求めないところである。</p> <p>d 令和6年3月以降、マイナンバー法に基づく情報連携により、保険者が被扶養者の認定手続きに際して、戸籍関係情報を取得することが可能となったところであり、保険者に対して事務連絡を発生し、その旨周知を行った。</p> <p>e 被扶養者の認定事務に際し公的証明書等の添付が必要な情報について、健康保険組合がマイナンバー法に基づく情報連携により当該情報を取得する場合に、公的証明書等の添付を省略することができる旨、健康保険組合に対して周知した。</p> <p>f 令和6年3月よりマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となり、デジタル庁及び法務省より令和6年7月までを試行期間とする旨示されたことと踏まえ、養育期間標準報酬月額特例申出書の手続きにおいて、戸籍簿本等の添付省略の実施に向けた試行運用を開始した。また、事業主を経由して申請される場合に、事業主が申請者と子の身分関係を確認した場合は、戸籍簿本等の添付を不要とする省令改正を行った。</p> <p>g 育児休業中の保険料免除や養育期間標準報酬月額特例届など、出産・育児に関して活用できる厚生年金保険・健康保険の手続きをまとめて解説した動画を作成し、令和6年3月から日本年金機構ホームページ及びYouTube厚生労働省チャンネルに掲載した。</p> <p>h 各種手続の制度所管府庁における検討状況を踏まえ、戸籍関係情報等の情報連携の実施に向けたマイナンバー法関係法令の改正等の要否について検討を進めた。</p>	<p>a,b 令和8年6月のデータ標準レイトアウト改訂に向けて、所要の法令改正等必要な措置を講ずる。</p> <p>c 地方公共団体における対応状況等を踏まつつ、引き続き検討を行う。</p> <p>d 措置済</p> <p>e 措置済</p> <p>f 試行運用の結果を踏まえ、令和6年8月以降に養育期間標準報酬月額特例申出書の手続きにおいて、戸籍簿本等の添付省略を実施していく予定。</p> <p>g 引き続き、制度の周知を行う等の方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>h 引き続き、各種手続の制度所管府庁と連携しつつ検討を進め、必要に応じてマイナンバー法関係法令の改正等の措置を講ずる。</p>	検討中	継続F			
令和5年6月16日	共有課題対策	9	地方公共団体へのeLTAxの活用	<p>a デジタル庁及び総務省は、地方公共団体がeLTAxを活用することができるようにするための、民間事業者や地方公共団体からの意見を踏まつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることとすると、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行うつつ、遅くとも令和8年9月までにeLTAxを活用したeLTAxの活用を開始する。</p> <p>b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種eLTAxの活用に関する意見や地方公共団体等からの業務効率化・負担軽減に関する意見等を踏まえ、eLTAxの活用上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについて、eLTAx活用が可能な地方公共団体に対してeLTAxを活用して納付を促す必要があるものの業務効率化を図ることができるようとするため、そのeLTAxの活用開始時期等の検討を速やかに実施し、一定の結論を得る。</p> <p>c 総務省は、令和6年9月に立ち上げた、地方税における電子化の推進に関する検討会実務者ワーキンググループ及びその本部において、地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)のデジタル化について得た結論を踏まえ、可能なものから速やかに措置を講ずる。</p> <p>d 総務省は、税務システムの標準化において、できる限り書式・様式等の統一も図るようとする。</p>	<p>a, 所要の法令の措置</p> <p>b, デジタル庁</p> <p>c, 総務省</p>	<p>【デジタル庁・総務省】</p> <p>a,b</p> <p>・「地方公共団体のeLTAxの活用に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体へのeLTAxの活用に向けた取組に係る関係府省庁連絡会議決定)において、普通納付に属する全ての公共および官公庁に属する公金のうち水道料金・下水道使用料をeLTAxを活用したeLTAxの活用対象とする。以下、公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAxを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に、重点的に要請を行うこととしている。</p> <p>①先行の地方公共団体においても相当数の取扱件数がある公金(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)</p> <p>②その性質上、当該地方団体の区域外にも納付者が広く存在する公金(道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、海浜法の占用料等、河川法上の流水占用料等公金その他(岸上利用料等公金))</p> <p>③その後、全国取組の実施等Q&amp;Aの提供、進捗状況調査などを通じて、地方公共団体に対して周知・情報提供を行うとともに、積極的な対応について要請を行った。</p> <p>④地方公共団体がeLTAxを活用することができるよう、令和6年通常国会に「地方自治法の一部を改正する法律案」を提出した。</p> <p>【総務省】</p> <p>c 令和6年度の「地方税における電子化の推進に関する検討会」のとりまとめにおいて、「納税通知書(課税明細書を含む)及びそれに付随する納付書(以下「納税通知書等」)のデジタル化については、納税通知書等の案件特定方法としてeLTAxを活用すること等を前提として、併せての取扱いとしてeLTAxに代用している固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、軽自動車税特別徴収税目として、eLTAx及びマイナンバーを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一に電子的に送付する仕組みとすべき」とされた。</p> <p>上記とりまとめを受け、令和6年度与税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知書のうち、固定資産税、自動車税特別徴収等の納税通知書等については、納税通知書等の案件特定方法としてeLTAxを活用すること等を前提として、併せての取扱いとしてeLTAxに代用している固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税特別徴収税目として、eLTAx及びマイナンバーを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一に電子的に送付する仕組みとすべき」とされた。</p> <p>上記とりまとめを受け、令和6年度与税制改正大綱において、「地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知書のうち、固定資産税、自動車税特別徴収等の納税通知書等については、納税通知書等の案件特定方法としてeLTAxを活用すること等を前提として、併せての取扱いとしてeLTAxに代用している固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税特別徴収税目として、eLTAx及びマイナンバーを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一に電子的に送付する仕組みとすべき」とされた。</p> <p>【総務省】</p> <p>d 令和6年8月31日に税務システム標準仕様書【第30版】を策定し、各税目毎に標準レイトアウトを定義しており、できる限り書式・様式等の統一も図った。</p>	<p>【デジタル庁・総務省】</p> <p>a,b</p> <p>・令和8年9月までにeLTAxを活用したeLTAxの活用を開始するため、地方税共同機構におけるeLTAxのシステム改修に向けた作業を進めるとともに、各地方公共団体において公金の収納管理を行っているシステムとeLTAxを接続するためのシステム改修を行うことができるよう、令和6年中に地方税共同機構において公開仕様書(見積り参考資料)を決定するとともに、標準化作業等に係る取組について、標準仕様の改修を行う。</p> <p>引き続き、各地方公共団体におけるeLTAxの活用に関する検討状況や課題を丁寧に把握し、必要に応じて周知・情報提供や助言を進め、地方公共団体においても、eLTAxの活用に向けた準備が着実に進められるよう、必要な取組を実施する。</p> <p>【総務省】</p> <p>c 左記の結論を踏まえ、eLTAxの次期改訂が令和8年9月であること等を念頭に、今後予定されているeLTAx・マイナンバーの改訂・改修スケジュールや、納税義務者等の利便性及び地方団体の事務負担等を考慮しつつ、これらのシステム等を活用して電子的に送付する仕組みを、地方団体、経済団体や金融団体等とともに、地方税における電子化の推進に関する検討会及び同検討会実務者ワーキンググループにおいて、引き続き検討を進める。</p> <p>d 措置済</p>	検討中	継続F			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分	
令和5年6月16日	共有課題対策	10	道路占用に係るワンストップ化	<p>国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施するe-Govを利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3により道路法施行規則第5条の申請項目をもって申請が可能となるように措置する。また、e-Govによって申請者の地方公共団体を問わず道路占用許可申請手続が完了できるような措置の必要性も含めて継続的に普及促進の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用申請手続のe-Govを利用したオンライン化に際し、国道の道路占用システムとe-Govを連携し、国土交通省が管理する国道に係る道路占用申請手続についても、ワンストップ等により、円滑に行える方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のe-Govを利用したオンライン化に際し、国土交通省は、デジタル庁及び警察庁と連携して道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、歩行者利便性増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとする際、国土交通省が管理する国道では、オンライン上で公開された道路占用可能な確認事項を満たす場合、申請者が道路管理者へ事前相談を行うことなく、道路占用許可をオンライン等で申請することができることを鑑み、都道府県道、市区町村道においても歩行者利便性増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとするときに必要な確認事項の公開による占用許可の円滑化が進むよう検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>d 国土交通省及び警察庁は、道路占用許可及び道路使用許可申請手続の間に行為があることが事前相談に法上での義務ではないことと鑑み、地方公共団体のホームページ及び公表資料での事前相談に係る記載方法について地方公共団体に周知等必要な措置を講ずる。</p> <p>e 警察庁は、国土交通省が実施するe-Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。</p> <p>f デジタル庁は、国土交通省が実施するe-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、申請を可能とし、更に審査機能を含めたe-Govの環境整備等必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、国土交通省は、道路法施行規則第4条の3により道路法施行規則第5条の申請項目をもって申請が可能となるように措置することを検討していること。国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、e-Govを利用した道路占用許可に係る地方公共団体手続のオンライン化の普及促進においても、国土交通省と連携して取り組む。</p> <p>g デジタル庁は、国土交通省が実施するe-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用申請手続のオンライン化において、国道に係る道路占用申請とワンストップ、道路使用許可との一括申請においても、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>a(前段)令和5年度に試行的にe-Govを利用したオンライン申請が行えるよう措置した。</p> <p>b 道路占用システムとe-Govの連携方法について、今後の道路占用システム改修の要件定義を行った。また、e-Govを利用した道路占用許可の試行運用についてデジタル庁及び警察庁と連携し、道路使用許可との一括での申請が可能となるよう措置を講じた。</p> <p>c 各都道府県、市町村宛てに、各地方公共団体のホームページの道路占用制度に係る項目の中で公表し、申請者自ら占有許可基準の主要な項目をあらかじめ確認できるようにして、手続の簡素化・円滑化が図られるよう努めることとする旨を通知した。</p> <p>d 一部の地方公共団体のホームページ又は公表資料において、道路占用許可申請を行う前に事前相談を実施することが義務付けられているかのように誤解を生じさせる記載となっていることが確認されたため、各都道府県、市町村宛てに、記載方法の見直しを行うこととする旨を通知した。</p> <p>e 令和5年8月、デジタル庁及び国土交通省の一部の地方公共団体において試行運用を開始したe-Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるよう措置を講じた。</p> <p>f デジタル庁は、国土交通省と連携して、審査機能を含めたe-Govの環境整備等を実施し、一部の自治体においてe-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン申請を可能にした。また、国土交通省と連携して、全国から試行に取り組む自治体を募集し、いくつかの自治体とともに、8月から順次試行運用を行った。</p> <p>g 国土交通省と連携して、国道に係る道路占用許可申請とワンストップ化に向けた協議を行っている。また、bに記載のとおり、国交省において、e-Govを利用した道路使用許可との一括での申請が可能となるよう措置を講じている。</p>	<p>【国土交通省】 a 措置の結果を踏まえ、デジタル庁の環境整備等の状況を踏まえ、引き続き必要な措置を講ずる。 b 令和6年度以降e-Govとの連携について道路占用システムの改修を行っていく予定。道路占用申請と道路使用許可の一括での申請については、引き続きデジタル庁及び警察庁と連携し、一括申請が可能となるよう必要な措置を講ずる。 c,d 措置済 【警察庁】 d 引き続き、国土交通省と協力して、必要な措置を講じていく。 【デジタル庁】 f e-Govへの機能追加の状況等も踏まえつつ、国土交通省と連携して、e-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化の全国への展開及びオンライン化のさらなる普及促進について、引き続き必要な措置を講ずる。 g 国土交通省と連携して、国道に係る道路占用許可申請とワンストップ化の検討に引き続き取り組む。</p>	検討中	継続中				
令和5年6月16日	共有課題対策	11	情報システム連携	<p>a デジタル庁は、ベンダーロックインの実態や情報システム連携の在り方について、継続的に調査検証、見直しを実施するとともに標準テンプレート等、でき次第について周知をおこなうこと。</p> <p>b デジタル庁は、デジタル庁ウェブサイトについて、令和5年度からクラウドサービスの標準導入を推進し、可能なものから順次措置する。</p> <p>c 地方公共団体及び民間事業者等との見直しを促すため、令和6年度以降導入を目指す。なお、導入に際しては、ベンダーロックイン回避のための透明性の確保に十分留意の上、検討を進めることとする。</p>	<p>a,b 連やかに検討を開始し、可能なものから順次措置</p>	デジタル庁	<p>a 令和5年3月10日 デジタル庁情報システム調達改革検討会の提言に基づき、各施策を実施。 ・プロポーザル型企画競争の試行導入 ・デジタルスタートアップ評価制度の導入 ・ベンダーロックイン防止チェックリストの運用開始 ・デジタル庁内調達相談窓口の設置 ・調達仕様書テンプレート、要件定義書テンプレートの他省庁内への展開 など</p> <p>b 令和5年度において、実証版であるデジタルマーケットプレイス(a版)の構築、また、事業者向け並びに行政向けのユーザーテストを実施する実証事業を実施した。なお、デジタルマーケットプレイスは、行政サービスの向上に資する観点から幅広い事業者の登録を募り、クラウドソフトウェア市場の透明性を確保するものであることから、ベンダーロックインの問題は起こらないものである。</p>	<p>a 令和6年3月12日に実施した各施策の進捗を確認するデジタル庁情報システム調達改革検討会のフォローアップにおける検討会委員(外部関係者)の助言を踏まえ、引き続き情報システムの調達改革活動を推進していく。 b 令和6年度後半からの本格稼働を目指す。デジタルマーケットプレイス正式版の構築を行う。また、正式版では、クラウドソフトウェア等の検索結果のエクスポート機能等、調達透明性を担保するための機能の実装を予定している。</p>	検討中	継続中		
令和5年6月16日	共有課題対策	12	公職選挙法における審査等が投票しやすさや環境整備	<p>令和6年のつくば市長選挙、つくば市議会議員選挙において、障害者等の利用希望を踏まえ選挙場における地域の実情に即した移動期日前投票所(いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所)を確保する。また、移動が困難な障害者等が投票しやすさや環境を整備するため、令和5年度早期につくば市が提案を踏まえた実証事業を開始し、制度面・運用面での課題について検討を行い、結論を得る。</p>	<p>令和5年度早期に実証試験開始し、結論を得る。</p>	内閣府 総務省	<p>公職選挙法上、選挙の期日の公示又は告示の日に、告示しなければならぬこととされている期日前投票所(移動期日前投票所を含む。以下同じ。)の場所(2以上の期日前投票所を設ける場合は、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)について、移動期日前投票所の告示事項の取扱いを明確化。(令和5年9月8日総務省自治行政局選挙部選挙課・管理課事務連絡)</p> <p>当該措置を踏まえ、令和5年度内閣府調査事業において、地域の実情に即した移動期日前投票所(いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所)の実証事業をつくば市にて実施。(令和6年1月23日～1月27日)</p> <p>また、令和6年10月のつくば市長選挙、つくば市議会議員選挙にて、地域の実情に即した移動期日前投票所(いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所)を実施予定。</p>	措置済	措置済	解決		
(2) 司法手続に関する見直し												
令和5年6月16日	共有課題対策	13	民事訴訟手続のデジタル化	<p>a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年度国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いる申立て等の在り方について検討し、少ないこととなるように、民事訴訟手続における審判最終段階での予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入することとし、当該手続が実際に活用されるよう、利便性を十分に高いものとする。</p> <p>b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、選と令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始する。また、審理促進、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きき、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に対してインターネットを用いて行う申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いて行う申立て等が標準となるよう取り組む。</p> <p>d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁と連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意図した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能となること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤クラウドサービスプロバイダに基づき、クラウドサービス特許の問題点やクラウドサービス提供者の対応も念頭に適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに際し、フォーマット入力方式を導入することについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。</p>	<p>a 措置済み b 可能なものから速やかに措置 c 継続的に措置 d 可能なものから順次措置</p>	法務省	<p>a 法務省は、令和4年の通常国会に民事訴訟法等の一部を改正する法律案を提出し、同法律案は、同年5月に可決され、成立した。</p> <p>b 民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、当事者双方がウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続の期日や和解の期日に参加することが可能な仕組みに係る部分は令和5年3月に、ウェブ会議を用いた口頭弁論を可能とする規定については令和6年3月に施行された。同法律の施行につき、法務省は、ホスタ及びインフラを配布する等して、周知広報を行った。</p> <p>c 民事訴訟法等の一部を改正する法律において、インターネットを用いて行う申立て等の手数料につき、書面による申立て等と比べて一定額の引下げを行った。デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートの方策については、最高裁判所、法テラス、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と意見交換を行いながら、検討を進めている。</p> <p>d デジタル庁も連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等ことについての環境整備に取り組んでいる。</p>	<p>a 措置済 b 民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、申立て、書面提出、記録の閲覧等に関する規定については令和8年5月までに施行されることが予定されている。法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。 c 引き続き検討を行う。 d 引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等ことについての環境整備に取り組む。</p>	検討中	継続中		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価		
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分	
令和5年6月16日	共有課題対策	14	家事事件手続及び民事保全手続等のデジタル化	<p>a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大いと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原執行、倒産手続のネットワークを用いた行を確保すること、③全ての事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた手続のデジタル化を推進すること。</p> <p>b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法院における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きき、かつ、早期に実現可能なものから先行して運用を開始する方針を掲げ、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム連携が実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム連携の内容及び効力を定めて運用し、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。</p> <p>d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法院における自律的判断を尊重しつつ、裁判に關係する者のプライバシーにも、適切なセキュリティを確保するなど十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が進展するようシステム間の連携を要した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなることや、民事訴訟手続と相互に関連する手続については、システム上も連携して手続を進進できるようにすること、④外部ベンダーと連携することができるとするAPIを開放すること、⑤リスクアセスメントに基づき、クラウドサービス提供者の信頼性やセキュリティ等の対応を念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための各種の指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一気通貫したシステムを検討すること、⑧民事執行手続のデジタル化後においても、不動産競売物情報サイトとの連携を視野に入れて、検討を進めることについての環境整備に取り組む。</p>	<p>a 措置済み b 令和5年度の通常国会に法案提出については措置済み、試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置 c 本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置 d 継続して措置 e 可能なものから順次措置</p>	<p>a 法務省は、令和5年の通常国会に民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を提出し、同法律案は、同年6月に可決、成立した。</p> <p>b aと同様 c aと同様</p> <p>d デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等についての環境整備に取り組んでいる。</p>	<p>a 措置済み b 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のう、期日におけるウェブ会議、電話会議の利用の拡大に関する規定については令和8年5月までに、申立て、書面提出、記録の閲覧等に関する規定については令和10年6月までに施行されることが予定されている。法務省は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。</p> <p>c 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律のう、システム連携に関する規定については令和10年6月までに施行されることが予定されている。法務省は、司法院における自律的判断を尊重しつつ、同法律の円滑な施行に向けて、引き続き、環境整備に取り組む。</p> <p>d 引き続き、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、国民目線で利用しやすいものとする等についての環境整備に取り組む。</p>	検討中	継続F			
(3) 民間手続等に関する見直し												
令和5年6月16日	共有課題対策	15	相続手続の効率化	<p>a 法務省は、デジタル庁と連携し、戸(除)籍電子証明書を提供するための戸(除)籍電子証明書提供用識別符号の発行について、オンライン申請やオンライン発行の実現に向けた工程表を作成する。また、戸籍情報連携システムによる取扱いに留意しない戸籍(複製不適合戸籍)については、市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明することで、複製不適合戸籍そのものの解消を国民に促す。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁と連携し、市区町村による戸籍証明書のオンライン申請や電子データの導入を促進し、戸籍証明書について、申請事業者が処理可能なデータ形式の実現に向けて、検討を開始する。</p> <p>c 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続情報証明制度に関して、登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しを電子交付について、検討を開始する。</p> <p>d 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続人の負担軽減を図るべく、戸籍情報連携システムを利用して、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについて、実現の可否及び措置を進め、技術的課題や費用対効果等を検証し、継続して検討する。</p> <p>e 法務省は、自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化に向けて工程表を作成する。また、工程表を踏まえ、具体的な施策を検討し、可能なものから順次進捗する。あわせて、自筆証書遺言書保管制度において、遺言者の死亡後、遺言書を保管している旨の通知が遺言者が指定した住所等に届くことと併せて、通知対象者が指定できる住所を複数人(民間事業者を含む。)に増やすこと、対象範囲の無限定化及び対象となる人数の拡大等を検討する。</p> <p>f 法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度の基礎的な調査の結果を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討を進めることとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている関係の法制及び関係で活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施した上で、検討を進める。</p> <p>g 法務省は、公正証書遺言を公正証書の作成過程及びその証明の提供のデジタル化に対応するため、令和5年通常国会に公益法(明治41年法律第53号)及び民法(明治29年法律第89号)に関する改正法案を提出する。</p> <p>h 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して遠隔分別鑑定書等の交付情報をオンライン提出する際に必要となる電子証明書に関して、システム上利用可能な電子証明書を発行している認証機関を公開していること、認証を受けようとする機関(クラウド型電子署名サービスを提供する事業者を含む。)の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。</p> <p>i 法務省は、不動産登記規則第43条第2項の法務大臣が定める電子証明書として指定を受けるための基準及び手続を法務省ホームページ上で公表した。</p> <p>j a、eの検討状況を踏まえ、検討することとしている。</p>	<p>a(前段)令和5年度上期措置 b(後段)令和5年度から継続的に措置 c,d,e 継続的に措置 f 令和5年度上期措置 g 令和5年度上期措置 h 措置済み i a,e 措置済み、速やかに措置</p>	<p>a(前段) 戸(除)籍電子証明書を提供するための戸(除)籍電子証明書提供用識別符号の発行について、オンライン申請やオンライン発行の実現に向けた工程表を作成した。</p> <p>a(後段) 令和5年11月までに残存する複製不適合戸籍の把握が完了した。</p> <p>b 本法案の前段となる調査研究等の所要の予算が措置されるよう、引き続き予算要求作業を行っている。</p> <p>c 法定相続情報一覧図の写しを電子交付について、その要否可否を含め、検討を開始した。</p> <p>d 令和5年3月から種別を開始した戸籍情報連携システムについて、安定稼働に向けた対応に注力するとともに、本業の前段となる調査研究等の所要の予算が措置されるよう、引き続き予算要求作業を行っている。</p> <p>e ①自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化について、工程表を作成するとともに、費用対効果踏まえ具体的な施策の検討を行った。 ②指定先通知(遺言者の死亡後に遺言者が指定する者)に対して遺言書が保管されていることを通知するもの。)について、その通知対象を改善等、遺言執行者又は法定相続人のうち1名に限定していたが、令和5年10月2日から、これらに限定せず、また、人数も6名まで指定可能とした。</p> <p>f 令和4年に実施した諸外国における遺言制度やそのデジタル化に関する基礎的な調査の結果等を踏まえ、韓国、中国、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス及びドイツについて、遺言制度の詳細やデジタル技術を用いた遺言の方式の在り方に関する諸国の動向等を把握すべく、更なる海外法制調査を行った。また、民事法の研究者及び実務家等を構成員として令和5年10月に立ち上げられた研究会に法務省も参加し、上記海外法制調査の結果等を踏まえ、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方等について検討を進め、令和5年3月、同研究会において報告書が取りまとめられた。</p> <p>g 公正証書の作成に連動する手続をデジタル化し、当事者が公証場に出席しなくても公正証書を作成し、その内容を証明する電子データの提供を受けることが可能となるよう、令和5年の通常国会に法案を提出し、成立した。</p> <p>h 不動産登記規則第43条第2項の法務大臣が定める電子証明書として指定を受けるための基準及び手続を法務省ホームページ上で公表した。</p> <p>i a、eの検討状況を踏まえ、検討することとしている。</p>	<p>a(前段) 戸籍電子証明書提供用識別符号のシステム連携に向けた関係機関との調整及びシステム設計開発を実施する。 b 市区町村におけるオンライン申請の仕込みの導入状況及び予算の措置状況を踏まえ、引き続き検討する。 c 引き続き検討を実施する。 d 当該改革を実施するに当たっては、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各種機関における電子署名の検証等を確実にできる体制・環境の整備状況や、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについての検討状況などを踏まえ、引き続き検討する。 e ①引き続き検証/施策等の検討を行い、令和6年度中に、一部の遺言書保管所においてオンライン化の試行を予定している。 f 令和6年2月に法務大臣が法制審議会に対して行った遺言制度の見直しに関する諮問に基づき設置された民法(遺言関係)部会において、同年4月から、調査審議を開始される予定である。</p> <p>g 措置済み h a,e 措置済み、速やかに措置</p>	検討中	継続F			
令和5年6月16日	共有課題対策	16	電子署名の更なる普及	<p>a デジタル庁及び法務省は、電子署名の利用者、認証事業者に係る有識者やサービス提供事業者自身の更なる意見を十分に聞き取り参考として、利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名欄により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&amp;A(電子署名法第3条関係)(令和2年9月4日)以下「3条Q&amp;A」といふ。以下3条の3点を速やかに改訂について検討を行い、その可否を含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>○電子契約サービスの利用者と電子署名の作成名義人の同一性を確認される(いわゆる利用者の身元確認がなされる)ことについては、①電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」といふ。)第3条に規定する電子署名に該当する要件としては不要であること、一方で、(2)変更の裁判において同様の推定効が認められるには、利用者の身元確認がなされることが重要な要素となることと考えること、(3)利用の目的として、いわゆる利用者の身元確認が不要である又は問題とならないといった訴求を招くことのないようすることの2点を分かつやすく明示すること。 ○電子署名法第3条に規定する電子署名に該当する要件として3条Q&amp;Aに記載のある「固有性の要件」については、十分な水準の固有性を満たす措置としてどのようなものと考えられるかが分かりやすく明示すること。 ○電子契約サービスを選択する際の留意点として、実際の裁判において作成名義人の意思に基づき電子署名が行われているとして電子署名法第3条の推定効が認められると考えられる「身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防壁レベル」について、最終的には裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論としてその内容を分かりやすく明示することに加え、適正管理要件の充足方法を複数例示すること。</p> <p>b デジタル庁及び法務省は、商業登記電子証明書の発行における利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること、及び利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること、G&amp;SIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書の連携を進めること、代表者以外による利用について整理を行うこと、民間電子署名サービスの連携を進めると、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおけるリモート署名方式を導入すること、令和7年度中に次期電子認証システムの認証機能部分、連とも令和8年度中にリモート署名等部分順次開始予定である。</p> <p>c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して商業登記の申請をする際に必要となる法務大臣の定める電子証明書に関して、民間電子署名サービス(クラウド型電子署名サービスを含む。)を公開していること、新たに当該電子証明書として追加を受けようとする事業者の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。</p>	<p>a,b デジタル庁 法務省 c 法務省</p>	<p>a 令和5年1月9日に利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名欄により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&amp;A(電子署名法3条関係)を改定した。</p> <p>○利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること」 一紙の認証証書について同程度の発行手数料で発行できる有効期間(1ヵ月)の区分を新たに設ける方向で、令和6年度に実施を計し準備を進めている。</p> <p>○利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること」「民間電子署名サービスの連携を進めること、及び令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入すること」 一リモート署名の導入に向けて、令和6年度に同機能の設計業務を調達する方向で準備中である。また、同機能の仕様作成に当たっては、利用者の操作性に配慮しUIとするとともに、将来的な民間署名サービスの連携を見込んで標準的なAPIを用いることとする予定である。</p> <p>○G&amp;SIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書の連携を進めること」「代表者以外による利用について整理を行うこと」 一リモート署名導入における署名認可の前段となる認証機能と、G&amp;SIDと連携する方向で調達準備中である。代表者本人それ以外の者による利用の仕方については、G&amp;SIDのクラウド型署名プラットフォームバージョンアップに対する権限付与の在り方について整理済み。</p> <p>○登記・供託オンライン申請システムを利用して商業登記の申請をする際に必要となる法務大臣の定める電子証明書に関して、民間電子署名サービス(クラウド型電子署名サービスを含む。)を公開していること、新たに当該電子証明書として追加を受けようとする事業者の予見可能性を高めるために、その基準及び手続について、令和6年2月28日付け法務省ホームページにおいて公表した。</p>	<p>a,c 措置済み b 〇利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること」 一令和6年度中にシステム改善を行うほか、財政当局の了解を得て、パブリックコメントに付した上で、改定等の改正を行う。 〇利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること」「民間電子署名サービスの連携を進めること、及び令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入すること」 一令和7年度中に次期電子認証システムの認証機能部分、連とも令和8年度中にリモート署名等部分順次開始予定である。 〇G&amp;SIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書の連携を進めること」「代表者以外による利用について整理を行うこと」 一左記の方及び整理に備え、上述のとおり稼働開始予定である。</p>	検討中	継続F			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和5年6月16日	共有課題対策	17	建設分野における監者及び主任技術者等との関係の明確化	国土交通省は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められている監者及び主任技術者等について、特例として親会社及びその連結子会社との間の在籍出向者を当該出向先親会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが認められているところ。この特例を親会社及びその持分法適用会社との間の在籍出向者、同一持分法適用会社の連結会社間の在籍出向者についても庶几可能かどうか、該当する事例に関する実態の調査、他法令における規制の態様を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。	令和5年度措置を目指す	国土交通省	「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」にて行った特例制度の拡充の検討結果に基づき、一定の要件のもと、連結子会社間について、在籍出向者の配置も可能とする通知を発出したところ。令和6年4月より施行予定。	措置済		解決	
令和5年6月16日	共有課題対策	18	特定商取引法の契約書の電子化	a 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)以下「特定商取引法」という。における「インターネットを通じて提供する特定継続的役務」にかかる消費者への契約書面の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ等の規制については、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、デジタル原則も踏まえたオンライン化の促進による消費者の保護と利便性向上の両立の観点から、効果的に消費者トラブルを抑制しつつ取引の効率性を向上させるような具体的な提案が事業者等からなされる場合にはそれを加味し、電子交付を奨励する事業者による消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しを行い、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。 b 特定商取引法における書面交付の電子化の在り方金則について、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しの必要を検討し、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。	a,b 可能なものから速やかに検討を開始し、一定の結論を得た上で、令和7年度中に措置	消費者庁	特定商取引法の契約書面の電子化制度については、施行後2年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが求められていることから、事業者及び消費者の両方視点から、デジタル社会に呼応した契約書面の電子化制度の利用状況、ニーズ、課題等を適切に把握するための調査研究を行っていること。	契約書面の電子化制度の利用状況等を把握するための調査研究の結果を基に、また、消費者トラブルの実態にも留意しつつ、必要に応じて関係機関からの意見も踏まえた上で、適合性の確認や利用方法の在り方などを検討していきたい。	検討中	継続F	
規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)等											
デジタル原則を踏まえた規制の構造的な見直し											
(1)目視に係る規制の見直し											
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の構造的な見直し	1	目視規制の見直し 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる目視規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 個人情報保護委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 子ども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、目視規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた目視規制1617条のうち538条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた目視規制383条のうち285条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F		
(2)実地検査・点検に係る規制の見直し											
令和4年6月7日	実地検査・点検規制の見直し	2	実地検査・点検規制の見直し 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる実地検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 個人情報保護委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 子ども家庭庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、実地検査・点検規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた実地検査・点検規制44条のうち39条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた実地検査・点検規制77条のうち57条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F		
(3)定期検査・点検に係る規制の見直し											
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の構造的な見直し	4	定期検査・点検規制の見直し 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 子ども家庭庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、定期検査・点検規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた定期検査・点検規制825条のうち170条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた定期検査・点検規制448条のうち148条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<b>(5)常駐・専任に係る規制の見直し</b>											
令和4年6月7日	新たなデジタル原則を踏まえた規制の模	5	常駐・専任規制の見直しの着実な推進	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる常駐・専任規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 金融庁 金融庁 こども家庭庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、常駐・専任規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた常駐・専任規制843条のうち278条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた常駐・専任規制177条のうち100条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
令和4年6月7日	新たなデジタル原則を踏まえた規制の模	6	生産性向上に資する建設業の配置・専任要件の見直し	国土交通省は、相い率の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者における配置・専任要件について、デジタル技術の活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。 国土交通省は、昨今のデジタル技術の活用の進展を踏まえて、可能なものから早期に、技術者をどのように配置すべきなどの配置・業務に係る考え方や営業所専任技術者・経営業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事者常勤・専任の要件を欠くものではないことを明確化し、周知するなどの対応を行う。	a. 令和4年上期結論、結論を待次第可能なものから速やかに指し b. 措置済み	国土交通省	a. 令和3年11月に、学識経験者等からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、同検討会において建設業における技術者制度の見直しに関する議論を行い、令和4年5月に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめが行われた。 このうち、監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直しについては、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)により、専任に係る金額要件の見直しを行い、令和5年1月1日に施行した。 また、工事現場に専任で配置することとされている現場技術者等について、工事請負金額、工事現場間の移動時間、工事現場の状況の確認にかかる情報通信技術の利用等の一定条件を満たす場合には、現場の兼任を可能とする内容を盛り込んだ「建設業法及び公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第213国会(令和6年常会)に提出した。 b. 営業所専任技術者・経営業務管理責任者等の一定の条件下でのテレワークによる職務従事者常勤・専任の要件を欠くものではないことについて、「営業所専任技術者等の業務におけるテレワークの活用について」(令和3年12月9日国不建第363号)において明確化し、周知を行った。	a. 国会での審議の状況等を踏まえ、当該法律案の施行のために必要な準備を進める。 b. 措置済	検討中	継続F	
<b>(6)書面提示に係る規制の見直し</b>											
令和4年6月7日	新たなデジタル原則を踏まえた規制の模	8	書面提示規制の見直しの着実な推進	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる書面提示規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 内閣府 公正取引委員会 警察庁 デジタル管理委員会 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、書面提示規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた書面提示規制673条のうち127条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた書面提示規制193条のうち55条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
令和4年6月7日	新たなデジタル原則を踏まえた規制の模	9	対面講習規制の見直しの着実な推進	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる対面講習規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	警察庁 金融庁 金融庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、対面講習規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた対面講習規制201条のうち45条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた対面講習規制396条のうち307条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	
<b>(7)往訪問覧・縦覧に係る規制の見直し</b>											
令和4年6月7日	新たなデジタル原則を踏まえた規制の模	10	往訪問覧・縦覧規制の見直しの着実な推進	デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる往訪問覧・縦覧規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 内閣府 公正取引委員会 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院	所管府省は、デジタル臨時行政調査会と連携し、往訪問覧・縦覧規制に関する法令の点検を実施した。令和4年12月に、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、現時点で見直しが必要とされた往訪問覧・縦覧規制1107条のうち406条項について見直しを完了した。 また、通知・通達等に規定されるアナログ規制の点検を実施し、令和5年5月にデジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」が決定され、現時点で見直しが必要とされた往訪問覧・縦覧規制184条のうち106条項について見直しを完了した。	法令については、令和6年6月までを目途に、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直しを確実に実施するほか、通知・通達等についても、引き続き必要な見直しを実施する。	未措置	継続F	



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
⑧申請・届出・交付・通知に書面・対面を求めず規制の見直し											
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	11	行政手続デジタル化の基礎整備	<p>行政手続デジタル化の基礎整備</p> <p>a デジタル庁は、地方公共団体等が受け手となる手続に関して、厚生労働省と行っているマイナポータルやe-Govの活用拡大の検討を踏まえ、その道府県の所管手続にも活用されるよう、具体的内容等について情報提供した上でマイナポータルやe-Govの機能強化等を行う。</p> <p>b デジタル庁と総務省は、共同で各種公金に係る法令を所管する関係府省の参加を得て、地方公共団体の公金納付のデジタル化の在り方について検討を行う体制を立ち上げる。検討の場においては、各種公金に係る収納方法等の現状、法令を所管する各府省におけるオンライン化の検討状況、マイナポータルを含む政府全体の行政手続のオンライン化や公金取組の動向、eLTAx経由の収納の対象科目の拡大の状況等を踏まえ、地方公共団体、公金を納付する事業者及びキャッシュレス事業者を含む民間事業者等の意見を聞きつつ、地方公共団体共通の仕組みの構築の可能性を含めて所要の制度的・システム的措置について検討し、公金納付のデジタル化の在り方について結論を得る。関係府省は、検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>c 道路占用料など各種公金に係る法令を所管する関係府省は、デジタル庁及び総務省と連携しつつ、上記検討会に主体的に参加する。あわせて、上記検討会における検討状況を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、納付件数や事業者等のニーズなどを勘案した優先順位付けや納付手続に関する地方公共団体の現状(関連する行政手続のオンライン化の状況を含む。)の把握、納付手続のデジタル化に向けた障害の整理、地方公共団体のBPR(Business Process Re-engineering)の支援等に関して、所管法令に係る公金納付のデジタル化に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>d 総務省は、令和4年3月に立ち上げた業務者検討会において、地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)のデジタル化について、具体的な方策や今後のスケジュールを含めた検討を行い、その結果を踏まえ、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>e 総務省は、令和4年度「国家資格等約30の社会保険等に係る国家資格等」について、優先的な取組としてマイナポータルを利用したeLTAxを進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の廃止・構築を行い、令和5年度にデジタル化を開始する。あわせて、関連する手続を所管する府省は、デジタル原則に則して、資格申請者・保有者の負担軽減や行政内部の効率化を図る観点から、デジタル化を前提としたBPRを徹底する等、規制改革、行政改革、デジタル化を一體的に推進する。</p>	<p>a: 可能なものから速やかに措置</p> <p>b: 令和4年度末までに結論を得ることを目指し、結論を得た論点から速やかに措置</p> <p>c: 可能なものから順次措置</p> <p>d: 令和4年度末までに結論を得た上で、可能なものから速やかに措置</p> <p>e: 税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後、地方公共団体は、後段の技術的助言については措置済み</p> <p>f: 前段(令和5年度)まで、資格管理業者が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムを開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始、(後段)可能なものから速やかに措置</p>	<p>a: デジタル庁</p> <p>b: デジタル庁、総務省</p> <p>検討結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずることを目指し、結論を得た論点から速やかに措置</p> <p>c: 可能なものから順次措置</p> <p>d: 令和4年度末までに結論を得た上で、可能なものから速やかに措置</p> <p>e: 税務システム標準仕様書【第2.0版】公表後、地方公共団体は、後段の技術的助言については措置済み</p> <p>f: 前段(令和5年度)まで、資格管理業者が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムを開発・構築を行い、令和6年度にデジタル化を開始、(後段)可能なものから速やかに措置</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>【マイナポータル担当】</p> <p>a 各府省から継続的なオンライン化に関する相談を受けた際に、マイナポータル各種機能の提供状況など、具体的内容等について情報共有を行った。</p> <p>b 「e-Gov担当」</p> <p>a 地方公共団体への手続のオンライン化に向けたe-Govの取組について、関係府省庁へ情報提供を行うとともに、国土交通省と連携して、e-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン申請を可能とした。また、全国から試行に取り組み自治体を募集し、1つづつ自治体とともに、8月から順次試行運用を行った。</p> <p>【デジタル庁・総務省】</p> <p>b 令和4年12月に立ち上げた「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」において、令和5年3月に、地方公共団体の公金納付にeLTAxを活用できるようにするための取組を推進していくことすることを内容とする「地方公共団体の公金納付のデジタル化に向けた取組の方針について」(令和5年3月30日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)を決定した。令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」と同様の取組を実施。</p> <p>【内閣府・デジタル庁・警察庁・法務省・総務省】</p> <p>c 上記会議に主体的に参加し、上記方針を決定した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>c デジタル庁及び総務省と連携しつつ、「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」に参加。会議において、令和5年10月6日に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」を決定。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>c 令和5年10月6日に「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」に参加し、会議において決定された「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」を踏まえて地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた検討を進めた。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>c デジタル庁・総務省と連携の上、「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」に参加し、会議において決定された「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」を踏まえて地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた検討を進めた。</p> <p>【環境省】</p> <p>c 関係府省庁連絡会議に参加し、デジタル庁及び総務省を含む関係府省と連携し、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」を決定した。</p> <p>【上記以外の府省】</p> <p>c 取り組み等なし</p> <p>【総務省】</p> <p>d 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【総務省】</p> <p>d 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【マイナ・OSS(国家資格)】</p> <p>f 引き続き、所管府省庁と連携をしながら「国家資格等情報連携・活用システム」のシステム開発及びデジタル化を推進する。</p> <p>【後段 厚生労働省・デジタル庁】</p> <p>f デジタル庁等の関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p> <p>【後段 財務省・デジタル庁】</p> <p>f デジタル庁等の関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>【マイナポータル担当】</p> <p>a 引き続き必要な情報を関係府省庁に対して適切に共有しながら、マイナポータルにおいて必要な強化等を行っていく。(e-Gov担当)</p> <p>a e-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン申請について、試行の結果を踏まえ、順次全国に拡大するとともに、自治体の他の行政手続についてもe-Govでの申請を可能とし、行政手続のオンライン化の一層の推進を図る。</p> <p>【デジタル庁・総務省】</p> <p>b 地方公共団体や民間事業者等の意見を聞きながら、本方針等に基づく所要の取組を進める。</p> <p>【内閣府・デジタル庁・警察庁・法務省・総務省】</p> <p>c 上記方針等を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携して、所管法令に係る公金のeLTAxを活用した納付の実現に向け所要の取組を進める。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>c 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の検討等を行う。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>c 今後、引き続き関係府省と連携しつつ、eLTAxによる公金収納の実現に向けた対応を実施する。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>c デジタル庁及び総務省と連携・調整しつつ、引き続き必要な措置を検討し取り組んでいく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>c 「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」及び規制改革推進会議での検討結果を踏まえ、デジタル庁及び総務省と連携しつつ、地方公共団体への公金納付のデジタル化に向け所要の取組を進める。</p> <p>【環境省】</p> <p>c 今後もデジタル庁及び総務省と調整し、必要な措置についての検討を進める。</p> <p>【上記以外の府省】</p> <p>c 取り組み等なし</p> <p>【総務省】</p> <p>d 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【総務省】</p> <p>d 周知済みである。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>【マイナ・OSS(国家資格)】</p> <p>f 引き続き、所管府省庁と連携をしながら「国家資格等情報連携・活用システム」のシステム開発及びデジタル化を推進する。</p> <p>【後段 厚生労働省・デジタル庁】</p> <p>f デジタル庁等の関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p> <p>【後段 財務省・デジタル庁】</p> <p>f デジタル庁等の関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p>	<p>検討中</p> <p>継続F</p>		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	12	情報連携基盤の整備	<p>a 法務省は、デジタル庁と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められている全ての行政手続において、原則として登記事項証明書の添付を不要とすることができるよう、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に依る工程表を作成し、可及的速やかに登記事項証明書の添付省略を実現する。また、法務省は、商業・法人登記について、国の行政機関との間の全ての情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての情報連携についても無償化を進めることにより、デジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁を始めとする関係府省と連携し、戸籍謄抄本の添付を求め全ての行政手続において、原則として添付を不要とすることができるよう、必要な取組を行う。また、民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方について検討を行う等国民目線に立った利便性向上及び行政事務の効率化を目指す。</p> <p>c 財務省は、行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組等の一環として検討を開始しているGビズIDとe-Taxとの連携について、デジタル庁と連携の上、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 各府省は、法人の電子認証について、GビズIDを原則とすること(法人の電子署名については商業登記電子証明書等を原則とすること)が政府の方針であること、また、デジタル原則に地付けられた共通基盤利用原則に則した見直しが必要であることを踏まえ、手続の性格、IDの統一による事業者の利便性向上への効果も勘案しつつ、金融庁における「金融庁電子申請・届出システム」等の事例も参考に、所管する手続におけるGビズIDの利用について必要な措置を講ずる。</p>	<p>a.可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置</p> <p>b.可能な限り前倒しを図りつつ、可能なものから順次措置</p> <p>c.令和4年度から取組を開始し、可能なものから順次措置</p> <p>d.速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置</p>	<p>a,b.デジタル庁 財務省 c.財務省 d.デジタル庁 d.全府省</p>	<p>a 法務省とデジタル庁は、共同して、国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を追跡し、地方公共団体が実施する行政手続における登記事項証明書の添付省略について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日 デジタル庁・法務省)を策定し、周知した。向実施計画に基づき、令和6年2月から一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した。また、令和5年度に登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施し、その結果を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、同実施計画を改定し、周知した。</p> <p>b 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略に向けて戸籍情報連携システムの整備を実施したところである。また、民間手続を含め将来的な戸籍情報の利用の在り方については、特に相続手続における国民の負担軽減といった観点で「死亡・相続ワンストップサービス」の実現の中で検討中である。</p> <p>c GビズIDを利用して申告等を行う際の更なる利便性向上と操作性の改善を図るべく、デジタル庁と連携の上、GビズIDとe-Taxの連携について検討を行った。</p> <p>その結果、令和6年度税制改正大綱(令和6年12月22日閣議決定)において、「所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID(法人共通認証基盤)(一定の認証レベルを有するものに限る。)を入力して、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号の入力、電子署名並びにその電子署名に係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする。」とされた。</p> <p>【宮内庁】 d 当庁は法人を対象とする手続を所管していない。</p> <p>【公正取引委員会】 d 公正取引委員会は、令和5年4月以降、法人の電子認証についてGビズIDを原則とする、受付機能等を拡充したオンライン手続窓口の運用を開始した。</p> <p>【警察庁】 d 行政手続のオンライン化について、e-Gov電子申請サービスと連携したシステムの構築を目指しているところ、e-Gov電子申請サービスがGビズIDによるログインに対応していることを前提に、システムの整備に着手した。</p> <p>【個人情報保護委員会】 d 取組なし(法人の電子認証を行っていないため、今後、GビズIDの利用について必要な措置を講じていない)</p> <p>【金融庁】 d 令和3年6月30日に運用を開始した金融庁電子申請・届出システムにおいては、法人のログイン認証にGビズIDを採用している。</p> <p>【消費者庁】 d 現在該当する手続を所管していない。</p> <p>【デジタル庁】 d ビズIDで利用できる行政サービス一覧を省庁、地方公共団体ごとに整理して掲載した。</p> <p>【復興庁】 d 現在、復興庁において所管している手続等は無い。</p> <p>【総務省】 d 総務省所管手続のオンライン化に合わせて、GビズIDの利用を検討。</p> <p>【法務省】 d 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえて策定されたオンライン利用率引き上げの基本計画に基づき、所屬機関等の職員による留申請のオンライン手続にGビズIDを活用するため、デジタル庁との打合せを行うなど、活用に向けた検討を行ったが、令和6年度及び7年度のシステム開発については、機能向上に係るシステム開発を優先して行ってきた。</p> <p>【外務省】 d 令和6年3月31日時点で外務省における利用なし。</p> <p>【財務省】 d 政府方針に基づきデジタル庁と連携の上、GビズIDとe-Taxの連携について検討を行った。</p> <p>その結果、令和6年度税制改正大綱(令和6年12月22日閣議決定)において、「所要の法令改正等を前提に、法人が、GビズID(法人共通認証基盤)(一定の認証レベルを有するものに限る。)を入力して、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号の入力、電子署名並びにその電子署名に係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする。」とされた。</p> <p>【厚生労働省】 d 所管する各手続の性格や利便性向上の効果を勘案しながら、GビズIDの利用について検討している。また、GビズIDが利用可能な手続については、HP等によりGビズIDの利用勧奨を行っている。</p> <p>【農林水産省】 d 農林水産省が所管する行政手続のオンライン化を進める農林水産省共通申請サービス(eMAFF)では、申請者の認証基盤としてGビズIDを採用している。</p> <p>【経済産業省】 d 既に経済産業省では、GビズIDで各種申請をオンライン化しており、その際に申請者の認証基盤としてGビズIDを採用している。</p> <p>【国土交通省】 d GビズIDで利用できる行政サービスの拡充を行った。</p> <p>【環境省】 d e-Gov等を活用したオンライン化を推進しており、その中で合わせて検討中</p> <p>【原子力規制庁】 d 放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請について、GビズIDを用いた認証を可能とするシステムの運用を開始した。</p> <p>【防衛省】 d 令和6年3月31日時点で防衛省における利用なし。</p> <p>【上記以外の府省庁】 d 取り組み等なし</p>	<p>a 法務省とデジタル庁は、共同して、登記事項証明書添付省略に関する実施計画に基づき、取組を推進する。</p> <p>b 民間手続を含めた将来的な戸籍情報の利用の在り方については継続的に検討を図ることとし、特に相続手続における国民の負担軽減といった観点については「死亡・相続ワンストップサービス」の実現の中で検討を進めていく。</p> <p>c 所要の法令改正等を前提に、GビズIDとe-Taxの連携について、GビズIDを利用して申告等を行う際に利便性が向上するようシステム実装を図る。</p> <p>【宮内庁】 d -</p> <p>【公正取引委員会】 d 措置済</p> <p>【警察庁】 d 引き続きシステムの整備を推進する。</p> <p>【個人情報保護委員会】 d 左記に同じ。</p> <p>【金融庁】 d 令和3年6月までに措置済。</p> <p>【消費者庁】 d 今後、所管する手続においてGビズIDを利用する必要が生じた際には、必要な措置を講じる。</p> <p>【デジタル庁】 d GビズIDの普及に向け、利用できる行政サービスを拡大すべく関係府庁及び地方自治体との協議を継続するとともに、単公共分野や民間組織との連携についても検討を行う。</p> <p>【復興庁】 d 今後、導入の必要が生じた際には、必要な措置を検討する。</p> <p>【総務省】 d 引き続き検討を行う。</p> <p>【法務省】 d 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえて策定されたオンライン利用率引き上げの基本計画に基づき、令和8年度以降に所屬機関等の職員による留申請のオンライン手続にGビズIDを活用するため、引き続き検討を行う。</p> <p>【外務省】 d 令和6年3月31日時点でなし。</p> <p>【財務省】 d 所要の法令改正等を前提に、GビズIDとe-Taxの連携について、GビズIDを利用して申告等を行う際に利便性が向上するようシステム実装を図る。</p> <p>【厚生労働省】 d 引き続き、厚生労働省が所管する各種申請のオンライン化に合わせて、GビズIDの利用を検討・推進していく。</p> <p>【農林水産省】 d 措置済</p> <p>【経済産業省】 d 引き続き、経済産業省が所管する各種申請のオンライン化に合わせて、GビズIDの利用を検討・推進していく。</p> <p>【国土交通省】 d 引き続き、GビズIDで利用できる行政サービスの拡充を図るべく、所要の措置を講ずる。</p> <p>【環境省】 d e-Govの機能強化の状況等を考慮しながら検討を進める</p> <p>【原子力規制庁】 d 引き続き、原子力規制委員会が所管する法令に係る手続についてGビズIDを用いたオンライン申請の拡大に向けた検討を進める。</p> <p>【防衛省】 d 令和6年3月31日時点でなし。</p> <p>【上記以外の府省庁】 d 取り組み等なし</p>	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
行政手続のオンライン化の推進										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	14	行政手続のオンライン化の推進	<p>各府省は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約12,000種類のうち、可能な限り前倒しを図りつつ推進する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。各府省における対応の進捗は、デジタル庁及び内閣府が実施する行政手続の進捗により、明らかになる。</p> <p>また、地方公共団体と事業者の間の手続の標準化・デジタル化に促し、オンライン化に取り組みのめるとする。あわせて、年間手続件数が10万件以上の行政手続等については、下記「No.18 行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」に促し、オンライン化及びオンライン化後のオンライン利用率促進の取組に向けた進捗を明らかにするものとする。</p> <p>国土交通省は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づき書面の提出を求める電線共同溝の占有許可申請について、オンライン化するとともに、標準様式の普及を図る。標準様式の普及を図るに当たっては、各道路管理者における標準様式の活用状況を調査し、標準化の進捗状況を速やかに把握するとともに、標準様式の利用が徹底されるような必要な措置を講ずる。</p> <p>厚生労働省は、健康保険組合における請求書及び領収書等の電磁的記録による保存について、適確かつ速やかに普及が図られるよう、健康保険組合の業務の見直しや体制整備も含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき地方公共団体へ産業廃棄物関係申請・届出等の書面の提出を求める手続について、国による一元的なプラットフォームの整備及び地方公共団体向け標準仕様書の策定等の実現に向け、必要な取組を開始する。その際には、事業者目線で手続・運用の標準化に取り組み、事業者にとって利便性が高いUI/UX(User Interface・User Experience)を実現するとともに、手続面におけるローカルルールが現場レベルで徹底されるよう取り組む。また、マイナンバーカードやQRコードの活用、各種証明書の添付省略等のプロセスオートメーション、地方公共団体内部の業務のデジタル化が図られるよう取り組む。</p> <p>経済産業省は、所管する補助金等に係る手続において、書面・押印を求められているとの国民・事業者からの意見が散見されるところ、法令等に基づかない手続も含めて速やかに必要な点検を行い、所管する行政手続における書面・押印見直しを徹底する。</p> <p>法令等に基づかない手続や、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる行政手続における窓口等の現場では慣行的に押印が求められているとの意見が散見されるところを踏まえ、各府省は、所管する行政手続について、意見を提案し、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるような必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 全府省 b: 国土交通省 c: 厚生労働省</p> <p>d: 環境省 e: 経済産業省</p> <p>f: 令和3年度末に各道路管理者に実態調査を行った結果、大半の道路管理者において標準様式を基本とした運用が行われていることが確認された。一方で一部の道路管理者において標準様式が利用されていなかったことから、標準様式の利用を依頼する通知を発送した。</p> <p>g: 電磁的記録による情報処理の促進及び書面の保存等に係る負担の軽減が図られるよう、健康保険組合における請求書及び領収書を含む紙媒体の電磁的記録による保存に関する通知を発送し、健康保険組合の業務の見直しを行った。</p> <p>h: 令和5年度に関係者からなる検討会を開催し課題把握や必要な業務要件の検討を行った。 i: 国による一元的なプラットフォームとしてe-Govによるオンライン化を検討すべく、国への手続を対象に概念実証等を行った。 j: 令和5年度に国への一部の手続についてシステム要件定義を行った。</p> <p>k: 経済産業省は、法令等に基づかない手続も含めて各府省が不断に点検を行っている。特に、経営向上計画及び先端技術導入計画に添付する工業実証書については、令和5年4月1日から順次押印を廃止予定。また、従来の令和4年度までの省本補助金では申請書等に登録された代表者の押印を必須としていたが、規制改革実施計画を踏まえ、令和3年度より押印を必須としない運用の見直しを行った。</p> <p>l: 各府省は、令和4年度規制改革実施計画に基づき、所管する行政手続について、当該行政手続に係る申請者等の国民からの意見も踏まえ、国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう見直しを検討し、可能なものから順次措置。</p> <p>m: 可能な限り速やかに措置 n: 速やかに措置</p>	<p>各府省は、「行政手続のデジタル完結に向けた工程表の策定に関する対応について」(令和5年5月30日)、デジタル臨時行政調査会を踏まえ、令和5年12月に行政手続のデジタル完結に向けた工程表を策定。</p> <p>各府省は、デジタル完結に向けて策定した工程表に沿って行政手続のオンライン化に向けた対応を進める。また、各府省は、令和4年度の規制改革実施計画に基づき、各府省における対応の進捗について、今後の「行政手続等の開削」などにより、明らかにする。</p> <p>b: 通知済 c: 通知済 d: 通知済</p> <p>e: 令和6年度にe-Govを前提としたシステム開発を行い、国への一部の手続について令和7年度以降のサービス開始を目指す。 f: 地方公共団体への手続にかかるe-Govの対応状況を踏まえ検討する。 g: GBzID、マイナンバーの活用を含め、必要な外部データとの連携について検討する。 h: 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正により住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることが可能になると併せて、住民票の写しの取付を省略することを可能にするため、廃業の処理及び清算に関する法律施行規則(昭和48年厚生省令第35号)を改定した(令和5年9月16日施行)。</p> <p>i: 今後もし引き続き点検を行っていく。特に、経営向上計画に添付する工業実証書については、令和5年4月1日から順次押印を廃止予定。</p> <p>j: 各府省は、国における押印見直しの趣旨が、地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる所管の行政手続における窓口等の現場レベルでも徹底されるよう、継続し必要な措置を講ずる。</p>	検討中	継続F		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	15	性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続の見直し	<p>デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカード所持者が、マイナンバーからオンラインで転届出・転入予約を行えることの普及を促進するとともに、総務省は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき転入届及び転居届について、マイナンバーからの転届出・転入予約の実施状況やデジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会での議論を踏まえ、オンライン化された手続を検討を深める。</p> <p>厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則を始めとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の失業認定手続の在り方について、デジタル技術を活用したサービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。</p> <p>あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。</p> <p>各府省は、性質上オンライン化が適当でないと考えられる約400種類の手続について、デジタル原則を踏まえ、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。</p> <p>あわせて、性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、利用者等の意見やその他の社会的ニーズを把握した上で、今後の取組方針を公表する。</p>	<p>a: デジタル庁 b: 総務省 c: 厚生労働省 d: 全府省</p> <p>e: デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカード所持者が、マイナンバーからオンラインで転届出・転入予約を行えることの普及を促進するとともに、総務省は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき転入届及び転居届について、マイナンバーからの転届出・転入予約の実施状況やデジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会での議論を踏まえ、オンライン化された手続を検討を深める。</p> <p>f: 厚生労働省は、デジタル完結・自動化原則を始めとするデジタル原則及び諸外国における取組状況や、失業者に対する再就職支援の効果的な実施の必要性を十分に踏まえ、失業認定関連手続を含む雇用保険の失業認定手続の在り方について、デジタル技術を活用したサービスの見直しに知見のある者の意見も得ながら検討する場を速やかに立ち上げるとともに、客観的なデータ等に基づき、対応の方向性の検討を行い、1年を目途に結論を得る。</p> <p>g: あわせて、市町村取次の対象者等の公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者については、上記検討の結論を待たず、速やかに負担軽減のための必要な対応を検討し、可能なものから順次措置する。</p> <p>h: 各府省は、性質上オンライン化が適当でないと考えられる約400種類の手続について、デジタル原則を踏まえ、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。</p> <p>i: あわせて、性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、利用者等の意見やその他の社会的ニーズを把握した上で、今後の取組方針を公表する。</p>	<p>a: 国民への周知広報については、TVCMや引越し繁忙期におけるインターネット広告掲出での告知や、各市区町村HPや各種媒体での告知を中心に実施しているところ。 b: 一方、住民基本台帳は、選挙、税、福祉などの住民の様々な権利義務の発生の根拠となるとともに、マイナンバーカードと電子証明書の発行の基礎となるものであることから、住民基本台帳への住民の記録の安穩な転入・転居届については、市区町村の窓口における対面の対応が必要とされている。この点、デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会において、転入届・転居届のオンライン化について検討を行ったところ、実態には居住意図がないにもかかわらず、届出ができてしまうような事態を防止するための議論を深めたいと考えている。併せて、指摘されている課題を踏まえ、制度・技術的基盤の整備状況、転入者・転居者の事務負担、市町村の事務負担、といった点についても、窓口での手続とのバランスも踏まえつつ考える必要がある。</p> <p>c: 令和5年5月より学識経験者の参集を求めて、「雇用保険制度研究会」を開催。第2回会合(同年6月)において、失業認定の在り方を議論。第5回会合(同年10月)において、デジタル技術に知見のある者にも参加いただき、フランスの失業認定の紹介も含め、失業認定の在り方を再度議論した。研究会及び労働政策審議会における議論も踏まえ、令和5年1月から、管轄ハローワークへの出頭・往復6時間以上要する者について、市町村役場におけるオンライン面談による失業認定を試行し、同年4月からは、実施地域を拡大して、試行実施を開始した。</p> <p>d: 【厚生労働省】 e: 性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討している。また、性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについては、今後の取組方針等を令和4年12月に厚生労働省のHPで公表している。</p> <p>f: 【財務省】 g: 現在の職選等者の通知に対する特別補助金については、令和7年に最終償還を迎えるが、引き続き継続して支給を行うかも含め、関係者の意見を踏まえ、検討している。</p> <p>h: 【総務省】 i: 性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、以下のHPに取組方針を公表した。 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000856219.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000856219.pdf</a></p> <p>j: 【警察庁】 k: 性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続について、セキュリティや保安上の観点から、現在検討中のシステムにおけるオンライン化の可否を検討した。また、性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについて、令和4年12月、今後の取組方針を警察庁ウェブサイトに公表した。</p> <p>l: 【法務省】 m: 性質上オンライン化が適当でないと考えられる各種手続を所管する期間において、デジタル原則を踏まえ、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策の有無等について検討してきたところ。また、性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続のうち、年間の手続件数が1万件以上であるものについては、令和4年12月21日付けで、今後の取組方針を法務省HPで公表済み。 (<a href="https://www.moj.go.jp/hisho/hisho01_00104.html">https://www.moj.go.jp/hisho/hisho01_00104.html</a>)</p> <p>n: 【上記以外の府庁】 o: 取り組み等なし</p>	<p>a: マイナンバーからの利用等への状況を鑑みながら、継続的な周知広報を各種媒体で実施予定である。転入・転居届については、左記に述べた点を踏まえつつ、引き続き検討を深める。</p> <p>b: 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「失業認定のオンライン化」の回答と同様の取組みを実施。</p> <p>c: 【厚生労働省】 d: 性質上オンライン化が適当でないと考えられる手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。</p> <p>e: 【財務省】 f: 戦後80周年(令和7年)に向けて、厚生労働省において引き続き検討を行う。</p> <p>g: 【総務省】 h: 取組方針に促し、オンライン化について検討を深める。</p> <p>i: 【警察庁】 j: 措置済</p> <p>k: 【法務省】 l: 引き続き、デジタル原則を踏まえ、適合性の点検及び見直しを行うとともに、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策の有無等について、検討している。</p> <p>m: 【上記以外の府庁】 n: 取り組み等なし</p>	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	16	地方公共団体等と事業者との間の手続の連携・デジタル化・デジタル	<p>規制所管府省は、令和3年6月の規制改革実施計画に列記された手続を始めとした以下の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、デジタル化を行う。その際には、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【取組対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)関係手続(内閣府)</li> <li>警察関係手続(警察庁)</li> <li>消防法中における各種手続(講習のオンライン化を含む)(総務省)</li> <li>社会保険等に係る資格における手続(デジタル庁、財務省、厚生労働省)</li> <li>経営革新計画の申請等手続(経済産業省)</li> <li>建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告(国土交通省)</li> </ul> <p>規制所管府省は、地方公共団体等と事業者との間の手続のうち、以下の取組対象手続について、可能な限り前倒しを図りつつ、遅くとも、それぞれの手続開始に際する期限までに、プラットフォームを整備(e-Govやマイナンバー等の既存のオンラインプラットフォームの活用を含む)の上、デジタル化に取り組む。その際には、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【取組対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定医療機関の変更の届出(令和5年4月)(厚生労働省)</li> <li>医療法人の事業報告書の届出(令和4年4月)(厚生労働省)</li> <li>業務に従事する歯科技士の届出(令和6年度)(厚生労働省)</li> <li>薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等(厚生労働省)(令和6年1月)</li> <li>宅地建物取引業の免許の変更、更新等(令和6年)(国土交通省)</li> <li>河川の利用等に関する手続(令和5年3月)(国土交通省)</li> <li>要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告(令和5年3月)(国土交通省)</li> <li>土地形質の変更の届出(令和7年4月)(環境省)</li> <li>特別指定区域の届出(令和7年4月)(環境省)</li> </ul> <p>規制所管府省は、地方公共団体等と事業者との間の手続のうち、当面の規制改革の実施事項(令和3年12月)の段階では、今後の具体的な方針が示せなかった各手続について、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、デジタル化に向け取り組む。その際には、行政内部も含めエンドユーザーでのデジタル対応の実現に向けて、手続の標準化や業務の見直しに取り組むなど、デジタル原則にのっとり、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【取組対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省は、地方公共団体等と事業者との間の手続であって次に掲げる手続(1万件以上のもの)について、e-Govやマイナンバー等の活用を含むオンライン化の方針についてのデジタル庁との協議が順次進捗。各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。指定障害福祉サービス事業者の指定の申請等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号))(厚生労働省)</li> <li>指定障害児通所支援事業者の変更の申請等(児童福祉法(昭和22年法律第164号))(厚生労働省)</li> <li>店舗販売業の許可の申請等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第149号)以下(医薬品医療機器等法という。))(厚生労働省)</li> <li>医療保険入団者の届出(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号))(厚生労働省)</li> <li>麻薬小売業者が行う定期届出(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号))(厚生労働省)</li> <li>沖縄精神障害者特別措置医療費の支払請求(沖縄の復興に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第10号))(厚生労働省)</li> <li>美容師開設の届出(美容師法(昭和32年法律第163号))(厚生労働省)</li> <li>経済産業省は、保安委員の選任・解任の届出等(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号))について、令和3年度に行った委託調査の結果を基に各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討や実証を行った上で、必要な措置を講ずる。</li> <li>国土交通省は、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の(変更)届出(国土利用計画法(昭和49年法律第92号))について、令和3年度に把握した地方公共団体の届出業務の電子化の状況・実態を踏まえ、引き続き地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、速やかに関係団体の意見を聴取の上、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> <li>国土交通省は、開発許可申請(都市計画法(昭和43年法律第100号))、景観計画区域内における行為の届出(景観法(平成16年法律第110号))について、速やかに地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った上で、課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> <li>環境省は、高度化(中)地化ビュニル・低濃度(中)地化フェル廃棄物に係る保管等の届出(中)地化ビュニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号))について、令和3年度に実施した調査結果を踏まえ、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。</li> <li>総務省は、地方公共団体の入札参加資格審査申請に係る標準事項の見積書の提出、契約の締結や請求書の提出等の迅速に関する一連の手続が地方公共団体ごとに異なっていることが地域をまたいで活動する事業者等に大きな負担となっており、この一連の手続(地方公共団体側も含む。)を標準化・デジタル化すべきとの意見を踏まえ、地方公共団体、デジタル庁等の意見も聞きつつ、次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>競争入札参加資格審査申請に係る標準事項の活用及び電子申請システムへの反映、見積書や請求書等の提出書類等の押印見直しについて促す(指図書)。</li> <li>地方公共団体の調達に関する一連の手続については、令和4年上期の標準項目等の活用状況に係るフォローアップ調査において、当該手続の電子化・オンライン化に係る地方公共団体の意見や実態を把握しつつ、事業者の意見も把握し、当該手続の電子化・オンライン化を更に進める方策について検討を行い、速やかに結論を得る。</li> </ul> </li> </ul>	<p>a. 可能なものから順次措置</p> <p>b. 可能なものから順次措置</p> <p>c. 速やかにデジタル庁計を開始し、可能なものから順次措置</p> <p>d. 可能なものから順次措置</p> <p>a. 内閣府 警察庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省</p> <p>b. 厚生労働省 国土交通省 環境省</p> <p>c. 厚生労働省 国土交通省 環境省</p> <p>d. 総務省</p> <p>【内閣府】 a 特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化ウェブ報告システムの構築に向けて、仕様の詳細を検討の上実施し、令和5年3月に実装稼働を開始した。</p> <p>【警察庁】 a 道路使用許可の申請等を始めとする一部の手続について、メールによる簡易な方法により申請等を行うことができるよう、試行的なウェブサイトとして警察行政手続サイト(構築)し、令和3年6月から運用を開始した。また、利便性の向上及び対象手続の拡大的ため、新たなシステムの整備に着手した。</p> <p>【前段 デジタル庁-総務省-財務省-厚生労働省-財務省】 【マイナ・OSS(国家資格)】 a 社会保障等に係る資格における手続 各資格管理者が共同利用できる「国家資格等情報連携・活用システム」の設計・開発業務に着手(令和4年10月)。令和6年度からのデジタル化開始に向けて、資格管理者及びシステムの連携先(住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム、戸籍情報連携システム等)と調整を実施。</p> <p>【後段 厚生労働省-デジタル庁】 a 資格管理業務の効率化等の観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」の利用を前提とした業務の見直しを行っている。</p> <p>【後段 財務省-デジタル庁】 a 資格管理業務の効率化等の観点から、「国家資格等情報連携・活用システム」の利用を前提とした業務の見直しを行っている。</p> <p>【経済産業省】 a 経営革新計画承認申請手続のデジタル化について、令和4年度は都道府県共通の電子申請システムについてプロトタイプを構築し30都道府県の協力を得つつ機能検証を実施した。その上で、これまでの業務の一部をシステム導入に向け見直すとともに、一部の機能かシステム運用を開始した。</p> <p>【国土交通省】 【建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告】 a 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査の結果報告については、令和2年度に特定行政庁に対し、電子メールを活用した定期検査業務の実施に関する業務等について技術的助言を発生した。令和4年度は、特定行政庁へのヒアリングや報告書を含む関係者の協議等を通じ、定期検査報告をオンラインで行うためのシステムを活用したデジタル化手法について検討を行った。令和5年度は、特定行政庁や関係団体等へヒアリングを行い、特定行政庁等において報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、国土交通省HPにおいて公開した。</p> <p>【総務省】 a 消防法令における各種手続(講習のオンライン化を含む)(総務省)に係る「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に記載した63手続のうち24手続について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政業務の効率化の観点から、マイナンバー「ひたひたリサービス」を利用した電子申請等の標準モデル(各手続の標準的な業務プロセスや様式を定めたモデルをいう)を構築した。この標準モデルに関する導入メニューやアドバイザーによる導入支援等を通じ、各消防本部において電子申請等の受付を開始できるよう積極的な取組を促した。</p> <p>危険物取扱者講習については、令和3年度は、各都道府県が活用できるよう、消防庁がオンライン受講システムを提供した。令和4年度は、講習の実施主体である都道府県がオンライン受講システムを共同運用し、オンライン講習を実施している。</p> <p>防火・防災に関する講習については、すでに一部の講習機関においてオンライン講習が実施されているところであるが、更にオンライン化に係るガイドラインを策定し、他の講習機関に対してもオンライン化についての取組を促している。</p> <p>消防設備士講習についても、オンライン化に係るガイドラインを策定し、オンライン化についての取組を促している。</p> <p>【厚生労働省】 b 指定医療機関の変更の届出 医療機関が、保健医療機関等管理システムを活用して生活保護の指定医療機関に係る届出をオンラインで行えるようにし、令和4年度から当該システムの改修等を進め、令和5年7月1日より当該システムを活用した届出の利用を開始した。</p> <p>業務に従事する歯科技士の届出、令和4年度の業務従事者届から、医療従事者届システムを通して、インターネットによるオンライン届出が可能となった。【資料等】令和4年度歯科衛生士及び歯科技士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付厚生労働省医務保健部長官通知)</p> <p>医療法人の事業報告書の届出、医療法人の事業報告書の届出、医療法施行規則の一部改正(令和4年3月31日公布、令和4年4月1日施行)により、医療法人の事業報告書等についてアップロードによる届出を可能とした。</p> <p>薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等 薬局情報については都道府県に届出を行い、情報を提供していること。薬局開設者からの届出及び薬局情報の検索を一括で行えるよう、全国統一の薬局情報を管理し検索できるシステムの構築を行い、稼働開始した。</p> <p>【国土交通省】 b 宅地建物取引業の免許の変更、更新等(令和6年) 令和5年度において、宅地建物取引登録申請等手続に關し、宅地建物取引業免許申請等手続との一体的な電子化環境整備に向け、既存システムにおける電子申請受付機能拡充のためのシステム改修の検討及び申請等手続の見直し検討を行った。</p> <p>【河川の利用等に関する手続(令和5年3月)】 河川の利用等に関する手続のシステムを構築した。</p> <p>【要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告(令和5年3月)】 パソコン上でエクセル等に入力することにより報告書が作成できる報告様式やe-ラーニング動画を国土交通省ホームページで公表し、それを用いて事業者が市町村へ報告(データ送信)できるようにした。</p> <p>【環境省】 b 政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の整備状況を踏まえながら検討中。</p>	<p>【内閣府】 a 事業者を誘導し、必要に応じてウェブ報告システムの円滑な運用に取り組む。</p> <p>【警察庁】 a 利用者によってより利便性の高いシステムの構築を推進する。</p> <p>【前段 デジタル庁-総務省-財務省-厚生労働省-財務省】 【マイナ・OSS(国家資格)】 a 社会保障等に係る資格における手続を引き続き、所管府省庁と連携しながら「国家資格等情報連携・活用システム」のシステム開発及びデジタル化を推進する。</p> <p>【後段 厚生労働省-デジタル庁】 a デジタル庁等との関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p> <p>【後段 財務省-デジタル庁】 a デジタル庁等との関係者と連携し、引き続き「国家資格等情報連携・活用システム」の利用に向けた準備を行う。</p> <p>【経済産業省】 a 今後、令和4年度の検証で得られた改善点などの改修を進めつつ、システム導入都道府県を拡大していく。</p> <p>【国土交通省】 【建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果報告】 a 建築基準法に基づく昇降機・建築設備の定期検査の結果報告については、オンラインシステムで活用しやすいよう定期検査報告の様式を改訂するなど、オンライン化の促進を図る。</p> <p>【総務省】 a e-Govの機能拡張(e-Govを活用した地方公共団体手続のオンライン化)の状況を踏まえつつ、e-Govを利用した電子申請等の標準モデルの構築を図る。</p> <p>【厚生労働省】 b 指定医療機関の変更の届出、令和5年7月に開始予定。 業務に従事する歯科技士の届出、対応済み。 医療法人の事業報告書の届出、対応済み。 薬局開設者による薬局に関する情報の提供等及び情報の変更の提供等:措置済</p> <p>【国土交通省】 b 宅地建物取引業の免許の変更、更新等(令和6年) 宅地建物取引業免許申請等手続及び宅地建物取引登録申請等手続の一体的な電子化について既存システムの改修及びプラットフォーム整備を行い、都道府県知事免許等に係る手続について、令和6年度下半期に運用開始を予定している。</p> <p>河川の利用等に関する手続(令和5年3月) 国土交通省等の一部の窓口において、システムを利用した申請の受付等を開始予定。</p> <p>【要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告(令和5年3月)】 e-Govの機能拡張(e-Govを活用した地方公共団体手続のオンライン化)が予定されていることから、要配慮者利用施設の避難確保計画・避難訓練結果の報告をe-Gov上で対応していくことと検討する。</p> <p>【環境省】 b 引き続き、政府共通の電子申請システム(e-Gov 電子申請)の整備状況を踏まえながら検討を進める。</p>	検討中	継続中		

開催決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	16	地方公共団体等と事業者の間の手続のデジタル化	【厚生労働省】 ○ デジタル化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者の間の手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行った。 【経済産業省】 ○ 経済産業省では、従前の紙を主体とした行政手続業務を効率化するため、産業保安・製品安全法令に係る手続のオンライン化システム（保安ネット）を構築し、令和2年1月より運用を開始している。令和5年度には、令和4年度までに行った委託調査の結果等を基に、高圧ガス保安法等の手続等の自治体の事務になっている手続を含めて、保安ネットにて行えるよう、一部自治体に実証事業等に協力いただきつつ、改修を進めている。 【国土交通省】 ○ (国土利用計画法関係) 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の(変更)届出(国土利用計画法(昭和49年法律第92号))について、地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った。 (都市計画法、景観法関係) <開発許可申請> 開発許可申請(都市計画法(昭和43年法律第100号))のデジタル化実現に向けて、地方公共団体に対しオンライン申請等を可能とするよう技術的助言の発出(RS5月)を行った。 <景観計画区域内における行為の届出> 景観計画区域内における行為の届出(景観法(平成16年法律第110号))について、地方公共団体に対して必要な調査・照会を行った。また、令和5年3月14日に、景観計画及び景観農業振興地域整備計画の複数市町村による共同策定について事務連絡を発生した。 【環境省】 ○ 高濃度PCB廃棄物の保管場所の家屋等を電子メールで受け付けている。 また、上記以外の届出提出や、縦覧等について、環境省第2303315号(令和5年3月31日発出)での通知により、電子メール等の受け付けを可能にする旨、自治体に技術的助言を行った。 【総務省】 ○ 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化」と同様の実施	【厚生労働省】 ○ e-Govやマイナポータル等の活用を含むオンライン化の政府全体方針についてのデジタル庁等との協議が深い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。 【経済産業省】 ○ 保安ネットのシステム設計・開発を引き続き進め、高圧ガス保安法等の手続き等の自治体の事務になっている手続を含め、費用対効果の高い手続きから段階的にオンライン化を行い、利便性向上のための機能を実装していく。具体的には、令和6年度中に一部自治体での運用を目指す。 【国土交通省】 ○ (国土利用計画法関係) 把握した現状を踏まえて課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。 (都市計画法、景観法関係) <開発許可申請> デジタル化に向けた具体的な工程についての調査・検討を踏まえ、e-Gov等の活用を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。 <景観計画区域内における行為の届出> 把握した現状を踏まえて課題を分析し、e-Gov等の活用を含め、デジタル化に向けた具体的な検討を行い、必要な措置を講ずる。また、複数市町村による景観計画の共同策定を可能とし、届出にかかる手続きの標準化を講じる。 【環境省】 ○ 措置済 【総務省】 ○ 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化」と同様の実施					
-行政の手続におけるキャッシュレス化の推進										
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	17	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	a 警察庁は、交通反則金の納付に係るインターネットバンキングやATMからの交通反則金専用口座への振込等による納付について、秋田県及び鳥根県において開始された試行的実施状況の検証や納付方法の更なる多様化に向けた検討の状況を踏まえ、全国的な導入を進める。 b 法務省は、法務局において支払う手数料等について、窓口でキャッシュレス納付が可能となるよう措置する。 c 特許庁は、特許料等の納付について、オンライン申請に限定されているクレジットカードによる納付を、令和4年4月から窓口でも利用可能とするなど、キャッシュレス納付を推進する。 d 国土交通省は、運輸支局等において納付する自動車検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入する。 e 各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む。 f 各府省は、上記の他①又は②に該当する手続のうち、窓口支払件数が1万件以上のもの(それと同レベルの窓口で行われる手続等を含む。))について、取組方針を明らかにした上で、現金又はキャッシュレス納付に取り組む。 ①オンライン納付に対応せず、窓口支払に限られる手続等 ②オンライン納付に対応していても、窓口支払が多く残ると見込まれる手続等 g デジタル庁及び各府省は、国の行政の手続における手数料等のキャッシュレス納付(オンライン納付又は窓口で行われるキャッシュレス納付)が幅広く可能となるよう、情報通信技術を利用する方法による国の導入等の納付に関する法律(令和4年法律第39号)に基づき改定や運用指針の策定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講ずる。また、デジタル庁は、各府省と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効果的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。	a 令和4年度以降可能なものから順次措置 b 可能なものから速やかに措置 c 措置済み d 令和4年度措置 e f 令和4年度中に取組方針を明らかにした上で、gにおける検討も踏まえ、可能なものから速やかに措置 g (前段) 令和4年度以降順次措置、(後段) 手数料負担の在り方については令和4年度検討開始、システムについては引き続き検討の上、令和4年度中に一定の結論を得る	a 警察庁 b 法務省 c 特許庁 d 国土交通省 e f (前段) 全府省 g (後段) デジタル庁	a 交通反則金の納付方法の多様化に向け、クレジットカード納付、コンビニ納付の導入等に向けた制度改正、警察共通基盤を活用したシステムの仕様等について検討を行っている。 b 規制改革実施計画の記載等を踏まえ、デジタル庁と情報共有を限り、同行の検討を踏まえつつ、法務局の窓口で支払う手数料等のキャッシュレス納付の導入に向けた検討を進めている。 c 令和3年特許法等の一部改正(令和3年法律第42号)により可能となった特許庁窓口におけるクレジットカードによる支払いについては、令和4年4月1日から開始済(令和4年経済産業省令第14号)。 d 令和5年1月4日から自動車検査登録手数料及び自動車重量税について、事前にクレジットカードを登録しておくことによる一括決済を導入。 e f 各府省は、「行政手続のデジタル化に向けた工程表の策定に関する対応について」(令和5年5月30日、デジタル臨時行政調査会)を踏まえ、令和5年12月に行政手続のデジタル化に向けた工程表を策定。 g (前段) デジタル庁は、情報通信技術を利用する方法による国の導入等の納付に関する法律(キャッシュレス法)に基づく改定の制定やガイドランを策定したほか、制度の周知・広報等、円滑な制度の導入に向けた措置を講じた。各府省は、デジタル庁が策定したガイドラインに留意しつつ、所管手続に係るキャッシュレス法に基づく主務省令の制定のほか、制度の周知・広報等、円滑な制度導入運用に向けて検討し、可能なものから順次措置。 g (後段) 手数料負担の在り方について検討するとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効果的・効果的に実施されるよう、デジタル庁において政府共通決済基盤の機能の拡張について検討を進めている。	a 引き続き所要の検討を行う。 b 引き続き、デジタル庁と情報共有を限り、同行の検討を踏まえつつ、法務局の窓口で支払う手数料等のキャッシュレス納付の導入に向けた検討を進める。 c 措置済 d 措置済 e, f 各府省は、デジタル化に向けて策定した工程表に沿って行政手続のオンライン化に向けた対応を進める。 g (前段) デジタル庁及び各府省は、キャッシュレス納付制度の導入に向けた措置にとどまらず、当該制度が広く国民に普及するよう継続して必要な措置を講じる。 g (後段) 手数料負担の在り方について引き続き検討するとともに、より多くの行政の手続に対応できるよう、政府共通決済基盤の機能の拡張の検討を継続して実施する。	検討中	継続中

開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分				
				-行政手続におけるオンライン利用促進に関する取組の推進								
令和 6年 6月 7日	デジ タル 原則 を踏 まへ た規 制の 革 新	18	デジタル原則におけるオンライン利用率を大規模に引き上げる取組の推進	<p>行政手続におけるオンライン利用率を大規模に引き上げる取組を開始している以下の93事業(年間手続件数10万件以上の行政手続(24種類を含む))について、デジタル原則や金銭が示す考え方も踏まえ、短中期でPDCaを回してオンライン利用率を大規模に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドユーザーでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図る。</p> <p>①取組対象 a 買手単位の受給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府) b 教育・保育給付制度(内閣府) c 道路使用許可の申請(警察庁) d 自動車の保管場所証明の申請(警察庁) e 免許証の再交付の申請(警察庁) f 遺失した旨の届出(警察庁) g 施設占有者からの物件の提出の際の提出書の提出(警察庁) h 遊技機の増設、交換その他の変更(警察庁) i 安全運転監督等々の選任又は解任の届出(警察庁) j 運行禁止道路の運行許可の申請(警察庁) k 積載重量等の制限が許可申請(警察庁) l 軽自動車等の保管場所の届出(警察庁) m 免許の申請(警察庁) n 免許の取消しの申請(警察庁) o 運転経歴証明書等の交付の申請(警察庁) p 国際免許証の交付の申請(警察庁) q 少額短期保険主たる売買取割書の提出(金融庁) r 少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出(デジタル庁) s 電子入札・電子契約(デジタル庁) t 法人住民税・法人事業税関連手続(総務省) u 自動車税関連手続(総務省) v 家計調査オンライン調査システム(総務省) w 経済産業省生産動向調査システム(eMAFF)(経済省) x 火災予防分野の各種手続における電子申請等の導入(総務省) y 労働力調査オンライン調査システム(総務省) z 地方税ポータルシステム(eLTAx)(総務省) aa 在留申請関連手続(法務省) ab 廃棄・不法登記関連手続(法務省) ac 不動産登記関連手続(法務省) ad 中長期在留者及び所属機関等による届出手続(法務省) ae 成年後見登記(法務省) af 戸籍関連手続(法務省) ag 上級申請手続(法務省) ah 不動産・債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求(法務省) ai 在留届の各種届出(新規/変更/帰国/出国)(外務省) aj 旅券発給申請手続(外務省) ak 国際出生手続(外務省) al 国際納付手続等(財務省) am 外国往來票又は外国往來航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請(財務省) an 外国貨物の輸入、移入、展覧等及び給保入札の承認(財務省) ao 船用品又は機用品の積込みに関する手続(財務省) ap 銀行等を出発する支店等の報告(財務省) aq 就学支援金受給資格認定の申請(文部科学省) ar 保護者等収入状況の届出(文部科学省) as 厚生年金保険関連手続(厚生労働省) at 雇用保険関連手続(厚生労働省) au 職業安定法(昭和22年法律第14号)に基づく求人申込み(厚生労働省) av 職業安定法に基づく求職の申込み(厚生労働省) aw 職業安定法に基づく採否結果の通知(厚生労働省) ax 食品衛生法(昭和22年法律第23号)に基づく営業許可の申請等(厚生労働省) ay 労働基準法(昭和22年法律第49号)関連手続(厚生労働省) az 労働保険関連手続(厚生労働省) ba 労働保険特別加入関連手続(厚生労働省) bb 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づく労働基準監督署への報告(厚生労働省) bc 労働安全衛生法に基づく免許試験の受検手続関係(厚生労働省) bd 外国人雇用法(昭和22年法律第14号)に関する外国人雇用状況届出(厚生労働省) be 高齢者等の雇用状況等の定期報告(厚生労働省) bf 対象障害者の雇用に関する状況の報告(厚生労働省) bg 建設業退職金共済手続の請求(手帳申込)手続(厚生労働省) bh 保険医療機関等の特許申請等(厚生労働省) bi 国民年金・厚生年金保険等関連手続(個人からの届出手続)(厚生労働省) bj 病院報告の届出(厚生労働省) bk 毎月勤労統計調査(厚生労働省) bl 農林水産省所管の全行政手続(共通申請サービス(eMAFF))(農林水産省) bm 経済力向上計画の申請等(経済産業省) bn 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省) bo 経済産業省生産動向統計調査(経済産業省) bp 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請(経済産業省) bq 商業動向統計調査(経済産業省) br 情報処理技術者試験(経済産業省) bs 電気計器の検定関連手続(経済産業省) bt 特許出願等手続(経済産業省) bu 建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省) bv 自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省) bw 建築基準法に基づく建築確認申請、建築検査・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化(国土交通省) bx 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出(国土交通省) by 対象建設工事の届出(国土交通省) bz 保険契約締結の事前連絡(国土交通省) ca 雇入契約成立等の届出(国土交通省)</p>	<p>a 引き続き措置 (内閣府から移管) 警察庁 金融庁 デジタル庁 b 速やかに検 討を深化・精 確化し、速く も令和7年度 までに措置 d 速やかに検 討を行い、令 和4年度中に 一定の結論を 得た上で、可 能な限りの順 次措置 e 外務省 f 厚生労働省 g 引継ぎ検 討を行い、可 能な限りの順 次措置 h 引き続き検 討を行い、可 能な限りの順 次措置 i 速やかに措 置 j 令和4年中 の可能な限り 早期に取組を 開始、可能な 限りの順次措 置 k 令和4年中 の可能な限り 早期に取組を 開始、可能な 限りの順次措 置 l 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 m 速やかに措 置 n 令和4年中 の可能な限り 早期に取組を 開始、可能な 限りの順次措 置 o 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 p 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 q 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 r 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 s 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 t 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 u 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 v 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 w 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 x 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 y 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 z 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 aa 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ab 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ac 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ad 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ae 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 af 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ag 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ah 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ai 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 aj 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ak 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 al 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 am 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 an 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ao 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ap 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 aq 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ar 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 as 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 at 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 au 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 av 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 aw 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ax 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ay 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 az 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ba 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bb 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bc 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bd 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 be 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bf 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bg 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bh 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bi 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bj 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bk 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bl 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bm 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bn 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bo 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bp 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bq 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 br 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bs 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bt 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bu 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bv 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bw 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bx 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 by 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 bz 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省 ca 引き続き措置 (デジタル庁) 総務省 法務省</p>	<p>【ごども家庭庁】 a 児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出 児童手当法施行規則を改正(※)し、令和6年分から、現況届の一律の提出義務を見直し、市町村長等が、届出により届けられるべき内容が公簿等によって確認することができる場合は、現況届を省略可能とする規定を設け、現況届の提出を原則廃止している。 ※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第60号)(令和3年9月1日公布、令和4年6月1日施行)</p> <p>a 教育・保育給付を受ける際の支給認定手続、給付費の支給に係る事務等の保育関係の行政事務の負担軽減を図るため、保育現場DXを推進していくこととしており、今後の滞在り方やマイルストーン等をまとめた関係資料を第3回デジタル行政改革会議(令和5年12月20日)に提出したところ。</p> <p>【警察庁】 a 軽自動車の保管場所の届出 自動車保管場所届出(軽自動車等)のオンライン化を可能とするために、OSS警察共同利用型システムの機能追加を行ったところであるが、今後は、令和7年末までの整備を目指す警察庁の新たなオンライン申請システムで届出受付を行うようにする方向で検討。 b 自動車の保管場所証明の申請、自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(※) 令和6年度にスマートフォンによるOSS申請及び進捗確認機能の追加、OSS申請時の添付書類である登記事項証明書等の電子化を行うなど、引き続きOSSの利用促進を図る。 デジタル技術に精通する者で構成されたOSS利用促進部会において洗い出された課題に対する対応策について、引き続き具体的な実施方法の検討を行うと共に、申請者への利用促進活動やOSSポータルサイトの利便性向上などの短期的対応策については、順次実施予定 なお、自動車関係手続の全てをオンラインで完結させることにより、国民の利便性の向上を図るため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」が令和6年3月5日に閣議決定され、保管場所標準書を廃止することを内容としている。 ※「自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録」は国土交通省所管 a以上記以外の手続 利用者にとりより利便性の高いシステムの構築を推進する。</p> <p>【金融庁】 a 「役員又は主要株主の売買取割書の提出」について、令和6年中に、売買取割書のオンライン提出に関して業界向けに周知することにより、引き続き、オンライン利用率を引き上げる取組を継続していく。</p> <p>【デジタル庁】 a及びb(CEPS/PP) ・電子入札、電子契約については、今後予定している施策は次のとおり。 ・事業者からの要望を踏まえ、電子調達システムの運用を現行10MBから50MBに拡大する。 ・今まで紙で契約していた少額の物品購入にかかる手続のシステム化を図る。</p> <p>【総務省】 a 更なる利用率向上に向け、調査対象世帯への周知等の取組を工夫・徹底していく。(家計調査オンライン調査システム) b 更なる利用率向上に向け、調査対象企業への周知等の取組を工夫・徹底し、また、2024年調査から全ての調査対象企業に対し、オンライン調査書類を調査票(紙)に先行して配布し、オンライン回答へ誘導するといった調査実施上の運用を工夫していく予定。(経済構造速報調査オンライン調査システム) c 更なる利用率向上に向け、調査対象世帯への周知等の取組を工夫・徹底していく。(労働力調査オンライン調査システム) d 措置済(火災予防分野の各種手続)における電子申請等の導入 ※昨年度戻した内容 ・税金住民税・法人事業税関連手続のオンライン利用率を向上させるため、今後、総務省から機会を捉えて、地方団体や経済団体等へ働きかけを行うとともに、リーフレット等による周知/広報や、納税者や地方団体等からの意見を踏まえ、地方共同利便機とともに地方税ポータルシステム(eLTAx)の使い勝手を向上させるための検討/改修を行うこととしている。 e 現在、eLTAxで対応していない税目の手続きについても、随時、対象を拡充させる予定である。</p>	検討中	継続中				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価
							(令和3年3月31日時点)	(令和6年3月31日時点)	措置状況
令和4年6月7日	デジタル原則を大膽に引き上げる取組の推進	18	行政手続におけるオンライン利用車を大膽に引き上げる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保留施設使用許可申請及び入港届(国土交通省)</li> <li>・海上交通安全法(昭和47年法律115号)及び港則法(昭和23年法律第174号)関連手続(国土交通省)</li> <li>・情報免許証の有効期間の更新(国土交通省)</li> <li>・自動車整備責任保険証明書の提出(国土交通省)</li> <li>・自動車輸送統計調査(国土交通省)</li> <li>・自動車の予備検査(国土交通省)</li> <li>・検査対象自動車継続検査・新規検査・記載事項変更(国土交通省)</li> <li>・検査対象自動車等の使用の届出等(国土交通省)</li> <li>・公営住宅の入居申請等(国土交通省)</li> <li>・長期優良住宅建築等計画の認定(国土交通省)</li> <li>・産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省)</li> <li>・大船のマイクロナップ情報登録(環境省)</li> <li>・公営館舎等の確保等に関する法律(昭和48年法律第11号)に基づく優良手当等の請求(環境省)</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第98号)に基づく手続(環境省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9)可能なものから順次措置</li> <li>(10)可能なものから順次措置</li> <li>(11)可能なものから順次措置</li> <li>(12)可能なものから順次措置</li> <li>(13)可能なものから順次措置</li> <li>(14)可能なものから順次措置</li> <li>(15)可能なものから順次措置</li> <li>(16)可能なものから順次措置</li> <li>(17)可能なものから順次措置</li> <li>(18)可能なものから順次措置</li> <li>(19)可能なものから順次措置</li> <li>(20)可能なものから順次措置</li> <li>(21)可能なものから順次措置</li> <li>(22)可能なものから順次措置</li> <li>(23)可能なものから順次措置</li> <li>(24)可能なものから順次措置</li> <li>(25)可能なものから順次措置</li> <li>(26)可能なものから順次措置</li> <li>(27)可能なものから順次措置</li> <li>(28)可能なものから順次措置</li> <li>(29)可能なものから順次措置</li> <li>(30)可能なものから順次措置</li> <li>(31)可能なものから順次措置</li> <li>(32)可能なものから順次措置</li> <li>(33)可能なものから順次措置</li> <li>(34)可能なものから順次措置</li> <li>(35)可能なものから順次措置</li> <li>(36)可能なものから順次措置</li> <li>(37)可能なものから順次措置</li> <li>(38)可能なものから順次措置</li> <li>(39)可能なものから順次措置</li> <li>(40)可能なものから順次措置</li> <li>(41)可能なものから順次措置</li> <li>(42)可能なものから順次措置</li> <li>(43)可能なものから順次措置</li> <li>(44)可能なものから順次措置</li> <li>(45)可能なものから順次措置</li> <li>(46)可能なものから順次措置</li> <li>(47)可能なものから順次措置</li> <li>(48)可能なものから順次措置</li> <li>(49)可能なものから順次措置</li> <li>(50)可能なものから順次措置</li> <li>(51)可能なものから順次措置</li> <li>(52)可能なものから順次措置</li> <li>(53)可能なものから順次措置</li> <li>(54)可能なものから順次措置</li> <li>(55)可能なものから順次措置</li> <li>(56)可能なものから順次措置</li> <li>(57)可能なものから順次措置</li> <li>(58)可能なものから順次措置</li> <li>(59)可能なものから順次措置</li> <li>(60)可能なものから順次措置</li> <li>(61)可能なものから順次措置</li> <li>(62)可能なものから順次措置</li> <li>(63)可能なものから順次措置</li> <li>(64)可能なものから順次措置</li> <li>(65)可能なものから順次措置</li> <li>(66)可能なものから順次措置</li> <li>(67)可能なものから順次措置</li> <li>(68)可能なものから順次措置</li> <li>(69)可能なものから順次措置</li> <li>(70)可能なものから順次措置</li> <li>(71)可能なものから順次措置</li> <li>(72)可能なものから順次措置</li> <li>(73)可能なものから順次措置</li> <li>(74)可能なものから順次措置</li> <li>(75)可能なものから順次措置</li> <li>(76)可能なものから順次措置</li> <li>(77)可能なものから順次措置</li> <li>(78)可能なものから順次措置</li> <li>(79)可能なものから順次措置</li> <li>(80)可能なものから順次措置</li> <li>(81)可能なものから順次措置</li> <li>(82)可能なものから順次措置</li> <li>(83)可能なものから順次措置</li> <li>(84)可能なものから順次措置</li> <li>(85)可能なものから順次措置</li> <li>(86)可能なものから順次措置</li> <li>(87)可能なものから順次措置</li> <li>(88)可能なものから順次措置</li> <li>(89)可能なものから順次措置</li> <li>(90)可能なものから順次措置</li> <li>(91)可能なものから順次措置</li> <li>(92)可能なものから順次措置</li> <li>(93)可能なものから順次措置</li> <li>(94)可能なものから順次措置</li> <li>(95)可能なものから順次措置</li> <li>(96)可能なものから順次措置</li> <li>(97)可能なものから順次措置</li> <li>(98)可能なものから順次措置</li> <li>(99)可能なものから順次措置</li> <li>(100)可能なものから順次措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法務省】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a (商業・法人登記関連手続、不動産登記関連手続、成年後見登記、戸籍関連手続、動産・債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求)</li> <li>オンライン利用車を引き上げるため、以下の取組を行った。</li> <li>・「オンライン」制度が低い理由の把握及び分析のため、Webアンケート調査を実施</li> <li>・利用者がオンラインによる登記申請に必要な情報に容易にアクセスすることができるよう法務局ホームページを改善</li> <li>・SNSによるオンライン申請の利用の周知</li> <li>・オンライン申請システムの機能改善(スマートフォンによる登記事項証明書の請求の実現)</li> <li>・APIに関するサービスの改善について民間事業者への協力や意見交換会等を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPI仕様の公開を行うとともに、検査を可能とし、API仕様の公開方法の改善を実施</li> <li>・Webブラウザの非互換機種の実施</li> <li>・Webブラウザでの登記申請の実現</li> </ul> </li> <li>a (中長期在留者及び所属機関等による届出手続) <ul style="list-style-type: none"> <li>「出入国在留管理庁電子届出システム」について、SNSを利用して、届出の履行と併せて同システムの案内を発信したほか、教育機関等に対し、届出の履行を併せて同システムの案内文書を郵送及びメール送信した。また、同システムの利便性向上のため、ホームページ等の刷新を行った。</li> <li>「出入国在留管理庁電子届出システム」の仕様改修については、令和6年度においても引き続き検討予定である。</li> </ul> </li> <li>a (在留申請関連手続) <ul style="list-style-type: none"> <li>「規程改定実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ策定されたオンライン利用率向上の基本計画に基づき、令和4年11月1日から同年9月31日までの間、利用者に対するオンラインによる手続のアンケート調査を実施した。</li> <li>「オンライン」申請による資格外活動許可については、旅行に認定シールを貼付する必要があることから、受領方法は、地方官署の窓口に限っていたところ、当該手続が利用者が窓口に出頭することなくオンライン申請向上により資するため、これまでの取扱いを変更し、令和6年1月から、資格外活動許可の郵送交付を開始した。</li> <li>上記アンケート調査等を寄せられた要望等について、優先順位をかけた上で、利便性向上に係るシステム改修を行うものを実施した。</li> <li>また、マイナンバーの自己情報取得APIと在留申請オンラインシステムの連携について、システム改修を行い、令和4年3月に運用を開始した。</li> </ul> </li> <li>a (上陸申請手続) <ul style="list-style-type: none"> <li>船給観光上陸等申請書の電子化について検討を行い、電子メールによる申請を行うことを可能とする結論に至った。</li> </ul> </li> <li>【外務省】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a (在留の各種届出(新規/変更/帰国/出国)) <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は、届出で届けられた在留届をオンライン化できる機能を追加する改修を実施した。さらに、オンライン化によるメリットを周知する広報機材を在外公館に配布し、在外公館から在留届人に対するオンライン届出の勧奨を実施するよう指示した。</li> </ul> </li> <li>b (旅券発給申請手続) <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は、届出で届けられた在留届をオンライン化できる機能を追加する改修を実施した。さらに、オンライン化によるメリットを周知する広報機材を在外公館に配布し、在外公館から在留届人に対するオンライン届出の勧奨を実施するよう指示した。</li> </ul> </li> <li>c (旅券発給申請手続) <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度は、届出で届けられた在留届をオンライン化できる機能を追加する改修を実施した。さらに、オンライン化によるメリットを周知する広報機材を在外公館に配布し、在外公館から在留届人に対するオンライン届出の勧奨を実施するよう指示した。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a (商業・法人登記関連手続、不動産登記関連手続、成年後見登記、戸籍関連手続、動産・債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求)</li> <li>オンライン申請システムの機能改善の検討、積極的な周知広報等、オンライン利用率を引き上げるための取組を引き続き実施する。</li> <li>a (中長期在留者及び所属機関等による届出手続)</li> <li>引き続き、中長期在留者及び所属機関に対する周知・広報活動の充実に努めるとともに、「出入国在留管理庁電子届出システム」の利便性向上のために同システムの仕様改修に係る検討を含めた各種取組を実施する。</li> <li>a (在留申請関連手続)</li> <li>オンライン利用率の向上を図るための利便性向上に向けたシステム改修や検討を進めていく。</li> <li>「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ策定されたオンライン利用率向上の基本計画に基づき、令和6年度においても利用者に対するオンラインによる手続のアンケート調査を実施する。</li> <li>a (上陸申請手続)</li> <li>必要な省改正を行った上で電子メールを利用した申請の運用を開始するとともに、利用者に対する周知を行う。</li> <li>【外務省】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a (在留の各種届出(新規/変更/帰国/出国)) <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン化の旅券等が旅行等のオンライン申請に必要なため、オンライン化の周知を継続して実施する。</li> </ul> </li> <li>b (旅券発給申請手続) <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度の戸籍電子証明書導入を踏まえ、戸籍の送付形態によって旅券発給申請手続の完全オンライン化を実現する。切替申請に加え、オンラインでの新規申請を全都道府県へ拡げる。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>【財務省】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a (銀行等を経由する支払等の報告)</li> <li>引き続き、書面報告者等に対するオンライン報告の利用勧奨を継続して実施するとともに、オンライン利用率向上に係る新たな施策を検討し、実行に移していく。</li> </ul> </li> <li>a (上記以外の取組)</li> <li>引き続き、オンライン利用率向上に係る基本計画に基づき、オンライン利用率を引き上げるための取組を推進していく。</li> <li>【文部科学省】 <ul style="list-style-type: none"> <li>a (引き続き、利用者からの要望を踏まえたシステム改修を行うなど、更なる利便性の向上に取り組むとともに、より広くオンライン申請が活用されるよう、引き続き周知を行う。また、令和4年度中の通知のオンライン化を検討している。</li> </ul> </li> </ul>		

開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	18	行政手続におけるオンライン利用率を大規模に引き上げる取組の推進	<p>財務省は、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)における被扶養者に係る届出等について、デジタル庁と主体的に連携した上で、e-Gov電子申請サービス及び今後整備予定のe-Gov審査支援サービスを活用したオンライン化について検討を進め、速くとも令和6年度までに申請届出のオンライン化を要するとともに、共済組合の内部手続も含めた共済手続のデジタル完結について引き続き検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済]で抜本的なePRデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>①)文科科学省は、私立学校教職員共済における標準報酬月額届出等について、令和3年に立ち上げた「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」において、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向けた主体的な検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済]で抜本的なePRとデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>②厚生労働省は、次に掲げる手続について、デジタル庁と検討・整理を行っている地方公共団体や独立行政法人等が受け手となる手続におけるマイナポータルやe-Govの活用拡大についての方針が誤り次第、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;取組対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第60号)及び児童福祉法における支給認定</li> <li>・精神の患者に対する医療等に関する法律</li> <li>・結核患者の入院等の届出</li> <li>・犬の登録の申請・登録・届出の交付</li> <li>・埋葬、火葬又は改葬の許可の申請</li> <li>・児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)における各種届出</li> <li>・妊娠の届出</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における手続</li> <li>・身体障害者手帳の交付の申請</li> <li>・自立支援医療費の支給認定の申請</li> <li>・特別児童扶養手当の所得状況届</li> <li>・特別障害者手当の所得状況届</li> <li>・介護保険法(平成9年法律第123号)における手続</li> <li>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)における資格喪失の届出等</li> <li>・中小企業退職金共済法における掛金月額の変更申込み等</li> <li>・生活保護における生活状況の変動届等の届出等</li> <li>・麻薬及び向精神薬取締法における免許証の返納</li> <li>・企業年金連合会が支給する老齢年金給付等を受ける権利の請求及び当該老齢年金給付等の受給者に係る住所変更届</li> </ul> <p>③厚生労働省は、歯科医師の届出及び歯科衛生士の届出について、令和4年度中に医療従事者届出システムによるオンライン化を実現するとともに、オンライン利用率を引き上げる取組を開始する。あわせて、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、適切な連携について検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>④厚生労働省は、主体的にデジタル庁と連携の上、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発・構築の状況を踏まえつつ、技能検定の受検の申請、医師等国家試験及び医師等国家試験手続試験の手続について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p> <p>⑤厚生労働省は、中小企業退職金共済における掛金月額の変更申込み等について、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。なお、取組を進めるに当たっては、経済産業省において、中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済]で抜本的なePRとデジタル化が進められていることを参考とする。</p> <p>⑥農林水産省は、農林業センサス研究会での審議を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向けた具体的な取組を速やかに開始する。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>a (厚生年金保険関連手続)</p> <p>令和2年12月にオンライン利用率引上げに係る基本計画を策定したことを踏まえ、着実に取り組んでいる。電子申請の利用促進については、令和2年度から、電子申請による届出が電算化された基本金1倍超過の法人等の事業所及び被保険者数10人以上の事業所を新たに重点利用促進事業所として、電子申請への移行促進の集中的な取組を開始した。令和3年度には、被保険者数1人以上の事業所を新たに重点利用促進事業所に加え、電子申請への移行を推進している。令和4年度以降は、新たに審査対象となる事業所を着実に電子申請へ移行させるとともに、被保険者引込以上事業所のうち電子申請未実施である事業所への集中的な取組を継続、電子媒体の利用状況など事業所の特性やニーズに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用促進を進めるとともに、短時間労働者への適用拡大等の他の施策と併せて周知・広報を行った。</p> <p>取組の結果、主要「届書」(※)の電子申請利用割合(令和5年9月末現在)は、集中的な利用促進を開始する前(令和元年度)の23.0%から68.5%まで大幅に増加した。</p> <p>(※)資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者届届届</p> <p>また、デジタルワークフローの確立に当たり、届書の電子データによる審査・電子決裁を前提とした事務処理の拡大を図るため、経通管電「電子決裁システム」のデータ処理対象届書の拡大、システムチェックを活用した審査工程の短縮等に取り組んだ。</p> <p>a (国民年金・厚生年金保険等関連手続(個人からの提出手続))</p> <p>令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、着実に取り組んでいる。国民年金の保険料免除・納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出について、マイポータルを活用し、電子申請を令和4年5月から、申請者の情報をあらかじめ申請画面に表示することによって入力の手間を省いた簡易な電子申請を開始するとともに令和4年10月から開始した。さらに、法務省と連携した審査の種別も電子申請について、令和5年9月から開始し、いづれも届出に電子申請件数が伸びている。</p> <p>a (食品衛生法に基づく営業許可の申請等)</p> <p>マイポータル等により、法人連絡担当者へのロズIDの取得、活用を推奨した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業許可申請等に際して事前に相談できる環境整備を推進した。</li> <li>・スマートフォンを利用して容易にアカウント作成、営業届が行える機能改修を実施した。</li> <li>・事業者が申請時の複数自治体へ一括申請・届出を行えるよう機能改修を実施した。</li> <li>・事業者が保有する情報を活用した一括取込・申請が行えるよう機能改修を実施した。</li> </ul> <p>a (建設業連合会共済手帳の請求(手帳申込)手続)</p> <p>マニュアル及び解説動画のホームページ掲載、オンライン及び対面での説明会の複数回実施、利便性向上のための郵券実報報告作成ソフト改修を行うなど、電子申請方式の普及に向けた取組を実施した。また、既存の全ての契約者に対して電子申請方式の利用を呼びかけ、電子申請の利用促進を図った。</p> <p>a (病院報告の提出について)</p> <p>令和3年10月22日にオンライン利用率引上げの基本計画を策定し、令和7年度までにオンライン利用率を85%にするを目標としていること、令和4年度のオンライン利用率は85.9%となり、当初の目標を達成した。また、令和4年度のオンライン回答可能率は97.0%となっている。都道府県等を対象とした会談(全国厚生統計主管担当会談)や厚生労働省ホームページなどオンライン調査導入のメトリック(オンラインでは、自動で記入内容のチェックを行う機能が備わっている。審査の負担軽減につながる等)や導入方法(購入に代わっての申請等)の周知を行うこと、オンライン利用率及びオンライン回答可能率の引上げを進めている。</p> <p>a (毎月勤労統計調査について)</p> <p>令和3年10月22日「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和5年度までにオンライン利用率を50%にするを目標としていること、令和4年度のオンライン利用率は59.3%となり、当初の目標を達成した。また、令和3年度のオンライン回答可能率は73.9%となっている。令和3年7月以降に新たに調査対象となった全事業所にオンライン回答のためのODI-PWの配布を進めた結果、令和6年1月調査から全調査対象事業所にオンライン回答可能となった。</p> <p>a (高齢者の雇用状況等の定期報告)</p> <p>高齢者の雇用状況等の定期報告では、令和6年度末までにオンライン利用率30%の目標達成に向けて、電子申請通知用リーフレット等の内容の充実及び経済団体に傘下企業への周知依頼を要請する等、周知の取組を強化した。その結果、令和4年度のオンライン利用率は、それぞれ28.0%、35.2%となり、目標を達成したものの、令和5年度は24.4%となり、目標を達成することができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度より、e-Govを使用する際の認証方式が変更(令和4年度までは厚生労働省にて個別に認証用のID及びパスワードを発行していたこと、令和5年度からはG2DIDを活用する方式(事業者が個別に取得したID及びパスワード)を利用に変更)となり、リーフレットによる周知を行ったものの、手続きが変更前と比べて煩雑であり、また、事業者の理解を促すための取組が十分ではなかったこと等により、令和4年度まで電子申請を行っていた企業が結果による申請に切り替えたことが、令和5年度の目標未達成の主たる要因であったと考える。</li> </ul> <p>a (職業安定法に基づく求人申込み・探訪結果の通知)</p> <p>求人申込み及び探訪結果の通知は、令和2年1月にオンライン化を行い、オンライン利用率向上に向けて、窓口等での案内により「求人者ホームページ」の利用について求人者への周知を行っている。</p> <p>a (職業安定法に基づく求職の申込み)</p> <p>求職の申込みは、令和3年9月にオンライン化を行い、オンライン利用率向上に向けて、窓口等での案内により「求職者ホームページ」の利用について求職者への周知を行っている。</p> <p>a (対象障害者の雇用に関する状況の報告)</p> <p>対象障害者の雇用に関する状況の報告では、令和6年度末までにオンライン利用率30%の目標達成に向けて、電子申請通知用リーフレット等の内容の充実及び経済団体に傘下企業への周知依頼を要請する等、周知の取組を強化した。その結果、令和4年度のオンライン利用率は、31.3%となり、目標を達成したものの、令和5年度は28.4%となり、目標を達成することができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度より、e-Govを使用する際の認証方式が変更(令和4年度までは厚生労働省にて個別に認証用のID及びパスワードを発行していたこと、令和5年度からはG2DIDを活用する方式(事業者が個別に取得したID及びパスワード)を利用に変更)となり、リーフレットによる周知を行ったものの、手続きが変更前と比べて煩雑であり、また、事業者の理解を促すための取組が十分ではなかったこと等により、令和4年度まで電子申請を行っていた企業が結果による申請に切り替えたことが、令和5年度の目標未達成の主たる要因であったと考える。</li> </ul> <p>a (外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出)</p> <p>基本計画に定めたデジタルワークフロー(労働局・ハローワーク経由で届出を提出する事業者等に対して「周知活動」に基づき、外国人雇用状況届出システムを利用していない事業所等に勧奨リーフレットを配布・説明)周知を図った。</p> <p>a (労働基準法関連手続)</p> <p>労働基準法に基づく届出のオンライン利用率引き上げのため、API連携に必要な仕様の公開やエラーチェック機能の拡充などによって、利用者の利便性向上を図った。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>a (厚生年金保険関連手続)</p> <p>令和2年12月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、着実に取り組んでいる。電子申請の利用促進については、令和2年度から、電子申請による届出が電算化された基本金1倍超過の法人等の事業所及び被保険者数10人以上の事業所を新たに重点利用促進事業所として、電子申請への移行促進の集中的な取組を開始した。令和3年度には、被保険者数1人以上の事業所を新たに重点利用促進事業所に加え、電子申請への移行を推進している。令和4年度以降は、新たに審査対象となる事業所を着実に電子申請へ移行させるとともに、被保険者引込以上事業所のうち電子申請未実施である事業所への集中的な取組を継続、電子媒体の利用状況など事業所の特性やニーズに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用促進を進めるとともに、短時間労働者への適用拡大等の他の施策と併せて周知・広報を行った。</p> <p>取組の結果、主要「届書」(※)の電子申請利用割合(令和5年9月末現在)は、集中的な利用促進を開始する前(令和元年度)の23.0%から68.5%まで大幅に増加した。</p> <p>(※)資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、被扶養者異動届、国民年金第3号被保険者届届届</p> <p>また、デジタルワークフローの確立に当たり、届書の電子データによる審査・電子決裁を前提とした事務処理の拡大を図るため、経通管電「電子決裁システム」のデータ処理対象届書の拡大、システムチェックを活用した審査工程の短縮等にに取り組んだ。</p> <p>a (国民年金・厚生年金保険等関連手続(個人からの提出手続))</p> <p>令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定したことを踏まえ、着実に取り組んでいる。国民年金の保険料免除・納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出について、マイポータルを活用し、電子申請を令和4年5月から、申請者の情報をあらかじめ申請画面に表示することによって入力の手間を省いた簡易な電子申請を開始するとともに令和4年10月から開始した。さらに、法務省と連携した審査の種別も電子申請について、令和5年9月から開始し、いづれも届出に電子申請件数が伸びている。</p> <p>a (毎月勤労統計調査について)</p> <p>調査対象事業所にオンラインの回答方法を解説した利用ガイドを配布することにより周知を継続して実施し、オンライン利用率の上昇を図る。</p> <p>a (高齢者の雇用状況等の定期報告)</p> <p>令和5年度に引き続き、令和6年度当初において、経済団体に傘下企業への周知依頼を要請すること。また、令和5年度に作成した手続き変更周知用リーフレットにおいては、周知内容の見直しを図り、令和5年度オンライン利用率を断念した企業のオンライン利用を促すこと等により、オンライン利用率の向上を推進してまいりたい。</p> <p>a (職業安定法に基づく求人申込み・探訪結果の通知)</p> <p>引き続き「求人者ホームページ」の利便性向上に関する周知等を積極的に行うことにより、オンライン利用率のさらなる向上を図る。</p> <p>a (職業安定法に基づく求職の申込み)</p> <p>引き続き「求職者ホームページ」の利便性向上に関する周知等を積極的に行うことにより、オンライン利用率のさらなる向上を図る。</p> <p>a (対象障害者の雇用に関する状況の報告)</p> <p>令和5年度に引き続き、令和6年度当初において、経済団体に傘下企業への周知依頼を要請すること。また、令和5年度に作成した手続き変更周知用リーフレットにおいては、周知内容の見直しを図り、令和5年度にオンライン利用を断念した企業のオンライン利用を促すこと等により、オンライン利用率の向上を推進してまいりたい。</p> <p>a (外国人雇用状況届出システムに届け出る外国人雇用状況届出)</p> <p>アクションプラン(労働局・ハローワーク経由で届出を提出する事業者等)に対して「周知活動」の取組期間は令和5年度までとしているが、事業者等の意向を踏まえ、引き続き勧奨リーフレット等を活用し周知に努める。</p> <p>a (労働基準法関連手続)</p> <p>オンライン利用率の更なる向上に向けて検討していく。</p>				



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	18	行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進				<p>【厚生労働省】</p> <p>a (労働保険関連手続)</p> <p>「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」に基づき、年間10万件以上の手続について、オンライン利用率を引き上げるための「基本計画」を策定(令和3年10月22日)。</p> <p>当該計画において、オンライン利用率目標値やオンライン利用率引き上げに向けたアクションプランを定めており、令和8年度末までにオンライン利用率を30%まで引き上げることが目標としているほか、アクションプランとして以下(a)~(e)の取組みを行っている。</p> <p>(a) 訪問アドバイザーによる、電子申請の初期設定等に関する支援事業</p> <p>(b) 年度更新申請事業者へのG2Dの周知</p> <p>(c) オンラインサポート体制(チャットボット)の導入</p> <p>(d) デジタル広告を活用したオンライン申請の利便性等の周知</p> <p>(e) 社労士への周知及び意見交換</p> <p>e (労災保険特別加入関連手続)</p> <p>・令和4年6月に労働保険の年度更新書類に付随する事業主向け施策周知用リーフレットにG2Dの活用により電子署名を省略することができる旨を記載のうえ、年度更新の対象となる全ての労働保険事務組合、特別加入団体及び海外派遣事業主に対して送付。</p> <p>・「特別加入に関する変更届(中小事業主等及び一人親方等)」について、入力必須欄(労働保険番号、事業の名称、事業場の所在地、申請年月日 等)のハイライト(黄色)表示を実施し、ハイライト表示の一部(事業の名称、事業場の所在地、事業主の住所、氏名)については、文字数制限の表示を実施(令和4年6月30日リリース済み)。</p> <p>・以下の手続についても、上記と同様に入力必須欄のハイライト表示を令和5年2月27日にリリース済み。</p> <p>①特別加入に関する変更届(海外派遣者)、②特別加入の申請(中小事業主等)、③特別加入の申請(一人親方等)、④特別加入の申請(海外派遣者)</p> <p>a (労働安全衛生法の規定に基づく労働基準監督署への報告)</p> <p>①健康診断結果報告</p> <p>引き続き、改正省令の円滑な施行に向けて、全国労働衛生週間等の機会を捉え、事業者に対して電子申請の利用勧奨を行う。</p> <p>②労働者死傷病報告(死亡及び休業4日以上)</p> <p>引き続き、改正省令の円滑な施行に向けて、各種機会を捉えて、事業者に対して電子申請の利用勧奨を行う。</p> <p>a (労働安全衛生法に基づく免許試験の受験手続関係)</p> <p>令和7年度からオンライン申請可能な免許試験種別を拡大することができるよう、システム改修を行う予定。</p> <p>a (雇用保険関連手続)</p> <p>引き続き特定法人をはじめ電子申請未利用事業所に対し、説明会の開催や訪問、電話などによる利用勧奨を進めるとともに、事業所へのアンケート調査や全国社会保険労務士会連合会との定期協議会を通じて把握した課題やニーズに基づいて、電子申請の利便性向上を進める。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>a 引き続き農林水産業における行政手続のオンライン利用を進めるため、地方におけるオンライン利用を推進するための体制を強化するとともに、審査機関や農林漁業者からのフィードバックを踏まえ、継続的に機能改修を実施する。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>a (経営力向上計画申請)</p> <p>引き続き事業者及び行政側のニーズを確認した上でのシステム改修を行うとともにオンライン利用促進のための周知を実施し、さらなるオンライン利用率の向上を図る。</p> <p>a (中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)及び企業共済)</p> <p>令和7年9月から、両共済における全ての手続きについてオンライン化を実施する予定。</p> <p>a (経済産業省生産動態統計調査)</p> <p>オンライン報告開始手続きの簡素化、統計HPの見直し、調査対象事業所へのオンライン報告の推奨等</p> <p>a (商業動態統計調査)</p> <p>オンライン報告開始手続きの簡素化、統計HPの見直し、調査対象事業所へのオンライン報告の推奨等</p> <p>a (情報処理技術者試験)</p> <p>措置済</p> <p>a (電気計器の検定関連手続)</p> <p>電子申請を利用されていない事業者に向けた個別説明を引き続き実施するとともに、電子申請システムの利便性向上に向けたUIの改修に取り組み。</p> <p>a (特許出願等手続き)</p> <p>既にオンライン利用率は100%に近い状況であるが、今後のオンライン手続の拡充について利用者に継続的に周知を行い、オンライン利用率のさらなる向上を図る。</p>			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	18	行政手続におけるオンライン利用率を大層に引き上げる取組の推進				<p>【国土交通省】</p> <p>a (建設業の許可、経営事項審査に係る手続) 令和5年1月10日より、「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」の運用を開始し、電子申請が可能となっている。</p> <p>a (自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省)、自動車の保管場所証明の申請(警察庁)) オンライン利用率引上げの基本計画(令和3年12月10日改定)に記載の施策のうち、 ・車検証の電子化により継続検査や変更登録・移転登録のOSS申請について運輸支局等への来訪を不要化(令和5年1月4日開始) ・基本4情報連携による申請者の情報入力省力化及び住民票の提出不要化(令和5年1月4日開始) ・OSS未対応であった3府県におけるOSS対象地域の拡大を行い、全都道府県の導入が完了(令和5年1月4日開始)した。 ・電子化された車検証を活用することにより、入力情報の省略化を行った。(令和5年10月)</p> <p>a (建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化) 「建築確認等のオンライン利用率引上げの基本計画」(令和2年12月策定、令和3年9月改訂)に基づき、令和6年3月に第三者チェック委員会を開催し進捗状況の確認を行ったほか、計画に沿った取り組みを推進した。</p> <p>a (一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出) 令和4年度の調査の結果を踏まえ、令和7年中のオンライン化に向けて、関係者と協議を行いながら、具体的なオンライン申請の形式・方法を検討。</p> <p>a (対象建設工事の届出) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)第10条の規定に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に届け出なければならないとされており、各都道府県の判断によって受付方法と提出資料の運用が定められているところであるが、令和5年度国土交通省において、各都道府県に対して電子申請に関する調査を実施したところ、19の都道府県では既に電子申請を実施しており、4の都道府県では検討中との回答があった。 当該調査の結果も踏まえ、国土交通省としては、届出の電子申請を進めていただけるよう各都道府県に対して周知を行っている。</p> <p>a (保障契約情報の事前通報) 通報に利用可能なオンライン手段として、既にNACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)が利用可能であったところ、令和5年1月に電子メールを新たに利用できるようにした結果、令和5年1月よりFAXでの通報を廃止し、NACCS又は電子メールでのオンライン通報を原則とした。</p> <p>a (雇入契約成立等の届出) 雇入契約成立等の届出に係る提出書類の一部を省略できるような運用の見直しを行った(令和5年3月) また、現在、船員行政手続のBPR(業務フローの抜本的見直し)の検討を行っており、その中で、本届出についても対象に検討を行っている。</p> <p>a (係留施設使用許可申請及び出入港届) NACCSの機能改善によるオンライン利用率の向上を図るため、サイバーポート(港湾管理分野)の取り組みにより入出港システム構築を行い、令和6年1月より運用開始した。(令和6年3月31日時点では、23港にて運用開始)</p> <p>a (海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び港則法(昭和23年法律第174号)関連手続) オンライン利用率引上げのため、メールやNACCSといった既に導入済みのオンラインでの手続き方法について、関係者への周知を継続して行っており、オンライン利用率は増加傾向にある。</p> <p>a (繰越免許証の有効期間の更新) 国家資格等情報連携・活用システムと連携したオンライン申請を令和7年末までに実現するため、令和5年度に海技資格制度事務処理システムと国家資格等情報連携・活用システムの連携に関し必要な調査を実施した。</p> <p>a (自動車損害賠償責任保険証明書の提示) 「オンライン利用率引上げに係る基本計画」で示された目標(80%)の達成に向けて、システムを運用する保険業界に対して自賠責保険を扱う保険会社が電子化を進めるように働きかけを行ってきたところ。 現在オンライン利用率は81%(令和4年度末現在)であり、基本計画で示した目標の80%を達成した。</p> <p>a (自動車輸送統計調査) 全機材においてCe-Surveyによる回答を可能とし、回答時のログイン方法を見直し。また、調査依頼のオンライン化に対応した。</p> <p>a (自動車の予備検査) 「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、オンライン利用率の算定方法の検討を実施した。</p> <p>a (検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更) 「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、オンラインで納税状況を確認できる仕組みを構築し、令和5年1月より開始した。 また、令和6年1月から自動車検査証を電子化し、記録等事務代行制度により窓口への出頭を不要とする対応を行った。</p> <p>a (公営住宅の入居申請等) オンライン申請を導入している複数の地方公共団体へのヒアリングを実施し、現状、課題等を聴取した。また、オンライン手続きの導入状況について、都道府県及び政令市に対し実施把握のための調査を実施した。</p> <p>a (長期優良住宅建築等計画の認定) ・所管行政庁に対してアンケート調査等を実施した上で、電子申請の取り扱いについて技術的助言等を出し、運用について周知した。(令和5年2月27日) ・所管行政庁に対し、オンライン申請システムの構築や手数料の電子納付を行っている取組事例を情報提供した。 ・オンライン申請を導入していない所管行政庁等へのヒアリングを実施し、現状、課題等を聴取した。</p> <p>【環境省】</p> <p>a (犬と猫のマイクロチップ情報登録) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の令和4年6月1日の改正施行に向けて、情報登録電子システムの設計、構築を行った。施行から令和6年3月までに目標の約75万頭を大幅に上回る約130万頭の犬猫が登録され、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」で定めたオンライン利用率目標である90%を上回る約99%を達成した。 加えて、オンライン利用率向上に資する取組として、令和5年4月に英語版ホームページを整備し、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)の令和5年6月1日の改正施行に伴う新機能のリリースを行った。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>a (建設業の許可、経営事項審査に係る手続) 措置済</p> <p>a (自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録、検査対象外自動車の使用の届出等、自動車の保管場所証明の申請) 令和6年度にスマートフォンによるOSS申請及び進捗確認機能の追加、OSS申請時の添付書類である登記事項証明書の電子化を行うなど、引き続きOSSの利用促進を図る。 デジタル技術に精通する者で構成された「OSS利用促進部会」において洗い出された課題に対する対応策について、引き続き具体的な実施方法の検討を行うと共に、申請者への利用促進活動やOSSポータルサイトの利便性向上などの対策については、順次実施予定。</p> <p>a (建築基準法に基づく建築確認申請、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定申請のオンライン化) 引き続き、基本計画に沿ってオンライン利用率を大層に引き上げる取組を着実に推進する。</p> <p>a (一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出) 令和4年度の調査の結果を踏まえ、令和7年中のオンライン化に向けて、関係者と協議を行いながら、具体的なオンライン申請の形式・方法を検討。</p> <p>a (対象建設工事の届出) 措置済</p> <p>a (保障契約情報の事前通報) 現状どおり、NACCS又は電子メールによるオンライン通報を原則とする。 (NACCS又は電子メールでの通報はほぼ100%を達成済)</p> <p>a (雇入契約成立等の届出) BPRの検討結果を踏まえ、オンライン申請の運用についても見直しを行う。</p> <p>a (係留施設使用許可申請及び出入港届) オンライン利用率向上に向けて、バースウィンドウ機能が利用可能な港湾の拡大を推進する。</p> <p>a (海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び港則法(昭和23年法律第174号)関連手続) 引き続き関係者への周知を行い、目標に掲げたオンライン利用率の到達を目指す。</p> <p>a (繰越免許証の有効期間の更新) 国家資格等情報連携・活用システムと連携したオンライン申請を令和7年末までに実現するため、令和6年度に海技資格制度事務処理システムの改修を行うことを予定している。</p> <p>a (自動車損害賠償責任保険証明書の提示) 目標は達成したが、継続して、オンライン利用率の引き上げに向けて現在の取組を引き続き実施する予定。 なお、自賠責自体の電子化に向けた検討は現在、自賠責の発行主体である保険業界において自賠責データベースを構築する方向で調整をしており、2024年頃の運用開始を目指して具体的な検討を進めているところと承知している。</p> <p>a (自動車輸送統計調査) 引き続き、オンライン利用率を引き上げる取組を推進していく。</p> <p>a (自動車の予備検査) 引き続き、令和8年度末までの目標に向けオンライン利用率を引き上げる取組を推進する。</p> <p>a (検査対象軽自動車の継続検査・新規検査・記載事項変更) 自動車検査証の電子化を開始したことにより、今後のオンライン利用率に寄与すると考えられるところであるが、引き続き令和8年度末までの目標に向け取組を推進する。</p> <p>a (公営住宅の入居申請等) オンライン申請の導入状況について、調査結果をとりまとめの上各事業主体に共有し、研修会等でオンライン申請の活用を働きかけるなど、オンライン利用率を引き上げる取組を推進する。</p> <p>a (長期優良住宅建築等計画の認定) 引き続き、長期優良住宅建築等計画の認定の電子申請等について所管行政庁に取組事例の情報提供やヒアリング結果の共有などを行い、オンライン利用率を引き上げる取組を推進する。</p>		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し	18	行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進				<p>【環境省】</p> <p>a (産業廃棄物のマニフェスト制度)</p> <p>マニフェスト制度の「オンライン利用率」に関する基本計画におけるオンライン利用率目標70% (令和4年度中) について、令和5年12月末時点で達成した。</p> <p>さらに、同基本計画において掲げた課題解決のためのアクションプラン(「電子マニフェスト導入実務説明会の開催」、「業種別事例集の策定及び当該業種対象の研修会の開催」、「国及び業界団体を通じた排出事業者への要請」、「地方公共団体及び産業廃棄物関連団体を通じた処理業者への要請」、「国及び地方公共団体への要請」、「行政の保有する業務許可取消権等との照合機能の構築」及び「電子マニフェスト使用義務付け範囲の拡大の検討」)全ての実施が完了し、令和6年2月末時点でオンライン利用率81.4%を達成した。</p> <p>a (公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に基づく廃棄手当等の請求)</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく廃棄手当等の請求の受付、支給の実務を行う地方公共団体の関係者に対し、当該請求をオンラインで実施することについて周知を行い、課長級による会議を開催して説明を行った。</p> <p>e (電子マニフェスト制度)</p> <p>電子マニフェスト使用義務付け範囲について、外部の有識者を含めた検討会を令和4年度中に計2回実施し、義務化範囲の必要性等について検討を行った。また、小型家電等に含まれる貴重な資源の回収・再利用の促進及び中小企業・小規模事業者の電子マニフェストの利用促進について、関係者と打ち合わせを実施した。なお、当該関係者からの要望で、「電子マニフェストの申込み日の即日利用」については、電子マニフェストシステムの必要な改修を実施済みである。</p> <p>a, h (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく手続)</p> <p>鳥獣保護管理法に基づく手続のオンライン化に向けて、都道府県等へのツールによる申請を可能とするための申請様式の見直しを行うとともに、一部手続についてe-Govを活用したオンライン申請の試行を行った。また、情報情報収集システムの改修に向けて、都道府県等に対するアンケート及びヒアリング調査を実施し、改修内容や不要なローカルルール等の廃止に関する検討を行うとともに、システム改修に必要な要件定義を実施した。</p> <p>【法務省】</p> <p>b オンラインによる事業者からの職務上請求の導入には、事業者が所属する会の発行する統一請求書への対応が必要であり、引き続き検討を行っている。</p> <p>代理請求及び第三者請求については、オンライン上で権限を有する者からの請求であるかのように判断するかやシステムの構築の要否を含め、引き続き検討を行っている。</p> <p>c 登記・供託オンライン申請システムについて、民間事業者へのヒアリングや意見交換会を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPIの仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った。また、同システムの利用時間等について、オンラインによる登記申請等の利便性向上を図るため、アンケート調査を実施し、利用時間の短縮を図るとともに、有識者による会議において、当該サービスとその費用対効果等を踏まえ、拡大すべき利用時間等の検討を行った。令和4年度においては、引き続き費用対効果を高めた利用時間の拡大を前提に、検討の深化・精緻化を図るため、当該検討を基に調査研究を実施した。令和5年度においては、昨年度までに実施した調査研究等の結果を踏まえ、令和7年度の次期システムへの更改後の利用時間について、平日は8時30分から23時00分まで、休日は8時30分から18時00分までに拡大する方針で具体的なシステム設計等を検討することとした。</p> <p>d 司法書士等の果たすべき役割について令和4年度に検討をした上で、登記・供託オンライン申請システムについて、かねてから日本司法書士会連合会から要望がされていた、連行申請の場合に登録免許税を一括納付できる機能を令和4年12月に開発し、システムの操作性を改善することでオンラインでの登記申請促進のための環境整備を行った。また、当該システムを後援として、登記・供託オンライン申請システムに関するアンケートにおいて、一部の司法書士から、オンライン申請における手続フローの問題点等(書面での申請と比べて申請側の事務負担の軽減になっていないことなど)についての指摘があったため、日本司法書士会連合会と、上記問題点の改善に向けて協議を行っている。</p> <p>【外務省】</p> <p>e 旅券の申請者本人への安全かつ確実な交付に必要な制度等について調査・検討中である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>f</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月1回、電子申請の課題を把握する趣旨も兼ね、社労士会との意見交換会を行い、順次必要な措置を講じている。</li> <li>年金事業運営における電子申請の推進にかかる課題については、厚生省として実施する社労士定期協議会とは別に、個別に全国社労士会連合会と打合せを実施した。</li> <li>また、新規サービス等の実施(電子申請データの写しを電子申請ルートで返却し確認できるサービスの実施; R4.9、保険料増減内訳書の電子送達開始; R5.1)において、実施に向けた意見交換の実施、周知広報の協力連携、事業実施前における本番環境での試行テストへの参加(実施)、会合・社労士に本番環境でサービスを利用していたり、問題なく実施できることの確認作業を実施)などの取組みを実施した。</li> </ul> <p>【こども家庭庁】</p> <p>g1) 児童手当法施行規則を改正(※)し、令和4年分から、現況届の一律の提出義務を見直し、市町村長等が、届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができるときは、現況届を省略可能とする規定を設け、現況届の提出を原則不要とするともに、添付書類についても見直しを行っている。</p> <p>また、地方自治体におけるオンライン手続の利用推進を図るため、デジタル庁とともに、令和5年1月25日に、びたりサービスの積極的な活用及び住民に対する一層の周知・広報を依頼する文書を出した。</p> <p>※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第60号)(令和5年9月1日公布、令和4年6月1日施行)</p> <p>【デジタル庁・財務省】</p> <p>h2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(電子調達システム/調達ポータル)</li> <li>電子入札、電子契約については、オンライン利用率を大いに引き上げる取組として次の施策を実施した。</li> <li>利用者の利便性向上のため、オンラインマニュアルの抜本的な見直しを行った。</li> <li>調達ポータルの更改の際、システム利用初心者向けガイド機能を実装した。</li> <li>システム利用におけるパソコン・初級設定に手間がかかることの見直しを解消するため、調達ポータル更改の際にパソコンの設定状態を確認できるWebページを公開した。</li> <li>Chrome/Edgeを利用可能とし、マルチブラウザ対応を実現した。</li> <li>国税庁のシステムと連携し、納税証明書添付を省略できる機能を実装した。</li> <li>電子委任状を活用し、システムに代役者を登録せずとも代理人への委任を可能とする仕組みを実装する。</li> <li>電子調達システムの更改の際にポータル画面廃止、調達ポータルの画面へ統合・集約を行い、UI/UXの改善を図る。</li> </ul> <p>(ADAMS II)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムへの実装に向け関係各所(関係府省庁や日本銀行等)と検討を実施した。</li> </ul> <p>【総務省】</p> <p>g3) 危険物取扱者免状のデジタル化については、国家資格等の情報連携に関するシステムの開発状況を踏まえて、その実現に向けて課題の洗い出しなどの検討を行っている。</p>	<p>【環境省】</p> <p>a (産業廃棄物のマニフェスト制度)</p> <p>措置済みのため、特になし。</p> <p>a (公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)に基づく廃棄手当等の請求)</p> <p>引き続き取組の進捗をチェックし、必要に応じて「オンライン利用率」を向上させる基本計画を改定する。</p> <p>e (電子マニフェスト制度)</p> <p>現状のオンライン利用率の伸び率や電子マニフェストのシステムの利便性の更なる向上の必要性等を考慮し、引き続き電子マニフェスト使用の段階的な拡大について検討を行う。</p> <p>a, h (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく手続)</p> <p>引き続き、鳥獣保護管理法に基づく手続のオンライン化に向けて、e-Gov等を活用したオンライン申請の検討・構築を行う。</p> <p>【法務省】</p> <p>b オンラインによる請求については、各士業団体や市区町村の意見を踏まえ、引き続き検討していく。</p> <p>c 登記・供託オンライン申請システムの利用時間の24時間対応等の利便性向上策につき、利用者のニーズや費用対効果等を踏まえた検討を引き続き行っていく。</p> <p>d 引き続き、オンライン申請における手続フローの改善について検討を行っている。</p> <p>【外務省】</p> <p>e 配達交付については本人への安全かつ確実な旅券の交付の維持を前提とし、今後の技術の発展やインフラ整備等も踏まえながら、引き続き検討を行っていく。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>f 令和6年度以降も引き続き、毎月1回、社労士会との意見交換会を行う。</p> <p>【こども家庭庁】</p> <p>g1) ー</p> <p>【デジタル庁・財務省】</p> <p>h2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(電子調達システム/調達ポータル)</li> <li>電子入札、電子契約については、今後予定している施策は次のとおり。</li> <li>事業者からの要望を踏まえ、電子調達システムの送付ファイル容量を現行10MBから50MBに拡大する。</li> <li>今まで紙で契約していた少額の商品購入にかかる手続のシステム化を図る。</li> <li>(ADAMS II)</li> <li>引き続き、システム実装に向け関係各所と検討を進める。</li> </ul> <p>【総務省】</p> <p>g3) 危険物取扱者免状のデジタル化については、引き続き検討を実施し、可能なものから順次必要な措置を講ずる。</p>		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	デジタル原則を引き上げる取組の推進	18	行政手続におけるオンライン率を大規模に引き上げる取組の推進				<p>【総務省】</p> <p>④ 住民票の記載事項に係る行政機関間の情報連携については、住民基本台帳ネットワークシステムにより可能となっており、戸籍の附票の記載事項に係る行政機関間の情報連携についてもデジタル手続法(令和元年法律第16号)において令和6年9月30日までに効果運システムを構築することとしており、住民の利便の増進と行政の合理化に資するよう、このためのコストの削減に努めている。</p> <p>また、住民記録システム標準仕様書[5.0版]において、コンビニ交付やオンラインによる証明書等の申請(公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請)に対応するための機能を「実装必須機能」と位置づけているところ。なお、コンビニ交付については、来対応自治体の解消に向けて、コンビニ交付サービスを運営する地方公共団体情報システム機構と協力し、導入促進に向けた実証事業を実施し、システム構築・運用のコストなどの課題から導入が進んでいなかった小規模な団体が安価にサービスを導入できるよう、証明発行サーバをクラウド化し、共同で使用できるシステムを開発したところである。</p> <p>⑤ 令和4年9月20日に「行政相談委員オフィシャルウェブサイト」を開設し、行政相談委員へのオンラインによる相談が可能となった。以降、その利用の促進に向けて、X(旧ツイッター)等による同ウェブサイトへの周知・広報に取り組みるとともに、行政相談委員に対する研修を順次実施した。</p> <p>⑥ 情報公開法に基づく事務のデジタル化等について、各府省の実務等を踏まえ検討するため、総務省と各府省の間で意見交換を行いつつ、行政文書の開示請求についてオンライン化及びオンライン利用の引上げ、情報公開業務のプロセス全体の効率化、手数料のキャッシュレス化等について検討を進め、効率的な事務フローを整理するなど、各府省において中期・中期にオンライン化・キャッシュレス化が実施されるよう必要なサポートを行った。</p> <p>⑦ 令和5年6月の統計委員会の答申を踏まえ、法人については、紙の調査票を配布せず、原則オンラインによる調査を実施予定である。調査実施に当たっては、民間企業の知見を得るべく、企画競争等による調達を行い(令和5年12月業者決定)、現在、オンライン回答率向上に向けた調査書類やインターネットによる回答手順を解説した動画等の検討・作成を進めている。</p> <p>【法務省・厚生労働省】</p> <p>⑧ 技能実習計画等の申請手続等をオンライン化すべく、外国人技能実習機構データベースシステムの改修に向け、オンライン化の手法やシステムの設計及び仕様等について外国人技能実習機構との協議に着手し、技能実習制度の見直しを踏まえ、検討を進めているところ。</p> <p>【外務省】</p> <p>⑨ 令和5年3月に、一部公館において観光一次査証のオンライン申請及び電子査証の発給を可能にする次世代査証発給システムを導入し、令和5年度中に17か国・地域の公館に同システムを導入した。</p> <p>【財務省】</p> <p>⑩ e-Gov電子申請・審査支援サービスの活用に関する予定の申請届出手続について、BPRを実施したうえで、e-Gov電子申請・審査支援サービスの利用申請を行った。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>⑪ 令和4年12月に「私学共済制度の在り方等に関する調査研究協力者会議」を開催し、標準報酬月額等の届出等のオンライン化について検討を進めると共に、日本私立学校振興・共済事業団において、ニーズ把握等を目的とした私立学校関係者へのヒアリング、e-Gov電子申請サービスを活用したオンライン化に向けて関係機関への情報収集等を実施した。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>⑫ デジタル化実現に向けて、厚生労働省・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者の間の手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行った。</p> <p>【こども家庭庁】</p> <p>⑬ デジタル化実現に向けて、こども家庭庁(令和4年度までは厚生労働省)・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者の間の手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。</p> <p>【厚生労働省・デジタル庁】</p> <p>⑭ (マイナ・OSS(国家資格))</p> <p>⑮ 令和4年度の届出から、医療機関等に勤務する歯科医師及び歯科衛生士については、オンラインによる届出が可能となった。【資料等】令和4年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について(通知)令和4年10月31日付け厚生労働省医政局長及び厚生労働省医業・生活衛生局長通知、令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>⑯ 国家資格等の情報連携に関するシステムの構築へ向け、デジタル庁において各種免許・国家資格等の範囲等について調査・研究を実施。厚生労働省も当該システムに係る要件策定等の利用開始に向けた取組へ参加。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>⑰ デジタル化実現に向けて、既存の政府共通基盤であるe-Gov等の活用に向け、厚生労働省・(独)勤労者退職金共済機構からデジタル庁に対して複数回協議・相談を行っている。プロジェクトの効率的かつ確実な進展を図るため、PMOを立ち上げると共に、進捗管理を支援するコンサル業者を選定し、プロジェクト計画書の策定を行った。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>⑱ 報告者の利便性向上のため、2025年農林業センサスにおいて、他の農林水産行政手続との汎用的な利用が可能となる農林水産省共通申請サービス(eMAFF)(オンラインシステム)により回答できるよう変化した調査計画について総務大臣の承認を得た。</p>	<p>【総務省】</p> <p>④ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大について、関係府省の意向も踏まえながら対応するとともに、附票連携システムの稼働に向けた地方公共団体情報システム機構や市町村との調整を進める。</p> <p>また、郵便局やコンビニなどにおける証明書自動交付サービスの導入に要する経費に対する特別交付税措置を令和5年度から令和7年度まで講ずることとしている。</p> <p>地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、政府として令和7年度末を期限に進めており、標準化・共通化に係る全国の市町村の移行状況を踏まえつつ、オンライン利用率の引上げに向け、必要な対応を検討する。</p> <p>⑤ オンライン相談の利用率引上げに向け、引き続き、SNS等を活用した広報や、行政相談委員に対する研修の実施等、必要な措置を講ずる。</p> <p>⑥ 左記の④の措置等</p> <p>⑦ オンライン化促進の具体的な手法については、統計委員会の答申を踏まえ、法人については、原則、紙の調査票を配布しないことに加え、業務を委託する民間企業の知見を取り込んだ上で、調査実施までに様々なオンライン回答向上に向けた方策を講じる。</p> <p>【法務省・厚生労働省】</p> <p>⑧ 技能実習計画等の申請手続等のオンライン化に向けて、技能実習制度の見直しを踏まえ、引き続き必要な措置を講じていく。</p> <p>【外務省】</p> <p>⑨ 今後、次世代査証発給システムの対象国・地域及び対象査証の更なる展開を検討していく。</p> <p>【財務省】</p> <p>⑩ e-Gov電子申請・審査支援サービスを活用する予定の申請届出手続について、e-Gov検証環境でのテストを実施したうえで、令和6年度中に本番環境への手続実装を行う予定。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>⑪ 令和7年度より、私学共済における標準報酬月額等の届出等のオンライン化を開始する予定。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>⑫ e-Govやマイポータル等の活用を含むオンライン化の政府全体方針についてのデジタル庁等との協議が順い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>【こども家庭庁】</p> <p>⑬ デジタル化実現に向けて、こども家庭庁(令和4年度までは厚生労働省)・デジタル庁・内閣府規制改革推進室間において、行政手続のうち、地方公共団体等と事業者の間の手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。</p> <p>【厚生労働省・デジタル庁】</p> <p>⑭ (マイナ・OSS(国家資格))</p> <p>⑮ 国家資格等情報連携・活用システムとの連携により、医療機関等に勤務する歯科医師等以外について、オンラインによる届出を可能とすることについて引き続き検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>⑯ 受検の申請等において、令和7年度より「国家資格等情報連携・活用システム」を活用したデジタル化を順次開始する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>⑰ デジタル庁等との協議が順い次第、各手続についてデジタル化に向けた具体的な検討を行った上で、必要な措置を講ずる。2024年度には、デジタル庁とのe-Gov利用に関する調整を進めると共に、コンサル業者を活用し、必要な事務体制や事務手順、機器等の要件を整理した上で、設計・開発業者の調達を行い、2025年中のデジタル化実現に向けてプロジェクトを推進する。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>⑱ 2025年農林業センサスにおいて、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)でのオンライン調査を導入した調査を令和7年2月1日現在で実施予定。</p>		
デジタル分野以外の横断的な取組										
(1)多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し										
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	1	建設業における技術者の資格要件の見直し	国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要の見直しを行う。	令和4年上期	国土交通省	令和3年11月に、学識経験者等からなる「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、同検討会において建設業における技術者制度の見直しに関する議論を行い、令和4年5月に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめを行ったところである。	措置済	措置済	解決
(2)建設業における技術者制度の見直しに関する議論を行い、令和4年5月に「技術者制度の見直し方針」としてとりまとめを行ったところである。										
令和5年5月に、「建設技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第43号)」を公布し、令和6年度の技術検定から受検資格の見直しを行うこととした。										

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	2	下水道分野における技術者の資格要件の見直し	国土交通省は、人口減少や過疎化が進んでいる地域を始めとした全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、資格取得に必要な学歴による実務経験年数の現行の差異が合理的であるか、また、既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができいかどうかに留意して検討を行い、その結果に基づいて速やかに必要な見直しを行う。	令和4年度中	国土交通省	・全国の下水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施した。 ・実務経験年数及び技術士以外の国家資格等の有効活用等について検討を行い、令和5年度に必要な改正省令改正を行った。	必要な改正省令改正を行い、令和6年4月1日施行を予定している。	措置済	解決	
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	3	水道分野における技術者の資格要件の見直し	厚生労働省は、全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施し、以下の①から③までの点に留意して検討を行い、速くとも水道法(昭和32年法律第177号)改正のタイミングで必要制度の見直しを行う。 ①水道における布設工事監督者の資格要件について、下水道における資格要件制度を参考に、関連するインフラ経験年数を加味できるかどうかについて検討を行うとともに、水道の工事に関する実務経験として認定されている学歴に合わせた実務経験年数の差異が今日において合理的であるかという観点から検討を行う。 ②水道における水道技術管理者の資格要件について、水道技術管理者に求められる実務経験年数として設定されている学歴に応じた実務経験年数の差異の根拠について、資格取得に必要な各種の実務経験年数が今日において合理的であるかという観点から検討を行うほか、これらの見直しに当たって、厚労大臣の参事や大臣官舎に於ける労働者の職務(学則15日、実務15日)を修了した場合、最大で10年以上の実務経験が必要となることとの整合性についても比較考量の上、検討を行う。 ③既に資格要件の一つの選択肢として位置付けられている技術士以外の国家資格等を有効活用することで必要な実務経験年数を緩和することができいかどうかに留意して検討を行う。	令和4年度中	厚生労働省	・全国の水道事業者に対し、資格者に関する現状や資格要件に関する意見等についてアンケート調査を実施した。 ・水道の諸課題に係る有識者検討会を開催し、①～③について検討を行い、令和5年度に必要な改正省令改正を行った。	必要な改正省令改正を行い、令和7年4月1日施行を予定している。	検討中	継続F	
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	5	プログラマー(SaMD)の開発に関する医療機器等総括製造販売責任者の資格要件の見直し	厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMD(Software as a Medical Device: プログラム医療機器)の適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。	引き続き検討 令和4年度中	厚生労働省	令和4年度厚生労働科学特別研究事業における検討を踏まえ、現在の医療機器等総括製造販売責任者の要件と同等以上の知識経験を有するものとして、「学部を問わない大学卒業+医薬品、医療機器、再生医療等製品の品質管理又は製造販売安全管理に関する業務に3年以上+講習」を追加することについて、令和5年3月16日の医療機器・再生医療等製品安全対策部会において議論を行った。 部会の議論の結果を踏まえ、追加することとした案件について、令和6年3月29日付で告示・通知を発生した。	措置済	解決		
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	6	ローカルルールの見直し	a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指図書監査関連文書について、介護事業者が国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付し、手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類による手続に当たっては、現行の様式様式及び添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めないことにより要する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断により、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。 b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続に必要となる簡便化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用の窓口を設ける。当該窓口については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体を改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 なお、当該措置が完了するまでの間の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であつて適切なもの(電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。)又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、介護保険法の関係法令の規定に基づき介護事業者の届出であつて、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請・届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の取組事例等を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の進捗や厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印禁止の進捗状況、紙による申請書類の有無も併せて確認し、公表する。 f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールによる独自ルールによる独自ルールごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,b,e,f: 令和4年度措置 c:(前段)令和7年度措置 (後段)令和4年度上期措置 d: 令和7年度措置	厚生労働省	a 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険法施行規則及び指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等、厚生労働大臣等が定める様式により行うものとするための改正省令(公布日: 令和5年3月31日)。 また、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)を発生し、地方公共団体に対して押印又は署名を求めないことにより、再度の周知を行った。 (通知掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> b 令和4年9月29日に要望受付フォームを厚生労働省HPに掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)の発出等により周知を行った。 (専用窓口掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> 10月27日に開催された専門委員会の中で、9月29日の設置から10月19日の期間に窓口へ提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。 c,d 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険法施行規則及び指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするため、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第46号)が令和5年3月31日に公布された。 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 なお、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)において、同システムの準備が完了するまでの間、事業者の都道府県知事等に対する申請等は、事業者の希望により、電子メールその他の対応が不要となり文書負担軽減に資する方法により行うこととする旨周知している。 また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が令和6年4月1日に施行されることを踏まえ、各自治体の条例改正等の対応状況などの実態把握やフォローアップを行った。 e,f ・申請、届出その他の手続に関する文書負担軽減に係る令和4年度までの自治体の取組状況については、保健労働能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金において評価した結果を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> ・令和5年3月31日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a> ・令和5年度老健事業、「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルール」についての調査研究事業」による調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a>	a, b, c, e, f 措置済 c:(前段), d ・令和6年2月13日時点のデータでは、1788の指定権者のうち、第一期(令和4年度下半期)利用開始意向自治体数が29、第二期(令和5年度上半期)が83、第三期(令和5年度下半期)が75、令和5年度は、調査研究事業により行った伴走支援や好事例の模倣期等を行うとともに、令和6年度においても委託事業で伴走支援を行うことにより、早期利用開始へ向け支援を実施予定。 ・現在、全自治体を対象に「利用開始時期の意向調査」を行っており、調査項目の中に「利用を困難とする」項目を新たに追加し、項目をチェックした際には、理由の入力を必須とし、自治体名と理由の公表を検討	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	デジタル分野以外の横断的な取組	7	農地転用許可制度における適用のばらつき等の解消	農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。	令和4年度措置	農林水産省	令和4年度に発出した「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付3農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)について制度担当者等に周知を図るとともに、同通知に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、「農地転用許可に係る独自基準の改善状況等に関するフォローアップ調査」(令和4年6月18日付4農振第140号農林水産省農村振興局長通知)を策定し、「農地転用許可者に対する調査を実施した。(令和4年9月末時点、12月末時点、令和5年3月末時点)また、フォローアップ調査における他県及び他市町村での見直し状況を共有しつつ、独自基準の改善及び審査基準の公表に向け取り組むよう促した。	引き続き、独自基準の改善及び審査基準の公表が行われるよう、取組が進んでいない自治体について、フォローアップを行う。	措置済	継続F
個別分野の取組										
(スタートアップ・イノベーション分野)										
(1)スタートアップに関する規制・制度見直し										
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	1	法人設立手続の迅速化・負担軽減	<p>a 法務省は、定款認証時の不正抑止の効果やマネーロンダリング防止の効果が定量的に把握されていないことを踏まえ、公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証業務に関する実態を把握するための調査を行った上で、当該結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面商での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>b また、法務省は、上記と並行して、以下の現在の実務における改善も速やかに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款認証における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料としては当該株式会社議決権上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第81条第3項参照)等をもって足りるものとする運用を全国的に実施する。</li> <li>・株式会社発起立時の出資に係る払込みの時期について、設立時発行株式に関する事項が定められていない定款の作成日又は発起人全員の同意があったことを証する書面の同意があった前日に払込みがあったものであっても、発起人又は設立時取締役(発起人からの受領権限の委任がある場合に限る。)の口座に払い込まれているなど当該設立に際して出資されたものと認められるものについては、設立登記申請の4週間前など近接した時期のものであれば、出資に係る払込みがあったものと認めることとする。</li> </ul> <p>c 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、デジタル臨時行政調査会が提示したデジタル原則における「デジタル完結・自動化原則」を踏まえ、デジタル庁及び内閣官房(新しい資本主義実現本部事務局)と連携し、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続について、費用対効果も踏まえながら、行政機関内部の人による審査や判断の自動化を含むエンドツーエンドのデジタル完結に取り組む。</p> <p>d 法務省、財務省、総務省、厚生労働省は、上記の取組に当たり、デジタル庁と連携しつつ、法人設立ワンストップサービスに含まれる各手続の審査や判断における具体的な基準や業務フロー等の把握、審査や判断に必要なデータの洗い出し、それらを踏まえた手続の自動化が可能な申請・届出の類型化、自動化の仕組みの検討等、デジタル技術を活用した行政機関内部の審査や判断の自動化のために必要な調査・検討を実施する。</p>	<p>a,実態調査については令和4年度、評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については速くも令和6年度上期</p> <p>b,可能なものから順次措置</p> <p>c,令和4年度開始し、速くとも令和6年度までに措置</p>	<p>a,b:法務省</p> <p>c:法務省</p> <p>d:法務省</p> <p>総務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>デジタル庁</p> <p>内閣官房</p> <p>法務省</p> <p>財務省</p> <p>総務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>デジタル庁</p>	<p>【法務省】</p> <p>a 令和4年度に公証人や嘱託人を対象として、定款認証に係る公証業務に関する実態調査を実施した。</p> <p>b (1ポイント)定款認証における実質的支配者の申告の際に公証人が嘱託人に提出を求める資料に関し、株主名簿に代えて株式会社が発起人である場合における実質的支配者の認定根拠資料として当該株式会社議決権上位10名の株主又は議決権割合が3分の2に達するまでの株主のいずれか少ない方の株主を対象として作成される株主リスト(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第81条第3項参照)等をもって足りるものとする取扱いを全国の公証人に周知した。</p> <p>b (2ポイント) 株式会社の発起立の登記の申請書に添付すべき会社法(平成17年法律第86号)第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面(商業登記法(昭和38年法律第125号)第47条第2項第5号)に記載された払込みの時期について、定款の作成日又は発起人全員の同意があった日より前の払込みであっても、発起人又は設立時取締役(発起人からの受領権限の委任がある場合に限る)の口座に払い込まれているなど、当該設立に際して出資されたものと認められるものであれば差し支えないことを明らかにした。</p> <p>c及びd 法人設立登記のオンライン申請にかかる審査や判断について、自動化できる部分の有無及びその方法について調査、検討を実施し、当該調査・検討結果を踏まえて具体的なシステム改修を実施している。</p> <p>【内閣官房】</p> <p>c 法人設立ワンストップサービス利用による申請件数を定期的に集計し、サービス利用者の推移を法務省及びデジタル庁と共有するよう周知・広報活動の支援と並びに、問合せに対する情報提供を実施した。</p> <p>【財務省】</p> <p>c 法人設立ワンストップサービスに掲載された各手続について、e-Taxを利用する法人である場合、基幹システムであるK&amp;Kシステムにデータ連携がされるなど、現状においても一定程度自動化が図れている状況。</p> <p>また、令和8事務年度においては、基幹システムをリニューアルし、データを基本とした事務処理を行い、各種業務の効率化・高度化を図ることとしており、現状において各種事務処理フローの構築に向けて検討を進めていること。</p> <p>d 法人設立ワンストップサービスに掲載された各手続について、e-Taxを利用する法人である場合、基幹システムであるK&amp;Kシステムにデータ連携がされるなど、現状においても一定程度自動化が図れている状況。</p> <p>また、令和8事務年度においては、基幹システムをリニューアルし、データを基本とした事務処理を行い、各種業務の効率化・高度化を図ることとしており、現状において各種事務処理フローの構築に向けて検討を進めていること。</p> <p>【総務省】</p> <p>c,d 法人設立ワンストップサービスの対象となる地方税務手続は、法人設立・設置届出書(都道府県)・法人設立・設置届出書(市区町村)・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書・事業所等新設申告書とされており、これらの届出等については、法人設立ワンストップサービスを踏まえた上で、e-Taxを通じて地方団体にデータが届くもの、地方団体においては、変化したデータのエラー等をチェックし、問題なければ基幹システムにデータを取り込むものであり、地方団体による判断が必要な審査業務等はない。(R4.14.規制改革会議・スタートアップ・イノベーションWGにおいて回答済み)</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>c 法人設立ワンストップサービスについて、制度所管省庁からの要望をもとに、各手続の機軸改訂等の対応を行った。</p> <p>d 法人設立登記のオンライン申請にかかる審査や判断について、自動化できる部分の有無及びその方法について調査、検討を実施し、当該調査・検討結果を踏まえて具体的なシステム改修を実施している。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>&lt;年金局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金関係</li> <li>・年金関係の手続では「新規適用届」について、令和2年1月から法人設立ワンストップサービスに参加し受付を開始している。</li> <li>・令和3年2月から法人設立ワンストップサービスで登記手続を含めた手続が開始されたことに伴い、登記内容に基づく新規適用届に代わって、届付書等を廃止し、届取項目も審査不要とし、日本年金機構におけるシステム開発により、令和4年10月から、経団連及び電子申請により提出された審査の①受付業務、②記載事項のシステム審査、③電子決済における事務処理の機械化を実現し、デジタル完結を実現した。</li> </ul> <p>&lt;基幹局&gt;</p> <p>c (労働保険関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険関係</li> <li>・労働保険関係関係成立届については、手続がデジタルで完結している。届出られた内容に疑義が生ずる場合には必要な確認を行うこととしているが、このような事例は例外的である。</li> </ul> <p>d (労働保険関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険関係関係成立届については、システム上のエラーチェックにより審査や判断を自動化している。届出られた内容に疑義が生ずる場合には必要な確認を行うこととしているが、このような事例は例外的である。</li> </ul> <p>e, d (雇用保険関連手続)</p> <p>法人設立ワンストップサービスによって申請が可能な「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」については、申請から審査を経て届出までデジタルで完結している。このうち、審査においては、システム上のエラーチェックによって判断の一部自動化を行っている。</p>	<p>【法務省】</p> <p>a 令和5年1月に立ち上げた法務省の有識者検討会における取りまとめ(令和6年1月)にて示された考え方を踏まえ、実務的検討を進めていくこととしている。</p> <p>b 措置済</p> <p>c及びd 法人設立登記のオンライン申請にかかる審査や判断の自動化ができる部分について、費用対効果も踏まえながら、システム改修に向けた具体的な検討を行い、現在、当該検討結果を踏まえたシステム改修を行っているところである。当該システム改修に係る機能について、令和6年度までにリリースする予定。</p> <p>【内閣官房】</p> <p>c 引き続き、法人設立ワンストップサービスの普及に向けて関係各省と連携し情報共有及び周知・広報活動の支援を行う。</p> <p>【総務省】</p> <p>e, d 措置済</p> <p>【財務省】</p> <p>c 引き続き、各種事務処理フローの構築に向けた検討を進め、法人設立ワンストップサービスに掲載された各手続について、可能な限りエンドツーエンドのデジタル完結の実現に向けて取り組む。</p> <p>d 引き続き、各種事務処理フローの構築に向けた検討を進め、法人設立ワンストップサービスに掲載された各手続について、可能な限りエンドツーエンドのデジタル完結の実現に向けて取り組む。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>c 制度所管省庁で検討された法人設立に関する手続きの審査自動化等の取組実現に向けて、関係先と連携しながら、法人設立ワンストップサービスに関して必要なシステム改修を行う。</p> <p>d 法人設立登記のオンライン申請にかかる審査や判断の自動化ができる部分について、費用対効果も踏まえながら、システム改修に向けた具体的な検討を行い、現在、当該検討結果を踏まえたシステム改修を行っているところである。当該システム改修に係る機能について、令和6年度までにリリースする予定。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>&lt;年金局&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金関係</li> <li>・引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる対応が可能か、必要な検討を進める。</li> </ul> <p>&lt;基幹局&gt;</p> <p>c, d (労働保険関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる自動化が可能か、必要な検討を進める。</li> </ul> <p>e, d (雇用保険関連手続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、費用対効果も踏まえながら、更なる自動化が可能か、必要な検討を進める。</li> </ul>	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	4	事業成長担保制度の創設・整備について	金融庁及び法務省は、資金提供・調達の実装がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であることを認識、把握し、融資における新たな選択肢として不動産担保によらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保制度」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。なお、事業全体を担保とする制度の整備については、試験的議論を待次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。	引き続き検討を進め、結論を待次第等にかに措置	金融庁 法務省	2022年11月、「事業性に着目した融資業務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置し、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の実現に向け、検討を行い、2023年2月、報告を取りまとめた。2023年12月、「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」において、同担保制度の創設等を内容とする、事業性融資推進法案(仮称)を令和6年通常国会に提出することを旨とする旨が閣議決定された。2024年5月、上記ワーキング・グループ報告書と基本方針の内容を踏まえ、同担保制度(企業価値担保権)の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律案」を国会に提出した。また、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備について、参考となる海外実務の調査研究や金融業界との意見交換を進めた。	左記法律案の早期成立に向けて、国会審議等に適切に対応する。	措置済		継続F
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	5	新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備	経済産業省及び内閣府(OST)は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップなどによる新技術・製品の開発を促進するべく、中小企業技術革新制度(SBIR)における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とするなどについて、検討を開始し、結論を得る。	令和4年度検討開始、結論を待次第等にかに措置	経済産業省 内閣府 財務省	「中小企業技術革新制度(SBIR)」における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とする(規制改革実施計画 令和4年6月7日閣議決定)の具体的な対応案について、第5回スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ(令和4年12月1日)で報告した。また、高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間で、技術提案公募からの随意契約を可能とする措置について、関係府庁と調整中。	令和6年6月16日閣議決定規制改革実施計画のスタートアップの新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備」の回答と同様の取組みを実施。	検討中		フォロー-終了
(2)イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し											
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	7	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	総務省は、令和4年3月に立ち上げた「無線LAN等の欧米基準試験データの活用に関する検討会」において、日本と欧米に対する認証に必要な技術基準、試験項目、測定法等の差異を特定し、欧米基準の試験データの活用等による認証の効率化について検討を行う。具体的には、スタートアップ等々の中小製造事業者や、海外の製造事業者等の様々な意見も聴取した上で、欧米基準との差異を維持する必要性及び相当性についても検証し、欧米との調和を踏まえ、無線LAN等の技術基準適合証明等の見直しを行う。その際、海外で認証済みの一定の無線機器について、我が国の認証における試験を省略して活用可能とするなどを実施する。また、総務省は、登録証明機関によって認証結果が異なることがないよう、試験項目や測定法を含む認証手続のガイドラインの作成等を行い、登録証明機関に対する周知を行う。	令和4年度中に結論、結論を待次第等にかに措置	総務省	令和5年3月27日に「無線LAN等の欧米基準試験データの活用に関する検討会」の結論を得て、それを踏まえ、無線LAN等の欧米基準試験データの活用による認証の効率化を図るよう、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準及び試験データの項目の削除を含む見直しを行い、同年11月8日に制度整備を実施した。また、欧米基準試験データの活用を促進するため、同一データの活用にあつての統一の指針を示す、登録証明機関向けのガイドラインを策定し、同年11月30日に公表した。		措置済		フォロー-終了
(3)デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備											
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	8	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	a 文化庁は、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元との両立を図るため、過去コンテンツ、UGC(User Generated Content)いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多様な著作物等について、広大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、デジタルで一元的に完結する手続を目指して、(1)いわゆる広大集中許諾制度等を基に、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現、(2)分野横断権利情報データベースの構築の検討、(3)集中管理の促進、(4)現行の著作権者不明等の著作物に係る裁定制度の改善(手続の迅速化・簡素化)、(5)UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を実現すべく、具体的な措置を検討し、令和5年通常国会に著作権法(昭和45年法律第48号)の改正法案を提出し、所要の措置を講ずる。 b 文化庁は、分野横断権利情報データベースについては、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、継続的に存続するためのビジネスモデルを検討した上で、ニーズのある全ての分野のデータベースとの接続を行うことに加え、ネットクリエイターやネット配信のみのコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツの登録が円滑に行われるものにつ、ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象として、権利情報の確認や利用許諾に係る意思表示(利用方法の提示を含む)ができる機能の確立方策について検討し、結論を得る。その際、関係府省は、府省横断的な検討体制の下、各分野のデータベースとの連携に加え、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースとの連携についても検討する。さらに、既存のデータベースの充実、権利者情報の統一やフォーマットの標準化、データベースの紐付けに必要なIDやコードに関するルール等を検討し、結論を得る。 c 文化庁は、分野を横断する一元的な窓口組織又は特定の管理事業者による新しい権利処理の具体的な仕組みを、デジタルで一元的に完結する手続を目指して検討し、結論を得る。その際、著作権者等による利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤データベースに権利情報がなく、集中管理がされておらず、窓口組織による探索等においても著作権者等が不明の場合、意思表示がない、連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等における著作権者不明等の著作物等に係る広大集中許諾や裁定制度を含めて検討する。 d 総務省は、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを含めたa)の簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、欧米の制度も参考にしつつ、通信関係事業者の協力体制及び役割分担の仕組みについて、検討し、結論を得る。	a 令和4年度中に法案提出 b (前段)令和4年内結 c (後段)令和5年内結 d 令和4年内結	a,b:内閣府 デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省 c:文部科学省 d:総務省	【デジタル庁】 a, b 文部科学省とともに、具体的な措置の検討等を実施した。 【文部科学省】 a, c 簡素で一元的な権利処理と対価還元方策について、「著作権法の一部を改正する法律(令和5年法律第33号)」が令和5年5月に公布され、施行に向けた準備を行っている。 【文部科学省】 b 令和4年度に有識者等からなる「分野横断権利情報データベースに関する研究会」を設置し、今後の在り方について検討を行い、12月に分野ごとのデータベース等と連携することにより情報検索が可能となる「分野横断権利情報検索システム」としての検討を進め、報告書を取りまとめた。 令和5年度は、簡素で一元的な権利処理の実現に資する「分野横断権利情報検索システム」の構築に向け、優先的に連携すべきデータベース等や連携方法の検討をするともに、個人クリエイター等が創作する集中管理されていない著作物など、既存のデータベースに登録されていないコンテンツの権利情報の登録の在り方について、ニーズ調査を実施し、検討を行った。 【経済産業省】 a 関係府省とともに、簡素で一元的な権利処理が可能となる制度の実行体制の実現について検討を行った。 【総務省】 d 引き続き、関係事業者に対し、政府における簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討状況を共有するための会合を実施。また、通信関係事業者の媒介者責任の位置付け等欧米の制度等について調査を行い、調査結果に基づき関係事業者に共有を実施。	【デジタル庁】 a, b 簡素で一元的な権利処理が可能となる制度の実現について、文部科学省とともに引き続き検討を行う。 【文部科学省】 a, c 引き続き、令和5年改正著作権法の施行に向けた準備や分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現に向けて検討を行う。 【文部科学省】 b 令和6年度に、「分野横断権利情報検索システム」の詳細な要件定義を行うことを含め、権利情報の集約化とその活用のための環境整備に向けた調査研究を行う。 a 関係府省とともに、簡素で一元的な権利処理が可能となる制度の実行体制の実現について引き続き検討を行う。 【総務省】 d 引き続き、関係事業者に対し、政府における簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討状況を共有する。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議	評価区分	
								措置状況	評価区分	
<b>(4)MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFSS-JPの普及・促進</b>										
令和4年7月7日	スタートアップ・イノベーション	9	MaaS推進も見据えたバス事業者の申請のオンライン化及びGTFSS-JPの普及・促進	国土交通省は、バス事業者の申請のオンライン化に向け、バス事業者(一般旅客自動車運送事業者)の申請作業及び受理に係る地方運輸局の業務の簡素化(BPR)を実現するための工程表を定めるとともに、バス事業者が国土交通省に対して書面で行っている許可申請と事業計画の変更申請について、GTFSS-JP(General Transit Feed Specification Japan:標準的なバス情報フォーマット)の活用可能性を検討する。 国土交通省は、MaaS(Mobility as a Service)推進も見据え、GTFSS-JPの普及・促進を図る。 国土交通省は、MaaS(Mobility as a Service)推進も見据え、GTFSS-JPの普及・促進を図る。	a. 工程表は整備済み、GTFSS-JPの活用可能性に関する検討は、令和4年度に実施した。b. 国土交通省は、MaaS(Mobility as a Service)推進も見据え、GTFSS-JPの普及・促進を図る。	国土交通省	a. バス事業者等とGTFSS-JPの活用可能性について検討を行い、バス事業者の申請等において、GTFSS-JPが活用可能であることを結論付けた。 b. 地方公共団体やバス事業者等を対象としたGTFSS-JPについてのセミナーを開催し、その概要や導入事例の周知を行ったほか、過去に実施したセミナーに関する資料等をホームページで公開し、その普及に取り組みを続ける。	a. 令和5年度までの検討を踏まえ、GTFSS-JPの活用に向け関係者と更なる検討を実施する。 b. 引き続き、地方公共団体やバス事業者等に対して、セミナーの開催や情報周知に取り組み、GTFSS-JPの普及促進を図る。	検討中	継続F
<b>(5)電力データ活用による新たな付加価値創出</b>										
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	10	電力データ活用による新たな付加価値創出	国土交通省は、令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法(昭和39年法律第170号)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを利活用したい事業者等による取組を促進するための環境を整備する。制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策の観点とデータ利用者のユーザビリティの観点に留意しながら検討を行う。	措置済み	経済産業省	電気事業法37条(2022年4月1日施行)により、個人情報保護法に基づき、本人同意を前提として、電気の利用者の情報を送信電事業者から認定電気利用者情報利用者等協会を介して第三者に提供できるようにした。2022年6月には、一般社団法人電力データ管理協会を認定電気利用者情報利用者等協会として認定し、電力データ利用の環境整備を実施した。	措置済み	解決	
<b>(6)イノベーションや地域の課題に応えるラストマイル配達の実現</b>										
令和4年7月7日	スタートアップ・イノベーション	11	イノベーションや地域の課題に応えるラストマイル配達の実現	a. 貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業に用いる運賃の取扱いについて、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b. 一定の過疎地域を対象に認められている、タクシー事業者等が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の許可の取得により貨物の有償運送を可能とする貨物運送の制度について、現行制度下でドライバーでない具体的なニーズ等について調査を行い、対応を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c. 令和3年9月1日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達、以下本項において「通達」という。)に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認められるよう、輸送の安全性確保等を前提として、令和4年度実施する現行通達の運用状況(事故や法令違反の状況等)のモニタリング結果や既に実施したラストマイル配達のニーズ調査の結果を踏まえ、必要な措置について検討し、結論を得る。	a,b. 令和4年度検討開始、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c. 令和5年度に検討	国土交通省	a. 軽乗用車についても、貨物自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いを規定した通達を「貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供することを可能とする」として(令和4年10月24日付国土交通省令第95号、国土交通省令第95号、国土交通省令第95号)を発出。 b. 通達発出済み(「旅客自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(令和5年5月30日付国土交通省令第23号、国土交通省令第23号))。 c. 自家用自動車の有償運送の許可の対象となる期間について、現在、繁忙期が1年のうち指定された4期間に限定されているところ、通年で任意の期間を選択可能とするため、令和6年2月27日から3月27日まで現行通達の改正に向けたパブリックコメントを実施し、結果等を踏まえ、通達(「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」(令和6年3月29日付国土交通省令第86号))を発出。	a,b. 措置済み c. 令和7年1月1日に施行予定。	検討中	フォロー終了
<b>(7)DXを加速したタクシーの利便性の向上</b>										
令和4年7月7日	スタートアップ・イノベーション	12	DXを加速したタクシーの利便性の向上	a. 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たって、令和3年10月から11月にかけて行った実証実験の結果に基づき、ソフトメーターの規格決定に必要な事項について、「ソフトメーターの導入に向けた検討」等の中で指摘された課題等を含め、検討する。その際、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関する事項は、利用者から意見を収集するに当たって十分な正確性を確保することを前提として、ソフトメーターの導入を通じてタクシー事業者全体のDX化が進められるよう、配車アプリ事業者等の争奪も併せて検討を進めたいこと、検討の結果を踏まえ、速やかにソフトメーターの規格を決定し、措置する。 b. 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、令和3年10月から12月にかけて行った実証実験の結果に基づき、利用者ニーズや運用上の課題への対応について検討し結論を得た上で、できるものから措置する。なお、その検討に当たっては、公共交通機関に求められる妥当性に引き続き配慮するとともに、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ制度設計を行う。	a,b. 令和4年度検討開始、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c. 令和5年度に検討	国土交通省	a. ソフトメーターとして備えるべき基本仕様の検討を進めるべく、メーター開発企業や配車アプリ企業等の関係者間でイメージリクエストを実施。ソフトメーターのJIS策定に当たり、トンネル内や高低差のある場所におけるGPS(衛星位置システム)の誤差や、電子地図の更新頻度の問題等、当初の想定以上に課題が判明し、引き続き議論すべきことと結論を得た。 b. 令和5年1月1日に「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」(令和5年6月27日国土交通省令第63号の3)を施行した。	a. 令和6年度においても、ソフトメーターの規格が技術中立的なものとなるよう留意しつつ、ソフトメーターの機能要件や性能要件を検討し、標準的な認定基準の策定に着手する。 b. 措置済み	検討中	フォロー終了
<b>(8)Society 5.0の実現に向けた普及・放逐制度改定の在り方</b>										
令和4年7月7日	スタートアップ・イノベーション	13	電波の有効利用	a. 総務省は、関係府省庁・機関(内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等)が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の試験等を含め、本格的な運用を早期に実現する。 b. 総務省は、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、令和4年3月に取りまとめた、諸外国における電波オークション方式等のメリットやデメリットへの対応策等を踏まえ、経済的価値を最大化し、電波の有効利用に資する新たな携帯電話用周波数の割当方式を検討し、令和4年中に結論を得た上で、必要対応を進める。	a. 令和4年度措置済み b. 令和4年4月結論	総務省	a. 令和5年度も、関係機関と連携し、公共安全モバイルシステムが具備すべき機能の精査、課題対応のための実証を実施した。当該実証も踏まえ、通信事業者により、令和6年4月から公共安全モバイルシステム(「B:公共安全LTE」)に対応するサービスが開始されることが発表されている。 b. 令和4年11月、「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」において、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式について、エリアカバレッジを含む技術やサービスに関する審査項目と、周波数の経済的価値を組み合わせて審査を行う総合評価方式(特定基地局開放制度)に加え、「条件付オークション」を選択可能とするよう、検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性を取りまとめた。 これを踏まえ、令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波等の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、令和5年7月に報告書を取りまとめた。	a,b. 措置済み	検討中	継続F



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	14	デジタル時代における放送の在り方について	<p>a ①総務省は、放送ネットワークインフラの特長像についての議論を踏まえ、ミニサテライト局等を含めた放送設備の共有化、クラウド化や、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部のプラットフォーム等による代替、マスター設備の保有・運用形態について設備保有法人の整備なども含めた効率化等、採り得る選択肢を検討し、結論を得る。</p> <p>②その際、人口動態等や衛星にもたず影響を踏まえて、コスト負担等を含めた実現可能性、将来の整備を含めた具体的な方策についても検討する。NHKと民間放送事業者との連携を推進し、民間事業者の設備維持、コスト負担の軽減にも資するように、適切な協力、インフラ整備への協力関係の構築を推進する。</p> <p>③上記のうち、プラットフォーム等による代替については、技術実証も実施しつつ更なる検討を行い、結論を得る。</p> <p>b 総務省は、上記を踏まえて、放送法(昭和25年法律第132号)の改正を含め、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル時代における放送の在り方の変更を促すため、播代において必要とされる放送の設備を定めつつ、地上波に覆られない放送事業者のマスメディア集中排除原則や放送対象地域の見直しのほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤の強化に向けた取組を行う。</p> <p>①マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制(認定放送持株会社制にない場合)に関する、既存の放送地域等の特例に限定しない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて検討し、措置する。</p> <p>②放送対象地域の見直しについては、希望する放送事業者において複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度について検討し、措置する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報発信が確保されるように定量的評価を行うための指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。</p> <p>c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方への連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a ①、②(令和4年7月検討・結論、③(令和4年8月検討開始、令和4年度結論、b(前段、①、②前段)令和4年7月検討・結論、令和4年度措置、法改正を伴う場合は令和4年度内(法案提出、(後段)①、②以外、②後段)令和4年度検討開始、結論後速やかに措置・措置後も継続的にフォローアップ)令和4年度検討開始、結論時中期策を定めて措置</p> <p>(前段、後段①、②以外、②後段)「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第1次取りまとめを踏まえた必要な制度整備を盛り込んだ「放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)」を本年4月1日から施行することとしている。</p> <p>当該法律案は、  (ⅰ)複数の地上基幹放送事業者が中継局を共同で利用するための規定  (ⅱ)基幹放送の安定性が確保されるための規定(業務管理体制についての基準適合維持義務、その履行を確保するための監督規定等)  (ⅲ)複数の放送対象地域における放送番組の同一化を可能とするための規定  の整備等を行うものである。  このうち(ⅲ)については、特定放送番組同一化を行う場合において基幹放送事業者に求める地域性確保措置の例示として、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえたPDCAサイクル(不審の見直し体制)が確保されることや、それらの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること等を規定するための、放送法関係審査基準(総務省訓令)等の改正手続を進めているところ。</p> <p>デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会において、令和5年10月に第2次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、コーポレートガバナンスの強化等について、「各放送事業者が積極的に果たそうとしている社会的役割を明らかにするとともに、そのために必要な財源・体制を自主的に開示することなどを通じて、その存立の基盤である地域社会の理解を得つつ、経営基盤の強化を図り、社会的な付託にふさわしいことが期待される」、「放送事業者の自主性・自律性に十分配慮した上で、放送事業者の使命・役割やその持続可能性を確保するために必要な取組内容を明確することが期待される。本検討会においても規制改革実施計画等を踏まえた検討を継続する」とされている。</p> <p>c 総務省において、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」を開催し、取りまとめ(令和5年10月18日公表)において、「既存プラットフォーム間での連携や戦略的プラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツの「アクセス性」及びその「質性」が確保できる環境を整備すべき」とされた(同検討会「放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ」においても同様の取りまとめが行われた。)ことを受け、放送事業者・メーカー等による検討体制を令和5年1月に設置した。</p>	<p>a ①、② 措置済</p> <p>a ③(令和6年度)の結論に向けて、引き続き必要な検討を行う。</p> <p>b(前段、①、②前段) 措置済</p> <p>b ②後段) 令和5年度の措置に向けて必要な手続き・検討などを行うとともに、その後のフォローアップを行う。</p> <p>b ③後段(①、②以外) 第2次取りまとめを踏まえて検討を継続する。</p> <p>c 仮想的なプラットフォーム等については、令和6年度を目標に、視聴者の受容性や有効性を検証する予定。</p>	検討中	継続F		
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	15	裁判による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について	<p>裁判による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について</p> <p>和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について</p> <p>和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等について</p>	令和5年度通常国会を以て、法案提出	法務省	令和5年4月2日、「裁判による国際的な和解合意に関する国際的な法的実施に関する法律」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月28日に公布された。	措置済	解決	
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	16	美容師の養成の在り方	<p>a (前段)措置済、(後段)令和5年度上期措置、b(前段)令和4年度上期措置、(後段)令和4年度以降順次措置</p>	令和5年度上期措置、(後段)令和4年度以降順次措置	厚生労働省	<p>a 令和5年5月に厚生労働省から、「美容師国家試験(実技試験)の見直しに向けた検討について(要綱)」(令和5年5月18日厚生労働省0518第1号)を提出し、公財団法人理容師美容師試験研修センターに対して要請を行った。また、令和5年4月4日、「美容師の養成のあり方に関する検討会」において、「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応」と取りまとめ、オールウェーブセッティングについては、その要素を含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へ見直すこととした。</p> <p>b 令和5年8月に厚生労働省から、「美容師養成の改善について」(令和4年8月29日厚生労働省0829第1号)を提出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対して、実務実習において一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを通知した。また、令和5年度に、美容師養成施設の実務実習における実務実習の実施状況、好事例、課題等に関する調査を実施した。</p>	<p>a 令和5年7月4日「美容師の養成のあり方に関する検討会」において取りまとめ、「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応」を示されたスケジュールに従い、関係者の協力を得ながら検討を進める。</p> <p>b 調査結果を精査した上で、令和6年度中に、美容師養成施設や美容師等に周知する。</p>	検討中	継続F
令和4年6月7日	スタートアップ・イノベーション	19	外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進	<p>外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進</p>	令和4年度結論・措置	内閣府 出入国在留管理庁	<p>国家戦略特別区域において、関係自治体が企業の経営の安定性等を確認するとともに各種支援を実施することにより、認定企業に就労予定の外国人エンジニアについて、審査の迅速化及び期間の明確化を図る特例を令和5年10月に措置した。</p>	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<b>(15)企業単位での規制改革の推進</b>											
令和4年5月27日の當申	スタートアップ・イノベーション		デジタル社会に対応したセキュリティの特性・機能を踏まえたルールを合理的・柔軟な運用に向けて、関係自主規制団体の参加を促すことにより、ニーズ把握並びに規制及び自主規制の整合性確保を図りつつ、金融審議会で検討を進める。検討に当たっては、セキュリティ強化が進展を続けるデジタル技術を活用して投資対象や投資家の裾野を広げるものであることを踏まえ、また、セキュリティ強化の活用・活用を旨とする関係者から幅広く情報収集を行い、検討結果に基づいて法令改正や監督指針改正等必要な措置を行うとともに、関係者への周知を行う。	令和4年4月 金融庁	金融審議会市場制度ワーキング・グループ「中間整理」(令和4年6月公表)を踏まえ、セキュリティ強化のPTSDでの取扱いに向けて、日本証券業協会及び日本STO協会により、取扱商品の審査や情報開示に関するルールを含む自主規制規則が策定された(令和5年7月施行)。 金融審議会市場制度ワーキング・グループ「資産運用」に関するタスクフォース報告書(令和5年12月公表)を踏まえ、非上場有価証券のセキュリティ強化取組の活性化に向けて、取引規模が限定的な場合のPTSDについて認可を要せず第一種金融商品取引者の登録により運営可能とする参入要件の緩和等を盛り込んだ金融商品取引法等の一部改正法案を国会に提出した。	改正法案が成立した際には、関係者とも調整の上、政府令等の改正の検討を行う。	検討中	継続F			
<b>(デジタル基盤)</b>											
<b>(1)社会のデジタル化の基盤整備</b>											
令和4年6月7日	デジタル基盤	1	5G等の普及拡大に向けた取組 a 総務省は、5G・ローカル5Gを含む全ての無線局(船舶局及び航空機局を除く。)について、令和7年1月に予定されている総合無線局監視システムの更改において、書面による免許状の交付をデジタル化するとともに、点検・検査等の際には、免許人がウェブ上でデジタル免許情報を受取る。あるいは、総務省が保有する免許情報の電子データを免許人が参照し、電磁的に表示することで確認できる仕組みを構築することにより、書面の免許状の備え付けを不要とする。 b 総務省は、上記の実現までの暫定措置として、書面で交付される免許状をスキャナ保存することにより、書面の免許状の備え付けを不要とするための必要な措置を、令和4年度中に講ずる。 c 総務省は、ローカル5Gの免許申請に係る事業者の負担軽減を速やかに実現する観点から、免許申請の際に必要な登記事項証明書等の添付を不要とすることを検討し、必要な措置を講ずる。 d 総務省は、書面の高周波利用設備の許可状の備え付け義務について、令和5年度中に廃止することともに、関連手続の業務の見直し及び電子申請の導入によるデジタル化を進める。 e 総務省は、令和4年度における5G帯の新たな周波数(2.3GHz帯)の割当てに当たり、条件不利地域等に対する基地局開設を促進する評価指標を導入する。 f 総務省は、「ローカル5G導入に関するガイドライン」について、記載されている法令の解釈を一層明確化するとともに、手続方法の説明を拡充する等、ユーザー目線から分かりやすい表記に改定する。特に「電気通信事業を含む」に該当しない条件、ローカル5G導入上必要となる国際携帯電話加入者識別子(IMSI:International Mobile Subscriber Identity)の使用事例、同期・準同期方式に係る変更時の申請手続や無線局免許状交付後の手続を追記する。 g 総務省は、「ローカル5G導入に関するガイドライン」について、ローカル5Gの利用者となる事業者からの要望事項について、継続して聴取を行い、適宜必要な追記を行う。	令和4年1月 総務省 a 令和7年1月 措置 b 令和4年度 措置 c 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置 d 令和5年度 措置 e 措置済み f 令和4年度 以降継続的に措置 g 措置済み	a 令和7年1月の総合無線局監視システムの更改によるデジタル免許状の導入に向けて、多数の無線局免許を有する免許人等を中心に実施したアンケートを踏まえ、デジタル免許状の実現方法としてユーザー参加方式を用いることを検討した。また、所要のシステム開発を進めるため、免許状の発給等に係る業務フローの変更点の整理やシステムに実装する機能の検討などを行った。 b 無線局免許状の償付義務について、スキャナ等により電子的に保存された無線局免許状を、無線局に備付けたタブレット等により表示する方法を認めるとするため、電波法施行規則(昭和25年電波法監理委員会規則第14号)及び関連告示の一部を改正し、令和5年3月31日に公布、同年4月1日に施行した。 c 免許手続きの負担軽減の観点から、自己土地におけるエリア変更等に係る手続きの簡素化など様々な手続きの簡素化についての可否を情報通信審議会において検討したところ、同審議会の一部答申(令和5年1月24日)を踏まえ、電波法施行規則(昭和25年電波法監理委員会規則第14号)及び関連告示の一部を改正し、令和5年6月31日に公布・施行した。 d 電子申請システムの構築が完了し、高周波利用設備関連の手続きについて令和5年6月19日からe-Govを経由した電子申請が可能となっている。 e 令和4年5月18日に行った2.3GHz帯の割当てにおいて、条件不利地域等での基地局開設を評価する指標を導入した。 f 令和4年3月31日に行ったガイドラインの改定において、IMSIの使用事例、同期・準同期方式に係る変更時の申請手続や無線局免許状交付後の手続を追記した。 g 事業者等からのニーズをもとに、「ローカル5G導入に関するガイドライン」を改訂した(直近は、令和4年3月31日改訂)。	a 前年度の整理・検討に基づいて、所要のシステム開発を進めるとともに、法令等に係る所要の手当の検討を行うなど、引き続き、令和7年1月のデジタル免許状導入に向けた作業を進める。 b 措置済(令和4年度に措置済) c-g 措置済	検討中	継続F			
令和4年6月7日	デジタル基盤	2	インターネットバンキングの利用促進 a 金融庁及び経済産業省は、インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が企業の生産性向上に資することを踏まえ、金融機関側・中小企業の双方の視点から、法人インターネットバンキングの利用状況の実態把握、及び、利用促進に向けた課題の抽出を行う。 b 金融庁及び経済産業省は、法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価し、POCAサイクリスを回す上で適切な指標及び目標値を設定するとともに、定期的に公表する。その際、自主的なものも含め、金融機関ごと、利用者の事業規模・業種ごと、都道府県ごとの指標の公表について検討する。	令和4年上期 金融庁 経済産業省 a 令和4年上期 措置 b 令和4年下期 のできるだけ早い時期に措置	a 「契約・決済・キータッチ普及スタディ」グループ事務局資料(2022年2月)において、事業者の法人インターネットバンキング(以下、「IB」)等の利用状況について実態把握を実施したほか、「令和3年度事業環境変化対応型支援事業(デジタル化診断事業)」(2022年3月事業開始)において、中小企業の経営課題やデジタル化状況を把握する一環として、中小企業のIBの利用状況について実態把握を実施し、事業者の法人IB等契約率や決済の法人IB等利用率は高い水準であった一方、事業者側の調査から、事業者の規模による普及率の差や、契約率と利用率に乖離が見られるといった課題を抽出した。 b アンケート調査を実施し、実際に法人IB等を利用する企業視点では、契約率が93.6%(うち利用率は92.5%)と、高い水準に達していることがわかった。	a, b 措置済	措置済	解決			
令和4年6月7日	デジタル基盤	3	企業の会計業務の効率化 a 経済産業省は、クレジットカード決済サービスと会計ソフト等のAPI等によるデータ連携の実施が中小企業等の会計業務の効率化に資することを踏まえ、データ連携の実現状況について確認を行った結果として法人向けクレジットカード決済サービスにおいてデータ連携の環境整備が進みつつある事が確認された事も考慮しつつ、社会のデジタル化を促進する観点から、目指すべき法人向けクレジットカード決済サービスを活用したデータ連携の目標を定めた上で、民間主導による取組で十分な進展が図られるか検証する。 b 経済産業省は、検証結果を踏まえ、目指すべきデータ連携の実現に向け、データ活用技術の進展も見据えつつ、必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、API等によるデータ連携を可能とする環境の整備に伴い生じるコスト負担について、データ流通の促進を過度に妨げることのないよう、その在り方について検討する。	令和3年度 経済産業省 a 令和3年度 以降引き続き措置 b 引き続き検討のうえ、可能なものから速やかに措置 c 速やかに検討開始	a データ流通量増大の観点から法人向けクレジットカード決済サービス(以下、法人カード)の利用拡大を旨とし、2022年度に経済産業省主導でクレジットカード事業者や会計システム等の関係事業者を委員とした検討会を開催し、法人カードの現状把握や普及・利用拡大に係る課題や対応の方向性等について議論整理を実施した。 b IBの取引全体に占める法人カードの取扱高の割合は依然低いものの、近年着実に法人カードの利用が増加している事実が検討会で確認できたことを踏まえ、民間主導での成長が継続すると考えられる。引き続き法人カードの利用拡大が進むことを検証するため、2025年までに法人カードによる決済金額(取扱高)が2021年対比で5割増しになることを目標と設定し、引き続き法人カードの利用状況の把握に努める。 b 検討会の開催を通じ、民間主導の取組で着実に法人カードの普及が進むことを確認した。また、検討会で行ったアンケート等から把握した主要課題(認知度の向上やメリット訴求等)は、民間主導で十分に解決が可能であると考えられる。 c 企業が会計業務の効率化に資するデータ連携を可能とする民間サービスを選ぶ環境は整っている状況。上記の検討会や各社へのヒアリングを通じて、コスト負担の在り方について検討を行った結果、民間の交渉によりサービスホルダー間で適切なコスト分担がなされ環境整備が進んでいることを確認した。	a~c 措置済	措置済	解決			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和4年6月7日	デジタル基盤	5	公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化	a 法務省は、公正証書の作成に係る一連の手続について、公益役場における業務フローを含め抜本的な見直しを行うとともに、デジタル技術の進展等に応じて継続的な公正証書制度及び公益役場の業務改善が可能な見直しを行うなど、デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う。 また、引き続き書面・対面での公正証書を作成する場合においても、署名や押印の必要性を含め、公益役場における業務フローを幅広く検証し、デジタル技術を活用して利便性が高く効率的な仕組みができないか検討する。 b 法務省は、全ての国民がデジタル化による高い利便性を享受できるようにするためのシステム整備が必要となることを踏まえ、予算措置の要否の検討を含めて日本公正証書連合会と連携し、必要な措置を講ずる。この場合、システム設計は、法制度の検討や適切な業務の見直しと並行して行うことが重要であることを踏まえ、システムの在り方について検討するために必要な措置を速やかに講ずる。 なお、システムの検討に当たっては、次の取組を行うものとする。①制度面とシステムの設計を並行して行うこと、②システム設計を進める前提として、利用者の視点で、公正証書の作成から使用、保管に至る一連の手続全体の電子化とBPRを徹底し、必要に応じて民間企業を含めた関係機関とのデータ連携を可能とする点に、必要なローカルルールがある場合は、その排除に取り組みること、③初期の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を要請した設計を行うこと、④開発段階から実際の利用者目線による試行を繰り返すとともに、運用開始後もシステムの利用状況を定期的に調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと。	a(前段)令和4年度中に検討・結論を得て、令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す。(後段)令和4年度中に検討・一定の結論を得る b システムの在り方について令和4年度上期に一定の結論を得た上で、以後、継続的に措置。 令和7年度上期のデジタル化を目指す	法務省	a(前段) 書面、対面、押印を求めている現行法の規律を見直し、公正証書の作成に係る一連の手続をデジタル化し、当事者が公益役場に出頭しなくても公正証書を作成し、その内容を証明する電子データの提供を受けることが可能となるよう、令和5年の通常国会に法案を提出し、成立した。 a(後段) 上記の法案は、公益役場に出頭し、対面で公正証書を作成する場合においてもデジタル技術を活用することができるものとしている。 具体的には、公正証書作成に関連する一連の手続について、それぞれの手続の段階ごとに独立して、デジタル技術を活用するものとしている。 b 令和4年度上期に、システムの在り方について、日本公正証書連合会と連携して検討を行い、情報システムの構築の在り方について結論を得た。	a(前段、後段) 措置済 b 現在、令和7年度上期のデジタル化開始を目指して、準備を進めているところである。	未措置	継続F	
令和4年6月7日	デジタル基盤	7	株主総会資料の電子提供の拡大	a 法務省は、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置について、株主総会資料の電子提供制度の運用を開始されるまで継続する。 b 法務省は、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置の運用状況を検証しつつ、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項の拡大について、商事法の電子化に関する研究会における検討を速やかに取りまとめ、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	a 措置済み b 令和4年措置済	法務省	法務省は、令和4年2月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催する「商事法の電子化に関する研究会(電子提供措置事項記載書面)」に参加し、株主総会資料の電子提供制度に基づく書面交付請求において書面に記載することを要しない事項(以下「電子提供措置事項記載書面省略事項」という。)の拡大等について調査審議を進めてきたところ、その成果を踏まえ、令和4年12月、電子提供措置事項記載書面省略事項の拡大及びウェブ開示によるみなし提供制度の対象の拡大を内容とする会社法施行規則及び会社法計算規則の改正を行った(令和4年法務省令第43号)。	a, b 措置済	措置済	解決	
令和4年5月27日の答申	デジタル基盤	-	インターネットバンキングの利用促進	金融庁は、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の場も活用し、UI・UX(ユーザーインターフェース)の改善、利用頻度の高い手続のオンライン完結、窓口にはべた利用料の引下げ等に係る優良事例の展開、公表やフォローアップ等を行う。また、金融庁及び経済産業省は、地域や利用者の属性に応じた適切な利用促進策を講ずる。	可能なものから速やかに措置	金融庁	金融機関側においては、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直し」のフォローアップ方針を元に、各業界によって設定された優先して取り組むべき事項の取組状況について、業界団体の実態調査を実施中(令和6事務年度内に完了予定)。	措置済	措置済	解決	
令和4年5月27日の答申	デジタル基盤	-	企業の会計業務におけるデータ流通の促進	a 金融庁は、資金移動業者・前払式支払手段発行者(以下「資金移動業者等」という。)が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務所に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況について把握するとともに、企業の会計業務の効率化に資する民間サービスによるデータ連携が図られるか検証する。 b 金融庁は、検証結果等を踏まえ、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、更なる対応が必要かを検討する。	a 令和4年上期措置 b 令和4年下期に検討の上、可能なものから速やかに措置	金融庁	資金移動業者等が提供する企業向け決済サービスと企業が会計事務所に利用する会計ソフトとのAPI連携の実施状況を把握するため、資金移動業者等に対し、アンケート調査を実施。資金移動業者等において、会計業務の効率化に資するサービスが複数提供されていることを確認。あわせて、資金移動業者等とのAPI連携を希望する電子決済等代行業者との対話を実施中。	資金移動業者等とのAPI連携を希望する電子決済等代行業者との対話等を通じて、資金移動業者等の競争環境や市場規模、イノベーションに与える影響等に留意しつつ、引き続き、更なる対応が必要かを検討していく。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価					
							これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分				
<p>(2)司法手続におけるデジタル化の推進</p>														
令和4年6月7日	デジタル基盤	10	刑事手続のデジタル化	<p>法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、最高裁判所が所管する事項については司法府における自律的断罪を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和4年度に必要な法案を国会へ提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を進めようとする。</p> <p>その際、法務省及び警察庁は、告訴・告発、文通反則切符の作成、訴訟記録の閲覧・閲覧、公判における証人・被告人・被害者参加、裁判員の選任手続等について、被告人・被告人を拘束した関係者の権利利益の確保や、プライバシー保護の要請等の各手続の特性に十分な配慮を尽くしつつ、刑事手続に関わる国民の負担軽減等を図るためのデジタル化を行う前提で、課題解決に向けた検討を行うとともに、令和7年度の一部施策の運用開始を視野に入れて、刑事手続のデジタル化の運用開始の詳細スケジュールを検討する。</p> <p>① 法務省及び警察庁は、法制審議会を含む検討の場の議論の状況を踏まえ、実務上の課題を、数字等のフットノートのニーズに基づき正確に把握するため、必要な範囲で調査を実施する。調査を行う際は、司法統計等の既存の統計を活用するとともに、必要に応じて追加的な統計調査を行うほか、法務府内に設置される国民の意見や情報通信技術の有用者の意見を聴取することに努める。</p> <p>② 法務省及び警察庁は、刑事手続のデジタル化に当たって、最高裁判所が所管する事項においては司法府における自律的断罪を尊重しつつ、デジタル化と連携の上、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。</p> <p>その際、法務省、警察庁、最高裁判所が所管するシステムについて、①業務の厘正し、対応する制度面とシステム間の連携を並行して行うこと、②個別の手続ごとのシステム整備やシステム間のデータ連携が容易となるようシステム間の疎結合を意図した設計を行うこと、③個別の手続だけでなく一連の業務を通してデジタル化された関係者の業務が全体として合理化されるよう、関係機関間で緊密に連携すること、④利用者目線で利用しやすいものとするため、関係機関から関係の利用者による意見を積極的に取り入れ、運用開始後もシステムの利用状況を適時調査・検証し、システムの継続的な改善に取り組むこと、⑤クラウドサービスを利用する際には、リスクアセスメントに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保することを念頭に置きながら、環境整備に取り組む。</p> <p>特に、警察庁は、文通返却を含め現場のデジタル化に取り組む。また、効果的・効果的なデジタル化を推進する観点から、各地域による独自の運用等を見直し、全国統一のシステムを構築する。</p>	警察庁 法務省	【警察庁】	【法務省】	【警察庁】	【法務省】	【警察庁】	【法務省】	【警察庁】	【法務省】	【警察庁】
<p>(人への投資)</p>														
令和4年6月7日	人への投資	1	人への投資	<p>(1)順に応じた学びを大切にする。社会に関わらず、初等・中等教育</p> <p>a 文部科学省は、次期教育振興基本計画の策定に向けた議論を踏まえつつ、中央教育審議会等において、従来の対応策を踏襲した一考型型の教育から、デジタル活用を前提とした順に応じた学びを推進するための学校教育を実現できるように検討する。特に、順に応じた学びを進めるとともに必要な標準授業時数や教育課程に関する制度的整備や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールリーダー等専門人材のオンラインを含めた活用促進について、必要な検討を行う。</p> <p>b 文部科学省は、都道府県の施設認可に係る審議の基準等について、私立学校の施設を実質的に認めない運用が定まっている等の事例について調査を実施し、必要に応じて、互いに専任教員を招聘する等の不適切な運用が行われないよう、必要に応じて改善を促す。あわせて、学校法人の経営サポートセンターによる、経営困難校等が学校法人運営からの撤退や学校再編による再生等を希望する場合に必要な手続をまとめたハンドブックの充実・周知を図る。</p> <p>c 文部科学省は、1人1台端末の要する円滑な活用の促進に向け、学校現場や保護者等が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを作成する。その際、オンライン授業や家庭での1人1台端末の活用促進及びICTを活用するに当たり求められる情報リテラシー・情報セキュリティ教育を十分に行うために必要な情報や好事例の周知・徹底を図る。</p> <p>d 文部科学省は、1人1台端末について、平常時の持ち帰り活用可能な学校が全体の28.1%に限られている状況について、学校現場において保護者等の共通理解を促すことにより、全ての児童生徒が1人1台端末の平常時の持ち帰り等により家庭でのICTを活用した学びが継続できるように、オンライン授業や家庭でのICT活用ができるかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、1人1台端末の平常時の持ち帰り等の実態を把握し、必要な施策を検討・実施する。</p> <p>e 文部科学省は、デジタル時代を踏まえた順に応じた学びを推進するため、授業で1人1台端末が活用されるような必要な支援を行う。特に、教科や地域によって活用が進まない実態がない調査し、そのような状況が確認された場合には当該状況を改善するために必要な施策を検討・実施する。</p> <p>f 文部科学省は、感染症や災害の発生等の非常時の学習保障としてオンラインを活用した特例の授業の実施状況や出席取扱い地域差が生じていることに対し、オンラインを活用した特例の授業や家庭でのICT活用が安心してできているかどうかが生きている地域によって決まる状態を解消するため、適切な措置を検討・実施する。</p> <p>g 文部科学省は、順に応じた学びを実現する手段の一つであり、令和4年度から開始する予定の授業時数特例制度について、令和4年度導入後の実施状況等を調査するとともに、その結果を踏まえ、順に応じた学びの促進に必要な授業時数の在り方に関する検討を行う。</p> <p>h 文部科学省は、令和4年度より義務化した「情報1」及び令和6年度より開設される「情報2」について、住んでいる地域によらず全ての生徒が質の高い教育を受けられる状況であるか確認するため、教員配置状況、実践指導・実習実施状況（使用するプログラミング言語を含む。）、外部人材やチューターの活用状況、生徒の満足度、教員のフットワークを調査し公表するとともに、「情報1」を担当する教員の指導力を向上し、全国で質の高い教育が実施されるために必要な施策を検討・実施する。</p> <p>i 文部科学省は、不登校児童生徒のオンラインを活用した学習を一定の条件下で実施し、出席扱いとできる制度について、令和2年度は196,127人の不登校児童生徒のうち、2,626件にとどまることを踏まえ、この制度の活用を促進するため、先進的な取組を行っている地方公共団体における評価への反映手法や課題を感じている地方公共団体における課題の内容等の把握に取り組むとともに、その結果や不登校児童生徒のオンラインを活用した学習への取組に関する取組の要する制度の更なる活用に向けた改善を図る。</p> <p>j 文部科学省は、地方移住等に伴う地域外就学制度の活用に関して、事務的把握・取組もともに、二地域居住等により住所の存する市町村以外に一時的に居住する児童生徒が、住民票所在地で通う学校に通い続けることを希望する場合における、オンラインでの授業参加を含む学びの保障の在り方について、児童生徒の状況を踏まえ、検討する。</p>	文部科学省	a 令和4年度に検討開始。結論を次年度調査に引き渡す。 b,d,h,i: 令和4年度措置 c: 情報調査 e: 令和4年度調査開始、令和5年度調査結果取りまとめ及び措置	a 中央教育審議会初等中等教育分科会個別最速な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて、義務教育の意義や学びの多様性等について議論した。令和5年12月に取りまとめた中間とりまとめにおいて、ICTを活用し子供たちが主体的に学習できることができるような学習環境の重要性等について提言された。また、中間とりまとめは、子供たち一人一人の特性に応じた資力・能力の向上に向け、授業時数を含めた教育課程の編成に関する学校数量の在り方等についても論点とされている。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールリーダーについては、オンライン活用の効果や課題を把握し、オンラインを含めた活用促進のため、必要な予算の計上、周知を行った。	a 中間とりまとめについて提言された内容について、関係する審議会等に報告し、各審議会等における専門的な検討の検討とする。 また、引き続き、スクールリーダーのオンライン活用について把握し知見を図るとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーにおけるオンラインカウンセリングの活用促進を図る。	a 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」（発行元：日本私立学校振興・共済事業団）第2次改訂版の周知徹底を図る。	c 引き続き、左記通知等の周知徹底を図る。	d e 学校間・地域間の端末活用の格差を是正するため、端末活用の効果的な実践を抽出・モデル化し、展開する「リーディングDX/スクール事業」を実施する方法。端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を引き続き収集・紹介していく。	f 感染症や災害等の非常時におけるICTを活用した学びの保障を推進しているため、令和4年1月に発生した事務連絡の内容について引き続き周知を行う。	g 引き続き組織状況の把握に努めつつ、授業時数特例制度の実施に取り組むため、必要な取組を行う。	h 左記の調査結果を踏まえ、引き続き、全国で質の高い教育が実施されるために必要な取組を図る。
<p>(3)不登校児童生徒のICT等による学習に関する取組と課題に関する調査を実施し、それを踏まえ、「不登校に関する調査研究地方各審議会等」今後の不登校児童生徒への学習支援等について検証を行っている状況について（令和4年6月）において、ICT等を活用した不登校児童生徒の学習に関する出席扱いの制度について再度周知するとともに、取組を促した。</p>														
<p>令和4年11月及び令和5年12月に調査結果を公表済み。その他の事項については、令和5年度中に調査結果を公表する予定。また、教員の指導力向上については、令和4年11月及び令和5年12月に「免許状保有者による指導体制の適成及び担任教師全体の指導力の向上に関する調査（パッケージ）」を公表するとともに、各都道府県教育委員会に対して当該パッケージの内容を示すとともに高等学校情報に係る指導体制の一層の充実を要する通知を令和4年11月及び令和5年12月に発信。</p> <p>i 不登校児童生徒のICT等の活用による学習に関する取組と課題に関する調査を実施し、それを踏まえ、「不登校に関する調査研究地方各審議会等」今後の不登校児童生徒への学習支援等について検証を行っている状況について（令和4年6月）において、ICT等を活用した不登校児童生徒の学習に関する出席扱いの制度について再度周知するとともに、取組を促した。</p> <p>j 令和5年8月に調査を実施し、一時的な移住や二地域に居住する、ワーケーションを行う等の事情で保護者から、その市区町村に居住している間、児童生徒が在籍する学校の授業を、居住先にオンラインで配信してほしいという要望を受けた実績のある自治体について実態把握を行った。調査結果を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会個別最速な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループにおいて議論を行い、令和5年12月に中間とりまとめを取りまとめた。</p>														

開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革進会議評面	
							これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
令和4年6月7日	人への投資	2	外部人材の活用を通じた学びの実現	文科科学省は、教員の量と質はトレードオフの関係にあるという指摘がある中、教育の質の確保に向けた方策を検討し、教育の質の確保に必要な教員の質向上について迅速に結論を得た上で、当該質を備えた教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を検討し実施した。また、特別免許状制度の試験範囲の拡大や実務経験を加味した一部試験を免除など、子育て世代の若い教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を検討し実施した。また、特別免許状制度の試験範囲の拡大や実務経験を加味した一部試験を免除など、子育て世代の若い教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を検討し実施した。また、特別免許状制度の試験範囲の拡大や実務経験を加味した一部試験を免除など、子育て世代の若い教員を確保するための方策について、教員免許状制度の抜本的な改革を検討し実施した。	a. 令和4年度措置 b. ICTや情報 c. ICTや情報 d. ICTや情報 e. ICTや情報 f. ICTや情報 g. ICTや情報 h. ICTや情報 i. ICTや情報 j. ICTや情報 k. ICTや情報 l. ICTや情報 m. ICTや情報 n. ICTや情報 o. ICTや情報 p. ICTや情報 q. ICTや情報 r. ICTや情報 s. ICTや情報 t. ICTや情報 u. ICTや情報 v. ICTや情報 w. ICTや情報 x. ICTや情報 y. ICTや情報 z. ICTや情報 aa. ICTや情報 ab. ICTや情報 ac. ICTや情報 ad. ICTや情報 ae. ICTや情報 af. ICTや情報 ag. ICTや情報 ah. ICTや情報 ai. ICTや情報 aj. ICTや情報 ak. ICTや情報 al. ICTや情報 am. ICTや情報 an. ICTや情報 ao. ICTや情報 ap. ICTや情報 aq. ICTや情報 ar. ICTや情報 as. ICTや情報 at. ICTや情報 au. ICTや情報 av. ICTや情報 aw. ICTや情報 ax. ICTや情報 ay. ICTや情報 az. ICTや情報 ba. ICTや情報 bb. ICTや情報 bc. ICTや情報 bd. ICTや情報 be. ICTや情報 bf. ICTや情報 bg. ICTや情報 bh. ICTや情報 bi. ICTや情報 bj. ICTや情報 bk. ICTや情報 bl. ICTや情報 bm. ICTや情報 bn. ICTや情報 bo. ICTや情報 bp. ICTや情報 bq. ICTや情報 br. ICTや情報 bs. ICTや情報 bt. ICTや情報 bu. ICTや情報 bv. ICTや情報 bw. ICTや情報 bx. ICTや情報 by. ICTや情報 bz. ICTや情報 ca. ICTや情報 cb. ICTや情報 cc. ICTや情報 cd. ICTや情報 ce. ICTや情報 cf. ICTや情報 cg. ICTや情報 ch. ICTや情報 ci. ICTや情報 cj. ICTや情報 ck. ICTや情報 cl. ICTや情報 cm. ICTや情報 cn. ICTや情報 co. ICTや情報 cp. ICTや情報 cq. ICTや情報 cr. ICTや情報 cs. ICTや情報 ct. ICTや情報 cu. ICTや情報 cv. ICTや情報 cw. ICTや情報 cx. ICTや情報 cy. ICTや情報 cz. ICTや情報 da. ICTや情報 db. ICTや情報 dc. ICTや情報 dd. ICTや情報 de. ICTや情報 df. ICTや情報 dg. ICTや情報 dh. ICTや情報 di. ICTや情報 dj. ICTや情報 dk. ICTや情報 dl. ICTや情報 dm. ICTや情報 dn. ICTや情報 do. ICTや情報 dp. ICTや情報 dq. ICTや情報 dr. ICTや情報 ds. ICTや情報 dt. ICTや情報 du. ICTや情報 dv. ICTや情報 dw. ICTや情報 dx. ICTや情報 dy. ICTや情報 dz. ICTや情報 ea. ICTや情報 eb. ICTや情報 ec. ICTや情報 ed. ICTや情報 ee. ICTや情報 ef. ICTや情報 eg. ICTや情報 eh. ICTや情報 ei. ICTや情報 ej. ICTや情報 ek. ICTや情報 el. ICTや情報 em. ICTや情報 en. ICTや情報 eo. ICTや情報 ep. ICTや情報 eq. ICTや情報 er. ICTや情報 es. ICTや情報 et. ICTや情報 eu. ICTや情報 ev. ICTや情報 ew. ICTや情報 ex. ICTや情報 ey. ICTや情報 ez. ICTや情報 fa. ICTや情報 fb. ICTや情報 fc. ICTや情報 fd. ICTや情報 fe. ICTや情報 ff. ICTや情報 fg. ICTや情報 fh. ICTや情報 fi. ICTや情報 fj. ICTや情報 fk. ICTや情報 fl. ICTや情報 fm. ICTや情報 fn. ICTや情報 fo. ICTや情報 fp. ICTや情報 fq. ICTや情報 fr. ICTや情報 fs. ICTや情報 ft. ICTや情報 fu. ICTや情報 fv. ICTや情報 fw. ICTや情報 fx. ICTや情報 fy. ICTや情報 fz. ICTや情報 ga. ICTや情報 gb. ICTや情報 gc. ICTや情報 gd. ICTや情報 ge. ICTや情報 gf. ICTや情報 gg. ICTや情報 gh. ICTや情報 gi. ICTや情報 gj. ICTや情報 gk. ICTや情報 gl. ICTや情報 gm. ICTや情報 gn. ICTや情報 go. ICTや情報 gp. ICTや情報 gq. ICTや情報 gr. ICTや情報 gs. ICTや情報 gt. ICTや情報 gu. ICTや情報 gv. ICTや情報 gw. ICTや情報 gx. ICTや情報 gy. ICTや情報 gz. ICTや情報 ha. ICTや情報 hb. ICTや情報 hc. ICTや情報 hd. ICTや情報 he. ICTや情報 hf. ICTや情報 hg. ICTや情報 hh. ICTや情報 hi. ICTや情報 hj. ICTや情報 hk. ICTや情報 hl. ICTや情報 hm. ICTや情報 hn. ICTや情報 ho. ICTや情報 hp. ICTや情報 hq. ICTや情報 hr. ICTや情報 hs. ICTや情報 ht. ICTや情報 hu. ICTや情報 hv. ICTや情報 hw. ICTや情報 hx. ICTや情報 hy. ICTや情報 hz. ICTや情報 ia. ICTや情報 ib. ICTや情報 ic. ICTや情報 id. ICTや情報 ie. ICTや情報 if. ICTや情報 ig. ICTや情報 ih. ICTや情報 ii. ICTや情報 ij. ICTや情報 ik. ICTや情報 il. ICTや情報 im. ICTや情報 in. ICTや情報 io. ICTや情報 ip. ICTや情報 iq. ICTや情報 ir. ICTや情報 is. ICTや情報 it. ICTや情報 iu. ICTや情報 iv. ICTや情報 iw. ICTや情報 ix. ICTや情報 iy. ICTや情報 iz. ICTや情報 ja. ICTや情報 jb. ICTや情報 jc. ICTや情報 jd. ICTや情報 je. ICTや情報 jf. ICTや情報 jg. ICTや情報 jh. ICTや情報 ji. ICTや情報 jj. ICTや情報 jk. ICTや情報 jl. ICTや情報 jm. ICTや情報 jn. ICTや情報 jo. ICTや情報 jp. ICTや情報 jq. ICTや情報 jr. ICTや情報 js. ICTや情報 jt. ICTや情報 ju. ICTや情報 jv. ICTや情報 jw. ICTや情報 jx. ICTや情報 jy. ICTや情報 jz. ICTや情報 ka. ICTや情報 kb. ICTや情報 kc. ICTや情報 kd. ICTや情報 ke. ICTや情報 kf. ICTや情報 kg. ICTや情報 kh. ICTや情報 ki. ICTや情報 kj. ICTや情報 kl. ICTや情報 km. ICTや情報 kn. ICTや情報 ko. ICTや情報 kp. ICTや情報 kq. ICTや情報 kr. ICTや情報 ks. ICTや情報 kt. ICTや情報 ku. ICTや情報 kv. ICTや情報 kw. ICTや情報 kx. ICTや情報 ky. ICTや情報 kz. ICTや情報 la. ICTや情報 lb. ICTや情報 lc. ICTや情報 ld. ICTや情報 le. ICTや情報 lf. ICTや情報 lg. ICTや情報 lh. ICTや情報 li. ICTや情報 lj. ICTや情報 lk. ICTや情報 ll. ICTや情報 lm. ICTや情報 ln. ICTや情報 lo. ICTや情報 lp. ICTや情報 lq. ICTや情報 lr. ICTや情報 ls. ICTや情報 lt. ICTや情報 lu. ICTや情報 lv. ICTや情報 lw. ICTや情報 lx. ICTや情報 ly. ICTや情報 lz. ICTや情報 ma. ICTや情報 mb. ICTや情報 mc. ICTや情報 md. ICTや情報 me. ICTや情報 mf. ICTや情報 mg. ICTや情報 mh. ICTや情報 mi. ICTや情報 mj. ICTや情報 mk. ICTや情報 ml. ICTや情報 mm. ICTや情報 mn. ICTや情報 mo. ICTや情報 mp. ICTや情報 mq. ICTや情報 mr. ICTや情報 ms. ICTや情報 mt. ICTや情報 mu. ICTや情報 mv. ICTや情報 mw. ICTや情報 mx. ICTや情報 my. ICTや情報 mz. ICTや情報 na. ICTや情報 nb. ICTや情報 nc. ICTや情報 nd. ICTや情報 ne. ICTや情報 nf. ICTや情報 ng. ICTや情報 nh. ICTや情報 ni. ICTや情報 nj. ICTや情報 nk. ICTや情報 nl. ICTや情報 nm. ICTや情報 no. ICTや情報 np. ICTや情報 nq. ICTや情報 nr. ICTや情報 ns. ICTや情報 nt. ICTや情報 nu. ICTや情報 nv. ICTや情報 nw. ICTや情報 nx. ICTや情報 ny. ICTや情報 nz. ICTや情報 oa. ICTや情報 ob. ICTや情報 oc. ICTや情報 od. ICTや情報 oe. ICTや情報 of. ICTや情報 og. ICTや情報 oh. ICTや情報 oi. ICTや情報 oj. ICTや情報 ok. ICTや情報 ol. ICTや情報 om. ICTや情報 on. ICTや情報 oo. ICTや情報 op. ICTや情報 oq. ICTや情報 or. ICTや情報 os. ICTや情報 ot. ICTや情報 ou. ICTや情報 ov. ICTや情報 ow. ICTや情報 ox. ICTや情報 oy. ICTや情報 oz. ICTや情報 pa. ICTや情報 pb. ICTや情報 pc. ICTや情報 pd. ICTや情報 pe. ICTや情報 pf. ICTや情報 pg. ICTや情報 ph. ICTや情報 pi. ICTや情報 pj. ICTや情報 pk. ICTや情報 pl. ICTや情報 pm. ICTや情報 pn. ICTや情報 po. ICTや情報 pp. ICTや情報 pq. ICTや情報 pr. ICTや情報 ps. ICTや情報 pt. ICTや情報 pu. ICTや情報 pv. ICTや情報 pw. ICTや情報 px. ICTや情報 py. ICTや情報 pz. ICTや情報 qa. ICTや情報 qb. ICTや情報 qc. ICTや情報 qd. ICTや情報 qe. ICTや情報 qf. ICTや情報 qg. ICTや情報 qh. ICTや情報 qi. ICTや情報 qj. ICTや情報 qk. ICTや情報 ql. ICTや情報 qm. ICTや情報 qn. ICTや情報 qo. ICTや情報 qp. ICTや情報 qq. ICTや情報 qr. ICTや情報 qs. ICTや情報 qt. ICTや情報 qu. ICTや情報 qv. ICTや情報 qw. ICTや情報 qx. ICTや情報 qy. ICTや情報 qz. ICTや情報 ra. ICTや情報 rb. ICTや情報 rc. ICTや情報 rd. ICTや情報 re. ICTや情報 rf. ICTや情報 rg. ICTや情報 rh. ICTや情報 ri. ICTや情報 rj. ICTや情報 rk. ICTや情報 rl. ICTや情報 rm. ICTや情報 rn. ICTや情報 ro. ICTや情報 rp. ICTや情報 rq. ICTや情報 rr. ICTや情報 rs. ICTや情報 rt. ICTや情報 ru. ICTや情報 rv. ICTや情報 rw. ICTや情報 rx. ICTや情報 ry. ICTや情報 rz. ICTや情報 sa. ICTや情報 sb. ICTや情報 sc. ICTや情報 sd. ICTや情報 se. ICTや情報 sf. ICTや情報 sg. ICTや情報 sh. ICTや情報 si. ICTや情報 sj. ICTや情報 sk. ICTや情報 sl. ICTや情報 sm. ICTや情報 sn. ICTや情報 so. ICTや情報 sp. ICTや情報 sq. ICTや情報 sr. ICTや情報 ss. ICTや情報 st. ICTや情報 su. ICTや情報 sv. ICTや情報 sw. ICTや情報 sx. ICTや情報 sy. ICTや情報 sz. ICTや情報 ta. ICTや情報 tb. ICTや情報 tc. ICTや情報 td. ICTや情報 te. ICTや情報 tf. ICTや情報 tg. ICTや情報 th. ICTや情報 ti. ICTや情報 tj. ICTや情報 tk. ICTや情報 tl. ICTや情報 tm. ICTや情報 tn. ICTや情報 to. ICTや情報 tp. ICTや情報 tq. ICTや情報 tr. ICTや情報 ts. ICTや情報 tt. ICTや情報 tu. ICTや情報 tv. ICTや情報 tw. ICTや情報 tx. ICTや情報 ty. ICTや情報 tz. ICTや情報 ua. ICTや情報 ub. ICTや情報 uc. ICTや情報 ud. ICTや情報 ue. ICTや情報 uf. ICTや情報 ug. ICTや情報 uh. ICTや情報 ui. ICTや情報 uj. ICTや情報 uk. ICTや情報 ul. ICTや情報 um. ICTや情報 un. ICTや情報 uo. ICTや情報 up. ICTや情報 uq. ICTや情報 ur. ICTや情報 us. ICTや情報 ut. ICTや情報 uu. ICTや情報 uv. ICTや情報 uw. ICTや情報 ux. ICTや情報 uy. ICTや情報 uz. ICTや情報 va. ICTや情報 vb. ICTや情報 vc. ICTや情報 vd. ICTや情報 ve. ICTや情報 vf. ICTや情報 vg. ICTや情報 vh. ICTや情報 vi. ICTや情報 vj. ICTや情報 vk. ICTや情報 vl. ICTや情報 vm. ICTや情報 vn. ICTや情報 vo. ICTや情報 vp. ICTや情報 vq. ICTや情報 vr. ICTや情報 vs. ICTや情報 vt. ICTや情報 vu. ICTや情報 vv. ICTや情報 vw. ICTや情報 vx. ICTや情報 vy. ICTや情報 vz. ICTや情報 wa. ICTや情報 wb. ICTや情報 wc. ICTや情報 wd. ICTや情報 we. ICTや情報 wf. ICTや情報 wg. ICTや情報 wh. ICTや情報 wi. ICTや情報 wj. ICTや情報 wk. ICTや情報 wl. ICTや情報 wm. ICTや情報 wn. ICTや情報 wo. ICTや情報 wp. ICTや情報 wq. ICTや情報 wr. ICTや情報 ws. ICTや情報 wt. ICTや情報 wu. ICTや情報 wv. ICTや情報 ww. ICTや情報 wx. ICTや情報 wy. ICTや情報 wz. ICTや情報 xa. ICTや情報 xb. ICTや情報 xc. ICTや情報 xd. ICTや情報 xe. ICTや情報 xf. ICTや情報 xg. ICTや情報 xh. ICTや情報 xi. ICTや情報 xj. ICTや情報 xk. ICTや情報 xl. ICTや情報 xm. ICTや情報 xn. ICTや情報 xo. ICTや情報 xp. ICTや情報 xq. ICTや情報 xr. ICTや情報 xs. ICTや情報 xt. ICTや情報 xu. ICTや情報 xv. ICTや情報 xw. ICTや情報 xx. ICTや情報 xy. ICTや情報 xz. ICTや情報 ya. ICTや情報 yb. ICTや情報 yc. ICTや情報 yd. ICTや情報 ye. ICTや情報 yf. ICTや情報 yg. ICTや情報 yh. ICTや情報 yi. ICTや情報 yj. ICTや情報 yk. ICTや情報 yl. ICTや情報 ym. ICTや情報 yn. ICTや情報 yo. ICTや情報 yp. ICTや情報 yq. ICTや情報 yr. ICTや情報 ys. ICTや情報 yt. ICTや情報 yu. ICTや情報 yv. ICTや情報 yw. ICTや情報 yx. ICTや情報 yy. ICTや情報 yz. ICTや情報 za. ICTや情報 zb. ICTや情報 zc. ICTや情報 zd. ICTや情報 ze. ICTや情報 zf. ICTや情報 zg. ICTや情報 zh. ICTや情報 zi. ICTや情報 zj. ICTや情報 zk. ICTや情報 zl. ICTや情報 zm. ICTや情報 zn. ICTや情報 zo. ICTや情報 zp. ICTや情報 zq. ICTや情報 zr. ICTや情報 zs. ICTや情報 zt. ICTや情報 zu. ICTや情報 zv. ICTや情報 zw. ICTや情報 zx. ICTや情報 zy. ICTや情報 zz. ICTや情報	a. 令和4年度実施の教員資格認定試験から、平成16年度から休止していた高校学校(情報)教員資格認定試験を再開するとともに、小学校教員資格認定試験について、他校種の普通免許状を有し、3年間の学校等での勤務経験を有する者に対し、一部試験科目免除を実施する。また、令和5年度補正予算「教員研修高度化推進支援事業」において、大学等が情報教育やプログラミング教育に関するオンライン研修を開発するのを補助する。 b. 教育委員会が円滑に特別免許状の授与が行えるよう、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂等により、引き続き特別免許状等の活用を推進する。 c. 都道府県教育委員会による特別免許状の円滑な授与に関する、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂等により、引き続き特別免許状等の活用を推進する。 d. 都道府県教育委員会による特別免許状の円滑な授与に関する、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂等により、引き続き特別免許状等の活用を推進する。 e. 都道府県教育委員会による特別免許状の円滑な授与に関する、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂等により、引き続き特別免許状等の活用を推進する。 f. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。 g. 都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き取組を促進。 h. 複数校指導については、調査結果を踏まえた周知を行ったところであり、自治体からの相談があれば、それに応じて対応を検討。 i. 特別支援教育を担う教員の養成、採用、研修等に係る方策を引き続き周知し、取組を促進する。 j. 教師不足の状況について、引き続き各教育委員会等と積極的な意見交換等を行い、その事態の把握を進める。また「教育人材総合支援ポータルサイト」を定期的なアップデートし、各教育委員会の活用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を促す。さらに、国において作成した動画コンテンツの活用を含め、各教育委員会における人材等の円滑な入職に資する研修の実施を一層促す。 k. 複数校指導については、調査結果を踏まえた周知を行ったところであり、自治体からの相談があれば、それに応じて対応を検討。 l. 引き続き、業界に関する現行制度の考え方等について周知を行う。 m. 引き続き、学校・教育委員会と弁護士などと共通理解を図っている取組事例やスクールリーダーのオンライン活用について把握し、関係者とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにおけるオンラインカウンセリングの活用促進を図る。 n. 外部人材の活用の推進については、左記調査結果も踏まえつつ、引き続き、各都道府県・指定都市教育委員会の人事管理担当者向けの研修などで周知していく。	継続中			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(2)グローバルなイノベーションを育む高等教育											
令和4年6月7日	人への投資	3		<p>文部科学省は、現状の大学設置基準におけるハード面での質保証について、学びの形式の多様化や、学生個人に応じた教育の提供を可能にすることで、大学のイノベーションを促進するなど、学修者本位の学びを実現する観点から、経費削減大学等が学校法人運営からの撤退や、校再編による再生等を希望する場合には必要な手続をまとめたハンドブックの充実や一層の周知を図り、学校法人の経営判断をサポートする体制を整える。</p> <p>文部科学省は、大学教育の実践において、メタバースやVR(Virtual Reality)等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発を進めて、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上原の対象とすべき授業の種類を含め、在り方を検討する。</p> <p>文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる60単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、手続コストを最低限にするとともに、審査結果の予測可能性を高める制度設計とする。あわせて、特例での実施を把握し、いかに定める検討に活用する。</p> <p>文部科学省は、大学に最低限必要な施設設備等に関する規定、校舎・校舎の面積に関する規定等について、学生や教員の教育研究上支障が生じないことや大学の独立性を考慮した上で柔軟に対応できるように、大学設置基準の見直しを実施するとともに、各大学の設備を学生や教員の教育研究上支障がない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用(シェアリング)できることを周知する。</p> <p>文部科学省は、現行の校舎の劣化・寿命・寿命を前提とした図書館設備に関する規定を見直すとともに、図書館をラーニング・コモンズとして活用するや、学生や教員の教育研究上支障のない範囲で他大学・機関・地方公共団体等と共有・共用(シェアリング)したり、電子書籍・文献・資料等を管理する電子図書館についても、他大学・機関・地方公共団体等との共同設置を含めた整備を行うことが可能であることを周知する。</p> <p>文部科学省は、今後リカレント教育による社会人入学や学修者主体の教育の選出による科目等履修生・聴講生の受け入れ、国際交流の活性化による留学生受け入れが増加すると予測される中で、現在の厳密な定員管理の在り方について見直しを検討する。その際、現在の厳密な定員管理の要求が、特に都市部の一部大学への過大な学生の集中を避け大学教育の多様性を担保する役割を持つことと十分留意した上で、定員管理制度の見直し、学修者主体の教育の実現により実質的な大学教育の多様化につながるものとなるよう、他の項目に関する検討内容を踏まえて審判に検討する。</p> <p>文部科学省は、専任教員数について、多様な働き方・価値観が広がり、非常勤講師・実務家教員を含む兼任教員、TA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)及び大学職員が教育に果たす役割が拡大していること、オンライン授業の活用が進んでいること、チーム・ティーチングの活用が進んでいることなどを踏まえ、大学設置基準の専任教員基準について見直す。</p> <p>文部科学省は、学修者主体教育を実現するための学びの形の多様化を図るため、卒業要件としての修業年限の規定を見直し、修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間を籍することを求めるものではないことを明確化する方向で大学設置基準の見直しを行う。</p> <p>文部科学省は、他大学との単位互換について、学修者主体の教育の実現に向け、学生が自ら必要な学びを選択できるようにするため、大学があらかじめ協定等により定めた大学との単位互換に限定されるものでなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた他大学での学修についても、当該学生の申請に応じて、所属大学の判断により教育上有益と認めるときは単位認定ができることを、大学関係者を通じて学生が知り、実際に活用できるよう周知する。</p> <p>文部科学省は、学修者主体の学びを実現する観点から、大学において、教員と職員が協働して取り組むよう、学部専任職員やITサポートといった大学職員組織が中心となって教員と職員とが協働して学修を支援する仕組みについて、優良事例を模倣するなどにより、各大学の取組を推進していくと検討する。</p>	<p>a, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m, n, o, p, q, r, s, t, u, v, w, x, y, z</p>	<p>文部科学省</p>	<p>a[ハンドブックの充実等] 「学校法人の経営改善等のためのハンドブック」(発行元:日本私立学校振興・共済事業団)改訂し、学校法人が行う撤退や再編等にかかる手続きが一目でわかるように、類型別に必要な手続き、申請期限や認可に要する期間、担当課等の情報を記載するとともに、学校法人の再編・統合等に関する具体的な事例を踏まえた追加を行う等、記載の充実を図った。(※1)また、本ハンドブックについては、文部科学省ウェブサイト(※2)からもリンク設定を行うとともに、当省主催の学校法人関係者向けの会議において、説明するなど積極的な周知を図った。 ※1 <a href="https://www.shigaku.go.jp/files/s_keiseikaizenhandbook2kaitai.pdf">https://www.shigaku.go.jp/files/s_keiseikaizenhandbook2kaitai.pdf</a> ※2 <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritu/index.htm#menu7-2">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritu/index.htm#menu7-2</a></p> <p>a, c(前段)、令和4年度措置 b(後段) 令和5年度以降措置</p> <p>a, c(前段)、d, e, g, h 令和4年9月、大学設置基準等の一部改正を行った(令和4年10月1日施行)。</p> <p>b, c(後段) 遠隔授業の60単位上限等を対象とする教育課程等に係る特例制度については、手続コストを低減することや審査結果の予測可能性を高めることも留意した制度設計とし、令和4年11月より申請の受付を開始した。大学から申請のあった案件については、順次、審査を進めているところ。</p> <p>f 令和4年9月、設置認可申請等における定員管理に係る取扱いを、入学定員から収容定員に基づく算定とするため、認可基準を改めた(令和4年10月1日施行)。</p> <p>i, j 他大学との単位互換について、あらかじめ協定等を定めた大学との間でなされるものに限定されず、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の教育管理組織等における審議を踏まえた判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定することは差し支えない旨も含めた基本的な考え方を文部科学省HPで公表するなどし、周知している。また、いわゆる教職協働に係る取組の好事例について、教職協働を促進する上でのポイントなどをまとめた、文部科学省HPで公表するとともに、関係者が集まる会議において周知を行うなどしている。</p>	検討中	継続F		
令和4年6月7日	人への投資	4	<p>社会実装</p> <p>環境整備</p>	<p>文部科学省は、大学が提供する教育の質の保証について、認証評価制度等既存の枠組みについて、外部からの調査を通じた実効的な評価にとどまらず、各大学が能動的に「教育マネジメント」を行い、対し、研究・オンラインの手段にかかわらず、質の高い教育に取り組むと同時に質の低い授業の改善を行う取組を推進する。</p> <p>文部科学省は、大学等における授業の実施に当たり、対面・オンラインの手段にかかわらず、学生が実質的な学びや学びに必要な交流を得られるよう取組を要請する。特に、教員及びTA, SA等教育補助者によるオフィスワーカー等の学修支援は、学生が支援を求めやすくなるよう、オンラインでの実施を含め、取組を推進するとともに、教員と学生の双方向性ある対話も含め、新たな取組の促進の観点から、オンライン活用のガイドラインを策定する。</p> <p>文部科学省は、社会実装を促すようなイノベーションを大学が促進できるよう、既存の学部の再編に大学が取り組む方針を整理する。特に、学部ごと異なる校舎面積・専任教員数については、デジタル活用や成長分野に対応した基準による見直しを行う。</p>	令和4年度措置	文部科学省	<p>a 中央教育審議会大学分科会によって定められた「教育マネジメント指針」の公表・周知等を通じ、各大学において①「卒業認定・学位授与の方針」、②「教育課程編成・実施の方針」、③「入学学生受け入れの方針」のそれぞれの方針を一貫性のある明確なものとして策定するよう促すとともに、各大学が主体的にこれら3つの方針に基づき充実した大学教育の実現や教育改善に取り組むことを推進している。</p> <p>b 大学等における学修者本位の授業の実施等に関する「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対応の徹底等に係る留意事項について(通知)」(令和4年3月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡等)において、学生一人一人の立場に立つて、多様な人々の関わる授業や少人数のグループワークによる質の高い学修など相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することや、学生の円滑なコミュニケーションを促すこと等を示した旨を周知した(参考:令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対応の徹底等に係る留意事項について(通知)(mext.go.jp))。また、オフィスワーカー等の学修支援を含め、「大学・専攻における遠隔教育の実現に関するガイドラインについて(通知)」(令和5年3月28日付け文部科学省高等教育局専門教育課・大学教育・入試課事務連絡)を周知した。</p> <p>c 令和4年9月に大学設置基準等の一部改正を行い(令和4年10月1日施行)、新たに基幹教員制度を設け、一定の範囲内で、同一の教員を複数の大学・学部で必要教員数に算入することを可能としたほか、校舎面積に係る規定等を対象とする教育課程等に係る特例制度を創設するなどとした。</p>	a, b 措置済	継続F		
令和4年6月7日	人への投資	5	<p>労働時間削減の取組</p>	<p>労働時間削減の取組</p>	令和4年度中に検討・結論を得る	厚生労働省	<p>a 実態調査の結果や、労使の現場での運用状況等を踏まえ、裁量労働制等について「これからの労働時間制度の在り方」に関する検討会において検討を行い、令和4年7月に報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ、令和4年8月より労働政策審議会労働条件分科会において議論を行い、裁量労働制の適正化等の観点から、専門業務型裁量労働制への本人同意の導入等を行うこととする報告が同年12月に取りまとめられた。当該報告に基づき、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)等についての改正省令等を令和5年3月に公布した。令和6年4月からの施行に向けて、パンフレットを作成・配布する等、改正内容について周知を行った。</p> <p>b 令和5年2月27日から一箇月単位の變形労働時間に関する協定等6手続について本社工一括届出を可能としたほか、令和6年2月23日から一箇月単位の變形労働時間に関する協定等6手続について本社工一括届出を可能とした。</p>	措置済	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和4年6月7日	人への投資	6	既存の各種制度の活用・拡充	厚生労働省は、労働者のキャリア形成に向けた自律的・主体的な活動を支援する観点も踏まえ、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、好事例を周知するとともに、これらの制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示される方策を検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討開始、結論を待次第速やかに措置	厚生労働省	【好事例の周知】 テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度の活用促進のため、ポータルサイトへの好事例の掲載等により、周知を行っている。  【求職者等への方策】 ハローワークにおいて、これらの制度を導入している企業から求人者の提出があった際には、求職者の目にとまるよう求人票の記載などに働きを行っている。	【好事例の周知】 引き続き、テレワークや副業・兼業、既存の労働時間制度、教育訓練休暇制度、選択的週休3日制度に係る好事例の周知を図っていく。  【求職者等への方策】 引き続き、ハローワークにおいて、制度を活用している企業が求職者等に分かりやすく示されるよう求人者支援を実施していく。	措置済	継続F	
(4)個人の自律的・主体的なキャリア形成の促進											
令和4年6月7日	人への投資	7	職務等に関する労働契約関係の明確化	厚生労働省は、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」の報告書に基づき、労働政策審議会においては、職務や勤務地を規定するなど多様な働き方を取り入れる企業が出てきているといった雇用をめぐる状況の変化も視野に入れ、個人の自律的なキャリア形成に資する見込み可能性の向上等の観点から、労使双方にとって望ましい形で労働契約関係の明確化が図られるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度中に検討、結論を待次第速やかに措置	厚生労働省	労働者全体の労働契約関係の明確化について、労働政策審議会における検討結果を踏まえ、労働基準法(昭和22年法律第49号)の労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲を追加する改正省令を令和5年9月に公布し、令和6年4月1日の施行に向け、ハンドブック等による周知・啓発を図った。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日	人への投資	8	多様な働き手の長期的なキャリア形成に向けた能力開発支援	a 厚生労働省は、個人の能力開発・キャリア形成の目標が明確となるよう、各企業で職務に必要な能力・スキル等が明確化されることを求めるとともに、個人の学び・学び直しによる身に付けた能力・スキルについて適切な評価を行うことが望ましい旨を示した社人への職業に関する学び・学び直しを促進するためのガイドラインを策定し、企業におけるこれらの取組を推進する。 b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向けの研修を実施しているところ、個人が自身の長期的なキャリアパスについてのビジョンを持つようなキャリアコンサルティングが着実に実施され、企業における活用が普及するよう、必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、教育訓練給付制度について、雇用保険制度で実施している趣旨や給付の効果、受給者のニーズ等を踏まえ、必要な検証・検討を行う。 d 厚生労働省は、これまでに雇用保険制度においてキャリア形成支援策を実施してきたが、多様な働き方が普及する中、フリーランス等雇用保険に加入できない働き方を選択する人が支援の対象とならない制度上の限界を踏まえ、多様な働き手に対するキャリア形成支援について既存制度の利用を促進するとともに、支援の在り方について検討を行う。	a 令和4年度措置 b 令和4年度措置 c 令和4年度検討開始 d 令和4年度検討開始	厚生労働省	a 職場における人材開発の抜本的強化を図るため、基本的な考え方や労使が取り組むべき事項、公的な支援策等を体系的に示した「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」、労働政策審議会人材開発分科会での議論・検討を経て、令和4年6月に策定した。ガイドラインにおいては、職務に必要な能力・スキル等が明確化されることや、学び・学び直しにより身に付けた能力・スキルについて適切な評価が行われることが望ましい旨を示した。また、特設サイトの開設や、シンポジウムの開催等により、企業・労働者に対してガイドラインの周知を行った。  b キャリアコンサルタント向け研修の更なる充実のため、新たに「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」セルフ・キャリアドックの全体像を学ぶ～企業内でキャリア形成支援を実施する方向向け研修を開発し、令和6年1月より提供開始した。また、キャリアコンサルタントに対して、熟練した指導者による指導を受ける機会を提供した。加えて、キャリア形成・学び直し支援センター(キャリア形成サポートセンターを拡充)において、引き続き、企業内におけるキャリアコンサルティングの積極的な実施を支援するとともに、キャリア形成支援を行っている企業の好事例を収集し、文章のほか、画像を用いてホームページ等を通じて企業に周知した。  c 教育訓練給付については、令和5年10月9日第184回労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において議論を行い、指針調査、訓練内容の効果検証について、様々な意見が出された。また、令和5年度雇用保険部会報告書において、「制度運用に沿ったより効果的な給付や講座指定の在り方の検討が可能となるよう、効果検証の手法を検討し、データ収集、分析のほかに、本部会で議論を行うべきである。」とされた。  d フリーランスを含めた労働者に対し、キャリア形成・学び直し支援センターにおけるキャリアコンサルティングの機会を確保や、ジョブカードの普及促進を実施した。また、「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」を開発し、提供をした。キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会において、多様な働き方で働く者に対するキャリア形成支援に関して検討を行った。	a 令和6年度予算においても「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」についてのシンポジウムを開催する等により、引き続き、企業・労働者に対するガイドラインの周知を行う。  b 引き続き、キャリアコンサルタントの質の向上に向けて、令和5年度に新規開発した「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」等の受講動員を行うなど普及促進に努める予定。さらに、キャリアコンサルタントに対して、熟練した指導者による指導を受ける機会を提供予定。また、キャリア形成・リスキング推進事業(キャリア形成・学び直し支援センター事業を拡充)において、引き続き、企業内におけるキャリアコンサルティングの積極的な実施を支援するとともに、キャリア形成支援を行っている企業の好事例を収集し、文章のほか、画像を用いてホームページ等を通じて企業に周知する予定。  c 引き続き、労働政策審議会において労使の意見を伺いつつ、効果検証の手法を検討し、データ収集、分析を進めていく。  d 引き続き、フリーランスを含めた労働者に対し、キャリア形成・リスキング推進事業(キャリア形成・学び直し支援センター事業を拡充)におけるキャリアコンサルティングの機会を確保や、ジョブカードの普及促進を実施する予定。また、令和5年度に新規開発した「多様なワークスタイルを支援するキャリアコンサルタント向け研修」等の受講動員を行うなど普及促進に努める予定。	検討中	継続F	
令和4年6月7日	人への投資	9	求職者等への職業関連情報の提供	厚生労働省は、個人の現在の能力と、これから就こうとする職務に必要な能力に応じた教育訓練が受けられるよう、job tag(職業情報提供サイト(日本語版-NET))において、民間企業が無料で提供しているデジタル関連の講座情報等を検索可能とするなど、各利用者の学び・学び直しにつながる実効性のある機能拡充について検討し、実施する。	令和4年度検討開始、結論を待次第速やかに措置	厚生労働省	令和4年度の改修により、利用者の学び・学び直しにつながる機能拡充として、大学等における社人向けプログラムを紹介するサイト(「マナパス」)との機能面での連携を実施し、job tagの職業情報から「マナパス」の講座情報を検索することを可能とした。  令和5年度の改修により、求職者が学び直しによりスキルレベルを上昇させた際の給与水準を明らかにするようIT業務における職業情報を拡充し、ITスキルレベル別の給与データ等の追加を行った。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日	人への投資	10	産業界や地域の実情に即した学び直しや能力開発の実現に向けた支援	a 厚生労働省、文科科学省、経済産業省は、リソリット教育を総合かつ効果的に推進するため、関係省庁が産業界のニーズを踏まえ、より実効性のあるものとなるよう、引き続き互いの連携強化を図る。 b 厚生労働省は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)において、労使団体やリソリット教育を行う大学等を含む幅広い関係者による都道府県単位の協議会の設置について定めたところがあるが、地域ごとのニーズに即した実効的な職業訓練の実現を図るため、訓練内容について受講者や企業からの評価等を踏まえた効果検証及び見直しを継続的に行う。 c 厚生労働省は、在籍型出向が個人の能力開発・キャリア形成に資することを踏まえ、引き続き、送り出し企業の負担軽減のための支援や地域在籍型出向等支援協議会などの取組を実施し、地域ごとの人材ニーズを踏まえた在籍型出向を促進する。	令和4年度措置 a 文科科学省 b 経済産業省 c 厚生労働省	厚生労働省 文科科学省 経済産業省	a 内閣府、文科科学省、厚生労働省、経済産業省によるリソリット教育の推進に係る関係省庁連絡協議会(課長級)会を開催し、関係府省によるリソリット教育関係施策の実施について連携強化を図った。  b 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき設置した地域職業能力開発促進協議会について、令和4年度及び令和5年度にそれぞれ2回、全都道府県で開催した。協議会においては、特に離職者向け職業訓練の実施状況について訓練分野ごとの応募率や就職率の観点から分析や、各地域職業能力開発促進協議会に設置したワークグループによる個別の訓練コースの訓練効果について把握・検証した結果を踏まえ、改善すべき方向性を検討し、これらを踏まえ、次年度の実施計画を協議した。  c 令和4年12月、賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援するため、産業雇用安定助成金にスキルアップ支援コースを新たに創設し、送り出し企業の金銭的負担軽減のための支援を措置した。また、出向契約書のひな型を含め出向に際しての手続きの解説、好事例を紹介するハンドブックの作成や産業雇用安定センターによるマッチング支援や出向契約の締結支援等により送り出し企業の金銭的負担以外の面についても負担軽減支援を行った。加えて、令和4年10月から令和5年3月にかけて、47都道府県に設置する地域在籍型出向等支援協議会において在籍型出向の送出ニーズや受入ニーズの把握し、在籍型出向の促進を図った。	a 今後とも関係府省で連携し各施策の着実な実施に努める。  b 地域職業能力開発促進協議会に設置されたワークグループにおいて個別の訓練コースについて訓練効果の把握・検証を行い、当該結果を踏まえた次年度の実施計画の協議を行う。  c 在籍型出向を促進するための既存の支援策の見直し及び産業雇用安定センターとの連携強化を引き続き行うとともに、在籍型出向の活用促進を目的とした委託事業により、スキルアップ等を目的とした在籍型出向のさらなる活用促進を図る。	措置済	継続F	
(5)求人者と求職者のマッチングに資する取組											
令和4年6月7日	人への投資	11	雇用紹介制度の見直し	a 厚生労働省は、職業安定法における「募集情報等提供」に該当しない雇用紹介サービスについて、法的地位や明確化する。この際、ICTを活用したサービスの進化が早いと踏まえ、適切な規制がならず有益なイノベーションを阻害しないよう留意しつつ、求人者・求職者が安心してサービスを利用できる制度となるよう見直しを行う。 b 厚生労働省は、求職者がそれぞれの事情に応じて、適切なサービスを選択できるようにするため、令和4年9月に改正された職業安定法に基づき多様化する雇用紹介サービスの情報を正確に把握して、求職者に提供するとともに、優良な事業者が広く認知される方策を検討し、必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、雇用紹介サービス事業者は、求職者等からの苦情に対応するために必要な体制の整備を義務付けるなど、求職者の保護を徹底するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。 d 厚生労働省は、フリーランス等を対象とした雇用以外の仕事を仲介するサービスについて、雇用紹介サービスに類する内容のものがあることにより、雇用以外の仕事を仲介する事業者も、雇用紹介事業者に適用されるルールに倣って業務が行えるよう、丁寧な周知を行う。	a,c 措置済み b,c 令和4年度措置	厚生労働省	a 職業安定法上の「募集情報等提供事業者」の定義を拡大する「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)」を令和4年9月9日に公布し、同年10月1日に施行した。  b 令和4年10月1日施行の「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)」により、募集情報等提供事業者の一部に届出を義務付け、職業紹介事業者等に加え、届出した募集情報等提供事業者の情報を人材サービス総合サイトに新たに掲載し、求職者が雇用紹介サービス事業者の情報を確認できるようにした。また、求職者・求人者が安心して利用できるよう、一定の条件を満たした募集情報等提供事業者を「優良募集情報等提供事業者」として認定する制度を創設して、15社を認定した。  c 募集情報等提供事業者に苦情処理体制の整備を義務付ける「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)」を令和4年9月9日に公布し、同年10月1日に施行した。  d 雇用以外の仕事を仲介する事業者も雇用紹介事業者にも適用されるルールに倣って業務が行えるよう、職業安定法のルールについてまとめたリーフレットを作成し、厚生労働省HPに公開するとともに、令和4年9月27日に業界団体に対し送付するなど、周知をした。	a~d 措置済	措置済	解決	

開催決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分			
令和4年6月7日	人への投資	12	求職者へのニーズに応える職業選択関係情報の提供	厚生労働省は、job tagについて、個人や民間企業等の意見や要望も踏まえ、資金情報など求職者の職歴に資する労働市場に関する情報の提供を強化する方策や民間の雇用仲介事業者との連携・協力の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討・結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	令和4年度の改修により、求職者の職業選択に資する情報の提供の強化として、職業情報画面の統計データ内、所定内給与額別の人数グラフ及び年齢別の年収グラフを表示できるよう機能拡充を行った。 令和5年度の改修により、求職者が学び直しによりスキルレベルを上昇させた際の給与水準を明らかにするようIT系職種における職業情報を拡充し、ITスキルレベル別の給与データ等の追加を行った。また、民間人材サービス業界団体等で公表している求人に関する情報にjob tagから連携を行った。	措置済	措置済	解決	
<b>(6)育児休業の取得促進</b>											
令和4年6月7日	人への投資	13	育児休業の取得促進	a 育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、育児休業の取得期間の調査頻度について必要な見直しを行う。 b 厚生労働省は、育児休業制度の在り方に関する検討を的確に行うため、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、その実施の前後における育児休業の取得状況及び育児休業を取得しない理由の変化等に関して把握・分析を行う。 c 厚生労働省は、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについて、各企業において確実かつ円滑に実施されるよう、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第38号)の精神的な周知を行う。 d 厚生労働省は、中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就業を支援するため、仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ仕事と家庭の両立支援プランナーを活用し、令和4年4月から事業主に課された妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認に関する好事例の提供や、各企業の課題を踏まえた効果的な手法の提案を行い、中小企業の実況や課題に応じた支援を行う。 e 令和4年10月から導入された「産後ババ育休」について、労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休職中に就業することが可能となるが、厚生労働省は、それにより育児休業の取得状況等にどのような影響があったか、把握・分析を行う。 f 厚生労働省は、仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例に関して、既に実績を上げている企業だけでなく、実績を上げようとする企業に取組を行っている企業の好事例についても情報収集して公表するよう検討を行う。	e.o. 措置済み b.a. 改正育児・介護休業法施行後の実施 c.令和5年度末に調査開始し、結果を得次第検討開始 d.令和4年度末調査	厚生労働省	a 育児休業取得期間の調査はこれまでの約3年に1回の頻度で実施していたが、今後は約2年に1回に変更する見直しを行うこととした。 b 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けについては、当該改正の影響を受けた育児休業取得状況を把握・分析するため、令和5年度に調査を行った。 c 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けを改良した改正育児・介護休業法の内容については、リーフレットや動画、SNSの活用、企業や若年層向けのセミナーの実施等を通じて周知を行った。 d 労務管理の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」を活用し、中小企業に対して、改正育児・介護休業法の取得及び円滑な職場復帰を支援した。 e 「産後ババ育休」については、当該改正の影響を受けた育児休業取得状況を把握・分析するため、令和5年度に調査を行った。 f 仕事と育児の両立を支援するための取組を行っている企業の好事例を収集する中で、くみん認定など取得していないが、前向きな取組を行っている企業についても4社収集し、厚生労働省関連サイト「女性の活躍推進・両立支援総合サイト」に掲載した。	a, c, d, f 措置済 b 令和5年度実施の調査結果を踏まえ、令和6年度以降検討を開始する。 e 令和5年度実施の調査結果を踏まえ、令和6年度以降検討を開始する。	検討中	継続F	
<b>(7)保育士及び保育者の在り方(保育の質の向上)</b>											
令和4年6月7日	人への投資	14	保育士及び保育者の在り方(保育の質の向上)	a 厚生労働省は、令和3年4月に制度の見直しが行われた短時間保育士の活用について、制度見直し後の短時間保育士の活用状況を把握し、必要対応について検討を行い、結論を得る。 b 保育士に対する第三者評価の実施及び実施結果が地域毎に異なることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルの問題に関して把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討・結論 令和4年度末調査 令和4年度末調査 令和4年度末調査 令和4年度末調査 令和4年度末調査 令和4年度末調査	こども家庭庁(厚生労働省から移管)	令和5年4月に「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義等について」(令和5年4月21日こども家庭庁成育局長通知)を发出し、最低基準における定数上の常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義を明確化した。	都道府県等に対しては、適切に周知を行いつつ、今後の運用状況を引き続き注視していく。	検討中	継続F	
<b>(8)養育費の確保に向けた取組</b>											
令和4年6月7日	人への投資	15	養育費の確保に向けた取組	a 法務省は、離婚時に養育費に関する債務名義の取得を容易にするための是非、養育費支払義務者の住所や所得等の情報をひとりで網が法的な手段を利用する際に容易に取得できるようにすることは非など養育費の支払確保に向けて法制審議会第4法制部会において検討中の課題について、令和5年の通常国会における法案提出を目指す。また、民法基本法の改正に関する検討を進める。 b この際、子どもの最善の利益を確保するためには養育費の支払確保を安全・安心な親子の交(現金交流)の実施に関する課題は併せて検討する必要があること考え方も十分に配慮する。 c 内閣府、法務省及び厚生労働省は、以上の事項を含む養育費の確保に向けた施策の実現・充実策について協議する場を設け、それぞれ連携して検討に取り組み、一定の結論を得る。 d 弁護士等の専門員による変換、公正証書やADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手段)の活用等について、公正証書の取組やADRの活用など、養育費が滞りやすくなること、取り立てに係る裁判費用の負担軽減や悪質な養育費不払への対応策等、ひとり親が養育費を受け取ることができるようにするための方策 e 養育費の立替戻しや回収等についての公的支援の導入及び保証料補助等による民間の養育費保証契約の利用促進 なお、上記取組に当たっては、ひとり親又は子どもが養育費支払義務者から暴力を受けているケースや、養育費支払義務者が自ら経済事情を理由に養育費の支払いを拒んでいるケースなど、ひとり親や子どもにどのような状況が多岐に及び、状況に応じた適切な支援の求められことにも留意する。 f 内閣府は、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)を進捗する立場から、上記記載の検討を含め、必要な調整を行う。 g 内閣府は、養育費について、子どものために当然支払われべきものであるという認識を共有する社会を実現すべく、法務省及び厚生労働省と協力し、養育費の意義及び重要性について広く周知・広報を継続的に行う。 h 法務省は、養育費の確保のための裁判手続について、法テラスにおいて、分かりやすく効果的な情報提供を行う。また、育児等により平日中に法テラスの事務所への来訪が難しいひとり親にも配慮し、弁護士会等の協力も得つつ、養育費に係る案件の取扱いや休日夜間の対応の可否等を記載した契約書を作成・公表の促進を図るとともに、養育費についての相談の機会を提供するなど、積極的に対応する。 i 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に向けて、地方公共団体における部局間・関係機関の連携やワンストップ・アクション型での情報提供・相談支援について、更なる充実にに向けた取組を連携して推進する。 j 内閣府、法務省及び厚生労働省は、養育費の確保に資する取組を行う地方公共団体を増やすため、好事例の模範周知の周知・支援策を連携して継続的に実施する。	a.令和5年度の通常国会を目途に法案提出 b.令和4年度末検討・結論 c.d.令和4年度末調査 e.g.引き続き措置	a.e.法務省 b.d.f.g.こども家庭庁(内閣府及び厚生労働省から移管) c.こども家庭庁(内閣府から移管) d.こども家庭庁(内閣府から移管) e.g.引き続き措置	a 養育費の支払確保に関する課題も含め、離婚に伴う子どもの養育の在り方に関する制度上の課題については、令和6年2月に法制審議会総会でも取りまとめられた要綱が法務大臣に寄附され、同年3月に民法等の一部を改正する法律案として国会に提出された。 b c. 内閣府、法務省、厚生労働省及び内閣官房こども家庭庁立法準備室により関係府会合を開催(主催:内閣府) d. 養育費の取り決めに促進するため、法務省では調査研究を実施、厚生労働省では離婚前後支援モデル事業において公正証書等の債務名義の作成支援やADRの利用に対する補助を行っていること。 e. 法テラスでは、民事法律扶助業務として、養育費の請求に関して、資力の乏しい方に対し、民事裁判等手続のための弁護士費用等の立替を実施していること。法務省・日弁連・法テラスにおいて、民事法律扶助をより利用しやすいものとするための協議・検討を行い、ひとり親に対する償還免除の要件を緩和すること等について、取りまとめを行ったこと。 f. 厚生労働省では、離婚前後支援モデル事業において養育費に係る保証契約における保証料への支援を行っていること等、関係府省間で連携し、各府省の現在の取組状況を共有するとともに、各府省の今後の対応について確認した。 g 内閣府では、Facebookや調査・照会システムにより、専門家による相談会の周知を行ったり、両省と連携しながら養育費問題に関するリンクを集めたHPを作成した。法務省では、養育費の取決等に関する解説動画の配信や、養育費等の取決めや裁判手続に関して説明したパンフレットの作成・更新などを実施した。また、厚生労働省(令和5年4月以降はこども家庭庁)では、離婚前後支援モデル事業において養育費の意義・重要性について周知を図ってきた。 h 令和5年3月からは、法務省のパンフレットについて、内閣府及び法務省の連名で、自治体に対して事務連絡を発送し(厚生労働省からも別途周知)、自治体の関係部署それぞれで活用し、連携を図るよう依頼した。また、令和6年3月には、法務省のパンフレットについて、こども家庭庁及び法務省の連名で自治体に対して事務連絡を発送し、自治体の関係部署それぞれで活用し、連携を図るよう依頼した。 i 法テラスでは、コールセンター、地方事務所、ホームページにおけるFAQ、YouTube動画等により、養育費の確保に関する情報を無料で提供しており、オペレーター等に対する研修の実施、FAQの追加等により、情報提供の質の向上を図った。また、資力の乏しい方に対する無料法律相談サービス法律相談センターにおいて、電話・オンライン相談を強化したほか、資力にかかわらず利用できる無料電話相談を実施し、一部の自治体と連携して自治体施設に相談所を設けるなどして、養育費についての相談の機会を提供した。一部の地方事務所においては、取次分野や休日夜間の対応の可否等を記載した契約書を作成・公表し、相談体制の充実に努めた。 j 法務省では、令和3・4年度に、自治体内の部局間連携を含む調査研究を実施した。厚生労働省では、「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業」や「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を活用し、自治体におけるワンストップ・アクション型体制整備に係る支援を行った。また、令和3年2月には、両省それぞれから自治体における子育て担当者とひとり親支援担当者との更なる連携強化の推進に関する事務連絡を発送した。令和5年5月には、法務省のパンフレットについて、内閣府及び法務省の連名で自治体に対して事務連絡を発送し(厚生労働省からも別途周知)、自治体の関係部署それぞれで活用し、連携を図るよう依頼した。令和5年12月には、こども家庭庁及び法務省の連名で、自治体に対し、養育費確保に資する情報提供に関する取組事例集など、こども家庭庁及び法務省で実施している各取組の周知・活用を促す事務連絡を発送した。	a 令和6年通常国会での法案成立に向けて努力する。 b~d, f, g 引き続き、養育費の確保に向けて、こども家庭庁では、モデル事業の拡充や相談窓口・体制の強化に係る事業等を実施。 e 引き続き、コールセンターのオペレーター等に対する研修やFAQの追加等により、情報提供の質の向上、ホームページの内容の充実や検索の利便性向上等を図るとともに、一定のひとり親に対する償還免除要件の緩和等も内容とするひとり親支援の拡充策を含め、法制府の改正、ニーズの更替等に即応した的確な情報提供を実施する。また、電話・オンラインの積極的活用や、自治体との連携の拡大等により、民事法律扶助における無料法律相談の利用促進を図るほか、必要に応じ、資力にかかわらず利用できる無料電話相談や関係機関等と連携したワンストップ相談会の実施を目指す。これらに加え、弁護士会等の協力を得ながら、契約弁護士名簿の更なる充実を図る。	検討中	継続F	



開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分				
(12) 地域限定保育士の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施												
令和4年6月7日	人への投資	19	地域限定保育士の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	<p>目標日から年間事業実施区域中での非有効な地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法改正に向けて、令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う。</p>	令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う	内閣府 こども家庭庁(厚生労働省から移管)	年2回実施している通常の保育士試験に加えて、国家戦略特別区域限定保育士試験(地域限定保育士試験)について、国家戦略特別区域に限らず、人口減少地域も含めた全ての都道府県又は指定都市において実施することを可能とした場合の自治体における影響等を把握するため、令和4年度に地域限定保育士試験に関する都道府県アンケートを実施し、全国展開に向けた課題の把握と対応策を整理した。	措置済	措置済	解決		
(医療・介護・感染症対策)												
(2) 医療DXの基盤整備(在宅での医療や健康管理の充実)												
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	3	オンライン診療の推進	<p>19 オンライン診療の改訂し、信頼性、安全性をベースに、「かかりつけの医師」やそれ以外の医師が初診に対応することができ、ある場合について具体的な行為、改訂に当たっては、以下の事項を適切に盛り込む。</p> <p>20 オンライン診療は、疾病や患者の状況によっては、対面診療と大差ない診療効果がある場合も存在し得ることをオンライン診療指針その他の関連文書(以下「指針等」という。)で明確化すること。また、初診からオンライン診療が可能となることを踏まえ、初診は対面診療が原則であるとの考え方を見直し、その旨を指針等に明記すること。</p> <p>21 疾患や患者の状況によっては、オンライン診療のみで診療が完結する可能性があることを指針等で明確化すること。</p> <p>22 「かかりつけの医師」に当たらずにかかりつけの医師とは異なる医師による診療の有無によらず一律に制限されるものではないことを指針等で明確化すること。</p> <p>23 オンライン診療を行う医療機関・医師と対面診療を行う医療機関・医師は、異なってもよいことを指針等で明確化すること。</p> <p>24 医師がオンライン診療を実施するに当たり求められる診療計画について、診療録への記載とは別に作成することは必須ではなく、診療録に必要な事項が記載していれば足りるものであり、また、患者に対しては、所要の情報の口頭による提供で足りることを指針等で明確化すること。</p> <p>25 診療前相談を効果的にかつ効率的に行うため、実際の診療前相談に先立ち、医師の判断で、事前に電子メール、チャットその他の方法により患者から情報を収集することは可能であることを指針等で明確化すること。</p> <p>26 厚生労働省は、オンライン診療を実施するために必要な医療機関の情報セキュリティの確保のための方策について、オンライン診療の場合に対面診療に比べ厳格な情報セキュリティを求めることやオンラインネットワークの運用管理等セキュリティ指針を前提とすることは合理性に欠けることを踏まえ、オンライン診療指針について必要な見直しを行うこととし、少なくとも次の事項についての見直しを含むものとする。</p> <p>27 情報通信及び患者の医療情報の保管について十分な情報セキュリティ対策が講じられていること、医師が確認しなければならないこととされていること。</p> <p>28 PHR(Personal Health Record)を診療に活用する場合に、PHRの安全管理に関する事項について医師がPHRを管理する事業者に確認することとされていること。</p> <p>29 汎用サービスが端末以外の他のデータと連続しない設定とすることとされていること。</p> <p>30 チャット機能やダウンロード機能は原則使用しないこととされていること。</p> <p>31 オンライン診療システム事業者がシステム全般のセキュリティリスクに対して責任を負うこととされていること。</p> <p>32 厚生労働省は、オンライン診療を実施する際の患者の本人確認の方法について、顔写真付きの身分証明書を有しない場合に2種類以上の身分証明書を用いることとするのは対面診療に比べ厳格であることを踏まえ、健康保険証の提示など対面診療と同程度の厳格さによって本人確認を行うこととし、オンライン診療指針の所要の改訂を行う。</p> <p>33 厚生労働省は、令和3年6月の規制改革実施計画を踏まえ策定するオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針について、オンライン診療の現実の利用実態を踏まえより実効的な内容となるよう、策定に当たっては、オンライン診療を受診したことのある者及び実施した経験のある医師の意見を踏まえ、令和4年1月のオンライン診療指針の改訂に係る「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」における議論・検討を踏まえ、当該基本方針の策定を行う。</p> <p>34 厚生労働省は、オンライン診療の普及・促進の前提として、患者の安全を確保するため、診療内容等が適切でないと考えられる、オンライン診療を含む診療の実態を把握し、診療内容等が適切でないと考えられる事例について通知するとともに、患者の安全を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>35 厚生労働省は、遠所介護事業所や公民館等の身近な場所での受診を可能とする必要があるとの指摘があることや、患者の動揺する職場においてはオンライン診療の実施が可能とされていることを踏まえ、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、オンライン診療を受診することが可能な場所や条件について、課題を整理・検討し、結論を得る。</p> <p>36 厚生労働省は、ADHD(Attention deficit hyperactivity disorder: 注意欠陥多動性障害)治療薬に関する民間組織(厚生労働省の薬事実施条件に基づき設置)の事業上の規制により、オンライン診療指針に準拠したオンライン診療であっても必要な薬剤を入手できない現状に關し緊急な進正を求め意見があることについて、当該民間組織に対して情報提供を行うとともに、オンライン診療指針との整合性も踏まえた運用となるよう検討を促す。</p> <p>37 厚生労働省は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)及び関連通知の改訂により、オンライン薬事指針についての新型コロナウイルス感染症を受けた特例措置(「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬品・生活衛生局総務課事務連絡))の恒久化を実現する。具体的には、原則に対面による服薬指導となっているが、患者の求めに応じて、オンライン薬事指針の実施を困難とする事情の有無に関する薬剤師の判断と責任に基づき、対面でのオンラインの手段のいずれにも行うことができることとする。また、処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されることを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。さらに、服薬指導計画と題する書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等の記載でも差し支えないこととする。加えて、薬局開設者が薬剤師にオンライン薬事指針に特約の知識等を身に付けるための研修材料等を充実させることとし、オンライン薬事指針に当たって研修の受講は義務付けない。</p> <p>38 厚生労働省は、薬剤師の働き方改革等の観点も踏まえ、薬局に所属する薬剤師による薬局以外の場所(薬剤師の自宅等)におけるオンライン薬事指針について、実施可能な薬剤師や患者及び対象薬剤等を限定せず、薬剤師自身が実施可能と判断する場合には実施できることとする。</p> <p>39 厚生労働省は、医療用医薬品においてオンライン薬事指針が可及とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン薬事指針の実施に向けた課題を整理する。</p>	a, g, h, i, j, k, l, m, n, o, p, q, r, s, t, u, v, w, x, y, z	厚生労働省	a 令和4年1月に、「かかりつけの医師」によることなど、一定の要件を満たしていれば、初診からオンライン診療を可能とするなどの見直しを盛り込んだオンライン診療指針の改訂を行った。	a~j	措置済	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	
								措置状況	評価区分
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	4	電子処方箋の普及及び医療・介護・感染症対策	<p>規制改革の内容</p> <p>厚生労働省は、令和5年1月の電子処方箋システムの稼働をにらみ、総局方面から電子処方箋への迅速かつ全面的な転換を実現するため、電子処方箋システムの医療機関・薬局への導入及び電子処方箋システムの稼働に合わせた登録予定の処方箋情報システムの登録額に関する年度ごと(令和5年度当初から毎年度)の取組目標を設定し、毎年度更新する。また、併せて毎年度の電子処方箋発行枚数を目標として公表する。</p> <p>厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI(Healthcare Public Key Infrastructure: 保健医療福祉分野の公開基盤)以外の方法があり得るが、医療機関による本人確認の活用やクラウド電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、結論を得る。なお、検討に当たっては、発行の処方箋の実用に関する断続的な医師の資格確認が行われていない実情を踏まえつつ、特に比べ電子処方箋が実務的に使い勝手が良いものとなるよう、医療機関・電子署名サービス提供者による医師の資格確認に際して、医師登録原簿を程度照査する必要はないこととし、円滑な運用ができることとする。</p> <p>厚生労働省は、電子処方箋の普及には医師が電子署名を行う際の負担を軽減する必要があることを踏まえ、医師がその所属する医療機関の電子カルテシステムを利用して電子処方箋を出力する場合に、当該医師が電子カルテシステムの利用に当たって、医師であることの資格確認及び一定の本人確認が当該医療機関によって既に行われており、電子署名事業者が必要な際にその事実を確認できる場合には、電子署名事業者が当該医師に対して個別に改めての資格確認及び本人確認手続を行うことを要しないこととする方向で検討を行う。</p> <p>厚生労働省は、医療現場で利用される電子署名について、クラウド型電子署名等を利用しようとする医師が、当該クラウド型電子署名等の利用申込を行う際の本人確認手段として医師が自宅等から手続を完結できるようにするため、オンラインで完結可能な本人確認方法であるeKYC(electronic Know Your Customer)を活用できるとする方向で所要の検討を行う。</p> <p>厚生労働省は、上記の結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和5年1月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。</p>	<p>実施時期</p> <p>厚生労働省</p> <p>a 目標設定については令和4年度上期に措置、以降継続的に措置 b 措置済み c 令和4年度上期検討・結論 d 令和4年度上期検討・結論 e 引き続き検討を進め、令和5年1月までに措置</p>	<p>これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)</p> <p>a 令和7年3月に概ね全ての医療機関・薬局での電子処方箋導入に向け、令和5年2月の電子処方箋推進協議会を立ちあげ、足下のオンライン資格確認の導入状況等踏まえ、着実な普及拡大に向けた進め方について議論を開始した。また、同年3月のオンライン説明会で、処方箋情報・調剤結果情報の登録件数を公表した。</p> <p>b HPKI以外の資格確認・本人認証の方法について検討し、結論を得た。引き続き下記aにて対応する。</p> <p>c 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5.2版 本編 J.53に、「電子署名を行う都府、事業者による医師等の国家資格保有の確認を求めるものではない旨も明記している。</p> <p>d 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第6.0版改定において、医療情報システムの利用者登録については本人確認用の手段に求められる信頼性に関する考え方を示し、eKYCについては、IAL3(情報セキュリティレベル)が担保された環境下で管理されている医療機関等であれば使用可能と整理した。</p> <p>e HPKI以外の資格確認・本人認証の方法について、申し出があれば対応することとしていること、現時点で民間の医療機関・電子署名サービス提供者事業者からの申し出を受けしていない。</p>	<p>今後の予定 (令和6年3月31日時点)</p> <p>a 今後、導入状況等を踏まえ、電子処方箋発行枚数など目標について検討していく。 b~d 措置済み e 民間の医療機関・電子署名サービス提供者事業者からの申し出があれば対応する。</p>	<p>規制改革推進会議評価</p> <p>措置状況</p> <p>継続F</p>	
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	5	患者のための医薬品アクセスの円滑化	<p>規制改革の内容</p> <p>厚生労働省は、患者がその生活形態に合わせて円滑に薬剤を受領できることとする観点から、薬局において処方箋に基づき調剤された薬剤の患者への受渡しの方法について、取やコンビニエンスストア等に設置される宅配ロッカー等を利用して受渡しを行うことが可能であることを通知等により明確化し、周知する。</p> <p>厚生労働省は、新たに店舗販売を行う者が、店舗管理者要件を満たす登録販売者を円滑に確保することを可能とするため、現状、過去5年以内のうち2年以上かつ1,920時間以上の実務経験が必要とされる登録販売者に係る店舗管理者要件について、一定の追加的なオンライン研修などを条件としつつ、「2年以上」の要件を「1年以上」と見直す。</p> <p>厚生労働省は、医薬品医療機器等法における店舗販売の許可要件として、特定の場所に設置する店舗に陳列設備、貯蔵設備などの構造設備と、登録販売者などの有資格者がそれぞれ異なる場所に所在することと可能とする制度設計の是非について、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、検討し、結論を得る。</p> <p>厚生労働省は、医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目(「医薬品の承認申請について」(平成26年11月21日厚生労働省医薬品局長通知)の別表2-(2)(以下単に「別表2-(2)」)のうち(4)に該当するもの)について、申請を受理したもののいまだ「医療用から要指導→一般用への転用に関する評価検討段階」で検討されていないもの有無を確認するとともに、令和2年度以前の申請に対してまだ結論が出されていないものについて、(ア)その特徴、(イ)申請ごとに、その理由、(ウ)(イ)のうち厚生労働省及びPMDA(Pharmaceuticals and Medical Devices Agency: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の事業者に対する指摘に対して事業者によって適切な対応が行われていないために審査が進まないとするものについては当該指摘の内容、(エ)申請ごとに、当該申請品目の成分に関して、海外主要国における一般用医薬品としての販売・承認状況及び承認年度を調査する。また、①既記の一般用医薬品として承認された成分が、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目(別表2-(2)の(5)①から④まで及び(6)に該当するもの)及び②体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用に関する申請についても、上記同様(ア)(イ)(ウ)(エ)について調査する。調査に当たっては、申請者に内容を確認し、同意を得る。</p>	<p>実施時期</p> <p>厚生労働省</p> <p>a 措置済み b 令和4年度措置 c 令和4年度上期検討 d 令和4年度上期措置</p>	<p>これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)</p> <p>a 「調剤された薬剤の薬局からの配達について」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・監視指導・麻薬対策課事務連絡)において、宅配ロッカー等を介した医薬品の配達について明確化するとともに、留意点を周知した。</p> <p>b 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第61号)」より、一定の追加的研修(オンライン研修を含む。)を修了した登録販売者は1年(1920時間)以上の従事期間で店舗管理者になることができることとした。</p> <p>c 令和5年2月~12月に、「医薬品の販売制度に関する検討会」において遠隔管理等のデジタル技術を活用した医薬品販売業の在り方等について検討し、令和6年1月にとりまとめを公表した。</p> <p>d 医療用医薬品から一般用医薬品への転用に関する申請品目のうち、令和2年度以前の申請に対してまだ結論が出されていないもの及び既に別の一般用医薬品として承認された成分であるが、効能・効果・投与経路等の異なる一般用医薬品としての申請品目のうち、令和2年度以前の申請に対してまだ結論が出されていないもの事例等を調査済み。また、体外診断用医薬品で該当する品目はなかった。</p>	<p>今後の予定 (令和6年3月31日時点)</p> <p>a~d 措置済み</p>	<p>規制改革推進会議評価</p> <p>措置状況</p> <p>継続F</p>	
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	6	家庭用医療機器の表示	<p>規制改革の内容</p> <p>厚生労働省は、医薬品医療機器法等の承認を受けたスマートウォッチその他の家庭用医療機器(医師による使用・管理を前提としない、家庭や職場に設置される医療機器)によって兆候を検出した疾病名(現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名)を表示することが可能であることを明確にするためにガイドラインを作成する。その際、各種のガイドラインに基づいて、現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示する機能(以下「兆候名表示機能」という。))について、どのような場合が医薬品医療機器等法上の医療機器に該当するかを明確にするとともに、当該製品が使用者に提供する情報の臨床的意義が確立しているか、使用者自らが結果を解釈し、受診の要否の判断を含めて適切な行動に繋げられるかの観点からの判断等が必要であることを具体的に記載する。あわせて、スタートアップが上記医療機器を開発・製造する可能性や不特定多数の利用が想定されること、当該機器には脆弱性がないこと等を踏まえ、開発者に過度な負担を及ぼさないよう配慮しつつ、製造販売後の情報収集の方法を明確化する。</p> <p>厚生労働省は、疾病名表示機能について、質の確保がされない機器が広く流通することで、医療機関への不必要な負担が生じたり、国民に無用な懸念・不安を与えることのないよう、必要な法的措置を検討する。</p> <p>厚生労働省は、個別の家庭用医療機器にその使用者が現在罹患している又は将来罹患する可能性がある疾病名を表示するに当たっての臨床的意義等について専門家と協議する場合、当該専門家や所属組織が当該家庭用医療機器のベンダーやその競争者など特定の企業との利益相反関係を有さないことを確認し、利益相反に該当する場合には議論に参加させない等の措置を講ずるとともに、当該協議の透明性を担保する観点から、協議の目的、相手先、協議内容を記載した議事録を、当該医療機器の開発に係る情報等の秘密保持に留意の上、協議終了後速やかに公開する。</p>	<p>実施時期</p> <p>厚生労働省</p> <p>a 令和4年度措置 b 令和4年度上期検討・結論</p>	<p>これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)</p> <p>a 令和4年12月13日付け「疾病の兆候を検出し受診を促す家庭用医療機器の承認申請に当たって留意すべき事項について」の一部改正について(薬機審発1213第4号、薬生安発1213第3号、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬対策課長連名通知)を公表。また、令和5年3月31日付け「プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインの一部改正について(薬機審発0311第1号・薬生監発0301第4号、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知、以下「令和5年3月31日通知」という。)を公表。</p> <p>b 検討の結果、令和5年3月31日通知により、疾病名表示機能を含めたプログラムの医療機器該当性に係るガイドラインを改正し、医療機器に該当し、取締りの対象となる範囲の更なる明確化を実施。</p> <p>c 令和4~5年度に家庭用医療機器で該当する品目はなかった。</p>	<p>今後の予定 (令和6年3月31日時点)</p> <p>a,b 措置済み c 令和6年度に家庭用医療機器で該当する品目があれば秘密保持の観点に留意して対応を検討する。</p>	<p>規制改革推進会議評価</p> <p>措置状況</p> <p>継続F</p>	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	7	医療機器等の広告規制の見直し	<p>a 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応の観点から、医薬品医療機器等法に基づく承認を受けたハルスオキシメータについて、令和4年年初を目途に販売店やインターネットにおける広告を可能とするよう検討する。</p> <p>b 厚生労働省は、医家向け医療機器の広告規制の在り方について、単なる性能等の情報提供にとどまらず、適正・安全に使用するための重要事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方について、一般人の使用による危害のおそれ小さい機器に関する広告の必要性の判断を含め、検討を行う。</p> <p>また、抗原検査キットのように、質の確保されていない製品が広く流通している実態も踏まえ、公衆衛生上影響を生じおそれがある品等について、その使用により国民が不利益を被ることのないよう、法令を含め、必要な対応を検討する。</p>	<p>a 措置済み</p> <p>b (前段) 引き続き検討を進め、令和4年度経緯・措置、(後段) 引き続き検討を進め、令和4年度経緯</p>	厚生労働省	<p>a 薬機法に基づく承認を受けたハルスオキシメータについて、販売店やインターネットにおける広告を可能とするよう、関係する事務連絡、通知を令和4年2月3日に発出した。</p> <p>・「ハルスオキシメータの適正広告・表示ガイドライン」について(令和4年2月3日付け厚生労働省医薬・衛生生活衛生監視指導・薬業対策課事務連絡)</p> <p>・血中酸素飽和度を測定する機械器具の取扱いについて(令和4年2月3日付け厚生労働省医薬0203第1号厚生労働省医薬・衛生生活衛生監視指導・薬業対策課長通知)</p> <p>b (前段) 医家向け医療機器の広告規制の在り方について、業界団体と連携し検討を行い、一般人向けの広告が可能と考えられた医家向け医療機器(発作時心臓活動記録装置・発作時心臓活動記録装置用プログラム、高血圧治療補助プログラム、経嚥治療補助システム)について、各自独自に適正広告に係るガイドラインを作成した上で一般人向けの広告を可能とした。</p> <p>また、自己検査用グルコース測定器、弾性ストッキング、間欠必須用カテーテル等についてもガイドラインの作成を進めており、作成され次第、一般人向けの広告を可能とする。</p> <p>b (後段) 新型コロナウイルス検査キットについて、消費者が、薬機法に基づき承認していない研究用検査キットを購入・使用しないよう、都道府県等への監視指導の徹底の依頼や販売自粛を行った。また、消費者が誤って研究用検査キットを購入しないよう厚生ウェブサイトやフレット、厚労省SNS(Twitter, Facebook)を活用しての周知活動などを行った。</p>	検討中	継続F	
(3)医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮										
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	8	薬剤師の地域における薬剤業務の強化(対物業務効率化)	<p>a 厚生労働省は、患者への服薬フォローアップなど薬剤師の高度な薬学的専門性をいかす対人業務を円滑に行う得る環境を整備するとともに、調剤の安全性・効率性の向上を図る観点から、薬局における対人業務のうち、一定の薬剤に関する調剤業務を、患者の意向に基づき尊重しつつ、当該薬局の判断および外部委託を行うこととすることで、その際の安全確保のために委託元や委託先(対物業務の効率化)</p> <p>検討に当たっては、以下の論点を中心に具体的な検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委託可能な調剤業務の対象</li> <li>委託先の範囲</li> <li>委託元・委託先の役割分担及び責任関係の在り方(委託元薬局の薬剤師が法的責任を負うことのないための配慮等を含む。)</li> </ul> <p>b 厚生労働省は、薬局並びに店舗販売業及び店舗販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)に規定する薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制について、調剤業務の機械化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、議論を整理する。</p> <p>c 公正取引委員会は、薬局における調剤業務の関連市場及び隣接する市場において独占的又は寡占的な地位を有するプラットフォーマーその他の事業者が、その競争上の地位を利用して、内部補助等を通じ、不当優遇、差別対価その他の不公平な取引方法によって、地域の調剤薬局を不当に排除することがないよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。</p>	<p>a, b 令和4年度検討・結論</p> <p>c 公正取引委員会</p> <p>a, b 令和4年度以降継続的に措置</p>	厚生労働省	<p>a 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において、規制改革推進会議医薬・介護・感染症対策ワーキンググループにおける議論等も参考に検討し、調剤業務の一部外部委託の方法及び対応方針(対象となる業務、委託先等)をとりまとめ、令和4年7月に公表。当該とりまとめの内容に基づき、厚生労働科学研究において一色化業務を外部委託する際の患者の安全の確保や、適切な業務のために必要な留意点等を整理した。</p> <p>b 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において、規制改革推進会議医薬・介護・感染症対策ワーキンググループにおける議論等も参考に薬局の薬剤師員数の基準について検討し、規制の見直しを検討する場合は、診療報酬における評価等も考慮し、対人業務の充実の方向性にも逆行しないよう慎重に行うべきととりまとめ、令和4年7月に公表。</p> <p>c 令和5年度において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。</p>	a 薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ等を踏まえ、必要な対応を行う。 <p>b 措置済み</p> <p>c 今後とも、薬局における調剤分野等における独占禁止法違反行為が行われた場合に厳正に対処していく。</p>	未措置	継続F
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	9	医療人材の不足を解消する	<p>a 厚生労働省は、有料老人ホームにおいて看護職員が実際に現場で不安を感じにくい態勢を整えるための不具合を速く解消し、有料老人ホームにおける看護職員に対する研修等の取組事例を含め、円滑に態勢を整え実施した事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底する。</p> <p>b 厚生労働省は、介護現場において実施されることが多いと考えられる行為を中心とし、介護職員が実践できる具体的な整理を行ったこと、介護現場や地方公共団体等に周知徹底する。</p> <p>c 厚生労働省は、在宅医療を受ける患者において必要な共有薬剤師の充実、受診や患者の權(よ)く慮(そ)うへの薬剤師といった行為を、薬剤師が実施することの適否に関し、その必要性、実施可能性等の課題について整理を行う。</p>	<p>a 令和4年度措置</p> <p>b 令和4年度上期措置</p> <p>c 令和4年度検討開始・早期結論</p> <p>d 令和4年度上期結論</p>	厚生労働省	<p>a 令和4年度入居保健健康増進等事業において、有料老人ホームにおいて看護職員が円滑に態勢を実施している事例について収集・整理を行い、とりまとめた好事例について、関係団体(高齢者住まい事業者団体連合会)及び地方公共団体等に令和4年度末(令和5年5月31日)に周知した。</p> <p>b 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」(令和4年12月1日付け医政課1201第4号医政発通知)において、医療機関以外の介護施設で実施されることが多いと考えられる行為について、原則として態勢ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行ったことについて患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項についてお示した。</p> <p>c 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「在宅患者に対する円滑な点滴交換等」の回答と同様の取組を実施した。</p>	a, b 措置済み <p>c 令和5年5月16日閣議決定規制改革実施計画の「在宅患者に対する円滑な点滴交換等」の回答と同様の取組を実施。</p>	検討中	継続F
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	11	社会保険診療報酬支払基金の審査支払システムを最大限活用するため、現時点でコンピュータチェックにより完結しないこととなっている、AIによる振り分けの対象とならない目視対象のレセプト(入院支払基金等)について、AIによる振り分けの適用に向けた具体的な検討を行い、適用可能な部分について等における審査・支払業務	<p>a 自動的なレポーティング機能を有効に活用するため、審査結果の差異の検証が完了しているにもかかわらず差異の分析が可能となるよう、差異のデータは、順次、一定数を定期的に公表する。</p> <p>b 厚生労働省は、より効果的・効率的な審査支払システムによる審査等のためには、紙レセプトはもとより、電子媒体による請求が行われる場合も含め、オンライン請求への移行を進める必要があることと、オンライン請求について適切な医療機関等の実態調査を行うとともに、その結果も踏まえ、将来的にオンライン請求の割合を100%に近づけていくための具体的なロードマップを作成する。</p> <p>c 厚生労働省は、令和3年3月に取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会」の報告書において令和4年度中に実施予定とされている、再請求等のオンライン化を確実に実施するため、具体的なオンライン化の時期を決定する。</p> <p>d 厚生労働省は、審査整備費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。</p>	<p>a 引き続き検討を進め、令和4年度措置</p> <p>b 継続的に措置</p> <p>c 令和4年度末自主措置</p> <p>d 令和4年度上期措置</p> <p>e 引き続き検討を進め、令和4年度上期結論</p>	厚生労働省	<p>a 令和4年10月以降、DPOを除く入院レセプトも振分対象とした。</p> <p>b 審査の差異の可視化レポート(自動レポーティング)を定期的に公表。令和5年度には、新たに73事例(医科56事例、歯科17事例)を追加、これまで計305事例を公表。</p> <p>c オンライン請求を行っていない医療機関等の実態調査を令和5年2月に行うとともに、その結果も踏まえ、「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」を策定した。ロードマップに沿って、「オンライン請求を推進した。」</p> <p>d 令和4年8月に、再請求等のオンライン化を令和5年3月原請求分から実施する旨、通知を発出した。通知を踏まえ、再請求等のオンライン化を推進した。</p> <p>e 審査整備費のオンライン請求導入等に関するWGにおいて、検討課題や検討の進め方を整理(令和4年度3回、令和5年度1回開催)</p> <p>・令和5年7月開催の審査整備費検討専門委員会において、上記WGの検討状況等を報告</p>	a, c, d 措置済み <p>b 措置済み。引き続き定期的に公表。</p> <p>c 引き続き、審査整備費のオンライン請求導入等に関するWGにおいて、オンライン請求の導入及び審査整備費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討し、令和6年度中に審査整備費検討専門委員会に導入方針(案)を報告する。</p>	未措置	継続F
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	12	医療現場の負担軽減	<p>a 厚生労働省は、厚生労働省が所管する法令等に基づき医療機関又は医師(以下「医療機関等」という。)が厚生労働省本省、その地方支分部局、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等のための手続(以下「手続」という。))について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第16号)及びデジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、申請等手続を画面で行う場合の医師又は患者の当該画面への押印又は署名、当該画面の日本産規格A列4番以外の大きさ又は白以外の色による作成等によって医療機関等に生じる負担を軽減するため、医療現場、地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、相当の業務量が発生していること認められる申請等手続についてデジタル化(電子メールにより請求等を行うことを含む。)を進めるための工程表を作成する。当該工程表には、申請等手続のデジタル化のみならず、画面による作成を求めるときの医療機関等の負担軽減に関する方策を含むものとし、署名又は押印の廃止や、その廃止を阻害する場合に署名又は押印を印刷印影又は組織印に代えることとの可否に関する内容を含むものとする。</p> <p>b 厚生労働省は、電子処方箋以外の医療現場での書類について、デジタル化によって、医療従事者の負担軽減等を実現する観点から、電子署名の要件等について整理を行う。</p>	<p>a 令和4年措置</p> <p>b 引き続き検討・早期結論</p>	厚生労働省 地方公共団体	<p>a 医療関係団体に対して、調査(手続名、デジタル化されていないことなどどのような不都合が生じているか、どのように解決されたいと考えるか、負担感(1医療機関における年間あたりの手続件数、1件の対応に係る所要時間))を実施した。このうち、当該手続が4回以上発生するもの又は当該手続が1回1時間以上を要するものを目安として、相当な業務量が発生していると認められるものを抽出し、デジタル化の可否・デジタル化方法の妥当性を確認する観点から実施した地方公共団体の調査も踏まえつつ、デジタル化を進めるための工程表を作成した。</p> <p>b 対象となる書類(198件)について、192件は電子署名が必要でないと確認した。</p>	a 工程表に則り、各手続のデジタル化を進めていく。 <p>b 措置済み</p>	未措置	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<p>(4)新しい医療を支える先進的な医薬品・医療機器の開発の促進</p>											
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	13	プログラム医療機器(SaMD)に関する承認	<p>a 厚生労働省は、画像診断用途のSaMDについて、当該SaMDが実用される臨床現場で現行で行われている診断技術の水準を踏まえ、それとの比較における有用性が審査に重要であることを明確にする。</p> <p>b 厚生労働省は、SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に患者をたらすことを目指し、国際審査を踏まえ、アップデート後の有効性の状況をPMDAがあらかじめ開発事業者に確認し、一定の条件下で、PMDAによる審査路を含め審査の簡略化を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、類型ごと、対象疾患ごとに承認実績が存在するSaMDについて、早期に登録承認期間に関する認証に移行するよう、産業界の協力を得つつ、認証基準の策定及び改正を主体的に行う。あわせて、PMDAによる承認審査について、開発事業者の負担を高めるために、あらかじめ審査のポイントに関する情報(有効性・安全性を評価するための試験条件や評価のポイント等)を整理・公表する。</p> <p>d 厚生労働省は、SaMDの上市が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるようPMDAの審査体制の強化を含め必要な取組を検討するために、国内のSaMD認証状況(件数や所要期間等)や海外のSaMD審査の実態把握に係る必要な調査を行う。</p>	令和4年度措置 令和4年度措置 令和4年度措置 令和4年度措置	厚生労働省	<p>a 「医用画像の読影支援を目的としたコンピュータ診断支援プログラムの審査ポイント」をPMDAのホームページで公表し、明確化を実施。(令和5年9月10日)</p> <p>b プログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、海外の規制制度について調査を実施。PMDA科学委員AI専門部会で再学習等が実施されたプログラム医療機器の性能評価について検討が行われ、その評価方法や評価データの再利用に関する留意点について一定の結論を得た。</p> <p>c 「呼吸装置治療支援プログラム」(令和5年3月7日)、「放射線治療計画プログラム」(令和5年3月7日)、「創外固定器治療計画支援プログラム」(令和5年10月18日)の認証基準を告示済み。「履歩遠隔用治療計画プログラム」、「歯科インプラント用治療計画支援プログラム」、「眼科手術用治療計画プログラム」の審査のポイントについて、PMDAのホームページに公表済み(令和5年3月3日実施済)。</p> <p>d 令和4～5年度にプログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、海外の規制制度について調査を実施。</p>	a, b 措置済 c 令和6年度以降も引き続き新たな審査のポイントを策定してPMDAのホームページに公表予定。 d 令和6年度以降も引き続きプログラム医療機器の国内外での開発・承認状況、海外の規制制度について調査を実施する予定。	措置済	継続F	
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	14	プログラム医療機器製造業規制等の見直し	<p>a 厚生労働省は、SaMDの設計のみを行う製造事業者について、設計に関する業務の管理が適切に行われる体制を確保している限りにおいて、居宅など事業所以外での勤務を含め、責任技術者が登録を受けた所在地で勤務する必要はないことを明確化し、通知する。</p> <p>b 厚生労働省は、現行の医療機器等総括製造販売責任者の資格要件について、諸外国の状況も含めた実態の把握を行い、SaMDの適切な製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理を行うための課題を明らかにした上で、資格要件として定められている学歴に該当しない場合の対応として、オンラインでの研修等を含めて検討する。【再掲】</p>	a 措置済み b 引き続き検討を進め、令和4年度結論	厚生労働省	<p>a 令和4年3月30日付けで医療機器プログラムの設計のみを行う製造所において、所要の要件を満たす場合に製造所の責任技術者が必ずしも製造業の登録を受けた所在地で勤務する必要がない旨の通知を発送した。(医療機器プログラムの設計のみを行う製造所における責任技術者の取扱いについて(令和4年3月30日付け厚生労働省0330第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知))</p> <p>b 令和4年度厚生労働科学特別研究事業における検討を踏まえ、現在の医療機器等総括製造販売責任者の要件と同等以上の知識経験を有するものとして、「学歴を問わない大学等卒業+医薬品、医療機器、再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に5年以上+講習」を追加することについて、令和5年3月16日の医療機器・再生医療等製品安全対策部会において議論を行った。</p> <p>部会の議論の結果を踏まえ、追加することとした要件について、令和6年3月29日付けで告示・通知を発送した。【再掲】</p>	a 措置済 b 措置済【再掲】	措置済	解決	
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	15	創薬等に向けた医療データの利活用促進	<p>a 民間事業者や研究者が、医薬品等の治療のアウトカムを把握し、その効果・実態等の分析に活用することができるよう、厚生労働省と製薬会社は、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)について、統計法(平成19年法律第53号)との関係について整理した上で、死亡の時期や原因など、死亡した者に関する情報との連結が可能となるよう検討を行う。</p> <p>b 公正取引委員会は、令和4年2月に公表した官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁システムの仕様や公開データの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同様し得る程度に高額のデータ移行のための費用を請求する場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある」との考えが官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知するとともに、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。</p> <p>c 複数医療機関が連携して医療を提供する工程表に基づき、電子カルテ情報等のあることから、現在、厚生労働省では、データヘルス改革に関する工程表に基づき、電子カルテ情報等の標準化を進めているが、既に採択されている、JLAC1コードを含む厚生労働省標準規格である(H-SI4)臨床検査マスターの普及のための方策を検討するとともに、二次利用の観点から有用な検査結果データの取扱いについて検討を行う。また、検査結果データは、使用する検査機器、設置等によって検査値が異なることから、電子カルテ情報等の交換の仕組みが整備された後にデータポータル等自らが検査結果データを閲覧できるようになる時期を以て、創薬等の目的のためにも、関係学会等の協力を得て、異なる検査機器等により得られた検査結果データを比較可能なものとするような方策を検討する。</p>	a, b 令和4年度開始、令和4年度結論 c 令和4年度措置	a 総務省 厚生労働省 b 公正取引委員会 c 厚生労働省	<p>a 令和4年度中にNDBと死亡情報の連結を可能とする関係省令の改正(令和5年4月1日施行)済み。令和5年度はシステム改善を実施。</p> <p>b 公正取引委員会は、ベンダー等を対象とした説明会を令和4年3月から6月にかけて実施し、官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書のうち、「ベンダーが合理的な理由なく、官公庁システムの仕様や公開データの引き継ぎを拒否したり、事実上拒否するのと同様し得る程度に高額のデータ移行のための費用を請求する場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある」との考えが官公庁以外の民間医療機関や医師会等が運営する医療介護連携システムなどについてもその旨が当てはまることを周知した。また、令和5年度において、公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあるとして措置・公表を行った事例はない。</p> <p>c 「健康・医療・介護情報利活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループとりまとめ」(令和5年3月29日)において、全面的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための医療情報ネットワークの基盤(電子カルテ情報交換サービス(仮称))の在り方及び技術的要件について、とりまとめを行ったところ。電子カルテ情報のうち検査情報について、電子カルテ情報交換サービス(仮称)においてJLACコードで共有可能とする。また、当該とりまとめにおいては、一次利用を念頭に置きつつも二次利用にも資するよう、共有・交換する対象となる情報について拡大していくこととした。</p>	a 令和6年度にNDBに取組開始予定。 b, c 措置済	未措置	継続F	
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	16	治療の円滑化	<p>a 厚生労働省は、治療実施医療機関の医師等が、被験者に対して、治療に関する必要な説明を行い、同意の取得を非対面・遠隔で実施するための適切な方法やデータの信頼性確保等に關するガイドラインを策定する。策定に当たっては、国内外におけるオンライン技術を用いた治療の実施方法や各国のルール等に関する調査を踏まえたものとする。</p> <p>b 厚生労働省は、治療依頼者から被験者への治療薬の直接配送に関して、海外における取扱いの状況等の調査を実施の上、国際審査を踏まえつつ、実施可能を検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、DCT(Decentralized Clinical Trials: 分散化臨床試験)において必要となる被験者宅への訪問看護師を円滑に確保することを可能とするため、訪問看護ステーションの活用のほか、治療薬の配送支援機関(SMO)に所属する看護師の活用を含め、治療実施医療機関に所属する看護師以外の看護師等とのように活用し得るかを整理し、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、DCTを含む治療の開始等に際して必要となるSPMDAへの治療届出について、令和4年度に予定されているオンライン化に先立ち、電子メールによる届出提出した場合の事務的な経・電子媒体の届出を不要とするについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	a 令和4年度措置 b 令和4年度検討・結論 c 令和4年度措置 d 措置済み	厚生労働省	<p>a 非対面・遠隔での説明・同意に関して、国内外におけるオンライン技術を用いた治療の実施方法や規制を調査した。調査結果を踏まえガイドラインを策定し、令和5年3月30日付け「治療における電磁気的方法を用いた投薬及び同意に関する留意点について」(厚生労働省0330第6号・厚生労働省0330第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長連名通知)を発送した。</p> <p>b 欧米における、治療依頼者から被験者への治療薬の直接配送の状況を調査したところ、ほとんどの国において、規制上可能ではなかった。また、国内規制においては、治療薬は治療依頼者から実施医療機関に交付することを求めており、被験者に交付する治療薬の管理責任は医療機関にあることから、治療依頼者から被験者への治療薬の直接配送はできないこととされている。今後、海外の動向を踏まえ、実施可能な治療薬配送方法について検討する。</p> <p>c 関係団体へのヒアリングの結果や現場のニーズ等を踏まえ、SMO等の看護師がDCTにおいて診療の補助等を行うことについて現在検討を行っている。</p> <p>d 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を鑑みた治療計画等の届出の取扱い(電子メールによる届出)」について、(令和4年4月1日付け厚生労働省0401第9号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・厚生労働省0401第1号医療機器審査管理課長・厚生労働省0401第6号監視指導・麻薬対策課長連名通知)を発送し、事務的な経・電子媒体の届出を不要とした。</p>	a, d 措置済 b 検討・結論済 c その結果を踏まえ、DCT関連業務に関して、治療実施医療機関の医師の指示の下、SMO等の看護師が被験者の自宅等において診療の補助等を行うことは可能である旨の周知を速やかに行う予定。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(5)利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築											
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	17	特定施設 (介護付有料老人ホーム) 介護施設 (介護付有料老人ホーム) 等における 介護サービスの 提供	厚生労働省は、七ヶ蔵グループと協働して技術の機転活用、介護補助職員の活用等を行う。先導的な特定施設(介護付き有料老人ホーム)等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるものに関する施設(介護付有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。厚生労働省は、当該論点を整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第やかに必要な措置を講ずる。	(前段)令和4年度措置 (中段)令和4年度及び令和5年度の実証事業の結果を踏まえ、介護給付費分科会で議論を行い、論点の整理を行った。 (後段)令和6年度措置	厚生労働省	(前段)当該内容に係る実証対象12施設を選定し、実証事業を実施した。 (中段)令和4年度及び令和5年度の実証事業の結果を踏まえ、介護給付費分科会で議論を行い、論点の整理を行った。 (後段)令和6年度措置	措置済	措置済	継続F	
令和4年6月7日	医療・介護・感染症対策	18	特別養護 老人ホーム における 介護サービスの 改善	厚生労働省は、特別養護老人ホーム(以下「特養」といふ。)における現行の配置医師(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第1号の規定等により特養に設置された医師をいう。)(以下「特養医師」といふ。)による療養の提供に關して、現行制度では、特養入所者の施設内における医療ニーズ(特に、特養入所者の急変時及び看取り時)に要する配置医師又は他の医師による訪問診療や住診、オンライン診療)に十分応えられておらず、当該規定における配置医師が行うサービスとされる「健康管理及び養上の指導」の範囲の明確化や配置医師制等の見直しなど所要の措置を検討すべきではないかとの指摘を踏まえ、特養における医療ニーズへの対応の在り方を検討するため、配置医師の実態(在宅医療支援診療所)に所属している医師が否か、雇用形態、提供される医療の内容等)、特養における入居者の医療ニーズの具体的内容、入居者に対して現行行われている医療対応などについて必要な調査を実施する。 b 厚生労働省は、当該調査結果を踏まえ、特養における必要な訪問診療、住診、オンライン診療について介護保険又は医療保険で適切に評価するなど、特養における医療ニーズへの適切な医療提供を可能とするための必要な措置について検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。その際、医療保険・介護保険制度への影響や患者負担への影響に留意するとともに、看取り期等の患者に対して本人が必要としない過剰な医療の提供がないよう留意する。	a:令和4年度措置 b:令和5年度措置 c:令和5年度措置	厚生労働省	a,b ・令和4年度老健事業にて、配置医師の現状を含む特養の医療対応等に関する調査研究(特別養護老人ホームと医療機関の協力体制に関する調査研究事業)を実施し、令和5年3月1日に報告書を取りまとめた。 ・令和6年度介護報酬改定において、特養における医療ニーズへの適切な医療提供を可能とする観点から、特養入所者の急変時等に相談や診療を常時行う体制や、入院を原則受け入れない体制を確保した協力医療機関を定めること、3年間の経過措置を設けた上で義務付けることにも、特養が定める「緊急時等における対応方法」について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めること、年1回の見直しを義務付ける。あわせて、令和6年度診療報酬改定において、平時から連携体制を構築する協力医療機関の医師が住診や入院受けを行った場合を評価する加算を設けた。 また、令和6年度介護報酬改定において、配置医師の目中的急変時対応を充実させる観点から、早朝・夜間・深夜に算定できる配置医師緊急時対応加算について、日中も算定できるよう見直しを行った。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日	介護分野における 介護サービスの 提供	19	介護分野 における 介護サービスの 提供	a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監督関連文書等について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成のうえ、国が定める書類を添付し、申請を行うこととするための所要の法上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を、検討するに当たっては、現行の様式及び申請書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類に押印又は署名は押印又は署名は押印しないことと基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めないこととなるよう要請する。 なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を定めてこれを認めることとし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出システムについて独自の様式、添付書類を使用することを妨げない。 b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時提出できる専用の窓口を設ける。当該窓口については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のパンスのとした員数によって構成される会議体で改革等の対応を検討する仕組みを策定し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。 c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む。))に関する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を容易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。 d 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請・届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印免除の進捗状況、届による申請書類の有無も併せて確認し、公表する。 e 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルールへの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。	a,b,c,d,e,f:令和4年度措置	厚生労働省	a 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等、厚生労働大臣等が定める様式により行うものとするための改正を行った(公布日:令和5年3月31日)。 また、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付付老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)を策定し、地方公共団体に対して得た同意を得たことにより、年度の開始を行った。 (通知掲載先)https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html b 令和4年9月29日に要受附フォーム(厚労省HP)に掲載の上、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付付老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)の発出等により周知を行った。 c (専用の窓口掲載先)https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html 10月27日に開催された専門委員会の中で、9月29日の設置から10月19日の期間に窓口へ提出された要望の内容及び件数、処理状況を整理し、公表を行った。 d 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施行規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするため、介護保険施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第40号)が令和5年3月31日に公布された。 本改正において、都道府県知事等は令和5年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしている。 なお、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」(令和4年9月29日付付老発0929第4号厚生労働省老健局長通知)において、同システムの準備が完了するまでの間、事業者が都道府県知事等に対する申請等は、事業所の希望により、電子メールその他の対面が不要となり文書負担軽減に関する方法等により行うこととする旨周知している。 また、介護保険施行規則の一部を改正する省令(令和6年4月1日)に施行されることを踏まえ、各自治体の条例改正等の対応状況などの実施把握やフォローアップを行った。 e,f ・申請、届出その他の手続に関する文書負担軽減に係る令和4年度までの自治体の取組状況については、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金において評価した結果を厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先)https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ・令和5年3月30日に令和4年度における文書負担軽減に係る老健事業の調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先)https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html ・令和5年度老健事業、「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルール」についての調査研究事業」による調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページに掲載し、周知を行った。 (掲載先)https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html	a,b,c,d,e,f 措置済	検討中	継続F	
(地域産業活性化)											
(1)個人事業主の事業承継の手続簡素化											
令和4年6月7日	地域産業活性化	1	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画に基づき、飲食店等の食品衛生法に定める32業種、主たる事業承継時の手続簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同様の簡素化を実現する。	可能な限り速やかに法案提出	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境を整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案(令和4年10月7日に第210回国会)に提出した。なお、令和5年6月1日に当該法律は成立し、同年12月13日に施行された。	措置済	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(2)地方経済の環境解決や地方創生に資する民泊サービスの推進											
令和4年6月7日	地域産業活性化	2	地方における住宅宿泊管理業の担い手確保	国土交通省は、住宅宿泊管理業を法的に規制するための必要な体制の要件として、例えば所定の講習の受講者も新たに認めるなどの具体的な方策について、関係者とも連携しながら検討を行い、必要な措置を行う。	令和4年度検討・結論、令和5年度措置	国土交通省	住宅宿泊管理業者の登録要件に、所定の講習の修了者を加えるとともに当該講習に係る規定を整備する省令改正等を令和5年7月に行い、同時に講習実施機関の募集を開始した。	措置済	措置済	解決	
令和4年6月7日	地域産業活性化	3	申請手続の簡素化・オンライン化の推進等	a 観光庁及び厚生労働省は、ユーザー目線に立て、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。 b 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者による欠格事由に該当しないことを誓約する書面及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)の安全措置に関するチェックリストの確認について、書類の添付ではなくチェックボックスへの直接入力可能とする。 c 観光庁及び厚生労働省は、民泊制度運営システムを改修し、住宅宿泊事業者の届出に関する申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。 d 観光庁及び厚生労働省は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載することを通じて、各条例の規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を通知する。	a 引き続き検討を進め、結論を後次進捗にやかに措置 b~d 措置済み	国土交通省 厚生労働省	a 住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類について、廃止又は簡素化が可能な書類の精査・検討を行っており、住宅宿泊事業の届出等に利用しているシステムの改修手法についても、関係者と意見交換を行っている。 b ①欠格事由に該当しないことを誓約する書面、②「住宅宿泊事業法の安全措置に関するチェックリスト」について、書類の添付ではなく民泊制度運営システムのチェックボックスへの直接入力可能とするシステム改修を実施した。 c 住宅宿泊事業の届出について、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードすることを不要とするシステム改修を実施した。 d 都道府県並びに住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市及び特別区(全157自治体)に対し調査を実施し、調査結果をホームページで公表するとともに自治体へ通知した。また、調査を踏まえた条例の趣旨やそれに対する自治体の考え方等についても追加調査を行った。	a 住宅宿泊事業の届出等に利用しているシステムの在り方と併せて、関係者の御意見も伺いながら廃止又は簡素化が可能な書類を引き続き検討する。 b~d 措置済	検討中	継続F	
(3)農業者の成長段階に応じた資金調達への円滑化											
令和4年6月7日	地域産業活性化	4	農業者の成長段階に応じた資金調達への円滑化	農林水産省は、地域に根ざした農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業者の成長段階に取り組みやすくなる場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農地現場の懸念払拭措置を講じた上で、出向による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業への参入等の更なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら進む場合に、資金調達手段を柔軟に選択可能とするため、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する	引き続き検討を進め、結論を後次進捗にやかに措置	農林水産省	「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」(令和5年6月2日食料安定供給・農林水産省基盤強化本部決定)等を踏まえ、懸念払拭措置を講じた上で、農地所有適格法人が食品事業者等と連携(出資を含む)して取り組む経営の発展に関する計画の認定制度の創設を含む「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等」の一部を改正する法律案を令和6年通常国会に提出した。	令和6年通常国会における「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等」の一部を改正する法律案の成立を目指す、必要に対応する。	一	継続F	
(4)農地利用の最適化の推進											
令和4年6月7日	地域産業活性化	5	農地利用の最適化の推進	a 農林水産省は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経管第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価等が確実に実行されるようフォローする。 b 農林水産省は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)において、目標地帯を含む地域計画については、省令で定める基準に適合するものであることとしているが、この地域計画の基準では、農地現場の現状を十分踏まえた上で、農業を担う者の考え方や目標とする農地の集積、集約化その他の農地の効率的かつ総合的な利用の姿に関する事項を定めることとする。 c 農林水産省は、各市町村における地域計画の策定の進捗をフォローするとともに、先進的な策定の取組事例を公表する。 d 農林水産省は、地域の内外を問わず、新規参入者を含む候補者リストの作成が可能なデータベースの構築を進める。 e 農林水産省は、農業現場で求められる農地情報や関係府省のデータベースが具備する機能(今後見直しを兼ねる機能を含む)を確認しながら、農林水産省地理情報共通管理システム(以下「eMAFF地図」という。)の活用が進むよう、他のシステムとの連携を随時進める。 f 農林水産省は、複数の地方公共団体における実証の結果も踏まえ、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報と兼用コン等の地理情報の紐付けを行う手法の改善を行いつつ、令和5年度までに、全国のほとんどの地方公共団体で紐付け作業を完了させる。また、土地改良施設(ダム、堰、用水路水門等)などの情報についても、eMAFF地図にデータを組み込む方向性で検討し、令和5年度中に結論を得る。なお、eMAFF地図による現場の農地情報の一元化を進めるに当たっては、農地情報を取り扱う行政手続に係る業務プロセスの見直しを行う。 g 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、①エクセルを活用した複数筆の情報をもとに入力できる機能の活用、②リモートでの操作支援や巡回操作指導を推進することにより、農業委員会によって農業委員会サポートシステムの農地情報が適切に更新されるようフォローする。 h 農林水産省は、農業現場においてeMAFF地図の活用が進むよう、eMAFFチャットツールを活用して現場の要望を随時把握し、その内容を踏まえ、地方公共団体、全国農業会議所等の関係機関と連携しながら、必要なシステム改修や制度の運用改善を行う。	a,d,g,令和4年度措置 b,令和4年度検討・結論・措置 c:法律の施行後順次措置 d,h,令和4年度以降順次措置 f,令和5年度措置	農林水産省	a 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経管第2584号農林水産省経営局長通知)に基づき、令和6年度最適化活動の点検・評価及び令和4年度の最適化活動に係る目標設定については、農業委員会における設定状況を毎月調査等を実施することにより、全ての農業委員会において実施された。 b 地域計画の基準については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(令和4年農林水産省令第66号)により、農業経営基盤強化促進法施行規則を改正し、地域計画の区域における担い手への農地の集積目標、集約化等に関する事項を明記した。 c 都道府県、市町村に対し、地域計画の策定状況を定期的に調査する旨を依頼済み(令和4年9月8日)。令和5年1月末時点の策定状況を把握の上、農林水産省のHPに公表済み。また、先行事例(10事例)も農林水産省のHPに公表済み。 d 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)と他システムとの連携機能を構築する事業を実施した。 e 前段) 農地関連業務の抜本的効率化に向け、令和5年度中にほとんどの地方自治体で、農地台帳、水田台帳等の農地情報のeMAFF地図への紐づけ作業実施し、完了させた。 f 後段) 国営造成土地改良施設の情報について検討を行い、eMAFF地図にデータを組み込む方向で結論を得た。 g 農林水産省は、全国農業会議所・都道府県農業会議と連携し、農業委員会を対象とした研修等を通じてエクセルにより複数筆の情報をもとに入力するよう促すとともに、全国農業会議所・都道府県農業会議がリモート巡回操作支援を行うよう指導。その結果、令和3年12月時点に約70%だった当該システムにおける農地情報の更新率は、令和5年12月時点で88.2%へ向上した。 h eMAFF地図の運用を本格的に開始するとともに、利用者の要望を踏まえた現地確認アプリのログイン方法の見直し等の改修を実施した。	a,b,d 措置済 e 令和5年度に実施した他システムとの連携機能を活用しつつ、現場の意見を聞きながら、随時、連携を進める予定。 f(前段) 措置済 f(後段) 国営造成土地改良施設の情報(eMAFF地図)への組み込みに向けた詳細な検討等を実施する。 g 引き続き全国農業会議所や都道府県農業会議と連携し、令和5年12月時点で農業委員会サポートシステムの更新を行っていない農業委員会についても令和6年度に更新が行われるようフォローする。 h eMAFF地図の利用を促進しつつ、現場の意見を踏まえながら、利便性を高めるためのUI/UXの改善等を実施していく。	検討中	継続F	
(5)農業用施設の建設に係る規制の見直し											
令和4年6月7日	地域産業活性化	6	農業用施設の建設に係る規制の見直し	農林水産省は、今期通常国会で農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、農業用施設及び農畜産物の加工・販売施設の設置について、地域の効率的な農地利用に配慮し、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の推進を図る。あわせて、農地転用許可手続の負担を軽減するため、認定農業者が農地転用許可を要せずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、農地転用許可手続のワンストップ化の措置の施行に併せて必要な措置を講ずる。	令和5年上期措置	農林水産省	農業経営改善計画の認定制度を活用した農業用施設の整備に係る農地転用手続のワンストップ措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の令和5年4月1日の施行に向け、農業経営改善計画の認定制度を活用した農地転用許可手続のワンストップ化の推進を図る。あわせて、令和5年5月31日付24経管第564号)の改正を行い、当該措置を活用した農業用施設、農畜産物の加工・販売施設の設置を可能とした。その他認定農業者が農地転用許可不要で設置可能な農業用施設の面積や農畜産物の加工・販売施設への拡大については、農林水産省が行う「農地制度のあり方に関する研究会」において検討を行い、認定農業者が地域計画に定める農業用施設を設置する場合は、農地転用許可を不要とするものとした。	令和6年上期の実施に向けて、農地法施行規則の改正案を検討中。	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<b>(6)農地の違反転用等の課題</b>											
令和4年6月7日	地域産業活性化	7	農地の違反転用等の課題	<p>a 農林水産省は、農地の違反転用を是正するため、違反許可を行う場合の違反許可が認められる基準及びその適用の考え方について通知を发出し、農業委員会、都道府県知事等に届出する。</p> <p>b 農林水産省は、長期未是正案件が解消に至った優良事例を取りまとめ、地方公共団体に届出するとともに、長期未是正案件について、継続的に是正の取組を行い、その解消に努めるよう指導通知を发出する。</p> <p>c 農林水産省は、国土交通省と連携し、農地転用許可制度の遵守を確保させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、建築確認申請に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。</p> <p>d 農林水産省は、経済産業省と連携し、農地転用許可制度の遵守を確保させるため、農地転用に関わる機会を有する主な事業者に対して当該制度を周知するとともに、FIT認定に係る部局と農地転用許可申請に係る部局との連携の在り方について検討し、違反転用の発生防止・早期発見・早期是正に必要な措置を講ずる。</p> <p>e 農林水産省は、法務省と連携し、農地転用許可制度について、法務局における周知や関係団体を通じた周知を行うための措置を講ずる。</p> <p>f 農林水産省は、総務省と連携し、固定資産課税台帳に係る情報の農業委員会への提供について、地方税法(昭和25年法律第226号)上の守秘義務との関係を整理した上で検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>g 農林水産省は、人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、地方公共団体に届ける導入に向け、実証実験を進め、その結果を踏まえ、地方公共団体での活用手順について検討を行う。また、違反転用に係る情報を農業委員会が効率的に集約し、効果的な監視活動を行うためのデジタル技術の普及について検討する。</p> <p>h 農林水産省は、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、フォローアップ調査を行う。【再掲】</p>	<p>a, b, g, h: 農林水産省 c: 農林水産省 国土交通省 d, e, h: 令和4年度措置 f: 農林水産省 総務省</p> <p>a, b 違反許可の適正化や長期未是正案件への継続的な対応を図るため、「違反転用への適切な対応について」(令和4年9月30日付農林水産省農村振興局長通知)を发出し、都道府県知事及び農業委員会等への周知を行った。また、当該通知の发出と併せて、長期未是正案件が解消に至った優良事例や違反転用に係る改善を行った事例を周知するとともに、当該事例を農林水産省HPへ掲載した。</p> <p>【農林水産省】 c 国土交通省の協力を得て、農地転用に関する機会を有する主な事業者(建設事業者、土木事業者、建設資材・土砂等の運搬を行う事業者及び宅地建物取引業者)の団体に、農地転用許可制度の遵守を周知するとともに、団体事務室等へのポスターの提示、団体傘下会員へのリーフレットの配布についても要請した。 また、農林水産省及び国土交通省から各都道府県の農地転用部局及び建築部局に対し、「農地の違反転用の発生防止・早期発見に向けた農地転用部局と建築部局との連携について」(令和5年3月30日付農林水産省農村振興局長通知)を发出し、違反転用の発生防止・早期発見に必要な取組方針を示した。</p> <p>【国土交通省】 (建築確認申請) c 農林水産省及び国土交通省から各都道府県の農地転用部局及び建築部局に対し、「農地の違反転用の発生防止・早期発見に向けた農地転用部局と建築部局との連携について」(令和5年3月30日付国土交通省建築指導課長通知)を发出し、違反転用の発生防止・早期発見に必要な取組方針を示した。</p> <p>d 経済産業省の協力を得て、農地転用に関する機会を有する主な事業者(太陽光発電事業者)の団体に、農地転用許可制度の遵守を周知するとともに、関係団体やFIT/FIT認定事業者へのリーフレットの配布についても要請した。 また、違反転用の早期是正を図るため、経済産業省の再エネ特措法認定システム上に自治体通報システムを設けて、違反転用等の農地違反反転用の案件について速やかに把握し、認定事業者に対して、再エネ特措法上の指導、命令及び取消しが機動的に行えるよう措置を講じた。</p> <p>e 法務省の協力を得て、法務局や所管団体(日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会)に対し、農地転用許可制度の遵守を周知するポスターの事務室等への提示、相続登記申請者や団体傘下会員、登記相談者等へのリーフレットの配布について要請した。</p> <p>f 違反転用の早期発見に資するため、市町村の税務部局が農業委員会の求めに応じ、登記簿上の地目が農地となっている土地で固定資産課税台帳上の現況地目が農地以外となっているものに係る現況地目について情報提供をしたとしても、地方税法上の守秘義務に抵触しない旨を整理し、農林水産省及び総務省から周知を发出した。(「固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて」(令和5年3月24日付農林水産省農村振興局長通知)を发出し、違反転用の発生防止・早期発見に必要な取組方針を示した。</p> <p>g 人工衛星画像を用いた違反転用の監視への活用可能性について、民間の専門事業者に実証実験及び地方公共団体での実装可能性の検討を依頼し、その結果を農林水産省HPに掲載するとともに、各都道府県の農地転用部局、市町村の農業委員会に紹介した。 また、違反転用に係る情報を効率的に集約し、効果的な監視活動を行うための農業委員会に配布したタブレット端末を用いた農地パトロールについて、「違反転用への適切な対応について」(令和4年9月30日付農林水産省農村振興局長通知)を发出し、デジタル技術の普及の取組の推進を図った。</p> <p>h 令和4年度に发出した「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」(令和4年3月31日付農振第3013号農林水産省農村振興局長通知)について制度担当者等に周知を図るとともに、同通知に基づき、地方公共団体における農地転用許可制度上の根拠規定が不明瞭な独自基準の改善状況及び審査基準の公表状況を把握するため、「農地転用許可に係る独自基準の改善状況等に関するフォローアップ調査」(令和4年8月18日付農振第1407号農林水産省農村振興局長通知)を发出し、農地転用許可権者に対する調査を実施した。(令和4年9月末時点、12月末時点、令和5年3月末時点) また、フォローアップ調査における他県及び他市町村での見直し状況を共有しつつ、独自基準の改善及び審査基準の公表に向け取り組むよう促した。</p>	<p>b~g 措置済 h 引き続き、独自基準の改善及び審査基準の公表が行われるよう、取組が進んでいない自治体について、フォローアップを行う。</p>	措置済	継続F			
<b>(7)トラクターの公道走行に係る手続の簡素化</b>											
令和4年6月7日	地域産業活性化	8	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	<p>a 国土交通省は、農林水産省と連携し、農業者に対して、特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめる。</p> <p>b 国土交通省は、aのアンケート調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可において、複数車両の一括許可や、エリア等を限定した包括的な許可の仕組みを検討するなど、農業の現場実態に即した手続となるよう申請の在り方を見直し、必要な措置を講ずる。また、特殊車両通行許可申請における農業者の負担を軽減するため、農林水産省は、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を作成・管理し、国土交通省は、各道路管理者へ情報展開することで、農業者が申請しやすけい環境を整備する。</p> <p>c 国土交通省は、aのアンケート調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を活用し、農業者の車両諸元情報の入力手続を簡便化するための対策を検討する。</p> <p>d 国土交通省は、aのアンケート調査の結果を踏まえ、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農機等を装着・牽引する農耕トラクターを想定したプルダウンメニューの追加など、農業者の申請環境を改善するための必要なシステム改修を実施する。あわせて、農業者の手続負担の軽減及び利便性向上のため、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、未収録路線の削減に向けた取組を進めるとともに、地方公共団体へのオンライン申請が可能となるよう、地方公共団体に対して自治体申請システムの導入促進に関する周知を徹底するとともに、連携を行う。</p> <p>e 国土交通省及び農林水産省は、農業者の特殊車両通行許可制度の認知及び理解を促進し、現場への浸透を図るため、販売店チャネル等を活用し、積極的な制度周知を行う。また、国土交通省は、各道路管理者が農業者に対して、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元情報の記載のあるカタログ等を添付書類とすることができるとか必要書類提出を求めないことを再度周知徹底する。</p>	<p>a, b: 措置済み c: (前段) 令和4年度措置 (後段) 令和4年度措置 d: (前段) 令和4年度措置 (後段) 措置済み</p> <p>a, b, c: 国土交通省 農林水産省 d: 国土交通省</p> <p>【国土交通省】 a, b 国土交通省は、農耕トラクターの特殊車両通行許可について、地元農業関係団体から要望を受けた道路管理者である市町村の判断で、継続的にエリア一括申請(市町村が定める通行エリア内の通行の許可を包括的に申請)を受け、審査することができるとし、市町村の判断基準、手続等を、農林水産省と連携して道路管理者、農業関係団体等に周知した。なお、通行経路、通行期間等が同じである場合には、複数車両の一括申請・許可は可能である。</p> <p>c 国土交通省は、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型式ごとの車両諸元一覧(農林水産省等作成)を活用し、農耕トラクター等のメーカー名及び型式をプルダウンから選択することで、自動的に車両諸元情報が入力された電子データが作成される機能を追加するため、システム改修を行った。</p> <p>d 国土交通省は、特殊車両通行許可のオンライン申請システムにおいて、農耕トラクター等の型式ごとの車両諸元一覧(農林水産省等作成)を活用し、農耕トラクター等のメーカー名及び型式をプルダウンから選択することで、自動的に車両諸元情報が入力された電子データが作成される機能を追加するため、システム改修を行った。 また、未収録路線の削減に向け、過去の許可実績から重点的に電子化すべき経路を特定し、道路情報の電子化を推進するとともに、蓄積された許可実績を通行可能経路の回答の審査に自動的に反映するため、特殊車両通行確認システムへの改修を行った。自治体に対するオンライン申請が可能となるよう、自治体に自治体申請システムの導入促進を依頼した。</p> <p>e 国土交通省及び農林水産省は、道路管理者、農業関係団体等に対して、農耕トラクターの特車申請マニュアル、簡素化した手続等を再周知した。</p> <p>【農林水産省】 a 農林水産省は、国交省と連携し、(公社)日本農業法人協会を通じて、農業者へ特殊車両通行許可の手続負担やオンライン申請の課題などに関するアンケート調査(令和3年8月)及びヒアリング調査(令和3年10月)を実施し、調査結果を取りまとめた。 b 農林水産省は、(一社)日本農業機械工業会の協力を得て、農耕トラクター等の型番に紐づく車両諸元情報の一覧を国土交通省に随時提供する仕組みを構築した。 e 農林水産省は、国交省と連携し、農耕トラクターの特車申請マニュアル等を農業関係団体等を通じて、農業者に再周知した。(「農耕トラクターの特殊車両通行許可のエリア一括申請等について」(令和5年4月13日付農産第259号))。</p>	措置済	解決				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
<b>(8)牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革</b>												
令和4年6月7日	地域活性化	9	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	<p>a 農林水産省は、酪農・乳業に関わる全ての関係者に対して、新たに作成した生乳の適正取引推進ガイドラインが「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」のパンフレットが認知されるよう周知徹底を図るとともに、公正取引委員会と連携して、研修や説明会を開催し、ガイドライン等の内容の浸透や相談窓口の周知など、不適正な取引の発生を防止するための取組を行う。なお、研修や説明会は、指定生乳生産者団体や農業者協同組合と共催するなどのほか、独占禁止法等の遵守について、組織の代表者が対外的なメッセージの発信を行うよう指導する。</p> <p>b 農林水産省は、酪農家や乳業メーカー等への直接アンケートなどにより、ガイドライン等の浸透状況の定量的な把握や、生乳取引の実態把握を行い、必要に応じてガイドライン等の見直しを行う。</p> <p>c 農林水産省は、全国実態調査の結果を活用し、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等を分析・把握し、研修や説明会等において、分析結果の共有や好事例の模範を行う。</p> <p>d 農林水産省は、高齢化や人口減少等を踏まえた中長期的な将来の市場動向や需給変化も踏まえて、新たな補給金制度の下、需要拡大、乳業メーカーによる指定生乳生産者団体に限らない調達ルートを通じた多様な酪農家との積極的な取引、乳業メーカー等における需給調整強化等による生乳需給のミスマッチの解消を後押しする方策や、6次産化、差別化等の牛乳・乳製品の市場活性化や価値向上の方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度措置	a: 農林水産省 b: 公正取引委員会 c: 農林水産省	<p>a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」を農林水産省HPに掲載するとともに、酪農・乳業関係団体、生産者補給金の第1号、第2号、第3号対象事業者、都道府県畜産主務課に周知した。</p> <p>b 公正取引委員会と連携し、「生乳の適正取引推進ガイドライン」、「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」及び「需給と独占禁止法」について、酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象に、令和5年1月～2月に全国で全国61ヶ所Web説明会を実施した。また、指定生乳生産者団体で構成される全国団体(一社)中央酪農会議と農林水産省の共催により、令和5年3月にWeb研修会を実施した。</p> <p>c (一社)中央酪農会議において、指定生乳生産者団体が独占禁止法等を遵守する旨を、機関紙(1月号)において情報発信した。</p> <p>d 酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象とした上記説明会において、浸透状況の定量的な把握、生乳取引の実態把握を行うためのwebアンケートを実施した。</p> <p>e 酪農家、農協、指定団体、その他農業団体、生乳流通事業者、乳業メーカーを対象とした上記説明会において、令和5年度に実施した全国実態調査の結果を活用した、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等の分析結果や好事例について説明した。</p> <p>f 需要拡大については、令和5年度予算で消費拡大の取組への支援措置を講じた。指定団体に限らない多様な取引については、上記説明会において、ガイドラインの活用事例として示した。乳業メーカー等における需給調整強化については、R4補正予算、R5年度当初予算で乳製品工場施設整備の支援措置を講じた。</p> <p>令和5年度予算で、酪農家による6次産化の取組への支援措置を講じるとともに、令和4年度補正予算で国産チーズ等の乳製品のブランド化の支援措置を講じた。</p>	<p>a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」を引き続き周知する。</p> <p>b 生乳取引に係る課題が出てきた場合には、必要に応じて生乳の適正取引推進ガイドライン及び酪農経営の安定のための生乳取引に向けてについて見直しを検討する。</p> <p>c 「生乳の適正取引推進ガイドライン」及び「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」の周知と併せて、平成30年の制度改正を受けた酪農家の取引行動の変化等の分析結果や好事例について周知する。</p> <p>d 各種補助事業を適切に運用する。</p>	措置済	解決		
<b>(9)畜舎に関する規制の見直し</b>												
令和4年6月7日	地域活性化	10	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎の利用に関する利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準より緩和し、また安全性を担保できるとして畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)の考え方を踏まえ、新制度における「畜舎等」の対象に、畜産業における農業用機械や肥料・飼料の保管庫等を追加することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、必要に応じて結論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、上記の結論を踏まえて、畜舎等に関する消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度上期検討・結論、令和4年度措置	a: 農林水産省 b: 国土交通省 c: 農林水産省	<p>a 令和4年4月1日の施行当初より、保管庫等を畜舎特例法の対象に追加する方向で検討を行い、同年7月～10月にかけ事業者や専門家(「畜舎等」に関する対象を追加すること等)について意見を聴取した。</p> <p>b これを踏まえ、保管庫に加え、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等を追加し、保管庫の防火に係る基準等を建築基準法(昭和25年法律第201号)の基準より緩和する「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第3号)」(「畜舎等」の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第1号)及び「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物質並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車及び当該車庫に付する物質並びに畜産業用倉庫等(国土交通省令第1号)を令和5年1月31日に公布し、同年4月1日に施行するとともに、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について(技術的助言)」(3畜産第1470-1号、国住指第1460-2号、国住指第196-2号)を改正し、同年3月8日に通知した。</p> <p>c 改正内容については農林水産省HPに公表し情報提供を行うとともに、令和5年3月に都道府県、関係事業者等に対してそれぞれ説明会を実施した。</p> <p>d 畜舎と一体的に建築及び利用される保管庫、貯水施設、排水処理施設及び発酵槽等(以下「畜産業用倉庫等」という。)における消防用設備等の特別基準について、安全の確保を前提に、「畜舎における消防用設備等の特別基準のあり方に関する検討部会」において検討を行った。当該検討部会での議論の内容を踏まえ、畜舎等に係る消防用設備等の特別基準の対象となる施設(畜産業用倉庫等)を追加すること等と内容とする消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)等の改正を令和5年5月に公布・施行した。</p>	<p>a 令和5年4月1日の施行後においても、新たに追加された保管庫等の適正な建築等及び利用が図られるよう、認定畜舎等の監督を行う都道府県に対し、引き続き適切な助言を行う。また、今後も引き続き事業者等より意見を聴取する等により必要な対応の検討を行う。</p> <p>b リーフレッツを活用し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に対し、特別基準の内容の周知を図る。</p>	措置済	解決		
<b>(10)林業の成長産業化に向けた改革の推進</b>												
令和4年6月7日	地域活性化	11	森林経営管理制度的取組	<p>a 農林水産省は、森林経営管理制度的取組を進め、森林の集積・集約化目標を達成するため、各年のKPIを設定し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、所有者不明森林について、探索や公告等により経営管理権を設定する特例措置を行う市町村の実施に向けた障害要因を取り除くため、法律の専門家と交流、特例措置活用の考え方や留意点等を整理したガイドラインの作成、探索のノウハウや工程等の知見の調査・整理を実施し、市町村に対して丁寧に説明や周知を行う。</p> <p>c 農林水産省は、森林所有者を特定するための固定資産課税台帳等の公的書類の内閣利用について、適切かつ有効に運用されるため、市町村における活用状況を調査し、現段階の課題を把握した上で、優良事例の模範化や助言・指導を行う。</p>	令和4年度措置	農林水産省	<p>a 令和4年度に、森林の集積・集約化に係る各年のKPIを新たに設定し、農林水産省政策評価に反映した上で、市町村の体制強化等により、都道府県と連携しつつ、森林経営管理制度的取組を進めた。</p> <p>b 令和2年度以降、法律の専門家と交えた検討委員会を開催して、令和4年4月14日に、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」を作成した。以後の検討委員会での議論を踏まえ、令和5年2月6日に、同ガイドラインを改訂した。また、令和3年度から令和5年度に、探索のノウハウや工程等の部分に関する調査を実施した。作成したガイドラインと探索の調査結果は、令和5年度に、林野庁が全国7箇所で開催した研修会や各種会議等において、市町村等の担当者に対して説明するとともに、HPや広報紙への掲載等により周知を図った。</p> <p>c 令和3年度と令和4年度に、市町村における固定資産課税台帳情報の活用状況を調査した。その結果、林地台帳を整理している市町村のうち、令和3年度は71%、令和4年度は74%で活用済み又は活用済みであった。調査結果を踏まえ、市町村等に模範通知を再度周知することにより、活用促進に向けた助言・指導を行った。また、森林経営管理制度的取組に当たり、固定資産課税台帳等の公的書類を有効に活用した優良事例を収集して、「森林経営管理制度的取組事例集」に掲載した。取組事例集は、林野庁が令和5年度に全国7箇所で開催した研修会や各種会議等において、市町村等の担当者に対して説明するとともに、HPや広報紙への掲載等により周知を図った。</p>	<p>a 引き続き、研修や会議等において、特例措置のガイドラインや固定資産課税台帳活用の優良事例等を丁寧に説明するとともに、都道府県と連携しつつ、市町村の適切な指導・助言を行うことにより、市町村における森林経営管理制度的取組を進める。</p>	措置済	解決		
令和4年6月7日	地域活性化	12	国産材の利活用	<p>a 農林水産省は、「森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)」で定める建築用材等に関する国産材利活用目標を踏まえ、関係府省と連携し、国産材の需要拡大のためのコンシクティブを明らかにした上で、KPIを設定する。また、KPIは、事業者の知見や適切なデータ収集方法の確立により、リノベーション等の新たな分野を含めて、需要拡大に必要な項目を精査し、設定する。</p> <p>b 農林水産省は、木材製品単位のJAS(Japanese Agricultural Standard)認証を可能とするため、破壊検査をせずとも含水率を計測可能な手法について、FAMIC(Food and Agricultural Materials Inspection Center)独立行政法人農林水産消費安全技術センター等による試行的な実証実験を実施し、実験結果を踏まえて、木材製品単位のJAS認証の導入に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、CLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)の利用拡大のため、国土交通省と連携して、基準強度に新たに7層7プライの区分追加を行うための取組を進め、試験データを速やかに関与した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。</p> <p>d 国土交通省は、防射火構造の大臣認定に係る性能評価の迅速化のため、指定性能評価機関の指定条件の周知や積極的な機関申請を促すなど、試験体の混雑解消に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和4年度上期措置 (前段)措置済み、(後段)令和5年度措置 d: 措置済み	a,b: 農林水産省 c: 農林水産省 d: 国土交通省	<p>a 令和4年10月から有識者検討会を開催して検討を進め、令和4年10月6日に決定した。</p> <p>b 木材製品単位のJAS認証の導入に向けて、以下の①②について措置を講じ、令和4年9月22日に官報公示するとともに、令和4年9月30日に文書手交の上、直接説明して登録証取組について周知した。</p> <p>①製品単位の認証を行うことができる農林物資を定める告示「日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資」を改正し、対象に「人工乾燥処理した製材」を追加した。</p> <p>②製品単位の認証を実施する際の技術的基準を定める告示「日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資」の取組業者の認証の技術的基準等を改正し、製品単位の認証に必要な「マクロ透過型含水率測定用器」を用いることができることとした。</p> <p>c 試験研究機関等が9層9プライの試験データ収集に向けた強度試験を実施した。</p>	<p>a,d 措置済</p> <p>b 構造用製材の格付向上に向けて、本制度の普及拡大に引き続き取り組んでいく。</p> <p>c 令和5年度までに、短期間に比較的高い荷重をかけた強度試験を概ね実施したところ。着手・完了していない長期間接荷重をかけた強度試験等があるため、令和6年度末までを目途に試験を実施し、収集した試験データを確認した上で、国土交通省に提供し、区分追加に向けた取組を行う。</p>	検討中	継続F		



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
令和4年度6月7日	地域産業活性化	13	高性能林業機械の導入促進	<p>国土交通省及び農林水産省は、ホイール型林業機械の導入を促進するため、海外の使用実態を調査し、国内において想定される使用形態を整理する。国土交通省は、結果を踏まえて、農林水産省と連携し、新たなカテゴリの認定を含めた道路運送車両法(昭和26年法律第185号)体系における当該林業機械の位置付け等について検討を行い、灯火警等の取組、車両の高さや重量、輸送物の高さ等の当該林業機械の特性を踏まえつつ、公道での安全確保等の見直しを行う。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。</p> <p>農林水産省は、警察庁と連携し、ホイール型林業機械の導入を促進するための、林業事業者の免許に関するニーズや課題、免許取得の負担等を調査する。その上で、警察庁及び農林水産省は、調査結果を踏まえ、林業事業者が林業機械を運転するための免許を適切に取得できるよう検討を行い、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、調査結果及び検討結果を踏まえて必要な更新を行う。</p> <p>国土交通省、警察庁及び農林水産省は、相互に連携し、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる。既存の公開情報について周知するとともに、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について、道路構造物の情報を公開するための方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、本取組を着実に進めるため作成した工程表について、検討結果を踏まえて必要な更新を行う。</p> <p>農林水産省は、林業事業者からの要望を把握し、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路を特定し、国土交通省及び警察庁に情報提供を行う。</p> <p>国土交通省は、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、道路管理者が現場写真等の現地調査確認を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう道路管理者に周知するとともに、過去に申請許可された経路データを蓄積・活用し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に活用できる情報の公開、未収録路線の削減に向けた取組を進める。</p> <p>警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、大型林業機械の運搬に必要な道路における信号機及び道路標識の設置状況を把握し、効果的かつ効率的に必要な情報を公開するための方策について、農林水産省とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい期間を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行う。</p>	<p>a.国土交通省 b.農林水産省 警察庁 c.国土交通省 警察庁 農林水産省 国土交通省 警察庁</p>	<p>a 令和4年度の調査結果を踏まえ、林業機械メーカーに対し、日本国内向けに検討している林業機械の仕様についてヒアリングを行い、保安基準等の見直し項目について洗い出しを実施している。</p> <p>b. 農林水産省の免許に関するニーズや課題等の調査結果により、大型特種自動車免許の取得までのプロセス等について事業者が十分把握していない状況が判明したことから、現行制度を林業事業者に周知することが重要との結論に至り、林業機械を運転するための免許の取得に係るプロセスや取得までに要する時間等について、分かりやすい資料を農林水産省のウェブサイトに掲載することにより林業事業者に対して周知した。</p> <p>【農林水産省・警察庁】 c 農林水産省においては、大型林業機械の走行・運搬に必要な道路について林業事業者に対する調査を実施し、調査結果を国土省及び警察庁に提供した。 警察庁は、農林水産省からの情報を踏まえ、各都道府県警察に対し、大型林業機械の運搬に必要な道路における信号機及び道路標識の設置状況の調査を行い、調査結果を農林水産省のウェブサイト公開した。</p> <p>【国土交通省】 d 国土交通省においては、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者が、事前に道路の構造物の高さや幅等の情報を把握し、申請経路の確認や大型林業機械の導入検討に向けて活用できるよう、電子化された道路情報など、特種車両通行許可のオンライン申請に必要な各種情報を国土交通省HPにて公開していること、農林水産省と連携して地方公共団体及び林業関係団体に対し、周知した。 また、大型林業機械の走行・運搬に係る手続の申請者の負担軽減のため、現場写真等の現地調査確認を提出させる場合には申請者の負担を十分に考慮するよう、道路管理者に周知した。 さらに、未収録路線の削減に向け、道路情報が電子化された道路について、蓄積された許可実績を通行可能路線の回答の裏面に自動的に反映するため、特種車両通行確認システムの改修を行った。</p> <p>e 農林水産省は、国土交通省及び警察庁と連携し、林業事業者に対して、ホイール型林業機械及び大型林業機械の導入を前向きに検討できるよう、制度概要や各種申請手続、必要な提出書類等を、分かりやすい期間を作成する等の方法により、積極的に情報提供を行った。</p>	a	継続F				
(11)改正漁業法の制度運用(資源管理)												
令和4年度6月7日	地域産業活性化	14	改正漁業法の制度運用(資源管理)	<p>a 農林水産省は、令和5年度までのTAC(Total Allowable Catch)漁獲の拡大に向けた「新たな資源管理法の制度運用」の導入を促進するため、必要措置を講ずる。また、トラックスケールの設置及び当該トラックスケールの通過を担保するための看板設置による動線整備、市場の出入口等への監視カメラの設置、高度衛生管理の閉鎖場内で計量から入庫まで電子的に行う水揚げ作業の機械化の取組を、全国の漁港及び産地市場における好事例として構築を図る。</p> <p>b 農林水産省は、国際的な資源管理の強化が求められるTAC管理について、地域・産地課題と、違法に採捕された漁獲物の市場流通を防止するための方策について検討を行い、遅くとも令和7年度までに必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、産地市場における水揚げ情報を電子的に収集する体制の構築に向け引き続き取り組むとともに、ICTやAI等のデジタル技術の導入により、収集した漁獲量情報を国や都道府県の漁業管理当局内部で共有・活用する。</p> <p>d 農林水産省は、収集された漁獲量情報(具体的な漁獲地点の情報を除く。)の一部を個人・法人情報に配慮しつつ公表することにより、資源評価や未利用資源の開発など民間の技術・知見の活用を促進する方策について、検討を行う。</p>	<p>a.令和5年度措置 b,d,e:令和4年度措置 c:令和7年度までに措置</p>	<p>a 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「適切な水産資源管理の推進の項目a」の回答と同様の取組を実施し、情報提供及び説明を行った。</p> <p>b 他、漁港の好事例を水産庁HPに掲載するとともに冷凍カツオが水揚げされる漁港及び産地市場を有する県に対し、情報提供及び説明を行った。</p> <p>c 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「適切な水産資源管理の推進の項目b」の回答と同様の取組を実施</p> <p>d(b) 令和3年度補正予算漁獲情報デジタル化推進事業を活用し、産地市場等から漁獲量情報を電子的に収集する体制構築に取り組んだ。目標(令和4年度までに400箇所)を上回る500箇所以上で収集体制を構築し、産地市場等から漁獲量情報の電子的収集を順次開始した。水産庁では、これらの市場等から漁獲量情報を収集、蓄積するシステムを構築し、国及び都道府県の漁業管理部門に限り、情報を閲覧・利用できるとし、システムの運用を開始した。</p> <p>e 漁獲情報の電子的収集を推進する委員会において学識経験者等の外部委員を交え漁獲量データ(具体的な漁獲地点の情報を除く。)の公表方法について検討を行った。データの公表に当たっては、①個人情報保護等のため集計値のみとすること、②提供者・利用者側の利益・不利益に配慮すること、③システム構築に当たっては利用しやすい等に配慮が必要があり、収集されるデータの特性を踏まえ今後、技術面等の精査した上で、幅広い漁獲の情報を活用し資源評価や資源の有効利用等に活用すべきとの方向性が示されたため、システム構築に向け漁獲情報のデジタル化を推進する計画に盛り込んだ。</p>	a	継続F				
(12)漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化												
令和4年度6月7日	地域産業活性化	15	漁業者の所得向上に向けた漁協のガバナンス強化	<p>a 農林水産省は、漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に基づき、近年の民間企業の取組を参考に、漁協協同組合(以下「漁協」という。)の規模等に応じて、コンプライアンス担当役員及び代表理事長とコンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス「マニュアル」の策定・改定、法令遵守等の研修の実施、役員員の倫理責任及び監督責任の取組の周知化、内部通報窓口の設置、内部監査の実施、問題発生時の処置等の策定など、実効性のある監督体制の構築について、指導監督を行う都道府県と監査を行う全国漁協協同組合連合会の連携を促しつつ、漁協の法令遵守体制の整備を図るため助言又は指導を行う。</p> <p>b 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、不公正取引とは何かを漁業者等に周知するため、パンフレット等に、漁協の販売事業は組合員自らの自由意思に基づいて利用するものであることと漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁止法上問題となるおそれがある旨を周知する。また、農林水産省は、漁協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、都道府県に対して漁協を指導する助言を行う。</p> <p>c 農林水産省は、独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないかについて、漁業者に対してアンケートを実施し、漁協が信頼的な評価を受ける仕組みを構築する。アンケート結果を踏まえ、必要に応じて、要約分析を行い、都道府県に対して改善策を検討するよう助言する。また、アンケート結果を公正取引委員会と共有する。</p> <p>d 公正取引委員会は、アンケート結果に限らず、漁協による独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれや違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行なう。迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>e 農林水産省は、漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口について、全漁業者が認知できるように、様々な案内を行い、周知徹底を図る。</p> <p>f 農林水産省は、上記a～eの取組による現場での浸透度合いの成果の調査を行い、調査結果を踏まえて、翌年度の取組に反映する。</p> <p>g 農林水産省は、令和3年6月の規制改革実施指針に記載された「漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定」の取組を踏まえ、漁協が、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮を行うべく、経営状況の改善に関する取組を促進するためにKPIを設定する際に参照すべきアクションプランを、漁業実態等に精通した有識者の意見を聞いた上で、作成し、漁業者団体に週して、その取組を促進する。</p> <p>h 農林水産省は、漁業者の所得向上と市場開拓との両立を図るべく、産地市場の活性化に向け、買参人の新規参入、販売経路の拡大など市場開設者の取組を促進するための必要な措置を講ずる。</p>	<p>b.令和4年度措置 c:令和5年度措置 d,e,g,h:令和4年度措置 f:令和5年度措置</p>	<p>a 都道府県漁協及び都道府県庁ヒアリングにおいて、漁協役員員の行動規範やコンプライアンス推進体制について盛り込んだコンプライアンスマニュアルの策定を推進することを助言又は指導するとともに、コンプライアンス研修の実施状況について、確認を行った。</p> <p>b(前段)、c 漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独占禁止法上問題となるおそれがあること及び漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口を明示したパンフレットを作成し、関係漁業者へ配布した。</p> <p>b(後段)、f 全国漁協協同組合連合会のHPにおいて、独占禁止法を含む各種法令等を厳格に遵守することを表明するとともに令和6年度にも全国漁業者代表者集会で同様の決議をする予定。また、「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」の漁協への浸透状況について調査を行い、当該調査結果を踏まえ、都道府県に対して助言を行った。</p> <p>c 漁協法に違反する行為等が行われていないかについて、令和5年1月から2月末に漁業者にアンケートを実施するとともに、アンケート結果を踏まえ、都道府県に対して助言を行った。また、アンケート結果は公正取引委員会へ共有した。アンケート結果において、漁協法に違反するおそれのある行為等があるとの回答があった漁協を所管する都道府県に対して、ヒアリングにおいて指導状況等の確認を行った。</p> <p>d 公正取引委員会は、令和5年度、漁協に対して、1件の確約計画の認定、2件の注意を行った。</p> <p>e 漁業者の所得向上に配慮した漁協におけるKPIの設定を促進するために、有識者による検討会を令和4年度中に5回開催した上で、令和5年3月31日付で「漁協のKPI検討について」漁協が経営改善のためのKPIを設定するに参照すべきアクションプラン(手引き)~」を作成し、全国漁協協同組合連合会に対し発出し各漁協への周知を促すとともに、都道府県に対しても周知した。また、当該文書を水産庁ウェブサイトに掲載した。</p> <p>h 令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「卸売市場の活性化に向けた取組の項目a」の回答と同様の取組を実施。</p>	a	継続F				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
(13)水産流通適正化法の制度運用等										
令和4年6月7日	地域産業活性化	16	水産流通適正化法の制度運用等	水産流通適正化法（以下「水産流通適正化法」という。）による漁獲番号等の伝達等に係る手続のデジタル化を推進する。 a 農林水産省は、データ形式等の標準化及び「漁獲番号等伝達システム」の構築等に加え、デジタル庁と連携して、令和5年10月の消費税込インボイス制度への移行に併せて、デジタル庁と連携して、令和5年10月の消費税込インボイス制度への移行に併せて、デジタル庁と連携して、漁獲番号等のデータ連携等を行う。あわせて、漁業者及び事業者に対して消費税込インボイス制度及びデジタル庁と連携した消費税込インボイス制度の運用等について周知し、特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法務省（令和5年度第7号）。以下「水産流通適正化法」という。）による漁獲番号等の伝達等に係る手続のデジタル化を推進する。 b 農林水産省は、①漁業者及び事業者がスマートフォン等で隔隔に「漁獲番号等伝達システム」を利用し、漁獲番号等の伝達や漁獲番号を荷口番号化する際の自動採番等ができる仕組みを構築する。②漁獲番号や魚種など必要な情報のデータ形式等の標準化を行う等により、デジタル庁と連携して「自動化原則」のデジタル原則を踏まえつつ、水産流通適正化法の運用におけるデジタル化の実効性を担保する措置を講ずる。 c 農林水産省は、自主的な水産物のトレーサビリティを含め、ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を促進するため、「バリューチェーン改善促進事業」等の活用やモデル事例の全国的な模範展開等について、検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 農林水産省は、産地の振興に資する動向も踏まえて、適切な資源管理の下で漁獲された水産物であることを消費者が認識し、選択的に購入できるよう、水産エコラベルに関する第三者認証制度の仕組みの推進について、必要な措置を講ずる。	a:令和4年度措置 b:令和4年度措置 c:令和4年度措置 d:令和4年度措置	a:農林水産省 デジタル庁 b-d:農林水産省	【農林水産省】 a 令和3年度補正予算において「漁獲番号等伝達システム」を構築し、データ形式を整理することで標準化を図り、水産流通適正化法の施行に合わせて令和4年11月中旬から本システムの運用を開始した。また、デジタル庁と連携し、漁獲番号等のデータ連携等を行うことで漁獲番号等の情報伝達の義務を果たすこととした。あわせて、上記の連携について、説明会やリーフレット等により周知した。 b 令和3年度補正予算において、「漁獲番号等伝達システム」を構築し、水産流通適正化法の施行に合わせて令和4年11月中旬から本システムの運用を開始し、これにより水産流通適正化に基づく漁獲番号等の伝達等のデジタル化が可能となった。本システムにおいてデータ形式を整理することで標準化が、また漁獲番号等の伝達や漁獲番号を荷口番号化する際の自動採番、荷口番号と関連する漁獲番号の紐付け・整理等が可能となった。 c ICTの活用等により、高付加価値を創出したい漁業者及び事業者の取組を支援した。また、モデル事例の選定に向け選定基準を検討し、事例発表など模範展開等に取り組んだ。 d 水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対するコンサルティングの実施を支援するとともに、水産エコラベルの認知度向上に向け、国際機関等への働きかけ、イベントの開催・出席等を支援した。 【デジタル庁】 a デジタル庁と連携し、事例発表など模範展開等に取り組んだ。	措置済	解決	
(15)農地の適切な利用を促進するための施策										
令和4年6月7日	地域産業活性化	18	農地の適切な利用を促進するための施策	令和4年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、令和7年度の本格施行に向け、農地の適切な利用を促進するために必要な施策を講ずる。	令和4～6年度措置	内閣府 農林水産省	令和4年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等を令和5年4月に施行し、市町村における地域計画策定を後押しする取組を実施した。	引き続き、令和5年に施行した改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、地域計画の策定を推進するなど、農地の適切な利用を促進するために必要な施策を講ずる。	検討中	継続
規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)										
デジタルガバメントの推進										
(3)オンライン利用の促進										
令和3年6月18日	デジタルガバメントの推進	5	オンライン利用の促進	a 各府省は、令和2年度に旗幟的なものとして開始した以下の28事業について、規制改革推進会議が推進する方針も踏まえ、短い期間でPDCを回してオンライン利用率を大幅に引き上げる取組を着実に推進する。 ①児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出(内閣府) ②道路使用許可の申請(警察庁) ③自動車保険料証明の申請(警察庁) ④免許証の交付の申請(警察庁) ⑤役員又は主要株主の売買報告書の提出(金融庁) ⑥少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出(金融庁) ⑦電子入札、電子契約(総務省) ⑧中小法人における法人住民税・法人事業税の申告手続(総務省) ⑨自動車税関連手続(総務省) ⑩在留申請関連手続(法務省) ⑪商業・法人登記関連手続(法務省) ⑫不動産登記関連手続(法務省) ⑬国税申告手続(法人税・消費税(法人)) (財務省) ⑭国税納付手続(財務省) ⑮就労支援金受給資格認定の申請(文部科学省) ⑯保護者等収入状況の届出(文部科学省) ⑰厚生年金保険関連手続(厚生労働省) ⑱雇用保険関連手続(厚生労働省) ⑲求人申込み(職業安定法(昭和22年法律第141号))(厚生労働省) ⑳営業許可の申請等(食品衛生法(昭和22年法律第233号))(厚生労働省) ㉑農林水産省所管の全行取手続(共通申請サービス(eMAFF))(農林水産省) ㉒経営方針上の申請等(経済産業省) ㉓中小企業創出防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済(経済産業省) ㉔建設業の許可、経営事項審査に係る手続(国土交通省) ㉕自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録(国土交通省) ㉖建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化(国土交通省) ㉗産業廃棄物のマニフェスト制度(環境省) ㉘犬猫のマイクロチップ情報登録(環境省) b 法務省は、在留申請関連手続について、既存の業務フローを抜本的に見直し、利用者目線で、オンライン完結、手数料支払いのオンライン化、添付書類の削減、APIの開放による民間サービスの活用、利用マニュアルの見直し等を実施する。 c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、開発者等が使いやすい形のAPI仕様の公開方法に係る改善に取り組むとともに、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を行う。また、申請ページ(法人設立アシストサービスを含む)への導線や手続案内等が、手続に精通していない申請者にとりやすいものとなるよう、法務省・法務局のウェブサイトを見直し等周知方法を改善する。 d 法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、登記その他のデジタル化の基盤となる制度を所管する省として、デジタル化を強力に推進する観点から、民間人材の登用を含め、デジタル化を推進する体制を整備する。 e 厚生労働省は、労働者派遣事業許可、国土交通省は建設業の許可等に係るシステムに關して、地方公共団体における業務フローの効率化・標準化に取り組み、地方公共団体のBPRを支援する。デジタル化に関する事前相談についても、オンラインで十分に対応できるよう取り組む。手数料については、デジタル化による業務の効率化等を適切に反映したものととなり、必要な取組を行う。 f 警察庁、総務省及び国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、縦割りを排してBPRを推進する体制を整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組む。その際には、窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後戻りしないことなどがいよう徹底する。なお、保管場所証明に係る手続については、警察庁等への連携が不要となるよう、保管場所情報の都道府県間連携を実現するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。 g 各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等にに応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が100%のものを含め、原則として年間10万件以上の手続を含む事業の全てについて、28事業(上記a)に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。	a:引き続き措置 b-c:速やかに措置 d:速やかに措置 e:原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始 f:実施できている府省については、速やかに措置 g:各府省の点検後、速やかに措置	a:こども家庭庁 b:内閣府から移管 警察庁 金融庁 農林水産省 経済産業省 法務省 国土交通省 環境省 b-d:法務省 e:厚生労働省 農林水産省 デジタル庁	【こども家庭庁】 a (児童手当の支給資格及び所得に関する現況の届出) b 児童手当法施行規則を改正(※)し、令和4年分から、現況届の一律の提出義務を廃止し、市町村長が、届出により届けられるべき内容を公算等によって確認することができるとは、現況届を省略可能な規定を設け、現況届の提出を原則不要とした。 ※児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第80号)(令和3年9月1日公布、令和4年6月1日施行) 【警察庁】 a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 b 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 【金融庁】 a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 b 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 【総務省】 a 中小法人における法人住民税・法人事業税のオンライン利用率の向上については、総務省から地方団体や経済団体へ働きかけを行うとともに、リーフレット等による周知・広報や、納税者や地方団体等からの意見を踏まえ、地方税共同機構等にもeLTAxの使い方を向上させるための検討・改修を行うこととしている。 b (在留申請関連手続) a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 c (前段) 登記・供託オンライン申請システムの利用時間の24時間対応につき、利用者のニーズや費用対効果を踏まえた検討を引き続き行っていく。 【財務省】 a 引き続き、オンライン利用率向上に資する基本計画に基づき、オンライン利用率を向上させるための取組を推進していく。 b (商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続) a c (後段) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 【文部科学省】 a (前段) 登記・供託オンライン申請システムについて、民間事業者へのヒアリングや意見交換会を実施し、その結果を踏まえ、民間事業者が利用しやすいデータ形式によるAPI仕様の公開を行うとともに、検索を可能とし、API仕様の公開方法の改善を行った。また、同システムの利用時間について、オンラインによる登記申請等の利便性向上を図るため、アンケート調査を実施し、利用者のニーズを適切に把握するとともに、有識者による登録申請等の利便性向上を図るとその費用対効果等を踏まえ、拡大すべき利用時間等の検討を行った。 令和5年度においては、昨年まで実施した調査研究等の結果を踏まえ、令和7年度の次期システムへの更改後の利用時間について、平日は8時30分から23時00分まで、休日は8時30分から18時00分までに拡大する方針で具体的なシステム設計等を検討することとした。 【法務省】 a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 【文部科学省】 a 高等学校等就学支援金オンライン申請システムの改修を行い、マイナンバーの自己情報取得APIを活用し、申請者が個人情報等をオンライン上で取得・提出できるようにすることや、オンライン申請画面にマイナンバーを入力できるようにすることで、令和4年度より、オンライン申請時の書面提出を不要とした。また、令和3年度の都道府県向け説明会において、オンライン申請の積極的な導入を要請したほか、申請者向けリーフレットを作成し、ホームページ等で周知を行った。	検討中	継続	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和3年6月18日	デジタル分野	5	オンライン利用率を大幅に引き上げる取組	<p>h 各府省は、オンライン利用率の大幅な引上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の意見を求め、規制改革推進に関する審判(令和3年6月1日)II 6.(2)アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を整備する。</p> <p>i デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監視等を行う。また、各種プラットフォームビジネスを軸とする取組で得られた知見、各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特長に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準ワークフローを設計して今後構築していくシステムに展開する。</p> <p>「各府省は、オンライン利用を促進する上で、API連携により民間企業等の参入を図ることは極めて重要であること踏まえ、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組に当たっては、手続の性質に応じて、開発者・利用者にとって利便性の高いAPIが構築・公開されているか点検し、必要な措置を講ずる。デジタル庁(IT産)は、民間が利用しやすい形でAPIが提供されるよう、APIの仕様の標準化など、各府省に対して必要な助言・支援等を行う。</p>			<p>【厚生労働省】  (厚生年金保険関連手続)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【雇用保険関連手続】  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【求人申込み】  a 求人申込みは、令和2年1月にオンライン化を行い、オンライン利用率向上に向けて、窓口等での案内により求人者への周知を行っている。</p> <p>【営業許可の申請等】  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【農林水産省】  a 農林水産省における行政手続のオンライン利用を進めるため、農林水産省が所管する約3,300の手続がオンライン化されたことを踏まえ、全国47都府県の市町村等において、ハンズオン形式で、申請方法等に関するeMAFFセミナーを実施するとともに、農林漁業者からの要望を踏まえて、申請の詳細画面をログイン前に閲覧することができる等の機能追加を行い、UI/UXの改善を実施した。</p> <p>【経済産業省】  (経営力向上計画の申請等)  a オンライン利用率の引上げに係る基本計画を策定し、計画に基づき事業者の利便性を極めたシステムの改修、システム操作説明動画の作成や計画申請のサポート団体に対するオンライン利用に関する周知依頼を行うことで、オンライン利用率の引き上げを図った。(令和4年1月末時点の経済産業省単管の経営力向上計画新規認定におけるオンライン率は約11%)</p> <p>(中小企業創産防止共済(経営セーフティ共済)及び小規模企業共済)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【国土交通省】  (建設業の許可、経営事項審査に係る手続)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>(国土交通省、自動車の保管場所証明の申請)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>(建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【環境省】  (大と猫のマイクロチップ情報登録)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>(産業廃棄物のマニフェスト制度)  a 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【法務省】  d, h 引き続き、民間のデジタル人材の採用などデジタル化の推進を図るための体制の整備をしていく予定。</p> <p>【厚生労働省】  e 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施予定。</p> <p>【国土交通省】  e 手数料については、削減できる行政手続コスト等を考慮し、検討する。</p> <p>【国土交通省・総務省・警察庁】  f 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進の項目」の回答と同様の取組を実施。  また、自動車保有関係手続の全てをオンラインで完結させることにより、国民の利便性の向上を図るため、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」が令和6年3月5日に閣議決定され、保管場所確保を廃止することを内容としている。</p> <p>g 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大幅に引き上げる取組の推進」及び「行政手続のオンライン化の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【宮内庁】  j 措置済</p> <p>【公正取引委員会】  h 引き続きデジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の意見を求む。</p>				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和6年3月31日時点)	(令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
令和3年6月18日	デジタルガバメントの推進	5	オンライン利用率を大層に引き上げる取組			<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ことば家庭庁(内閣府から移管)</li> <li>b. 警察庁</li> <li>c. 金融庁</li> <li>d. 総務省</li> <li>e. 法務省</li> <li>f. 財務省</li> <li>g. 文部科学省</li> <li>h. 厚生労働省</li> <li>i. 農林水産省</li> <li>経済産業省</li> <li>国土交通省</li> <li>環境省</li> <li>j. b～d. 法務省</li> <li>e. 厚生労働省</li> <li>国土交通省</li> <li>f. 警察庁</li> <li>総務省</li> <li>国土交通省</li> <li>g. h. 全府省</li> <li>i. デジタル庁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【金融庁】</li> <li>h. オンライン利用率を大層に引き上げる取組を促進するため、過年度に人材サイトや官民交流等によって採用したデジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者を引き続き金融庁電子申請・届出システムの担当に登用した。</li> <li>j. 金融庁電子申請・届出システムは、現時点ではAPIの構築・公開は行っていない。</li> <li>【消費者庁】</li> <li>h. 消費者庁の行政情報開示推進策全体の推進に関して専門的・技術的観点から必要な支援・助言等を行う消費者庁デジタルアドバイザーを設置し、民間から有識者を登用した。</li> <li>j. 現在該当する取組を所管していない。</li> <li>【デジタル庁】</li> <li>h. デジタル分野等における専門的知見を有する人材を積極的に採用しているところであり、令和6年1月時点で庁職員約1000名のうち、民間出身人材の数が約500名に到達。</li> <li>j. (GEPs/PPP) 令和5年1月の隣接ポータル更新時に、落札実績情報を取得可能なAPIを公開した。</li> <li>令和4年3月にAPI関連ドキュメントを内包した政府相互運用性フレームワーク(GIF)を公開しており、随時改善を行った。</li> <li>また、各府省庁に対して、府省庁が保有するシステムに対して、中長期的な計画の提出を依頼し、その中で、GIFの検討状況、活用開始年度を確認した。</li> <li>【復興庁】</li> <li>h. デジタル技術に知見のある者を任期付き職員として採用している。</li> <li>j. 現時点で該当する取組はないが、引き続き、必要が生じた際には検討を行う。</li> <li>【法務省】</li> <li>j. 手続の性質に応じて、APIを構築・公開している。</li> <li>【外務省】</li> <li>h. 令和4年7月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく、領事サービスのオンライン化に向け、領事IT室長(現・領事デジタル化推進室長)を公募し、令和4年10月に採用(任期付き職員)したほか、領事業務のシステム関連分野の任期付き職員を令和5年2月に採用した。</li> <li>j. 外務省が保有する海外の安全に関する情報(大使館・総領事館からの安全情報や、海外安全ホームページに掲載している海外安全情報)を、二次利用可能なオープンデータという形で情報の提供を令和元年5月より開始した。</li> <li>【財務省】</li> <li>h. デジタル化の推進に向けて、PMO及びデジタル統括責任者補佐官が担当部局等に対し、必要な支援・助言・確認等を行う体制を整備している。</li> <li>j. システムの性質等に応じ、API連携を実施。特に利用者が幅広いe-Taxにおいては、システムの仕様を公開することで、民間の会計ソフトで作成したデータを使用した電子申告や、民間の会計ソフトで行政からの通知の確認等を可能とするなど、民間企業が参入しやすい環境を整備している。</li> <li>【厚生労働省】</li> <li>h. 厚生労働省においては、行政手続のオンライン化を含めたデジタル化の推進を図るため、デジタル庁から派遣されたデジタル庁民間人材及び厚生労働省で採用したIT専門人材から、技術的・専門的観点から必要な支援・助言等を受けている。</li> <li>j. 厚生労働省においては、行政手続のオンライン化やサービス提供において、政府共通基盤であるe-Gov、マイナポータル及び同基盤のAPIを積極的に活用している。</li> <li>【農林水産省】</li> <li>h. オンライン利用率を大層に引き上げる取組を進めていくため、デジタルの知見と経験を有する民間人材を確保するとともに、産業の司令塔となる体制(デジタル戦略グループ)を大臣官房に設置。</li> <li>j. 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)では、認証基盤等においてAPI連携が可能となっている。</li> <li>【経済産業省】</li> <li>h. デジタル技術やDXに習熟した民間人材を採用し、必要に応じ参画させるなど、デジタル化をサポートできる体制を構築している。</li> <li>j. 事業者のニーズも踏まえつつ、必要に応じて開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを構築・公開できるよう検討しているところであり、一部取組については既に構築もしている。</li> <li>【国土交通省】</li> <li>h. 民間人材を採用し、国土交通省デジタルアドバイザーとして省内のデジタル化のサポートを実施した。</li> <li>【環境省】</li> <li>h. 民間デジタル人材を活用し、令和5年度は2名増員を実施。</li> <li>j. 該当なし。</li> <li>【原子力規制庁】</li> <li>h. デジタル化推進に向けて、令和5年度に、PMO担当の定員を調じた。</li> <li>【防衛省】</li> <li>h. 行政手続のオンライン化を含めたデジタル化の推進を図るため、PMOが担当部局等に対し、必要な確認・助言等を行える体制を整備している。</li> <li>j. eメールでの対応を可能にし書面での手続きは廃止しているが、API連携している手続きは無い。</li> <li>【上記以外の省庁】</li> <li>h, j. 取り組み等なし</li> <li>【デジタル庁】</li> <li>i. オンライン利用率の引き上げも含むデジタル社会の実現に向けて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を令和5年6月9日に閣議決定しており、国の情報システムの一元的なプロジェクト管理(レビュー)を通じて、各府省から相談等があれば適宜対応している。また、重点計画にて示されているとおり、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の推進や、ガバナメントクラウドなど行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化(部品化)やAPI整備等(例えば、認証機能、フロントサービス等)の取組を進めているところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【金融庁】</li> <li>h. 規制改革推進に関する答申(令和3年6月1日)II 6. (2)アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を維持するため、継続してデジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用等を行う。</li> <li>j. 金融庁電子申請・届出システムの今後の利用状況や利用者からの要望等を勘案しながら検討していく。</li> <li>【消費者庁】</li> <li>h. 答申に示された取り組みを継続するため、引き続き知見のある者の登用を行う。</li> <li>j. 今後、所管する取組においてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した場合には、必要な措置を講じる。</li> <li>【デジタル庁】</li> <li>h. 引き続きデジタル改革の推進に必要な人材を、積極的に採用していく。</li> <li>j. 引き続きAPI関連ドキュメントを内包した政府相互運用性フレームワーク(GIF)を随時改善していく。</li> <li>【復興庁】</li> <li>h. 措置済</li> <li>j. -</li> <li>【法務省】</li> <li>j. 必要に応じて措置を講じていく。</li> <li>【外務省】</li> <li>h. 今後も採用した現職の後任を始め、領事業務のシステム関連分野に精通した人材の登用を継続していく。</li> <li>j. 今後も引き続き海外安全情報の発出の都度随時、および領事メールの発出の都度随時発出していく。</li> <li>【財務省】</li> <li>h. 措置済</li> <li>j. 措置済</li> <li>【厚生労働省】</li> <li>h. 今後も、デジタル庁民間人材及びIT専門人材と協力しながら、オンライン利用率の大層な引き上げを含むデジタル化の推進に向けて、検討してまいります。</li> <li>j. 今後も引き続き、デジタル庁とも協力しつつ、開発者・利用者にとって利便性の高い、政府共通基盤及び同基盤のAPIの活用を進める。</li> <li>【農林水産省】</li> <li>h. 令和5年度までの体制の維持を図り、必要に応じて、即戦力となるデジタルの知見と経験を有する民間人材の採用を検討。</li> <li>j. 引き続きAPI連携の要望状況に応じてAPIの接続手順を案内していく。</li> <li>【経済産業省】</li> <li>h. 引き続き、デジタル技術やDXに習熟した民間人材を採用し、必要に応じ参画させるなど、デジタル化をサポートできる体制をもって、更なるデジタル化に取り組んでいく。</li> <li>j. 引き続き、事業者のニーズも踏まえつつ、必要に応じて開発者・利用者にとって利便性の高い形でAPIを構築・公開できるよう検討していく。</li> <li>【国土交通省】</li> <li>h. 令和6年度においても、引き続き国土交通省デジタルアドバイザーを登用予定。</li> <li>【環境省】</li> <li>h. 民間デジタル人材を活用し、令和6年度も引き続き増員を検討する。</li> <li>j. 該当なし。</li> <li>【原子力規制庁】</li> <li>h. デジタル化の推進のためのデジタルトランスフォーメーション等を推進する担当者の定員措置を、令和6年度に調じた。これらに、デジタル習熟した者を採用し、必要に応じ参画させるなど、更なるデジタル化の推進に取り組んでいく。</li> <li>【防衛省】</li> <li>h. PMOの体制を維持するとともに、新たな目標を設定する場合は、必要に応じて体制の拡充を検討する。</li> <li>j. 措置済</li> <li>【上記以外の省庁】</li> <li>h, j. 取り組み等なし</li> <li>【デジタル庁】</li> <li>i. 引き続き重点計画等に基づいて取組を推進していく。</li> </ul>		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分		
令和3年6月18日	デジタルガバナメントの推進	6	行政手続の100%オンライン利用	<p>a 総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税・法人税・消費税の申告手続について、法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率100%に向けた取組の検討を行う。</p> <p>b 総務省及び財務省は、電子申告義務化の範囲拡大を含めた電子申告の利用率100%に向けた取組のための環境整備の一環として、法人住民税・法人事業税・法人税・消費税の申告手続について、民間の取組も参考にユーザーテストを実施し、UI・UXの更なる改善を図る。また、地方税申告と国税申告について、情報連携等によるフロンティアを徹底するとともに、システムの共通化・標準化に向けて検討を行う。</p> <p>c 財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率100%に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上を図ることを法制化を含め、デジタル化に向けて税理士の果たすべき役割を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 財務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、オンライン利用率が中程度となっていることを踏まえ、まずは、上記No.5の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。併せて、司法書士等による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を本格的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。</p> <p>e 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、既に電子申請が義務化されている特定法人における電子申請義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申請義務化の範囲拡大を見据えた電子申請の促進策の検討を行う。</p> <p>f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、オンライン利用率が低い手続が多い状況にあることを踏まえ、まずは、上記No.5の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。あわせて、社会保険労務士の果たすべき役割について検討を行う。</p>	<p>a,b 総務省 c 財務省 d 財務省 e 厚生労働省</p> <p>a 大法については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告を義務化した。なお、法人住民税の電子申告の利用率は約80%(令和4年度)法人道庁県民税・法人事業税 83.4%、法人市町村民税 81.9%)にまで上昇している。</p> <p>【財務省】 a 大法については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告から電子申告が義務化されたが、令和4年度の電子申告の取組が低調だったこと、義務化対象法人のほぼ全てがe-Taxの電子申告に切り替わったこと、義務化対象法人以外を含む法人税等の電子申告(e-Tax)の利用率についても60%以上(令和4年度・法人税申告91.1%、消費税申告(法人)90.3%)にまで上昇しているものの、e-Taxで送信された法人税申告のうち、主要な別表や財務諸表等、申告書に添付すべきものとされている書類も含めてe-Taxで送信された割合は74.1%(令和4年度)となっている。そのため、これらの移行課題等を重点的に課題として、税理士へのアンケートやベンダーとの意見交換を通じて、e-Taxの利用するための課題や事務負担等の把握を行ったところ。</p> <p>【財務省】 b UI・UXの改善については、利用率の更なる向上のためには、電子申告に関するUI・UXの改善は極めて重要であるが、法人住民税・法人事業税の電子申告は、その99.2%(令和4年度)が民間ベンダーの提供する申告書作成ソフトによる利用であることから、まずは、民間ベンダーの申告書作成ソフトのUI・UXの改善が重要であると認識。民間ベンダーは、ユーザーテストを実施した上で、定期的にUI・UXの改善を行っているが、eTAX自体の仕様の見直しが必要となる場合は、eTAXを管理・運用する地方共同組織(意見・要望を申し入れることとなる。地方共同組織においては、民間ベンダーから寄せられた意見・要望のほか、eTAXヘルプデスクや利用者アンケートに寄せられたユーザーの声を踏まえ、毎年、システムの仕様の見直し・改修を行い、UI・UXの改善を図っている。</p> <p>また、システムの共通化・標準化については、財務省では、フロンティアによる納税者利便の向上の観点から、これまでも国税局との各種情報連携を進めてきた。具体的には、eTAXによる市町村及び税務署への給与・年金等の支払調書の一括送信(平成29年1月)・法人設立及び異動手続に係る申請・届出の電子的提出における一元化(令和2年3月)・法人税の申告・決済情報等について、国税当局から地方団体へのデータ提供(令和2年11月)等を実現してきたところであり、国税当局やシステムベンダーなどと定期的に情報連携の拡大について、意見交換を行っている。</p> <p>【財務省】 b (UI・UXの改善) 利用率の更なる向上のためには、電子申告に関するUI・UXの改善は極めて重要であるが、法人税及び法人の消費税の電子申告は、95%以上(令和4年度・法人税申告 92.2%、消費税申告(法人)97.8%)が民間ベンダーの提供する申告書作成ソフトによる利用であることから、まずは、民間ベンダーの申告書作成ソフトのUI・UXの改善が重要。</p> <p>民間ベンダーは、ユーザーテストを実施した上で、定期的にUI・UXの改善を行っているが、e-Tax自体の仕様の見直しが必要となる場合は、民間組織に意見・要望を申し入れることとなる。民間組織においては、民間ベンダーから寄せられた意見・要望のほか、e-Taxヘルプデスクや利用者アンケートに寄せられたユーザーの声を踏まえ、毎年、仕様の見直しやソフトの改修を行い、UI・UXの改善を図っている。</p> <p>b (共通化・標準化) フロンティアによる納税者利便の向上の観点から、これまでも地方税当局との各種情報連携を進めてきた。また、地方税当局やシステムベンダーなどと定期的に(年2回)情報連携の拡大について意見交換を行っている。</p> <p>(参考)これまでの情報連携の取組例 ① 地方税ポータルシステム(eTAX)から、給与・年金等の支払調書を市町村と税務署に一括送信が可能(平成29年1月) ② e-Taxより提出された財務諸表について、法人事業税の財務諸表の提出を省略(令和2年3月) ③ 法人設立及び異動手続に係る申請・届出の電子的提出の一元化(令和2年3月) ④ 法人税の申告・決済情報等について、国税局から地方団体へデータにより提供(令和2年11月)</p> <p>【財務省】 e 「所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)により、税理士法(昭和26年法律第237号)において以下の措置が講じられた(令和4年3月31日公布)。 具体的には ・税理士は、電子申告の積極的な利用等を通じて事業者利便の向上を図るものとする旨の規定を創設するとともに(令和4年4月1日施行) ・その取組が促進するよう、税理士の業務において電子的方法により行う事務に関する規定を、日本税理士会連合会・税理士の会員の絶対的記載事項とする(令和5年4月1日施行) 改正が行われた。</p> <p>【財務省】 d(前段) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施 d(後段) 登記・供託オンライン申請システムについて、かねて日本司法書士会連合会から要望されていた、連任申請の場合に登録免許税を一括納付できる機能を令和4年12月に開始し、システムの操作性を改善することでオンラインでの登記申請促進のための環境整備を行った。 また、司法書士等を対象とした、登記・供託オンライン申請システムに関するアンケートにおいて、一部の司法書士から、オンライン申請における手続フローの問題点等を重点的に申請書と比べて申請書の事務負担の軽減について伺いたいことなどについての指摘があったため、日本司法書士会連合会と、上記問題点の改善に向け協議を行っている。</p> <p>【厚生労働省】 e (厚生年金保険・健康保険) 既に電子申請が義務化されている特定法人の事務所に対しては、重点利用勧奨事業所として、電子申請への移行促進の集中的な取組を実施しており、令和5年9月末現在において、義務化対象事業所の電子申請利用割合は83.8%に達していることから効果がみられる。義務化対象以外の事務所についても、特に被保険者数1人以上の事業所について重点利用勧奨事業所として同様に移行促進の集中的な取組を実施し、その取組の中で事業所の特性やニーズを捉えており、それに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用促進を進めている。その結果、51人以上の事業所について電子申請利用割合は令和5年9月末現在において80.2%に達していることから、義務化対象以外の事業所についても電子申請への移行促進策の効果が確実に表れており、今後も継続して着実に実施していくこととしている。</p> <p>e (雇用保険) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 e (労働保険) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 f 厚生労働省においては、全国社会保険労務士会連合会と協働の上、①電子申請における課題を厚生労働省に提示したこと、②より多くの社会保険労務士に電子申請を活用いただくことが社会保険労務士の果たすべき役割であると整理した。①及び②の役割に基づき、全国社会保険労務士会連合会及び厚生労働省関係部局において、取り組むべき内容を検討した。</p>	<p>【総務省】 a 今後の取組の検討に当たっては、中小事業者の事務負担に配慮しつつ、今後の税理士法改正による税理士の業務の電子化の進捗状況やGビジネスIDや他のID等の普及状況やシステム改修に係る投資対効果等を総合的に勘案しながら、国税当局と連携し、引き続き検討を行う。</p> <p>【財務省】 a 添付書類を含めたe-Tax提出の利用促進に向け、e-Taxホームページの見直しや税理士会等の関係団体と連携した説明会などを実施する。 また、左記にて把握した、財務諸表データや膨大な入力が必要な別表(明細部分)データ等のe-Tax提出について利便向上施策を検討し、可能なものから順次実施する。</p> <p>【財務省】 b UI・UXの改善については、今後も民間ベンダーの意見・要望やユーザーの声を踏まえた仕様・ソフトとすることで、UI・UXの更なる改善を図っていく。 また、システムの共通化・標準化についても、引き続き、国税・地方税システムとの共通化・標準化に向けて、国税局等と連携し、引き続き検討を行う。</p> <p>【財務省】 b (UI・UXの改善) 今後も、民間ベンダーの意見・要望やユーザーの声を踏まえた仕様・ソフトとすることで、UI・UXの更なる改善を図っていく。 なお、令和6年5月から、e-Taxの受付システム、e-Taxソフト(WEB版)やe-Taxソフト(SP版)を統合し、利用者目線に立った連携に整理するとともに、スマートフォンアプリ、パソコンのどちらからも利用しやすいデザインとするなど、UI・UXの改善を図る予定である。</p> <p>b (共通化・標準化) 引き続き、国税・地方税システムとの共通化・標準化に向けて、総務省等と協力して検討していく。</p> <p>【財務省】 c 措置済</p> <p>【財務省】 d(前段) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施 d(後段) 引き続き、オンライン申請における手続フローの改善について検討を行っていく。</p> <p>【厚生労働省】 e (厚生年金保険・健康保険) 措置済</p> <p>e (労働保険) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。 e (労働保険) 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「行政手続におけるオンライン利用率を大いに引き上げる取組の推進」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>f 全国社会保険労務士会連合会及び厚生労働省関係部局において、以下の取組を引き続き行うこととする。 ・全国社会保険労務士から電子申請の課題や照会事項を積極的に収集いただき、多くの社会保険労務士からいただいたご意見・ご要望について厚生労働省に情報提供いただく。 ・情報提供いただいた電子申請の課題や照会事項を踏まえ、現行制度やその取扱い等の内容が十分に周知されていない場合及び制度改正があった場合は、厚生労働省から全国社会保険労務士会連合会を通じて全国の社会保険労務士へ周知を行う。</p>	検討中	継続中		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
<p>(4)デジタル化に向けた基礎の整備等</p>												
令和6年6月18日	デジタル化に向けた基礎の整備等	7	事項名	<p>規制改革の内容</p> <p>a デジタル庁(IT室)は、申請等の主体や受付手、手続件数等にに応じて、各府省が共通的に利用するシステムの開発・改修やシステム間情報連携の拡大を推進するとともに、情報システム整備方針等において、行政手続のオンライン化に係るシステム全体の在り方を提示する。</p> <p>デジタル庁(IT室)は、最終責任を負う立場を含めた幹部職員が、利用者にとっての利便性の向上、業務の効率化、データ活用などデジタル化の推進に際して踏まえおくべき視点・知識を得た上で、迅速かつ柔軟なシステム開発・改修等を行うことができるよう、実践的な研修の実施等に取り組む。また、システム全体の企画・立案等を行う上で必要な、ITセキュリティに関する素養を有する人材を確保するための、研修等を含め必要な方策を、早急に具体化する。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁(IT室)と連携し、法令において登録事項証明書の添付が求められる手続については、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに添付書類の省略を実現する。</p> <p>また、法務省は、法整備も視野に入れ、給付事務用やGビズID発行事務用等を含めた国の行政機関の全ての商業登記情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間全ての連携についても無償化を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登録事項証明書の添付省略を促進する。</p> <p>c 財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁(IT室)その他の関係府省は、金融機関等と協働し、電子納付(効率的な納付方法を含む。)の促進に向けて課題を把握し、縦割りを超えて取り組む推進する体制を整備する。</p> <p>d マイナンバーカードやGビズIDの普及がオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国民にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやGビズIDを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやGビズIDを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略等が可能となる行政手続を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>デジタル庁は、各府省に対して公表等すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、GビズIDの普及等に活用する。</p> <p>e 総務省及び財務省は、行政の契約事務のデジタル化を促進する観点から、国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるような必要な法令改正等を行う。</p> <p>あわせて、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)を所管する総務省(デジタル庁)、法務省及び経済産業省は、国や地方公共団体間の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グレーゾーン解消制度を活用して、需給の民間企業から同法第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの関係者の該当性も明らかとするように、ウェブサイト等において一貫性をもって分かりやすく示す。</p>	<p>a デジタル庁(内閣官房から移管)</p> <p>b 法務省</p> <p>デジタル庁(内閣官房から移管)</p> <p>c 各府省</p> <p>d 各府省</p> <p>e 総務省</p> <p>法務省</p> <p>経済産業省</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>a 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)において、行政手続のオンライン化に当たって利用する申請受付機能について、既存の共通基盤であるマイナンバー庁やe-Gov等を活用することを規定した。</p> <p>・マイナンバー庁においては、画面構成やサービス選択の流れを見直し等、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に取り組む。</p> <p>・e-Govにおいては、UI・UXの改善のため、利用者から要望の多かった申請書一式を控えとして保管できる機能等について、追加開発を行い、令和4年3月に改善版のシステムリリースを実施した。また、各府省庁におけるe-Govを活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、審査支援サービス(申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うもの)を令和5年3月に運用開始した。</p> <p>・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、より客観的で一貫性のある人材の育成を目指し、令和6年度から既存の研修を整理し所定の資格試験の合格をもって研修修了に代えるとともにデジタル化の進展を踏まえた研修の提供、スキル認定においては、所定の資格試験の合格を認定要件にすることにより、組織の理根を超えて比較可能な仕組みとすることや、課室長級職員のスキルについても認定対象とするよう取り組んでいるところである。</p> <p>b 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目a」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>c より多くの行政の手続に対応できるよう、政府共通決済基盤の機能の拡張の検討を継続して実施する。</p> <p>【金融庁】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記7者の実務担当者による意見交換を引き続き行い、キャッシュレス納付の普及拡大に向けた取組を進める。</p> <p>【総務省】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記7者の実務担当者による意見交換を継続し、普及拡大に向けた取組を進める。</p> <p>【外務省】</p> <p>e 国内において、令和6年度も、未導入の府県においてのクレジットカードによるオンライン納付の導入を進める。</p> <p>【財務省】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記7者の実務担当者による意見交換を引き続き行い、キャッシュレス納付の普及拡大に向けた取組を進める。</p> <p>今後、取組を更に推進するため、左記7者を含め、ステークホルダーとの連携体制の構築に取り組む。</p> <p>【上記以外の府省】</p> <p>c 取り組み等なし</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付を推進していく観点から、国税庁、総務省、金融庁、地方共同機構、日本銀行、全国銀行協会及び全地方銀行協会の6者(実務担当者)とともに定期的に意見交換を実施した。</p> <p>【総務省】</p> <p>c 国税と地方税のキャッシュレス納付を推進していく観点から、国税庁と連携の上、地方共同機構、日本銀行、全国銀行協会、全地方銀行協会、金融庁にも参加いただき、7者(実務担当者)で意見交換を行い、課題を把握の上、協働して対応策を検討しているところである。</p> <p>また、総務省と連携して、納税者向けに国税及び地方税のキャッシュレス納付のリーフレットを共同で作成し、キャッシュレス納付の普及拡大に向けた取組を実施した。</p> <p>【上記以外の府省】</p> <p>c 取り組み等なし</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>d デジタル庁においては、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる「最高位の身分証」であり、安全安心なデジタル社会の「パスポート」であるマイナンバーカードの普及促進に取り組んでおり、令和6年2月29日時点で、9,188万枚、およびその国民の4人に3人が保有している状況となった。</p> <p>マイナンバーカードの利便性向上の取り組みとして、これまでに、令和3年度に健康保険証利用、薬剤情報や特定健診データの閲覧や医療費情報の閲覧・提供及び確定申告の医療費控除での利用の閲覧、利用シーンの拡大に取り組んできているところである。</p> <p>また、更なる利便性拡大に向けて、政府としては、令和5年6月9日に閣議決定した「重点計画」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証との一体化(令和6年度中)、</li> <li>・在留カードとの一体化(令和7年度中)</li> </ul> <p>など、観念準備を進めている。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>d 公正取引委員会は、令和5年4月以降、法人の電子認証についてGビズIDを原則とする、受付機能等を拡充したオンライン手続窓口の運用を開始した。</p> <p>【警察庁】</p> <p>d 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目d」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【金融庁】</p> <p>d 金融庁電子申請・届出システムは、ログイン認証において、GビズIDを採用し、令和3年6月30日に運用を開始した。併せて、オンライン申請できる行政手続を金融庁ホームページに公表した。</p> <p>また、令和2年12月、登録事項証明書の添付を求めている申請等については、法務省の登記情報システムから取得することと添付を不要とした(金融庁ホームページ公表済)。</p> <p>また、個人事業主・個人が金融庁電子申請・届出システムを利用できるようマイナンバーカードを利用した認証を追加する改修を行った。</p> <p>【復興庁】</p> <p>d 現時点で該当する取組はないが、引き続き、必要が生じた際には検討を行う。</p> <p>【総務省】</p> <p>d 総務省所管手続のオンライン化に合わせて、マイナンバーカードやGビズIDの利用を検討。</p> <p>【財務省】</p> <p>d 確定申告をはじめとする国税関係手続は、マイナンバーカードを利用してオンラインで行うことができ、省略が可能な添付書類の種類も含め、必要な情報をウェブサイト上で公表している。また、年課課税や確定申告に必要なデータをマイナンバー経由で入手した上、関係書類(データ)に自動で入力できる仕組み(マイポータル連携)を提供している。</p> <p>なお、e-TaxにおけるGビズIDとの連携については、令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目d」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>d 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目d」の回答と同様の取組を実施している。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>a ・マイナンバー庁においては、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものであり、令和6年度(2024年度)以降も継続的に改善に取り組む。</p> <p>・e-Govにおいては、事業者等の法人(個人事業主を含む。)や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を主な対象としてオンライン化を図り、令和6年度(2024年度)以降も継続的に申請者の利便性向上及び各府省庁の行政事務の効率化に取り組む。</p> <p>・令和6年度から引き続き、既存の研修を整理し所定の資格試験の合格をもって研修修了に代える仕組みを創設し、デジタル化の進展を踏まえた研修の提供、スキル認定においては、所定の資格試験の合格を認定要件にすることにより、組織の理根を超えて比較可能な仕組みとすることや、課室長級職員のスキルについても認定対象とすることにより、審美に政府デジタル人材の確保・育成に係る取組を進める。</p> <p>b 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目a」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>c より多くの行政の手続に対応できるよう、政府共通決済基盤の機能の拡張の検討を継続して実施する。</p> <p>【金融庁】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記7者の実務担当者による意見交換を引き続き行い、キャッシュレス納付の普及拡大に向けた取組を進める。</p> <p>【総務省】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記7者の実務担当者による意見交換を継続し、普及拡大に向けた取組を進める。</p> <p>【外務省】</p> <p>e 国内において、令和6年度も、未導入の府県においてのクレジットカードによるオンライン納付の導入を進める。</p> <p>【財務省】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付について、左記7者の実務担当者による意見交換を引き続き行い、キャッシュレス納付の普及拡大に向けた取組を進める。</p> <p>今後、取組を更に推進するため、左記7者を含め、ステークホルダーとの連携体制の構築に取り組む。</p> <p>【上記以外の府省】</p> <p>c 取り組み等なし</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>e 国税及び地方税のキャッシュレス納付を推進していく観点から、国税庁、総務省、金融庁、地方共同機構、日本銀行、全国銀行協会及び全地方銀行協会の6者(実務担当者)とともに定期的に意見交換を実施した。</p> <p>【公正取引委員会】</p> <p>d 措置なし</p> <p>【警察庁】</p> <p>d 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目d」の回答と同様の取組を実施。</p> <p>【金融庁】</p> <p>d 金融庁電子申請・届出システムのマイナンバーカード認証機能をリリースし、個人事業主・個人の利用に取り組む。</p> <p>【復興庁】</p> <p>d -</p> <p>【総務省】</p> <p>d 引き続き検討を行う。</p> <p>【財務省】</p> <p>d マイポータル連携の対象データを順次拡大するとともに、利用者に向けた周知広報に取り組んでいく。また、GビズIDとe-Taxの連携については、所要の法令改正等を前提に、GビズIDを利用してe-Taxを利用する場合に利便性が向上するようシステム実装を図る。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>d 令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「情報連携基盤の整備の項目d」の回答と同様の取組を実施している。</p>	<p>検討中</p> <p>継続中</p>				

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	デジタルガバナメントの推進	7	デジタル化に向けた基盤の整備等				<p>【外務省】 d 旅券申請のオンライン化にあたっては、国内ではマイナポータルを利用することとし、マイナンバーカードの公的個人認証機能等を本人確認に利用することとしており、その内容については、外務省ホームページに令和3年4月14日「旅券電子申請(オンライン申請)」について、令和4年10月27日「旅券法令改正及び旅券(パスポート)の電子申請の開始について」を公表した。</p> <p>【国土交通省】 d 行政手続のオンライン化に向けて、利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、マイナンバーカード又はGZIPIDを用いた本人確認、添付書類の簡素化といった各手続の合理化について検討した。また、所管する国家資格の一部について、マイナンバーと連携したデジタル化の検討を進めた。</p> <p>【農林水産省】 d 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)では、農林水産省が所管する約3,000の手続をオンライン化済みである。また、eMAFFを基としてGZIPIDを採用し、申請者が個人事業主の場合の本人確認にマイナンバーカードを活用している。この結果、eMAFFの全手続の申請においてGZIPIDやマイナンバーカードを用いることができる。また、eMAFFで申請可能な手続についてはeMAFFトップページで公表している。</p> <p>【環境省】 d 行政手続のオンライン化に向けて、利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、マイナンバーカード又はGZIPIDを用いた本人確認、添付書類の簡素化といった各手続の合理化について検討している。</p> <p>【原子力規制庁】 d 放射性同位元素等の規制に関する法律等に関連する申請について、GZIPIDを用いた認証を可能とするシステムの運用を開始した。</p> <p>【防衛省】 d 令和6年3月31日時点でなし。</p> <p>【宮内庁】 d 当庁は行政手続を所管していない。</p> <p>【消費庁】 d 現在該当する手続を所管していない。</p> <p>【上記以外の省庁】 d 取り組み等なし</p> <p>【総務省】 e 地方公共団体において、いわゆるクラウド型電子署名サービスを活用すること等ができるようにするため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第4号)の制定等により所要の措置を講じるとともに、「地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)」(令和3年1月29日付け総行第28号)各都道府県知事等へ総務省自治行政局長通知及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行に伴う電子署名及び電子証明書等に関する留意事項について(通知)」(令和3年2月8日付け総行第33号)各都道府県会計管理者等へ総務省自治行政局長通知により、電子署名の積極的な導入の検討及びその運用に当たっての留意事項等について地方公共団体に対して周知したところ。</p> <p>【デジタル庁・法務省】 e(後段) デジタル庁及び法務省において、グレーゾーン解消制度を活用して、個別の民間企業から電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの同業への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一覧性をもつて分かりやすく示している。</p> <p>【財務省】 e 実施時期に記載のとおり措置済。</p>	<p>【外務省】 d マイナンバーカードの国外継続利用が可能となることを前提として、現在構築中の在外公館における証明オンライン申請システムでのマイナポータルを利用した本人確認及び証明資料の添付省略等の手続簡素化につき、広報・公表手段を含めて今後検討する。</p> <p>【国土交通省】 d 国土交通省が所管する行政手続について、マイナンバーやGZIPIDを利用したオンライン化の検討を引き続き進めるとともに、オンライン化した手続の公表のあり方を検討する。</p> <p>【農林水産省】 d 引き続き認証基盤や本人確認にGZIPIDとマイナンバーカードを活用するとともに、eMAFFで申請可能な手続について公表する。</p> <p>【環境省】 d 該当する行政手続の洗い出しや、該当手続におけるオンライン化に向けたGZIPIDの取得やマイナンバーカードによる手続の簡素化について検討する。</p> <p>【原子力規制庁】 d 引き続き、原子力規制委員会が所管する法令に係る手続についてGZIPIDを用いたオンライン申請の拡大や添付書類の省略化に向けた検討を進める。</p> <p>【防衛省】 d 令和6年3月31日時点でなし。</p> <p>【宮内庁】 d -</p> <p>【消費庁】 d 行政手続のデジタル化を進める中で、該当の手続があった場合には、必要な措置を講じる。</p> <p>【上記以外の省庁】 d 取り組み等なし</p> <p>【総務省】 e 措置済</p> <p>【デジタル庁・法務省】 e(後段) 引き続き、グレーゾーン解消制度に基づく確認の求めがあれば、その回答についてはウェブサイト等に掲載していく。</p> <p>【財務省】 e 措置済</p>		
(5)地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組										
令和3年6月18日	デジタルガバナメントの推進	8	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	<p>a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対の収納効率化・電子化に向けた取組を推進する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに、拡大可能な税目子化に向けた取組を推進する。</p> <p>b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。</p> <p>c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の軽減など、地方公共団体に対応を促す。</p> <p>d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。</p>	<p>a～c: 総務省 d: 金融庁</p> <p>【総務省】 a 令和4年度税制改正において、令和5年4月から対象税目を全税目に拡大するため、所要の措置を講ずることとしており、この内容を盛り込んだ地方税法改正法案について、令和3年3月22日に可決済。</p> <p>b 令和5年4月から地方税統一QRコード(eL-QR)の活用を開始。</p> <p>c 地方公共団体における公金収納等事務のデジタル化を推進していくこと併せて、指定金融機関等に取組を促している当該事務について適正な経費負担となるよう見直しを行うことについて、令和4年3月に、地方公共団体に対して、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として通知を発送し要請した。</p> <p>d 地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、公金納付に係るeL-TAXの活用を推進(令和5年6月16日閣議決定規制改革実施計画の「地方公共団体への公金納付等のデジタル化」の回答と同様の取組を実施)。</p> <p>【金融庁】 d 地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にするため、業界団体である全国銀行協会が会員銀行に対し、本業務に係るコスト・手数料の実態調査を実施するに先立ち、金融庁においては、公正取引委員会と独占禁止法上の考え方と留意点について調整を行った。</p>	<p>【総務省】 a 令和5年4月より地方税共通納税システムの対象税目を全税目へ拡大するため、関係機関においてシステム改修等の準備が着実に進められるよう、必要支援を行う。</p> <p>b, c 措置済</p> <p>【金融庁】 d 令和3年に措置済</p>	措置済	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
⑩その他の行政手続の見直し等												
令和3年6月18日	デジタルガバナメントの推進	9	災害救助法に基づく救助費の求償手続きの効率化	災害救助法(昭和22年法律第118号)の救助事務費に関して様式を統一した(令和3年3月)と。さらには、同法の求償手続について、地方公共団体へのアンケートを踏まえ、令和3年度上期に全国知事会と協議を行い、その結果を踏まえ必要なシステム開発を行う方向で速やかに対応する。	全国知事会と内閣府	内閣府	令和3年6月に開催した「第4回災害救助法による救助基準に関する意見交換会」(規制改革提案を行った三重県もオブザーガー出席)において「求償手続きの効率化に関するアンケート調査」の結果について報告し、各自治体との意見交換を行った上で、 ・救助法の求償事務が通常の自治体の会計の事務との違いがなく、救助法の求償手続きの効率化のみを目的に全国自治体会計システムとの統一を行うことは困難であることを踏まえると、求償事務のあり方を根拠から見直す必要性は低いものと考えられる。 ・しかしながら、救助法の求償手続きについて事務負担が大きいとの意見も複数あり、その効率化を図ることは重要である。 ・効率化に資する取組を進める必要があると考えられる。 とされたこと。 これらの各自治体の意見を踏まえ、まずは、全国知事会等と実効性に関する検討等を実施し、要件定義等の基礎となる課題の抽出を行うため、令和3年度補正予算において所要額を措置した。(令和3年度補正予算額 36,251千円(経費)) 令和4年度においては「災害救助法による救助費の求償手続きの効率化に係る調査業務」を実施し、 ・被災自治体における応援職員の派遣に関する課題、 ・災害時の物資支援の要請と方法、 ・求償手続きを実施する上でどのような効率化の方法があるか、 など、適宜の取組において被災自治体及び応援自治体の双方の立場からヒアリングやアンケート調査を行い、要件定義等の基礎となる課題の抽出を実施した。 令和5年度については、 ・アプリケーション作成に必要な要求機能、 ・技術要件、UI/UXに関する調査・検討及び整理、 ・保守運用に関する調査・検討及び整理、 ・要求機能、技術要件及び要件定義の包括的整理を実施中。 令和5年度調査については、調査検討を前倒しして進めたい方針であったこと、令和6年1月1日、能登半島地震が発生したため、上記調査にこれらの要件等に今回発生した令和6年能登半島地震における応援職員の派遣計画や実施状況、支援物資の要請や輸送、求償費用に関する請求方法や処理方法など、これまで検討していた内容では、システムを構築する上で不足する情報などについて、様々な実状を設計に反映する必要があることから、契約当初、想定していたスケジュールでは能登半島地震の実態を反映できないこととなり、再度、派遣された応援職員や支援物資等の実態に関してヒアリングや資料の確認を図ったことである。(令和5年度当初予算額 24,000千円) 併せて、令和5年度においては、要求機能、技術要件及び要件定義の内容を踏まえ、システム設計・構築を実施することとなる。(令和5年度補正予算額 75,020千円(経費))	令和5年度については、 ・アプリケーション作成に必要な要求機能、 ・技術要件、UI/UXに関する調査・検討及び整理、 ・保守運用に関する調査・検討及び整理、 ・要求機能、技術要件及び要件定義の包括的整理を実施中。 システム設計・構築のための仕様書にあたって、技術仕様として、最も重要である要求定義、要件定義等に能登半島地震における実態を反映し、設計・構築に移行し、本アプリーションを活用する自治体職員(応援自治体及び被災自治体)との意見交換を行う。そのための、設計・構築のための一般仕様書及び技術仕様書の策定、政府調達の実施を行う。(令和5年度補正予算額 75,020千円(経費))	検討中	継続F		
デジタル時代に向けた規制の見直し												
⑫Society 5.0の実現に向けた電波・放送制度改革のあり方												
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	18	電波の有効利用	a 総務省は、関係府省庁・機関(内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等)が共同利用できる公共安全LTEについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、単期に実施する。 b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共有システムを実用化する。 c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について周波数の返上を促進する観点から、電波利用の適宜な対応・メンテナンス等をインセンティブとして、実効的な体制を構築する。 d 総務省は、特定基地局開設制度に基づく周波数割当を着実に実施する。 e 総務省は、電波オークション制度について、デメリットとされている事項に対する諸外国の対応も含め、エビデンスに基づき具体的な総合的な事例調査を行い、報告書を取りまとめる。	a,e 令和3年度 検討・結論、 結論を得た迅速や b,d,e 令和3年度 度措置	総務省	a 令和5年度も、関係機関と連携し、公共安全モバイルシステムが具備すべき機能の精査、課題対応のための実証を継続し、当該実証も踏まえ、進捗等について令和6年4月から公共安全モバイルシステム(旧:公共安全LTE)に対応するサービスを開始されることが発表されている。 b 電波有効利用促進センター(ダイナミック周波数共有に係る業務を実施する電波法に基づく指定機関)、システム利用予定者などの関係者及び有識者で構成する検討会を設置し運用訓練等を実施の上、令和4年(2022年)3月に30分(標準電波放送番組中継用設備(FPU)との共用)に係るダイナミック周波数共有管理システムを構築し、実用化を図った。 c 既存の携帯電話等事業者の電波の有効利用が不十分な場合等に、その周波数を返上させて、再割当てを可能とするとともに、再割当ての際に、周波数の変更等に要する費用を当該周波数を新たに利用する者が負担することで、早期かつ円滑な電波移行を可能とする促進措置の活用を可能とする制度等を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会に提出し、令和4年6月3日に成立、同月10日に公布、同年10月1日に施行された(令和4年法律第63号)。 なお、周波数の再割当ての際にも、認定開設者は周波数の経済的価値を踏まえた金額(特定基地局開設料)を国庫に納付することとする特定基地局開設料制度は、通常の周波数割当てと同様に適用される。 d 令和4年2月に告示した、2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)を周波数割当の審査項目として設定する等、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当てに向けた取組を着実に実施している。 e 令和3年10月「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を開催し、諸外国の周波数割当方式の事例調査を行い、オークション方式のメリットやデメリットとされている事項や、デメリットとされている事項への対応策等について、令和4年3月に報告書を取りまとめた。	a~e 措置済	措置済	フォロー終了		
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	19	デジタル時代におけるコンテンツの権利処理の円滑化に関する著作権法改正[2]について、放送事業者と権利者の双方が不安定な権利処理制度を活用できるように、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に進め、円滑な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表明の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないよう、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースを定めたローカル局に資するよう、Q&A等において分かりやすく周知する。 b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元を両立を図るため、過去コンテンツ、UGC(いわゆる「アマチュア」のクリエイター)による創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多様な権利者等について、拡大集中管理制度を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所要の措置を講ずる。 c 文化庁は、同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を講ずる。	a 令和3年度 b 令和3年 c 令和3年度 d 令和3年度 e 令和3年度	a 総務省 b 内閣府 c 総務省 d 文部科学省 e 経済産業省 c 文部科学省	【総務省】 a 放送事業者、権利者及び有識者を構成団体・構成員とした「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」における議論を踏まえ、令和3年8月に放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドラインを策定した。また、ローカル局を対象として改正著作権法に関するセミナーを実施し、ガイドラインの周知を行うなど、円滑な施行及び実効的な運用を実現を図った。 b 放送事業者が文化審議会のヒアリングに対応するなど、文化審議会における検討に協力し、令和3年12月2日に文化審議会著作権分科会において「中間まとめ」とりまとめられた。 【文部科学省】 a 放送事業者、権利者及び有識者を構成団体・構成員とした「許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会」における議論を踏まえ、令和3年8月に放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドラインを策定・周知し、併せて、文化庁のホームページで関連するQ&A等を公開するなど、円滑な施行に向けた準備を着実に進めた。 b 令和3年7月に、文部科学大臣から文化審議会著作権分科会に「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問、 ・諮問事項のうち「簡素で一元的な権利処理方法と対価還元」について優先的に議論を進めるべく、令和3年度に著作権分科会基本政策小委員会において、同年12月の文化審議会著作権分科会において、中間まとめを取りまとめ、「簡素で一元的な権利処理方法と対価還元」について、一定の方向性を示した。 ・簡素で一元的な権利処理と対価還元の方策の法的な課題において文化審議会著作権分科会法制度外委員会において審議し、文化審議会において令和5年2月に審申としてとりまとめた。 ・審議に当たっては、ネットクリエイター(いわゆるZ世代等のDX関係者)を含め、クリエイター等の著作権者等や利用者、事業者等、多様な関係者からヒアリングやアンケート等を行ったこと、審議に当たっては、審議会における法的な議論も踏まえた、「著作権法の一部を改正する法律(令和5年法律第33号)」が平成5年5月に公布され、施行に向けた準備を行っている。 c 同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるため、協議不調の場合の裁定申請に係る手引きを作成し、著作権者不明等の場合に目安となる裁定額金額の算出に資するシミュレーションシステム事業を実施した。	a 措置済 b 引き続き文化庁の検討において必要な協力を行う。 【文部科学省】 a 措置済 b 引き続き、令和5年度改正著作権法の施行に向けた準備や分野を横断する一元的な窓口機能による新しい権利処理の仕組みの実現に向けて検討を行う。 c 措置済	検討中	フォロー終了			



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	20	ローカル局の経営基盤強化	<p>a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多源性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、関係機関に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。</p> <p>b 放送法(昭和25年法律第132号)の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局間での放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a 令和3年度検討・結論</p> <p>b 令和3年度措置</p>	総務省	<p>a 総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年3月に「論点整理」を取りまとめ、公表した。</p> <p>「論点整理」においては、「インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択性を増やす観点から規制を緩和すべきである」と、「特にローカル局の経営力の向上を図り、関係機関に限らない経営の連携を可能とする観点」から、マスメディア集中排除原則の見直しとして、「認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域域限の撤廃」「地上テレビ放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場合)に係る規制の特例の創設」等の方針が示された。</p> <p>このほか、「論点整理」では、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域たる放送対象地域の見直しとして、放送事業者の経営の選択性を増やす観点から、「希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべき」との方針が示された。</p> <p>b 民間放送事業者等の責務(放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるように努める責務等)の履行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の改正事項を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案(第204回通常国会に提出したものの継続審査となり、その後、衆議院解散に伴い廃案になったところ、同内容を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を令和4年2月に第208回通常国会に提出した。</p> <p>当該法律案は成立していないものの、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討を踏まえ、令和4年2月から、NHK、民間放送事業者、通信事業者等からなる「小規模中継局等のロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、小規模中継局のロードバンド等による代替可能性について実務的に検討を進めている。</p> <p>また、総務省は、「日本放送協会令和4年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見において、「インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること」に配慮すべきとした。</p>	a,b 措置済	検討中	フォロー終了
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	21	放送のユニバーサルサービス在り方	<p>令和3年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結果を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。</p>	令和3年度検討開始、早期に結論	総務省	<p>総務省では、令和3年11月から、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について中長期的な視点から検討を行い、令和4年5月に第一次取りまとめを公表した。本取りまとめにおいては、「FTTHを用いたIPユニキャスト方式については、比較的受信帯域数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき、代替手段としての利用可能性があることが示された。これを踏まえ、IPユニキャスト方式のほか、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含め、最適な代替手段について引き続き検討を進めていくべきである。」とされ、IPユニキャスト方式による代替に係る実証事業を実施しつつ、代替手段としてのIPユニキャスト方式に求められる品質・機能要件等について引き続き検討を進めているところ。</p>	左記検討会及び作業チームにおいて、令和6年度まで技術検証を行う1つ検討。	検討中	フォロー終了
(13)分派制度における書面・対面規制の見直し										
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	22	公益証書	<p>a 法務省は、私証書及び定款の提出に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタル化で完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改善や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 法務省は、遅くとも令和7年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すことと、関連する民事裁判手続のIT化に向けて民事訴訟法改正案が令和4年に提出されること等を踏まえ、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。</p>	令和3年度以降順次措置 <p>b 令和3年度に工程表を作成し、遅くとも令和7年度までに順次措置</p>	法務省	<p>a 利用者の利便性向上のため、令和4年4月1日から公益人手数料のクレジット決済の導入をした。</p> <p>b 書面、対面、押印を求めている現行法の規律を見直し、公正証書の作成に係る一連の手続をデジタル化し、当事者が公証役場に出現しなくても公正証書を作成し、その内容を証明する電子データの提供を受けることが可能となるよう、令和5年の通常国会に法案を提出し、成立した。</p>	<p>a 公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化に合わせて、更なる利用者の利便性向上に向けた方策を検討することとする。</p> <p>b 令和7年度上期のデジタル化開始を目指して、準備を進めているところである。</p>	検討中	継続F
(14)医療分野におけるDX化の促進										
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	25	患者の医療情報の開示	<p>a 患者が診療情報の開示を請求する際の手続については、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、本人確認の在り方等を整理するとともに、オンラインでの請求申請が可能であることを明確にし、「診療情報の提供等に関する指針」(以下、本項において「指針」といふ。))において記載することを検討し、結論を得る。</p> <p>b 患者が診療情報の開示を受け、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できることを明確化し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に記載する。</p> <p>c 診療情報の開示については、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、開示に一定期間を要する場合には請求者へ一定の必要事項の提供が望ましいことを指針において記載するなど、開示を迅速化するための方策を検討し結論を得る。</p>	a,c 令和3年度検討開始、結論に付す措置 <p>b 令和3年度措置</p>	a,c 厚生労働省 個人情報保護委員会	<p>a,c 医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握するため、令和3年より厚生労働科学特別研究事業(令和3年度)において「医療機関における診療情報の提供の実態調査」として調査事業を開始した。</p> <p>「医療機関における診療情報の提供の実態調査」の結果を踏まえつつ、「診療情報の提供等に関する指針」の改正を行った。</p> <p>b 令和4年3月1日付で「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を改正し、患者が診療情報の開示請求を行う際には、電磁的記録の提供による方法等で開示を請求できる旨を明確化した。</p>	a,c 「診療情報の提供等に関する指針」の改正	措置済	解決
(15)医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化										
令和3年6月18日	デジタル時代に向けた規制の見直し	26	一般用医薬品販売	<p>a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制(一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上)を廃止する。</p> <p>b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供については、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じて実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において実施すること等を前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供の在り方について検討した上で、必要な措置をとる。</p>	a 措置済	厚生労働省	<p>a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)における一般用医薬品の販売時間規制を改正し、一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上とする規定を廃止した(令和3年8月1日施行)</p> <p>b 令和5年2月～12月に、「医薬品の販売時間に関する検討会」において遠隔管理等のデジタル技術を活用した医薬品販売の在り方について検討し、令和6年1月にとりまとめを公表した。</p>	a,b 措置済	検討中	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
令和3年6月18日	現行制のタテマシ直し時代に合わせた	27	中古医療機器の円滑化	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に定める中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。	令和3年度検討開始、早期に結論	厚生労働省	令和4年12月13日付で中古医療機器の販売等の実態を踏まえ、法令に基づき通知及び指示の適切な実施とともに、手続きの見直しに関する運用通知を発生した。(中古医療機器の販売等に係る通知等について(令和4年12月13日付)厚生労働省第1213号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知) *記通知の運用状況について、関係団体と意見交換を行い、個別事業の取扱いに関する通知を発生した。(中古医療機器の販売等に関する個別事業の取扱いについて(令和4年3月28日)医業開発0328第6号厚生労働省医業局医療機器審査課長通知)。	措置済	措置済	解決	
令和3年6月18日	制のタテマシ直し時代に合わせた	29	薬剤業務の効率化	薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う。	令和3年度検討開始、早期に結論	厚生労働省	医療安全を踏まえた調剤業務の効率化、対人業務の充実等を含めた今後の薬剤師・薬局のあり方について、「薬剤師の養成及び資向上等に関する検討会」の下に設置された「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」において令和4年2月から検討し令和4年7月に調剤業務の結論をとりまとめた。とりまとめにおいては、対人業務の充実のための対人業務の効率化のため、調剤業務の一部外部委託を可能とする方向で安全確保のための基準や監督体制など技術的詳細を検討すること等とされている。	措置済。なお、調剤業務の一部外部委託については、令和6年6月16日閣議決定規制改革実施計画(「薬剤師の稼働」)における対人業務の強化(対人業務の効率化)で対応中。	検討中	継続中	
(16)最先端の医療機器の開発・導入の促進											
令和3年6月18日	デジタル時代の進歩に合わせた規制の見直し	30	最先端の医療機器の開発・導入の促進	a.プログラム医療機器開発におけるビジネス展開の予見可能性を高めるために、医薬品医療機器等法上の医療機器該当性、承認手続き及び保険適用の可能性について、一元的事前相談が可能な体制を整備する。また、現行、プログラム医療機器該当性に関する相談窓口である各都道府県の相談窓口・担当者と事前に相談し、あらかじめ生じた場合、データベースでの情報共有等を行うこと等、統一的な判断を行う体制を整備する。 b.プログラムにおける、プログラム医療機器への該当性の判断が容易になるよう、既存事例の追加やプログラム医療機器該当性の基準を明確化する。 c.厚生労働省は、各都道府県の相談窓口でのプログラム医療機器該当性の判断結果を共有できるデータベースを構築し、定期的にアップデートする。加えて、相談した事業者の情報公開の同意がある場合には、厚生労働省のホームページで公開するなど他の事業者による閲覧を可能とする。 d.プログラム医療機器等の開発等における前倒しのニーズを国内外の状況調査を実施することにより早期に把握し、今後の医療機器とは異なる性質を持つプログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、分類ごとに求められるエビデンスや治験の実施方法等を明確化した上で、具体的な審査指針を作成する。 e.プログラム医療機器等の最先端の医療機器の承認審査には、従来の医療機器評価に必要とされる知見のみならず、異なる分野(IT・プログラム、ソフトウェア)の専門性が求められることから、その審査に特化した専門性を有した審査体制を構築する。加えて、薬事・食品衛生審議会にプログラム等に特化した専門評議会を新設し、早期承認・活用化に向けた体制強化を行う。 f.プログラム医療機器について、プログラムの特性を踏まえ、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。また、承認後も継続的なアップデートが想定されるプログラム医療機器については、当該アップデートに係る一部変更承認申請の要否等に関するルールについても整理し、明確化する。 g. 診療報酬上の技術料等の算定におけるプログラム医療機器の評価については、医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、当該プログラム医療機器を活用して患者に対して提供される医療の質の確保・向上に係る評価の考え方を明確化する。 h. プログラム医療機器を使用した医療技術について、先進医療として保険外併用療養費制の活用が可能であることと周知するとともに、進歩医療の枠組みの適用についても検討する。 i. 医療機器販売業の許可申請又は届出において、電気通信回線を通じてプログラム医療機器を提供する事業者については、有体物の医療機器の販売を前提とした当該事業所の平面図等の提出書類の省略を可能とするなど、真に必要なものに限定する。 j. AI画像診断機器等の性能評価において、仮名加工情報を利用することの可否について検討した上で、教師用データや性能評価用データとして求められる医療画像や患者データについて整理を行い、当該データを仮名加工情報(加工して用いる際の手法等について)を具体例を示す。あわせて、仮名加工された医療情報のみを用いて行うAI画像診断機器等の開発・研究等への「人」を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)の適用の要否について整理を行い、その結果について周知する。 k. 診断用プログラム医療機器等の承認申請に用いる性能評価試験において、新たに人体への機体や介入を伴うことなく、既存の医用画像データや診療情報のみを利用して性能評価を行う場合においては、当該試験を治験として実施する必要がないということを改めて明確化する。	a,b,c,e:措置済 d,h:令和3年度検討・結論 i,j,k:令和3年度措置	a~i, k:厚生労働省 j:厚生労働省、個人情報保護委員会 l:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 m:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 n:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 o:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 p:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 q:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 r:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 s:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 t:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 u:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 v:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 w:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 x:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 y:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知 z:厚生労働省、生医監第0331第1号厚生労働省医業・生活衛生局医療機器審査課長通知	【厚生労働省】 a~k 措置済 【個人情報保護委員会】 j 措置済	措置済	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
(17)医療・介護分野における生産性向上												
令和3年6月18日	デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直しに向けた規制の見直し	32	歯科技工業務の見直し	<p>a 複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>b 他の歯科技工所や歯科医館による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直し、歯科技工所に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。</p> <p>c 歯科技工業務の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和3年度厚生労働省 b 歯科技工業務の見直しに向けた規制の見直し c 令和3年度 d 令和3年度		<p>a～c 令和3年9月から「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において検討し、方向性について結論を得たため、令和4年3月に歯科技工士法施行規則(昭和38年厚生令第23号)を改正するとともに通知を発出し周知を行った。</p> <p>d 令和3年9月に「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を立ち上げた。</p>	<p>a～c 措置済</p> <p>d 令和4年度以降、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、歯科技工所の構造設備基準や、歯科技工士の新たな業務のあり方等について検討予定。</p>	検討中	継続F		
令和3年6月18日	デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直しに向けた規制の見直し	33	介護サービスの生産性向上	<p>a 「社会保険審議会介護保険部会(介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会)中間取りまとめ」を踏まえた対応について(令和2年3月及び令和3年3月厚生労働省を健康局長通知)に示された事項の取組状況を把握し、介護事業者が指定権者である都道府県等に提出を要する文書の更なる簡素化・標準化に取り組む。また、事業者指定に関する申請など介護事業者が行政機関に対して行う文書提出のオンライン化に向けて、介護サービス情報公表システムの改修を策定し、継続的な機能拡充に取り組む。</p> <p>b 介護サービス事業者間におけるケアプランの電子の送付・保存を可能とする「ケアプランデータ連携システム」について、今後の工程・スケジュールを明らかにし、早期の運用開始に向けて取り組む。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果を継続的に検証し、介護職員等が行う介護記録の作成・保存について電子記録請求業務の一層の電子化に取り組む。</p> <p>c ICT・ロボット・AI等の技術の進展とその導入による介護現場の業務効率化の効果を継続的に検証し、引き続き、介護報酬上の評価の見直し等を検討する。</p>	令和3年度以降 厚生労働省 降次措置		<p>a 保険者機能強化推進交付金の評価指標に文書負担軽減の取組を令和2年度分より追加し、取組状況を把握。「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の委員や自治体の意見を踏まえ、 ・加算の届出書の様式例を整備し、課長通知発出(令和4年3月17日) ・総合事業の指定申請等の様式例を整備し、事務連絡発出(令和4年3月25日) ・事業所の指定申請等について、対応を待たない申請書類提出(紙→電子化)を実現させるため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築した。</p> <p>介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の議論のとりまとめを踏まえ、介護保険施設規則及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、やむを得ない事情がある場合を除き、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするため、介護保険施設規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第46号)が令和5年3月31日に公布された。また、令和5年度健康事業、「介護分野における文書負担軽減に関する取組や行政手続等に関するローカルルール」についての調査研究事業による調査結果(概要)について、厚生労働省ホームページ等に掲載し、周知を行った。 (掲載先) <a href="https://www.nhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html">https://www.nhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</a></p> <p>b, c ケアプランデータ連携システムについては、国民健康保険中央会において構築しており、令和5年2月から実施しているパイロット運用の結果等を踏まえ、令和5年4月から本格運用を開始した。運用開始当初に運営基盤の安定化を旨としていくとともに、多くの事業所に利用いただくことで事務負担の軽減が図られるため、活用促進に向けて、セミナーによる普及啓発や利便性向上のための改修を行った。</p> <p>d ICT導入支援事業の実施状況・効果については、検証する内容を拡充し、導入効果や課題等を取りまとめ、介護事業者等がICT導入の検討の際に参考になる資料を改訂し、厚生労働省HPで公表している。また、令和4年度からは補助率3/4を下限とする要件に、文書量を半減させる導入計画となっていることに加え等の拡充を行った。</p> <p>令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を実施しており、令和4年度は、当該見守りの内容を踏まえた、夜間における見守り機器を導入した場合等の実施を実施した。また、令和4年6月7日報酬改定実施計画(特定施設(介護付有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化)を踏まえ、当該内容に係る実証対象12施設を選定し、実証事業を実施した。令和6年度介護報酬においては、介護給付費分科会での議論を踏まえ、生産性向上に先導的に取り組む特定施設について、介護サービスの質の確保及び職員負担軽減が行われていることが確認された場合、人員配置基準を特例的に柔軟化することとした。</p>	<p>a～c 措置済</p>	解決			
(18)オンライン診療・服薬指導の特例措置の普及												
令和3年6月18日	デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し	34	オンライン診療・服薬指導の特例措置の普及	<p>a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の限定的措置を着実に実施する。</p> <p>b 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民健康保険者双方のオンライン診療への理解が深まり、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の取組を進める。</p> <p>c 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施(かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報伝達書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報)により患者の状態を把握できる場合を含む。とする。</p> <p>d オンライン診療の取扱いも、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で、上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやり取りの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が必要で、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に同意した場合にオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係性を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。</p> <p>e オンライン服薬指導については、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない。また、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とする。介護施設等に居住する患者への実施に係る制約は撤廃する。これを踏まえ、オンライン服薬指導の診療報酬について検討する。</p> <p>f オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用を開始するとともに、薬剤師の配送における品質保持等に係る考え方を明らかにし、一気通貫のオンライン医療の実現に向けて取り組む。</p>	令和3年度厚生労働省 b～e 令和3年度 開始 令和4年度 以降 降次措置		<p>a 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による位置づけ変更を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)によるオンライン診療・オンライン服薬指導についての時限的措置を令和6年3月をもって終了した。</p> <p>b 令和3年度末より社会保険審議会医療部会において検討を行い、令和5年6月に「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」を策定した。</p> <p>c 令和4年1月にオンライン診療の適切な実施に関する指針を改訂し、初診からのオンライン診療を可能とした。また、これを踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、情報通信機器を用いた場合の初診料の新設を行い、点数について引き上げるとともに、対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとした。</p> <p>d オンライン服薬指導については、薬機法施行規則及び通知を改正し、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定せず、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とした。また、介護施設等に居住する患者への実施に係る制約も撤廃した(令和4年3月31日)。オンライン服薬指導に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、オンライン服薬指導の割合に関する要件を撤廃し、対面による服薬指導と同じ点数とする等の見直しを実施した。</p> <p>e オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用を開始した。薬剤師の配送における品質保持等に係る考え方について事務連絡で周知を図った。</p>	<p>a 措置済(時限的措置を終了した。)</p> <p>b, c, d 措置済</p> <p>e 措置済(引き続き電子処方箋の普及と周知広報等に努める。)</p>	解決			

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革										
(4) タクシーの利便性向上										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	3	タクシーの利便性向上	国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」(令和3年3月設置)において正確性の担保を始めとする課題を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。 b 国土交通省は、乗込運賃制度の在り方について検討を進める。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等も丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を得られ、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づき議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られ、安当な変動幅となるよう留意する。 c 国土交通省は、隣接敷地・立地間の営業所と車庫間でのみ認められている現行の「T点呼」の進捗を踏まえ、運賃補償を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的に、「運行管理高度化検討会」(令和3年3月設置)における実証実験を通じて、T点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。	令和3年度結算・措置 令和3年度結算開始、結論を待次第速やかに措置	国土交通省	a ソフトメーターとして備えるべき必要な基本仕様の検討を進めるべく、メーター開発企業や配車アプリ企業等の関係者間でフォーミュラディスタドを実施。ソフトメーターのJIS認定に当たり、トンネル内や高低差のある場所におけるGPS(衛星位置システム)の誤差や、電子地図の更新頻度の問題等、当初の想定以上に課題が判明し、引き続き議論すべきとの結論を得た。 b 令和5年7月1日に「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」(令和5年6月27日国土旅第63号の3)を施行した。 c 遠距離を含む営業所間でも遠隔からIoTを活用した点呼を実施できるよう、運行管理高度化検討会(令和3年3月設置)における検討及び事業者による実証実験の結果を踏まえ、令和3年12月に、機器・システムの性能要件等を設定した新たな点呼制度として「運賃呼点呼制度(運賃呼点呼実施要領)について」(令和3年12月27日付 国土安第137号、国土旅第393号、国土貨第91号)し、運行管理の高度化を進めた。	検討中	フォロー終了 措置済	
(5) 民泊サービスの推進に向けた取組										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	9	特区民泊及び旅館業許可物件への規制性ある付番の設定	内閣府及び厚生労働省は、観光庁と連携し、旅館業法第3条及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条の用に供する施設について、規則性ある全国統一の付番を設定する。	令和3年度結算・措置	内閣府 厚生労働省 国土交通省	国家戦略特別区域法第13条(旅館業法の特例)により都道府県知事の認定を受けた施設及び旅館業法第3条により都道府県知事の許可を受けた旅館業の施設について、内閣府及び厚生労働省において、自治体から当該施設の情報収集したうえで、規則性のある全国統一の付番を設定し、観光庁及び自治体に情報提供している。 現在、特区民泊及び旅館業の施設に設定している付番について、宿泊施設の仲介業者による取扱い物件の適法性の確認作業の効率化等に資する活用方法の検討を行っている。	引き続き、特区民泊及び旅館業の施設に設定している付番の活用方法について、宿泊施設の仲介業者や自治体の業務状況、意見等を踏まえて検討する。	検討中	継続F
(6) 会社設立時の定款確認に係る公証人手数料の引下げ										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	10	会社設立時の定款確認に係る公証人手数料の引下げ	法務省は、会社設立時の定款確認に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。	令和3年度措置	法務省	一律5万円と定められている定款の認証手数料を、成立後の株式会社の資本金の額が100万円未満のものは3万円に、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円に改めることなどを内容とする公証人手数料令の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行された。	措置済	措置済	継続F
(7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	11	農協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組	a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。 b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農協同組合(以下「農協」という。)の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況等を毎年公表し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の適法に向けて、自主的な行動を行うよう指導する。 c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役員員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。 d 公正取引委員会と、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に類した場合には、「酪農分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りを強化する。	令和3年度措置	a,b 農林水産省 c 農林水産省 d 公正取引委員会	a 令和3年8〜10月に全国の酪農家、乳業メーカー、チーズ工房を対象に生乳取引実態に関するアンケート調査を実施した。調査の結果、法令上問題となり得る行為について回答があったことも踏まえ、「生乳の適正取引推進ガイドライン」を作成し、令和4年3月14日の規制改革推進会議地域産業活性化ワーキンググループで議論を行った。 b JAGグループにおいて、「第29回JA全国大会(令和3年10月29日開催)」で、農協が独占禁止法に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを決断した。 c 「農協同組合、農協協同組合連合会及び農事組合」向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成28年2月28日22経営第6374号)を改正し(令和4年1月施行)、農協が行う販売・購買事業に關し、独占禁止法に違反する行為に加え、独占禁止法に違反するおそれのある行為についても行わないよう指導・監督を行うこととした。あわせて、都道府県と連携して、令和3事業年度及び令和4事業年度の業務報告等と併せて農協における独占禁止法の遵守状況等の確認・調査し、令和6年2月、農林水産省のHPにその結果を公表した。 d 公正取引委員会及び都道府県と連携して、農協等の経済事業担当役員を対象としたWEB説明会を、令和4年1月〜6月及び令和5年1月〜6月に各年8回にわたり実施した。同説明会の参加者を対象とした浸透度合いに係るアンケートを実施したところ、参加者の約9割から「独占禁止法遵守への理解が深まった。」等との回答があった。また、「説明会を定期的に開催してほしい。」等の要望があった。 e アンケートの結果も踏まえ、令和6年も同様の説明会を実施中。 d 酪農分野における情報提供窓口を通じて、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為についての情報収集を行い、1件の注意を行った。	a 「生乳の適正取引推進ガイドライン」を引き続き、周知。 b 令和5年度以降、継続して、農協における独占禁止法の遵守状況を確認。 c 「生乳の適正取引推進ガイドライン」を活用して、農協及び指定生乳生産者団体に対し、不公正な取引を未然に防止するための研修を実施するとともに、自主的な研修を行うよう求めていく。 d 今後とも、酪農分野を含む酪農分野における独占禁止法違反被疑行為に類した場合には、農協分野タスクフォースにおいて、厳正に対処していく。	措置済	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	12	漁協における独占禁止法に違反する行為への対応	<p>「農林水産省は、令和3年2月1日の農林水産ワーキンググループ(以下「ワーキング」とい.)で報告された事例(以下「報告事例」とい.)の詳細を当事者から聞き取り事実関係を確認する。あわせて当該漁業協同組合(以下「漁協」とい.)の監督を行う都道府県からも漁協の運営実態について聞き取りを行う。当該漁協からの事情聴取は、報告事例の当事者の取材員から行われる場合に行う。」</p> <p>「a 農林水産省は、この調査結果を踏まえ、事業関係者を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」(以下、本項において「ガイドライン」とい.)を作成する。なお、報告事例のうち公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがあると認められているものについては、公正取引委員会の措置に合わせて、農林水産省・都道府県も水産業協同組合法(昭和23年法律第42号。以下「水協法」とい.)に基づき指導を行う。</p> <p>「b ガイドラインには、以下の点を盛り込む。」</p> <p>・ 第1章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。</p> <p>・ ワーキングで報告された漁協の行為について、類型化した上で、事例として問題となり得る事例と望ましい取引形態を記載する。</p> <p>・ 系統外出荷を行う業者からは、当該漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける役務(サービス)に対する対価(例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用等)として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を受取ることはできないことを記載する。</p> <p>・ 漁協は、組合員の所得向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようになっている旨を記載する。</p> <p>・ 全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合連合会(以下「漁連」とい.)は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき(水協法第121条第1項第1号及び第2号)ことを記載する。</p> <p>・ 独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、水協法に基づく報告徴収(水協法第122条)や必要措置命令(水協法第124条)の対象となり得ることを記載する。</p> <p>d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・水産加工品の適正取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これらあわせて、漁協の行為であっても、不正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようになっていることを周知する。</p> <p>e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実効性のある監督・指導・是正に取り組むとともに、漁業者に対するアンケート調査(漁業者が農林水産省のWEBサイトに回答を入力するなど、不正行為を通報しやむを得ないものを除き)、系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関わる重要な事項を確認する。</p> <p>f 農林水産省はaの相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。</p> <p>g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のアンケートを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。</p> <p>h 農林水産省は、水産庁長官名にて、全都道府県及び全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」とい.)に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不正な取引行為に該当する行為を行う行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはいない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所を是正する。</p> <p>i 「漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容について、全漁連に対しては、定期的な意見交換の機会に当該規定の内容を周知している。また、漁協が組合員に対して漁協の事業の利用を強制することは独禁法上問題となる恐れがあること及び漁協における水産物等の適正取引に関する相談窓口を明記したパンフレットを作成し、WEBで公開するほか関係漁業者へ配布した。</p> <p>j 令和4年2月に開催される説明会において浸透度合いを把握するためのアンケートを実施し、その結果を令和4年3月31日公表した。また、「水産物・水産加工品の適正取引ガイドライン」の漁協への浸透状況について調査を行い、当該調査結果を踏まえ、都道府県に対して周知を行った。</p> <p>k 公正取引委員会は、令和5年度、漁業分野において、1件の確約計画の認定、4件の注意を行った。</p> <p>l 対応検討中。</p>	<p>a 令和3年3年度上期措置</p> <p>b 令和3年度上期措置</p> <p>c 令和3年度上期措置</p> <p>d 令和3年度上期措置</p> <p>e 令和3年度上期措置</p> <p>f 令和3年度上期措置</p> <p>g 令和3年度上期措置</p> <p>h 令和3年度上期措置</p> <p>i 令和3年度上期措置</p> <p>j 令和3年度上期措置</p> <p>k 令和3年度上期措置</p> <p>l 令和3年度上期措置</p>	<p>今後、漁業分野における独占禁止法違反行為に厳正に対処していく。</p> <p>今後、公表事例を踏まえ、農林水産省と共同で、各都道府県及び各漁協に対して、注意喚起の通知を行う予定。</p>	-	継続F		
<p>(9)若者の農業参入・経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題</p>										
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	13	若者の農業参入・経営継承の促進	<p>「a 農林水産省は、若者の農業参入の促進等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を促進し、若者への就業支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。」</p> <p>b 農林水産省は、全国レベルでの就業希望者のためのマッチング(例えば、移籍希望者の情報の集約・一括化による実地・地域・生産品目の分類等)に関する情報や関係機関による継承時のサポート(例えば、法的・経済的支援)など、第三者等と共同で実施するための仕組みを構築し、整備する。</p> <p>c 農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある若者を育成するため、農業者の経営管理能率の向上のため取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直す。</p> <p>d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一月・法人の扱いを変更することを踏まえ、過去と比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。</p>	令和3年度上期措置	農林水産省	<p>a 令和4年度補正予算(新規就業若者確保緊急対策)及び令和5年度予算(新規就業若者育成総合対策)において、職業としての農業の魅力や参入する取組を実施するとともに、令和4年度からは額元給付を含め、新規就業若者の経営発展のための機械・施設等の導入等に対する支援を新たに創設するなど新規就業を総合的に支援した。</p> <p>b 令和3年度補正予算及び令和4年度予算(農・地産品情報マッチング推進総合対策)において、第三者継承等を計画した、法的・経済的支援など、第三者等と共同で実施するための仕組みを構築し、整備する。</p> <p>c 令和5年度予算(農業経営・就業支援体制整備推進事業)において、都道府県が就業や農業経営をサポートする体制を整備し、併走期間による法人化や経営継承等の課題を有する農業者の積極的な取り組み、課題解決のための専門家によるアドバイス活動を実施した。</p> <p>d 2020年以降の農業経営の法人化に関する実績管理について、懸念調査である2020年農林業センサスにおいて、2019年までの統計における法人数と同様の定義による値を公表した。</p>	<p>a 令和6年度は、新規就業若者確保緊急対策、新規就業若者育成総合対策により新規就業を総合的に支援する。</p> <p>b c 引き続き、農業経営・就業支援体制整備推進事業等により、都道府県等の取組を支援する。</p> <p>d 措置済</p>	-	継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革進捗会議評価	
								措置状況	評価区分		
(9) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化											
令和3年6月18日	地域産業活性化	14	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	農林水産省は、地域に根拠した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村環境の健全な維持を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。	令和4年度措置	農林水産省	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化」の回答と同様の取組みを実施。	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化」の回答と同様の取組みを実施。	検討中	フォロー終了	
(10) 農協改革の着実な推進											
令和3年6月18日	成長の加速化や地方を営めた経済活性化に資する規制改革	15	農協改革の着実な推進 a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実施していくため、以下の自己改革実施サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が指導・監督等を行う仕組みを構築する。 ① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。 (i) 自己改革を実施するための具体的な方針(信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するための中長期的な目標を高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める) (ii) 中長期的な収支見通しについてのシミュレーション(農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろんで、全ての事業について将来の見直しを伴うものとする) (iii) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針(准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原則に立つて判断するものとして定める) ② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的なアクションを実施する。 ③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。 ④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。 b 農林水産省は、全国組織において、農協が①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の模範等を図るとともに、自ら生産資料(価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。 c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的なアクションのヒアリング等を行うにつれ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自発的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原則に立つて、必要な措置を検討・実施する。 d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実施サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省(都道府県)が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。 ① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。 ② これを踏まえ、農林中央金庫(以下「農林中金」という。)、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投資融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。 ③ その個別計画に基づき具体的なアクションを実施し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。 ④ 農林中金において、金融環境の急激な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。 e 農林水産省は、aの①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的なアクションのヒアリング等を行うにつれ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投資融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。	令和3年度以降順次措置	a~c.e: 農林水産省 d: 農林水産省 金融庁	a, b, c ・「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経基第8374号)」に基づき、以下のとおり自己改革実施サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和4年3月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実施するための具体的な方針」等( a①(i)~(iii)の方針等)を都道府県を通じて収集・確認。 ・令和4年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実施するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。 ・令和4年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実施サイクルによる自己改革の取組(「自己改革を実施するための具体的な方針」等の評価(○)・改善(A)中心)及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・令和4年9月から令和5年2月にかけて、19農協(15県)と「農協との対話」を実施した(農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実施サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組)。 ・令和5年4月以降に都道府県を通じて収集・確認した当年度「自己改革を実施するための具体的な方針」等と当該方針等の組合員説明資料を踏まえ、農協の自己改革実施サイクルの○・Aの取組に係る留意点や事例をまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実施サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・令和5年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対しヒアリングを行い、農協の自己改革実施サイクルによる自己改革の取組(「自己改革を実施するための具体的な方針」等の評価(○)・改善(A)中心)及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・令和5年4月及び同年8月から令和6年2月にかけて、12農協(12道府県)と「農協との対話」を実施した。 d, e 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付金監第806号・16経基第8903号)」に基づき、以下のとおりJAバンクにおける自己改革実施サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和4年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び信農連等に対しヒアリングを行い、信用事業を含めた農協の自己改革実施サイクルによる自己改革の取組及び農林中金・信農連の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・令和5年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び信農連等に対しヒアリングを行い、信用事業を含めた農協の自己改革実施サイクルによる自己改革の取組及び農林中金・信農連の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について把握し、助言等を実施。 ・令和5年4月以降に都道府県等を通じて把握した内容に基づき、農業者向けの事業融資の強化等に関する金融面の取組事例をとりまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実施サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・令和5年4月及び同年8月から令和6年2月にかけて、12農協(12道府県)と「農協との対話」を実施した。	a, b, c 今後とも、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経基第8374号)」に基づき、自己改革実施サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 d, e 今後とも、「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付金監第806号・16経基第8903号)」に基づき、自己改革実施サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。	継続F			
(11) 農業用施設の建設に係る規制の見直し											
令和3年6月18日	地域産業活性化	18	農業用施設の建設 a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設に係る規制(現行2a未満)の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手続きコストの削減を図ることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、上記措置については、営業や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るような必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るような必要な措置を講ずる。	令和3年上期結論、令和3年度措置	農林水産省	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農地転用許可制度における運用のばらつき等の解消」及び「農業用施設の建設に係る規制の見直し」の回答と同様の取組みを実施。	令和4年6月7日閣議決定規制改革実施計画の「農地転用許可制度における運用のばらつき等の解消」及び「農業用施設の建設に係る規制の見直し」の回答と同様の取組みを実施。	検討中	継続F		

協議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	
								措置状況	評価区分
<b>(15)農産物検査規格の見直し</b>									
令和3年6月18日	成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	20	農産物検査規格の見直し	<p>農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに見直しに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。</p> <p>農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であること確保の観点からサンプリング回数と試料の取扱い方法(以下「新方式」といふ。)が異なること、標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関するガイドラインを示す。</p> <p>農林水産省は、農産物検査法施行規則(昭和28年農林省令第32号)を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。</p> <p>農林水産省は、お米の美観・事例や、お米に関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての引ききを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。</p> <p>荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。</p> <p>包装の重量については、物流側の視点も含めて検討の上、輸送を確保し、必要に応じて措置を講ずる。</p> <p>水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許容が特定の都道府県に限定され育成者の確保に配慮すべき等の理由があるものを除く産地銘柄制については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。</p> <p>消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和3年3月17日付けの食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。</p> <p>農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械測定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械測定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同様に位置付ける。</p> <p>水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視測定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法を見直す。</p> <p>農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤(スマートフォントーション)をコアの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年度米から実現できるよう支援する。</p> <p>農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。</p> <p>技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。</p>	<p>措置済み b.令和3年度上期措置 d.令和3年度上期措置 e.令和3年度上期措置 f.令和3年度上期措置 g.令和3年度上期措置 h.令和3年度上期措置 i.令和3年度上期措置 j.令和3年度上期措置 k.令和3年度上期措置 l.令和3年度上期措置 m.令和3年度上期措置</p> <p>a.農林水産省消費者庁 b~g.農林水産省 h.農林水産省 i.農林水産省 j.農林水産省 k.農林水産省 l.農林水産省 m.農林水産省</p> <p>a 農林水産省は、消費者庁と連携して、お米マイスター等からのヒアリングにより、消費者のニーズを把握し、その上で、食品表示基準の一部改正により、令和3年7月から、消費者の選択に資する適切な表示事項として、食味を表すデータなど、多様な自主検査の結果を一括表示欄に表示することを可能とした。</p> <p>b 令和3年7月に農産物検査施行規則(昭和28年農林省令第32号)及び標準抽出方法(平成13年農林水産省告示第443号)を改正し、新方式のサンプリング方法を可能とする。併せて皆掛重量に係る検査を廃止した。また、農産物検査に関する基本要領において新方式のサンプリング方法に関するガイドラインを策定した。</p> <p>c 令和3年8月にお米の美観・事例や、お米に関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての引きき(お米の手引き)を作成・公表し関係者に広く周知した。</p> <p>e, g, i, j 包装容器に係る新規格、品種銘柄の指定、機械測定を前提とした規格、銘柄検査における目視検査から書類審査への見直しについて、令和3年12月の農産物検査法に基づく消費者への意見聴取了了を経て令和4年2月に農産物検査規格規程(平成13年農林水産省告示第244号)等を改正した。</p> <p>f 令和3年7月に物流事業者を交えた「米の物流合理化に関する勉強会」を開催し、その内容を踏まえ、今後の対応の方向性(フレコンパレット化の推進や20kg紙袋導入事例紹介)について結論を得、検討結果や取組事例をとりまとめて公表し、関係者に周知した。</p> <p>h 消費者庁は、農林水産省と連携し、農産物検査の見直しを含む食品表示基準の改正内容について、ホームページにパンフレットを掲載するとともに説明会を開催して普及・啓発及び周知の徹底を行った。</p> <p>k 令和3年6月に設置した「スマート・オコ・コム・チェーンコンソーシアム」での検討結果を踏まえ、令和6年3月にスマート・チェーンプラットフォーム「JAS」を活用した米の情報連携基盤を構築するとともに、「フードチェーン情報公表農産物検査JAS」に係る米の規格を制定した。</p> <p>l 農産物検査規格の見直しに関し、わかりやすく内容を伝える資料「農産物検査の見直しについて」を作成してホームページに掲載するとともに、説明会を開催する等により現場への周知を行っている。</p> <p>m 上記對外説明資料である「農産物検査の見直しについて」のはじめには、「米の規格が時代の変化に即したものであるよう、常に検証・見直しを行うことが必要である」とを明記しており、引き続き、必要な点検・検討・見直しを行う。</p>	措置済	継続F		
<b>(16)畜産業に関する規制改革</b>									
令和3年6月18日	成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	22	畜産の遠隔診療	<p>急病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を发出する。</p> <p>通知を发出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者に周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。</p> <p>通知の内容は、獣医師に直接通知・徹底を行う。</p>	<p>a.令和3年措置 b.令和4年措置</p> <p>a.農林水産省</p>	<p>a 獣医師による家畜の遠隔診療について初診から可能である旨を明示した「家畜における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年12月15日消費・安全局長通知)を发出した。</p> <p>b 通知の发出時に、同日付で日本獣医師会等の関係団体宛てに文書を出し、管下会員への周知を依頼した。また、獣医師免許の交付等と併せて、獣医師へ当該通知を直接送付した。通知发出後、通知の周知徹底を図るため、家畜の遠隔診療のより積極的な活用に向け、遠隔診療の活用実態調査を実施したところ、動物用医薬品の取扱いに関する懸念が寄せられたため、関係者と調整の上、追加で「家畜における遠隔診療の積極的な活用にかかわる家畜の動物用医薬品の取扱いについて(令和4年8月16日付畜水産安全管理課長通知)」を发出するとともに、先の局長通知と同様の周知やホームページ掲載を行った。また、①積極的に遠隔診療が活用された事例のウェブ上への掲載、②遠隔診療に関するQ&amp;Aの作成、③複数業界横への活用実態調査を踏まえた記事の掲載により畜産農家や獣医師、都道府県等の関係者へ周知した。加えて、令和4年度補正予算を措置し、モデル事例の構築を支援した。</p> <p>c 獣医師免許の交付等と併せて、獣医師へ当該通知を直接送付した。また、通知の发出時に、同日付で日本獣医師会等の関係団体宛てに文書を出し、管下会員へ周知を依頼した。さらに、獣医師への周知徹底を図るため、都道府県を通じた通知の再周知や当省ホームページへの通知の掲載を実施した。</p>	措置済	解決	
<b>(17)畜舎に関する規制の見直し</b>									
令和3年6月18日	成長の加速や地方を含めた経済活性化に資する規制改革	23	畜舎に関する規制の見直し	<p>畜舎に関する法律(令和3年法律第34号)に基づく制度(以下、本項において「新制度」という。)における畜舎等の建築コストの削減について、基礎構造に伴う直接的な効果に関する試算を行う。</p> <p>新制度における農道に係る審査が不要となる面積について、本道又は本道以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。</p> <p>各国法で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。</p> <p>新制度における具体的なハード基準については、a.の建築コストの試算や、cにおける外国部材の使用を可能にするなど参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。</p> <p>新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。</p> <p>新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。</p> <p>総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特別基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。</p>	<p>a.措置済み b~g.令和4年措置</p> <p>a~f.農林水産省 国土交通省 g.総務省 農林水産省</p>	<p>a 既に建築基準法の基準に基づき建築済みの畜舎について、新制度の基準で設計し、畜舎等の構造に係る部材の使用量の削減が可能となることにより建築工事費全体の2~9%のコスト削減が見込まれるとする内容の試算を行い、農林水産省ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>b 令和3年12月16日に公布された畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「規則」という。)第65条において、新制度における技術基準の審査が不要となる面積について、その構造に関わらず床面積3,000㎡とする。また、cのとおり外国部材の使用を可能とした。</p> <p>c 各国法で安全性が証明されている部材については、規則第15条に基づき部材の許容応力強度を指定することにより使用を可能とすることとした。</p> <p>d 新制度における技術基準については、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって必要の安全性を担保する技術基準として、中規模(強度が強度)の地震動に対して、構造時に強度が確保される可能性があるが、明確でない基準を設けることにより、木材や鉄骨部材量の削減を可能とし、また、cのとおり外国部材の使用を可能とした。</p> <p>e 新制度の具体的な利用基準及び技術基準の検討に当たっては令和3年8月に畜産事業者との意見交換会を実施し、利用基準やその検査方法について適例のものとならないよう留意し、具体的な基準を規則において規定した。</p> <p>f 畜舎建築利用計画の認定の際の審査手続については、申請に必要な図書を必要最低限とし、かつ、申請書の様式をチェックボックス形式など簡素なものとしたうえで、農林水産省共通申請システム(eMAFF)による電子申請を可能とした。</p> <p>g 総務省において、「畜舎における消防用設備等の特別基準のあり方に関する検討部会」を立ち上げ、畜舎における消防用設備等の統一な特別基準のあり方について検討を行い、消防法施行令(昭和36年政令第37号)等を改正した(令和4年3月31日公布、同年4月1日施行)。また、農林水産省において、令和4年3月7日から11日までの間、新制度に関するオンライン説明会を実施し、「畜舎等における特別基準のあり方に関する検討部会」報告書の概要について周知を行ったほか、総務省において特別基準の内訳について周知するためのリーフレットを作成し、農林水産省と連携して、消防機関及び畜産関係者に改正内容を周知した。</p>	措置済	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
(18)改正漁業法の制度運用											
令和3年6月18日	成長の加速化	24	改正漁業法の現場への浸透	令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC(Total Allowable Catch)管理に移行することや、漁業権の免許プロセス(手続・スケジュール)の透明化等、漁業法(昭和42年法律267号)に関する重要かつ基本的な事項について、現場に浸透させるための措置を講ずる。その措置は、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、例えば、水産庁公式Facebookや農林水産省公式Twitter等を活用する等、現場の漁業者の具体的な行動につながる情報伝達の方法によって行う。	令和3年度上期	農林水産省	・令和3年6月以降、水産庁長官による改正漁業法解説動画(全8テーマ)及び地域のリーダーたる若手漁業者6名との対談動画(全6テーマ)を作成・公開(農林水産省Youtube)と水産庁Facebook・農林水産省Twitter、都道府県担当者へのメール周知を実施 * テーマは資源管理、資源調査(総論)・評価、MSY、数量管理、自主的な資源管理、知事許可漁業、海面利用制度、密漁等 ・令和3年9月に「#水産改革」というハッシュタグを付けた水産庁Facebookや農林水産省twitterでの体系的な情報発信を実施 ・「水産改革に関するパンフレット」を各都道府県経由で全沿岸漁業経営体(約74,000経営体)に向けて配布(計8万部+追加配布2,000部) ・都道府県担当者会議を通じて各地域の実績の公表や好事例の共有、年内に各県内の漁業者に周知を行うよう周知前面の作成を依頼・取りまとめを実施 ・2019年に農林水産省Webマガジン「aff」における大規模沖合養殖等の紹介 ・2018年冬以降、約400回説明会に対応 ・R2年4月～R3年6月にかけて都道府県により計700回、延べ1万1000人へ説明会を実施	措置済		解決	
令和3年6月18日	成長の加速化	25	資源管理	a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」 b 「令和12年度中を目途に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標44万トン)」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が最も多いもののを中心としたTAC管理を行い、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲シナリオを用いられる漁獲圧力の値が、最大持続生産量(Maximum Sustainable Yield:MSY)を達成する水準を上回るないこと」を目標に加える。 c TAC管理対象魚種を拡大するに当たり、漁獲圧力については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象魚種の選定基準を定める。 d TAC管理対象魚種を拡大するに当たり開催する「資源管理手法検討会」や「資源管理方針に関する検討会」(ステークホルダー集合)については、漁業関係者以外のNGO、消費者等の幅広いステークホルダーにも参加を呼びかけ、参加者が意見を表明する機会を十分に確保し、議論の公平性及び公開性を担保した上で、これを行う。 e 漁獲可能な水産管理区分と都道府県知事管理区分の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。	a,b 措置済み c,d 継続的に措置	農林水産省	a 令和3年1月に資源管理基本方針を改正し、第1の2の(4)漁獲可能量による管理において、「なお、漁獲シナリオが用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。」と定めた。 b 令和3年3月に公表した「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」において、「新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。①漁獲量が多い魚種(漁獲量上位35種を中心とする)、②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種」と定めた。 c, d 今後開催予定の水産資源この検討プロセスにおいて、指摘に基づく対応を継続的に措置している。	a~d 措置済		継続F	
令和3年6月18日	成長の加速化	26	適切な許可漁業の推進	a 知事許可漁業において、中型まき網漁業のように漁獲能力が高く他の漁業種類との調整が必要なものや、操業区域違反を繰り返すような漁船に対して、VMS(Vessel Monitoring System:衛星船位測定システム)搭載、AIS(Automatic Identification System:船舶自動識別装置)、GPS(Global Positioning System:全球測位システム)の設置を命じるためのガイドラインを示す。そのガイドラインには、各機器の仕様、導入事例、導入検討対象を明示する。 b 毎年、上記のガイドラインに基づく機器設置状況を調査し、各都道府県における操業区域違反の実績等に照らし必要と認められる場合は、各都道府県において、VMS等の必要な機器の設置を命じるべきことを助言又は勧告する等、必要な措置を講ずる。	a 令和3年度措置 b 令和3年度以降継続的に措置	農林水産省	a 各機器の仕様、導入事例、導入検討対象を明示した、「知事許可漁業におけるVMS等の設置に係るガイドライン」について(令和4年3月25日付水産庁資源管理部管理調整課長通知)を发出了。 b ガイドラインに、毎年、機器の設置状況を把握するための調査を行う旨を記載し、当該調査を実施した。毎年、機器の設置状況を調査し、報告の内容を確認した上で、必要に応じ助言等を行う。	a, b 措置済		解決	
令和3年6月18日	成長の加速化	27	漁業権制度の運用	a 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキンググループにおいて、農林水産省より提示された「漁場マップ」上に、過去設定されている漁場は取り消されている漁業権(共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権)の情報を追加するとともに、以下の措置を講ずる。免許区域については、網度経度に基づく位置情報を表示すること(網度経度で示されていないものについては、次回漁業権切替に向けて網度経度表示とするよう都道府県を指導する。)、免許される漁業権に条件がある場合はそれを明示すること。 b 漁場マップ上に示されている共同漁業権の設定されている漁場ごとの行使者数や生産規模等の利用状況を調査する。 c 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキンググループにおいて、農林水産省より提示された「新たな区画漁業権を免許する手順・スケジュール(案)」(以下「手順」という。)、のうち、都道府県が海区漁場計画の変更に関する相談を受け付けてから、利害調整を経て、その変更案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問するまでの期間について、目安(原則)となる期間を示し、期限に間に合わないときは、その理由を明確にする措置を講ずる。 d 手順のうち、都道府県知事が「関係者・関係機関との調整」を行うプロセス(以下「利害調整プロセス」という。))に関し、利害関係人が漁協である場合、その意思決定のプロセスや期間・方法について明確化する。 e 利害調整プロセス及び海区漁場計画の変更案の作成のプロセスの中で、「海面利用制度等に関するガイドライン」の別紙(1)の法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(別紙(3))の整備を踏まえ内容を示す。 f 利害調整プロセスのうち、利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化する。 g 手順には、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明記する。 h 都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際に、新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示すよう、手順に明示する。 i 利害調整が継続するケースや紛争が長期化するケース等を想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図る。そして、その相談窓口を広く周知するとともに、漁業者等に浸透させるための措置を講ずる。相談窓口を設置するに当たっては、相談を受け付けてから、紛争の解決に至るまでの処理手順を明確にし、これを公表して相談窓口のアクセス性を担保するとともに、毎年、相談窓口の運用状況を確認し、運用の改善等、必要な措置を講ずる。 j 免許された漁業権の正当な行使を確保するため、漁業権の免許後の漁場の利用状況の把握・確認について手順に明記する。 k 手順は、区画漁業権にとどまらず、手が共通する部分については、定置漁業権にも準用されることを明確化する。 l 漁協の組合員が個別漁業権の設定を希望するケース等、漁業者は都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行うことができ、都道府県は、漁業者からの相談に対して誠実に応じるべきことを、都道府県、漁協、漁業者に浸透させる。	a~c~h~j~l 令和3年度上期措置 b 令和3年度上期措置 c~h, j~l 以降継続的に措置	農林水産省	a 漁場マップ(海しる)上に、過去の漁業権情報、免許区域の位置情報、漁業権の条件に関する情報を掲載した。 b 共同漁業権に関し、漁場の利用状況、組合員行使者の数及び組合員行使者の行使状況について都道府県に調査させるとともに、漁業者から都道府県への報告状況についての調査を実施した。 c~h, j~l 左記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」(令和3年9月7日付水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培課長連名通知)により整理し、发出了。 i 令和3年に水産庁HPに相談窓口及び相談フロー図を設置し、問い合わせを受け、助言等を行った。また、相談窓口の設置について水産庁Facebookに掲載し周知したほか、都道府県担当者会議での説明、チラシ(1枚刷)の作成・配布等更新を行った。また、相談窓口については、相談者の方のやりとりや御意見を参考に、適時に相談事案及び回答を更新する等の運用の改善を図っていくこととしており、その旨水産庁のホームページに記載した。	a~l 措置済		継続F	



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
(18)漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化											
令和3年6月18日	活性化の促進	28	漁協の組合員資格審査	漁協による組合員資格審査が適切に実施されるよう、改めて都道府県に対してマニュアルを作成し研修を行う等、正しい資格審査の方法を指導する。その上で、都道府県に対するヒアリングを毎年実施し、以下の事項について、各都道府県による指導 ・監督の状況を把握し、不備が認められた場合には水協法に基づく措置を講ずる。 ・漁協の役員等を対象とした研修会等の実施状況、ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果 ・不適切事例に対する改善指導の状況 b aにおいて把握した各都道府県による指導・監督の状況を定量的に評価し、公表する。	令和3年度措置、以降継続的に措置	農林水産省	a 資格審査が適切に行われるよう、「漁協等向けの総合的な監督指針(雇用事業及び其済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水産第341号水産庁長官通知)」を改正し、また、「漁業協同組合定款附属組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について(平成20年4月1日付け19水産第394号水産部経産長通知)」を改正し、正しい組合員審査の方法を指導するよう制度を固めた。 令和3年6月～11月にかけて都道府県にヒアリングを実施し、指導・監督の状況を把握した。令和4年度及び5年度においても都道府県にヒアリングを実施し、指導・監督の状況を把握した。 b 都道府県にヒアリング等で把握した指導・監督の状況を定量的に評価し、結果を令和4年3月に公表した。令和3年度の指導・監督の状況についても、同様に結果を令和5年3月に公表した。令和4年度の指導・監督の状況についても、同様に結果を令和6年3月に公表した。	a, b 措置済		措置済	解決
令和3年6月18日	活性化の促進	29	漁業者の所得向上のKPIの設定	a 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。そのKPIの体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善というゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、ロジックツリーとなるような手順で定める。 b 漁業者の所得向上というゴールからブレイクダウンし、目的の達成に大きな影響を及ぼす重要なファクターを洗い出す。 c それを突き詰めるため、漁業者の所得向上という目的を達成するために影響のあるファクター、例えば、販売事業取扱高、販売手数料率、購買事業における漁協の手数料率、販売単価、燃油、魚箱の価格等の全国データ及び地域別データを収集し、漁業者の所得に与える影響について分析を行う。これと並行して、目的達成に影響を与える外部的な要因(リスクファクター)を整理する。 d その上で、重要なファクターについてアクションプランを作成してKPIを設定する。 e 漁協の経営状況改善についても同様の手順で整理する。 f 上記のKPIについて、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する。農林水産省はその進捗状況や収支状況等を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討する。 g 漁業者の所得向上に間接的に影響を及ぼす指標の動き、例えば、漁協における販売手数料率や購買事業で扱う主要な漁業生産資材(燃油、魚箱等)の取組率等について、KPIと同様にこれらを把握し、全国又は地域単位(ブロック)での平均値を示す等、各漁協が自己の値と比較し、自主的な取組を促すような措置を講ずる。	a, c 令和3年度措置 b 令和3年度措置、それ以降継続的に措置	農林水産省	a, b, c 令和3年度に、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善をゴールとした適切なKPIの体系の設定及び漁業者の所得向上に間接的に影響を及ぼすための分析作業を行い、KPIの設定及び指標を示すべく検討した。その後、令和4年6月7日閣議決定の規制改革実施計画において、アクションプランを作成して漁業者団体を通じて漁協のKPIの設定の取組を促進することとなったことを踏まえ、漁業者の所得向上に配慮した漁協におけるKPIの設定を促進するために、有識者による検討会を令和4年度中に5回開催した上で、令和5年3月31日付けで「漁協のKPI検討について～漁協が経営改善のためのKPIを設定する際に参照すべきアクションプラン(手引き)」を作成し、全国漁業協同組合連合会に発行し、各漁協への周知を図るとともに、都道府県に対して周知した。また、当該文書を水産庁ウェブサイトに掲載した。令和5年度にも都道府県並びに漁協系統団体への周知を継続し、漁協系統組織へのKPIの設定を促進した。現時点で、沿海40県域中18県域で経営目標-KPIを設定。	a, c 措置済 b aのKPIが設定された後に実施予定。		検討中	継続F
(21)魚病対策の迅速化に向けた取組											
令和3年6月18日	活性化の促進	31	魚病対策の迅速化に向けた取組	a 魚病に詳しい獣医師による通用外使用の実績を採集・分析し、医薬品医療機器等法に定める基準(使用基準)の見直しに反映する。 b 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知し、周知する。 d 通知を发出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。 e 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。	令和3年度検討・結集、令和4年度措置 b 令和3年度検討・措置済み d 令和3年度措置 e 令和3年上期措置	農林水産省	a 魚病対策促進協議会において、魚病に詳しい獣医師による通用外使用等の実績について収集・分析を行い、使用基準の見直しを検討した結果、選定された全ての魚病について、治療薬を承認、または、研究機関による基礎研究の段階から製薬メーカーによる上市に向けた取組段階へと移行した。このうち、製薬メーカーによる上市の取組に対しては、製薬メーカーのニーズに応じ、①国立研究開発法人水産技術研究所や県によるサポート体制の構築、②補助事業等による負担軽減、③国立研究開発法人水産技術研究所からの技術提供等を実施した。 b 魚病対策促進協議会において検討した結論を踏まえ、複数の防疫措置を組み合わせた感染症対策の最適化に取り組む国内3地域の事業者に対して補助事業による支援を行うとともに、同地域で得られた成果を他の都道府県、業界団体、関係企業等に横展開した。また、同協議会において費用負担すべきとされたワクチン等医薬品開発への支援等を実施した。上記の国における対応状況について、魚病対策促進協議会に報告し、引き続き、これらの公益性の高い分野への支援に取り組むことを確認した。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを明示した「魚病の予防及びまん延防止における遠隔診療の積極的な活用について(通知)」(令和3年3月26日消費・安全局長通知)を发出した。 d 養殖業者、都道府県、リスト獣医師等を対象として遠隔診療の活用実態調査を実施し、遠隔診療が活用された事例をホームページで公表した。また、養殖業者向け専門誌に、遠隔診療の積極的な活用についての記事及び遠隔診療が活用された事例を寄稿し、掲載された。さらに、遠隔診療のより積極的な活用に向け、都道府県やリスト獣医師等を対象に遠隔診療技術の研修を実施するとともに、養殖業者向けに遠隔診療のポイント等をまとめた「遠隔診療の手引き」を作成し、配布した。 e 通知の发出時に、併せて日本獣医師会宛てに文書を出し、管下会員への周知を依頼するとともに、リスト獣医師に当該通知を直接送付した。また、獣医師への周知徹底を図るため、有志のリスト獣医師による勉強会での通知内容の説明、当省ホームページへの通知の掲載、リスト獣医師等への直接再周知を実施した。	a～e 措置済		措置済	継続F
(23)空飛ぶクルマの実現に向けた制度の整備											
令和3年6月18日	活性化の促進	33	「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備	a 空飛ぶクルマの試験飛行が円滑に実現されるよう、試験飛行の関連条文の一覧や試験飛行に係る飛行事例を公表した(令和3年3月)と、さらに、 b 試験飛行のガイドラインを作成する。 c 事業開始(令和5年目標)に必要な基準や手続について、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表する。	a 令和3年度措置 b 公表できるものから順次措置	国土交通省	a 「空飛ぶクルマ」の試験飛行ガイドラインを作成し、令和4年3月に公表した。また、令和4年12月に実施した通達の改正を踏まえ、安全性が確保されていること等の条件の下、2地点間の試験飛行を可能とするなどの改訂を行った。 b 令和7年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの実現に向けて、令和5年3月31日の第9回官民協議会において基準の方向性を整理した。その後、当該方向性を踏まえ、航空法施行規則及び関係通達の改正、パーティポート整備指針の策定を行い、公表した。	a, b 措置済		措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	
								規制改革推進会議評価	措置状況
雇用・教育等									
(3)労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃									
令和3年6月18日	雇用・教育等	2	労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃	<p>規制改革の内容</p> <p>a 厚生労働省は、長時間労働等が認められる労働者に対し労働医による面接指導について、コロナ禍で対面規制・制限がある中、非対面の面接指導を促進する観点から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」(平成27年9月15日厚生労働省労働基準局長通達)における対面を原則とする記述を削除し、中立的な記述となるよう見直し。あわせて、情報通信機器を用いた面接指導を行う場合には面接指導を行う医師について「必要であれば必ず一定の要件を満たしているが、一定の要件のうちいずれかに該当することが望ましい旨の記述」とし、事実上要件を撤廃する。</p> <p>b 厚生労働省は、健康保険法(大正11年法律第17号)に基づき事業主が健康保険組合に提出する被保険者資格取得届等書類について、押印を撤廃するべく省令改正を行う。また、「健康保険被扶養者異動届」など民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する。</p> <p>c 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)により、労働者等への通知及び労働者からの異議申し立てについては書面で行う必要がある。この点について、厚生労働省は、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるように関係しなが、相手方に確実に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じた場合に備え、必要措置を講ずる。</p> <p>d 労働基準関係法令は、「事業場単位」で個々の労働者の就業状況を踏まえ適用するとされているところ、例えば、事業場間での配置転換に際して事業場単位での労働時間を通算しなくてもよいとされていることなど従来の「事業場単位」の考え方で対応しきれない状況が生じている。また、就業規則や38協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理を行っている実態にあるとの意見もある。</p> <p>厚生労働省は、以上のような観点にも留意しつつ、労働基準関係法令において「事業場単位」で適用される制度や行政手続の在り方について、職場環境の変化や就業の実態を踏まえより適切なものとなるよう、「事業場単位」の考え方を改めて、現在の労働基準関係法令の施行の状況の実態の把握を行いつつ、中長期的な課題として検討する。</p> <p>e 労働安全衛生法の規定に基づく特別教育の実施に当たり、「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」では、例えば、動画再生やPCの操作記録等に基づき事業者等が受講状況を確認する場合やWEB会議ツールを用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら指導を行う等の措置等については監督官の配置や受講時間の特定を定めるものではないことと必ずしも明らかとなっていない。</p> <p>厚生労働省は、受講状況の確認と各特別教育規程で定める教育時間以上の教育が行われたことが担保できれば、以上の例のようなeラーニングを行うことができることを明らかにし、具体的な措置のモデルケースを提示しつつ、通知などの措置により周知する。</p>	<p>a 令和3年度済み b:措置済み c:継続し検討</p> <p>a オンラインにより面接指導を実施する場合には、対面で実施する場合と比べて、労働者の様子を観察することで得られる情報が限られるため、面接を実施した医師が、オンラインにより必要と判断する判断を適切に実施することができるよう、オンラインによる面接指導の実施要件について、労使や専門家の方々の意見を聴き、検討を行い、令和2年11月19日付で当面通達を以下のとおり見直し。 ①通達中の「原則として対面によって行うことが望ましい」という記載及び「一方、情報通信機器を用いて面接指導を行った場合も、労働者の心身の状況を把握し、必要と判断を行うことができる状況で実施するのであれば、直ちに該当となるものではない」という対面を原則とする記述を削除し、中立的な記述に変更した。 ②情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師については、一定の要件のうちいずれかに該当することを求めているが、該当することが望ましい旨の記載に変更した。</p> <p>b 押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)及び押印を求めない手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第397号)が令和2年12月25日に公布され、厚生労働省が所管する省令及び告示により定められた手続きであった。国民や事業者等に対して押印を求めているものについて、押印を原則不要とすることとした。また、同日付で「被保険者が定める届出様式における押印の廃止について(要請)(令和2年12月25日付厚生労働省労働局長事務次官通知)」を発出し、健康保険被扶養者異動届等の被保険者が定める届出様式についても、押印を不要とする取扱いとするよう関係省令等に対して見直しを要請した。</p> <p>c 令和4年度において、労使からのヒアリングを実施し、そのヒアリング実施状況については、令和5年8月の労働政策審議会に報告を行った。労働政策審議会でも見直しを踏まえ、引き続き、電子化を可能とすることに向けて、労使双方にとって負担がなく、また相手方に確実に到達し、労働紛争の防止に資する具体的な仕組みについて、労使の意見も踏まえながら、課題の整理を行い、労使と対応案の調整を行っている。</p> <p>d 「事業場単位」となっている労働基準関係法令に基づく手続のうち、一年単位の変形労働時間に関する協定届について、新たに令和5年2月27日から本一括届出を可能としたほか、令和6年2月23日から一年単位の変形労働時間に関する協定届等6手続について本一括届出を可能とした。また、今後の労働基準関係法制について包括的かつ中長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第12条に基づく労働基準法の見直しについて、具体的な検討を行うことを目的として、令和6年1月に「労働基準関係法制研究家」を立ち上げ、労働法と経済学の学識者を参集の上、労働基準法の適用位も兼ね、議論を行っている。</p> <p>e 令和3年1月25日付で発出した通達「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」により、eラーニングで実施する特別教育の教育時間が各特別教育規程で定める教育時間以上であること等を担保するための具体的な確認方法として、動画教材の再生記録、パソコンの操作記録等に基づき、教育を実施する者が受講状況を確認すること等を示す等、特別教育をeラーニングで実施するための条件等を明らかにした。</p>	<p>a 引き続き、改正内容の周知に努めてまいりたい。</p> <p>b 措置済</p> <p>c 引き続き、電子化を可能とすることに向けて、労働政策審議会において必要な審議を行い、労使の合意が得られ次第、速やかに措置を行う。</p> <p>d 引き続き、「労働基準関係法制研究会」において、施行状況等を踏まえながら、労働基準関係法制のあり方について具体的な検討を進めていく。</p> <p>e 引き続き、改正内容の周知に努めてまいりたい。</p>	検討中	継続F	
(5)デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備									
令和3年6月18日	雇用・教育等	6	デジタル時代の見え直し	<p>規制改革の内容</p> <p>a 遠隔授業の方法により修得する単位数の上限(60単位)については、一部のオンラインで実施する場合はこの上限の前倒しに導入しないこと確保されたが、遠隔と通制の設置基準の見直しを踏まえ、遠隔授業に導入されるべき単位についても見直しを行い、そのうち一部をオンラインで実施する。また、遠隔授業の方法により修得する単位数の上限は60単位、対面授業が求められるのは64単位であるが、遠隔授業が半数以下の場合対面授業とみなされる範囲は、124単位全てで適用されるというオンライン教育に関する取組の取組の取組を踏まえ、コロナ禍において特別に認められている措置(対面授業を実施することが困難である場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用が認められる措置)が、いつまで適用されるのか、早急に周知する。</p> <p>c 卒業に必要な124単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数の上限は60単位、対面授業が求められるのは64単位であるが、遠隔授業が半数以下の場合対面授業とみなされる範囲は、124単位全てで適用されるというオンライン教育に関する取組の取組の取組を踏まえ、コロナ禍において特別に認められている措置(対面授業を実施することが困難である場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用が認められる措置)が、いつまで適用されるのか、早急に周知する。</p> <p>d 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)では、授業の主たる実施場所は大学の校舎等であることが求められるが、大学の施設の利用は授業の一部のみで認められているが、オンライン授業の普及・利用状況を踏まえ、また大学に今後期待される「オン・オフ教育の実現に向けた社会との利便性等の観点から、校地・校舎面積の物理的空間としての規制、例えば「校舎等施設」(「大学設置基準」第36条)、「校地の面積」(同第37条)、「校舎の面積」(同第37条の2)並びに「運動場」(同第38条)等の基準について、大学の独自性を考慮した上で、柔軟に対応できるように見直しを実施する。また、デジタル書籍の利用やオンライン授業が今後期待される中で、大学設置基準における体育館を始めとした施設の設置義務等の妥当性について検討し、見直しとともに、必ずしも「紙の本」の図書館や教員の個室は必要ないという点と併せて、周知する。</p> <p>e 国際的活躍を目指す学生のキャリア形成の過程において、海外大学院への進学は珍しくないが、大学設置基準において、卒業要件は、「大学に4年以上在学し、124単位以上を修得する」と定められている。大学卒業要件は、大学に4年以上在学し、何を修得したかを認められべきであり、単位(「大学設置基準」第21条)を取得した場合には、4年未満であっても卒業できるように見直しを行う。同時に、入学時期や卒業時期についても、海外への大学留学・大学院進学における利便性も踏まえ、柔軟な設定を可能とする。</p> <p>f 時間的、地理的な制約が緩和されるデジタル時代においては、対面教育のみを前提とした現行の厳格な定員管理は、より柔軟かつ合理的な定員管理に見直しを必要と見られるべきであり、個別の事情(例えば医学部における実習可能な数に限界)がある場合を除いて、「学部単位の入学定員」をより柔軟化するとともに、単年度での管理についても、複数年度での管理など、より現実的な方法に変更を行う。また、社会人学生や留学生に関する定員についても、より柔軟な設定を可能とすることを可能とする。</p> <p>g 大学設置基準において、「当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数」と「大学全体の収容定員に併じ定められる教授等の数の合計した数以上」と定められている専任教員の規定について、学部の種類や各大学の実態に即した形で見直し。</p> <p>h 魅力的な大学・専門職大学の設立に当たっては、優れた実務教員の採用による民間ビジネスの実態に合わせた環境整備は必要であるが、その基準は必ずしも明示化していない。したがって、「実務教員の定義(実務教員の研究、教育実績の明確化)や学校名(どのような学校名なら認可されるか、不認可となるか、またその基準について)等については、大学等の設置認可の申請に当たり、誰もが分かりやすい形で明示化する。</p> <p>i 大学設置基準において、単位互換が認められるのは60単位の上限があるが、海外からの留学生の取り込み、国内の日本人の外国留学の、本大学間の単位互換の促進の観点から、単位互換制の活用状況や将来的ニーズ、また、自ら定める学位授与方針等との整合性や質保証の観点等も踏まえ、単位互換制度の在り方について議論を行う。</p>	<p>a,d,e,f,g,h,i 大学設置基準等も含めた大学の質保証システムの見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において検討が行われ、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)が取りまとめられた。同審議会において、今後の大学設置基準の改善に際しては、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、遠隔授業による修得単位数(60単位)も含め、教育課程等に係る特例を認める制度を新設することと、大学の質保証システムの改善・充実について提言されたことを踏まえ、令和4年9月に大学設置基準、大学通信教育設置基準等の改正を行うとともに、全ての専任教員等に対して購入の研究費は、必ずしも教員一人に対して一律を備えることは要さない旨も含め、当該改正に係る留意事項等として改正省令の公布通知等において示し、周知した(令和4年10月1日施行)。</p> <p>b,c 大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)(令和3年4月2日付3文科第9号文部科学省高等教員局長通知)及び「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&amp;A等の送付について」(令和3年5月14日付文部科学省高等教員局長通知)において、大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への算入に関する考え方の明確化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特例的な措置として認められていた弾力的な運用について、今後、感染症や災害の発生時等の非常時においても同様認められることについて周知した。</p> <p>h 基礎的経費における令和5年度以降の定員管理に係る取扱いを入学定員に基づく単年度の算定としている基準を収容定員に基づく複数年度の算定と改めることについて、各大学に通知を出した。また、令和4年9月、設置認可申請等における定員管理に係る取扱いを、入学定員から収容定員に基づく算定とするため、認可基準を改めた(令和4年10月1日施行)。</p> <p>i 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引を改訂し、実務教員の業績の観点について、職位(教授、准教授)に求められる業績の目安を明示するとともに、大学等の名称についての考え方も求められている点について明示した(令和4年9月15日手引公表)。</p>	<p>a,d,e,g 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ(令和4年3月18日)を踏まえた大学設置基準等の改正について、引き続きその趣旨・内容等に係る周知等を行う。</p> <p>b,c,e,f,h,i 措置済</p>	措置済	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和3年6月18日	雇用・教育等	7	デジタル時代を踏まえた高校設置基準の見直し	<p>デジタル技術の進歩と活用により、各校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通信制のそれぞれの長所を生かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるように、全日制・定時制・通信制それぞれ別の設置基準についても、教育現場における職工・教職員の負担軽減、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直しが必要がある。したがって、「校舎の面積」「高等学校設置基準」第13条、「高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)」第8条、「運動場の面積」「(前基準)第14条、「校舎に備えるべき施設」「(同基準)第15条、「(同規程)第9条」、「その他の施設(体育館)」「(同基準)第16条)について、各要件の施設を確保するとともに、今の時代に即した抜本的な見直しを行う。</p> <p>b ICTの活用等により、生徒それぞれが苦手分野の克服や、より高度な学習内容を修得することが可能となる中で、各学校において、生徒の習熟度等を考慮し、特に必要がある場合には、学習指導要領で設定されている標準単位数に縛られず、単位数を増減できると、及び学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱われなければならないとして、学校において特に必要がある場合は、後に履修する科目の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能である旨は、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月)」において公表されているが、現場への確実な浸透が図られるよう周知する。</p> <p>c オンライン授業は、プログラミングなど日々のアップデートが必要な教科について、外部の専門家の最先端の授業を受講することを可能とするだけでなく、担任教師はその時間を徹底的な生徒のフォローや教科に費やすことができるなど、多くのメリットがある。オンライン授業の活用について学校現場の意見が広がったことを踏まえ、教育現場において教育の質を高める多様な取組が実施されるよう、さらには教師がオンライン授業を活用するためのICT等の知識習得やオンライン授業の具体的な活用方法を示すなどサポート面も含めた支援を行うことにより、必要な環境整備を実施する。同時に、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業中に利用されたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その結果も踏まえた目標設定を行う等ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。</p> <p>d 指導要録は、在籍生徒一人一人について、①学習に関する記録、②指導に関する記録をまとめたもので、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に基づき、各学校において保存義務が定められている(①は10年、②は5年)。現行制度において、指導要録の作成、保存、送付情報提供活用を行うことは可能であり、校務支援システムにおける指導要録のデータ項目の標準化も既に行われているところであるが、校務の情報化・標準化を進める観点からも、このような校務支援システムの導入等により、指導要録の電子化をより一層促進する。</p>	文部科学省	<p>a 高等学校教育について、教育現場の独自性を活かし、各校等の創意工夫による特色化・魅力化や質の高い教育が実現されるよう、高等学校設置基準等を一部改正し、スクール・ポリシーの策定に関する規定や普通教育を主とする学校の弾力化を行った。また、学校間連携や交流研修の対象を拡大し、高等学校等の全日時の課程及び定時制の課程に関する生徒と、私立又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することが可能であることと併せて、校舎・運動場の面積に関する施設設備等に関する施設設備等に関する見直しについては「特等の事情があり、かつ教育を支障のない場合にはその要件が緩和されると柔軟な制度となっているが、今後とも必要に応じて制度の見直しを行う。」</p> <p>c 1人1台端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を掲載している。</p> <p>また、各学校における臨時休業中でOICTを活用した学習指導の推進に向けて、留意事項や取組事例の周知等を行い、オンライン学習のICT環境の活用を促進。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」(令和4年3月18日に公表)において、全国の約84%の学校でICTを活用した学習指導が行われており、うち、約70%の学校で同時双方向型のウェブ会議システムが活用されていたことが明らかになった。</p> <p>さらに、2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することなどを踏まえ、指導体制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数教科指導や外部人材の活用を推進する手引きを公表。</p> <p>e 全国の学校における働き方改革事例集に、校務支援システムの導入により指導要録の電子化に取り組んでいる自治体の事例を掲載するとともに、令和4年2月25日付け事務連絡において、各学校の設置者等に対して、指導要録の電子化に当たっての基本的な考え方やあわせて周知を行った。</p>	<p>a 令和4年度からの制度の施行を踏まえ、引き続き、関係制度の周知に努めるとともに、今後とも必要に応じて制度の見直しを行う。</p> <p>b 引き続き、学習指導要領の着実な実施に向けて必要な周知を行う。</p> <p>c 特設ウェブサイト「StuDX Style」の事例を引き続き充実していくとともに、1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針(令和4年3月3日付 初等中等教育局長通知)等の周知を行い、オンラインを含めた1人1台端末等の学校ICT環境のさらなる活用促進を図っていく。</p> <p>また、オンラインの活用等による高等学校情報科の指導体制の充実に向けて、複数教科指導や外部人材の活用に関する手引きの周知を図るとともに、文部科学省特設ページにおいて、児童生徒も利用できる教材や教員研修資料等のコンテンツを充実する。</p> <p>さらに、全国学力・学習状況調査において実施するICTの活用頻度等の調査結果を踏まえながら、より効果的な活用に向けた取組を検討する。</p> <p>d 引き続き、指導要録の電子化に関して必要な周知を行う。</p>	検討中	継続中		
令和3年6月18日	雇用・教育等	8	教員資格に係る規制・制の見直し	<p>a 教師の「質」と「量」にはトレードオフの関係があるとの指摘もある中、教師の「質」について早速に議論を行い、分かりやすい形で示されるよう、結論を出した。また、これに伴い、現在の教員免許制度や免許更新制が教師の質を高めているのかについて検証を行い、教師としての人材育成・評価の観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。</p> <p>b 多様な外部人材を教師として登用する際の「特別免許状」について、その数はいまだ年間200件程度にとどまっている。特別免許状制度の利用を促進するための、手続面での見直しを行うとともに、要件の見直しを行う。</p> <p>具体的には、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、 ・通年の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるように都道府県教育委員会に対して要請 ・特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経歴要件の廃止、教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などの取組を行う。</p> <p>c 更なる外部人材の登用を進めたいには、一定の能力・経歴を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できること、大学における教職課程の履修を通じた教員免許状の取得に限定されない、特別免許状を活用した仕組みを検討する。具体的には、都道府県教育委員会が、能力・経歴の基準を明確に定めるとともに、域内の学校長や推薦者だけでなく、教育現場の実情を踏まえた都道府県教育委員会のホームページにより特別免許状が授与されるようにする。</p> <p>d 企業におけるICTスキルなどの有用な人材による教職課程の履修、学校外でのマネジメント経験や考慮した管理職としての登用など、社会人を教育現場に柔軟に登用するための具体案を明確に示す。</p> <p>e 社会人登用に必要ない採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。</p> <p>f 学校現場に関わりた」と考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、また、その実現のためには、どのような手続・要件を設ける必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形の関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的呼び込み・活用する。</p>	a.d,e,f.令和4年度までに検討・結論、結論を次年度までに措置 b.令和3年度措置	文部科学省	<p>a 令和4年12月19日に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、教師に求められる資質能力が「教職に必要とされる資質・能力を踏まえ、生徒指導や特別活動や支援活動などの子供への対応にICTや情報・デジタル等の利用の5項目に再整理された。この5項目については、中央教育審議会における議論を踏まえ令和4年8月31日に策定した「教師の資質向上に関する指針(文部科学大臣告示)」にも盛り込んだところ。</p> <p>教員免許更新制については令和3年11月に中央教育審議会から提言された「審議まとめ」を踏まえ、令和4年通常国会議員立法として取りまとめられ、これまでの更新研修を単発かつ教師の個別経歴で個別的な学びを充実する点に研修制度へ変更的に採用された。これを受け、教師の新たな研修科目が実質的なものとなるよう、国において研修受講履歴記録システム及び教育委員会や大学等が提供する研修を一元的に収集・整理・提供する「教員研修プラットフォーム」の一元化した「全国教員研修プラットフォーム」を構築した。</p> <p>b 令和3年5月に「特別免許状の授与に係る教員職員検定等に関する指針」の改訂を行い、都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与より審査基準や手続の緩和を示した。具体的には、特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経歴要件の廃止、また、できるだけ迅速な手続きが可能となるよう改善を図ることや教育委員会との審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などを示した。</p> <p>上記指針に即した取組が順次行われるよう併せて研修的な授与が進むよう令和6年3月に通知を発送。</p> <p>c これらの取組の結果、令和4年度の特別免許状授与件数150件(延べ2,774件)と比べると、令和3年度(334件)と比べ大幅増加した。</p> <p>d 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘された。これを踏まえ、令和5年1月に文部科学省から各教育委員会に対し、教師の採用に際し、人物重視の採用選考を実施すること等について通知を発送した。</p> <p>さらに、独立行政法人教職員支援機構等において、社会人等が円滑に就職することに関する研修動面の作成を行い公開するとともに、各教育委員会における活用を促した。</p> <p>e 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘された。これを踏まえ、学校現場に関わりた」と考えている学生・社会人への情報発信を支援するため、文部科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開発し、広く関係者へ活用を促した。</p> <p>f 令和4年12月に中央教育審議会において答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が取りまとめられ、学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、民間企業等の勤務経験者も教職員集団に取り込み、多様な専門性を有する教職員集団を形成し、組織のレジリエンスを高めることが重要であることが指摘された。これを踏まえ、学校現場に関わりた」と考えている学生・社会人への情報発信を支援するため、文部科学省において令和5年3月に、教育人材に係る全国各地の情報を一覧できる機能を備えた「教育人材総合支援ポータルサイト」を開発し、広く関係者に活用を促した。</p>	<p>a 令和5年度補正予算「教員研修高度化推進支援事業」において、全国教員研修プラットフォームに掲載するオンライン研修の充実を図る。</p> <p>b 当該指針は都道府県教育委員会が積極的に特別免許状の授与が行えるよう引き続き促進。</p> <p>c 中央教育審議会の答申を踏まえ、「特別免許状の授与に係る教員職員検定等に関する指針」の改訂等により、特別免許状の授与を前提とした採用選考試験の実施等の拡大を図る。</p> <p>d 各教育委員会における多面的な教員採用選考や、社会人等の円滑な入職に資する研修の実施を一層促進するとともに、特別免許状の活用促進の方針の検討を進める。また、令和6年度実施の教員資格認定試験から、平成16年度から休止していた高校学校(情報)教員資格認定試験を再開するとともに、小学校教員資格認定試験について、他校種の普通免許状を有し、3年間の学校等での勤務経験を有する者に対し、一部試験科目免除を実施する。</p> <p>e 「教育人材総合支援ポータルサイト」を定期的にアップデートし、各教育委員会の採用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を行う。</p> <p>f 教育人材総合支援ポータルサイトを定期的にアップデートし、各教育委員会の採用PR、教員採用選考や講師等募集に関する情報発信を行う。</p>	検討中	継続中	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
⑥オンライン教育等に係る規制・制度の見直し											
令和3年6月18日	雇用・教育等	9	オンライン教育等	<p>① 新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。</p> <p>② 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために効果的な対応が取れるようである。具体的には、 ・教師が、学習の遅れの見られる児童生徒にはより重点的に指導を行ったり、学習進度の早い児童生徒には主体的・発展的な学習に取り組む機会を提供したりすること。 ・外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通じて指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して指導したりすること。 など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の下、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるよう、学校現場を後押しする。その際、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。</p> <p>③ 各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。</p> <p>④ 学校で学びながらも学べない不登校児童生徒や病後ケア児について、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習(同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習)を一層円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を進める。また、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できるように、学校現場において、引き続き周知を図る。</p> <p>⑤ 高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業とした場合等には、単位数上限に加工しないよう算定方法を弾力化し、教師による対面指導とオンラインを活用した授業との指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。</p> <p>⑥ 福島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自らの進路希望に応じて、他校の通信課程の科目を要請することで、多様な科目を学ぶことができるよう、高等学校段階における全日制・定時制と通信制とのハイブリッド的な取組を推進する。</p> <p>⑦ 通学制の大学におけるオンラインを活用した授業により取得できる単位数上限について、単位数上限のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業とした場合等には、単位数上限に加工しないことを明確化する。また、通信制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限を超える単位を取得することも併せて周知を図る。あわせて、オンライン教育の活用による学習を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、外国・大学が自国に比べて日本の大学の授業を受けられる場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本での対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能であることなどの周知を図る。同時に、通学制の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心し、十分納得した形で学修できるように対応することが重要である旨を併せて周知する。</p> <p>⑧ 教育の質保証の観点も兼ねて、デジタル時代に対応したものと、令和4年度から、大学設置基準、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る。</p>	令和3年度度措置 e.f. 措置済み h. 令和3年度度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	<p>a 遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの検証のため、内閣府と文部科学省が連携し、「GIGAスクール構想のびまん式整備に関する研究会」を設置し、令和3年7月から令和6年3月にかけて定期的に効果検証に取り組んだ。また、非常時の学習指導等に関する具体的な取組状況を把握するため、令和4年8月に調査を実施し、全国の小学校の87.8%、中学校の87.0%で同時双方向型のウェブ会議システムが非常時の持ち帰り学習に向けて準備されているという結果を得た。この調査結果を踏まえ、令和5年3月に事務連絡を発出し、持ち帰り学習の充実に向けた方針に取り組みよう各都道府県及び指定都市教育委員会に要請。</p> <p>b e. GIGAスクール構想に基づいて整備した1人1台端末について、オンラインを含む円滑な活用に向けて、学校ICT運用を法的、組織的に支援する「GIGAスクール運営支援センター」を各都道府県等に整備するために必要な予算を措置。(令和3年度補正予算、令和4年度予算、令和4年度補正予算、令和5年度予算、令和5年度補正予算) 1人1台端末の活用促進に向けて、文部科学省特設ウェブサイト「StuDX Style」において、端末の活用方法に関する優良事例を収集・紹介している。 また、各学校における臨時休業中でのICTを活用した学習指導の推進に向けて、留意事項や取組事例の周知等を行い、オンライン等のICT環境の活用促進を実施。 「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」(令和4年3月18日に公表)において、全国の約84%の学校でICTを活用した学習指導が行われており、そのうち約70%の学校で同時双方向型のウェブ会議システムが活用されていたことが明らかになった。 さらに、2022年度より、新しい高等学校学習指導要領が実施され、高等学校情報科において全ての生徒がプログラミング、データベースなどの基礎を学習することとなることを踏まえ、指導体制の充実に向けてオンラインの活用を含む複数教科指導や外部人材の活用に関する手引きを公表。</p> <p>d 不登校児童生徒がICTを活用した学習活動を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できるように、政策説明の場において引き続き周知を図った。また、病後ケア児に対するオンラインを活用した学習について、リアルタイムで授業を視聴する同時双方向型の授業配信を原則としつつ、事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信についても実施を可能とする制度改正を実施するとともに、令和5年度からオンデマンド型の授業の効果的な実施方法や活用方法等の調査研究を実施し、中間報告会において、教育委員会や学校等に対し、制度や取組事例の周知を行った。</p> <p>e 高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる上限単位数について、単位数算定の弾力化を行った。具体的には、遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、30単位までとされる単位数の算定に含める必要はないとし、卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることを可能とした。</p> <p>f 学校間連携の対象を拡大し、高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、自校又は他校の通信制の課程において開設される科目等を履修することが可能であることを明確化した。また、福島・中山間地域等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互互換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟別指導を実現する事業を実施している。</p> <p>g 「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年4月2日付け3文科高第9号文部科学省高等教育局長通知)及び「学習日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&amp;A等の送付について」(令和3年5月14日付け3文科高第9号文部科学省高等教育局長通知)において、大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への算入に関する考え方の明確化等について周知した。</p> <p>h 大学設置基準等もめた大学の質保証システムの見直しに向けて、中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において検討が行われ、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について(審議まとめ)」(令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会)が取りまとめられた。同審議まとめにおいて、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて提言されたことを踏まえ、令和4年9月に大学設置基準、大学通信教育設置基準等の改正を行った(令和4年10月1日施行)。</p>	<p>a 「GIGAスクール構想のびまん式整備に関する研究会」での議論・分析も踏まえ、ICTの更なる効果的な活用に向けた取組を推進していく。</p> <p>b e. 各都道府県を中心とした広域連携の枠組みを更に広げ、学校ICT運用を支援する「運営支援センター」の機能強化を図り、全ての学校が備え活用可能な実践から日常化のフェーズへ移行し、子供の学びのDXを実現していくための支援基盤の構築を進めつつ、特設ウェブサイト「StuDX Style」の事例を引き続き充実していくとともに、1人1台端末等のICT環境の活用に関する方針(令和4年3月3日付 初等中等教育局長通知)等の周知を行い、オンラインを含めた1人1台端末等の学校ICT環境のさらなる活用促進を図っていく。 また、オンラインの活用等による高等学校情報科の指導体制の充実に向けて、複数教科指導や外部人材の活用に関する手引きの周知を図るとともに、文部科学省特設ページにおいて、児童生徒も利用できる教材や教員研修資料等のコンテンツを充実する。</p> <p>d 引き続き、政策説明の場等を通じて制度の周知を図る。</p> <p>e 令和2年度措置済。</p> <p>f 引き続き、関係制度の周知に努めるとともに、福島・中山間等に立地する小規模高等学校等を含め生徒の多様な学習ニーズ等に対応した教育環境の改善に向けた支援を実施する。</p> <p>g 措置済</p> <p>h 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ(令和4年3月18日)を踏まえた大学設置基準等の改正について、引き続きその趣旨・内容等に係る周知等を行う。</p>	検討中	継続F	
その他横断的課題											
②各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合											
令和3年6月18日	その他横断的課題	2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	<p>各種申請等で提出する写真に関して、サイズや撮影時期が多岐にわたり不慣れなことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統一し、撮影時期が現状6か月未満のものでは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。</p>	令和4年度措置	全国省	<p>【警察庁】 警察庁では、令和4年2月、道路交通法施行規則を改正し、国内運転免許証交付申請書に添付する写真のサイズをパスポート規格に見直しするなどした。</p> <p>【金融庁】 公認会計士試験の出願の際に求める顔写真(写真裏)のサイズ・規格について、パスポートのサイズ・規格に合わせることで、令和4年2月 回短答式試験の出願受付(令和4年2月)から対応済。撮影時期についても、6か月以内に要変更済。</p> <p>【総務省】 消防防士免状及び危険物取扱者免状の写真サイズについては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び危険物の規制に関する規則(昭和34年総務府令第55号)の一部を改正し、パスポート規格の提出を可能とした(令和4年3月31日公布・施行)。</p> <p>【法務省】 【司法書士試験及び土地家屋調査士試験関係】 司法書士試験及び土地家屋調査士試験における受験申請書に添付する証明写真のサイズ及び撮影時期を変更するに当たっては、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の改正を要するところ、令和4年3月29日をもってこれを改正し、所要の対応をした。 (在留申請関係) 在留申請で提出を求められる写真のサイズ及び撮影時期を変更するに当たっては、出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法施行規則の改正を要するところ、令和5年3月27日をもってこれを改正した。また、併せて必要な関係改正を行い、所要の対応をした。</p> <p>【厚生労働省】 令和3年6月1日付け事務連絡「身分証や資格試験のために提出を求められる写真のサイズ等の見直しについて(依頼)」を踏まえ、 ・医療で写真のサイズや撮影時期を定めるものは、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第160号)、申請書等への添付を求められる写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第36号)、産科技工士法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第71号)、医師法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第107号)を公布した。 ・通知で定めるものは、必要の見直しを行った。 ・関係団体等で定めるものは、当該関係団体等へ見直しについて検討要請を行った。</p>	令和4年度措置済み	警察庁 金融庁 総務省 法務省 厚生労働省	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和3年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和3年6月18日	その他横断的課題	2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合				<p>【経済産業省】 火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年経済産業省令第32号)により、関係省令を改正し、サイズを運転免許サイズ、大型サイズ又はバスポート規格のいずれかに統合するとともに、撮影時期の統一、オンライン化に向けた枚数規定の削除等を実施した(令和5年6月9日公布)。</p> <p>【国土交通省】 写真のサイズ等の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第7号)により、関係省令を改正し、サイズを運転免許サイズ、大型サイズ又はバスポート規格のいずれかに統合した(令和4年2月28日公布)。</p> <p>【復興庁】 復興庁において写真のサイズ、撮影時期について見直した。なお現時点では、復興庁において写真を添付する各種申請等は所管していない。</p> <p>【原子力規制庁】 復興庁において写真のサイズ、撮影時期について見直した。なお現時点では、復興庁において写真を添付する各種申請等は所管していない。</p> <p>【原子力規制庁】 令和3年6月1日付事務連絡(身分証や試験試験のために提出を求めた写真のサイズ等の見直しについて(依頼))を踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく登録資格講習機関を対象に、当該機関に提出が必要な写真のサイズをバスポート規格に揃えよう見直しを行った。また、原子力規制委員会又は原子力規制委員会の登録を受けた登録試験機関が実施する試験(稼働試験主任者、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者)についても、提出が必要な写真の規格をバスポート規格に統一又は電子申請としている。</p> <p>【上記以外の府省】 取り組み等なし</p>				
規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)											
成長戦略分野											
(3)デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検											
令和2年7月17日	成長戦略分野	2	各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備	インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定し、かつ、インフラ施設を所管する国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、所管する各インフラ施設(別表参照)に関し、以下の①～⑦について、現状を把握の上、事業の特性に応じて実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。 ① 点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めると、限定は行わないものとする。 ② 目録や担当者的人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。 ③ 基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。 ④ 新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、「空港内の施設の維持管理指針」で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。 ⑤ 施設の情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。 ⑥ 直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。 ⑦ 上記①～⑥の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横断を創すよう意見交換を行うことのできる場を設ける。	令和2年検討・結論	国土交通省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	<p>【経済産業省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料4として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</a></p> <p>【国土交通省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</a></p> <p>【厚生労働省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料1-3-3として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 <a href="https://www6.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html">https://www6.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</a></p> <p>【農林水産省】 規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループの参考資料2として、各インフラ施設に関し、①～⑦について、検討結果及び取組スケジュールを公表済み。 【規制改革推進会議第6回成長戦略ワーキング・グループ】 <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210225/agenda.html</a></p>	措置済み	解決		
令和2年7月17日	成長戦略分野	3	インフラメンテナンスタにおけるドローン活用に向けた環境整備	a 国土交通省は、関係府庁等と連携し、ドローンを利用したインフラ点検を推進するため、インフラ点検用の飛行に当たり必要となる安全対策等を取りまとめたマニュアルを作成の上、HP上で公開し、これを活用した申請については、審査を省略する等の事務の簡素化・円滑化を図る。その際、使用機種の多様化や技術の進展を踏まえつつ、事業者や機体メーカーとの意見交換を行い現状について正確に把握し、活用を進める。 b 国土交通省は、使用する機体の信頼性、操縦士の技量、安全対策の実施方法によらず地上の人や航空機への影響がないことが明らかでない飛行の種類(飛行範囲を制限するための保留措置を施すなど)について検討し、許可承認対象の見直しを含めて、更新手続の簡便化に向けた措置を講ずる。 c 国土交通省は、航空法(昭和27年法律第231号)におけるドローン利用申請や変更申請の手続に要する期間の短縮、手続の利便性向上を図るよう、DIPS(ドローン情報基盤システム)の性能向上等に取り組み。 d 内閣官房は、関係省庁の力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実施を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPに反映・発表させる。 e 総務省は、携帯電話の上空利用について、利用手続に要する期間を1週間以内に短縮する。 f 総務省は、今後のインフラ点検等におけるドローン利用の拡大、将来的な目視外を含む長距離での利用を前提とし、5G用周波数を含めドローンに利用可能な帯域の拡張について、ドローン活用の動向を踏まえながら、技術的課題の解決に向けた技術的検討を行う。	a,d: 令和2年度措置 b: 令和2年検討開始、結論を得次第速やかに措置 e: 令和2年度措置 f: 令和2年度検討開始	a,b,c: 国土交通省 d: 国土交通省(内閣官房から移管) e,f: 総務省	<p>a 各種インフラ点検で使用されている飛行マニュアルを分析し、インフラ点検用の標準的な飛行マニュアル作成、関係者との調整を実施し、令和3年8月下旬にHPへ掲載した。</p> <p>b 航空法施行規則の一部改正を実施し、十分な強度を有する紐等(30m以下)で係留し、飛行可能範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じてドローン等を飛行させる場合は、一部の許可・承認を不要とした。(令和3年9月24日改正・施行)</p> <p>c システム改修を実施し、申請内容が典型的なパターンに該当するか否かをシステムにより判定することで審査時間を短縮できる機能、文書管理システム(法裁システム)とのシステム間の連携によって決裁への移行作業等を自動化し効率化する機能を実装済。 また、航空法にかかる無人航空機の行政手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中にドローン情報基盤システム2.0リリースし、航空法関係の各種申請システム間の機能連携を実現するとともに、新たに導入される機体認証制度等についてもオンライン手続きを可能とした。</p> <p>d 令和2年9月時点でドローンの飛行を規制する各地方公共団体の条例の調査を行い、その結果を国土交通省航空局のHPに掲載した。</p> <p>e 携帯電話を上空利用するための関連規定を令和2年12月11日に施行し、利用手続に要する期間の短縮が可能となった。</p> <p>f ドローンに利用可能な帯域の拡張として、デジタル簡易無線の上空利用が可能な周波数を追加する制度改正を令和5年6月に措置済み。その他、携帯電話の上空利用の拡大に向け、高度150メートル以上での利用及びFD0方式の5Gの上空利用を可能とする制度改正を令和5年4月に措置済み。</p>	a~f 措置済み	解決		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<p>(4) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化</p>											
令和2年7月17日	成長戦略分野	5	交通分野におけるデータ活用の促進	<p>1. MaaS関連データ検討会にて取りまとめたMaaS関連データの連携に関するガイドラインの実効性を担保するため、利用者の利便性向上のためのデータの整備、連携について、各交通分野におけるデータ整備を含めた必要な措置を検討する。その際に各交通モードの垣根を越えたデータ連携やMaaSプラットフォーム、MaaSを提供する者からのフィードバックを促すような仕組みの導入についても検討を行う。</p> <p>2. 令和2年通常国会で改正法が成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の基本方針等において、データ整備、連携の重要性及び必要性について普及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、改正法における新モビリティサービス事業の制度効果的に活用する。</p> <p>3. データ整備、連携の促進を高めるとともにMaaS関連データの連携に関するガイドラインについて、交通事業者のみならず、地方公共団体や関係者等に対して広く、周知徹底を図り、ガイドラインを適切に実行するためのスキルやノウハウ向上に努める。また、MaaSについては予約、決済等の個人情報や位置情報を含む情報も含められること、今後の個人情報や位置情報の活用も見据え、1年程度を目安に定期的にガイドラインを更新する仕組みを導入し、データ駆動型社会に即し改訂を行う。</p> <p>4. 交通分野におけるデータは様々な情報を含むものであり、その項目や内容、形式等も多岐に渡るため、データフォーマット(API)によってやりとりされるデータ形式、項目等データ整備を、MaaS全体の整合性を意識しつつ、各モビリティについて更なる標準整備を進めるための検討の場を設ける。</p> <p>5. バス、フェリー・旅客船においては標準的なフォーマットによるデータ整備が進んでいるところ、更に普及が促される。標準的なフォーマット使用のための補助金制度の創設等、必要な措置を講ずる。また、バス以外の公共交通機関においてもバス情報フォーマットの標準化に向けた取組を参考にしつつ、データ整備、連携を進めるための具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>6. 公共交通利用環境の革新等事業等において、バスロケーションシステムを導入する場合には、標準的なバス情報フォーマットの利用を要件化しているところ、日本版MaaS推進・支援事業等の補助事業においても、データ整備、連携を交付の要件化するなど、データ整備、連携が進むような環境づくりを進めるとともに、具体的なロードマップ(KPI)等を定め普及させていく。</p> <p>7. 鉄道やバス等、各交通事業者から国等に提出する申請・届出のデジタル化や機械読取可能なデータの整備について検討を進める。</p>	国土交通省	<p>a. 「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性担保や、分野の垣根を越えたデータの整備、連携、フィードバックのため、MaaSのモデル構築の採択時に、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」等によるデータ連携を要件化した上で、令和2年度は全国3事業、令和3年度は12事業、令和4年度は6事業、令和5年度は6事業に対して支援を行い、取組において実際にデータの整備や連携、フィードバック等が行われていることについてフォローアップを行っている。</p> <p>b. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の基本方針において、データ整備、連携の重要性や必要性について普及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、同法施行規則において、データ連携に係る事項を新モビリティサービス事業計画の計画記載事項とした。令和3年度からは、新モビリティサービス事業計画を策定する自治体・事業者に対する支援制度を新設し、令和3年度は4地域、令和4年度は3地域、令和5年度は2地域を支援している。</p> <p>c. 令和2年6月には全国の地方公共団体、事業者等を対象としたセミナーを開催し、日本版MaaSの推進に関する専用のHPを設置するなど、地方公共団体や事業者に対して、ガイドラインの内容について周知すると共に、適宜的に変化を反映するため定期的にMaaS関連データ検討会を開催してガイドラインを改定することとしており、令和3年3月には、コトログにおいてニーズが顕在化したリアルタイム混雑情報の取扱いをはじめとした内容を新たに盛り込んだ。令和3年度から、引き続き、セミナー・講習会等を通じて、地方公共団体、事業者等に対しガイドラインの内容に関する周知を行うとともに、令和5年3月に、「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、「MaaS関連データの連携に関するガイドラインver3.0」への改訂を行った。</p> <p>d. 令和2年度は、公共交通機関のリアルタイム混雑情報提供システムの導入・普及に向けたあり方検討会を設置し、公共交通機関における混雑情報についてのデータの整備等を含めて検討を行った。また、データフォーマットやAPIの標準化等については、関係府省や有識者から構成されたMaaS関連データ検討会において、引き続き検討していくこととしている。</p> <p>また、令和3年度からは、交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会において、データ形式や項目等のデータ整備も論点とし、モードをまたいだ議論を実施し、令和4年6月に取りまとめを公表した。</p> <p>e. 令和2年度より、MaaSのモデル構築とは別途、公共交通事業者等を対象とした運行情報等のデータ化(GTFS対応)のための支援制度を新設し、データ整備を推進している(令和2年度支援実績:10件、令和3年度支援実績:18件、令和4年度支援実績:14件、令和5年度支援実績:10件)。また、フェリー・旅客船については、別途、データ作成支援ツールの公開など、データ化促進に向けた環境づくりを進めている。</p> <p>さらに、令和3年7月に、経路検索事業者の取扱い等最近の情勢を踏まえ、「標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)仕様書(第3版)」の改訂を行った。</p> <p>f. モデル構築支援や、データ化支援事業において、MaaS関連データの連携に関するガイドライン等によるデータ整備、連携を進めることを要件化したとともに、令和3年度から5年間を計画期間とする第2次交通政策基本計画(令和3年5月閣議決定)において、「バス事業者等において、標準的なバス情報フォーマットでダイヤの情報が整備されている事業者数:382件(2023年)→900件(2025年)」のKPIを定めたほか、GTFSに関する講習会の開催など、データ整備が進むような環境づくりを行った。</p> <p>g. オンライン化されていない申請・届出について、優先度の高いものから順次オンライン化を進めた。その一環として、申請等の受付だけでなく、審査やデータベース入力・管理も一貫して行うことができる汎用的なシステムの拡充を実施した。</p>	b~f MaaSにおけるデータの整備や利活用、事業者間における連携の推進に引き続き取り組み、移動の利便性向上を図る。	検討中	継続F		
令和2年7月17日	成長戦略分野	6	不動産市場の活性化に向けたデータの整備・連携	<p>a. 不動産流通標準情報システム(以下「レインズ」という。))において、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討し、登録物件情報の内容の充実を図る。</p> <p>b. 不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する建売業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めて個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。</p> <p>c. 消費者向けの不動産取引情報提供サービスであるRMI(REINS Market Information)について、更なるデータ活用を促進、使い手の向上を図るためにも、公開する情報の充実化の検討及び運用開始から10年以上経過していることから抜本的な改修・改善に向けた検討を行い、その際には、加工措置等も含めて個人情報保護にも留意する。</p> <p>d. データ駆動型社会に即し、不動産業者やITベンダー、データ事業者等と協働でデータ分析等を行う実証実験に積極的に取り組むことにより、不動産関連データの整備・連携による社会の利便性の向上が見込めることを実証し、データの整備・連携の実現に向けた方策について外部学術機関とも連携し、検討を行う。</p> <p>e. 不動産IDとしての不動産登記簿のIDの活用、その他の不動産関連データベースとの連携や、不動産登記簿、過去の取引履歴、インフラの整備状況、法令制度等、既存の不動産関連データの整備を進めるため、民間事業者によるデータ連携が進むよう、国土交通省が主体的に各種取組を進め、関係府省との連携を図る。</p> <p>f. 不動産市場の活性化の観点から不動産データの利活用について米国や欧州等諸外国の事例などを調査した上で、データ活用の意義やその効果などを広く発信する。</p>	国土交通省	<p>a, b, c, e. 令和2年度に開始</p> <p>d. 令和2年度措置</p> <p>f. 令和3年度調査・措置</p> <p>a, b. 指定流通機関、業界団体等が構成されるワーキンググループ等において、レインズにおける登録必須項目の見直し、適正な登録期間等及び情報の蓄積・利用の拡大に係る検討を行い、令和3年度において任意項目の追加拡充を実施。令和6年度にも登録必須項目の拡充及び成約未登録を防止するためのアラート機能強化する等のレインズの改修に係る詳細仕様を決定。</p> <p>c. RMIにおける公開情報の充実化等については、面積表示やアクセス時間表示の精緻化など情報項目の詳細化・情報の充実、対象都道府県の拡大、掲載期間の拡大といった所要の改修を令和4年度に実施済み。</p> <p>d. 令和2年度に、ITベンダー、テック事業者、有識者・外部学術機関を招聘し、「不動産市場動向等の面的データの地域における活用手法検討委員会」を開催した。当該委員会においては、自治体におけるEBPMの推進とアカウントリテラシーの能力向上(及び、それらによる自治体における重要課題の解決促進)を図ることを目的として、空き家・空き地対策、公的不動産配置という政策分野を定め、各政策に関連する国、地方自治体及び民間が保有するデータについて、データ間の関係性を分析するとともに、視覚的に把握しやすい面的データとして表示する手法を検討した(検討の成果物として、地方自治体等におけるデータ分析・面的データの表示を支援するためのガイドラインを策定)。また、令和3年度には、自治体向けのセミナーを開催するなど、当該ガイドラインの周知を行った。</p> <p>e. 「不動産ID」(令和4年3月ガイドライン策定)の趣旨・目的、ルール、想定されるユースケース・メリット等について、IDの活用に向けた取組を促進する観点から周知を行うとともに、IDと不動産関連情報の紐付けの促進や、まちづくりなどの幅広い分野での活用に向けた環境整備のあり方について検討を行った。</p> <p>f. 不動産データの利活用状況について米同等の事例を調査した。調査結果を踏まえ、情報発信を図る。</p>	a, b. 引き続き指定流通機構、業界団体等との意見交換を実施するとともに、その他の必要な調査・検討を実施する。	検討中	継続F		



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
(7)保育における情報機器活用促進の活用										
令和2年7月17日	雇用・人づくり分野	10	ベビーシッターの行政手続合理化	認可外保育施設設置届出方式の記載方法について、明確化を図り、「認可外保育施設」に対する指導監督の実施について(平成13年厚生労働省府内等・児童家庭局長通知)の改訂を行った上で、地方公共団体に対し周知する。 b 認可外保育施設設置届出のオンライン申請が可能である旨を地方公共団体に周知する。 c ベビーシッター派遣事業割引券のデジタルによる発行及び使用が可能となるようシステムを構築する。 d ベビーシッター派遣事業割引券の使用に関する事業者等の申込手続きにおいてオンライン申請を可能とするともに、実施団体への報告用半券の提出を不要とすべく、ベビーシッター派遣事業実施要綱を改訂する。 e 認可外の居宅訪問型保育事業の研修において、保育の確保・向上のために、有意な研修を行う民間事業者が実施する研修について都道府県知事が認める研修条件に係る検討を行うとともに必要な措置を講ずる。 f 認可外の居宅訪問型保育事業の研修について、オンライン研修を可能とすべく検討し、必要な措置を講ずる。	a 措置済み b 令和2年措置済み c,e,f 令和2年秋後半開始 d 研修が速やかに措置	こども家庭庁(内閣府及び厚生労働省より移管)	a 「認可外保育施設」に対する指導監督の実施について(令和2年3月31日号0331第6号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、設置届出様式の改訂を行った。 b 「認可外保育施設設置届出書」の提出方法について(令和3年3月22日事務連絡)にて周知を行った。 c ICTを活用した電子チケットによる割引券使用システムの構築にむけて、令和2年12月、実施団体である全国保育サービス協会にて委託先を選定した。令和3年夏の運用開始にむけて、構築作業を進め、令和3年7月よりデジタルによるベビーシッター割引券の発行及び使用が可能となったこと。 d 郵送に限定していた、事業者による申し込みについて、電子メールでも行うことができるよう、令和2年4月6日付で実施要綱の改正を行った。また、使用後の報告用半券については、事業者において整理を行ったうえで、半年に一度事業者へ提出を義務付けていたが、同改正により、報告用半券の提出は不要としたこと。割引券の申込について、令和3年7月よりオンライン申請が可能となったこと。また、承認申請については、令和4年4月よりオンライン申請を可能としたこと。 e 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について(令和3年3月31日号0331第5号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、都道府県知事等が同等以上のものと認める基準等を示した。 f 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外の居宅訪問型保育事業等に係る研修の実施に関する調査研究」において、eラーニングの活用等について検討を行い、その結果を踏まえ検討を行う。	a,b,e 措置済み c デジタルによるベビーシッター割引券の発行及び使用について、引き続き推進する。 d 割引券の申込及び承認申請におけるオンライン申請について、引き続き推進する。 f 令和5年度の新規事業である「ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業」において、全国どこに居住しても一定の研修機会を得ることができるよう、オンラインでの研修機会を提供することとした。	検討中	継続F
投資等分野										
(3)自動運転の安全に向けた環境整備										
令和2年7月17日	投資等分野	7	自動運転技術の進歩に伴う安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車運転に関する一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された新たな運転モードには、その状況を踏まえ、今後改正された道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	引き続き検討を進め、結論を待次第速やかに措置	警察庁	従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4の自動運転の実現に向け、令和2年度及び令和3年度に「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」を開催し、運転免許の要件を含む交通ルールの変更等について、外部有識者との検討を行い、これを踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律案を令和4年の通常国会に提出した。同法律案は令和4年4月1日成立し、特定自動運転の許可制度は令和5年4月1日から施行された。また、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)が令和4年5月13日に施行され、サポートカー限定免許制度が導入された。	今後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、道路交通法の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。	検討中	継続F	
(6)電波・通信制度改革										
令和2年7月17日	投資等分野	10	電波制度改革	a 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続について、新たに特定基地局の周波数を割り当てる際には、周波数割当の比較審査において、収益をあげる観点からの創意工夫による電波の有効利用を適切に審査できるように、その観点に当たっては、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」が重点的評価項目となるよう措置を講ずる。 b 警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係府省・関係機関が共同利用できる公共安全LTEについて、具備すべき機能要件や非常災害時等における迅速な通信エリア拡大の検討結果を踏まえ、早期実現に向けた実証試験を着実に行う。 c 異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムが実用化されるよう措置を講ずる。	a 令和2年度以降に実施される新設割当時に措置 b,e 令和2年度措置	総務省	a 2021年春頃に割当て予定の1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てに係る比較審査において、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」は、エリア展開、サービス及び指針周波数等の他の因子と並んで、5Gの早期展開と電波の公平かつ能率的な利用を確保するために重要なものであることから、同等の評価配点としている。 b 令和5年度も、関係機関と連携し、公共安全モバイルシステムが具備すべき機能の精査、課題対応のための実証を実施した。当該実証も踏まえ、通信事業者により、令和6年4月から公共安全モバイルシステム(旧:公共安全LTE)に対応するサービスが開始されることが発表されている。 c 電波法の一部改正(令和2年4月成立・公布)によりダイナミック周波数共用に係る業務について、電波有効利用促進センターの業務として追加。また、令和元年度から研究開発及び調査・実証に必要な予算を確保し、データベース等を活用したダイナミック周波数共用・干渉回避技術等の研究開発を実施するとともに既存無線システムと新規無線システムとの運用調整ルール等について整理。また、その成果を踏まえ運用調整を行う周波数共用管理システムを開発。電波有効利用促進センター、システム利用予定者などの関係者及び有識者で構成する検討会を設立し運用訓練等を実施の上、令和4年3月に2.3GHz帯(携帯電話と放送番組中継用回線(FPU)との共用)に係るダイナミック周波数共用管理システムを構築し、実用化を図った。	a~c 措置済み	措置済み	フォロー終了
令和2年7月17日	投資等分野	11	通信制度改革	テレワーク等の経済活動のリモート化の動きの定着やデジタル時代におけるあまねく質の高い教育を受ける機会確保等のため、我が国の基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的な方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を待次第速やかに所要の措置を講ずる。	引き続き検討を進め、早期に結論。令和3年度措置	総務省	a 令和2年4月から、「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究」を開始し、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして位置付ける場合の議論やその在り方などの様々な観点について専門的な議論を行い、令和4年2月に最終取りまとめを公表。同「最終取りまとめ」を踏まえ、一定のブロードバンドサービスを電気通信事業上の基礎的電気通信業務に位置付け、必要な規律を設けるとともに不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度を創設すること等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第208回国会に提出し、審議の結果、令和4年6月17日に「電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)」が成立し、公布された。	措置済み	措置済み	継続F
(7)放送を巡る規制改革										
令和2年7月17日	投資等分野	12	放送事業者によるインターネット配信の権	a NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全面配信の枠組みのもと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。 b NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。 c 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえた提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。	令和2年度措置	総務省	a 「放送を巡る議論」に関する検討会「公共放送の在り方に関する検討分科会」において、令和2年6月「三位一体改革推進のためのNHKにおいて取組が期待される事項」がとりまとめられた。当該取りまとめは、NHKによるインターネットを通じた地方向け放送番組の提供について、「令和3年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等を中期経営計画において具体化することが期待される」旨が盛り込まれた。総務省から日本放送協会に対し、上記取りまとめを踏まえ検討するよう求めた。 日本放送協会は、令和2年度は、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供することに加え、令和3年3月から南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を開始した。また、「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、効率的な配信方法を検証しながら段階的に地方向け放送番組の充実を図ることとしている。 b,e 総務省は、日本放送協会に対して、「規制改革実施計画」における日本放送協会のインターネット配信に係る事項について、検討を進めるよう依頼。その結果、日本放送協会は「2021年度(令和3年度)インターネット活用業務実施計画」において、「NHKアーカイブスのウェブサイトを通じて、NHKが保有しているニュースや番組等の映像・音声記録のうち、特に社会的意義が高い放送番組等を提供」、「学校放送番組、通信制高校向け番組、語学番組など、教育番組のウェブサイト、アプリケーションでは、放送番組とその理解関連情報を体系的に提供」、「特にウィズコロナ、アフターコロナの時代、学校だけでなく家庭学習でも役立つコンテンツを提供」する旨を公表した。	a~c 措置済み	措置済み	解決



開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
令和2年7月17日	投資等分野	15	放送コンテンツの製作取引適正化	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し、類型の充実を図る等、必要な方を講ずる。	令和2年度措置	総務省	令和元年11月から「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守状況調査を開始し、不適切な実施が確認された放送事業者に対しては、下請中小企業振興法(昭和45年法律145号)第4条に基づき総務大臣名の文書による指導及びフォローアップ(改善措置に関する報告徴収等)を実施中。 法的措置を含む取引ルールの策定やその執行の強化としては、新たな取引ルールを盛り込んで令和2年9月に改訂したガイドライン(第7版)の遵守状況調査において不適切な実施が確認された場合は、下請中小企業振興法に基づき総務大臣による指導と改善に関する報告を求め、指導を経てなお改善が見られない場合は、当該事業者を適切に下請法、独占禁止法の所管庁に通知することなど、連携を強化するとともに、調査対象地域を大幅に拡充し、全国の総合通信局等で実施体制を整備した。 また、令和2年9月に改訂した「ガイドライン(第7版)」においては、情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役員委託の契約形態別に類型化し著作権の帰属等について明確化するとともに、情報成果物作成委託の発注書類型の充実及び役員委託に関する発注書類型の新規追加を行った。	措置済	な。お、ガイドラインの遵守状況調査を引き続き実施することで、放送コンテンツの製作取引適正化を推進する。	措置済	解決
(8)スタートアップを促す環境整備											
令和2年7月17日	投資等分野	19	非上場株式等の市場の見直し	株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、米国の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考としつつ、課題を整理した上で、非上場株式の動議規則の見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会等関係者とともに検討を行い、結論を待次第、必要に応じ、措置を講ずる。	令和2年度・3年度検討、結論を待次第やかに措置	金融庁	日本証券業協会の特定投資家向け銘柄制度に係る自主規制規則改正を踏まえ、特定投資家向け有価証券を私設取引システム(PTS)で取引可能とするための改訂等を改訂した(令和5年7月施行)。 金融商品取引法(平成17年法律第109号)第10条第1項第2号の改正を踏まえ、非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化に向けて、プロを対象とし、原則として金銭等の預託を伴わない場合の第一種金融商品取引業者の登録要件緩和や、取引規模が限定的な場合のPTSについて認可を要せず第一種金融商品取引業者の登録により運営可能とする参入要件の緩和を盛り込んだ金融商品取引法の一部改正法案を国会に提出した。	改正法案が成立した際には、関係者とも調整の上、政府の改訂の検討を行う。	検討中	継続F	
(10)水素スタンド関連規制の見直しについて											
令和2年7月17日	投資等分野	21	水素スタンド関連規制の見直しについて	a 番圧器等の高圧化を念頭に、事業者において行う安全性に関する技術的検証を踏まえ、対応可能な設計圧力の範囲内で常用圧力の上限值(現行82MPa)の見直しを検討し、結論を得る。 b 水素スタンドの敷地境界に対し所定の距離を確保できない場合の代替措置として敷地境界に設置する隔壁について、歩行後及び建築物の安全確保を図りつ、敷地の状況に応じた隔壁の高さの設定方法や、高圧ガス設備と敷地境界との距離が一定以上である場合における隔壁の構造の見直しを検討し、結論を得る。 c 水素スタンドの充填容器等(カード・トレーラー)について、技術基準で定める上限温度(現行40℃)の見直しを含め、管理及び措置の在り方について、事業者と協力して検討し、結論を得る。 d 水素スタンド設備の故障・修理時に予備品を代用する場合において、特に、修繕済み品の再設置や、安全管理措置を前提とした予備品の繰り返し使用に関して、一連の手続の合理化に向けて事業者と協力して検討し、結論を得る。	令和2年度検討開始	経済産業省	a 検討会における結論を踏まえ、省令等の改正案を策定中。 b 検討会の結果、隣地の状況に応じた隔壁の高さの設定方法については法令措置はしないとの結論で終了し、隔壁の構造については新たな材料例示基準について明示する予定。(パブリックコメントは実施済みであり、内部手続き中) c 事業者及び自治体は、技術基準で定める上限温度(40℃)に係る措置として充填容器等(カード・トレーラー)に耐火設備を設置している具体的なケースがあるかを検証したところ、そのようなケースは存在しなかったことから、検討を終了したが、圧縮水素スタンドの設置基準に必ず耐火設備を設置しなければならないことにはなっていない旨を、改めて通知する予定。(パブリックコメントは実施済みであり、内部手続き中) d 既存の仕組み(KHK高圧ガス設備試験、KHK委託試験)を用いることによって、設備試験受検品、委託試験受検品や大臣受検品は変更を要するが、変更を要しない場合も、交換等が可能である。今後、実証実験等を通じて、どのような機器の修理や整備が、変更申請要件の軽減や変更面でのよいかが明確になるようなガイドラインを策定していくこととして、検討を終了した。	a 令和6年度中を目途に措置する予定。 b 左記について内部手続き後、速やかに例示基準を施行予定。 c 左記のとおり内部手続き後、速やかに通達を施行予定。 d 措置済	検討中	継続F	
医療・介護分野											
(2)医療・介護関係者のタスクシフト											
令和2年7月17日	医療・介護分野	1	看護師の専門性に関する取組	a 「特定行為に係る看護師の研修制度」について、チーム医療の推進と働き方改革の観点で設定された2024年度までにパッケージ研修修了者数1万人の目標の達成に向けて、パッケージ研修の対象となる領域に従事する看護師や、今後当該領域に従事する可能性のある看護師の受講を推進する観点から、制度の周知をはじめとした具体的な推進策を示す。併せて、医師の不足が見込まれる領域などにおいて、当該研修を修了した看護師の更なる活用を促進すべく、当該領域以外でパッケージ化に適する領域の育成、現行のパッケージ研修修了者数目標の定当性について引き続き検証・検討する。 b 医師や病院経営者等医療関係者に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者(以下「特定行為研修修了者」という。)が具体的などのように活用されているか等の好事例を示し、継続的に制度の周知を行う。 c 特定行為研修修了者数の伸び悩み及び特定行為研修修了者就業率の地域差の背景・要因を掘り下げて検証し、効果的な方策を講ずる。 d 上記原因の分析に当たっては、特に在宅医療領域において特定行為研修修了者が伸び悩んでいる原因を徹底的に分析し、当該領域特有の課題の解決に向けて、在宅医療領域に特化した仕組みを検討する。 e 指定研修機関となるための申請書類の簡素化等を通じて、指定研修機関を増やすための対応を検討する。 f 平成31年4月の研修内容の見直し後、発生し得る様々な事象における状況判断から必要な手技までツールで行う能力付与に力を置く観点から、「臨床推論」のウェイトを抜本的に高めるなど、研修内容の見直しについて引き続き検討する。 g 本研修制度の利用率十分に拡充するため、特定行為研修修了者の配置等に対する診療報酬上の評価を含めた促進策を更に実施する。 h 特定行為研修修了後も、医療の進歩に合わせた技能の習得・向上が必要不可欠であることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動の場で行われる症例検討、手順書の見直し等の特定行為研修修了者の研鑽に向けた取組に対する支援策を検討する。	a,b 令和2年度検討・結論、令和3年度措置 c 令和2年度検討・結論 d,e 令和2年度検討・結論 f 令和2年度以降継続的に検討 g 令和2年度検討開始、令和3年度結論・措置 h 令和3年度検討・結論	厚生労働省	a 特定行為制度の周知については、リーフレットの改訂並びに国民向けポスターの周知、雑誌記事及び講演会等での制度説明を行った。修了者数目標の妥当性の検証・検討については、令和2、3年度に修了者の実態調査を行った。これらの調査結果を踏まえ、令和4年8月及び12月、令和5年2月の看護師特定行為・研修部会において、制度の現状及び今後の制度推進の方向性や具体的な方策、第8回医療計画への特定行為研修に係る計画と目標値の設定について検討を行った。また、第8回医療計画等に関する検討会においても特定行為研修の医療計画への位置づけの検討を行い、第8回医療計画では特定行為研修を修了した看護師の修了者数と研修実施体制の整備に係る計画を必須化するとした。 b 令和4年度は特定行為研修修了者と医師が効果的に協働している事例のヒアリングを行い、ヒアリング結果をまとめた医師向けの好事例集を作成した。さらに、在宅領域における特定行為研修制度の周知と普及を図るため、医師及び訪問看護ステーション向けのリーフレットを作成するとともに、全国訪問看護事業協会と日本医師会を通じて、全国の訪問看護ステーションと都道府県医師会にリーフレットを配布した。また、医療従事者向けの病院と地域における特定行為研修修了者の活用に関するシンポジウムを行った。 c,d 地域医療介護総合確保基金を活用可能な訪問看護の促進に係る事業を明確化するため、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて(令和3年9月28日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)」を発出した。また、「訪問看護ステーションにおける「看護師の特定行為に係る研修・受講促進、活動支援事業」におけるヒアリング等」を踏まえ、制度の周知や管理者の理解の促進のため、周知媒体の作成を行った。令和4年度12月の看護師特定行為・研修部会において、在宅医療領域や慢性期領域、介護施設等における特定行為研修制度の活用について、検討を行った。 e 令和3年度の「指定研修機関の指定及び変更申請等に係る申請・届出手続きの電子化提案事業」において、電子媒体で提出可能な申請書類の様式を作成した。令和4年度は令和3年度に作成した申請書類の様式の運用を開始し、運用にあたって生じた申請書類の様式の不具合の改善を行うとともに、電子媒体による申請の今後の円滑な運用方法の検討を行った。 f 今後の制度や研修内容の見直しに向けて、令和4年度は厚生労働科学研究において、特定行為研修修了者による医療行為の実態状況の把握・評価のための調査を実施した。加えて、令和4年度予算事業として、看護師の医療行為の実態状況の調査を行った。 g 診療報酬については、令和2年度診療報酬改定において、総合入院制加算の施設基準に特定行為研修修了者の配置に係る項目を追加するとともに、麻酔管理料において特定行為研修修了者が一部の行為を実施した場合についての評価を新たに行った。 h 特定行為に係る手順書の運用の実態、症例検討やフォローアップ研修等の実施状況について調査を行った。調査結果を踏まえ、特定行為研修修了者のフォローアップ等に関する方策を検討していくこととした。令和5年度の「看護師の特定行為に係る指導者等育成事業」について、特定行為研修修了者が特定行為を実施するための技術と判断力の向上を図るための講習会の開催について、内容の拡充を行った。	a~h 措置済	検討中	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
令和2年7月17日	医療・介護分野	2	救急救命士の活用	a 救急救命士が医療機関内でも救急処置を実施できるよう、救急救急士法(平成33年法律第36号)改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。 b aに基づき拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカル・コントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所を更に拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。	a 令和2年度度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b 令和3年度度検討開始	厚生労働省	a,b 医療機関内の「救急外来」において、救急救命士が救急処置を実施できるよう、救急医療に関する検討会等において議論を行った上で、第204回国会に救急救急士法改正を含む医療法等の改正法案を提出。令和3年5月に成立、令和3年10月に施行された。改正救急救急士法の施行に向け、医療機関に所属する救急救命士が「救急外来」において救急処置を実施するために必要な院内研修とその体制整備について、省令の改正及び関係学会の方針の周知を行い、自覚の向上に向け対応を実施した。さらに、院内研修の課題となる人材を育成するため、救急救命士が実施する救急処置に関する知識及び改正救急救急士法の解説を含んだ研修事業を実施し、救急救命士が「救急外来」において救急処置を安全に実施可能な体制づくりを支援した。救急処置の追加等について検討する場として、令和5年度に救急医療の現場における医療関係職種との在り方に関する検討WGを開催した。	a,b 改正の施行状況を踏まえ、令和6年度の厚生労働科学研究において救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究を行うとともに、救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討WGにおいて、救急救命士の追加等について引き続き検討する。	検討中	継続F
令和2年7月17日	医療・介護分野	3	有料老人ホームにおける看護職員の活用	a 有料老人ホームに対し、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(平成24年5月17日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)の「4. 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について」に示された内容について改めて周知徹底する。 b 介護保険法(平成9年法律第123号)上の特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム(以下「介護付きホーム」という。)における医行為の実態を把握した上で、例えば、医行為の実施に当る円滑的な連携を図るための介護報酬上の課題の有無や、医師の指示の在り方に係る考え方の整理及び介護付きホームに所属する看護職員に対する研修の必要性の検討等、介護付きホームにおいて看護職員が安心して円滑に医療行為を実施できるようにするための対応を検討する。	a 令和2年度度措置、b 令和2年度度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	a 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等の取扱いについて、再周知する内容の事務連絡を令和3年3月15日付で発出した。 b 令和3年度調査研究において、看護師による医行為が行われないう場合の要因を分析するため、医師の看護職員への指示方法や看護職員に対する研修の実施状況等、実態の把握を行う調査を実施した。この集計結果を基に課題等を分析し、調査結果をとりまとめ、令和4年3月に公表。 この調査結果等を踏まえ、令和4年度は、看護職員が実際に現場で不安を感じないで医行為を実施できるよう、有料老人ホームにおける看護職員が円滑に医行為を実施している好事例について収集・整理を行い、有料老人ホームや地方公共団体等に周知徹底することとし、調査研究事業を実施した。さらに、有料老人ホームにおいて看護職員が円滑に医行為を実施している好事例をとりまとめ、関係団体(高齢者住まい事業者団体連合会)及び地方公共団体等へ令和4年度末(令和5年3月31日)に周知した。	a,b 措置済み	解決	
(3)介護サービスの生産性向上										
令和2年7月17日	医療・介護分野	6	ICT・ロボット・AI等の導入推進	a 介護利用者の安全確認の方法として、センサーや外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用について、AI等によって定時監視が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めたい。また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。 b 介護支援専門員のモニタリング助働、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。 c ICTの普及を促すための、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。 d 効率的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。	a,c,d 令和2年度度措置 b 令和2年度度検討・結論	厚生労働省	a 令和3年度介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜間における特別養護老人ホームの人員配置基準の緩和等を実施しており、令和4年度及び令和5年度は、当該見直しの内容を踏まえた。夜間における見守り機器を導入した場合等の実証を実施し、当該機器等の導入を通じた生産性向上が促されるよう、介護老人保健施設等に導入している見守り機器等導入した場合の夜間における人員配置基準を緩和することとしたほか、認知症対応型共同生活介護における見守り機器等導入した場合の夜間支援体制加算の要件の見直しを行った。さらにこれらの実証事業の結果を踏まえ、令和6年度介護報酬改定においては、テクノロジーを活用した業務改善を継続的に取り組む新たな措置の加算を設けることとした。 b 令和2年度に、介護給付費分科会において、サービス担当者会議を含む各種会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めることについて議論し、令和3年度介護報酬改定において指定基準(省令)の改正により対応した。 また、モニタリング訪問については、令和3年度、令和4年度及び令和5年度の調査研究事業における調査結果を踏まえ、令和6年度介護報酬改定において、人材の有効活用及び現場ワーク・ビジネス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを実施。 令和6年1月22日、社会保障審議会介護給付費分科会で当該内容が了承された。関係する告示は3月15日に告示され、4月に適用される。 c 各都道府県における地域医療総合確保基金により、ICT導入支援を推進。 d 令和2年度は、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボ(開発支援拠点)のネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築した上で、当該リビングラボのネットワークを活用し、効率的な業務のパッケージモデルを構築した。 令和3年度以降は、当該相談窓口において、生産性向上がイデラインやパッケージモデル等を活用しながら、介護ロボット導入に関する総合的な支援や普及を実施している。	a~d 措置済み	解決	
令和2年7月17日	医療・介護分野	7	介護アウトカムを推進	a 高齢者の状態・ケアの内容等の情報(以下「CHASE情報」という。)を収集するシステムについて、入居者のデータ形式の共通化、アウトカム指標の標準化を行い、収集データを用いた経年分析や事業者間での比較によるアウトカムベースでの介護報酬の検討や事業者自らのサービスの改善が可能となるよう介護の推進の推進に引き続き取り組む。 b レセプト情報・特定健診等情報データベース(以下「NDB」という。)及び介護保険総合データベース(以下「介護DB」という。)と通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ(VISIT情報)、CHASE情報を連携し、更に充実した経年分析や事業者間の比較等により、患者・介護利用者が継続性のある適切な医療・介護を受けることが可能とする。	令和2年度措置	厚生労働省	a 令和3年度介護報酬改定において、科学的根拠に基づいた自立支援・重症化防止の取組を進める観点から、① VISIT-CHASE(令和3年度から科学的介護情報システム(LIFE)として一体的に運用開始。)への情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進 ② アウトカム評価の充実 等を実施することについて、介護給付費分科会において議論。 ①について、令和2年度より各事業所に高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出していただき、分析の結果をフィードバックする取組を進めており、令和3年度介護報酬改定において、LIFEにおいてこうしたデータの収集・活用を通じたPDCAサイクルの推進を評価する加算を創設し、その普及を図った。 令和4年度には、事業所単位のフィードバック提供を開始した。LIFEの利活用推進に向けて、自治体が果たすべき役割に関する手引きの作成や自治体職員向けの研修の実施、介護事業所におけるLIFE利活用の好事例集の策定・周知を行った。 令和5年度には、事業所単位のフィードバックの拡充および利用者単位のフィードバックを開始した。また、介護事業所および自治体向けの研修の実施、LIFE利活用の好事例集の更新やフィードバック活用のマニュアルを作成した。また、令和6年度介護報酬改定に合わせて介護事業所より収集するデータの見直しを行った。 ②について、令和3年度介護報酬改定において、これまでプロセスを評価していた加算(評価マネジメント加算や排せつ支援加算)について、アウトカムを評価する区分の創設とともに、統一的な評価が可能になるような定義や評価指標を設定し、ADL維持等加算について、要件の緩和や単位数の充実を実施。併せて、待業等に対象サービスを拡大した。 令和6年度介護報酬改定において、待業等に対象サービス拡大および排せつ支援加算においてアウトカム指標の拡充、ADL維持等加算について要件を簡素化するとともに、利用者のADLの維持・改善の取組をいっそう評価できるよう要件の見直しを行った。 b 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部が令和2年10月1日に施行されたことにより、NDBと介護DBと連携した分析が可能となった。 また、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された介護保険法が令和3年4月1日に施行され、令和3年4月以降、VISIT情報やCHASE情報(令和3年度からLIFE)について、NDBと介護DBと連携して活用することが可能となり、令和4年4月から第三者提供を開始することとした。	a,b 措置済み	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分	措置状況	評価区分
<b>(4) 一般用医薬品(スイッチOTC)選択的拡大</b>											
令和2年7月17日	医療・介護分野	9	一般用医薬品	厚生労働省は、一般用医薬品の安全性・有効性の観点に加えて、国民の健康の維持・増進、医薬品産業の活性化なども含む広範な観点から、スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討する。また、上記体制において、経済性の観点も含め、スイッチOTCの推進策を検討する。具体的には、業界団体の意見も踏まえ、スイッチOTCの導入について、既成薬・特許薬に照準し、上記に基づき、スイッチOTC化を推進するための目標を国民理解し、検討・投資し、その進捗状況をKPIとして管理する。促進されていない場合は原因(ボトルネック)と対策を調査し、PDCA管理する。	令和2年度措置	厚生労働省	○令和4年4月、厚生労働省内に、セルフメディケーションの促進策を部局横断的に検討する担当室(セルフケア・セルフメディケーション推進室)を設置した。 ○本担当室が事務局を行って「セルフメディケーション推進に関する協議者検討会」において、セルフメディケーション規制について、重点化すべき効果的な対象医薬品の範囲を議論し、令和4年1月から規制の対象範囲拡大を図った。	○セルフケア・セルフメディケーション推進のための各施策に関する工程表を、有識者や業界団体等と連携しつつ策定予定。スイッチOTC化の推進策も含めて、更なる検討を進める予定。	検討中		継続F
令和2年7月17日	医療・介護分野	10	一般用医薬品への転用の促進	a No.9において検討された方を踏まえつつ、セルフメディケーションを更に促進し、消費者等の多様な主体の意見の反映、製薬企業の手見可能性向上という(医療用から要指導・一般用への転用)に関する評価検討会議(以下「評価検討会議」という。)の本来の政策目的に資するよう、以下の対応を行う。 ・評価検討会議の役割は、提案のあった成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点を整理し、薬事・食品衛生審議会に意見として提示するものであり、スイッチOTC化の可否を決定するものではないことを明確化する。 ・消費者等の多様な主体からの意見が反映され、リスクだけではなく必要についても討議できるよう、消費者代表を追加するなどパナソニック系構成による評価検討会議のメンバー構成を見直す。 ・スイッチOTC化するにあたって新たに発生する課題、スイッチOTC化が可能と考えられる疾患の領域、患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割についても議論・検討し具体化する。 ・全案一致が原則とされている評価検討会議の合意形成の在り方を見直し、賛成、反対等多様な意見があり集約が困難な場合は、それらの意見を列挙して、薬事・食品衛生審議会に意見として提示する仕組みとする。 b 製薬企業が、別途、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号、以下「医薬品医療機器等法」という。)の規定により直接厚生労働大臣へ製造販売の承認申請を行うことも可能であることを明確化する。 c スイッチOTCの製造販売承認時等に課すことのできるセルフチェックシートの作成、販売実態調査の実施などの販売条件設定についての考え方を明確にし、真に必要なものに限定する。	令和2年度措置	厚生労働省	令和2年度末までに以下の対応を行った。 a ○評価検討会議では、要望成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点を整理し、評価検討会議としての意見をまとめ、薬事・食品衛生審議会に意見として提示するとし、可否の決定は行わないこととした。 ○多様な意見が集約が困難な場合は、それらの意見を整理して提示することとした。 ○より多様な主体からの参加を求めるとし、評価検討会議の構成員として、消費者代表2名、産業界代表1名、販売等関係者2名の追加を行った。 ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、スイッチOTC化が可能と考えられる医薬品、薬局・薬剤師を含む各ステークホルダーの役割等を整理した。 b ○選択肢の1つとして、評価検討会議に要望を提出することなく、直接厚生労働大臣に製造販売承認申請を行うことが可能であることを明確化した。 c ○評価検討会議における「中間とりまとめ」の中で、セルフチェックシートの要件、製造販売業者が販売時に必要に対応などを整理した。 令和3年度は、aの改善を行った運営体制で会議を4回開催し、9つの候補成分(1つは以前の評価検討会議でスイッチOTC化が時期尚早とされた成分)のスイッチOTC化の上での課題・論点について議論した。 なお、評価検討会議で検討済みの3成分(プロピレリン塩酸塩、ナプロキセン及びイトリド塩酸塩)のスイッチOTCが新たに承認された。 令和4年度は、aの改善を行った運営体制で会議を4回開催し、9つの候補成分(1つは以前の評価検討会議でスイッチOTC化が時期尚早とされた成分)のスイッチOTC化の上での課題・論点について議論した。 なお、評価検討会議で検討済みの2成分(ヨウ素・ポリビニルアルコール、ポリカルボフィルカルシウム)のスイッチOTCが新たに承認された。 令和5年度は、aの改善を行った運営体制で会議を4回開催し、8つの候補成分(4つは以前の評価検討会議でスイッチOTC化が時期尚早とされた成分)のスイッチOTC化の上での課題・論点について議論した。 なお、評価検討会議にて検討済みの成分で、令和5年度中に新たにスイッチOTCとして承認されたものはない。	今後も評価検討会議を継続的に開催し、候補成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点等の整理を行い、その開発及び承認審査における見解の向上に努める。	措置済		解決
令和2年7月17日	医療・介護分野	11	一般用検査薬への転用の促進	a No.9において検討された方を踏まえつつ、近年の技術進歩も踏まえ、スイッチOTC化が可能と考えられる検査薬の種類とこれに代り、患者(消費者)の状態や薬局・薬剤師の役割について議論・検討の上で具体化する。その際には、自己管理が期待される領域の検査薬について、使用後の医療機関への受診勧奨を、検査項目に応じて適切に行うこと等の方を検討する。また、検査薬のうち、低侵襲性であるもの、定量的数値で測定されるもの、血液検査を用いるもののOTC化の可否も含めた「一般用検査薬の導入に関する一般原則」の見直しについて期間を定めて検討する。 b 検査薬のOTC化に当たっては、関係業界全体としてガイドライン案の提案が行われるとは別に、個別製薬企業からの医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣に承認申請が行われた場合の取扱いを明確化する。	令和2年度検討開始、結論を待次速やかに指	厚生労働省	a, b 「一般用検査薬の導入に関する一般原則」について、関係団体の意見をもとに令和5年6月6日及び、令和6年3月11日の薬事・食品衛生審議会 医療機器・体外診断用医薬品部会で議論を行った。 部会では、関係団体から血液検査を用いる体外診断用医薬品の一般用検査薬への転用の意義等に関する課題の説明があり、部会委員からは、販売者に課すべき継続研修の内容、使用者のリテラシーを高めるための啓発教育等についての意見があり、引き続き議論することとした。	関係団体の意見も聞きながら、引き続き部会において一般原則に関する検討を継続する。	検討中		継続F
<b>(5) 医療等分野におけるデータ利活用の促進</b>											
令和2年7月17日	医療・介護分野	12	医療等分野のデータ利活用	a 民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、民間企業による患者・ユーザーの個人情報の取扱いに関する取組や医療機関における新たな安全性対策のデータ利活用など様々なサービス開発可能性を高めつつ、それが可能である旨の判断基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績について公表することを通じて、多様な主体による利活用をPDCAサイクルの下で継続的に促進する。 b 小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなく利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の構築を推進する。オンサイト/リサーチセンターの拡充及びリサーチセンターとコンソールテック機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえてPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たっての基準等を継続的に見直す。 c 多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を検討し、医療機関の匿名性の情報保護の観点から問題のないデータについてはユーザーに開示する。また、第三者から医療機関側での匿名化可能なデータ、匿名データについて利用申出がある場合、情報保護の観点から問題なく正当な利用目的であるものについてデータを提供する。 d 医療・介護施設利用の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策に向けたデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結を引き続き、MID・NET(電子カルテ、レポート等の匿名データベース)、DPCCDB(包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース)、がん登録DB(がんの罹患、診療等の匿名データベース)、難病・小児DB(指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の匿名データベース)との連結に向けた具体的な検討を進めるとともに、被保険者番号等を用いて、当該連結における匿名化・連結精度の向上が可能となる仕組みを構築する。 e 本NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたNDBの更なる活用を図る。 f さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようデータベースの整備・活用を戦略的に進める。	a, 令和2年度措置 b, c, 令和2年度検討開始、結論を待次速やかに指 d, 令和2年度措置 e, 令和2年度措置 f, 令和2年度措置	a~e, 厚生労働省 f, 厚生労働省 内閣官房(総務管理室) 内閣府(健康・医療戦略推進事務局) 文部科学省  ※次回 内閣官房の標記を検討	a 厚生労働大臣は、相当の公益性を有すると認められる業務を行う者に対しNDBデータを提供することとされている。厚生労働省において、医療分野の研究開発に資する分析や、疫学の原因究明に資する分析、診断及び治療の方法に関する研究など、特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために利用を拒否する。保健医療分野の研究開発を幅広く認める形で現している。加えて、第三者提供の実績については、毎年有識者会議に報告を行い、厚生労働省HPで公表している。 b 医療・介護データ解析基盤(HIC: Healthcare Intelligence Cloud)を令和5年11月から運用開始した。その際、HICを利用する場合の安全管理義務の内容を重要とする省令改正を行った。オンサイト/リサーチセンターについては、京大大学、東京大学での本格利用を開始、コンソールテック機能の強化については、令和2年12月から、利用予定者の「サーケクエスション」がNDBで実行可能事前相談を受け付けNDB申請前相談を開始、実施中。 c NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータについて、「臨床学に活用可能なNDB等データセットの作成に関する研究(令和3年度~令和5年度厚生労働科学研究)」において、データ利活用を促すとともに、個人が特定できない形で提供できるよう、サンプルデータの仕様等について研究を行い、令和6年3月にその成果を第10回匿名医療・介護情報等の提供に関する委員会が公表した。医療機関の匿名性の情報については、令和4年(2022年)4月からNDBでの収集・提供を開始した。 d NDB・介護DBとDPODBとの連結を令和4年4月に開始した。NDB・介護DBとの公的データベース(障害福祉DB、手帳福祉DB、障害福祉DB、難病DB、小児DB)との連結解析について、令和4年第20回臨時部会において、これらの連結解析を可能とする正式発表が成立した。医療・介護レポートの匿名化精度を向上するため、被保険者番号の履歴を利用した連結の仕組みを令和4年3月に創設、運用中。 e 医療費適正化計画の作成、実施等に資するよう、NDBデータを用いて医療費適正化の取組(特定健診・特定保健指導、後発医薬品の採用促進等)の効果検証を実施した。また、主要疾患に係る都道府県別・二次医療圏別等のデータの都道府県への提供(毎年度)を行っている。 f ゲノム情報を含む医療分野のデータの利活用を推進するため、AMEDのゲノム・データ基盤プロジェクトにおいては、「ゲノム医療実現のためのデータエブリッジポリシー」に則り、ゲノムデータ、及び臨床情報や解析・解釈結果等を含めたゲノム情報の「エブリッジ」を行っている。 さらに、令和2年3月に策定された「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」に則り、研究開発成果を生み出されるデータの利活用を促進している。 また、健康・医療データ利活用の促進に向け、2023年2月、3月、6月、12月に健康・医療データ利活用基盤協議会を開催し、AMEDのデータ利活用プラットフォームを用いたデータ連携、同意の在り方を引き続き整理し、2024年3月の一般利用開始に向け、2023年度中のAMEDのデータ利活用プラットフォームの整備を引き続き実施した。 また、厚生労働省においては、「全ゲノム解析等実行計画」を踏まえ、がん・難病領域の全ゲノム解析等を実施するとともに、厚生労働省科学技術政策委員会全ゲノム解析等の推進に関する専門委員会における議論等を踏まえ、解析結果等を産官学が幅広く活用するための体制整備に取り組んでいる。	a 第三者提供の実績については、引き続き、有識者会議に報告を行い、厚生労働省HPで公表していく。 b 措置済 c 委員会での議論を踏まえ、令和6年中を目途に、作成された医療・介護サンプルデータを厚生労働省のホームページで公表し、研究者がデータハンドリングの練習のために利用できるようにする予定である。 d NDB・介護DBと難病DB、小児DB、がん登録DB、MID・NETとの連結について引き続き検討を行っている。 e 引き続き、都道府県へのデータ提供を行う。 f 質の高い医療を目指す医療研究開発を推進するため、健康・医療戦略推進事務局が開催する「健康・医療データ利活用基盤協議会」における議論を参考に、研究開発を支援する。 また、AMEDが支援した研究開発によって得られたデータを産官学の研究開発で活用するため、複数のデータベース等を通じたゲノム情報等から抽出されるメタデータを用いた横断検索機能を有するとともに、産業界も含めた研究開発にデータを扱う際、データを持ち込み扱えるセキュリティが担保されたView@useを用いた検索を広く提供するAMEDのデータ利用プラットフォームにおいて、ゲノムデータ以外の幅広い研究開発データの連携を順次開始する。 また、「全ゲノム解析等実行計画」に基づき、引き続き、がん・難病に関する全ゲノム解析等を実施するとともに、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤の構築や、その利活用に係る環境整備に取り組む。	検討中		継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)		今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
							措置状況	評価区分	措置状況	評価区分		
<b>(6)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し</b>												
令和2年7月7日	医療・介護分野	15	社会保険診療報酬支払基金	<p>令和3年9月までの新システム導入に向けて、システム開発においては特に進捗管理・設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト管理を徹底するとともに、以下①～⑥についての具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するとし、社会保険診療報酬支払基金(以下支払基金といふ。)においては必要に応じて人材の確保と関係機関からの参画を促す。</p> <p>①コンピュータチェックが完了可能な機能の設計・実運用化</p> <p>②各支所で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止</p> <p>③コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し(簡易欄における選択方式の拡充)</p> <p>④手数料の増徴</p> <p>⑤保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開</p> <p>⑥保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み</p> <p>⑦新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。</p> <p>⑧自動的レポーティング機能については、審査支払機能における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を継続的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるように、具体的なレポーティング内容を明らかにする。</p> <p>⑨職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目標として設置が予定される審査事務センター分室について、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実施、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その進捗を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。</p> <p>⑩職員を介して行う審査委員長の補助、レセプト事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査業務と審査委員の審査が効率的に安全に行われることを確保しつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。</p> <p>⑪国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程を明らかにする。</p>	a.a.f令和2年度措置 b.e令和2年度中間報告 c令和3年度上期措置 d令和4年度以降継続的に措置	厚生労働省	<p>審査支払新システムについては、令和3年9月に稼働。なお、</p> <p>①令和3年10月から、審査委員の確保を要しない事務点検チェック等レセプトを自視対象レセプトから除外し、レセプト全体の割合度を元による審査を必要としないレセプトになるよう設定。</p> <p>②令和3年度から、簡易なコンピュータチェックで完了する「印刷が可能なレセプト」に關し、他のレセプトとは別の手数料を徴収する手数料の二層階級を導入。</p> <p>③ AIを活用したレセプトの振分機能について、組み合わせて活用する2つのAIの手法(Minhsh-Xghost)の機能の詳細、再学習について、審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。なお、運用開始後は振分結果の検証及び定期的な学習データ等の更新により精度の向上を図っている。</p> <p>④ 審査の差異の可視化レポート(自動レポーティング)について、多くの付せんが付くコンピュータチェックや全国統一的な取扱いが決定された事例等を対象に審査結果の差異が審査委員又は職員に起因するものなのか要因を分析する等、レポーティング内容を審査支払機能の在り方に関する検討会で報告し、明らかにした。令和3年9月から順次、全国統一的な取扱いが決定された事例の検証前レポートを公表し、検証後のレポートにより不合理な差異があり、フォローアップ対象とした事例について、職員や審査委員に対して指導や注意喚起を行うなど、差異の解消に向けたPDCAの取組を実施。</p> <p>併せて、多くの付箋がつかコンピュータチェックの事例についても同様の取組を実施。</p> <p>⑤ 令和4年10月、全国14か所の審査事務センター一室に、電子レセプトに係る審査業務を集約。</p> <p>⑥ 業務フローについては、審査事務集約後の新たな組織体制に対応した業務処理標準マニュアルを作成した。在宅審査については、令和3年度の群馬支部における審査委員及び職員の在宅審査・審査事務の実施結果において、セキュリティ及び審査委員と職員の連携について事務所勤務時と同様の連携が可能であると確認し、また、業務処理確認した結果、従来より日頃の在宅勤務の実施が可能と判明した。この結果を踏まえ、審査委員による在宅審査については令和4年6月から、職員による在宅審査については、審査事務集約にあわせ、令和4年11月からの全国の審査事務センター一室で開始し、令和5年度は、自然災害時等の緊急時における在宅勤務の実施や、月9日の範囲で希望する日数での実施など、在宅勤務利用者の利便性向上及び円滑な業務運営となるよう柔軟な対応を実施。</p> <p>⑦ 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、有識者による審査支払機能の在り方に関する検討会を開催し、「審査基準の統一化を含めた審査結果の不合理な差異解消の工程表」及び「審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的な工程表」を策定。</p>	b~c.e 措置済 d 職員の実情等に十分配慮するとともに、紙レセプトの減少による在宅勤務の状況や、審査事務センターと審査委員事務局間での定期的な人事ローテーションの状況を踏まえながら、検討。	検討中	継続F		
<b>農林水産分野</b>												
<b>(2)若者の農業参入等に関する課題について</b>												
令和2年7月17日	農林水産分野	1	若者の農業参入等	<p>① 各市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者への農地の確保を支援すべし、その者に優先的に農地を貸与するなど、若者の新規就農に関する課題に対して積極的・集中的な確保を支援すべし、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。</p> <p>② 農地の下限面積要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第69号)の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引下げを行うことを促すとともに、各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約し、新規・就業を検討する者が容易に確認できる形で公開する仕組みを設ける。</p> <p>③ 青年等就業資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取扱うことのないよう、農業経営改善関係資金基本要綱に明記し、研修機関、農業者、地方公共団体等の関係者に周知徹底する。</p> <p>④ 都道府県に対して、農業経営相談所の支援チームに農業経営者など、農業経営の実態に精通した人材を積極的に配置するよう促す。</p> <p>⑤ 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就業継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査、公開し、新規就農支援施策の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就業継続状況を把握するための手法を検討、確立する。</p>	a,b,d,e:令和2年度措置 c令和2年度上期措置	農林水産省	<p>①「改正農地中間管理事業法を踏まえた農地の利用集積」集約化の加速に向けた取組の更なる強化について(令和2年7月27日2経営第117号)を地方農政局及び全国農業会議所等の関係団体等に発信し、関係機関において相互に就農意向に関する情報共有を行い、新規就農者の農地確保を支援する取組について周知した。</p> <p>このほか、地域の新規就農サポート体制支援事業により、新規就農者への農地の積極的な給付などの新規就農者へのサポート体制の確立(取組む地域)を支援するとともに、令和3年3月に新規就農者のサポートに関するマニュアルを作成し、全国に展開開始した。</p> <p>② 農業者の減少・高齢化が加速する一方で、新規就農者の約7割を占める野菜、果樹部門における参入時の経営過半が50%未満である中、地域内外の新規参入者を呼び込む観点から、令和4年5月「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第56号)において、農地の下限面積要件を撤廃した。</p> <p>③「農業経営改善資金基本要綱の一部改正について」(令和2年9月30日2経営第1635号)を地方農政局及び株式会社日本政策金融公庫等の関係団体等に発信し、青年等就業資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取扱うことのないよう周知した。</p> <p>④「農業経営相談所における農業経営者の専門家登録及び支援チームへの配属の推進について(技研)」(令和2年12月1日付「経営局経営政策課長通知」)を地方農政局及び日本農業法人協会等の関係団体等に発信し、農業経営相談所に農業法人経営者、指導農士、先進的な認定農業者などの農業経営に精通した者の専門家登録推進と、支援チームの編成におけるこれらの者の積極的な配置について指導した。</p> <p>令和4年度農業経営・就業支援体制整備推進事業実施要綱(別記1「農業経営・就業サポート推進事業」)の改正において、令和2年12月1日付け経営局経営政策課長通知と同様の趣旨の規定し、指導を徹底することとした(令和5年4月1日施行)。</p> <p>⑤ 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就業継続状況については、令和2年12月25日に、農林水産省HPにおいて、各事業の都道府県別の就業継続率(定着率)を公表するとともに、各事業の創設前後における新規就農者数を公表することにより、事業効果を検証した。</p> <p>事業を活用した者だけでなく、より広く(新規就農者の継続状況を把握する観点から、青年等就業計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就業継続状況を把握することとした。</p>	a~d 措置済	令和6年度も、引き続き事業を活用した新規就農者の就業継続状況について毎年公表するとともに、青年等就業計画について法律に基づく認定を受けた新規就農者の就業継続状況を把握する。	措置済	継続F	
<b>(3)農業者の成長段階に応じた資金調達円滑化</b>												
令和2年7月17日	農林水産分野	2	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	<p>農業で就業する若者が将来展望を待てるよう、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていたの方針を、現行制度の検証を行う上で、現地の実情、新規参入者を目指して研修を促している若者や資金提供者のニーズ等を踏まえ更に検討を進め、今年度中に結論を得る。</p>	令和2年度検討・協議	農林水産省	<p>①「食料・農業・農村政策の新たな展開方針」(令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業強化本部決定)等を踏まえ、都道府県に於ける食料・農業・農村政策の新たな展開方針(食料)の策定を促すこととし、食料の安定供給のための農地確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案を令和6年度通常国会に提出。</p>	令和6年度通常国会における「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案」の成立を目指す、必要な対応をする。	措置済	継続F		
<b>(4)農業用施設の新設に係る規制の見直しについて</b>												
令和2年7月17日	農林水産分野	3	農業用施設の新設に係る規制の見直し	<p>① 新たな食料・農業・農村政策計画(令和2年3月31日閣議決定)に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討を併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、上記措置については、畜産や6次産業化のための加工・販売という施設の目的を明確化し、目的への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないよう検討を行い、必要な担保措置があれば講ずるものとする。</p> <p>② 農業経営の類型ごとの差異があるかも含め、農地の所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ課題を整理し、合意形成に向けた所有者と利用者の協議が円滑に進むよう対応を検討する。</p> <p>③ 税制や都市計画制度等を含め、農地を転用して農業用施設や加工・販売施設を設置する際の留意点、6次産業化に取り組む際の必要な手段及び相談窓口などを年別に取りまとめ、農業者に周知する。</p> <p>④ a. a.に係る見直し内容や手引き等の周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ることをないよう、地方公共団体に加え、農業団体等も通じて、農業者に広く周知を行う。</p> <p>⑤ 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきについては、現状を具体的に調査し、対応を検討する。</p> <p>⑥ 申請の際に提出を求められる農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第30条に定める添付書類について、e.に併せて実態を踏まえた上で、不要な添付書類が求められることがないよう、提出を求めないといけないものを明確化するなどの見直しを検討し、地方公共団体及び農業委員会に通知する。</p>	令和2年度検討・協議 令和3年度措置 b~f:令和3年度措置	農林水産省	<p>① 農業経営改善計画の認定手続と併せ、農業用施設の整備に係る農地転用の審査を受けるとして可能なワンストップ措置を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)が第208回国会で成立し、令和5年4月1日の施行に向け、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付24経営第564号)の改正を行い、当該措置において対象となる農業用施設の範囲を明確化した。</p> <p>なお、農業用施設の面積(現行2a未満)の拡大や、農産物の加工・販売施設への拡大については、農林水産省が行う「農地制度のあり方に関する研究会」において検討を行い、認定農業者が地域計画に定める農業用施設を設置する場合は、農地転用許可を不要とすることとした。</p> <p>② 農地所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ、その課題の整理を行った上で、円滑な合意形成が図られるよう、合意形成の手法等について農林水産省HPに掲載した。</p> <p>③ 6次産業化に取り組む際の留意事項や農地転用や市街化調整区域における開発行為の手続の特例、農業全般の税制支援、相談窓口等を記載したパンフレットを令和2年12月に作成。都道府県や都道府県サポート機関へ情報提供するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く周知を行った。</p> <p>④ a及びbの周知においては、農業経営基盤強化促進法施行規則及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱を改正するとともに、農林水産省HPやメルマガ等を活用し、広く農業者に周知を行った。</p> <p>⑤ f 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきとともに、農地転用許可申請の際に求めている添付書類の実態を調査し、農地転用許可事務の適正な運用を確保するため、農村振興局長通知を発出した。</p>	b 令和6年上期の実施に向けて、農地法施行規則の改正案を検討中。	検討中	継続F		

開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
⑤スマート農業の普及促進											
令和2年7月17日	農林水産分野	5	スマート農業の普及促進	農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、小型農業ロボットについて、圃場内及び圃場外ロボット及び農機メーカーが考慮すべき安全性確保措置を検討し、ガイドラインとして公表する。 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットの道路走行に向けた実証実験を実施する。実証実験の結果を踏まえ、警察庁及び国土交通省は、農林水産省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について検討する。	a. 令和2年度措置 b. 令和2年度実証実験・検討開始、令和3年度実証実験結果を得次第速やかに措置	農林水産省 警察庁 国土交通省	a 小型農業ロボットの走行及び道路・散布作業の実証実験を、圃場内・圃場外(傾斜のある圃場進入路、種継済みの私道、未舗装の私道等)で行うと共に、農機メーカー、大学、研究機関、生産者等の農業・作業安全関連の有識者から構成される検討委員会において、農業及び農機メーカー等が考慮すべき安全性確保措置を検討し、その結果に基づき「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を令和3年3月に改訂した。 b 近接で監視・操作する小型農業ロボットの公道走行を想定した実証実験を、平坦な私道及び傾斜や凹凸のある私道で実施した。その結果とメーカーが想定する小型農業ロボットの仕様を踏まえ、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について、検討を行った。 小型農業ロボットの公道走行の実現に資する道路交通法の一部を改正する法律(新たな準車区分「遠隔操作型小型車」の交通方法等に関する規定の整備)が令和4年4月に成立した。警察庁では、令和4年12月に道路交通法施行規則を改正し、遠隔操作型小型車の車及び非常停止装置の基準並びに都道府県公安委員会への通行の届出の届出を規定するとともに、その解釈を公表し、明確化した。 また、国土交通省では、令和6年2月に、道路交通法の遠隔操作型小型車等が道路運送車両法上の道路運送車両に該当しないものとするを明確化した。上述の法改正等について、小型農業ロボットを開発するメーカーに情報提供を行った。	a, b 措置済	措置済	解決	
令和2年7月17日	農林水産分野	6	農業データの活用	農林水産省は、補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の補助金等)に限らず、その他の交付金、委託費を含む)よりトラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供するとその条件を契約に盛り込むこととするよう公募要領等に明記する。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。 農林水産省は、農機メーカーに働きかけ、位置、作業記録等のデータを取捨するトラクター、コンバイン等の農機の使用に当たり、農業者がこれらのデータを当該農機メーカー以外の作ったソフトウェアでも利用できる仕組み(オープンAPI)の整備を行う。 農林水産省は、令和4年度予算から農機メーカー以外の作ったソフトウェアでも位置、作業記録等のデータを利用できること、トラクター、コンバインなどの農機の導入支援の補助金等の要件とする。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。 農林水産省は、鳥獣害、災害、救急、はしか検査、農道施設等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を発出する。	a, d. 令和2年度措置 b. 令和2年度検討・結論、令和3年度措置 c. 令和4年度措置	農林水産省	a 令和3年度の補助金等から、トラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供するとその条件を契約に盛り込むこととするよう公募要領等に明記することについて原点对応。 また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言の通知を発出(令和2年10月)。 b 農機メーカーを含め関係者が参画した検討会の下でオープンAPIに関する議論を重ね、連携データの特定と利用権限の考え、今後のロードマップを整理した「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を令和3年2月10日に策定。「農業分野におけるオープンAPI整備に関するガイドライン」を踏まえ、各農機メーカーにおいて令和3年度中にオープンAPIを整備した。 c 令和4年度の補助金等から、トラクター、コンバイン等の導入支援を行う際は、農機メーカー以外の作ったソフトウェアでも位置、作業記録等のデータを利用できることを要件とするよう公募要領等に明記することについて原点对応。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言の通知を発出(令和4年1月)。 d 鳥獣害、災害、救急、はしか検査、農道施設等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を発出(令和2年10月)。	a, d 本ガイドラインの普及に向けて、自治体や農機メーカーからの問合せ等に対し適切に対応。 b, c オープンAPIの普及に向けて、自治体や農機メーカーからの問合せ等に対し適切に対応。	措置済	解決	
⑥農協改革の着実な推進											
令和2年7月17日	農林水産分野	8	農協改革の着実な推進	農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業者への資金提供を強化するための出資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達の内資化に併せて検討する。 これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。	令和2年度検討・結論、令和3年度措置 令和4年度措置	農林水産省	a 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付付金監第806号・16経管第8903号)」を改正し(令和4年1月施行)、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投資等に向けて、JVAバンクにおいて構築される自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 地方農政局、都道府県にも周知した。 b (農業協同組合)。c 令和3年6月18日閣議決定規制改革実施計画の「農協改革の着実な推進」の回答と同様の取組を実施。 d 令和3年4月以降に都道府県を通じて収集・確認した当該年度の自己改革を実施するための具体的な方針等と当該方針等の組合員説明資料を踏まえ、農協の自己改革実践サイクルの中心の取組に係る留意点や事例をまとめ、これを農協システムに説明したほか、自己改革実践サイクルの指導演に資するため都道府県に共有した。 令和5年4月、8月から令和6年2月にかけて、12農協(12道府県)と農協との対話を実施した。 b (農業委員会) 「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経管第2584号)を都道府県知事及び全国農協連合会へ提出し、農業者委員会及び農業者委員会について活動の目標の設定等を行い当該の考え方を、農業委員と推進委員の役割分担等について明確化した。	a 「系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付付金監第806号・16経管第8903号)」に基づき、自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行う。 b (農業協同組合)。c 令和3年6月18日閣議決定規制改革実施計画の「農協改革の着実な推進」の回答と同様の取組を実施。	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	
								規制改革推進会議評価	措置状況
(10)水産物及び漁業生産資材の流通に関する観点									
令和2年7月17日	農林水産分野	16	水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者(府受人)、仲卸業者(仲買人)、農業者等の流通業者、産業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産加工業者については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別に調査を行う。	<p>水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者(府受人)、仲卸業者(仲買人)、農業者等の流通業者、産業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産加工業者については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別に調査を行う。</p> <p>aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。</p> <p>d 不適正な取引を未然に防止するため、法律家などの専門家、産業者を加えた検討体制を構築し、水産物・水産加工品と種苗・種苗の取引を含む養殖業者のそれぞれについて、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する。「取引適正化のためのガイドライン」は、aの調査で明らかになった不適正な取組や、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等において指摘のあった「実際に流通に関与していない者による、合理的理由のない口利き料・仲介手数料の徴収行為」、「養殖業に新規参入をしようとする者に対し、餌間屋等の養殖資材取扱業者が合理的理由なく(取引に応じない)といった行為」、「餌間屋が養殖業者に対して、他社(当該餌間屋以外)への養殖魚の取寄を禁止する行為」、「餌間屋が養殖業者に対して、他社(当該餌間屋以外)への養殖魚の取寄を禁止する行為」等の不適正事案について盛り込む。また、「取引適正化のためのガイドライン」は随時改訂を行う。</p> <p>e 漁網・漁船などの漁業生産資材については、価格低減を推進すべく、海外の漁業生産資材の価格、流通構造について調査し比較するとともに、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等で指摘のあった「漁協や漁連による漁業資材発注取りまとめによる価格の硬直化」などの不適正事案の発生を未然に防止するため、引き続き実態を調査した上で、水産業協同組合法に基づく措置等の必要な措置を講ずる。</p> <p>f 「取引適正化のためのガイドライン」の周知徹底を図るため、策定後1年以内に、該当の取引がある全都道府県の産業者及び水産加工業者、流通事業者などを対象とした説明会を開催する。</p> <p>g 以下の養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルが漁業法上問題ないという解釈を明確化し、都道府県に文書で通知する。</p> <p>・A漁業協同組合に免許された区画漁業種において魚類養殖業者を含むB(漁業協同組合の組合員)と、組合員以外のC(法人)が委託契約を結び、Bが、その所有する生簀において、C所有の魚を一定期間養殖する。(Bは養殖に必要な全ての餌料をCから提供を受けるとともに、契約の範囲内において養殖方法に関する指導を受ける。また、これはこの対価として、毎月、契約に定める額をBに支払う。)</p> <p>・D漁業協同組合に免許された区画漁業種において魚類養殖業者を含むE(漁業協同組合の組合員)と、組合員以外のF(法人)が委託契約を結び、Eが、Fの指定する一定品質の養殖魚を生産することとし、Eは契約の範囲内において養殖方法に関する指導を受ける。契約上、養殖の結果、養殖魚が契約に定める一定品質以上となった場合には、Fは契約に定める単価で養殖魚を買い取る義務があるが、養殖魚が一定の品質に満たなかった場合には、Fは養殖魚の買取りを行わないことができることとなっている。</p> <p>h 養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力するよう、作成のガイドラインに記載する。</p>	<p>a~d: 令和2年度措置 e: 令和3年度措置 f: 令和3年度措置 g: 措置済み h: 令和2年度措置</p> <p>a,b,d~h: 農林水産省 c: 農林水産省 公正取引委員会</p> <p>1 水産加工業者への調査については、平成31年3月に水産加工業者を含む産地仲買人514社に対して実態調査を実施し、コスト増加を反映しない価格決定(131社)や不合理な物流センターフィー等の負担(62社)などが取引上の問題として明らかになった。また、令和2年2月に、既存の流通業者が合理的な理由のない仲介手数料の徴収を行っているかについて、水産加工業者を含む産地仲買人に追加アンケート調査を実施し(125社から回答)、合理的な理由のない仲介手数料を要求されたことがある産地仲買人が16名であった。</p> <p>2 産業者・養殖業者へのアンケート調査については、令和2年2月に実施。漁業(284経営体)において、水産物の取引上問題がある(コスト増加を反映しない価格決定等)と回答したのは40経営体、生産資材の取引上問題がある(一方に高く高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは2経営体であった。養殖業(58経営体)において、水産物の取引上問題がある(産地仲買人との取引、発注のやりとり)と回答したのは19経営体、生産資材の取引上問題がある(一方に高く高い価格での資材取引を強制等)と回答したのは3経営体となっており、25経営体については生産資材の取引相手が養殖生産物の販売相手にもなる産地商社であり、このうち9経営体が水産物の取引上問題があるとの回答であった。</p> <p>3 令和3年2月1日の農林水産WGにおける漁業関係者からのヒアリング事例についても詳細調査を実施。</p> <p>公正取引委員会には令和2年までに実施した調査結果を示し、不適正な取引を未然に防止するためのガイドラインについて、連携して検討・作成を行った。漁業関係者からのヒアリング事例の調査結果についても共有し、連携して対応していくこととしている。</p> <p>d, h 漁業関係者とヒアリング事例の調査結果を踏まえ、公正取引委員会と連携し、令和3年2月1日の農林水産WGにおける委員からの意見も盛り込んだ「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」を作成した。養殖業については、アンケート調査を踏まえ公正取引委員会と調整した結果、産地商社による商慣行は下請法の対象とならないため、養殖業者と産地商社・販売業者の双方が取り組むべき適正な取引方法や協業のあり方等について済す養殖業に係る適正取引推進ガイドラインを作成した(養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力することについても記載)。</p> <p>e 国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査、漁協・漁連の購買事業についての調査をそれぞれ実施した。</p> <p>(海外調査結果) ・漁船: 国内では産業者が国内造船所にオーダーメイドで注文することが一般的である。海外(欧州)では、人件費などの建造コストが低いため、中国等で船体の大部分を建造した後、欧州内の造船所で組立を行うことで建造コストを低減している事例があった。 ・漁網: 国内では大型漁網については産業者が国内漁具メーカーにオーダーメイドで注文することが一般的であり、小規模な漁具業者を通じて国内製造又は東南アジア等から輸入した既製品を注文している。海外でも国内と同様に、産業者が求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入するほか、日本製の高性能、高価格な漁網を輸入している事例があった。</p> <p>(購買事業調査) ・主要資材(漁網、ロープ、A重油)の仕入価格の動向を調査したところ、漁連・漁協はそれぞれの判断で、取引先との間で、主に漁網・ロープは年1回程度、A重油は年2回程度、価格の改定を行っているため、漁連・漁協間で価格は一定ではなく、また、年次変動もある状況。 ・資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を調査したところ、共通して使用する資材の規格を統一しし約りまとめにより価格を低減する事例や、漁業者ニーズを反映した機器や網、配合飼料等の商品開発、海外からの輸入等を実施している事例があった。 ・漁協の購買事業について、価格の低減や業者選定の透明性確保のため、複数の調達先を比較するなど、漁業所得や生産性の向上に向けた取組を促進するよう、「漁協等向けに総合的な監督指針(信用事業及び経済事業のみに係るものを除く。)(平成25年5月29日付け25水産第341号水産庁長官通知)」を改正し、施行した。国内外における漁船・漁網の価格と流通構造に係る調査で得られた価格低減の取組事例(漁連が産業者の求める品質と価格に応じ東南アジア等から低価格の漁具を輸入)を含む、漁協・漁連の購買事業における資材の価格低減や品質向上に向けた取組事例を取りまとめ水産庁HPで紹介した。</p> <p>f 令和4年2月から都道府県及び都道府県漁連向け説明会、令和4年3月に全国漁協向け説明会を実施した。また、令和5年2月から5月までにかけて、養殖業者等に対し、「養殖業に係る適正取引推進ガイドライン」について説明を行った。</p> <p>g 事例の委託生産ビジネスモデルについて、漁業法上問題ない旨の通知を令和2年5月21日付けで都道府県宛に発出した。</p>	措置済	解決		
規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定分)									
農林分野									
(5)農地利用の集積・集約化を促した農業競争力強化のための規制改革									
令和元年6月21日	農林分野	9	その他の措置	<p>a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農業者の労働態様が拡大し、役員グループ会社間での業務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有資格法上の役員について、農業への従事日数(150日以上)要件を見直し、現在、事業上2つに限られている業務を拡大する。</p> <p>c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転用許可基準を見直す。</p>	<p>令和元年度措置</p> <p>農林水産省</p> <p>a 認定農業者制度について、従前、市町村長を認定主体としていたところ、農業者の富農区域に応じて国(農林水産省)又は都道府県知事が認定できる仕組みを創設することを内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)」が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、認定農業者制度に係る改正規定は令和2年4月1日に施行。</p> <p>・上記改正も踏まえ、国・都道府県による認定事務に係る留意事項を市町村、都道府県等に周知するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について」(令和2年3月31日付元経産第3193号農林水産省経営局長通知)を発出。</p> <p>b 役員グループ会社間での業務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有資格法について役員農業者の特例に緩和する仕組みを設けること等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)」が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、同年11月1日に施行。</p> <p>c 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係省令とともに、令和元年11月1日に施行した。</p>	<p>a 引き続き、都道府県、市町村担当者に対し、担当者会議等を通じて、法改正の趣旨を丁寧に説明し、円滑な制度運用が行われるよう努める。</p> <p>b 措置済</p> <p>c 農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。</p>	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
①農協改革の着実な推進											
令和元年6月21日	農林分野	10	農協改革の着実な推進	農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。	令和元年度以降、継続的に推進	農林水産省	令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表した。また、改革の取組状況に関するアンケート調査を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表)して、農協自身及び事業者の評価の見える化を実施した。  令和3年6月の規制改革実施計画の策定を受け、以下の取組を行った。 ・「農協協同組合、農協協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用業務及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成23年2月28日22経第6374号)」に基づき、以下のとおり自己改革実践サイクルの進捗状況等を把握し、必要に応じて指導、助言等を行った。 ・令和4年3月から10月にかけて、農協が策定した「自己改革を実施するための具体的な方針」等①(i)～(iii)の方針等を都道府県を通じて収集・確認。 ・令和4年10月に、都道府県を通じて収集した「自己改革を実施するための具体的な方針」等について、取組項目別に優良事例等をまとめた事例集を作成し、都道府県等に共有。 ・令和4年9月から12月、令和5年9月から12月にかけて、農協の監督行政である都道府県及び都道府県中央会等の連合会に対してワーキングを行い、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組及び連合会の支援状況、都道府県の指導・監督の状況等について整理、助言等を実施。 ・令和4年9月から令和5年2月にかけて、15農協(15県)と「農協との対話」を実施した(農水省の職員が農協に赴き、都道府県職員とともに、農協の自己改革実践サイクルによる自己改革の取組状況等について聞き取り及び意見交換し、農協の自己改革を後押しする取組)。 ・令和5年4月以降に都道府県を通じて収集・確認した当年度の「自己改革を実施するための具体的な方針」等と当該方針等の進捗説明資料を基に、農協の自己改革実践サイクルのO・Aの取組に係る留意点や事例をまとめ、これを農協系統に説明したほか、自己改革実践サイクルの指導・監督に資するため都道府県に共有した。 ・令和5年4月、8月から令和6年2月にかけて、12農協(12道府県)と「農協との対話」を実施した。	令和3年6月18日開議決定規制改革実施計画の「農協改革の着実な推進」の回答と同様の取組を実施		継続F	
水産分野											
②改正漁業法の運用について											
令和元年6月21日	水産分野	2	海面を最大限活用する仕組みの確立と、漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切な有効活用を行っていることと公平かつ公正に判断することができる基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない場合について、どのような場合に該当するの具体的な事例に即して明らかにする。	令和元年度以降、継続的に推進	農林水産省	a～c 令和2年度措置 d 令和2年度以降継続的に推進	a～c 既に措置済 d 平成30年度以降に新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を実施した。また、令和5年9月以降に順次行われた漁業者の一斉切替えの適用に関するKPIを含む免許状況調査を実施した。  e 左記で指摘された事項について、「新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて」(令和3年9月7日付け水産庁資源管理部管理調整課長・水産庁増殖推進部栽培増殖課長連名通知)により整理し、発出した。	d 新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査結果及び漁業権の一斉切替えに係る免許状況調査結果を踏まえて、令和6年度以降漁場の活用に関するKPIを設定する。		継続F	
医療・介護分野											
②医療等分野におけるデータ利活用の促進											
令和元年6月21日	医療・介護分野	2	データ利活用の促進	全国の医療機関や保健者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性(様々なシステム間の標準規格)の確立に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。 b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局において患者の医療情報を結び「医療医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータル」を活用したPHRサービスが予定されている。これらのサービス開始に向け、現在の進捗を踏まえて、民間事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。 c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえて、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定案を策定する。	令和元年度以降、令和2年度継続	a 厚生労働省 b 厚生労働省 c 経済産業省 d 経済産業省	a 医療分野における標準規格の基本的な在り方については、標準的医療情報システムに関する検討会(内閣官庁健康・医療戦略室)において、令和元年11月20日に「技術面からみた今後の標準的医療情報システムの在り方について」をまとめ公表した。 また、運営体制の構築については、前述のとおりまとめ踏まえ、標準規格の普及に向けた施策や今後の官民の役割分担等について官民が共に検討を行う体制として、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループを立ち上げたほか、「医療情報等を全面的に活用できる仕組みに係る調査事業」(内)において、医療機関等の関係者に幅広く参加いただき、保健医療情報を確認できる仕組みや情報連携に有用な医療情報項目、それらに必要な標準規格やその普及策案について、意見収集を行った。また、令和元年度、HL7-FHIRにかかわる海外調査を行い、学識者、医療機関等の関係者、ベンダー等の参加の下議論を行い、仮にHL7-FHIRを日本でも活用する場合の検討事項等について整理した。 b 2021年4月に取りまとめた「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」の周知を図り、事業者に遵守を求めた。また、関係省庁と連携して設立支援を行ってきたPHRサービス事業者協会が、2023年7月に設立され、当協会においてデータ標準化・ポータビリティ、サービス品質の確保に向けた業界自主ガイドラインの策定等が進められている。 c クラウド技術の進展等を踏まえて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定案を策定し、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて公表した。	a, c 措置済 b その他の保健医療福祉情報については、2021年6月に策定した「データヘルスに関する工程表」に基づき、実現に向けた環境整備を行い、2023年度以降システム整備ができ次第、順次提供開始を目指す。	検討中	継続F	
令和元年6月21日	医療・介護分野	3	データを活用した設備・サービスの提供	医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法改正の議論に適切に対応できるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」セカンドオピニオンの取組「自らの健康情報の取扱いと国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業のサービス事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、「個人が自らの健康情報を活用するための環境整備」の取組を進め、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。	令和元年度開始、令和2年度継続	厚生労働省	国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくり等に活用すること、保健医療情報を本人同意のもとに医療現場で役立てることについては、令和2年3月に立ち上げた健康・医療・介護情報利活用検討会において、一体的に検討を進めている。国民・患者の保健医療情報を本人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進に向け、令和2年6月の経済情報政策閣議においてデータヘルス集中改革プランを発表し、同プランに基づき、着実に取組を実施することとして、特定健診等情報及び薬剤情報については2021年10月から、受診歴や診療行為などの診療情報は2022年9月から、手術情報の共有は2023年5月目途から、患者や医療機関が確認できるシステム改修等を行っている。	措置済	解決		

開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	規制改革推進会議評価		
							措置状況	評価区分	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">今後の予定 (令和6年3月31日時点)</p> </div> </div>									
<p style="text-align: center;">(5)日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化</p>									
令和 元年 6月 21日	医療 ・ 介護 分野	11	日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	<p>1 研究事業に係る各種手続について、e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力の全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何回も同じ申請を求めらる重複をなくし、提出書類を簡素化する。</p> <p>2 研究機関が再委託契約締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のみ型を提示する。</p> <p>3 研究開発参加者リストの変更期について、その提出を求める頻度を低減するなど簡素化する。</p> <p>4 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制府省府との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。</p>	令和元年度概 計・結論、令 和2年度位置 づけ	内閣府	<p>a 契約や実績報告に関する諸手続きの簡素化に向けて、e-Rad改修を踏まえ、日本医療研究開発機構と研究実施機関の双方がオンラインで情報共有可能なシステム(A-POST)を構築し、e-Radデータと連携させ、令和5年度から運用を開始した。</p> <p>b 「再委託契約書のみ型」については、令和2年2月よりホームページに公開済みである。</p> <p>c 研究開発参加者リストの変更期については、令和4年度用の委託研究開発契約事務処理説明書において、年2回(上期か、下期)の提出に改めた。</p> <p>d 競争的研究費に関する関係府省連絡会が発出した指針等については対応済のため、令和4年度は対応すべき事項は無かった。</p>	措置済	継続F
<p style="text-align: center;">保育・雇用分野</p>									
<p style="text-align: center;">(6)年休の取得しやすい方向に向けた取組</p>									
令和 元年 6月 21日	保 育 ・ 雇 用 分 野	11	年休の取得しやすい方向に向けた取組	<p>a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じて制度の啓発及び普及に取り組む。</p> <p>b 年休の時間単位取得について公表された平成20年の法律改正から相当程度の期間が経過していること踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の権利の確保について、取得日数等と利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用在り方について検討する。</p> <p>c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報に女性の活躍推進企業アンケートにも反映することも検討する。</p>	a 令和元年度 概計・結論 b 令和元年度 概計・結論 c 令和元年度 概計・結論 d 令和元年度 概計・結論	厚生労働省	<p>a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、令和元年度及び令和2年7月に周知リーフレットを作成し、労働局、労働基準監督署のほか、200を超える労使団体(経済団体を含む)、都道府県に配布し、積極的に周知していた。リーフレットを実施。また、当該リーフレットを、厚生労働省ホームページ、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載し、働き方・休み方改善ポータルサイトでは、「時間単位年休」で導入企業事例を検索・閲覧することができるようにしているが、一層の展開を図るため、働き方・休み方改善ポータルサイトを改修し、時間単位に関するアイコンを掲載した。</p> <p>b 年休の時間単位取得について、取得日数などの利用の実態を把握するため、令和2年に企業向け・労働者向けのアンケート調査を行い、調査結果を令和3年7月に公表した。同調査結果を踏まえ、「これからの労働時間制度の在り方に関する検討会」において検討を行い、令和4年7月に報告書とまとめた。この報告書を踏まえ、労働政策審議会において検討を行い、令和4年12月にまとめた報告書において、「年5日を超えて取得したいという労働者のニーズに応えるような企業独自の取組を促すこととし、これにより年5日を超えて取得したいという労働者のニーズに応えるような各企業独自の取組を促すため、令和5年4月より、①労働基準法第39条第4項に定める時間単位年休を年5日導入し、②時間単位の特別休暇の規定を設けた中小企業事業主について、新たに働き方改善推進支援助成金の助成対象に含めることとし、これにより年5日を超えて取得したいという労働者のニーズに応えるような各企業独自の取組の促進に努めた。</p> <p>c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討し、情報公表項目に労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する社内制度の概要等を追加し、その制度の1つとして年次有給休暇の時間単位取得制度を位置付けることが適当とされた。これを踏まえ、令和元年12月27日に関係省令を公布した。また、女性の活躍推進企業アンケートに、「職業生活と家庭生活との両立に関する雇用環境の整備」の中に項目を設け、年休の時間単位取得の制度等を設けている企業の情報開示を促している。</p>	措置済	継続F
<p style="text-align: center;">投資等分野</p>									
<p style="text-align: center;">(3)教育における最先技術の活用</p>									
令和 元年 6月 21日	投 資 等 分 野	2	教育における最先技術の活用	<p>a 全ての児童生徒に対して、最先技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内でできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発揮されるよう包括的な措置を講ずる。</p> <p>そのための、以下へ向けける措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、文科科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。この取りまとめには、第4次答申(提言した)5年以内でできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるように包括的な措置を講じ、工程表を含む取りまとめを行う内容を含むものとする。</p> <p>b パソコンなどのデジタル機器(通信環境を含む)は、これまでの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきであることと学校教育の現場に十分浸透させるとともに、「パソコン(タブレット等を含む)1人1台」(BYODを含む)をはじめ、あるべき教育基盤を盛り込み早期に実現するため、a)に掲げる工程表に位置づけ、必要な措置を講ずる。最先技術を活用した教育基盤について市町村により大きな格差が生じ、市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査し、公表する(令和元年度)として、全国どこでも現場の児童生徒に必要な教育環境を提供する観点から、全ての自治体にICT環境整備に係る計画策定・実施を促し、教育現場に向けたICTの活用を促進する。期限までに整備すべき教育基盤を実現するために、必要に応じて国による是正措置を検討する。あわせて、自治体またがる共同課達の導入など、安価な環境整備に向けた具体的検討や、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組などを推進し、学校のICT環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>c 教育における情報の利活用を促進するため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインの見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>・教育現場において、公衆網を介したパブリック・クラウドの活用を前提(クラウド・バイ・ défaut)とすることを明確にするとともに、これまで高等教育機関が利用してきた通信インフラの初等中等教育機関への開放等、ネットワーク環境の充実化を図る。</p> <p>・教務系と学習系のネットワークについて、より柔軟な方法によるセキュリティ対策を講じた上で教務系と学習系のシステム連携を進める。</p> <p>また、自治体の条例でオンライン(結合(遠隔環境を通じた電子計算機の結合)を制限する規定がある場合)でも、教育現場において、セキュリティを備えたクラウドを導入することでオンライン(結合)が認められることとガイドラインとして示すなど、当面の措置を講ずる(令和元年度上期)とともに、必要な更なる措置を講ずる(令和元年度内)</p> <p>d デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の軽減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含めた最速な制度の在り方について、関係府省との協力を踏まえ、必要措置を講ずる。</p> <p>・諸国におけるデジタル教科書の活用状況について直ちに調査する。</p> <p>・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法について検討し、その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめ、デジタル化の視点から活きた児童生徒の学習に最適な教科書の媒体の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>e 高等学校の全日制の課程において、通信制教育の一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができることを周知する。</p> <p>f 児童生徒がどこにいても、どんな状況にあっても(例えば、不登校、病氣療養など)、両時双方による遠隔教育や最新の技術による取組の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を享受する環境を整備するための措置を講ずる。</p> <p>g 最先技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負担の軽減に資する有効な手段でもあることから、最先技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきた役割の範囲について、時代の変化に応じた柔軟に異動し、多様な外部人材を活用するなど、柔軟に対応できる新たな体制を実現することが必要である。そのため、従来の外部人材の枠を超えた外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるために必要な措置を講ずる。</p>	a 令和元年度 上期調査 b 令和元年度 概計・結論 c 令和元年度 概計・結論 d 令和元年度 概計・結論 e 令和元年度 概計・結論 f 令和元年度 概計・結論 g 令和元年度 概計・結論	a 文科科学省・総務省・経済産業省 b 文科科学省・総務省・経済産業省 c 文科科学省・総務省・経済産業省 d 文科科学省 e 文科科学省 f 文科科学省 g 文科科学省	<p>令和元年度6月に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」を取りまとめ、令和5年度には「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの活用推進事業」を実施し、全国9カ所で実証研究を行った。</p> <p>・機器の整備については、GIGAスクール構想に基づき、国による支援や低廉な環境整備等の措置を講じ、1人1台確保を実現し、毎年「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により結果を公表している。また、「教育の情報化に関する手引」の改定等により関係者の専門性を高める取組を進めている。</p> <p>c 「教育情報セキュリティポリシー」に関するガイドラインについて、令和6年1月に、①「GIGAスクール構想の下での教育の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言(※2)等を踏まえた教育情報セキュリティの考え方の提示、②関連法令・指針の改訂・改定に伴って、③各自自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定推進に向けた組み分けや方向上のための構成を見直しを目的に改訂を行った。</p> <p>・教員の働きやすさと教育活動の一層の高度化に向けた次世代の教務DXの方向性を示した「GIGAスクール構想の次世代のDXについて」教員の仕事やすさと教育活動の一層の高度化を目指して、令和5年9月にとりまとめ、この方向性も踏まえ、令和5年度に「次世代の教務デジタル化推進実証事業」を実施し、教務系・学習系ネットワークの統合、パブリッククラウド環境における校務支援システム・汎用クラウドワークの活用を前提とした次世代教務DXのモデルケースを創出した。</p> <p>d デジタル教科書について、令和5年度は全国全ての小・中学校等を対象に学習者用デジタル教科書を提供し普及促進を図るための実証事業等を実施するとともに、デジタル教科書の効果・影響に関する実証研究事業等を実施した。</p> <p>・諸国におけるデジタル教科書の活用状況については、「令和2年度学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、調査し、その結果を報告書に取りまとめた。</p> <p>・デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインについては、「学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件」(平成30年文科科学省告示第237号)が改正されたことや、「GIGAスクール構想」による1人1台端末環境等の整備が進められていることを踏まえ、令和3年3月に改訂を行った。</p> <p>・今後のデジタル教科書の在り方については、中央教育審議会の議論を踏まえ、当面の取組は、紙の教科書との併用を前提とした上で、令和5年度から全ての小・中学校等を対象に、小・中学校等から小学校等までに対して「英語」を提供するとともに、次に学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら「算数・数学」を段階的に提供することとしている。</p> <p>e 高等学校等の全日制の課程及び定時制の課程に在籍する生徒が、母校又は他校の通信制の課程において開設される科目を受講することが可能であると明示するとともに、全国高等学校教育研究協会と研究協議会等の全国の高等学校の関係者が集まる場において、関係制度に関する周知を実施。</p> <p>f 「GIGAスクール構想の実現」として、令和元年度及び2年度補正予算において、学校における一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備に必要な経費を計上し、ICT環境整備を進めた。また、遠隔・オンライン教育を含むICT環境整備については、令和5年度内に「英語」に取りまとめられた中央教育審議会答申において、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育を使いこなし(ハイブリッド)として、個別最適な学びと協働的な学びを展開することを基本的な考えとして、取組を進めていく必要性が示された。</p> <p>g 講師と児童生徒、児童生徒同士の間取り合いの重要性や、義務教育段階から高等学校段階までの児童生徒の発達段階の違い、新型コロナウイルス感染症への対応における成果や課題を踏まえ、遠隔・オンライン教育の充実に向け、必要な取組を進める。</p> <p>h 令和2年度当初予算において、ICTに精通した外部人材を活用した指導体制を構築する事例を創出し、当該事例の指導体制を全国的に普及させるための実証事業として、教育職員採用法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年文科科学省令第35号)を公布し、教職課程にICT科目を創設した。また、優れた知識経験等を有する社会人に対する特別免許状の授与がむなしく、令和3年5月に「特別免許状の授与に係る教職職員検定等に関する指針」の改訂し、都道府県教育委員会に対して審査基準や手続の緩和を示した。</p>	措置済	継続F



開議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
<b>(4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供</b>											
令和 元 年 6 月 21 日	投資 等 分 野	8	中小等細 企業 の資金 調達 の多様 化	中小等細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む 海外の法制度の調査を行う(令和元年度前半まで)。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディング の活用などを、短期の資金ニーズにより円滑に応えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策 のあり方を検討する。 b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引 所と関係者との協議を促進する。	a 令和元年度 検討・結論 b 令和元年度 実施	a 金融庁 消費者庁 法務省 b 金融庁 経済産業省	a 中小等細企業に対しアンケートを行い、短期の資金ニーズを調査した。また、諸外国における、利息と手数料の関係 を含む法制度について調査した。 金融庁は、フィンテックを活用した新たな取組を行ういやすくなるための環境整備を進めてきたところであり、こうした取組 は、中小等細企業の資金調達の多様化に資すること、今後とも継続することとされた。  【金融庁】 a 東京証券取引所は、スタートアップの企業特性やニーズ等の多様化を踏まえ、新規上場手段の多様化を図る観点か ら、新規上場プロセスの円滑化、企業特性に合わせた円滑な上場審査(機関投資家の評価の活用等)、ダイレクトリス ティングの見直し等の環境整備を行った(2022年12月、2023年3月)。 また、上場プロセスの円滑化としては、金融庁において、スタートアップ企業をはじめとする未上場企業が上場する 際、公開価格が適切に決定されるようにするため、それまで1か月以上とされた上場承認日から上場日までの 期間について、株主保護を図りつつ、実務の改善による短縮を可能とする見直しを含む「社債、株式等の振替に関する 法律」の改正を成立させた(2023年11月)。 さらに、東京証券取引所は、先行投資型バイオペンチャーの上場にあたっては、臨床試験フェーズや創薬バイオペンチャーに 関する大手証券会社とのプラットフォームについては、必ずしも形式的な条件とせず、各社のビジネスモデルに応じた上場 審査を行う旨を明確化する観点から、「2023 新規上場ガイドブック(グロース市場編)」を改訂(2023年10月28日)した。 あわせて、上場までに相当の企業規模となっており、かつ、上場時に機関投資家を中心に大規模な資金調達を行う場 合には、機関投資家の評価を活用して審査を行う旨についても記載した。 そして、改訂版「バイオペンチャーの上場サポート」を行う主幹証券会社に対して周知を行うとともに、「ディープテック バイオペンチャー上場相談窓口」に寄せられたバイオペンチャーからの相談に対して改訂内容を踏まえ円滑な上場を 支援してきた。  【経済産業省】 b 創業型バイオペンチャーの資金調達を円滑化するために、投資家が企業の実力や成長性を理解するために必要 な財務情報をつかやすく発信していくことが重要である。日本の創業型バイオペンチャーで特に情報開示が不足してい る開示内容、投資家目録での情報開示の必要性などを開示のイメージとともに整理した。「バイオペンチャーと投資家の 対話促進のための情報開示ガイドブック」を策定し、周知活動等を行った。	b 措置済 【金融庁】 b 左記の改訂内容に基づき、引き続き円滑な上場を支援していく。  【経済産業省】 c これまで研究会で議論してきた事項について、フォローアップのための研究会を実施する。情報開示ガイドブックの周 知、利活用促進にむけた活動の促進、引き続きバイオペンチャーの資金調達の環境整備を推進する。		継続F	
<b>(5)電力小売市場の活性化</b>											
令和 元 年 6 月 21 日	投資 等 分 野	11	新規参入 者に過度 に不利に ならない 非化石 電源 取引 市場 の構築	非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進 に用いる。	令和元年度指 定	経済産業省	第52回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2021年6月14日)において、発電事業者に対して、非FIT非化 石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充ていけるとともに、証書の販売収入をどのように用いているか、定期 的な報告を求め、審議会において報告内容を公表することと整理済み。 第70回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の参考 資料2において、証書収入における使途の報告の内容を報告済。	引き続き、毎年対象事業者に対して報告を求めていく。		措置済	解決
<b>規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定分)</b>											
<b>農林分野</b>											
<b>(2)卸売市場を含めた流通構造改革</b>											
平 成 30 年 6 月 15 日	農 林 分 野	1	卸売市場 の流通 構造改 革	a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月9日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部) に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。 b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に 留意して運用に当たる。 ・食品流通構造が多様化する中においても、不公正な取引が把握され正されるよう、国による調査等 を的確に実施すること。 ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律 等、法令に基づくものに限ること。 ・卸売市場の運営に係る実務的ルールの変更等、商慣行等を見直しを促進すること。 ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲のある事業者を 積極的に支援すること。	a 措置済み b 平成30年度 以降措置	農林水産省	a 平成30年6月、第196通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成 30年法律第62号)が成立し、同月公布された。この改正に伴い、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)は、 法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品等流通法」という。)に変更。  b-1 平成30年10月に施行された「食品等流通法」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産省のホム ページに相談サイトを開設する等、食品等流通調査を開始。 b-2 卸売市場に関する規制は、法令に基づくものに限ることとし、関連通知は令和2年6月の「卸売市場法」の施行に 併せて廃止した。 b-3 売買取引の方法、決済の方法等、卸売市場法で定める公表事項のほか、開設者が独自に遵守事項を定める場 合には、当該遵守事項と理由を公表。 b-4 「食品等流通法」に基づき、農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に対して、出資等の支援措置を実 施。	令和2年6月に施行された「卸売市場法」に基づき、農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場 の運営の状況に関する報告を受け、卸売業者等の業務の状況を把握するとともに、必要に応じ、開設者に対して報告 徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずることにより、卸売市場における公正な取引を確保 する。		措置済	解決
<b>(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し</b>											
平 成 30 年 6 月 15 日	農 林 分 野	3	相続未登 記農地等 の農業者 上の利便 促進につ いて	a 「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)に基づき、関係法律 を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。 関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。 ・所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人について、あら かじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を認知できない場合にも、農業委員会による 公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制 度を設ける。 上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現 れた場合には、利用権を解放した者から、現れた共有者に対して、資料の持分相当 額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき共有持分を有する者の過 半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府 県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないも の」に延長する。 b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け 出る現行の仕組みを更に徹底すること など、効果のある対応策を政府全体として検討する。	a 措置済み b 平成30年度 検討開始、結 論を後次第 次により措置	農林水産省	a 所有者不明農地について簡易な手続で農地中間管理機構に長期賃貸し付けることを可能とする等と内容とする農業 経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)におい て成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。  b 農地の相続等があった場合の農業委員会への届出義務については、ポスターを作成し、農業委員会、都道府県、農 地中間管理機構等の関係機関や、法務局、司法書士会連合会、行政書士会連合会等に配付し、掲示いただいている ところ。 また、所有者不明の農地となることを防ぐ観点において、登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題につ いては、政府全体で検討した結果、相続登記の義務化等と内容とする民法の一部を改正する法律(令和3年法律第24 号)が令和3年通常国会で成立した。	a, b 措置済		措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								規制改革推進会議評価	措置状況	評価区分
(5)農業の発展に資するその他の改革										
平成30年6月15日	農林分野	5	農地集積・集約化等を通じた農・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 農地の有効利用の活用を促進するため、農地を所有する法人の役員要件・構成要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実施の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	平成30年度年度 論、結論を得た 措置速やかに 措置	農林水産省	農用地の転用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等と内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和元年5月に成立し、令和2年4月1日に完全施行。 農地所有資格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有資格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特別の活用実績、農地所有資格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有資格法人が役員をグループ会社で業務する場合に役員は農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。	措置済	継続F	
(6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革										
平成30年6月15日	農林分野	10	林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革	a 木材の需要拡大・利活用促進を図りつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケティングの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が供給側のテークを有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の所有公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益を有する権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等専管制度の活用により効果的に必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)についても所要の措置を講ずる。	a 平成30年度年度 検討開始、結論を得た措置速やかに措置 b 平成30年度年度 措置	a 農林水産省 b 内閣府 農林水産省	a 既に措置済 措置内容: <a href="https://molink.jp/">https://molink.jp/</a> b 樹木採取権制度を措置した「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)」が令和2年4月1日より施行。これに基づき、令和3年9月から10月にかけて全国10か所の樹木採取区をパイロットに指定し、公募を経て、申請のあった箇所について令和4年2月以降、順次権利を決定済。令和4年12月に「今後の樹木採取権設定に関する方針」を策定・公表済。令和5年以降、策定した方針に基づき、新たな樹木採取権設定に向けて「アットホームデザイン」等の取組を実施。 <a href="https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu.rinya/kokumin_mori/ryuiki/gumokusaiyuketu.html">https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu.rinya/kokumin_mori/ryuiki/gumokusaiyuketu.html</a>	a 措置済 b 策定した方針に基づき経常的に取組を進める。	解決	
水産分野										
(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現										
平成30年6月15日	水産分野	1	新たな資源管理システム構築	以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを旨とする。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を技術的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報資源を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整える。 c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできない主要魚種については、順次、回復と維持を目指す資源水準としての目標管理基準(IMSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量(以下「TAC」(Total Allowable Catch)という。)を設定する。TAC対象魚種は、漁業種別別及び漁区別(準漁獲可能量)のものを順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。 f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(以下「IQ」(Individual Quota)という。)を導入する。IQの導入に当たっては、割当は、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合(%)を割り当て方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のOTACに基づいて確定するものとする。資源管理に对应しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移行を可能とする。 g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。 h IQ行いで資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i 上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・漁獲量を集計し、資源管理に必要な場合には、適切なタイミングで操業停止など各種措置命令を発出する。 ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。 j 漁区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、経営管理や漁業経営に精通した知識者、漁業者を中心とする委員構成とする。 k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、漁船や林漁播種などに対する支援を行う。 l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	a~k 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布され、公布の日から起算して2年以内(ただし、公布の日から起算して2年以内)に施行されることとなった。その後、改正法に係る政令等「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」等、施行に向けての法令等の整備を行い、令和2年12月1日に改正法が施行された。 f, h 令和5(2023)管理年度までにミナミマグロ及び大西洋クロマグロの遡洋まぐろはえ縄漁業、サバ類の大中大型まぐろ漁業、マアワ及びワタリイサナ(大型魚)の大中大型まぐろ漁業、クロマグロ(大型魚)のかつお・くまの漁業、クロマグロ(小体魚及び大型魚)のかき等漁業、スルメイカの大巨許可が約り漁業及びサンマの北太平洋さんま漁業において、IQ方式による管理を令和5(2023)管理年度までに導入した。また、必要な資源・漁業種別については、IQ管理に加え、漁業禁止区域の設定等を行っている。 i 主要魚種の不漁の影響等が多い漁業者の経営に及んでいる中、漁業経営のセーフティネットとして現行の対応を継続してきてきたこと。	a~k 措置済 令和4年3月に策定された新たな水産基本計画に即して、引き続き制度の見直しを検討を進めていく。	検討中	継続F
保育・雇用分野										
(2)日本で学ぶ留学生の就職機向上										
平成30年6月15日	保育・雇用分野	5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。	a 平成30年度年度 検討、令和元年年度結論、結論を得た措置速やかに措置 b 平成30年度年度 検討・結論、令和元年年度措置	a,b 文部科学省 c 厚生労働省	a 令和5年5月に第211回通常国会で成立した日本語教育機関認定法(令和5年法律第41号)により、認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格として、登録日本語教員制度を整備した。 b 令和3年度より、留学生就職促進プログラムでの成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進プログラム認定制度」による認定を開始し、23年度の認定を行った。 c 令和元年度において、我が国で就職する外国人留学生を対象とした「外国人留学生定着支援コース」を新設・実施し、令和2年度においても引き続き、「留学生就職促進プログラム」の成果を基に制度設計を行った「留学生就職促進プログラム認定制度」に基づく認定公募を実施していく予定。 d 措置済(外国人雇用サービスセンター)において、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」に基づく研修を実施している。	措置済	継続F	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
投資等分野											
②電波制度改善											
平成30年6月15日	投資等分野	15	電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえ、電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特価や帯域区分を見直す。 b 上記aの見直し(電波利用料全体の適正化)の範囲での見直し)を超え、国民共有の財産である電波を利用しての免許人に対して経済的価値に基づき負担を求めるとして、検討する。	a.平成30年度までに検討・継続、平成30年度中に法案提出 b.継続的に検討	総務省	a 特価電波について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを創設すること等踏まえ、新たに1/2の特価電波を適用するとともに、利用料負担の割増りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直し、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 令和5年1月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、今後の5Gへの割当ての中心となるミリ波の高い周波数帯を活用した5Gビジネスを拡大していくための方策等とともに、それに資する新たな割当て方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、令和5年7月に報告書を取りまとめた。	a,b	措置済		継続F	
平成30年6月15日	投資等分野	19	新規参入の促進 放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18aのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方針について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所案の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所案の制度整備を行う。 c V-High帯域について、現在、サービス提供を行っておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方を検討する。	a,b 令和元年度中に措置 c 平成30年度中に検討・一定の結論	総務省	a 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 b 衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)」が令和元年5月に成立し、衛星基幹放送関連規定が令和2年1月に施行。 c 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を策定したところ、それを踏まえ、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。	a~c	措置済		継続F	
③放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)											
平成30年6月15日	投資等分野	23	放送コンテンツの海外展開の促進 放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のための、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当局との情報交換を推進する。海外の当局で取扱いが迅速にされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取扱いがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府と働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等と連携して検討する取組を強化する。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求めるとともに日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。	a,b,c,e 平成30年度上期以降継続的に実施 b 令和元年通常国会までに法案提出、 c 令和元年度早期に措置	a 総務省 b 経済産業省 c 文部科学省 d 令和元年通常国会までに法案提出、 e 文部科学省 f 文部科学省 g 総務省 外務省	【総務省】 a 放送コンテンツを制作して海外で発信する取組の支援として、令和5年度は計53件の事業を採択し、インバウンドの本格的な再開を見据え、欧州・アジア等の9か国・地域において番組等を放送するとともに、インターネットを活用した情報発信を行った。また、官民が協力し、国際見本市を通じた日本の放送コンテンツの海外展開を支援している。さらに、令和5年度からは、海外事業者に対して日本の放送コンテンツの情報を発信するオンライン共通基盤の整備等に着手している。このほか、関係府省・関係団体と連携して、放送コンテンツの海外展開に関するセミナーをオンライン配信する等、放送コンテンツの海外展開に関する取組を継続的に実施。 b 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する権利者等と協定を結ぶ。平成31年4月及び令和2年1月に、日・ASEANのワーキンググループを開催。令和2年度は、実業団体において、不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会が設立されたことから、違法配信サービスに関する実態の調査結果等を情報共有し、同協議会・連絡会の活動を支援。令和3~5年度は、不正ストリーミングデバイス流通状況について詳細調査を行い、同協議会・連絡会において情報共有を実施。 【経済産業省】 b 令和元年度予算として、インターネット上の海賊版コンテンツに対する削除要請等が民間において自主的に行われるような仕組みを構築し、削除業務を行う人員体制を強化。 【経済産業省】 c 権利者団体を通じて、各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取組強化の要請等を実施。 【文部科学省】 d 日中韓文化大臣会において正規版コンテンツの流通促進と海賊版取締り等のため、協力と交流を強化していくことを確認した。また、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 e 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。その後、「海賊版対策としての実効性確保と国民の正当な情報収集等の権利保護」のバランスを取った「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、令和2年10月1日に「リーチサイト規制」に関する改正事項が施行された。 【内閣府】 e 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に検討を行った(平成30年6月~10月)。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野分科会(第1回)」で報告を行った(平成30年10月)。また、「検証・評価・企画委員会」(平成31年3月、4月、令和元年7月)において、インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー案を、「構想委員会・コンテンツ小委員会」(令和3年4月)においてその更新案を示し、議論を行った。これらを踏まえ関係府省庁で取りまとめた「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」(令和元年10月策定、令和3年4月更新)に基づき、政府一丸となって対策に取り組んでいる。 【文部科学省】 f 日中韓文化大臣会において正規版コンテンツの流通促進と海賊版取締り等のため、協力と交流を強化していくことを確認した。また、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 f 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地国における最新の情報を継続的に把握。 【外務省】 g (1)日本の映画コンテンツの中国進出にも繋がる「日中映画共同製作協定」(2018年5月締結、発効)について、更なる活用を進めるべく、中国政府及び関係機関との対話を実施した。 (2)中国政府との対話を通じて、外国の映像作品に対する規制緩和を要請した。日中経済パートナーシップ協定(2023年2月)においては、コンテンツ分野での交流について、外国の映像作品に対する各種規制の緩和や撤廃を含む関連法令のあり方について意見交換を深め、引き続き、映像作品の共同製作の推進、コンテンツ分野の経済交流の促進に向けて、両国間の連携・協力を強化していくことを確認。 (3)外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに133か国・地域、4,097番組(令和5年3月末時点)を放送。	a 総務省 b 経済産業省 c 文部科学省 d 令和元年通常国会までに法案提出、 e 文部科学省 f 文部科学省 g 総務省 外務省	【総務省】 a 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算を着実に執行すること等により、放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 引き続き不正ストリーミングデバイス対策協議会・違法配信サービス対策連絡会と情報交換等連携する予定。 【経済産業省】 c オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるような適切な制度設計・機能強化を検討し、試験的に実施。 【経済産業省】 c 引き続きエンフォースメントを実施。 【文部科学省】 d 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 d 措置済 【内閣府】 e 令和元年10月18日に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」を令和3年4月に更新し、これに基づいて関係府省を連携しながら引き続き着実に実施。また、「構想委員会・コンテンツ戦略ワーキンググループ」(令和6年4月)において海賊版対策について議論予定。 【文部科学省】 f 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【経済産業省】 f 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【外務省】 g (1)日中映画共同製作協定」の更なる活用を図るべく、中国政府及び関係機関との対話を継続。 (2)中国政府との対話を通じて、引き続き外国の映像作品に対する規制緩和を要請していく。 (3)これまで行ってきた事業において番組提供済みの案前について、引き続き、放送状況確認、及び成果報告に関わるフォローアップ等を行い、着実な放送を実現していく。	検討中		継続F

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況	今後の予定	規制改革推進会議評価	
							(令和6年3月31日時点)	(令和6年3月31日時点)	措置状況	評価区分
(5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大関与を期待できる環境整備)										
平成30年6月15日	投資等分野	26	コンテンツ流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益性の分配の全体が整合性をとれた改善について、総務省が放送コンテンツの流通・インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外業務を参考とする。</p> <p>b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、広大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>a 平成30年度中に検討開始</p> <p>b 令和元年度継続・措置</p> <p>c 平成30年度中に検討開始、検討開始後、検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要見直しは令和元年度措置</p>	<p>【総務省・経済産業省】</p> <p>a 平成30年12月から開始している、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、既に試行的に同時配信等に取り組んでいる放送事業者に対しアリアンを実施し、当該放送事業者の意見として課題を整理した。その上で、整理した課題については、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総務省第55号令和元年1月15日総務省情報流通行政局長通知)」として、令和元年11月15日に文化庁に提出し、文化審議会における検討を取った。</p> <p>なお、本勉強会には、文化庁及び経済産業省が関係省庁としてオブザーバー参加している。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>a 平成29年度から令和元年度にかけて、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手続きが煩雑、といった課題を解決するため、権利情報集約の基盤が一部整っている音楽分野について、管理事業者等の有する権利情報に加え、インディーズレーベルやクリエイターが自己管理している権利情報を集約し、一括検索できる機能等を備えたプラットフォームの構築に関する実証事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を行った。</p> <p>3年間の実証事業により構築したデータベースと検索サイトは「音楽権利情報検索ナビ」として、令和3年4月1日より一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会が運営を引き継ぎ、公開されている。</p> <p>令和2年度からは、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化及び利用円滑化に取り組んでおり、初年度は、権利情報の登録等を行う窓口の設置に向けた権利情報の登録のニーズや課題、仕組みについての調査研究を行った。さらに、令和3年度においては、改正著作権法にて措置された放送同時配信等の利用円滑化への対応として、個人クリエイター等の権利情報を登録する窓口を設け、「音楽権利情報検索ナビ」での検索を可能とするシステムを構築した。令和4年度は、前半で令和3年度に構築した「音楽権利情報登録システム」の持続可能な在り方等について調査研究を実施し、現状のシステム運用とシステムを充実し事務局によるマニュアル対応との比較検討を行った結果、現状のシステム運用を維持することも適切であるとされた。また、自動化にあたっては、様々な提案が寄せられ、引き続き対応を検討していくこととされた。後半では、配信楽曲等が在る権利情報の更なる集約化・整備と利用円滑化に係る調査研究を行い、ファンゲート等のデジタル技術を活用した配信楽曲等の権利情報の集約化・整備に関する検討及び音楽権利情報登録システムを活用したノンメンバーへの集中管理への委任促進について検討を行い、必要なシステム改修を行った。</p> <p>【総務省】</p> <p>b 「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成30年12月から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、同時配信における円滑な権利処理の在り方について議論した。なお、同時配信等の権利処理手続において発生している課題の根本的な解決に当たっては、著作権制度の改正が必要であることから、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総務省第55号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出し、文化審議会における検討を取った。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>b 総務省において同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題が取りまとめられたことを踏まえ、文化審議会著作権分科会において、関係団体からのヒアリング等を行い、議論を行った結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作権隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)が整理された。</p> <p>その後、令和2年8月に総務省において取りまとめられた放送業界の要望等を基に、文化審議会著作権分科会において具体的な検討を行い、令和2年2月に放送番組のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化に関する報告書を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)」が令和3年6月に公布され、令和4年1月1日に「放送番組のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化」に関する改正事項が施行された。</p>	措置済	解決		
(6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他)										
平成30年6月15日	投資等分野	27	電波の有効活用	<p>放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。</p>	平成30年度稼働開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ	総務省	<p>総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催し検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめを公表した。第二次取りまとめを踏まえ、放送用周波数の有効活用に関する技術検証等を通じて、所要の技術基準の整備等を実施中。</p>	措置済	継続F	
平成30年6月15日	投資等分野	28	新たなCAS機能の検討	<p>通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての後の在り方検討が求められるよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。</p> <p>b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮し、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>	<p>a 平成30年度上期開始し、令和元年度上期に実施</p> <p>b 平成30年度上期開始し、令和元年度上期に実施</p>	総務省	<p>a 総務省を含めた関係者において、平成30年12月より開始した新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知啓発の一環として、様々な機会を通じて新CAS機能(CASチップ)に関する周知を実施した。(総務省では平成30年6月より「4K放送・8K放送情報サイト」のなかで新CAS機能に関する情報を掲載、(一社)新CAS協議会では随時HPの情報を充実させるとともにコールセンターを平成30年12月より開設し消費者からの問合せ等に対応、放送事業者では新CAS機能に関する周知啓発リーフレットを作成し、平成30年9月より受取メールを通じて新4K8K衛星放送対応受取機に同梱するなど、各方向から消費者に対するきめ細やかな情報提供を実施済み。)</p> <p>b 総務省では、平成30年12月より「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置した「新たなCAS機能に関する検討分科会」において、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。</p>	措置済	解決	
平成30年6月15日	投資等分野	29	その他	<p>総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めるため技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまで食議に出された意見(※)も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。</p> <p>※規制改革推進会議第28、30、34回及び同議員等ワーキンググループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。</p>	令和元年内に実施	総務省	<p>放送政策の在り方を総合的に点検を行うものとして、「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討状況を確認し、議論を行った。その結果、同検討会において「通信・放送融合時代における放送政策」「これからの公共放送の在り方」及び「災害時における放送の確保の在り方」を検討。また、令和3年11月から、「デジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、デジタル化の進展等を踏まえた放送の将来像や放送制度の在り方について検討。</p>	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		規制改革推進会議評価	
								措置状況	評価区分		
⑧エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進)											
平成30年6月15日	投資等分野	34	ガソ小売市場における競争促進 小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての資目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の算出や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命を促進(ガス託送料金の適正化)を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置	経済産業省	電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス事業者の令和4年度託取支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、令和4年度終了時点での超過利潤算出額が、変更命令の発効基準となる一定水準を超過していた事業者は2社であった。また、令和4年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発効基準となる5%を超過していた事業者は、7社であった。これらの事業者のうち、令和4年12月末日又は令和5年3月末日が料金改定の期日とされた事業者につき、想定単価と実績単価の乖離率が変更命令の発効基準となる5%を超過した事業者のうち、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため変更命令の対象外とした1社を除き、期日までに託送料金の改定の届出が行われたことを確認した。	令和6年度中に、令和5年度託取支の事後評価を行う。	検討中	継続F		
⑫その他民間事業者等の要望に応える規制改革											
平成30年6月15日	投資等分野	57	高等教育の進捗の遅延の障害とならないようとするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金額に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないよう、財政面も含めた必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。	b 速やかに措置 b 改正法の施行を待たず c 速やかに検討開始、結論を得る c 改正法施行後、速やかに措置	文部科学省	a 「授業目的公衆送信補償金」に関し、教育関係団体への確認やパブリックコメントの結果を踏まえた上で、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」(平成30年11月14日文化庁著作権課)を策定した。 本格的に制度が運用される令和3年度以降の有償での補償金の額については、SARTRASから、教育機関の設置者団体への意見聴取を踏まえ可能な限り低廉な額とした案の認可申請あり。文化審議会における議論を経て、「適正な額と認められる」との文化審議会による答申に基づき、令和2年12月18日、文化庁長官より承認された。 b 認可された補償金額をベースとして、各設置者において適切に措置が講じられるよう、地方財政措置や予算措置が講じられている。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)は、令和3年度から補償金額を有償として本格実施したところであり、その運用状況も踏まえて検討する予定。	a 補償金規程において、当該規程の実施日から3年を経過する前に、実施後の状況を勘案し、規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされており、当該規程の適切な運用について、文化庁からSARTRASに対し、適宜、指導監督を行っていく。 b 各設置者において適切に措置が講じられるよう必要な取組を引き続き行っていく。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等(授業目的公衆送信補償金制度)について、その運用状況も踏まえて引き続き検討を行う。	検討中	継続F		
平成30年6月15日	投資等分野	70	行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。	平成30年度検討、結論	総務省	令和5年7月、日本行政書士会連合会は同会の定める領収証の基本様式に関する規則を改正し、令和5年10月より同規則に規定されている領収証の基本様式のほか、これに準じた様式の領収証の作成が認められた。 (行政書士は、任意の領収証を発行し、業務名や着手金、立替金など行政書士特有の特記事項を別紙として交付することも可能)	措置済	措置済	解決		
その他重要課題											
②新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革											
平成30年6月15日	その他重要課題	2	a 教養タクシー事業について、タクシー車両を使用して本業業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会連帯上貨物運送行為に該当しない「教養事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点も踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれることがないように留意して行う。	b 平成30年度検討開始・平成30年度結論 令和30年度検討開始・令和元年度結論	国土交通省	a 通達発出済み(「タクシー事業者が行う教養事業等について」(平成31年3月28日付「国土交通省306号」))。 b 通達発出済み(「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」(令和4年9月16日付「国土交通省75号」・国土交通省205号・国土交通省65号))。	a 措置済 b 制度の運用状況について引き続きモニタリング・検証を実施。	措置済	継続F		
規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)											
人材分野											
②転じて不利にならない仕組みづくり											
平成29年6月9日	人材分野	3	「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a 入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b 年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c 仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組む、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成29年度検討・結論を得る 指針の施行後、2年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要なる方策について速やかに検討・結論	厚生労働省	閣議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレットを作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メルマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導時等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況について、今年度も調査を実施し状況を把握した(委託事業による調査)。なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年度、令和2年度時点の状況を把握している。(厚生労働省「雇用均等基本調査」)	労働時間等設定改善指針及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針については、改正内容も含め、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。 また、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、その結果を踏まえ、労働政策審議会の建議を取りまとめ、継続して運用された期間が6か月未満の労働者を労使協定によって子の看護休暇又は介護休暇の発給から除外する仕組みを廃止することが盛り込まれた育児・介護休業法の改正法案を国会に提出している。	検討中	継続F		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	
								措置状況	評価区分
投資等分野									
①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化									
平成29年度 6月9日	投資等分野	3	社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化	<p>社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化</p> <p>従来員の社会保険・労働保険に係る申請手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化の見直し①を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、令和2年度までに電子化(オンライン)を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口(リーフレット)を廃止するとともに、利用促進用の申請端末の資料的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員の電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用促進を行う。</p> <p>社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p>	厚生労働省	<p>平成29年上期に工程表を策定</p> <p>平成29年以降継続的に措置</p> <p>平成29年度検討・結論</p> <p>平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公開している。</p> <p>また、工程表に盛り込まれた事項のうち、算定基礎届等の電子的申請の義務化については、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収法施行規則」という。)、雇用保険法施行規則及び厚生労働省関係石川による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「石川法施行規則」という。)を改訂し、令和2年4月から、大法人の事業所については、下記の手続について電子申請を義務化することとした。</p> <p>【義務化する対象手続】</p> <p>(健康保険・厚生年金保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者報酬月額算定基礎届届出(健康保険・厚生年金)</li> <li>(健康保険法施行規則第25条、厚生年金保険法施行規則第18条)</li> <li>被保険者標準報酬月額変更届出(健康保険・厚生年金)</li> <li>(健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第19条)</li> <li>被保険者賞与支払届出(健康保険・厚生年金)</li> <li>(健康保険法施行規則第27条、厚生年金保険法施行規則第19条の5)</li> </ul> <p>(労働保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概算保険料申告書(徴収法施行規則第24条)</li> <li>増加概算保険料申告書(徴収法施行規則第25条)</li> <li>確定保険料申告書(徴収法施行規則第33条)</li> <li>一般届出金申告書(石川法施行規則第2条の2)</li> </ul> <p>(雇用保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険被保険者資格取得届出(雇用保険法施行規則第6条)</li> <li>雇用保険被保険者資格喪失届出(雇用保険法施行規則第7条)</li> <li>雇用保険被保険者転勤届出(雇用保険法施行規則第13条)</li> <li>高齢者雇用継続給付金支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の5)</li> <li>育児休業給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の30)</li> </ul> <p>なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施している。</p> <p>b</p> <p>(各保険共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を実施</li> <li>大企業に対する直接訪問による利用促進・意見聴取を実施</li> <li>ホームページや関連団体機関誌等、Twitter、Facebook等のSNSをはじめとした新たな広報展開を実施</li> <li>コールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を実施した。</li> </ul> <p>(厚生年金保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請の利用促進の動画を制作し、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映</li> <li>電子申請の利用促進用のリーフレットを作成し、算定基礎届説明会や事業所調査において配布するとともに、保険料告知に係る送付文書への同封を実施</li> <li>電子申請の利用促進に必要な知識を習得するため、日本年金機構の電子申請担当者に対するテレビ会議による研修を実施</li> <li>令和2年4月より、資格取得届等の一部の手続について、GビズIDを活用したIDパスワード方式による社会保険手続の電子申請を開始。また、同月より、GビズIDを利用し、簡単に電子申請ができるよう機能改善を行った「届書作成プログラム」を日本年金機構HP上に公開</li> <li>令和2年度より電子申請義務化の対象事業所(資本金1億円超等)や被保険者数101名以上の事業所で、電子申請を利用していない事業所に対し、電話等により、操作説明などのサポートも含めた集中的な利用促進を実施。令和3年度からは勧奨の取組対象を被保険者数51名以上の事業所まで広げて実施、電子媒体の利用状況など事業所の特性やニーズに応じた訪問、電話、文書、動画を活用した利用促進を進めるとともに、他の施策と併せた周知・広報を行っている</li> </ul> <p>(労働保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用促進の徹底を指示(社労士会等への利用促進や窓口でのパンフレット手交、年1回のデモンストレーションの積極的実施等)</li> <li>窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成</li> <li>事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書を同封</li> <li>監督署への来客者向けに電子申請相談コーナーを設置</li> <li>監督署への来客者に電子申請利用を勧奨する電子申請利用促進相談員を設置</li> </ul> <p>(雇用保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県労働局に対し事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける勧奨リーフレットの配架、事業主向け説明会でのデモンストレーションの実施等を進めて指示</li> <li>制度に関する部分も含め、電子申請に係る質問にこれまでに以上に適切な対応を行えるよう、コールセンターのQ&amp;Aを充実させた</li> <li>令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、GビズID(法人認証基盤)を活用したIDパスワード方式による電子申請の開始に向けて、雇用保険の適用事業所(約220万事業所)へハガキを送付する等の周知を実施した。</li> </ul> <p>c</p> <p>(厚生年金保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのマニュアルを策定した</li> <li>令和2年3月より、電子申請事務における課題を整理したうえでシステム改修を行い、データのシステムチェックや審査・決裁事務の効率化(※)を実施した</li> <li>※ 形式的なチェックや入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で取り、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ確実に処理されるようにする</li> <li>事業主等からの要望が多い健康保険被保険者証の早期交付に向けて、電子申請による資格取得届等の健康保険被保険者資格届について隔週2営業日以降に全量健康保険協会へ資格情報を提供することを目指す旨を日本年金機構令和3年度計画、令和4年度計画に明記した</li> <li>令和4年4月において、電子申請による届出に係る平均処理日数は、資格取得届では7日(平成31年4月は3.3日)、被扶養者異動届では0.9日(平成31年4月は2.8日)に減少しており、迅速な処理を継続して実施している</li> </ul> <p>(健康保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルによる電子申請環境の一部義務化等、電子申請環境の利用を前提とした運用を令和2年11月から開始した</li> </ul> <p>(労働保険)</p> <p>以下の方策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問アドバイザーによる、電子申請の初期設定等に関する支援事業</li> <li>行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置</li> </ul> <p>(雇用保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討し、業務フローの見直しやシステム改修を実施した</li> <li>令和2年度に新たに労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計47労働局において設置完了)</li> </ul>	<p>措置済</p> <p>解決</p> <p>(各保険共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、以下のような組織を挙げた利用促進を行う予定</li> <li>全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う</li> <li>大企業に対する直接訪問による利用促進・意見聴取を行う</li> <li>TwitterやFacebook等による周知広報を行う</li> <li>電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる</li> <li>電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する</li> </ul> <p>(労働保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する</li> </ul> <p>(雇用保険)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用したオンライン申請の申請方法、待長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う</li> </ul> <p>c 措置済</p>		

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)	規制改革推進会議評価	
									措置状況	評価区分
①デジタル活用										
平成29年6月9日	投資等分野	9	不動産登記情報の公開の在り方	不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所見の見直しを行う。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	法務省	登記所併付地元の電子データについて、個人情報に関する取扱いを整理の上、令和5年1月23日に、G空間情報センター(地理空間情報の活用推進を図るための、地情情報、画像情報、防犯情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するもの)を介して一般に無償でデータの提供を開始した。また、不動産登記の裏題部に関する情報については、ベース・レジストリを活用した行政機関間での利活用の推進を図るために、デジタル庁で実施しているデータクレンジング検討事業への情報提供を行った。さらに、デジタル庁における不動産登記ベース・レジストリの実証及び実装に向けた検討に関する事業の実施のため、登記情報(異動情報を含む)及び地図情報の提供を行った。	引き続き、ベース・レジストリの整備に関する検討を進める予定。	措置済	解決
②1時代の遠隔教育										
平成29年6月9日	投資等分野	13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進を進めて、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省	平成27年度～29年度に行った、遠隔地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理し、「遠隔学習ガイドブック」として取りまとめるとともに、平成30年度から、多様な学習や専門性の高い授業等の実現に資することが期待される、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。また、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進に向けた具体的方策の議論や、遠隔教育を実施している学校へのヒアリング等を実施。その議論等を踏まえ、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、広く学校関係者への周知を行うとともに、病児・病後児に対する関係や自宅等における遠隔教育に関して、小・中学校段階の病児・病後児について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいなくても、一定の要件の下で「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう措置。高等学校段階の病児・病後児について、令和元年11月に通知において、同時双方向型の授業を行う場合、受信側に当該高等中学校等の教員を配置することは必ずしも望ましいこととし、令和2年4月の学校教育法施行規則改正において、上限を超える単位修得等も認めるとした。さらに、令和5年4月1日より、小・中学校段階及び高等中学校段階の病児・病後児について、同時双方向型の授業のみならず、オンデマンド型の授業も実施可能とするともに、令和5年度からオンデマンド型の授業の効果的な実施方法や活用方法等の調査研究を実施し、中間報告会において、教育委員会や学校等に対し、制度や取組事例の周知を行った。また、不登校児童生徒への活用した学習活動を行った場合、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を評価に反映できることについて、政策説明の場において引き続き周知を図った。さらに、学校における1人1台端末等のICT環境に関する方針を示した通知において、不登校児童生徒の教育機会確保のために、ICTを活用した学習支援を行うことが重要であることを示し、取組を促した。	引き続き、施策方針等の周知に努めるとともに、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」を踏まえ、遠隔教育を更に推進。さらに、「GIGAスクール構想」を推進することにより、遠隔教育の実施等のICT活用の基盤となるICT環境を令和の時代のスタンダードとして実現していく。引き続き、政策説明の場等を通じて不登校児童生徒の出席扱いに関する制度の周知を図るとともに、ICTを活用した学習支援の取組を促す。加えて、教室での学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を講ずる。	措置済	継続F
平成29年6月9日	投資等分野	14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	a 免許外教科担任という専門的な教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するようないかなる場合でも、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方を見直しについて検討する。	a 平成29年度以降継続的に実施 b 平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省	a 「免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の縮小と遠隔システムの活用により免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に努めるよう、平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を各都道府県教育委員会に通知を提出。また、遠隔教育特例校制度の見直しを行うとともに、当該見直しの通知等において、免許外教科担任の解消や負担軽減のためにも、遠隔授業を積極的に活用すべきことを明記した。 b 平成29年12月に設置した「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」において、免許外教科担任の縮小に向けた方策について検討し、平成30年9月に報告書をとりまとめるとともに、同報告書に基づき、同年10月、「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定。また、都道府県教育委員会に引き続き免許外教科担任制度の適切な運用を行うよう平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教職員課長通知を发出。	平成30年10月に策定した「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、引き続き都道府県教育委員会と連携しながら、免許外教科担任の縮小、免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に取り組み、同指針において、免許外教科担任の解消に向けて、「教科・科目充実型」の遠隔授業を積極的に活用することが望ましいことや、やむを得ず免許外教科担任を許可せざるを得ない場合においても、当該免許外教科担任への支援策として、当該教科について相当免許状を有する者等による「教科・科目充実型」や「教師支援型」の遠隔授業を活用することが適切である旨を明確化する。	措置済	継続F
平成29年6月9日	投資等分野	15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省	「同時双方向型の遠隔授業」の実施にあたっての著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔授業を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会として考え方を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」が平成30年5月に公布され、令和2年4月28日に「教育の情報化に対応した権利制限規定等(35条等)」に係る改正事項が施行された。	措置済	措置済	フォロー終了
③次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し										
平成29年6月9日	投資等分野	26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認	得業の水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	平成29年6月9日閣議決定規制改革実施計画NO49(燃料電池自動車に関する事務手続の合理化)、NO54(倉庫単位での容器等製造業者登録等の取得)を含めた燃料電池自動車等の規制の一元化に係る制度全体の検討を踏まえ、燃料電池自動車等の高圧ガス保安法からの適用除外を含む「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」を令和4年6月に公布(令和5年12月21日施行)、その具体的な内容について、高圧ガス保安法及び道路運送車両法の関係法令等の改正等を実施(令和5年12月21日施行)。	措置済	措置済	解決
平成29年6月9日	投資等分野	31	水素出荷設備に係る保安統括業者の選任	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括業者等の選任を保安監督者により代辦した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	委託事業者における有関係者検討会の結論を踏まえ、例示基準等の改正案を策定中。	令和6年度中を目途に措置する予定。	措置済	継続F
平成29年6月9日	投資等分野	38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	輸送の短見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和元年度検討開始	経済産業省	安全性の検討を踏まえ、圧縮水素スタンド設備に係る技術基準のうち、重圧搬出口又は圧縮水素を受け入れる配管に設置する安全装置の合理化について、関係省令(一般高圧ガス保安規則等)等を改正(令和5年12月21日施行)。	措置済	措置済	解決
平成29年6月9日	投資等分野	47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けられることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施中。	特別充てん許可の手続の簡素化に向けて、事業者の意見も踏まえつつ、引き続き、制度検討を進める。	措置済	継続F





開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
投資促進等分野										
②その他の地域事業者等の要望に応える規制の見直し										
平成28年6月2日	投資促進等分野	30	商品先物取引法における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の効率的な確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の効率的な確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	現在、内閣の検討を行っているところ。なお、登録実施機関である日本商品先物取引協会において、登録申請書の添付書類の柔軟化など登録手続の簡素化に取り組んでいる。	次期法改正までに検討・結論を得る。	検討中	継続F
規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)等										
投資促進等分野										
③美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し										
平成27年6月30日	投資促進等分野	21	理美容師の在り方に関する規制の効果を再検証し、見直しについて検討を行う。	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を再検証し、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	①「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日厚生労働省令)及び「理容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日厚生労働省令)の施行等について、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした(平成28年4月1日施行)。 ②令和5年度に、理容所・美容所の重複開設の施設数、衛生状況、利用者ニーズ等の調査を実施した。	①措置済 ②調査結果を踏まえ、令和6年度以降、制度改正の効果を見極めつつ、見直しの要否を含めた検討を行う。	検討中	継続F
地域活性化分野										
④「地方版規制改革会議」の設置										
平成27年6月16日	地域活性化分野	38	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を把握し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていることとする。	内閣府	・平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革推進会議長で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向を伺うアンケートを実施。 ・同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を出発。 ・平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革推進会議長から会議設置の検討を要請。 ・平成28年1月13日、規制改革推進会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係図の抜粋、要請文書等を掲載。 ・平成28年1月14日、まち・ひととし創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の専任方針に対し、規制改革推進事務局から会議設置の検討を要請。 ・平成28年6月28日、規制改革推進ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を随時更新)。 ・「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 ・各地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置や取組状況について、規制改革推進会議ホームページに掲載している。	・「地方版規制改革会議」設置について検討の意向を示している地方自治体に対し、引き続き、検討状況の確認を行いつつ、働きかけを進める。 ・「地方版規制改革会議」が設置された地方自治体に対し、求めに応じて必要な支援を行う。 ・規制改革推進会議ホームページに掲載している、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組について、引き続き、全国に発信することにより、取組の拡大を図る。	検討中	継続F	
規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)										
健康・医療分野										
④最優先地域医療の確保に向けた医療提供体制の構築										
平成26年6月24日	健康・医療分野	42	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(修業年限の短縮、予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度厚生労働省推進 ②①の検討終了後早期に検討開始。平成27年度結論。 ③平成26年度措置 ④平成26年度検討開始。平成27年度結論	厚生労働省	①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新専門医制度について、研修体制や専門医資格等にかかる認定更新基準の整備を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施した。令和4年度予算においては、 ・日本専門医機構における総合診療専門医のプログラム責任者養成等のための経費、 ・総合診療研修を実施する基幹病院等におけるへき地・離島等での総合診療研修を推進する経費 を令和3年度に引き続き支援した。 ②総合診療専門医を含む専門医の広告に関しては、令和3年7月の第18回「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」において、日本専門医機構が認定する基本領域の専門医について広告可能とすることが了承された。同検討会の了解を踏まえ、令和3年厚生労働省告示347号により、同年10月1日から総合診療専門医を含む日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の広告を可能とする制度改正を行った。 ③地域医療分譲総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施した。	①総合診療専門医については、地域におけるニーズに的確に対応できる「地域を診る医師」としての役割が期待されており、厚生労働省としても、令和5年度の予算で、総合診療研修のプログラム責任者養成等の経費、 ・へき地・離島等における総合診療研修を支援する経費を令和4年度に引き続き計上している。 さらに、令和5年度予算において、大学医学部において、総合診療医を養成・確保するための拠点(総合診療センター)を整備し、一貫した指導体制のもと、卒前教育から専門研修やその後のキャリアパスの構築等を支援する事業を令和4年度に引き続き計上している。 ②措置済みのため、特になし。 ③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。また、令和5年度の改正医療法により、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行った。	措置済	継続F	
創業・IT分野										
②ITによる経営効率化										
平成26年6月24日	創業・IT分野	39	金融機関 接点関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けての取組を支援する。	金融機関から接点関係事項に関する取引照会をオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けての取組を支援する。	金融機関から接点関係事項に関する取引照会をオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けての取組を支援する。	警察庁	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣府、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が決定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性」とまとめた(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取引状況の照会・回答事務のデジタル化(オンライン化)に向けて、検討を行うとともに、同検討会の下に設置された「課題検討ワーキンググループ」において具体的なデータ項目や本人確認の程度、預貯金等照会・回答のデジタル化に関する今後の進め方等について、関係府庁や金融機関等の抱える課題・問題点等の抽出を行った。 平成31年以降、一部金融機関との間で当庁オンライン照会システムを利用した取引照会を実施中である。	オンライン化に対応した金融機関の拡充に向け、金融機関や民間の照会サービス事業者等との検討を継続して実施する。	措置済	解決

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (令和6年3月31日時点)	今後の予定 (令和6年3月31日時点)		
								措置状況	評価区分	
⑥その他の重要課題等への要請に応える規制改革										
平成26年6月24日	農業分野	15	金融機関に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一を実施する。	平成27年度措置	警察庁		「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民一体活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき設置された「金融機関×行政機関の情報連携検討会」(内閣府、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、同検討会が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、預貯金等の取り扱状況の照会・回答事務のデジタル化(オンライン化)に向けて、検討を行うとともに、同検討会の下に設置された「課題検討ワーキンググループ」において具体的なテーマ項目や本人確認の程度、預貯金等照会・回答のデジタル化に関する今後の進め方等について、関係府庁や金融機関等の抱える課題・問題点等の抽出を行った。	照会項目等につき、継続して金融機関と調整を行う。	措置済	解決
農業分野										
⑧農業協同組合の再生										
平成26年6月24日	農業分野	16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の増強強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に關し、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得る金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を単協に示すことを促す。全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を推進を図る。また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくことを明確化するための法律上の措置を講じる。さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下部を担う単協の活性化を図る取組を促す。単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。生産資材等については、全農・経済連との調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検査 農林水産省 金融庁	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業者の増次に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を實現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分置に充てるよう努めなければならないものとする ・単協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする 等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律83号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。  ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における自己改革の実施状況を公表 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を実施(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年11月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表) ・農業関連事業等が黒字である総合農協に対する調査を実施し、その結果を公表(令和2年5月)等により自己改革を促している。	今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。	措置済	継続F	
平成26年6月24日	農業分野	18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようになるための必要な法律上の措置を講じる。なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業協会・金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検査 農林水産省 金融庁	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にする等と内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律83号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・15専門農協と1専門連が株式会社へ組織変更済み。 ・9専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済み。  農林中金・信連・全共連の株式会社化については、「農協改革の法制度の骨格」(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	措置済	継続F		
平成26年6月24日	農業分野	20	他団体とのイコールフットリング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。	平成26年度検査 農林水産省	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書、平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコールフットリングの確保のため、平成27年9月1日付で「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	措置済	継続F		
規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)										
エネルギー・環境分野										
⑨次世代自動車の世界最速普及										
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野	57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるように、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	HFCV-gtrのphase2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのphase2の議論も踏まえ、議論を継続中。今後、各国間での合意により採択され次第、国内基準への取り込みに向け検討を進める。	検討中	継続F	

